日野市議会会議録

昭和62年 第4回定例会

第32号～第41号

12月 7日 開会
12月23日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354
1378065

昭和６２年　第４回定例回日程

１２月　７日	（月曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告
１２月　８日	（火曜日）	審査報告、議案上程、請願上程
１２月　９日	（水曜日）	一般質問
１２月１０日	（木曜日）	一般質問、議案上程
１２月１１日	（金曜日）	一般質問
１２月１４日	（月曜日）	一般質問
１２月１５日	（火曜日）	一般質問
１２月１６日	（水曜日）	一般質問、議案、請願上程
１２月２２日	（火曜日）	審査報告
１２月２３日	（水曜日）	審査報告、議案上程、請願上程

昭和６２年
第４回定例回

日野市議会会議録目次

○12月７日　　月曜日（第１日）

出　席　議　員 …… 1
欠　席　議　員 …… 1
出席説明員 …… 2
議　事　日　程 …… 2
開　　会 …… 3
会議録署名議員の指名 …… 3
会　期　の　決　定 …… 3
行　政　報　告 …… 4
諸　般　の　報　告 …… 65
散　　会 …… 66

○12月８日　　火曜日（第２日）

出　席　議　員 …… 67
欠　席　議　員 …… 67
出席説明員 …… 68
議　事　日　程 …… 68
開　　議 …… 71

（請願審査報告）　　（総務委員会）

請願　第62－７号　借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書提出を求める請願 …… 71

請願　第62－９号　借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書提出を求める請願 …… 71

（文教委員会）

請願　第62－28号　平山西地区へ総合文化センターをつくって下さいの請願 …… 73

（議案上程）
議 案　第 109 号　昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分の報告承認について …… 75
議 案　第 110 号　日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について …… 78
議 案　第 111 号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について …… 78
議 案　第 112 号　日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について …… 83
議 案　第 113 号　昭和62年度日野市一般会計補正予算について（第３号）…… 84
議 案　第 114 号　昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第３号）…… 139
議 案　第 115 号　昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第４号）…… 139
議 案　第 116 号　昭和62年度日野市立総合病院事業特別会計補正予算について（第２号）…… 143
議 案　第 117 号　昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第２号）…… 143
議 案　第 118 号　昭和62年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第１号）…… 146
議 案　第 119 号　市道路線の廃止について …… 146
議 案　第 120 号　市道路線の認定について …… 146
議 案　第 121 号　不動産の取得について …… 146
議 案　第 122 号　農業共済無事戻金の交付について …… 146
議 案　第 123 号　東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散について …… 151
議 案　第 124 号　東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散に伴う財産処分について …… 151
議 案　第 125 号　東京都市交通災害共済組合の解散について …… 151
議 案　第 126 号　東京都市交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について …… 151
議 案　第 127 号　東京自治会館組合の解散について …… 151
議 案　第 128 号　東京自治会館組合の解散に伴う財産処分について …… 151
議 案　第 129 号　東京市町村総合事務組合の設立について …… 151
議 案　第 130 号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 158
議 案　第 131 号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 158
（請願上程）
請 願　第 62－47 号　日野市三沢 742 番地みどり坂住宅地域に地区センターを建設してくださいの請願 …… 172
請 願　第 62－48 号　食品安全条例（仮称）の制定を求める請願 …… 172
散　　会 …… 172

○12月９日　水曜日（第３日）
出 席 議 員 …… 173
欠 席 議 員 …… 173
出 席 説 明 員 …… 174
議 事 日 程 …… 174
開　　議 …… 175
（一般質問）
福島 盛之助 議員
１．狂乱地価と町ずくりへの影響について …… 175
竹ノ上 武俊 議員
１．その後の市内循環バス路線について拡張の努力を問う …… 191
２．福祉医療制度の創設など国保改悪に反対せよ …… 200
３．病床規制のうごきを正し、日野市での入院ベッド確保・七生地域への病院誘致につとめよ …… 210
中 谷 好 幸 議員
１．都市農業を守ろう …… 213
２．切実な老人医療費助成について再度質問する …… 224

3．合唱サークルのためにピアノのある練習場を確保せよ …… 229
散　　会 …… 232

○12月10日　木曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 233
欠　席　議　員 …… 233
出席説明員 …… 234
議事日程 …… 234
開　　議 …… 235
（一般質問）
鈴木 美奈子 議員
1．校内暴力をなくし、中学生活を充実しておくらせるために …… 235
小 山 良 吾 議員
1．松風（南平６丁目）金久（程久保１丁目）両地区の公共用地絡みの財産処理問題について問う …… 252
一ノ瀬　隆 議員
1．表彰条例を再検討せよ …… 266
2．農業共済事業を一部事務組合で充実させよ …… 281
（議案上程）
議案　第132号　日野市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 285
散　　会 …… 295

○12月11日　木曜日（第５日）
出　席　議　員 …… 297
欠　席　議　員 …… 297
出席説明員 …… 298
議事日程 …… 298
開　　議 …… 299
（一般質問）
高 橋　徹 議員
1．小・中学校、校地内に現存する国有地の処理について問う …… 299
2．（仮）２番橋周辺の整備計画について問う …… 306
夏 井 明 男 議員
1．「日野市基本計画施策の方向（案）」を読んで質問 …… 310
半 沢 照 男 議員
1．教育費父母負担の軽減について …… 311
2．浅川自然公園計画その後の進歩状況について …… 315
3．南平丘陵公園計画について …… 319
4．アスベストの安全対策強化を …… 323
秦　正 一 議員
1．日野市基本計画の策定に当たって …… 330
小 俣 昭 光 議員
1．学童クラブの更なる充実について …… 344
板 垣 正 男 議員
1．専門職員を配置した学校図書館の充実について …… 353
2．50米プールのある総合体育館の計画策定について …… 364
3．多摩川堤防のサイクリング道路について …… 368
散　　会 …… 370

○12月14日　月曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 371
欠　席　議　員 …… 371
出席説明員 …… 372
議事日程 …… 372
開　　議 …… 373
（一般質問）
川 嶋　博 議員
1．公共下水道、全市に早期実現、行政の取組みについて質す …… 373
2．市長は固定資産税・都市計画税の値上げ率を最低限度に努力せよ …… 375
奥 住 日出男 議員
1．日野市の生活水準について問う …… 380

馬 場 繁 夫 議員
1．生涯教育と公民館・コミュニティ施設における現状と課題について …… 397
福 島 敏 雄 議員
1．高齢化社会を先見した有料在宅福祉サービスの充実を …… 418
散　　会 …… 436

○12月15日　火曜日（第７日）
出　席　議　員 …… 437
欠　席　議　員 …… 437
出 席 説 明 員 …… 438
議 事 日 程 …… 438
開　　議 …… 439
（緊急質問）
朝鮮籍女子校生への暴力行為の再発を許さないために …… 439
（一般質問）
山 口 達 夫 議員
1．急速に進む高齢化社会への対応について問う …… 441
2．日野市の中長期財政計画は何時作成するのかについて問う …… 462
名古屋 史郎 議員
1．清掃労働者の福利について …… 463
谷　長 一 議員
1．仮称二番橋について再度問う …… 475
2．小・中学校保健の充実 …… 481
3．幼児保健なぜ１歳６ヵ月検診をしないのか（52年法制化されている）…… 485
古 賀 俊 昭 議員
1．市長はごまかしに終始していないか、違法な給与制度「通し号棒制」の是非問題 …… 490
2．都市計画税の税率見直しの動向について …… 505
3．市長の「広報ひの」編集に対する認識について（広報を使っての天皇批判など）…… 509
散　　会 …… 513

○12月16日　水曜日（第８日）
出　席　議　員 …… 515
欠　席　議　員 …… 515
出 席 説 明 員 …… 516
議 事 日 程 …… 516
開　　議 …… 519
（一般質問）
馬 場 弘 融 議員
1．日野本町整備計画を有効に活用せよ（市長計画案とも関連して）…… 519
高 橋 徳 次 議員
1．市内徳用ホームと在宅老人介護事業及びボランティア活動について …… 539
2．地下高騰が市の公共用地取得及び同時業に及ぼす影響について …… 545
3．西平山区画整理事業の事前説明会の問題点と今後について …… 548
天 野 輝 男 議員
1．故郷と愛される町づくりを推進するためには地域住民の声を大切に聞くことから始めよう …… 552
（議案上程）
議 案　第 133 号　日野市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 568
（請願上程）
請 願　第 62－49 号　日野市日野本町七丁目５番地の23、日野市中央公民館における保育室設置に関する請願 …… 587
請 願　第 62－50 号　市営多摩平・旭が丘テニスコートの人工芝及びナイター設置促進に関する請願 …… 587
請 願　第 62－51 号　入院ベッドの確保に関する請願 …… 587
請 願　第 62－52 号　民族的偏見と差別にもとづく暴力行為の糾弾に関する陳情 …… 587
散　　会 …… 588

○12月22日　火曜日（第９日）
出　席　議　員 …… 589

欠　席　議　員 …… 589
出　席　説　明　員 …… 590
議　事　日　程 …… 590
開　　議 …… 595
（議案審査報告）　（総務委員会）
議案　第 84 号　日野市営住宅管理審議会条例の制定について …… 596
議案　第 110 号　日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について …… 596
議案　第 111 号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について …… 597
議案　第 130 号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 599
議案　第 131 号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 604
（総務・文教・厚生・建設）
議案　第 113 号　昭和62年度日野市一般会計補正予算について（第３号） …… 605
散　　会 …… 612

○12月23日　水曜日（第10日）
（議案審査報告）　（総務・文教・厚生・建設）
議案　第 113 号　昭和62年度日野市一般会計補正予算について（第３号） …… 619
（厚生委員会）
議案　第 116 号　昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第２号） …… 631
議案　第 117 号　昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第２号） …… 631
（建設委員会）
議案　第 112 号　日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について …… 633

議案　第 114 号　昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第３号） …… 635
議案　第 115 号　昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第４号） …… 635
議案　第 118 号　昭和62年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第１号） …… 635
議案　第 119 号　市道路線の廃止について …… 637
議案　第 120 号　市道路線の認定について …… 637
議案　第 121 号　不動産の取得について …… 637
議案　第 122 号　農業共済無事戻金の交付について …… 637
（請願審査報告）　（総務委員会）
請願　第 62－12 号　委託業務の前払金に関する陳情 …… 641
請願　第 62－37 号　「空き家割増し家賃制度」導入反対の意見書を求める請願 …… 642
請願　第 62－40 号　議員定数削減に関する請願 …… 643
請願　第 62－41 号　議員定数削減に関する請願 …… 643
請願　第 62－44 号　議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願 …… 652
請願　第 62－45 号　議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願 …… 652
請願　第 62－46 号　議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願 …… 652
請願　第 62－52 号　民族的偏見と差別にもとづく暴力行為の糾弾に関する陳情 …… 659
（文教委員会）
請願　第 62－33 号　義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情 …… 660
請願　第 62－39 号　義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情 …… 660
（厚生委員会）
請願　第 62－11 号　原子力発電所の運転をただちにとめ、核のゴミ捨て

計画をとりやめることを求める請願 …… 662
（総務委員会）
（取り下げ）
請 願 第 62－35 号 三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練基地（ＮＬＰ）建設計画に反対する意見書採択に関する陳情 …… 667
（文教委員会）
請 願 第 61－ 9 号 東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する請願 …… 668
（文教委員会）
（継続審査）
請 願 第 62－ 6 号 公立中学校英語の授業時間増に関する陳情 …… 669
請 願 第 62－14 号 ソフトボール専用グランドの建設についての陳情 …… 669
請 願 第 62－32 号 第三幼稚園における２年保育４歳の増員に関する請願 …… 669
請 願 第 62－49 号 日野市日野本町七丁目５番地の23、日野市中央公民館における保育室設置に関する請願 …… 669
請 願 第 62－50 号 市営多摩平・旭が丘テニスコートの人工芝及びナイター設置促進に関する請願 …… 669
（厚生委員会）
請 願 第 61－14 号 「修築資金融資制度」の改善・拡充、「市民住宅相談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・拡充に対する請願 …… 669
請 願 第 62－ 5 号 神明地区センター早期建設を願う請願 …… 669
請 願 第 62－16 号 東光寺東地区センター建設に関する請願 …… 669
請 願 第 62－19 号 東町地区公害に関する請願 …… 669
請 願 第 62－24 号 犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願 …… 669
請 願 第 62－30 号 老人入院見舞金制の制定と実施に関する請願 …… 670
請 願 第 62－31 号 新町地区センター設置に関する請願 …… 670
請 願 第 62－34 号 ０歳児の特例保育の実施に関する請願 …… 670
請 願 第 62－43 号 日野市南部地域への総合医療機関の設置を求める請願 …… 670

請 願 第 62－47 号 日野市三沢 742 番地みどり坂住宅地域に地区センターを建設して下さいの請願 …… 670
請 願 第 62－48 号 食品安全条例（仮称）の制定を求める請願 …… 670
請 願 第 62－51 号 入院ベッドの確保に関する請願 …… 670
（建設委員会）
請 願 第 61－ 6 号 市道新井第29号線の暗きょ排水施設に関する請願 …… 670
請 願 第 62－ 3 号 「国民の食料を守り、農業再建に関する意見書」提出についての陳情 …… 670
請 願 第 62－27 号 私道の公道移管と公図作成に関する請願 …… 670
請 願 第 62－29 号 多摩平六丁目32番地の８、９に建設予定のマンション建設阻止に関する請願 …… 670
請 願 第 62－36 号 米の市場解放反対、農畜産物の輸入自由化阻止の意見書採択に関する陳情 …… 670
請 願 第 62－42 号 山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情 … 670
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 671
スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 671
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 671
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 672
（請願上程）
請 願 第 62－53 号 法務局の増員に関する要請についての陳情 …… 672
（議案上程）
議員提出議案第14号 借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書 …… 672
議員提出議案第15号 第10次道路整備５箇年計画の道路財源確保の意見書 … 673
議員提出議案第16号 国民健康保険制度に関する意見書 …… 674
議員提出議案第17号 学校事務職員等の給与費国庫負担制度除外に反対する意見書 …… 674
議員提出議案第18号 「空き家割増し家賃制度」導入反対を求める意見書 … 675
議員提出議案第19号 民族的偏見と差別にもとづく暴力行為の糾弾に関する決議 …… 675

閉　　会 …… 676

12月7日　月曜日　（第1日）

昭和62年
第4回定例会　日野市議会会議録　（第32号）

12月7日　月曜日　（第1日）

出席議員　（30名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良吾君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	旗野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　佐伯実和子君

議事日程

昭和62年12月7日（月）
午前10時開会

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	行政報告
日程第4	諸般の報告

本日の会議に付した事件
日程第1から第4まで

午前10時22分　開会

○議長（黒川重憲君）　おはようございます。これより昭和62年第4回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については会議規則第81条の規定により、議長において

26番　市川資信君
27番　石坂勝雄君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（市川資信君）　おはようございます。議会運営委員会の御報告を申し上げます。昭和62年第4回定例会の運営につきましては、去る12月4日午後2時より議会運営委員会を開催し、議案の取り扱い、また会期などについて協議いたしましたので、その内容について御報告させていただきます。

初めに、議案の取り扱いでございますが、今回の市長提出議案は21件でございます。このうち議案第109号の専決処分と議案第123号から129号までの市町村総合事務組合の設立にかかわる7件、合わせまして8件を即決でお願いし、そのほかの13件につきましてはおのおのの関係委員会へ付託することとなりました。

また請願につきましては受け付けされたもの2件でございますが、やはり関係委員会へ付託することとなりました。なお、閉会中の委員会で結論が出されました3件の審査報告もお願いすることになっております。

次に、一般質問でございますが、23名の方から44件の通告がなされておりますので、1日4名程度の消化ということで、6日間でお願いすることになりました。

以上のほか、常任委員会、特別委員会の設定、さらに追加議案の予想を考慮いたしまして慎重に協議いたしました結果、会期はお手元に御配付されておりますとおり、本定例会の日程表のとおりでございまして、本日から12月の22日までの16日間といたしましたので、御確認をいただきまして報告とさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から12月22日まで、期日16日間と決定いたしました。

次に日程第３、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日より昭和62年第４回定例会をお願いすることになります。よろしく御指導をお願いを申し上げる次第であります。

そこで、９月議会以降、今定例会の間の主要な行政事項について、私より３点の報告を行い、他は提出資料をもって報告にかえさせていただきます。

その第１は、土地取引届出対象面積の引き下げについてであります。

著しい地価高騰への抑制対策として規制の強化を盛り込んだ国土利用計画法の改正法令が本年８月施行されました。これに伴い、本市でも10月１日から土地取引監視区域に指定され、500平方メートル以上、2,000平方メートル未満の土地取引について届出受付業務を都から委任され、その価格及び土地利用目的の審査、指導を行ってきたところであります。

さらに、先月１日から、地価の抑制効果を一層高めるため、届出対象面積が100平方メートル以上と引き下げられております。

その届出受付等の業務につきましては、都市整備部都市計画課と総務部用地課で担当しておりますが、今後、１年間で予想される届出件数は約1,200件を超えるものと見込まれます。

そこで、このたびの措置に伴う事務量の増大及び土地高騰を起因として極めて困難な状況に直面している市町村の諸施策の円滑な実現を図るため、都市長会を通じ、東京都に対し積極的な措置を要望しておるところであります。

報告の第２、西平山土地区画整理事業の事前説明会について御報告をいたします。

かねてより、土地区画整理の手法による基盤整備を検討してまいりました西平山周辺地区のまちづくりについて、このたび、その計画概要がまとまりましたので、去る10月27日、28日の両日、滝合小学校において地元権利者へ事前説明会を行いました。

本事業は、区域としては都道２・２・６号線の西側、ＪＲ中央線の南側の浅川までの西平山地区を中心とする約91ヘクタールを予定し、市の施行による土地区画整理事業としてまちづくりを行おうとするものであります。

また、まちづくりのテーマを「ゆとりと快適性のあるまちづくり」と定め、都市計画道路１・３・１号線を主要幹線に、また既定の２路線に３路線を加え、公園の配置、西豊田駅の新設、小学校用地の確保を要素としたまちづくりを計画しております。

なお、64年度を本事業の都市計画決定の目途として、今後、地元に説明を行い、御意見等を伺いながら事業計画を進めてまいる所存でありますので、よろしく御理解、御協力をお願いする次第であります。

報告の第３は、在宅老人ケア事業についてであります。

高齢化社会の到来に備えて、日常生活に支障のある老人に対し、なるべく地域において生活援護できるよう、そのシステムの開発に努めていることは御承知のとおりであります。

本市では、市福祉事業団を事業母体として、その実施を考え、既に老人給食を開始しているところでありますが、次いで、在宅老人を対象とするケア事業を目下追加申請中であります。

この在宅老人ケア事業は、日常生活に支障のある在宅のお年寄りに対しケアワーカーを派遣して、その家事及び介護の援護サービスを行うものであります。既に広報等を通じ在宅ケア事業の参加希望者を募集し、第１回目の説明会を行ったところであります。今後、本事業の推進に万全を期し、在宅福祉に寄与させたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いする次第であります。

以上３件をもって、私より報告をし、その他につきましては資料によって報告にかえたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。中山基昭君。

○21番（中山基昭君）　報告書の63ページ、教育委員会からの40人学級の実施についてであります。

この40人学級への移行、早期への実現は教育条件や内容の充実のための時代の要請ではないかというふうに思います。こうした観点からも、昨年の６月議会におきまして40人学級への早期完全実施の意見書等も提出をしてきておるところでございます。

文部省では66年度を目途に準備が進められているというように聞いておりますが、日野市では既に昨年から小学校におきましては学年進行、こういうような形の中で40人学級が実施をされております。こうした状況等を考えますと、来年度からという面で見る

と、４年生、５年生、６年生において40人を超える学級が出てくる、発生をしてくるんじゃないかというふうに思います。

そこで、何校で、何クラスぐらいが予定をされるのか。あるいはまた、学校――中学校ですね――ではどのような対応をされるのか。こうした点について検討をどのように進められておるかということが一つですね。

それから２点目は、現行の法令あるいは制度等の中で、多くの隘路、制約的な条件等もあるんではないかというふうに思いますが、特段の支障がなく、63年度、いわゆる来年度から40人学級への移行ができるのかどうか。こういうことを期待してよろしいかと。この辺を確認をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　ただいまの中山議員さんからの御質問の来年度４年、５年、６年の40人を超える学級に対しての対応をとるとしたらば、どれくらいの小学校がその該当校として対象になるのか。また、学級数としてはどれくらい学級を用意したらいいのかというような御質問だと思います。小学校につきましては９校、12学級というものが対象になるという状態で現在把握しております。

それからなお、中学校についてはどのように対応するのかという御質問でございますけれど、中学校につきましては、現在まだ40人学級という形での進行が行われていないと。文部省の計画では64年度から66年度にかけて中学校も40人学級の対応をしたいと、そういう考え方である様子ですけれど、現状では中学の生徒数も減少傾向には入りましたけれど、小学校ほどまだ生徒数が落ちていなくて、例えば保有教室等につきましても、小学校では全校、どの学校で実施しても保有教室等の面での支障というものは考えられないわけですけれど、中学校の場合につきましては、まだ保有教室に十分なゆとりがないと。

なお、全体的に学校の中で、ある学年は40人学級になっておって、他の学年は45人学級のままだというようなアンバランスがございませんので、中学校については対象から外して、さらに都並びに国に対して１年も早く40人学級を実施していただけるよう請願していきたいと、こう考えております。

それから２番目の現行の法令、制約等で特段の支障がないのかという御質問でございますけれど、昨年度の請願あるいは議会の意見書をもとにしまして、都教委に対しましては、再三、この40人学級の見通し、あるいは単独実施を行った場合での支障、そういうものにつきまして都教委との交渉を続けてまいりました。

都教委自体は、確かに学級編制基準というものは各都道府県教育委員会の所管事項であるけれど、この問題につきましては義務教育費国庫負担法という法律があるわけでございますけれど、これと連動するという関係から、東京都で独自に実施するということは非常に困難であるのだという話を伺っております。

したがって、それでは日野市自体でこの問題に取り組んだ場合にどういう支障が出てくるのかと。まず、当面の問題としては予算措置並びに予算の議決が伴わない限り、この問題については実施が不可能でございます。それからさらに、現在の法律からまいりますと、一応学級編制の認可とか、あるいは先生というか、学級担任の任命、こういうものにつきましては任命権者が都道府県の教育委員会になっているという状況から、単独に市町村の教育委員会で勝手に先生を採用して、学級担任という形で任命するという、こういう行為は現在の法律の上からは許されていないという、そういう状況になっているわけでございます。

したがいまして、今、ここに40人学級の実施についてという形で日野市教育委員会が法令に違反しない範囲でという内容でございますけれど、40人学級を抱えている学年に対しまして時間講師を日野市単独に採用し、措置してあげて、学級担任の方を助ける方向での対応をとりたいと、こういうような趣旨に基づいて11月の19日の教育委員会でその方向を決定したという内容でございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　中山基昭君。

○21番（中山基昭君）　それでは、基本構想、基本計画との関連において、要望だけをひとつ申し上げてまいりたいと思います。

この基本計画の性格等の中にも基本構想をわかりやすく、その実現に必要な施策や課題を体系的に整理をして、目標を明らかにしておくと、こういうふうな性格づけがされております。こうした面で、この40人学級等を考えてみますと、かなり基本計画等の中での教育問題等については、特に施設の面ではかなり具体的にそれぞれ明示がされております。しかし、小中学校教育における内容、こういうのを見ると大変乏しい、こんな感じがしております。そういう面から、少なくとも先ほど指摘しました40人学級というふうな大変重要な課題、こういうようなものについては、この計画等の中に明らかにすべきじゃないかというような感じで受けとめております。

こうした面から、ほかに類似する今までの日野市のそれぞれのマスタープランなり計画等を見ますと、かなりこれらに類似した形の基本計画ではないかというふうに思いま

す。したがって、そうした面を十分配慮しながら、立派な基本計画をつくり上げていただきたいということを要望して終わりたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　お尋ねいたします。

一つは、今、中山議員の方からお話があった点ですけれども、まさに、これは行政報告の中で文書でもってかえるという報告の内容では私はないと思うんですが、非常に心配もあるわけで、それをもう少しお尋ねをしたいと思うわけです。

教育長の御答弁を伺っておりますと、後で議事録になりますと非常に丁寧に答弁されているんだなということがわかるんですけれども、この点についてもう少し教えていただきたいと思うんです。

一つは、この見通しですけれども、40人学級ということは請願にもありますし、たびたびのさまざまな角度から議論もされていますので、その中の工夫ということで進められたんだと思うんですが。実際に、この40人学級を運営していく中の見通しといいますか、計画といいますか、そういうものをもう少し鮮明にしていただきたい。東京都の方も国の方も、私はいずれ40人学級という問題は実施の段階に入ってくるというふうに、そういうふうに考えていますけれども、それをどの辺までにお考えになっておやりになっているか、その辺も１点伺っていきたいと思います。

それから２点目は、東京都が何か施策をしようという場合に、国からああだこうだと言われるわけですけれども、その中で工夫しながらやっていることもあるわけですが、新聞報道によりますと、東京都の方も何か渋い顔をされていたというふうな報道もあったんですが。現行の制度の中で、地方自治体の日野市の方で任されている権限の中で、いろいろな制度の工夫をされておやりになったんだと思うんですが、制度の欠陥を、すきをついてやったというふうな表現の仕方もあるんですが。そうではなくて、日野市の与えられた権限の中で、あとは予算的なものに工夫ができれば日野市さんどうぞおやりくださいというふうに、全体の制度の中では、当然、できることなんだと。その中でできたというふうに考えた方がいいのか。まさか、そういうふうな方法があり得るとは思わなかったというふうに考えた方がいいのかですね。その辺、どういうふうに理解をしたらいいのかお尋ねをしたいと思います。

それから２点目が、やはり教育の方ですが、私、前回もお尋ねしていますが、今回もさまざまな角度の中から小中学校のいじめを中心にした校内暴力といいますか、ありますし、また、新聞報道によりますと、最近は先生の体罰の問題が報道もされていますけ

れども、日野市内において、９月以降の議会からこの12月までの間にどういうふうな状況になっているのか。一番新しい情報があれば、この本会議で発表していただきたいというふうに思います。

３点目が、これも私はきちんとしたお話としてまだ伺っていないんですが、福祉の方の問題ですが、高幡不動の地域の方に50床の特別養護老人ホームの土地がやっと確保できたとかできないとかということでお話を聞いているんですけれども、その辺、どういうふうになっているのか、現状の報告をぜひしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　第１点目の40人学級に対する運営上の見通しはどうなんだというお話でございますけれど、先ほども申し上げましたように、日野市で、仮に非常勤講師の方々を、そういう40人学級になっていない学年に送り込んだとしても、その方に学級担任を直接責任を持ってやらせるということは、現行法令上、認められないということは、これははっきりしているわけです。したがって、教育委員会サイドとしては、学級担任につきましては、これはあくまでも東京都から派遣されております正規の先生に学級担任をしていただくと。

ただ、授業をやっていく中におきましては、これは非常に多様な授業形態というものは考えられるわけです。例えば場合によれば合併授業とか、あるいは分割授業とか、あるいはグループ学習とか、いろんな創意工夫する中での授業形態というものはとれるわけでございまして、そういう授業を実際に行っていく中で、担任の先生を助け、より子供たちが理解できるような方向での対応、この問題につきまして、これからもさらに来年の実施に向けまして学校当局とも十分内容の打ち合わせをし、法令に抵触しない方向での、あらゆる角度からの対応を考えていきたいと。特に、個性化教育あるいはオープンスペースの活用、こういうものが新しい教育の手法として幅広く検討されている中でございますので、よい機会であるという考え方も通しながら、対応を間違いないようにしていきたいと、こう考えております。

それから２番目の渋い顔を都教委の方でされているんではないかと。確かに日野市が、例えば財政上、何とかやりくりがつくという状況の中で、単独実施でこの方法をとった場合に、他の区市町村も同じような形の行為をとるような方向で影響が出はしないかという点について、都教委の方でもいろんな角度から心配はされております。

確かに義務教育という段階ですから、ある意味での均衡論という面からですね、単独

に、ある市がそういう方向で実施をしたというときに、義務教育段階での不均衡という問題が生じはしないかという面での心配は都教委の方ではされておりますけれど、私たちの立場で今度申しますと、既に40人学級になっている地区も一方ではあるという中で、極力、その辺での都教委との調整については誠意を持って都教委と対応をし、できるだけ問題のない方向で努力していきたいと、こんなように考えております。内容的には、大きな面についてはやはりきちっと教育委員会としてもおさえて、違法のない方向での対応、これに沿って学校を指導してまいりたいと、こう考えております。

なお、２番目のいじめを中心とした問題でどうかと。確かに夏休み明け以降、中学校の中で幾つか問題行動に走る生徒がふえているという傾向とか、あるいはそのために一般の生徒が授業を受けられないというのか、授業の妨害を受けるというような状況にあるとかというようなことにつきましても話は聞いておりますけれど、まだどの程度のケースでどうという形での内容についてまとめ切れておりませんし、今回の通告質問でも鈴木美奈子議員の方から、この体罰の問題、あるいは学校内の生徒非行の問題等についての質問が出されておりますので、それまでに指導室の方とも十分連絡をとって、まとめてお答えのできるような正確なデータを用意したいと、こう考えておりますので、よろしくお願いしたいと思うんです。以上です。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　第３点目の特別養護老人ホームの敷地についてお答えをいたします。

ここにつきましては、これまで特別養護老人ホームを市内につくるべく、いろいろと敷地を探してまいりましたが、最終的には市の土地を使って特別養護老人ホームを建設しようと、こういうことを決定いたしまして取り組むことになりました。

ここにつきましては、地番は日野市高幡864番地の４、高幡住宅の東側の土地でございます。約3,080平方メーターございます。ここを使いまして50人の特別養護老人ホームと、それに併設で地域の在宅ケアサービスができるような老人サービスセンターを建設していく計画で、現在検討を進めております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　それではもう一度、40人学級について大体のお話はわかったわけですが、新しいことを始めますので、関係の方は非常に苦労も心労も多いと思うんですが、実際に、日野市で始まっていくとすれば、やはり最終的にこの判断というのは御父兄の方、都民の方、国民の方が判断するということになるわけですが、ここに臨時応

急の措置としてということも入っていますので、その辺の、どの辺までの大体時期を見ておられるのかということもぜひお聞きしておきたいという点なんです。

それからもう一つは、日野市で独自に始めて、それは非常に言葉は悪いですが、ヒット商品として全国に普及していく、波及していくということもありますから、東京都のこういうふうな東京都下の中の市町村として非常に日野市さんの知恵は非常にすばらしいものだったと。制度を前向きにひとつ、東京都また国になれば制度が大きいですから、やはり小回りが効きませんので、そういう意味で市町村段階からそういうものが実際に実施をされてくるということも当然あることなので、一面の制度のあり方としては、当然だろうと思うんですが、将来的にはほかの市町村でも、やはりこれは普及していくんではないかなというふうに私は思っているわけですけれども、その辺、やはり教育委員会の委員の方の中でお決めになったことですから、さまざまな角度から議論をされていると思いますが、その辺、教育長としては、日野市としてこの制度を打ち上げて、やはり日野市と同じようなことを当然制度として、やはり考えていくべきだというふうな時流になっていくのかどうか。臨時応急の措置としてということで、むしろ、これは今特異な例として評価されてしまうのか。それは非常に難しい判断だと思いますが。先ほどの質問とも絡むんですが、制度の地方自治体としては当然の権限の中で、当然、それはもうすばらしいというふうな流れになっていくのかどうかですね。その辺のことを感想で結構ですけれども、お聞かせをしていただきたいと思います。

それからいじめのことについて私は毎回質問させていただいておりますが、恐らく教育長の方にも教育委員会の方にも、各小中学校の正確な事例報告が、私はなされていると思うんです。本会議で具体的な、余り細部にわたる具体的なことということで報告するということは、適、不適がありますから、その辺、私は心配ないと思うんですが。その辺、議会に報告をされるのは、ある程度抽象的で構いませんが、ぜひ１件、１事件１人というふうな事故についても、やはり正確にぜひ把握をしておいていただきたいというふうに要望しておきます。

その点、前の方についての御感想をお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

確かに新しい制度を取り入れて、担任と講師の先生の密接な連携プレー、こういうものが整わない時点では、かえって学校現場に混乱を巻き起こすというような形にしてしまったら、これは責任問題であると、私は自身、そういうように痛切に責任を感じてお

ります。したがって、この問題を実施するに際しましては、どこまでも、今以上の精力を担任の先生並びに講師で送り込んだ先生との間で、十分とっていただきながら対応をしていかなくてはならないと。できれば「日野さん、よくやった」と言われるような評価を文部省からも東京都からも受けられるような形での対応が実を結べたらと、そんなぐあいに感じております。

先ほど「臨時応急の措置として」というような表現がこの文書の中に載っているということでございますけれど、これはあくまでも現在の学年進行で進めた場合ですね、来年４年生の子供、それからその次の年は５年生、最終年度が６年生という形で、学年進行では66年度までには全部小学校は40人学級に落ち着くはずですから、その期間の臨時応急の措置としてという、その考え方に基づいて対応しているので、各学年が全体的に40人学級に落ち着くときには、今回、日野市が学年に送り込んだ時間講師という形での制度は必要なくなるわけで、その中で取り組んできた、どちらかといいますと小学校段階での学級王国的な対応、こういうような形で、担任の先生がその教室へ入ってしまうと全くその教室の中の様子というものがわきからは十分把握できないというような難点もあるわけでございまして、そういうものが将来に開かれた教育ということで、何とかもっと学級担任同士、あるいは学校全体として子供を預かっていく、そういう形で開かれた学校という形の、あるいは学級、そういうものが展望できたらばもう幸せではないかと、そんなように考えている、そういうところから、臨時応急の措置としてという形の表現を使っておりますけれど、これは、今、申し上げたような状況で66年度までには解消する内容であるということを前提においての措置でございます。

なお、この新しい制度について父兄の方が御不安を感じられないような方向で、ぜひ３月までにはさらにきちっとしたものをまとめて、学校を通して家庭の方々にもお話しできるような場面をつくっていきたいと、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　３点にわたりお伺いするというか、教えていただきたいと思います。

今年度の12月の補正予算の中にも生活保健センターの開設に伴う引っ越しという予算が計上しておりますし、また、外郭もでき上がって完成間近になってきておりますが、その生活保健センターについての使用目的、また管理運営について明確に表示されたものがあると思いますので、その点についての御説明をいただきたいと思います。それが１点です。

それから福祉タクシーが大変好評を得ておりますけれど、その利用状況と現在の対応の状況について教えていただければと思っております。

それから理美容券なんですけれども、いただいている方の中で大変喜んでおりますけれども、寝たきりの方がその理美容券をいただいておりまして、なかなかそれを持って床屋さんや――美容師ですか――行かれなくて、男性の場合は理容師が来て、自宅でやっていただけるということを伺っておりますが、寝たきりの御婦人の方も美容券を使って、そして自宅に来てカットというんでしょうかね、やっていただけないかという、そういった二、三声も伺っておりますので、その辺の現状について、私もわからない範囲でありますので教えていただければありがたいと思っておりますので、その３点についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

生活保健センターの管理運営についての１点目のお尋ねでございますけれども、生活環境部内に生活保健センターの開設準備委員会というものをつくりました。この構成メンバーは、部内の係長以上で生活保健センターにかかわる職についている者が構成メンバーでございます。そのほかに部内から企画の課長、それから総務部の庶務課長、そういったメンバーを入れまして、座長は生活環境部長でございます。既に、この開設準備委員会は11月の20日に第１回目の会合を持ちまして、今後必要に応じて随時開催をしていくことになります。

この開設準備委員会につきましては、御質問の中にございましたセンターの管理運営事項、それから引っ越しとか、来年度あちらへ移ってからの事務について、それがスムーズにいくような体制づくりを目的としているものでございます。

引っ越しにつきましては、今回の補正予算の中にもお願いをしてございます。１月30日が工期でございますので、62年度内の３月中に引っ越しをいたしたい、このように考えております。新年度早々の63年４月１日には開所式を行いまして、それから４月中の適当な時期に披露の式典を行う、式典と披露を行う、こういう大まかな構想ができ上がっております。

管理運営の具体的な面につきましては、その人員についていろいろ要望などをまとめまして人事部局にもその構想を示してございます。

生活センターにつきましては、文字どおり市民生活の拠点となるようなセンターを目指しておりますし、保健センターにつきましては老健法でいわれております、いわゆる

保健の６事業の充実に向けて各種検診などの充実、それから相談、健康教育、そういった面の充実に向けて十分活用してまいりたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは福祉タクシーの補助事業についての御質問がございましたので、これについてお答えをしたいと思います。

福祉タクシーにつきましては、重度の障害者が、あるいは重度の障害を持つ御老人が市と協定したタクシーを利用するということでの基本料金を助成するものでございます。月４枚利用券を発行しております。身体障害者の３級以上の者、また愛の手帳３度以上の者を対象にして利用券をお渡ししております。現在約500名ぐらいの方が御利用なさっておられると思いますけれども、実際にはそれ以上の方にお渡しをしておりますが、実際に利用率は六、七十％だというぐあいに聞いております。100％ということではないということでございます。

そういうことで、今後ともこの利用につきましては車いすタクシーの活用とあわせまして発展的に考えていきたいというぐあいに考えております。

それから、第２点の理美容券でございますけれども、寝たきり者の利用について御質問がございました。特に御婦人の方の利用ということになりますと、やはりパーマネント代ということで年に２回の利用が健常者の場合にはできるようになっておりますが、男性の場合は、それを１回分を２回分に計算をしてお宅に伺って理髪ができるようになっておりますけれども、御婦人の方については、現在そのような形では実施しておりませんけれども、今後とも、また来年度に向けまして、このような御要望があれば考えていきたいと思います。

○２番（宮沢清子君）　どうもありがとうございました。生活保健相談センターなんですけれども――相談は抜けたと言っております――生活保健センターなんですけれども、一部聞き及んでいる中の使用目的に関してなんですけれど、今、部長からも種々御説明をいただきまして、その旨に関しては私もよく理解をしておるんですが、先般の日商連の市長さんとの懇談会の折にもいろいろと使用目的に関しての御質疑もあったようなんですけれども、その中でいろいろと検討されるべきことだと思いますけれども、そういった中で、利潤を生むようなやり方も一方では考えていると。営利を目的とする人たちにも広く市民であれば開放していくというようなお話というか、趣旨説明もあったようなんですけれども、その辺は広く市民が利用するということに関しては理解の及ぶところですけれども、営利を目的となるといろいろな方たちがいろいろな考え方を持って、そ

こで使われるようになりますので、ある程度の規制といいますか、きちっとした秩序を持って利用していただけるような方法を、今後さらに御検討していただきたいなということを感じておる次第でございますので、そういった点もお含みになりながら、開所するまで、また利用者に広くオープンされるまでに検討していただきたいと思います。

それから福祉タクシーの件なんですけれども、車いすタクシーということで非常に、今、御説明のありました愛の手帳を持っている方とか、また身障者手帳を持っている方ということで、そういった方たちが優先的に使われておりますが、緊急を要するお年寄りとか、また急を要して入院をしなければならないけれども、なかなかそれがうまく自宅に車がなかったりとか、いろんなことで利用できない方たちがおるようなんです。

そういった中で、予約をしますと大体１カ月先まで予約が目いっぱいであるというようなことで、再三お断りを受けているというような実情も伺っておりますので、何とかそういった範囲の緩和も御検討していただきながら、広く多くの方に利用していただき、またその福祉タクシーが、また車いすタクシーが１台でもし足りないときには２台にふやすか、それは今後の検討課題でございますけれども、そういった点も十分に踏まえていただいて、市民の声があったということで御検討していただければと思います。

また、先ほども前向きに御検討していただくということで、理美容券のこともありましたが、確かに寝たきりの御婦人が、なかなかいただいても活用できない、せっかくのものを十分有効に活用したいという思いでおりますし、できますれば自宅に来て、男性の理容券と同じような使用の仕方を御検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　40人学級については質問が何人かから出まして、この後も出るようでございますので、これについてはちょっと意見だけ先に申し上げておきますが。

今度のこの準40人学級でありますけれども、東京都や国との行政間の連携のバランスを欠く懸念というか、というものは否めないわけでありますけれども、しかし、政策そのものは素直に申し上げれば市民サイドにとっては歓迎される政策だろうというふうに私は感ずるわけでありますが、これも市民の税金といいますか、自主財源が７割近い日野市であればこそ考えられる案だろうというふうにも同時に思うわけであります。

したがって、この成果については非常にまた注目される政策でありますから、大きな責任を持たされることだろうというふうにも思いますので、１年後、２年後に、その今度の政策――まだ決まったわけじゃありませんけれども――実施するとなれば大きな成

果、発展をできるように、ぜひこれは教育関係の皆さんに頑張っていただかなきゃならないというふうに強く申し入れておきたいと思います。いい成果が報告できるように期待していきたいというふうに考えます。

それから生活保健センターの話が今出ましたけれども、なかなかいい政策もおおむけの、何というか、関心を買うというか、そういう政策を、おおむけをうならせるような政策を、上手なあれをやるなというふうにも思う反面、また、この生活保健センターの例で申し上げますと、詰めの甘さを感ずるような行政の展開もしていくというふうに、一方では指摘をしたいわけであります。

この生活保健センターについて、これは質問でありますけれども、歯科医師会との連携がどうもうまくいっていないというふうに聞いております。事前の計画の段階から相談もないという形の中で、完成間近になっての事後相談というふうなことで、歯科医師会としても対応しにくいというふうなことで大きな不満を持っているように聞いておりますけれども、その辺のところをどのような経過で、そしてどのような方向づけをすることになっているのか御答弁をいただきたいと思います。

それから市長の行政報告の中で、狂乱地価の問題、社会問題として大きくクローズアップされているわけでありますが、その狂乱地価抑制を目的として国土法の改正、日野市も監視区域に指定されているわけですが、さらに国土法の改正があって、土地取引届出対象面積の引き下げがされたというわけでありますけれども、この改正に伴っての一定期間の成果といいますか、というものについてお伺いしたいというふうに思うわけであります。例えば届出数がどうなっているか。それから届け出たものについての是正指導がその中でどのくらい、何割程度、何％あったのか。あるいは違反者といいますか、届け出をされていないというか、そういったようなものがどの程度把握しているかということですね。そしてまた、それに対するペナルティーというものがどのように科せられているのか。そして、今度の全体の国土法の改正の成果ですね、日野市としての実態での成果をどのように出ているというふうに考えるか。そしてまた、今後のこの地価の傾向、特に日野市を中心とした地価の傾向について、今度のこの改正に伴っての方向づけといいますか、傾向をどのように日野市では考えているのか。その点についての御答弁をいただきたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　生活保健センターと歯科医会との関係でございますけれども、60年に基本構想ができまして、当時の担当部課が歯科医会並びに日野医師会と

話し合いをしております。その話し合いのもとで建築が進められまして、今年９月に歯科医会の代表の先生もお入りになっております地域保健協議会におきまして、その構想を御報告いたしまして、すべて了解をいただいております。したがいまして、御質問のようなことはないのではないかと、私どもはそのように思っております。

なお、来年の４月以降、センターを使いまして歯科医会の先生方にも大変大きな協力をいただく事業を予定しておりますけれども、今年５月以降、その準備会に歯科医会の代表の方お２人も積極的に参加いただきまして、私どもと協議をいたしまして、積極的に参加の姿勢をとっていただいております。

○議長（黒川重憲君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　監視区域に関連いたします御質問の回答をいたします。

まず、届出数の推移でございますが、参考までにちょっと昨年どの程度取引があったかということを申し上げますと、61年度の取引で100平方メートル以上、これが1,155件でございます。これを月平均に直しますと96件ということになります。62年の７月、８月、９月でございますけれども、この３カ月におきますところの月平均の取引件数は月平均75件でございます。さらに10月に500平方メートル以上の届け出、それから11月にはこの面積が引き下げられまして100平方メートル以上になったわけでございます。11月の１カ月の、いわゆる100平方メートル以上の届出の件数は63件になります。11月分が63件でございます。このような数字を見ますと、昨年からことしの夏、さらには本年の11月にかけまして、月当たりの100平方メートル以上の取引は減少しているというふうに言えると思います。

２点目の届け出をした物件に対しましての処理の内容でございます。さっき、私が申し上げましたのは11月が63件と申し上げましたけれども、10月は500平方メートル以上になるわけでございます。10月、11月を合わせますと66件ございます。このうち――これは11月末現在の事務処理の内容でございますけれども、価格の行政指導した件数が６件でございます。それから届け出に対しまして勧告をしない旨の通知を出したのが１件でございます。取り下げが２件、審査中が57件ということになります。

３点目は、届け出をしない取引の実態、それからペナルティーということでございます。この件につきましては市の広報でもお知らせをいたしましたし、マスコミを通じましてかなりのＰＲが行き届いておるというふうに見ております。私どもは該当する取引につきましては届け出をしているというふうに考えております。この実態につきましては、今後また調査をしてみたいというふうに考えております。

それから４点目の市の成果でございますけれども、御承知のように、監視区域の指定でありますとか、規制区域の指定ということでございますけれども、特に監視区域の指定で届出事務を行うということの目的は、直接的ないわゆる効果と、それから心理的な効果をねらっているわけでございます。まだ具体的にこの成果がどうかということは出ませんけれども、この届出制度を実施したことによって、この効果は出ているというふうに見ております。

今後の見通しでございますけれども、これは今までの実態を調べた上で評価しないと、今の時点では何とも言えないというふうに考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　生活保健センターの件については、部長の答弁によれば何ら問題ないということでありますけれども、しかし、それは問われればそういう答えになるだろうと思うんですが、その経過からいろいろ聞きますと、かなりの御不満を持っていらっしゃるようでありまして、ある時点から参加していただいて、あるいは事前から相談しているというようなことを申し上げているようですけれども、その受けとめ方にはかなりのずれを感じているわけでございます。あえてこのことについて、これ以上の言及はしませんけれども、今後のこの生活保健センターの運営については、関係機関とのスムーズな協力関係をとって行政を進めていただきたいというふうに望んでおきます。

それから、一つだけ再質問したいんですが、都市整備部長にお伺いしますが、62年、ことしの10月、11月の中で、届け出されたうち57件が審査中というふうな御報告をいただきましたけれども、ちょっと私の個人的なとらえ方では、ちょっと随分多いなというふうに感ずるわけです。これは事務手続上、このような滞留といいますか、という形になっているのか、あるいは何らかの問題を抱えて、その指導のためにこれだけのものを審査中という形で抱えているのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。審査中の57件につきましては11月に受付した分でございます。御承知のように、この監視区域の届け出につきましては法律によりまして審査期間が６週間と定められております。そのうち行政指導に従わない場合には東京都に送付いたしまして、東京都の土地取引審査会に諮りまして、法律に基づく勧告をすると、そういうことになるわけでございます。その東京都の事務手続を含めて６週間ということでございます。

それで、この57件でございますが、ほとんどの物件につきまして鑑定評価をしないと

市の指導価格が出ないという実態でございます。したがいまして、これは事務のおくれということじゃなくて、57件につきましては11月の１日から30日までに出てきたものということで、さっき申し上げました４週間ないし６週間の範囲内で処理をするということになるわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　結構です。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　小山議員の方から土地の取引について質問がありまして、若干関連で教えていただきたいと思うんですけれども。先ほどの市長の御説明によりますと、63年度は1,300件の土地の取引の件数があるんじゃないかということを予想をされておりました。今、都市整備部長の御説明の中でも61年度としては1,155件の土地の取引の件数があったということで、また62年度の７、８、９月におきまして平均75件ということで、特に11月分につきましては63件というような趣旨の御説明でありましたけれども、なかなかいろんな他の行政機関におきましても、なかなか実際に事務担当者は大変な混雑をして、本来の業務内容になかなか支障が出ているというような部分もあるようでございますし、特に来年度につきましては1,200件の予想の中で、今の中では受付は都市整備部関係で受付をし、用地課で具体的にその審査をしていくというような日野市の構成になっておるかと思うんですけれども。特に、今後のこの辺の体制づくりですかね、今後、どういうふうに体制をしながら、よりスムーズにまたこの業務を行っていくか、それの見通しなり、今後につきましての対応をどう考えているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　今、お話しいたしましたように、受付の窓口事務の方までは都市整備部で、そして鑑定評価につきましては、私、総務部の用地課で、そして、それが決定されますと、また本人にお知らせするのは都市整備部というような形で対応してきました。

それで、この件数につきましては昨年度の件数、そうしたものから非常に多いということで、説明や何かのときには十二、三名の人が必要ではないかというようなお話も受けました。しかし、今年度もう既に11月でございましたので、それらを見ながら、ほかの市もそうでございましたんですが、二つの課で、ともかく対応して３月まで頑張ってみましょうということで、それでスタートしました。

そして、今御質問の件でございますが、今後の問題といたしまして、それらを踏まえながら一本化あるいは分離して、さらに人をふやしていくというような形をとるのかどうかということで、今、検討しております。

その中で、現在対応の仕方といたしましては、既にこのような件数がふえてまいりましたので、パートの人を入れましてやっております。それは都市整備部もそうです。それから私どもの方の用地課でもそうです。そしてさらに、まだ決定にはなっておりませんが、大体決定しておりますが、東京都が非常に心配されまして、各26市に対しましてそれぞれの再雇用といいますか、定年でやめられた方で、非常にそれらのものに事務的に精通していると、あるいは研修させて、そういうものをしていくということで、３人ほど御紹介を受けました。その中で、今、１名の方をお願いしているというような形で人数をふやしながら、そして対応していくというのが３月までででございます。その３月までの間に、また組織とかそういうものがありますので、企画と打ち合わせしながら何とかはっきりしたものに、３年間でこれを対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　　ありがとうございました。特に63年度につきましては十分事務内容がスムーズに、また非常に簡素化に対応できるように、再度御検討をいただきながらそういう体制づくりをしていただきたいと思います。

それと同時に、土地の取引につきましては非常に内容的にも秘密的な要素の部分もたくさんあろうかと思いますし、部外に漏れますと大変な行政に対しての責任も問われることになってまいりますし、特に土地の評価につきましても非常に難しい部分もありますので、その辺の部分を踏まえながら十分対応できる体制づくりをひとつよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　　質問が重複している部分は省略いたしまして、２点ばかり伺いたいと思います。

日野市基本計画施策の方向について、これについては広く市民の意見を求めたようでございますし、我々にも示されたところですけれども、取りまとめ、どんな状況が出てきたか、そうした状況がわかりましたら御報告をお願いしたいと思います。

もう１点につきましては、６月に一度出まして、また11月にもう一度マスコミのある新聞紙上で出ておりました、万願寺の区画整理区域内で一里塚というような塚があるわ

けですけれども。私の方は６月の時点で若干伺っておきましたから理解しているつもりなんですが、今回、「区画整理事業で大幅取り崩しへ」というような大きなタイトルで文化財に対する市の認識の甘さというようなことで話題の追跡がございました。これについて、一応市の方はどういう考え方でいるか、そこら辺の意見だけをちょっと伺っておきたいということでございますので、２点についてよろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　お答えいたします。１点目の基本計画ということと、その後の経過という御質問でございます。御承知のとおり、９月議会の全協の中で施策の方向の説明をさせていただきました。その後、10月に入りまして各種協議会あるいは審議会の委員等を含めまして82団体に、関係者にこの施策の方向を送付させていただきました。なお、10月15日号では、市報におきまして全文を市民に掲載させてもらったという経緯でございます。よって、各団体、市民の方からの意見としては51件、私の方に意見をいただきました。これを企画財政部の中で精査しまして、各部に51件の内容を現在再度検討するようにお願いをしている経過がございます。大半は施策の方向の中で示しておりますので、意見の考え方は多少まちまちでございますが、すべてを51件各部におろしたということでございます。

現在、私の方ではその調整と、既に新年度予算編成に当たっての問題を含んで、一つは実施計画を各部の方にも示しております。ただ、まだ完成されたものではございませんので、この意見等を踏まえながら、今後12月中には精査して完全なものに仕上げ、３月には御報告したいという経緯でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　　万願寺の一里塚の問題でございますが、これは御承知のとおり、現在個人所有の敷地内に位置をしているわけですが、市内では唯一の残っている一里塚でございますので、昭和36年に市の史跡として指定をしております。新聞報道にもございましたように、都市計画道路の２・２・11号線がモノレールの建設のために16メートル幅から22メートル幅に拡幅をされることになりまして、ちょうど一里塚の部分に道路がかかるような形になったわけでございます。一里塚の中心部分である小高く盛り土になっている部分にはかかっておりませんけれども、そのすそ野の部分といいますか、のりの部分が削られる形になったわけでございます。

この件については区画整理課の方から口頭で打診があって、昭和59年の６月に開かれた文化財保護審議会で御意見をいただいた結果、現状保存でいきたいというのが委員会

での一致した意見でありましたので、その旨をお伝えをしてあるわけでございます。

市の条例で見ますと、市が指定した文化財、史跡などの現状変更に関しては、日野市文化財保護条例に定めている手続というのは、条例第７条に、指定した文化財、史跡の所有者が変更されたときは、新所有者がその旨を教育委員会に届け出るという規定が一つございます。それからまた第14条に、文化財、史跡等の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは教育委員会の許可を受けなければならないというふうに規定をしているわけでございます。

都市計画道路が確定をして、これからそういう意味では正規の手続がとられるものだというふうに私どもは考えているわけでございます。教育委員会としては、文化財を保護する立場にございますので、できるだけ現状に近い形で、そういったものが保存されることが望ましいわけでございますので、そういった方向で今後要望はしていきたいというふうに思っております。

ただ、文化財保護条例の第３条にもあるんですが、文化財の保護と他の公益との調整にも憂慮しなければならないという規定もございますので、そういった点についても十分に検討しながら、今後、進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　　わかりました。２点目につきましてはわかりました。

１点目の方につきましても、我々見る範囲では非常に望ましいという点については十分のっているようですが、今後の長期的な問題、財政的な問題、そういった目標の達成年度、こういったものがどちらかというと我々中心にとらえたいなと思っておりますので、ぜひそこら辺のことで今後やっていきたい。了解いたしました。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前11時42分　休憩

午後１時08分　再開

○議長（黒川重憲君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　数点ございますが、日野市基本計画の策定の方向づけ、この件について、まず質問させていただきます。

こうして日野市の長期計画を伴った基本計画が作成されたということは大変喜ばしいことと私は思います。特に森田市長14年目にしてできたということは、これまた喜ばしいと思っておりますけれども、やはり私はこの14年間の、14年目の作業の進め方として、日野市の財政面、そういう面からも、やはり大幅に見直すべきときが来ているのではないかということを私自身感じているわけであります。そういう面で、もう日野市の財源は、こうして法人市税が大幅に減収になっているわけですから、これにかわるべきものを考えなきゃならない。

そういう面で、まず１点としては、やはり内部をどう機構改革して、内部の方からどのような形でこの財政を生み出していくかということが、私、一番大きなポイントではないかなと考えているわけであります。各市町村の都市計画事業の進め方を考えてみても、やはり20年、30年かかって、ようやく60％、70％の完成に至っているわけでありますが、日野市においてもまだ大体大まかに32％台が現実であり、この土地が大幅に値上がりをしたり、都市近郊の物の考え方、価値観というものが大幅に変わってきているこの現実を踏まえながら、７年間――これは７年間の計画ですが――７年間で解決するということはとてもとてもできない問題であります。しかしながら、７年の一応長期的な目安を立てて事が実施できるということは、これは大変各部署で計画を練って、作業を進めるということについては、ある面では目安になるのではないかなあと。そういう面では、私たちもまちづくりの点についてはいろいろと頭を痛めているわけであります。

その中で、何かいい方法はないかということを、私自身も考えているわけですが、しかしながら、ここに至っては市民が何を一番要望しておるのか。そして、市民の要望にこたえるためには、どうしたらそういう都市計画事業をこの基本計画の中に埋め込んで作業を進めることができるかということを考えてみるときに、幾つかの点について、これから質問させていただきます。

私、これを読んでみまして、国や都に要望しますなんて、要望しただけでものがもらえたら、私、本当に苦労はないと思うんですよね。だから、いかにそれを財政面として、日野市の財政として位置づけをしていくか。また、これをいかにして予算化していただくかということは文書やそんなもので頼んだだけで、これは通る話じゃないわけですね。だから、そういう、何というか、責任逃れに、私は見て聞こえるんですね。だから、そういうことは、実際言ったことは実施するということで、今後、努力していただきたいと思うわけであります。

特に市民の要望の高い問題といいますと、先ほど夏井議員だったですよね、から説明

がありました特別養護老人ホームの件であります。この件で少し質問いたします。

この特殊老人ホームというのは、これは本当に寝たきり老人を持った方であるならば本当に困り果てているということは実感であります。そういう面で、私も前に説明を聞いたときには、市営住宅の建て替え時に、そのところに一部枠をつくって、そこにつくるということですよね。これは50ベッドということですよね。そして、特に50ベッドというのは特殊老人ホームでも大変経営が困難であります。そういう面で50ベッドの特別老人ホームをつくって市民にサービスする、これは大変いいことだと思うんですが。まず、こういう箱物をつくるということになりますと、日野市の財源だけでは限りがあるわけです。この限りのある財源の中で、そして建てるというんですから、建てたいという気持ちはあるんですから、建てるにはどのくらいの建設費がかかるのか、まずこの１点をお聞きしたいと思います。

そして、特にこの中の職員ですね、職員の場合には、特別養護老人ホームの認可をいただいてつくって、民間の人がどなたかつくりますと、これは全額中の職員の給与については、これは都や国で負担してくださるわけですね。日野市では一銭も要らないわけです。ところが、日野市で独自につくった場合には、これは当然職員の給与もここにかかってくるわけであります。このあたり、職員の給与は何名でどのくらいの予算を考えているのか。このあたりをまずお答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回、かねてあちこちからの御要望の強かった、また議会でも厳しく指摘をいただいております、いわゆる高齢化社会に向かっての一つの施設となってまいります特別養護老人ホーム、この設立のことをいろいろ検討してまいりました結果、やはり市内で市の所有地によって計画を進めるということが最も具体性があるわけでありますから、その決意をしたということを申し上げたい、このように感じております。

特養老人ホームと申しますと、国の一つの制度としてはかなりしっかりした根拠づけがされておりまして、大体50人を１単位とする、そういった施策が全国に大きく進められると。聞くところによりますと1,500ぐらいつくりたいと、このような計画もあるわけであります。東京都と今交渉をしておるさなかでございますから、余り具体的なところまで発表できる段階ではございませんが、１単位という50人方式、それに若干の地域ケアのセンターとなり得る機能、こういうことが考えられるわけであります。

そして、一般に言いますと、社会福祉法人の法人格を有する施設が、今までこの事業

の行っている例が多いわけであります。我々も隣にあります、立川市にあります至誠老人ホームでありますとか、八王子市にありますアゼリヤ会とか、そういうところに今まで委託をする形で事業を一部やってまいりました。市が直営するということではないわけでありまして、市有地に市が責任を持って建てる。それを民営の法人格に委託をして経営していただくと、こういう考え方が、今、進みつつある考え方でございます。

したがいまして、その福祉法人というのは、先ほど言いました日野市福祉事業団でよろしいのか、あるいは別の法人格を求める必要があるのか、そのあたりもだんだんと明らかにし得ると、このように考えております。

直接お聞きになりました、確かに財政需要の非常に厳しい今日でございますので、なるべく制度資金を求めまして、そして、それに大部分のことは依存をする、それが基本であります。その際に、大体４分の３程度の建設費、原則としてですが、あるいは経営の中の財政援助、こういうことが制度として定められておりますので、そういう方式に依存をしたい、このように考えております。あとの４分の１を法人格の場合は寄附金でありますとか、自己努力による財源で補うということになっておりますが、日野市の場合もそういった努力をしながら、若干の市からの公費の援助も必要になるだろうと、このように考えておるわけであります。

御指摘の財政に対します厳しい中の、しかも地域社会に必要な施設でございますから、制度資金をなるべく幅広に導入をすることによって、この事業の将来の誤りのない運営に取り組んでいきたいと、こういう考え方でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　大まかのところはわかったわけでありますが、実際問題として、市でつくって民間、社会福祉法人ですか、民間の方に委託するという形ですよね。結局、それの受け皿がはっきり、これからも当然考えていくことと思いますけれども、やはりある程度親方日の丸的な考え方で経営されたのでは、やはり当然、先ほど市長から説明がありました建設費の４分の３、経営費の４分の３を希望しておるということでありますけれども、やはりこの場合ですね、この建設資金、また経営する運営資金が少なくなることも、当然私はこのような形ですね、始める限り、やはり難しい面もあるのではないかなということはわかるわけですね。特に、日野市の所有地を使うわけであります。その日野市の限られているところの、要するに土地を利用するわけですから、やはりどの程度――今後、私はこの日野市のまちづくりを進めるについては、一番必要なのはやはり用地の私は確保だろうと思うんですね。この間もちょっと話をしていたら、いや、

その中からつくっていただくということが原則なんですということを言っておりますけれども、それじゃあおさまらないからできないんです、今まで。再開発も何もできない。だから、そういう面から見ましたら、やはりそういうところにいきなり、確かに市民が要望しておりますところの特別養護老人ホームですから、このことについては私たち何の異存もないところですけれども、やはり日野市の大きく変わり行くまちづくりを考えた場合に、やはり市長のサイドでものはできます、できますけれども、もっと慎重に、日野市でどなたか遺産とかそういう関係で、この土地を提供してくださり、協力してくださる人がいるならば、これは可能なんですよ、できるわけですから。やはりこういう形で進めていくという方法もあると思いますが、やはり日野市内に在住して、また遺産、その他でそういう仕事を将来してもいいなんていう考え方がある人がいるかもわかりませんしね、そういう２本立てで話を決定――さっきは決定したということを言っておりますが、決定じゃなく、用地を探しながら、一番いい方法で建設していただきたいと思うわけであります。そのあたりで市長の意見がございましたらもう一回お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　これまでいろいろな市民からの質問に対しましても、用地の段階で明確な答弁ができない、期待に沿えないという状況がかなりの期間にわたっておるわけでありました。

そこで、お説のとおりの市民の方で経営をやっていただけるような方はないだろうかと、こういうことに当たりましてもいろいろと当たってまいりました。それから市内の先ほどお話のありました相続のような場合にも、何かそういう方法で運営をやっていただくような手がないだろうかということも相談をしてまいりました。それらの結果、今までのところ、特に現在の土地事情の中では、法人格を持つためには用地が必要であり、また用地を取得するためには莫大な資金が必要である。東京都から１園５億円程度の用地費が用意されているというふうには言われておりますけれども、それで達成した事業体はまだないぐらい厳しい状況でございます。

この際、何と申しましても急ぐためには市有地を使うことによって、それで事業を進めたいと、こういう結論に到達したということでございます。何とぞ御理解によりまして、ひとつ正常な推進ができるように御理解をお願いしたいと思っております。

先ほどの午前中の議場におきまして、そのことに触れられました。また、初めての場所の発表と公表ということになりますので、私から表明をするのが適当だろうと思って

手を挙げましたが、議長から指名もございませんでしたので、この際、そのことを議場に御報告させていただきたいと思います。場所は高幡の、かつて四十七、八年ごろ市営住宅用地として日野市が取得をした土地であります。現在は、その一部が福祉センターに仮設の形で使われております。その福祉センターは多少これまで不手際なこともございましたが、今回は、その建物の中に別の要素として包含をする形で二つの事業が達成できれば幸いであると、このような考え方でございます。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　じゃあもう少し質問します。ということは、あの場所はわかりました。じゃあ、この場所は坪数はどのくらいあるわけでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　大きさでございますけれども、3,080平方メートルでございます。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　そうしますと、3,080平米であるなら、まあまあ大丈夫だと思うんですね。そういう面から見ましてはいいでしょう。しかしながら、やはり、私は確かに市民が要望しておる、これはよくわかるわけです。しかしながら、やはり今まで森田市長も先ほど相続の人にもお願いしたということを聞いておるんですが、私の知っている範囲ではそういう声は一度も聞いていないわけであります。そういう面で、今急いでつくりたいという気持ちも、なんかわかるような気がしますけれども。やはり私はもう少し――確かに用地を買収して、そして用地がなければ確かに法人はできません、医療法人をつくることはできない。そうすれば、当然融資を請求する、建設費、そして中の施設の面についても予算化させていただくことはできないと思うことは、これは当然ですけれども。やはりこのような福祉――多分これは50ベッドだと恐らく手狭で、またどこかにという形になると思うんですね。将来は、やはり日野市においても老人が大体300人から400人近い人が寝たきり老人が出てくるであろうということが可能なわけですね。そういう中で、ただ50ベッドで、そして、この箇所ではほかに増築して広げたいと思っても、これはできないわけですよね。そういうときのことも考えていらっしゃるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　考えておるわけであります。これまで市内に４カ所ぐらい設ける必要があるだろうということを議場でも申し上げております。今後、それらのこと

を想定した中で、つまり、市営住宅の建て替えということがある際に、立体化することによって戸数を維持しながら一部の用地を捻出していくと、こういうことを申し上げております。そのことを住宅行政の当局にも問い合わせてみておるわけでありますが、それは一応可能であると、こういう回答もいただいております。

そういうことで、今回考えますのは１単位の規模ではございますが、将来はそういうことを見通して適切な可能性を用意しておくというふうに考えたいと、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　大まかなところはわかりました。そういう面で、私が市長に要望したいことは、やはり私は日野市の所有する財産をそういう面で一部を使うということは必要であるかもわかりませんけれども、そういう箇所が４カ所も５カ所もできてしまった場合に、やはり駅前の再開発とか、そういう問題には実際用地の代替地が必要なんですよね。そういう代替地がない限り、もうどうしたってこの話し合いに応ずるということは困難なわけなんですね。だから、このままでいいのかと。福祉ばっかりそうしてばらばらまいて、そういう形でやってまちづくりが進まない。そして、地域差がますます出てくる。こういう形であったら、やはり私は市民として、やはり財政を有効に使うという面においてはもう少し今後慎重に御審議していただきたいと、このように思います。この件についての質問は終わります。

また、今、私はこの７年計画の中に織り込んでもらいたいということは、やはり日野市においては体育施設がございません、整った総合体育館なるものはないわけであります。やはりこれを早期につくるということが日野市民の健康増進と、そして健康管理のために最も必要なものではないかなということを日ごろから考えています。

ここら辺だと、近いところはもう百草や落川の人たちはみんな多摩に行きます。そして本町周辺、栄町の人たちは自転車に乗って昭島の総合体育館に行って、そしていろいろ競技を練習し、そして健康に努めているというのが現実であります。そういう面から、私はこの日野市においても、やはり早期に、この７年計画の中にしっかりと予算化して盛り込んでいくべきが必要じゃないかと思っているわけでありますが、この点についてお答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市としてメインになる総合体育館、これはつくりたい、あるいはつくるという計画がございます。南平体育館をつくった当時に、これはサブの

体育館であるということも市民に説明をいたしております。メインの体育館は、いずれ桑園跡地の留保地を位置として考えてきたわけでありまして、財政的な、土地を取得し、その上に体育館を建てるということを、しかも２年間に実現するということは財政負担の上でかなり難しい技でございますので、いろいろ工夫して、ある程度は他力本願の手段も取り入れて、そして財政的な克服を図りたいと、こういうことを一つの試案として議会にも申し上げたことがございます。したがって、その計画は動いているわけではございません。つまり、留保地は区画整理事業の範囲に入ることになっておりますけれど、いずれ、それはより有効な方法で体育館用地も確保する、そういうことをもくろんで進めておると、こういうことでございますので、特養ホームとのバランスというようなことではなくて、特養ホームは特養ホームとして必要な施設は当然つくらなければならない、これは地域社会の大きな責務であると、このように考えております。大きな計画で、今後とも地方自治は十分可能性を私は持つものであると、このように信じておりますので御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　そうしますと、３年間の中には入らないけれども、７年間のうちにはどうにか考えてみたいという市長の考え方でしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　従来の事業計画、財政も含めて一応３年計画、短期の３年計画というのを持ちながら、それの優先順位、あるいはローリングを図りながら単年度予算を組んだと、こういうことでありました。今回は、それをやや足伸ばしして、前期３年、後期４年、つまり、第２次基本構想の目指す期間、その間になるべく可能性の状況をつくっておきたい、これが中期計画でございます。したがいまして、７年計画では入れて、そして、なるべく実現が可能なように進めてまいりたい、こういうことになろうと思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　大体わかりました。ひとつ市民の要望の高いものですから、真剣に考えていただきたい、このように思います。

これから道路の面が、まだこれを見ますと、まだ国道、都道、このあたりのことも明らかでないわけですが、この道路の部分はどのような形で、特に１・３・１、１・３・２、都道の２・２・12、２・２・11、この件はどのようなことを考えて、ここに織り込んでくるのか、そのあたりを説明してください。

○議長（黒川重憲君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。私の方からは都市計画街路につきましてお答えするわけでございますけれども、現在の都市計画道路につきましては、昭和36年にほとんどが計画決定をしたものでございます。計画決定以降、市におきましては区画整理事業、それから２・２・５につきましては単独の市の道路事業ということで取り組んでいるわけでございます。そのほかには東京都が都道として整備をしてきているわけでございます。

今後、残りの未整備の区域につきましては区画整理区域を除きまして、東京都あるいは国と協議を重ねながら、道路管理者を定め推進をしていくという考えでございます。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　36年に都市計画道路として決定されているわけですから、大分おくれているわけですよね。このあたりをいかに早く促進するかということが日野市民にとりましても大切なことではないかと思うわけです。そのために、私は、こういう基本構想の中に、都道だから国道だからということで、余り関与しないということでなくて、やはり意欲的にこの作業を進めていくことが、私は日野市民にとりましても意義のあることじゃないかと思うわけであります。その点、もう少し意欲的に、36年ですからもうちょっと早くピッチを上げて作業を進めていただけるのかどうか、このあたりをお答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今日、よく申し上げておりますとおり、一応学校づくり等の緊急な財政指数の時期は一応終わりましたので、今、一番大きく取り組むのがハードな面、いわゆる道路網で、幹線道路網でありますとか、あるいは下水道でございますとか、またその手法を区画整理事業に依存をしながらやっていこう。これは買収じゃ、到底できることがまた一層長期化いたします。そこで、もし市民の方の地域地域の理解を得ながら区画整理方式を取り上げていこうと、これが今現実に認可されている事業が三つございます。これから来年、再来年にわたって認可をいただくべく進めておるのが３事業になります。このように、大わらわで、言うなればこの時期こそということで取り組んでおることは、もう議員各位のよく御承知のとおりでございます。ますます意欲を高めて、やれという御指摘には全く同感でございますので、そのように取り組んでまいります。よろしくお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　市長からそう聞きましたもので、私も少し安心したようなわけですが、市長みずから大変とは思いますけれども、陣頭指揮をとりながら、こういう道路の問題についても取り組んでいただきたいと思います。

今度は下水のことなんですけれども、私は下水の面につきまして、処理場が日野市は三つ使えると。この中で、特に浅川処理区、また南多摩処理区、秋川処理区と、この面で実際に稼働になりますと、使えない地域は明らかになってくるわけであります。そういう面で、私は地域差があってはならんと、この問題でですね。そういう面で私は先ほど申し上げましたこのことを解決するには、国道や都道の開発をしながら下部を接続してくるという方法が私は一番いいと思うわけであります。そういう面で、私は市長にこの道路の問題で意欲的に取り組んでほしいということは、こういう面も実際絡んでいるわけでありますが、ぜひ私はこういう地域差がある、この地域差を縮めるには、やはり地域の住民の住んでいる方々の理解も当然必要ですし、そして、その地域の方々がどういうことを考えていらっしゃるか。やはり市長は一部の人から耳を傾けて聞いているようですけれども、やはり日野市民全員から、何としてもこの下水道だけは早くつくってほしいというのが地域に住む、私たちの住む地域はいつになるかわからないということで一番心配しております。そういう面で、この事業に絡んでいる道路の問題ですから、私は市長に陣頭指揮をとって、この問題も解決していただきたいと要望いたします。

こんなようなわけで、私は、今、何点かについて質問いたしましたけれども、特に日野駅前の再開発ということにつきまして、これはもう大変難しいんですね。最近、日野市の駅前の駐輪場が私の裏にあります。その裏の駐輪場を貸している方が、要するに隣の土地が高く地上げされて、73坪を１億8,000万円ぐらいで売りに出したものだから、駐輪場を返してくれと、実際に来ているわけですね。それで、その場所はかつてはもう20年も家が建たなかったんですね。それを私は確認していたものですから、実際、私の裏に家が１軒できたんです、ぽつっとね。家ができましたものだから、調べてみましたら、これは確認申請はとっていないわけですよね。そういう家でそこにできたから、もう隣の人も売って、その隣の人は日野市内のどこかに移ったらしいんですけれども。その土地が実際に高く１億8,000万で売りに出して、そういう売買になったか知りませんけれども、実際にそういう土地があるわけです。むしろ、私は、こういうところは、日野市で、今、土地の売買については国土法に基づいて指導できるわけですから、こういう場所は日野市において、将来まちづくりに必要だということで、やはり言い含みながら確保できるような方法がとれないものかどうか、このあたりお答え願いたいと思いま

す。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　せんだって、広報の記事といたしまして多摩川沿いの地域がこれから都市計画時代に入ると、このような予告を掲載して、関心をお願いをしておるわけであります。そのことが、例えば２・２・11という路線を東に延ばすことがモノレールの導入に欠くべからざる条件でありますし、それからまた、西の方に、つまり、中央線までは、これはできている部分、あるいは都がこれから着手する部分、これによって届きますので、その線路をくぐって西に渡る部分、これがどのように今後の実現に向かって取り組めるかということにつきましては、特に先般、都庁に出向いて、そして、都営住宅の今朝ヶ島においては建て替え問題、それから神鋼跡地においては新築問題、これらの事業とあわせて、つまり、東京都庁の中の道路担当の建設局と、それから住宅担当の住宅局が、ぜひ合意を、調整をしていただいて、そうして一日も早く着手していただくようにということを申し立てておるということも御報告をしたとおりでございまして、それらによって下水道問題も幹線として、つまり、多摩川中央幹線のためには、ぜひそのことも実現しなければいけませんし、それからモノレールコースを東の方に、２・２・11路線を延長する意味でもそのことが必要でございますので、まずそれらのことを中心として取り組み、それらのまた行程の中で日野駅の改造でありますとか、あわせて森町の再開発でありますとか、こういう課題がもう間もなく日程にあがってまいります、というふうにお伝えいたしております。地域の御意見も十分拝聴しながら、そういった、何といいましょうか、前段の取り組み、あるいは具体的なその後の取り組み、これらのことを、まさに地域の方々に本気になってひとつ御理解を願うと。こういうことに、そういう時期に到達しておりますので、これからその大きな課題として取り組んでいくと、こういうことを申し上げた次第でございます。

御指摘のことは、多少時間がかかっておりますけれども、今後、日野市の将来の発展のためにぜひ解決をして図っていかなければならない大きな課題でございます。そういう認識で取り組んでおるということを御理解をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　あの地域の中で実際に土地売買ができると、売って出て行ってしまう人がたくさんいるように思うんですよね。そのあたりの見解をお聞きしたかったんです。ちょっと難しいでしょうか。まあ、いいや。

そういう面で、実際、あの地域は今まで本当に認められなかったというか、本当に困

り果てて、道路のことでいつもごたごたごたごたしていたというようなのが現実であります。そういう面で、こうして調査地ができて、方向づけができたということは、大変私は喜ばしいことであると思っております。そういう面では、私は、この基本計画を見まして、やはり私は短期間、要するに７年間におけるところのやはりしっかりした事業をしっかり定めるとともに、そして、この事業認可をいただきながら、そして日野市の長期的展望に立てられるような建物でもしっかりしたものをつくっていただきたいと思うわけであります。そういう面で、今後、日野市民にとって最もよいという、そして今、こうして建物を建てられた計画が実施されたということは、将来の財産になるような、そういう立派なものをぜひ進めていただきたいと思いまして要望といたします。

○議長（黒川重憲君）　　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　　２点、お伺いします。

１点目は18ページの国民健康保険税の収入状況ですが、税の改定が行われたということもあってなのか、あるいはその事務手続上の問題なのかわかりませんが、61年度の収納率66％に比べ、今年度の収納率が42.3％というふうに、かなり普通では考えられないような低下を見ているわけですが、これは何かあくまでも事務手続上の問題なのか、それともあるいは税金が上がっちゃったというんで滞納する人がふえたとかというような状況があるのかどうかですね。それを１点お伺いしたいと思います。

次の２点目は、先ほど来、休憩前の質疑の中でも中山議員、夏井議員、あるいは私どもの小山議員からも質疑ないしは指摘があった40人学級の実施の問題でございますが、多少重複するかもしれませんけれども、さらに質問したいわけです。

先ほどの教育長の御答弁を伺っておりますと、法令と市民からの強い要望の間の間隙を縫ってといいますか、事務手続上はそういった形で苦しい施策ではあるけれども、内容としてはバラ色といいますか、オープンスペースでどうのこうのとか、いろいろ将来的に新しい形の教育がそれによって実施できる可能性もあるのだというふうな形の御説明であったというふうに私は聞きました。ただ、新聞の報道、あるいは私がこれを実際どういう形になるのかなという自分なりに判断をいたしますと、例えば現在45人なら45人で二つのクラスがあると、そうい学校があるとしますね。それがホームルームはそのまま二つのクラスで行われて、例えば国語だとか算数だとかという実質的な授業になると、その二つのクラスが３クラスになるわけですね。実態として、じゃあ子供たちは、児童が、うちの担任の先生はだれかというふうなことを考えるときに、ホームルームだけを受け持つ先生を担任の先生として把握するだろうかと。大学の講義のように、各講

座別に違う先生のところに行くような授業の受け方であれば別ですけれども、多分そうではないと思うんですよ。３クラスになった場合の組み分けによって、算数であろうが国語であろうが社会であろうが、すべてある先生のもとで授業が行われるという形になると思うんですね。実質的には、だから、３人の担任がいるような実態にはなろうかと思うんですね。その辺で児童の不安といいますかね、子供の教育にとって、特に小学校の児童にとって担任の教師というのは非常に大きなウエートを持っていますね。その辺で児童がかえって混乱をしないだろうかと。こういった完全な形の40人学級へ市がお金を出すことによってすぐ移行できるんだというんであれば問題ないと思うんですが、そうじゃなくて、非常に変則的な形での40人学級なので、私は非常に不安を感じるんですね。恐らく、これは要望したお母さん方もその辺の具体的な実施内容については、まだ理解をしないで、余りよく知らないままで、いいことですねというふうな反応をするかもしれない。それが非常に心配なんで……。

とりあえず、まず私が第１点目として伺いたいのは、11月19日の教育委員会でこのことが、実施が決定ということになったということでございますけれども、その教育委員会の中でこういった児童とか父母の不安というようなものを踏まえての討論があったのかどうかということをぜひ伺いたいと思うんですね。できれば、そのときの教育委員会の議事録といいますか、ありますればいただきたいというふうに思うわけです。それが１点目ですね、今の問題の。

それから次に、先ほど教育長のお話の中で63年度から４年生以上、４年生、５年生、６年生を対象として該当するところは９校、63年度は９校で12学級という御説明がありました。これを具体的に言いますと、63年から64年、65年まで実施されるわけですね。64年は５年生、６年生、65年は６年生だけと。この間の該当校が何校あって、該当クラスが何学級あって、それぞれの年度ごとに臨時として日野市がお雇いになる非常勤講師が何名必要で、それぞれ幾らぐらいそれについてお金を出さなければいけないのかということを年度を追って、少し表みたいになれば一番いいんですけれども、わかりやすく説明をいただきたいと思います。以上、よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　　市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　　まず１点目の国民健康保険税の収納率が61年度、62年度と大きく差があるということの御質問に対してお答えいたします。

まず61年度は本決定を10月にいたしました。それから今年度、62年度は本決定を８月ということでいたしまして、主なこの収納率の差は、今申し上げたようなものが主な内

容でございます。

なお、この表は９月末現在の表でございます。年度おしまいでは前年と同じような収納率になろうかと思います。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。11月の19日の教育委員会では、子供たちがこういう制度を取り入れることによって起きる混乱とか不安ですね、そういうものについて、どの程度の審議が行われたのかという御質問ですけれど、教育委員会の各委員さん方の意見というのは、一つは、請願とか議会の意見書の趣旨からいって、方向づけとして市がそういう方法であれ対応していくという、その考え方には賛成であると。ただ、制度を運用していく時点の上で、学校当局に迷惑をかけぬような手立て、これについては万全を期してほしいという意見と、それから、かつて50人、60人学級を対応していた当時とは異なって、40人学級といっても現実的にはもう既に30人あるいは30人を割っているような小規模の学級もあるわけですから、かつてのような50人、60人で対応していたときと全く授業内容が変わらないようなあり方というのは一考を要するんではないかと。学校当局とも十分研究して、新しい教育の取り組み、特に個性尊重の教育等が大きくクローズアップされている中で、そういう小規模集団に対応する教育のあり方というものをぜひ突き詰めていってほしいと、こんなような意見等がございました。

それで、今の馬場議員さんの方からの質問の、私もこの学級担任制度という、このよいところはあくまでも残しておきたいと、こういう気持ちは非常に強く持っております。

それと同時に４年、５年、６年という、小学校でいえば、どちらかといいますと高学年の児童がその対象ですから、小中との関連で、中学に行きますと教科主任制度が非常に大きくウエートを持ってくると。そういう面からもぜひこういう機会に学年主任の方を中心としての学級担任と、それから日野市で送る講師の先生、これの連携プレー、このものについて、ぜひやっぱり学級自体がもう少し開かれた学級として、新しい角度に向かっての挑戦をしていきたいと、こんな気持ちでいるんです。

現実的には教育委員さんも非常にその辺のことに関心を持っておりまして、実は、11月の25日の日にも、これは愛知県の知多半島のつけ根のところに東浦町というのがあるんですけれども、そこの緒川小学校と、これは全国的にも10年来、そういう関係での学級の枠を越えた取り組みを進めている非常に有名な小学校があるんですけれども、その学校の視察等もしてまいってきておりますし、できれば年を越してから、その学校で全国規模的な形での個性尊重教育に向けての研究発表等も行われますので、各学校の先生

方も行けたら行けるような手立て等もとってみたいと、一つの参考事例として取り上げてみたいと、こんな気持ちでおります。

それから議事録というようなお話なんですけれど、実は、教育委員会の議事録というのは要点記載というような状態で、議会のように速記者がいて、そのやりとりを全面的に記録に残すというような形でなくて、要点記載というような形のまとめをしておりますので、今の私の方で口頭でお話をした程度のまとめしかまとめとしてはできてないんじゃないかと、そう思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　１点目の国民健康保険税の、これは確認しますが、あくまでも事務手続的な問題でこういうふうになったとすれば、最終的には昨年度、前年度並みの収納率になるであろうということを大体言えるわけですね。ちょっと確認します。

○議長（黒川重憲君）　市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　はい、そのとおりでございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　それでは、教育長の方のお話なんですが、教育長の言われる前向きな教育の将来というふうなものに向かっての取り組み姿勢はよくわかりますし、それもぜひ必要なことだなということは私も重々感じております。全くその点では同感なんですけれども、ただ、この変則40人学級といいますかね、そういった形のものの中で、そこまでのことが言えるものだろうかという気がするわけですね。どうも今の教育長のお話だけですが、教育委員会の中の議論を自分なりに想像いたしましても、やはり現場の先生が教育委員の中に少ないせいかもしれないけれども、どうもこれをやって大丈夫なのかいというふうな、そういう議論がほとんど行われなかったような感じがするんですね。

それで、私ね、40人学級完全にすぐできるんであれば、全く諸手を挙げて賛成なんだけれども、こういう形で変則的にやって、それを知らなかった父母あるいは子供の中に、今度こんなふうになっちゃうのか、というふうな混乱が起きやしないかなということを非常に心配するわけです。

一方では、もうぜひぜひやってもらいたいというふうな声があるわけですけれども、まさかこういうふうな変則的な形で実施されるとは思ってもみなかったというふうな声が、もし後から出てくるんだと、これは大変なことになると思うんですね。

それで、私、教育長に強く申し上げておきたいのは、これからまだ恐らく３月の新しい年度の予算の中で出てくる問題かと思うので、それまでの段階で該当するであろう９校ですか、その辺のＰＴＡないしは職員、校長先生と十分詰めていただいて、こういった形でやっても問題は出ないというふうな自信といいますかね、ある程度の根拠を持った上でこの予算を提案をされる際にはやってもらいたいなというふうに思うんです。

先ほど、教育長の答弁の中で答えていないんだけれども、63年度は９校12学級で、先生が何人で幾らでと、64年度は何校で何学級で、何人先生が必要で幾らの予算と、65年もですね、それをもう一度御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　申しわけありませんでした、落としてしまいまして。

最初の方の問題につきましては、確かに３月議会で予算を検討していただく時点までには、さらに学校あるいは父母、そういう該当される直接の関係者とも、その内容について十分詰めて、議会で御答弁できるようにしていきたいと思っております。

それから２番目の方の、63年度は９校12学級と、学級数で12学級ですね、今申し上げました40人学級に対応できていない学級があるわけですから、そういうところに時間講師の方を１名ずつ配置していきたいという考え方ですので、当然採用される時間講師の方は12名ということで、予算としては約4,800万を考えております。それから64年度、その次の年になりますと５年生と６年生だけが対象になりまして、４年までは学年進行で40人学級になってきていますから、５年、６年だけを対象にしますと、今のところでは８校９学級ということで3,600万の予算を64年度には必要とするであろうと想定されております。それから最終年度の65年度、65年度は６年生だけが対象ですので、４校４学級、予算では1,600万を一応考えていると、そういう状況でございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　よくわかりました。

それからもう一つ申し上げておきますが、今回の変則的な40人学級を市が導入するきっかけとなったのは、請願が59年から61年２本と、合計３本出ているんですね。この請願に基づいて一生懸命努力をしてこうなったんだという説明だと思うんですよね。

念のために申し上げておきますが、たまたま私も最後の請願については紹介議員にもなっております関係で、非常に責任を感じるわけですね。初めの59年と61年の最初の方の請願は教職員組合から出されているんですね。私どもが紹介議員になったのは、四小のＰＴＡが請願の代表者といいますか、なっているわけですね。こういった形で教職員の側からの、要するに教職員組合側からのかなりのプレッシャーがあった上での施策だ

なという感じが半分以上するわけですね。

これは、実は、子供の数がだんだん減っていく中で、こういった形での要望を出しておかないと教職員の数がどんどん減らされていくぞと。それに対する一つの牽制球といいますかね、そういう意味合いでの請願というかな、そういうことも十分あるわけですね。

そうしますと、私は、将来の問題ですけれども、先々、65年になれば４校４学級だけで、あとはこれでおしまいになりますよという簡単に教育長は答弁されるけれども、一たんこういう形のものを市が自前の予算でやったという実績をつくりますと、しかも３年間つくりますと、その次にはじゃあどういうものが出てくるかと。例えば全国的な規模で35人学級に何とかしろとかというふうな運動が出てこないとも限らない。日野市はかつて40人学級のときにこういったことができたではないかと、またそういった教職員組合側に立った議論が盛り上がるおそれが多分にあると私は考えるんですね。ですから、もし実施をされるにしても、これはあくまでもこの問題だけですよというふうな区切った対応の仕方、明白な対応の仕方がぜひ必要だろうというふうに考えます。その辺でちょっと教育長のお考えを伺いたいと思うんですが。

○議長（黒川重憲君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　ただいまの御質問でございますけれど、将来40人学級が完結した暁に、さらに35人学級をというような教職員組合等からの要請等が出されてくるであろうと。これは義務教育でございますから、義務教育である以上、やはり国の制度として35人学級という問題が進められていく、そういう過程においては、当然東京都もそれから日野市も対応していくのが当然であると思いますけれど、それじゃあ今回と同じような形で、もしそれが要求が出れば、日野市単独で対応できるのかというような問題になってまいりますと、今回のケースとは若干ケースが違って、財政負担、その他の問題等も含めて、そう簡単なものではないと私も思っております。というのは、今回のこの40人学級の問題等につきましても、東京都との話を進める過程の中で、かつて50人学級から45人学級に１学級の学級定員を落としてくる時点の中で、そのときは全体的に49人学級、48人学級、47人学級という最高の、いわゆる学級定数というものの上限を抑えながら45人学級に落としてきたという、比較的その面では矛盾が少なかったのが、今回は、たまたま保有教室、その他児童生徒数の減少問題、いろんな問題がかかわったと思いますけれど、学年進行という形で小学校１年生から順次やっていくというような形の過程の中で、高学年の子供を学校に預けている父兄と、それから新しく１年生に入学する状況との中に起きるアンバラ、そういうような問題等も含めながら、問題が特に極端にクローズアップされたという内容が、既に40人学級が実施されております、東京都でいいますと、10区３市それから４町村ですか、ここでは10の区と三つの市、四つの町村では既に40人学級ができている、そういう状況とのアンバラ問題等がいろいろふくそうして、こういう問題が生じてきているという特殊的な条件があると思います。

それで、私も64年以降、中学も今の状況でいきますと、学年進行というような形で対応するという考え方を今のところは持っているわけなんで、先日も３年、２年、１年という、もし学年進行で教員の需給関係から問題があるならば、３年、２年、１年という学年進行のあり方、こういうものも場合によっては考えてほしいと。結局、１、２年の生徒は必ず３年を通過して卒業していくわけですから、今回の場合も、今になってそんなことを言っても始まりませんけれども、６年、５年、４年というような形で学年進行が行われていけば、その学年はみんな新しく入ってきた子供たちは通過して中学に行くんですから、それは後の祭りで何とも言えませんけれど。いろいろな対応の方法があるだろうということで、そんな意見等も都教委の方には言っておりますし、いろいろあると思いますけれど、単独で40人学級が完結した暁、さらに35人学級に向かって日野市が独自の形で問題に対応していくということは、現実的に財政的な側面からいっても無理であると、こういうふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　　最後にちょっと要望をしておきます。今回の議案の中には、この関連のものは出てこないかと思うんですが、できましたら文教委員会の中で、これは予算が出てきたときに初めて議論をするのではなくて、その前の段階でもう少し詰めて、教育委員会の中での議論がどうであったのかということも踏まえて御議論をいただければありがたいと思いますし、先ほども申し上げましたけれども、この変則40人学級それ自体の問題点に重ねて、将来にわたって一回こういうことを始めると歯どめがきかなくなるというふうな、そのことも踏まえていろんな御議論をできますれば文教委員会の中でやっていただければありがたいというふうに要望しておきます。以上で結構です。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　今いろいろ変則40人学級、準40人学級というんでしょうか、そのことで御意見、質疑が出されております。今、馬場議員の方からは、いろんな制度には光の部分、陰の部分というのが必ずどんないい制度でも伴うわけで、若干、現時点で、やはり検討しておいた方がいいのではないかという点について絞ってお話がございまし

た。

私、十分なる知識を持っておりませんが、現在の小学校は機械的に国の計画では昭和66年度には40人学級が実現すると。しかし、そこまで待たずにこうしたアイデアを出して、変則的ながら40人学級を日野市が工夫をしながら制度として確立していこうということは、それなりに興味深いものを覚えるわけです。

私の考え方からすれば、国のいろんな厳しい財政状況の中で、着実に昭和66年度に向けて小中学校全体で全国的に40人学級が実現されるようにという願いを持っておりましたので、こうしたものが突然出てきたということで、知恵はいろいろ絞れば出てくるものだなという気はいたしております。

しかし、今ちょっと思い出してみますと、このことをこの議会で一度出した方がいらっしゃるんですね。今、ちょっと休憩なさっておりますが、古谷太郎議員が、たしか予算か決算のときに、日野市は十分財政的な裏づけがあるから、市で独自に教員を雇って40人学級はすぐにでもできるというようなことを、たしか、言われたような気が今しております。そのことをちゃんと忘れずに覚えておかれた方がどこかにいらっしゃったんだなあと、こう思うわけですが、今の質疑の中で、私が若干気になりますのは、クラスの担任はそのままに置くということですから、クラス編制はあくまで現状のまま、しかし、授業を行う際に科目ごとに40人を切る40人以下の学級に編制がえをして授業をするということですから、生徒の方に多少自分の担任の先生というものに対する理解の仕方、今、お話にもありましたが、この成長過程にある精神的に非常に真っ白な状態の小学校の時期に、先生がいろいろ指導する、生活や学習の面で助言や指導をされる先生が何本立てかになるということについては、やはり十分専門家の意見を聞く必要があるなというふうに思いました。その点について、もし市の方の教育委員会の方で、何かお話が出ているのであれば、その点を教えていただきたいと思いますが、ここで私がお聞きしたいと思いますのは、新聞の報道の内容をちょっと見てみますと、40人学級の市の制度での実施については、児童の習熟度に応じて教科ごとに学級編制をするというふうに書いてあるんですね。つまり、クラスを現在１クラスあるものを二つに分ける際に、どういう基準でこれを二つに生徒を分けるのか。こういう習熟度に応じて分けるということは、つまり、能力的な面を重視をしてクラス編制をするというふうにとれるわけですが、果たしてそういうお考えをお持ちなのかどうかということをお尋ねをいたします。

それからもう１点、機会均等ということがよく言われるわけですね。つまり、義務教育ではどこの市町村にいても、どこの町にいても、同じような教育条件、教育環境のもとで行き届いた児童や生徒の能力や適性に応じた教育が受けられるようにということが大きな原則としてあるわけですが。例えば41人現在１クラスいるとすれば、これを二つに分ければ20人と21人のクラスに分かれるということになります。ほかの現在２学年までは、小学校はもう全部40人学級が実現しております。また、現在の３学年以上についても、小学校の場合にはことしの４月現在、１クラスの平均が36人ですから、40人そこそこのクラスが現にたくさん存在をする。そうしますと、非常勤の講師にお願いをして、この変則40人学級を実行した学校は、20人のクラス、21人の学級ができるけれども、既に40人学級を実行しているところにおいては39人もあれば40人もあるということで、逆のバランスといいますか、機会均等上の問題というものが発生をしないかということが懸念をされるわけですが、その点については教育委員会としてはどのようなお考えをお持ちなのか、この点についてお聞きをいたしたいと思います。

それからもう１点、これからスタートを本格的にするわけですが、初任者研修制度というものが制度化されてきているわけです。つまり、先生方もある一定の期間、教職についていただいた後は、免許の更新でもないんでしょうが、もう一度よく一定期間振り返って、さらに先生としての力量を高めてもらうということで、この制度がスタートしているわけですが。この日野市で採用した非常勤の先生というのは、こういった制度の適用外に置かれるのか。法令上のことは、私よくわかりませんが、先生の質を高めていこうということが今叫ばれている折に、こうした制度の適用にちょっと初任者研修を受けられるような体制として問題はないのかどうか、その点お聞きをいたしたいと思います。

あと、まだちょっとお聞きしたいことがあるんですが、とりあえずそれをお答えいただきたいと思うんですが。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　まだ全体的にこういうあり方でというところまで行っていない部分もあるかと思いますけれど、３月に向けてさらに詰めていきたいという部分もございますけれど。今、私自身こういう方向で時間講師の先生を学校に入れた場合に、大原則、二つの大原則だけはおさえておきたいというのは、一つは、その時間講師の先生を学校に入れることによって、40人学級になっていない学年の子供たちを機械的に三つのクラス――先ほどのお話の２学級の場合ですね、２学級の場合で言えば２学級を三つのクラスに分けちゃって、それで一つのクラスを時間講師の先生に面倒を見てもらうと。こういう方法をとりますと、これは先ほど中山議員さんの質問にも答えましたように、

いわゆる任命権者である東京都の教育委員会の所管事項ですから、法に触れる形をとってくると。したがって、そういうような形で入れた時間講師をもって、その学年を２学級を３学級に分割して対応するということだけはとらないで、学級担任はあくまでも都から派遣された担任が、例え45人学級であっても45人学級として受け持ってもらいたいと、このことはきちっとおさえていきたいと思います。

それからもう一つは、入れた時間講師の先生を、いい先生が来てくれたと。ひとつ40人とか45人に関係なしに、例えば小学校の五、六年生の理科の専科の先生かなにかに仕立てちゃって、理科か何かの授業はその来てくれた時間講師の先生にやってもらおうと。あとの授業は担任がやると。ですから、理科の授業をやってくれるときだけは担任は職員室に帰って採点をするとか、事務の仕事を処理するとか、そういう担任としてのゆとりができたと。だけれども、子供の方にとってみれば、全く45人学級のときと、ただ、たまたま理科の時間なら理科の時間だけが講師の先生によって指導されたと。それではせっかく入れた意味がないわけですから、そういう40人とか45人に関係ない形での活用、これは何としても避けていただきたいと。その二つをやはりきちっとおさえた上で、先ほどから申し上げましたように、一応学級王国的な現在の状況、その中に、確かに学級担任としての制度上のよい面もありますから、それはそれとして、やはり学年全体として活用してほしいと。

習熟度別学級をやるのかというような御質問がございましたけれど、別に能力別の学習とか、あるいは習熟度別の学習とか、そういう形で機械的に子供たちを分けるのではなくて、確かに授業の形態の中で、例えば算数なんかで分数の通分がどうしてもわからないために、その先へ算数が理解できないというような子供たちがあったときに、そういう子供たちを、例えば機械的に30、30、30というような形で分けるのではなくて、例えば10名なら10名ぐらいの小集団の中で授業が展開されるようなケースもあるでしょうし、いろんな形態というのは当然その中で考えられると思うんです。その辺の問題を、やっぱり現に学校で子供たちの指導に当たっている先生方と内容をずっと詰めて、３月までに父兄の方の不安やなにかがないような方向で対応していきたいと、そんなような考え方を持っているわけです。

それから逆のバランスというお話がございましたけれど、これは確かに45人学級であっても、40人学級であっても、そのボーダーのところに来ている学年といいますか、これは常に問題がどんな形にもっていっても起きてくるわけです。１名転校生が出ていったんで、去年までは41名いた２クラスが40名になってしまって、１クラスになっちゃったと。あるいは逆に40人の子供がいたところへわきから１人入ってきたんで、２年生になるときにはクラスを二つに分けて２学級になったと。こういうケースは、これは40人学級であれ、45人であれ、ボーダーのところには常につきまとってくる問題であって、その問題を今の制度の上ではなかなかすっきりした形で回答が出し切れていないという面もありますけれど。今回の時間講師の問題につきましては、単に45人の学級を、今行ったように機械的な形で46人になったから云々かんぬんというよりも、時間講師の先生も含めて、学年主任のリーダーシップ等も重要な要素になってくると思いますけれど、学年全体という形の中で対応できる方向、これをいろんな角度から調整してみたいと、率直に言って、そんな気持ちでいるわけなんです。

ですから、まだ３月ほど時間もありますし、３月の予算議会までにはもう少しすっきりした形の答弁ができるように、学校と十分連絡をとって研究してみたいと、こう思っております。

まだあったかもしれませんけれど、もし――初任者研修の問題でございますけれど、これは東京都の方もあれですけれど、新規採用の方を勝手に日野市で採用するということは、恐らく制度の上から無理だろうと。ですから、かつて教職経験を持っていて、例えば育児の都合でおやめになったとか、あるいは既に十分学校の子供たちの対応等について熟知している先生の中から、父兄の方が安心して受けていただけるような方を物色して時間講師としてはめていきたいと、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　わかりました。いろいろまだ検討されなければならない、議論を煮詰めていかなければならない問題がまだ大分残されているようでありますので、少なくとも児童生徒を持つ父兄や関係者に不安を与えないような諸準備を整えてもらいたいと思います。

ただ、今私がお聞きした中で、40人学級にするために機械的に２つに分けるんじゃなくて、ある場合にはなかなか学習の内容に十分ついてくることができなかった人には、特に小人数、例えば10名程度のクラスもつくって、クラスの編制もしたいというようなまだ検討段階かと思いますけれども、そういうお話もあったわけですね。父兄の立場にしますと、10人の中に選ばれて喜ぶ人もおられるかもわからないし、逆にそうでない場合もあるかもわからないですね。小学校という義務教育の前段の教育期間の中で、理解度とか、それから学習の到達度をもとに分けるということが、果たして適切かどうかという問題も残ると思うんですね。そういった点、ひとつ新聞には習熟度に応じたクラス

編制を行うということが出ておりましたので、市がこういう考え方を示されたんだろうと思うんですが、若干問題も含んでいると思いますので、その点についてはさらに御検討をお願いしておきたいと思います。

それから、この40人学級は全国で実施するには大体８万人の先生をふやさなくちゃいけないということが言われておりまして、大変な財政負担を伴うということがあるわけです。いろんな考え方の方があるにしろ、40人学級を計画どおりに達成してもらいたいということを私ども思っていたわけですが、先般、そうした40人学級のクラス編制の実現を求めるということで、この40人学級実現の願いに悪乗りといいますか、悪便乗した行為が学校で行われたように、私は事実をとらえております。これはことし９月の22日から11月21日の２カ月間ですね、「東京都公立小中学校の40人学級編制実施計画における格差の是正を求める東京都事務監査請求」という監査請求が出され、署名が集められました。署名活動が活発に行われたわけであります。このことは、特に法律できちんと認められております行為でありますし、署名運動を自由に活発におやりになることは一向に差し支えないわけですが、これが各学校等で学校の現場で行われるということに関しては非常に問題があるというふうに思うわけです。

教育長は、この40人学級の事務監査請求の署名活動が日野市の小中学校を問いませんが、実際に、いわゆる教育公務員法等の法令に触れる形で行われた事実を掌握しておられるかどうか、この点についてお聞きをいたします。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　今回の日野市が実施したいという方向で対応している問題と、今、古賀議員さんの方からおっしゃられた監査請求という形で都教組が都教委を対象にして対応しているこの問題と、次元的には全く別次元の問題でございますけれど、一応そういう問題が起きてきた時点の中で、いわゆる教職員自体が受任者という形で署名を集めるいわゆる当事者になっては、これは公務員法に抵触すると。そういう点についての指導等は都教委からもございましたし、校長会等も通しながら、各学校へも徹底しておきました。

それから、私、学校といいますか、都教組あたりで出しております新聞等を見ましても、都教組自体もその辺の法的な問題については新聞の中に触れて、一応組合員に、先生自身が受任者になるということはできません、というようなことも書かれておりますので、法令に抵触するような形での行動は行われていないんじゃないかと、そういうように私自身としてはとらえているわけなんです。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　教育長は非常にのんびりしておられたということになるかと思うんですが、現に大坂上中学校で10月の半ば過ぎに、あるクラスで担任の先生がこの40人学級の事務監査請求の署名を父母が集まっている席で、現に求めております。そこで、ある父母から、そういう行為は公務員法等に触れる政治行為にあたるので、やってはいけないんじゃないですかという指摘を受けて、その署名を取りやめたという経過がございます。しかも、その先生は、居直ってそう言ったのかどうかわかりませんが、「やたらこういう場で署名を皆さんにお願いしてはいけないということが勉強できて、皆さん本当によかったですね」という言葉を残してこの署名を取り下げております。

こうした行為は、今はっきり教育長の方からもおっしゃったんですが、東京都教育委員会の方からも教職員に対して、違法な行為にあたるのでやらないようにという注意が促されて、校長会等を通して、そうした働きかけもしているというお話がございましたが、そういう指導があろうがなかろうがお構いなしに父母に対して、学校に来てもらった、その席でみんなにお願いをして署名を集めようとした、こういうことがありました。

はっきりと法に触れる行為である、地方公務員法の36条、または教育公務員の特例法21条３項、こういったものから政治的行為の制限ということで、はっきり署名活動は地方自治法に基づく事務の監査請求の署名を成立させることは政治目的だから、こういう行為をやってはいけないということが、はっきりと書かれているにもかかわらず、学校の先生が現に日野市内ではそうした行為を行ったという事実があります。

やはり先生方が、今いろんなことが問題になって、子供たちにルールや校則、社会のルール、こういうものを守りなさい、ということを口やかましく指導をしておられるようなんですが、そういった子供たちに決まりを教える立場にある先生みずからが、違法行為を平然とやる、こういう体質が日野の教育現場には色濃くあるということは、このことを見てもよくわかると思うんです。形式的な指導とか、それから通知を出すことによって、そのことをおざなりにしておられるわけじゃないと思いますが、事足れりとされる点は、非常に私不満でございます。やはり生徒たちを指導する、そうであれば、まず法律やそうした公務員として守らなければならない、みずからに課せられたルールというものを守っていく、尊重していく、そういう姿勢が先生方になくてはならないと思うんですが、この事務監査請求の署名集めについても、日野市の中学校の中で、私が承知しているだけでも確実にそうした件がございました。十分御調査をいただきたいと思います。

それから、この間、都労連が、いわゆるベアの年内実施と、それからボーナスの増額などを求めてストライキをやりました。この都労連の中には、当然日教組も都教組も含まれているわけですね。日野市の小中学校の中で、この違法なストライキに先生方はどの程度参加をしているのか。少なくとも各学校からの報告等は求めて受けておられると思います。それがきちんと掌握しておられたらお話しをいただきたいと思いますし、事務監査請求の署名集めに関する教職員の違法行為、政治的な活動についてどのようにお考えになっているか。現にあったということを私は事実を承知しておりますので、教育長はまだ御存じなかったようですが、そのことを今お聞きになって、どのようなお気持ちなのか、お考えか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　先ほども申し上げましたように、組合の機関紙等も、今言った受任者として教員が直接そういう形でのあれに携わることができないということを触れて職場の方に徹底していると。一方、都教委からも教育委員会を通して学校の方に通知を出していると。そういう中で行われました今回のこの監査請求なので、私の方は先生自身が、今、古賀議員さんの方からお話があったような形での行為には全く触れていないというようなつもりでおりましたけれど、今のお話がございましたので、これは十分調査した上でしっかりした対応をとりたいと思います。

それから、なお都労連のストライキという問題につきまして、これは都教組の場合、ここ何年もそういう関係でのストライキ等につきましては、いわゆる子供たちの授業に妨害といいますか、あるいは支障を生じないようにというような形で、例えば朝なら朝の早朝１時間を放課後の方に繰り下げたり、いろんな便法をとっているようでございますけれど、勤務時間内の問題については、それが朝であれ、放課後であれ、変わりないわけですから、それには参加した者については、一応報告を都教委の方にあげまして、賃金カット、その他の対象になっておりますし、また、今回のストライキにつきまして何割ぐらいの先生がそれに参加したか、という細かい調査は、私の方まことに申しわけないけれど、今、この時点で掌握しておりませんので、調べた上、御回答できるようにしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　私は教職員のストライキ、公務員を含むわけですが、違法なストライキというものが日野では公然と年中行事のように繰り返される。日野の市政の体質の中にそういうものを容認し、むしろあおる気風がある、風潮があるというふうに憂

いているわけです。今、学校現場ではいろんな問題があります。中学校や小学校等を含めて、先生方も大変苦労をしておられることはわかるんですが。ストライキをやってはいけませんよという現行法が、憲法にも違反をしない、合法だという判例も確立をして、法律は、やっぱり一つの国民の意思でもあるわけですから、先生がまずストは禁止されているにもかかわらず授業を放棄してストライキに参加する、こういうことが毎年当たり前のように行われているということに関しては、やはり教育委員会が教職員すべて日野市内の場合にはきちんと掌握をして、都教委と連絡をとっていただく中で、違法な法を犯す行為が行われないように対応していかなくちゃいけないわけですから、いま少し毅然とした対処をしていただくように、心を少し入れかえて対応していただきたいと思います。

そうして事態を、やはり改悟するという努力を、形式的ではなくて、きちんと実態のある対応で示していただきたと思うわけです。

40人学級の事務監査請求については、後で調査をして対応するということですので、その点は答弁されたことに違背をしないように、きちんとやっていただくことをお願いをしておきたいと思います。

それから、これは特にもうお聞きはいたしませんが、私がやっぱり気になりますのは、質問させていただこうかと思ったんですが、ことし出されております、教育委員会で発行しております「日野の教育まどべ」という小冊子がございます。この67号に日野市教育委員の岸　俊彦さんが「メンタルディスタンス」という題で小文を寄せておられます。これは、つまり、ことしの３月から４月にかけて、入学式、卒業式に教育委員として参加をして感じたことを感想として述べておられるんですが。この中に、非常に私、気になることが書いてございました。それは、「入・卒業式の運営について、こどもをさしおいて校長と教師とが対立する種を持ち込む人がいるそうですが、そういう種で校内のエネルギーをつかうことはおろかなことです。この種はあらかじめ排除しておくことが学校運営者の賢いやりかたです。」と、こう断定的に書いてあります。この岸教育委員がおっしゃりたいことは、入学式、卒業式における君が代の演奏、斉唱、また国旗の掲揚のことを指しているということは文面から明らかであります。

学校の管理運営の責任者である校長や教頭先生は、卒業式、入学式シーズンになると非常に頭を痛める。つまり、国歌、君が代の取り扱い、それから国旗、日の丸の取り扱いについて、教職員との間にいろいろな意見の対立があって苦労をしておられるということは、高橋　徹議員もこの間一般質問で、前回取り上げておられましたが、私も再三

指摘してきたとおりであります。日野の教育委員の方の中に、これだけはっきり断定的にそうしたものを、卒業式や入学式に持ち込むなということを公然とこうした教育委員会が発行するものに文を寄せて、みずからの主張を明らかにされることはいいことですが、学校現場で、今、一生懸命学校の円滑な運営に努力しておられる校長、また教頭、また心ある良識ある一般の先生方は、非常にこれでまたやりづらくなるだろうと思うんです。

ことし１月の成人式の式典で、市長のひとつの意向を受けて、国歌の演奏を排除した、こういうことがありました。これを受けて、いろいろなことがささやかれ、教育委員長が任期半ばにしておやめになったのは、そのこととは関係ないと言われておりますが、世間の風評は、私が仄聞するところは全く別であります。

こういうことで、ことしの入学式、卒業式でも、学校現場ではかなり校長先生方はやりづらい面があったのではないかと思うんですが、それにたたみかけるように教育委員の方の中に、やはりこういうことをはっきりと、教育委員会が発行する冊子の中に述べておられる方があるというのは、日野の教育の現状を考えると、先ほど申しましたように、違法な行為が学校の先生方によって毎年同じように繰り返される、全く反省もないし、注意をしてもきかれない、公然と行われている。何か教育委員会の体質とか考え方、対応にやはり問題があると私は考えざるを得ないわけであります。

どこの国の人も、特に国歌それから国旗の取り扱いについては、皆、尊重している、大事にしていこうという、国家のシンボルとしてそれらを尊重するということは世界の常識なんですね。ところが、それに全く相反する形で意見の対立が一部の教育現場で繰り返し繰り返し主張されて、学校の教育現場が混乱しているというのは非常に由々しき問題であります。特に日野市の場合がそうだとは私は断定的には申しませんが、やはり日野市の市政全般、また教育委員会の体質、そういったものに、やはり問題があるのではないかというふうに思わざるを得ません。

世界の中で、やはり日本だけが孤立をして生きていけない時代でもありますし、世界の中に通用する人間をつくっていかなきゃいけない。そうしたときに、こういう基本的な物に対する考え方、これに大きな差があるというのは、できるだけ埋める努力をしなくちゃいけないわけです。

小学校も中学校も、学習指導要領の中で、公式行事の際には国歌の斉唱、また国旗の掲揚ということは、それを実施することが望ましいということがはっきり書かれているわけですが、この学習指導要領に相反する、これを踏みにじる行為を教育委員みずから

そういう考え方を持って、日野市の学校教育行政にかかわっているとすれば、非常に私は問題だと思うんです。

先ほどから指摘しました違法な政治行為、またストライキへの参加、また教育委員会のこうした体質もこの文章から読み取れると思うんですが、ひとつ教育長は教育委員会の事務全般または運営に関しては、それなりの責任を持っておられるし、そうした立場におられる方ですから、議会がああ言ったからとか、こういう指摘があるからということじゃなくてですね、社会のルールで法律は先生方に守ってもらう、学習指導要領はきちんとそれが実施されるように努力をしていただく、そうした自覚をさらに深めていただくようにお願いをしておきたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後２時56分　休憩

午後３時28分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。市川資信君。

○26番（市川資信君）　２点ばかりお尋ねいたします。

まず１点目は、在宅老人ケア事業について、これは皆さん御承知のとおり、12月１日の市の広報に掲載されておりました。私も大変興味深く読んだわけでございますけれども、この在宅老人ケア事業につきましては、近隣各自治体においても既に手をつけておるというものでありますので、特段目新しいとも思いませんけれども、このシステムについて、事業というんですから有料か無料か、有料ではなかろうかと。この辺のシステムというものはどのような形になっているか、その点をまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の行政報告でございますので、まず大綱につきまして御答弁をいたします。報告にも申し述べましたとおり、高齢化社会の到来がひしひしと迫ってまいりますので、地域でどのような在宅のままのケアをシステムとして開発をしておくかということが重要なことで、早くからいろいろと検討してまいりました。

そこで、これまでの広報に、そのケア事業に参加していただく方々の募集をやってま

いりましたところ、今日までのところ五十数名希望者がございます。それから求める側、つまり、ケアを受けたいという要望はまだ実態が余り紹介できておりませんので、わずかでございますが、だんだんふえる性質のことだろうと、こう思っております。

大まかな考え方といたしましては、ケアに参加していただく方に対しましては、時間給で、時給で支払っていただく、つまり、有料であります。それからその方々にとりましては有給ということになるわけでありまして、そういう有料制度を導入した中で需要、供給の関係を現実的にケアサービスとして解決できれば非常に意味が大きいと、こう考えておるわけでありまして、ほんの序のロではございますが、有料制で、若干の、何といいましょうか、公費を上積みをしたらどうかということも考えております。今のところの考え方では、時給は一般パート並みの600円、それに対しまして200円ほど公費で積み上げたらいかがなものだろうかというふうに考えております。

なお、既に長く事業として行われております家政婦派遣事業があるわけでございますが、この場合も、今、時間給が1,000円というふうに行われているというふうに聞いておりますので、その中間程度で実施できれば、両々相まって一つの需給福祉のシステムになるはずでありますので、そのような考え方をよく理解をしていただきまして普及、発展をさせることにより高齢化社会への一部のニーズに対します対応にさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　ただいま市長から、これらの事業における内容について御説明いただいたわけでございますけれども、大変結構なことですから大いに進めていただいて結構だと思うんですが。今、市長からも、これらの事業を企画するについて、従来からある家政婦派遣事業、あれは組合でしょうか、個人の事業所かわかりませんけれども、現実にあるわけであります。時給1,000円だというようなことで、これらの、いわゆる事業をなさっている方々と、この今回の企画を組み立てる段階において、話し合われたとか、相談したとか、そういう経緯はあったんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　担当の者がお答えをできるわけでありますけれども、ごあいさつをし、御了解をいただく努力をしておると、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　それらの市内に既にあります組合にごあいさつをし、御了解を得ておる段階であると、ｉｎｇというふうに理解いたします。大変これらの派出事業の

小規模な零細な経営の中で、大変日野市で今度、まして公費を一部負担するとなりますと相当脅威に感じられるんじゃなかろうかと。その辺のところも、ひとつこれらの事業を始めるについては細心の注意を払って、ひとつ合意を得た上で、ぜひ発足させていただきたいということを要望しておきます。

２点目でございます。これももう多くの議員から、きょう、あれこれ質問がございましたので、とりたてて私が質問する面はそれほどないんでございますけれども、一、二特に夏井明男議員の質問の中で、高幡の市営住宅付近に建てるというようなことがありますので、私の住んでおる近隣でもあり、あの地域にはいろいろと過去においてもまつわる点がありますので、市長にその点について確認をしておきたいと、かように存じます。

まず、福祉事業団、今回の特養ホーム建設に当たって、福祉事業団ということが出ておるんですが、いわゆる民間委託だということでございますけれども、福祉事業団の中に持っていった民間委託なのか、第三セクター方式を取り入れたものなのか。私は、この問題について、たしか３月じゃなくて、６月議会だったと思うんですが、一般質問で特にお尋ねしましたので、その点についてまずお答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　仮称ではございますが、高幡の市営住宅用地としてこれまで管理をしてまいりました場所、一つには、高幡福祉センターを仮設建築によって今日維持しておるわけでありますが、その施設も含めて建物の計画をつくろうと、こういうことでございます。したがって、建物は、つまり、施設は公設をすると、それから経営は民営に委ねると。その民営は、これから認可をとることでありますが、福祉事業団が当たることが適当ではないかと、このように考えております。

それで、福祉事業団に、仮に問題ありとすれば、既存の法人格を持ったところに頼むということもあるかもしれない、こういう認可前の段階でございますので、余り明確に申し上げていないわけでありますが。福祉事業団が、この老人ケア事業も、今、認可申請中でございますし、それから新しくできるのも東京都との交渉の中では福祉事業団が当たるというふうに、一応お話を進めておると、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　特に福祉部長にお尋ねしたいと思うんですが、今、福祉事業団もしくは民間、完全第三セクターへ持っていくか、まだ定かでないと。私の今まで勉強してきた経過によると、福祉事業団のいわゆる経営形態と、第三セクター方式による経

営形態では補助金が基本的に違うような、大きな、特に完成後の事業運営についての補助金が大分違ってくるはずだと思うんです。その点についてどうなんでしょう。どのくらいの数値が違うのか、わかったらちょっと答えていただきたいんですが。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　第三セクターと申しますと、例えば日野市とどこかの民間資本とが提携をいたしまして一つのセクターをつくると。こういう形の、それを法人格をとって実施すると、これでございます。これにつきましては、大体１年は最低限許可にはかかるだろうと思います。

現在、私どもが考えておりますのは福祉事業団で実施すると、こういうことで話を東京都と進めていると、こういう状況でございます。

今の公立民営という方式でやりますと、要するに東京都の建設補助が若干上乗せ分が来ないと、こういう状況でございます。これは、東京都は福祉事業団はあくまで受託組織ということで考えておりますので、いわゆる第三セクターによる福祉法人等と比較いたしますと、大体建設費の東京都上乗せ分、これが少なくなると、こういうことでございます。したがって、総額の建設費の２億8,000万のうち4,000万ほどが、やはり減額になると。これが東京都の上乗せ分として来ないと、こういうぐあいに聞いております。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　これは建設時のことなんですね。建設後、実際に運営に入ったときも、また大きく違うはずだと思うんですけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　建設後の運営費につきましては、まだ積算はしておりませんけれども、若干、東京都の上乗せ分、これは人件費補助が、例えば寮母の対応が――寮母以外は全部国並みと変わりませんが、東京都の場合は、特に対応して人数、４対１を３対１に直しておりますので、その分の人件費ぐらいはかかるだろうというぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　私も、これも６月でしたか、一般質問した中で、大変福祉事業団と第三セクターでは建設費においても、あるいは事業の上においても大きく違うんだなということが――今、私、突然の質問ですから、そのデータは今、持ち合わせがありませんけれども、相当格差があるということが私の頭の中に入っておりますので、ひとつこの運営に当たっては、どちらが一体得なのかどうかということを篤と調査研究の上、真剣に取り組んでいただきたいと、かように思うんです。

引き続いてよろしいでしょうか。そこで、市長、これは私が６月議会で質問したときに、当初、東西南北、４カ所つくりたいんだと。そして50名程度のものを最終的に４カ所つくってやっていきたい。その場所としては市営住宅を建て替えるときに、逐次、建設に入っていきたい。とりあえず今、南平のひばりが丘ですか、向島の市営住宅の建て替え工事に入っているんです。あの辺はいかがと思うという当時の、ことしの６月の市長のたしか答弁であっただろうと。これは議事録が今ないんで、私の頭の中にはそう入っております。やがては、そのときも高幡も建て替え時にはそういう方向でいくのも好ましいんではないかというふうな答弁を私は記憶しております。

ところが、先ほどのほかの議員の質問の中で、また休憩時間に市長もお見えになってお話を聞いたら、福祉センターのところを包含した形でおつくりになるんだと、このようなお話を承って、これはちょっと約束が違うな、こう思ったわけです。

まず、市営住宅が、今、あそこに五十五、六戸あるんですか、あれを一戸建ちを高層化することによって、恐らくあの用地の半分は浮くであろう。そこに老人特養ホーム等をつくれば、立体的な効率的運用でいいんじゃなかろうかと思っておったんですが。御存じのように、市長、もう一度昔を思い出していただきたいんです。先ほど市長が私どもの控え室にお見えになったときに、昭和四十四、五年とか、五、六年ごろに、あそこは市営住宅用地として払い下げていただいたところだと。ですから、市営住宅を建てるんだと言って、地元と大変大きな論争を巻き起こしたことはまだ記憶に新しいわけです。

当時、５階建ての市営住宅建築を２個か３個建てるつもりじゃなかったかと思うんですが、５階建て25戸を１個建てて、一応お互いに歩み寄ったと。そのときに、私どもが市長に申し上げておったのは、あそこは従来国の用地ではございますけれども全部――一部桑畑がありましたけれども、畑だったわけです。耕作権者がいたわけです。それで、当時の市長は古谷太郎さんであったと思うんですけれども、市営住宅を建てたいということで、現在建っておるところに市営住宅を建てて、なおかつ余ったところにはきれいな木でも植えて、皆さんが春花見でもできるような形にしようじゃないか、ということで耕作者と話し合いがついて、みんなあの地域から手を引いて、もちろん耕作料というんでしょうか、離権料は市の方でお支払いしたわけでございますけれども、しかし、その耕作料をお支払いした過程の中で、市長と取り交わした――時の市長は古谷太郎さんだろうと思うんですが――心と心の約束、これはやはり破ってはいけないんじゃないか。

ということが、前回の市営住宅の建設時に一番問題、火種になったところであったことは市長もよく御存じであります。ところが、その建設時に、市長は高幡の自治会の人たちと文書の取り交わしをしております。今も高幡のどなたか役員の方がお持ちのはずですが、今後、市営住宅を建てた後は、この地域の開発問題については皆さんとよく話し合った上で行います、ということを森田市長名で自治会のどなたか代表者で取り交わしている文書を私は見たことがあります。

ですから、私は、福祉センターがあそこにできるときにもそのことを言いたかったんですが、でも、まあ高幡の境内にある老人が使う福祉センターが取り壊されて、あしたから行く場がないということでは余りにもそういった問題を取り上げるのは忍びないということで黙っておったわけですが、まして、プレハブですから。しかし、今度は包含した総括的な福祉の特養ホームとなりますと、事はそうはいかないんじゃないかと。当時の約束は一体どうなんだということが地域住民の当然の声となって出てくるであろうと、こういうことを予想するわけであります。

それらを踏まえて、市の今回立てた構想と、地元の住民と取り交わした約束事との矛盾ということに対して市長はどのようなお考えなのか御答弁をいただきたいと、かように存じます。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私が市長に就任をし、二、三年目あたりだと思いますが、前任市長から――前任市長、これは古谷　栄さんですが――前任市長から引き継いだのは、あそこに３棟市営住宅を建てるんだと。その約束のもとに東京都の管理から日野市に譲渡されたと。日野市が既存の耕作者に対して耕作補償を行ったと、こういうことはありました。

それから、当時、確かに２棟目、３棟目を計画する際に、全体で1,500坪の土地ですから、500坪ずつ使えばかなりの市営住宅の戸数を建てることができると、このように踏んでおりましたところ、あそこにはまだ、つまり、潤徳小学校が満杯のときでございました。市営住宅を建てることによって、また生徒数がふえるのではないかと、あるいは排水路の解決ができていないではないかと、こういう指摘がありまして、いっとき、市営住宅計画は頓挫したといいますか、見送ったと、こういうことになっております。

そして、東京都と日野市との契約では、10年間は市営住宅のために割愛した土地であるから用途変更はまかりならないと、変更はいたしません、用途変更するにしても、なるべく類似性の高いもので、東京都の了解を得ると、こういう約束が文書によって交わ

されております。

特養老人ホームをあちこちから急げという御意見を聞き、民間地等のいろんな形での物色はやったわけでありますが、希望を持てるという状況のものは皆無であります。そういうことから、現在地に、現在使っておる福祉センターを抱き込む形で、若干の高層化を図ることも可能だというふうに考えられますし、何よりも、何年次の計画に乗せるかと、これは国の補助対象になる事業でありますから、東京都の指導を経なければなりません。若干取り急いだ感じではございますけれども、高幡の未利用で持っておる土地を使うべき時期が来たと、こういう感じでおります。

南平の――南平とおっしゃいますのは向川原市営住宅の建て替えのことだと思いますが、向川原市営住宅は、これまた全体計画を持ちまして、もう既に建設省、関係当局の年次計画を認められる形で事業が進んでおります。確かに一部分を老人ホーム等に割愛することができないかということもあたりましたが、それは既にもう住宅計画として成り立っておる関係上、その地点では無理であるという結論でありまして、６月に質問があった際にもそのことを明確にお答えをした記憶がございます。つまり、向川原に老人ホームをということは、これは不可能だという結論を比較的早く、これは当局の指導の中で持ったわけであります。

今日、高幡の土地はいろんなことが完全に解決はいたしておりませんが、道路沿いにやっぱり６メーターの道路はいずれ必要になりますので、その地籍はあけなきゃならない。あるいは排水につきましても完全に解決はいたしておりませんが、浄化槽をつくることによって一応対応できる、そういう状況に判断をいたしております。

その地元とどういう、市営住宅は見送るということは確かにございましたが、それに類似する施設、特に福祉施設ということですから、他に大きい支障がない限り、地元でもぜひお認めいただきたい、こういう心境でございます。そのようなこともまた手を尽くして御理解をいただきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　　市川資信君。

○26番（市川資信君）　　特養ホームのことですから、目くじらを立てて反対とか何か、そういう論議ではなかろうかと思うんですね。ましてや昭和四十五、六年からもう15年以上経過していますと時代の推移と移り変わり、それらは当時予想もしなかった高齢化社会ということの中で、やっぱり行政をあずかるものとして真剣に取り組まなければならない大きな課題であろうかと思うんです。

ただ、私が申し上げたのは、私がこの一般質問をことしの３月か６月ですから、当時

したときには、高幡にもやがてという言葉があって、南平が今何とかならないか、ということを事実市長はもうはっきり言っているわけですね。ですから、私はそうであろうというふうに思っていたわけです。ところが、きょう、この時点になって初めて高幡に南平に先駆けて福祉センターを包含した形の中でつくるんだということをお聞きして、私はびっくりしたわけです。

しかし、あの場所は、今おっしゃったように、地元の住民のほとんど90％以上が参画した、あの地域にもっと文化施設等をつくってほしいという要望の中で、あの市営住宅建設を認めるについての取り交わした文書であります。そういった文書が厳然として今生きているわけであります。そこへ、あたかももう時効である、忘れ去ったであろうというようなことで、こういう計画をまたつぶさにぶっつけていったならば、なるものもならない。ますます私は前にも増した混乱に陥る可能性は多分にありだ、と私は思わざるを得ないんです。

したがって、これを言っているのは、私は確認に行ったんですね。まだ地主さんがあそこの耕作権者が、やはり約束が違うじゃないかと。当時、古谷太郎さんと交わした約束と違うと。市営住宅はここまでで、ここからこっちは桜の木を植えたり、小川を流したり、森にして市民の憩いの場をつくるんだと、公園をつくるんだというようなことの中で、みんな耕作権者はそれならばということで手放したと。しかし、東京都にそんなことを言って、東京都があの用地を払い下げてくれるわけがない。太郎さんの言うのはそういう見解なんです。だから、市営住宅用地としては申請してあるけれども、将来、あの地域に半分市営住宅をつくるかわりに、何か施設をつくろうということを言っておるということだということを私は確認しているわけですね、それを。そういういきさつがあるんですから、そんなに急ぐこともないかもしれませんけれども、ひとつじっくりとそれらの当時取り交わした文書と、今回、行われようとしている特養ホームとのかかわり合いを一体どこら辺で決着したらいいのかということを、ひとつ慎重に進めていただきたい、かように強く要望するものです。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　４点ばかり聞きたいと思うんですが。

第１点、きょう、市長が行政報告の中で土地の取引届出の対象面積が引き下げられたということで、そのことのお話があって、１年間に何件あって、10月なり11月の月別にして何件あるという、いろんな経緯は二、三の人が聞かれているんで、私は重複を避けたいと思うんですが。恐らく、国でも今開かれている臨時国会は、いわゆるその土地対

策のいわゆる狂乱土地というんですか、東京を含んだ３大都市圏のこういう土地の鎮静化をするというか、抑制ということの大前提のもとで、国土法に基づくいろんな法の検討に入りたいということでやっている中の――いわゆる監視区域というのは、当初は私が新聞等で知っている範囲では武蔵野だとか三鷹だったのが、いわゆる日野市も含まれると、こういうふうになってきて、しかも面積も、いわゆる100平米まで下がってきたと。

ただ、私が先ほどのいろんな点の質疑の中で感じていることは、いわゆる都の委任事項の中で、市が都市整備部の計画課というんですか、都市整備部の計画課と総務部の用地課が担当していて、その道の都の、例えば退職になった人や何かを充当しているんだと。一つは、こういう都の委任事項というような形の中で財源的な、いわゆるこういう仕事がふえたということによって財源的な裏づけというのは、向こう３年間なら３年間、特に今年度のような場合に、緊急的に始まったときにどういう形をとっているのかと。

それからいま一つは、先ほどちょっと馬場繁夫議員も言われていたが、非常に個人の秘密に属するというか、プライベートの問題もあるんで、本人が届け出した人が承諾ができない場合は都の審査会へもっていくということで、しかも、その期間が全体で６週間だと、こういう中なんですが、一面、新聞報道によっては、今度のいわゆる面積の引き下げによって、余計に何か細分化されたものになっていくんではないかという、もっといわゆるその面積が100平米を切ったものの、そうでなくても、現実に日野市の無届けだか実際にやっているんだか知らないけれども、20坪ぐらいの宅地の中へ、現実に私も身近に家が建っているのを、正式の建築許可がおりてなされているのかどうか知らないが、行われています。

そういう中で、こういう国なり都は、土地のいわゆる抑制と、こういうことであるが、どこに――恐らく個々によって、ケース・バイ・ケースで違うと思うんですが、いわゆる土地の公示価格等が新聞紙上で１年に一度か二度発表されております。しかも、固定資産税の算定基準になる評価額ということも――今、私、余り深く知らないんですが、路線価価格というのがかなりのことで、高いところとそうでないところの差がかなりあるという中で、そうかって、今、全体的な固定資産の問題も相続税等を含んで、いろんないわゆる都市計画税も都においてはある。都は引き下げろというような中で、果たしてこういう届け出しが土地の抑制を目的とし、私は鎮静化するというか、土地転がしをしちゃいけない、こういうことの中で発して、現実的に土地のいわゆる鎮静化なり、いわゆる土地転がしができなくなるとか、いわゆるそういうことが市の段階で委任事項の

中でどれほど、役立つという言葉が適切かどうか知らんけれども、行われるのかどうか。特に価格に対しては、一面、これも新聞等やいろんな雑誌等で見ると、既に土地というのはいわゆる一時の狂乱時から見れば鎮静化して、いわゆる見方によれば250万ぐらいしたのが50万ぐらいしているんだというようなのもあるし、その場所場所によってかなり需要と供給の関係で違うんではなかろうかと。こういう中で、市に届け出してくるケース・バイ・ケースというのは、今言ったような土地の公示価格なり固定資産の評価額で、かなり多様の中から出てきて、しかも面積によっても、何というか、大小があるんではなかろうかと。どういうことで、全く先ほども言ったように、馬場繁夫議員も言われたように、いろんな秘密に属しているプライベートの問題だから、この中で云々というんじゃなく、市が任されている委任事項というのは、どの程度できて、処理できているのか。ほとんど何というか、受付事務なりが主であって、何か難しい問題は絶えず都の審査会に持っていくのかどうか、その点を聞きたいと思います。それから前にも言ったように、いわゆる委任事項の中で、特に人員、財政的な問題はどうなっているか、この問題をお聞きしたいと思います。これが１点。

それから２点目は、用地課の報告の中で、土地の帰属受領というのが百草の971の15で大東資源の、恐らく住宅地だと思います。あそこは多摩市と日野市の境で、一部は大東資源がやったところも多摩市の行政区域だと思うんです。日野市の行政区域も何件かあると思う。これは恐らく日野の行政区域の百草の971の15外５筆ということであると思うんですが、かなり時間的な経過が、既に最低でも十二、三年、長く見まして15年ぐらい経過している中で、いわゆる今引き取ったという理由が、下水道で何か問題が発生してきたから向こうがとってくれと言ってきたのか。市の方でいろんな整理上で、そういうことでしたのか。あくまでも、いわゆる土地の帰属を受領したというんだから、本人の申し出だと思うんですが、そうだとすれば、そこに続く地帯の、前にも私、質問してあると思うんですが、水路権の土地内の、いわゆる赤道の問題、外周にいわゆるできている仮設的というか、本格的道路か知らんけれども、この道路の問題はどうなっているのか。これが２点目。

３点目は、浅川の南、この都市整備部の恐らく報告のところに、南平も含んでいるんですが、いわゆる町名地番の未整理地域の、何というか、説明会というか、まだ町名地番ができていない時代に混乱をしたと。恐らく、自治会長等から私も内々に話は来ているんですが、この中でどういう説明、大ざっぱに聞くことに主眼を置いたのか。市が何かの形の、今度はどこをやるとか、プランを出したのかどうか。その点が３点目です。

４点目は、いろんな人がお聞きになっているんですが、私、40人学級の問題なんですが、教育長からもるる見方によれば教育長の親切丁寧、少し勘ぐってみれば非常に苦しい答弁を聞いているんですね。私の、何というか、質問は、名指しで、この問題に限っては市長に聞きたいと思うんです。恐らく、先ほど年次ごとの新聞の発表にもある63年度が4,800万、64年度が3,600万、最後の65年度に1,600万と、こういう臨時講師に対する財政的な裏づけを市が考えたということは、むしろ教育委員会という側から出たんでなくて、市長部局が市民要望である40人学級を早期に実現してくれという請願も採択されているし、市民の、いわゆる教育条件の向上ということで、恐らく市長部局の方が——市長は、いわゆるある程度の見方によればいい意味の政治性を含んだことで決断をされたから、いわゆる教育委員会ではこういう問題に、教育委員の11月の19日ですか、こういうことで決められたのではないかと。私のもし推測が違った場合には教育長にも御答弁願いたい。そういうふうに私は推測をしているんですが。そのときに、私、非常に何というか、心配するというか、このことの是非に対しては私は義務教育負担法という法律のある中で、今の段階というのは小学校と中学というのは義務教育ですよと。しかし、国は、だから義務教育負担法というものによって財政的なことは補助金でするとか、するという国が義務を背負っているわけですね。

ただ問題は、いわゆる子供たちに教える先生が、職員のいわゆる採用人事権というんですか、これは東京都の教育委員会が持たれていると。こういう中で、今度の臨時講師というのは——まあ、ここが質問したいところなんですが——恐らく市の職員で教育委員サイドで教育的な、同じ臨時講師とは言ってもよりよい人を選ぶというのが、恐らく父兄からみたら望まれると思います。それは私、よりよい教師というか、臨時講師ということは、非常に定義というのは広いと思うんですが、一つ例を挙げれば、東京都のいわゆる職員の試験にはパスしているけれども、名簿登載で順々に東京都でも採用しているというんで、そういう残っている新卒の人をするのか。少なくともそうでなければ、そうでなくて、見方によれば60歳の定年だが50歳ぐらいで、いわゆるみずからが勧奨退職のような形をとっている人もいると思います。こういう人も臨時講師として選ばれるのかね。さもなければ、全く違う尺度で市が教育の、幾ら臨時講師といっても、教員としての資格をお持ちの人を採用されるんではなかろうかと。こういう中で、どういう尺度で選考して、この人に——ほかの私、そういうことを言うとしかられるかもしれないけれども、市の保育園、いわゆる幼稚園なり保育園の保母さん、幼稚園の臨時職員、これと物差しがやや似ているんだといえばそうだということも言えるかもしれない。これ

ともまた違った重要度があるんではなかろうかと。

こういう中で、どういう尺度で、臨時講師といえども、見方によれば、ある場合には３年間、最低でも３年間勤められるという人がいるんで、そういう尺度をどうされるのか。

今後の問題だと思うんですが、給与の、大体大ざっぱにいえば人数でわかれば出るんですが、そういう、何というか、給与、いわゆる新卒の場合なら普通の職員の東京都の採用している新卒の職員に準ずるのか。市の給与条例の大卒なら大卒の給与に準ずるのか。そういう点、もし決まっているなら、今後の検討課題に何かあるなら御発表願いたいと思う。

それからいま一つ、一番教育条件として現場でやる場合に、いわゆる組の担任というんですか、クラスの担任というか、これは今言うとおりできないと。そういう中で、私もずっと思い出すと、今から五十七、八年前、小学校の１年生に入った、いわゆる潤徳小学校の落川分校というか、落川昭景分校というときには、右に１年生が25人並んで、左に２年生が例えば20人。１年生と２年生を足して四十七、八人ぐらいだったと思うんですが、１人の先生が教えていたと。こういうときなら、それじゃあ２年生の方へ臨時講師をやってもらうと非常に効率が上がった教育ができるかもしらんけれども。今のクラス編制で担任ができないという中で、この問題に対しても落川分校に対しても、私から恐らく３年ぐらい後の人は、今、年でいえば五十七、八か五十八、九ぐらいの人からこの制度をやめて部屋を二つに仕切って、右が１年生、左が２年生というように部屋を仕切ったと。こういう私も経験の中で……。それからいま一つ、私も多少経験を持っておるので、幼稚園なら縦割保育というのをやって、いわゆる年長組が、例えば３クラスあると。いわゆる年中組さんが２クラスあって、５組だから、これを今言うとおり一緒に遊びながら縦割保育で分けていくということもできるかもしらんけれども。現在の義務教育の小学校では、これはちょっと難しい。どうしても考えられるのは、何というか、これから新聞紙上等で――今、高校はある程度進路指導によるクラス編制というのが、都立でも私のところからも行っているんで、ややや っているような感じです。それを中学に今度導入するというようなことが出てくるんで、現場の教職員組合は、そういうことは過密な競争をしたり何か、人間に差別をしたり、よくないんだということであるんだが。今、私は日野の40人学級にするというこの考え方と相矛盾するものがどこで――見方によればおくれている者の補修授業をやるものをクラスをふやしてやるんだと、こういうことにするならある程度能力別に分けるのか。この辺の問題が、恐らく現実にや

る場合には出てくるんではなかろうかと思うんです。

市長が、非常に、恐らく市長の、いわゆる大きく言えば政治生命、いわゆる市民要望にこたえるという中で、恐らくお考えを持たれているんではなかろうかと思うんですね。

今、私が申し上げたことに、多少言葉足らずでわかりにくい問題があるかもしれませんが、お答え願いたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず、国土利用計画法に基づく監視区域の問題でございますが、この執行にかかる経費の問題でございます。これは東京都が機関委任事務を日野市にするということで100平方メートル以上2,000平方メートル未満の土地取引につきましての経費はすべて交付金で見るということになっております。

それから２点目の監視区域、すなわち届出制度の効果の問題でございますが、先ほどの御質問の中でもちょっと申し上げましたけれども、この制度の目的は、直接的効果とそれから心理的効果をねらったものでございます。昨年度の土地取引の件数の約２分の１が100平方メートル以上の取引でございます。したがって、本年度10月、11月１日以降でございますけれども、大体この割合で土地の取引が行われるということになりますと、全土地取引の２分の１がこの届出制度に該当するということになるわけでございます。

土地の価格の抑制ということになりますと、ただ単にこの届出事務ということだけではなく、いわゆる国土全体の土地利用の問題でありますとか、あるいは税制の問題、あるいは不動産に関係するところの融資の問題、こういったことが関係するわけでございます。

そのうちの一つ、国土法によりまして価格、土地利用を指導誘導するというのが趣旨でございます。この届出制度にかかる市の行う事務といいますのは、土地利用が適正であるかどうか。それから価格の取引が、いわゆる取引価格が適正かどうか。この２点にチェックをするわけでございます。

この土地の取引の価格のチェックをする場合に、例えば家があるものの土地の取引もあるわけでございます。こういったものは建物の取引の価格がまず適正であるかどうか、いわゆる建物の価格が土地の価格に転化しているか否か。こういったものをまずチェックをいたしまして、土地の評価をしていくわけでございます。

評価の方法といたしましては、鑑定評価によるもの、それから国の公示価格、あるい

は東京都が４月１日現在で発表いたしました基準値価格、それから市が独自に持っております資料等をもとにいたしまして評価をするということになるわけでございます。

実際問題といたしましては、土地の価格の変動が激しいわけでございますので、現在日野市といたしましてはほとんどの届出の物件に対しまして、鑑定士による価格の評価をいたしております。届出価格と、それから市が出しました、いわゆる適正価格というものが出るわけでございます。その差が、いわゆる問題になるわけでございます。

市が適正価格を決めて、そのまま行政指導をするということは、実際に不可能でございますので、これは東京都の指導のもとに市が一定の割合をかけまして、その金額を指導価格として行政指導を行うということでございます。

したがいまして、総論的に申し上げますと、この事務を行うことによりまして土地価格の鎮静化といいますか、抑制には役立つというふうに評価をするものでございます。

それから大きい順で第３点になろうかと思いますけれども、町名地番整理の関係でございます。御承知のように、日野市は町名地番整理ということで順次市内の地番整理を進めてまいりました。現在残っておりますのは、浅川の北側では万願寺区画整理から西の部分でございますけれども、上田・宮・堀之内の部分、それから東町の一部ということになります。それから浅川の北側につきましては程久保の町名地番を整理いたしまして、それを除いた東側の区域でございます。この面積が約500ヘクタール強あったと思います。今回、10月の20日及び12月の４日にかけまして、浅川の南の程久保、いわゆる程久保のまだ町名地番がされていないその地域から以東の自治会長さんに集まっていただきまして、今後の町名地番の整理計画をお話をいたしました。

御承知のように、現在、この区域に残っております字は程久保、三沢、百草、落川、これらの字でございます。さらに、この大字が入り組んでおりますので、この残る500余ヘクタールのある程度の町割を決めて、町名地番整理に入らないと、後、混乱をいたしますので、その辺の相談を、今、持ちかけているところでございます。

10月20日につきましては、市が計画を発表しまして、集まりました自治会長さんの方から、市の方からひとつ町割のいわゆるゾーニングのたたき台を出してほしいということになりまして、12月の４日に提示をしたということでございます。

町名地番の一番大きな仕事は町の区域である、いわゆるゾーニングと町名の決定でございます。あとは事務的な作業になりますので、この２点につきまして地元市民の方の御理解を得るよう、今、取り組んでいるところでございます。

私の方からは以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　２点目の帰属の問題につきましてでございますが、用地課で提出いたしました百草の道路用地の帰属でございますが、大東資源開発株式会社ということでございます。これの移転登記を完了しましたので御報告にあがったわけでございますが。これの用地課に対しまする管理課の方からの要請が、ことしの７月にこちらの方にまいりました。そこで、用地課の方では、これに基づく登記を完了したということです。ただ、そのときに職員から受けたのは、今、議員さんから御指摘のあったように、長い間の懸案でありました中で登記とか、あるいは所有権とかいうことでの問題があってこのようになった、というような話を聞いておりますが。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御質問の４番目にあたります40人学級に関する質問にお答えをいたしたいと思います。40人学級という言葉がいろいろな学校運動の中で用いられてから久しいことであります。そして、その間に、また一方には学校教育現場におきまして、非行でありますとか、いじめでありますとか、いろいろな困った問題が生じた現実がございます。我々も決して門外漢ではないわけでありますが、地域の教育力でありますとか、いろいろな考え方によって、それらの状況の解決に腐心をいたしました。教育長といろいろ話をする都度、一体何かいい手はないものですかと。恐らく行き届くとか、あるいは余裕があるとか、こういうことは大きな解決手段になるに違いない。１クラスの生徒が少なければ、それだけ先生はいろんな意味での指導が行き届くはずでありますし、また目が届くと、こういうことは、これはもうだれにも考えられることであります。

ようやく教育界のいろいろな問題が、特に学校づくり、あるいは教室の不足ということが、都市化が急激に進んだ地域ではそういう問題がこれまで大きかったわけですが、ここのところようやくそういうことも脱却をする時期になってまいりました。もう40人学級は目前に近づいておると。何とかできないものだろうかというのが、やっぱりいろいろな関心を持たれる方々の御意見としてあったと思うわけでありまして、私の方から教育委員会にそういうことを提起するほどの頭はないわけでありますけれど、教育委員会の方でそういうことが、工夫をすればできないことではない、というふうなお話も伺いまして、できる努力は期待をしたと、こういうことでございます。

今までに余り例がないわけですが、教育委員会の会議の決定ということで、正式な文書もいただきました。これは尊重しなければならないなというふうに考えておるのが現状ということでございまして、財政多端の折ではございますけれど、３年間ちょうど該

当する子供たちには待ったのない成長期でございますし、そういう努力によって、多少なりとも日野の子供たちに目が届く、あるいは手が届くということになるならば、私はその決意をすることによって、子供たちにあるいは教育現場に一つの大きなチャンスと、それから激励を送りたい、こういう気持ちはするわけでございます。

そういうことでございまして、私の方から何か政治策として求めたというようなことではございません。全く教育委員会のいろいろな御検討の中からの発想だと、このように理解をしております。

○議長（黒川重憲君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　１点目の土地の取引面積の引き下げによっての問題は、私、要望というか、要望と言うとおこがましいんですが、いわゆる不動産鑑定士と、こういう人が公示価格なり、現実の恐らく取引価格をもとに届け出しの価格が適正かどうかということで助言、指導されていると、こういうようなこと。

ただ、私がちょっと心配するのは、特に丘陵地帯というか、余り何というか、見えない、そうでなくても今までそうだったという、特にいわゆる五、六カ月前の土地が大騒ぎになる時点ぐらいに取得した土地が、これから届け出しを必要として、何というか、早く言えば取得しちゃってあって、今度、正式にいろんなことをするにはやってこなきゃならんというようなときの価格は、ひとつ見れば、絶えず関心を持っているのは、ちゃんときちんと区画整理なり、それからいま一つは民間開発によってできている地帯と、それと距離は幾らも離れていないけれども、何でもない、ただ一種住専とか、二種住専の区域とは、おのずからいわゆる土地評価というのはうんと違うと思うんですね。特に昔から持っているというような、そういう中でいろんな問題が、いわゆる税法上の問題も所得税というか、相続税というか、いろんな問題が波及してくるんで、そういう問題も恐らく考慮されているんではなかろうかと思うけれども。

それといま一つは、面積が100平米になったということで、もっと低くなって、建てられるというか、そうかといって市が建築認可、いわゆる建築基準に基づく認可の指導というのは都がやっている、現在日野はやっていないんで、その辺の問題を、適正、公平、妥当にやってもらわないと、かなりまたいろんな問題が出てくるんではないかと思いますので、要望というより、むしろ我々はお願いをしていきたいと、こう思っております。

それから２点目の、いわゆる総務部長のお答えの帰属の問題なんですが、私が言ったのは、この問題に何か理由があったのかどうかということで、総務部長もいきなりで、

担当からそのことをただ帰属を受けたということだけで、管理課からあってということだけなんですが。他日、デスクに行って、次の問題もお聞きしたいと思うので、ひとつよろしく御配慮をそのときはお願いしたいと、このように、これも要望しておきます。

それから３番目の町名地番なんですが、過去において、私、何というか、程久保の例なんか見て、特に高幡は何か区画整理をやっておったし、この報告の中では南平の一部、程久保の一部という、新井も入っているようなんですけれども、いわゆる浅川の以南は全部この報告にはされているというように書いてあるんですが、そういう中で、非常に何というか、小字名というか、そういういろんな落川と百草になっているし、三沢と落川と百草もかなり入り乱れに近いと思われるんですね。だれが、全部が満足にするというようなことはないと思うんですが、高所に立っての何か一つの素案を発表して――私もたまたま町名地番委員なんで余り、どこをやるにしても問題が出なくて、今の時代から見れば早く町名地番を設定することがいいことではないかと思うんで、スムーズに行くような、いわゆる段取りをお願いしたいと思います。

最後に、今、40人学級の問題ですが、市長は非常に何というか、いわゆるオーソドックスなお答えをされているんで、私もこれ以上しつこい質問はしないんですが。ただ、そうなると、恐らく教育委員会の方が何とか市民要望なり、いま一歩――私も考えられるんですよ。いわゆるあき教室がなければこういう問題も出てこないしね。それから人口が鎮静化して、特に幼児人口も減ってきているし、勢い小学校の人口も生徒数も減ってきているからこういう問題も出たということはわかるんですが、ただ、現実の取り扱いというのは、減ったことの教室があいてるというだけでは済まない問題もあるんじゃないかということで、過去の９月議会でもちょっといろんなこの問題と職員の３カ月繰り上げ昇給、３短をしたということや、６カ月延伸で云々ということと同じように、私、決して市長の考え方が――あえて、だから市長に聞いたんですが、いわゆる上部機関というか、自治体としての権能は、全く市も都も、それは国も同じかもしらんですけれども、ただ、義務教育負担法という中で、いろいろなことがあるだけに、ここまでは可能だけれども、ここまでは可能でないという面が――私も余り法律は、暗いんですが、あるんではなかろうかと思うんで、いいことが災いにならないようなことに踏まえてやっていただきたいことを強く要望して終わります。以上です。

○議長（黒川重憲君）　これをもって行政報告を終わります。

次に日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長

の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時32分　散会

12月８日　火曜日　（第２日）

昭和６２年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第33号）

12月８日　火曜日　（第２日）

出席議員　（30名）

１番	奥住　日出男　君	２番	宮沢　清子　君
３番	高橋　　徹　君	４番	土方　尚功　君
５番	山口　達夫　君	６番	天野　輝男　君
７番	福島　盛之助　君	８番	福島　敏雄　君
９番	中谷　好幸　君	10番	小俣　昭光　君
11番	川嶋　　博　君	12番	馬場　繁夫　君
13番	夏井　明男　君	14番	小山　良吾　君
15番	馬場　弘融　君	16番	高橋　徳次　君
17番	旗野　行雄　君	18番	一ノ瀬　　隆　君
19番	板垣　正男　君	20番	鈴木　美奈子　君
21番	中山　基昭　君	22番	秦　　正一　君
23番	黒川　重憲　君	24番	古賀　俊昭　君
25番	谷　　長一　君	26番	市川　資信　君
27番	石坂　勝雄　君	28番	名古屋　史郎　君
29番	竹ノ上　武俊　君	30番	米沢　照男　君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

昭和62年12月8日（火）
午前10時開議

（請願審査報告）

日程第1	請願第62－7号	（総務委員会）借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書提出を求める請願
日程第2	請願第62－9号	借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書提出を求める請願

（文教委員会）

日程第3	請願第62－28号	平山西地区へ総合文化センターをつくって下さいの請願

（議案上程）

日程第4	議案	第109号	昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告承認について
日程第5	議案	第110号	日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案	第111号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案	第112号	日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案	第113号	昭和62年度日野市一般会計補正予算について（第3号）
日程第9	議案	第114号	昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第3号）
日程第10	議案	第115号	昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第4号）
日程第11	議案	第116号	昭和62年度日野市総合病院事業特別会計補正予算について（第2号）
日程第12	議案	第117号	昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第2号）
日程第13	議案	第118号	昭和62年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第1号）
日程第14	議案	第119号	市道路線の廃止について
日程第15	議案	第120号	市道路線の認定について
日程第16	議案	第121号	不動産の取得について
日程第17	議案	第122号	農業共済無事戻金の交付について
日程第18	議案	第123号	東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散について
日程第19	議案	第124号	東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
日程第20	議案	第125号	東京都市交通災害共済組合の解散について
日程第21	議案	第126号	東京都市交通災害共済組合の解散に伴う財産処分

について

日程第　22　議 案　　第127号　　東京自治会館組合の解散について

日程第　23　議 案　　第128号　　東京自治会館組合の解散に伴う財産処分について

日程第　24　議 案　　第129号　　東京市町村総合事務組合の設立について

（請願上程）

日程第　25　請願 第 62－47 号　　日野市三沢742番地みどり坂住宅地域に地区センターを建設して下さいの請願

日程第　26　請願 第 62－48 号　　食品安全条例（仮称）の制定を求める請願

追加日程第１　議 案　第130号　　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第２　議 案　第131号　　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第１から第26及び追加日程第１から第２まで

午前10時19分　開議

○議長（黒川重憲君）　おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより請願第62－７号、借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書提出を求める請願、請願第62－９号、借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書提出を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君）　総務委員会に付託をされました請願第62－７号、及び第62－９号、いずれも件名は、借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書提出を求める請願というものでございますが、この２件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

請願者が、７号の方が多摩平４の２にお住まいの、多摩平自治会代表尾立宣源さんほか５名であり、９号の方が程久保650の73-1120ににお住まいの高幡台団地自治会代表田村　剛さんであります。両請願とも本年３月２日に提出をされ要旨も全く同文でございますので、本委員会では一括して審査を進めてまいりました。

請願の趣旨は、現在国の法制審議会において借地・借家法の見直し作業が進められており、その内容を見ると、貸手の権利を復元する一方で借地・借家人の権利が弱められる方向が打ち出されている。これは住宅都市整備公団の賃貸住宅に居住している者として強い不安を感ずるところである。

そこで、今回の法改正に当たっては、１．賃借人の居住権の保護、生存権の保障を明確にしてほしい。２．地代、家賃の不当な値上げができないようにしてほしい。３．都市再開発を優先する余り住民の居住と営業の安定を脅かさないでほしい。この３点を強く要望する内容の意見書を関係機関に送付してほしいというものでございます。

この２件は、３月16日に本委員会に付託をされて以来11月30日の委員会まで、あわせて６回の委員会におきまして、各種の資料を求めるほか部長等の説明などを参考にいたしまして、慎重なる審査を進めてきたところでございます。

質疑を通じて明確化されました今回の法改正の背景は、１．都市再開発を推進するためにぜひとも必要である。２．良質なる借家や住宅の供給を拡大するためにも必要である。３．地主、家主層の不満を和らげるためにも必要である。４．借地・借家に伴う判例、あるいは慣行の合理化、明文化の必要があるなどとなっております。前５回までの審議におきましては、内容の複雑さ、あるいは借り手の立場と貸し手の立場、それぞれを踏まえての発言がございまして、結論を出すには早い、という考え方が多数を占めておりました。

しかし、去る11月30日の委員会におきましては、大都市での異常な地価高騰への対応から法務省が法案の作成を１年間早めた、こういう新聞報道もあって、結論を出すべきであるという方向が出されました。よって審議を終結し意見を求めましたところ、意見としては、１．弱者である借り手よりも貸し手への配慮が強められる改正であり、この請願を採択すべきである。２．採択には賛成するが、請願文には少し強過ぎる表現があるので、意見書作成に当たっては穏やかな文面に直してほしい。３．居住権と使用権をめぐる不明点もあるし、借り手、貸し手それぞれの立場も配慮しなければなるまい。いずれにせよ不確定な要素が多いので、まだ結論を出すには早い、継続にすべきである、このような意見が述べられたところでございます。

以上の意見を踏まえ採決の結果、本２件の請願は賛成多数で採択すべきものと決した次第であります。なお少数意見は、反対ではなく継続にすべしというものであったことを重ねて申し添えておきます。

また、本２件の請願採択を受けまして一本化をいたしました意見書を作成をいたしました。これは後ほど御審議をいただくことになっております。

以上、請願２件につきまして一括して審査の結果を御報告申し上げました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。

本２件に対する委員長報告は、採択であります。本２件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第62－７号、借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書提出を求める請願、請願第62－９号、借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書提出を求める請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第62－28号、平山西地区へ総合文化センターをつくって下さいの請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（板垣正男君）　御報告いたします。

請願第62－28号、平山西地区へ総合文化センターをつくって下さいの請願でございます。ことしの８月27日に受けつけたものでありますが、日野市東平山２－24－２、代表迎　伊都子さんほか5,630名の方々が請願されたものであります。簇野行雄議員、中山基昭議員、高橋徳次議員、馬場繁夫議員、小俣昭光議員、一ノ瀬　隆議員、各議員の御紹介されたものであります。

請願の要旨は４点にまとめられてありまして、一つは、当地区には文化施設が何もありません、という実情が述べられてございます。二つ目に、当地区は市のはずれにあって交通が大変不便である、ということから公共施設の利用が困難にあるという点でございます。３点目には、ふるさとづくりに拠点が必要になってきたということから、子供たちにふるさとづくりの拠点として、お年寄りに憩いの場として文化施設がますます必要になってまいっているということでございます。４点目に、地区センター、川北地区センターでありますが、用地を一層有効に利用してくださいという観点から地区センターにかわって、念願の教養、文化、福祉及びスポーツ振興のため住民の声を取り入れた総合文化センターを建設していただきたい、こういう趣旨のものでございます。

付託された文教委員会で審査を進めてまいりました。初めに文教委員会に付託されたわけでありますけれども、所管する教育委員会が、特にこの請願の表題にありますような総合文化センターを建設したとか、あるいは現在管理運営を行っているというような実例がないために、具体的な説明、あるいは事例の報告はないわけでございます。多少とまどった点なども伺えたわけでありますけれども、教育長の説明から審査を始めたわけでございます。

表題のような総合文化センターの建設を進めるという計画は、現在教育委員会なり、あるいは日野市にはございません。当面は持っていないのでありますけれども、将来は

必要な施設として考えているという答弁もございました。

ちなみに、現在日野市が計画を進めております基本計画の方向の中にも見られるわけでありますが、この基本計画案の中の第５章「参加と連帯でつくる市民自治のまち」の中で、第６節「市民自治創造の場となる施設」の２の中で「コミュニティセンター施設の整備」という項目がございます。この項目の施策の方向といたしまして、中規模の広がりを持った地域、中学校区ごとに各種の福祉施設、社会教育施設等の複合化や多目的利用を検討し、土地の有効利用を図りながらコミュニティのセンターとしての施設の整備を進めていきます、というふうに今後の基本方向を明らかにしているわけであります。そういう点から見るならば、今後の市の一つの方向にも沿っている請願内容ではないかというふうに考えたわけでございます。

また教育長も、そういうことも念頭に置いての説明ではなかったかと思うわけであります。

なお、各委員の質疑なども行いましたが、この文化施設ということになりますと、教育委員会一つの担当部門だけでは検討できないんではないか。したがって区画整理にも関係するということであるとか、基本計画との関係で言えば企画財政部にも関係する。地区センターということで考えるならば生活環境の部門にも関係するということで、それぞれの関係部課長の出席を要請したわけでございます。

質疑の進む中で、例えば生活環境部では、現在地区センターは約100平米の面積を持って建設を行ってきてはいるけれども、将来的には330平米程度の規模にしていきたいという考えは持っている。しかし、現在、川北地区センターにかわるような総合文化センターをつくるという計画はないが、区画整理の進行とあわせて考えていきたいということ。それから、川北地区センターの利用率もかなり高い率になっているというようなことなどから、将来的には必要なんではないかというお考えが示されました。

企画財政部長は、基本計画案を今市民的に明らかにしている。施策の方向を明らかにしているわけでありますが、この場所に総合文化センターが可能かどうかということについては、今後協議を進めたいという答弁がございました。

また都市整備部長には、この地域を含めた西平山地域の区画整理事業が今計画として進んでいるわけでありますけれども、その用地の取得等も考えていかなければならないわけでありますけれども、現在は、まだ決まっていない。こういう施設をつくるということに決まっていないが、将来的には、もし方向が明らかになれば区画整理事業の中でも考えていきたいという説明がございました。

こういう質疑を行ったわけでありますが、市内で類似施設がないために具体的なイメージが、まだわかないというようなことなどもございまして、委員の皆さんから、近隣の類似施設を調査したいという御意見が出ました。文教委員会といたしましては、多摩市、府中市の類似施設を調査視察を行ってまいったわけでございます。それらの調査を踏まえまして、３回目の文教委員会を去る11月の20日行ったわけでございますが、結論といたしまして全会一致、採択を行ったわけでございます。

なお意見といたしましては、例えばこの請願を真剣に受けとめてもらえるかどうか、この点が大変重要な点だ、教育委員会あるいは市が一体となって検討課題にしていただきたいということ。それから、中学校区ごとに今後コミュニティ施設をつくるという方向が打ち出されているわけでありますが、複合施設をつくるという方向で今後も大いに検討を進めていただきたいということであるとか、地区センターの建設を進めてきてはいるけれども、住民の多様な要望に基づいて従来の発想を転換した新しい視点での建設、取り組みが必要になっているんではないか、こういう御意見もございました。

市長にも出席をしていただきまして、市長の考えも伺ったわけであります。将来的には、中学校単位でコミュニティセンターをつくる必要もあるでしょうし、また、この地域での区画整理の中での複合文化センターの考えというのも、おのずから出てくるものでもある。しかし、当面考えられることは、地区センターの増築ということも考えられるという答弁がございました。

以上のような審議の経過、そして市側の答弁なども踏まえまして本請願の採択を行ったわけでございます。

以上でございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第62－28号、平山西地区へ総合文化センターをつくって下さいの請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第109号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２

号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第109号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第２号の専決処分の報告承認について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第２号で、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、昭和62年10月６日付けで専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ１億4,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億4,182万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますのでよろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　議案第109号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第２号につきまして御説明を申し上げます。

ただいま市長から申し上げましたように、歳入歳出それぞれ１億4,700万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億4,182万4,000円とするものでございます。

詳細につきまして御説明申し上げます。今回この補正につきましては、制度として新しい財源を活用しておりますので、ちょっと順序をかえまして御説明をいたしたいと思います。

まず、３ページでございます。第２表の地方債の補正でございますが、限度額9,765万円、起債の方法につきましては証書借入の方法により起債とする。利子は無利子。償還の方法につきましては、起債のときより据置期間を含めて10年以内に償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、もしくは繰上償還をすることができる、ということでございます。

これは、御承知のように昨年ＮＴＴが民間に移行をしたわけでございます。政府は、手持ちの株式を売却をいたしまして、この売却の利益の一部を社会資本の整備に充てようということで融資をするものでございます。根拠法令を申し上げますと、「日本電信電話株式会社の株式売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」昭和62年法律86号でございます。略称といたしましては、「社会資本整備特別措置法」

ということで呼ばれております。

これは先ほど申し上げましたように、ＮＴＴの株式の売却をいたしまして、その売却益の一部を、国が特別会計をつくりまして地方公共団体等に貸出をするものでございます。償還期限につきましては、10年。そのうち据置期間につきましては５年でございます。これは無利子の貸付でございまして、５年を過ぎますと償還が始まるわけでございます。この償還につきましては、償還時にまた国が、別途補助金として償還分の交付をするということになるわけでございます。

したがいまして、言いかえますと補助金を起債という形で与える、そういうことになるわけでございます。したがいまして、補助金に近いものでございますので、東京都につきましては該当事業について裏負担をする、いわゆる裏の補助もするということでございます。そういうお金を今回導入をしたということでございます。

それでは、８、９ページをお開きをいただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、ＮＴＴのいわゆる融資、資金の融資でございますが、この裏負担といたしまして都の補助金でございます。3,835万円ということでございます。これは基本事業費の10分の4.5に相当するものでございます。

次は、繰入金でございますが、これは歳出の事業量の決定に伴いまして、繰越金をこの金額を開いたわけでございます。

次が12、13ページでございますが、これは冒頭に申し上げました起債でございます。9,765万円ということでございます。

次が14、15ページの歳出でございます。ただいま申し上げました歳入のうち6,000万円を万願寺土地区画整理の埋蔵文化財の調査費に充てるというものでございます。当初予算につきましては、３億2,500万円を計上しておったわけでございますけれども、事業の進捗に伴いまして本金額を補正するものでございます。

次が16、17ページでございます。工事請負費でございますが、これは万願寺区画整理事業費でございます。区画街路２本、延長といたしまして529メートルの工事費でございます。

次の負担金補助及び交付金でございますが、上記工事に伴うところの水道工事の委託金でございます。

以上、この予算につきまして62年10月６日に専決をしたわけでございます。ただいま申し上げました工事の発注の工期等の関係、それからこの財源を確保する等のこともございまして、専決処分をし、事業を執行したというものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第109号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第110号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定、議案第111号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第110号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、仲田緑地の用地取得事業が本年度完了することに伴い、仲田緑地用地特別会計を廃止するため、日野市特別会計条例の一部を改正するものであります。

議案第111号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正に伴い日野市市税条例の一部を改正するものであります。

以上、２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　議案の第110号につきまして、私の方から説明をさせていただきます。

ただいま提案いたしましたとおり、日野市特別会計条例の一部を改正する条例でございますが、ただいま提案の説明のとおり仲田緑地用地特別会計を廃止するものでございます。仲田の緑地用地特別会計は、用地取得に対する国庫補助金を５カ年間の分割になることから制定したわけでございますが、58年に設置されたものでございます。今年度が最終年度となりますので、これを廃止いたすものでございます。

よろしく御審議のほど、お願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは、私の方から、ただいま提案されました議案第111号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書の１ページからお願いいたします。

まず、この市税条例の改正は、まず国会において法律第94号の地方税法の改正がされ、62年９月22日に交付をされたものでございます。その準則に基づきまして市税条例の一部を改正を行うものでございます。

今回の改正の主な内容は、一つは、所得税の減税に伴い住民税も減税をするということでございます。それから二つ目としては、たばこ消費税に係わるところの日切れ法案の改正でございます。それから、三つ目としましては、ただいま申し上げました所得税法の改正に関連する市税条例の整備等の内容でございます。

それでは、21ページ以降を新旧対照表に基づきまして、改正部分を説明いたします。

まず22ページ、23ページをお開きをお願いしたいと思います。第19条の「納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」の中で、旧で321条の８第３項、この改正でございまして、地方税法の328条の８、これは法人等の市町村民税の申告納付の規定でございまして、この調整に伴う改正をしたものでございます。

それから、次の24、25ページの所得控除、第32条の２でございますけれども、この改正は、昭和63年度から新たに14万円の配偶者特別控除を設けたものであります。

それから、次の26ページ、27ページの所得割の税率でございます。第32条の３でございまして、昭和63年度分の所得割の税率を現行の2.5％から14％の13段階の区分を３％から12％の７段階の区分に改正を行うものでございます。

それから、次の28、29ページの市民税の申告でございます。第34条の２でございます。

この改正は、所得税法の一部改正によりまして、公的年金について昭和63年度分の所得税から従前の老年者年金特別控除及び給与所得控除にかえまして、公的年金等控除が創設されたことによりまして、公的年金等支払報告書の提出を義務づけされたものでございます。

それから、次の30ページ、31ページの下段で、個人の市民税の納期でございます。第39条第１項の改正は、地方税法、これは20条４の２でございますけれども、この一部改正で、税額等の端数計算は計算上の基礎額の引き上げによりまして、納期限ごとの分割金額が1,000円未満の端数があるときは最初の納期限に合算する、としまして、改正によりまして従来の但し書きを削ったものでございます。

それから、次は32、33ページでございます。43条の個人の市民税の特別徴収でございます。43条第１号の特別徴収は、前年中におきまして給与の支払いを受けた者で、かつ同日において給与の支払いを受けた者が対象者であって、年金、恩給、その他を削る、ということの改正でございます。

それから、次、47条、法人等の市民税の申告納付でございますけれども、第47条第１項から第５項までの改正は、法人税法の所要の規定が整備されたことによる条文の整備でございます。

それから、飛びまして36ページ、37ページでございます。第49条、法人等の市民税に係る不足税額の納付の手続きということで、第49条も、ただいま説明しました第47条の関連によりまして内容の整備を行ったものでございます。

それから、38ページでございます。分離課税に係る所得割の税率、第52条の４でございます。分離課税に係る所得割の税率をさきの32条の３と同様に、従前の税率区分である2.5％から14％までの13段階を、３％から12％までの７段階としたということで、次のページの章までででございます。

それから付則でございます。付則の第16条の２のたばこ消費税の税率等の特例ということで、この改正は、現条例の94条の規定では1,000本当たり従量割が350円となっていますが、付則でこれを640円として、たばこ消費税の安定を図ってございます。この適用の期間を、昭和62年12月31日までとなっているところを昭和63年３月31日まで延長するものでございます。

それから、44、45ページでございます。第16条の３でございます。16条の第３項第２号の改正でございますけれども、前年のみなし法人所得割に乗ずる税率に、昭和60年度から62年度までに適用されていた特例による税率の期限が切れたことによりまして、削

除と内容の整備を行うものでございます。

それから、次に46、47ページの16条の４、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例というところでございますけれども、次に説明をいたします新しく創設された付則16条の５に関連をいたしまして、ここで言う課税の特例には超短期の所有土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に該当するものは適用されない旨の但し書きをここで加えたものでございます。一番下段のところでございます。

それから、次の16条の５、超短期所有土地の譲渡に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例ということで、ただいま申し上げましたように、この項は新しく追加された条文でございまして、個人が昭和62年10月１日から昭和65年３月31日までの間に、その年の１月１日現在において所有期間が２年以下である土地等の譲渡をした場合には、その譲渡による事業所得及び雑所得について課税計算を定めた改正でございます。

それから飛びまして、50ページ、51ページでございます。第17条の２でございます。この改正は、昭和63年度までの期間に、さらに66年度まで延長するものでございます。

それから、52ページ、53ページの一番下の欄でございます。次のページの54、55ページをお願いしたいと思いますけれども、17条の３でございます。この項の改正も前条との改正と同様に、課税の特例の期間を63年度から昭和66年度まで延長するものでございます。

なお、中間の議案書の中ほどの11ページから18ページまでの別表は、付則第２条に関連する税額表の改正でございます。

それでは、７ページにお戻りをお願いしたいと思います。７ページの上段の付則でございます。施行期日ですね。第１条で、この条例は昭和63年４月１日から施行するということで、ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、１としまして、付則の16条の２、これは、たばこ消費税の税率等の特例ということで日切れ法案でございますけれども、これが公布の日ですね。

それから、次の日野市市税条例の第52条の４、これは分離課税に係わる所得割の税率でございますけれども、これ等の改正を昭和63年１月１日から施行するということで、今回は特にこの議会にお願いをいたしまして、昭和63年１月１日から施行するものが含まれてございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　仲田緑地の件なんですけれども、これは緑地の取得を５年計画

で58年から62年までやって、今の公園が、この市民公園ができているところの用地は取得できたわけですが、まだ残った部分がございます。やはり、この部分を買わないと仲田の緑地ということは、私は言えないと思うんですね。

そういう面で、この桑園が筑波に移転した当時あれを買えば、そんなにこの市の予算も必要でなかったわけですが、その都度、やはり社会状況の変化とともに土地も値上がりをして、そしてだんだん難しい状況で今日まで来たわけですから、少なくともこの土地だけは早く日野市のものにしておくということが、まず先決じゃないかと思うんですけれども、このあたりどのようなお考えでいますか。教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　企画財政部長、お答えいたします。

この特別会計の廃止につきましては、58年に設置して、国庫補助を１億円ということの目的があって分割方式で国庫を歳入にしたものでございます。よって、この事業は一つの目的を持っての前段の部分としての完了でありますので、ここで廃止をお願いするというものでございます。

今後の問題につきましては、今御指摘のような問題もありますが、やはり土地を購入する問題、あるいは、いろんな区画整理絡みの関係も含んで今後検討をして、また具体的に進めていくというような考え方で、用地取得につきましては、きのうからの問題も含んで、なかなか財政的に難しい部分もあるということをお答えしておきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。簇野行雄君。

○17番（簇野行雄君）　１点だけお伺いしますけれども、新旧対照表によれば、26ページと27ページですが、この条例改正の中心になる個人市民税の所得割の税率変更による減税額は、およそどのくらいになるか、わかっていたら、おおよそのところで結構ですから御説明願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　これは、まだはっきりした数字は出していませんけれども、約５億円ということでございます。

以上です。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第110号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定、議案第111号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第112号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第112号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、下水道管理運営経費の財政健全化を図るため、下水道使用料の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、議案第112号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

本市は、昭和57年度から本格的に公共下水道の建設に着手いたしまして、20年後の昭和76年度を全市域の水洗化を目指し努力をしております。南多摩処理区の232ヘクタールにつきましては、今年度末をもって汚水管の敷設はほぼ完了いたしまして、来年５月には、全面的に供用が可能になります。

東京都が進めております浅川及び八王子処理場につきましては、本年度建設工事に着手いたしまして、昭和66年度に第一系列が完成をし、翌昭和67年度から稼働し水洗化が可能となる予定であります。今後、残る浅川及び秋川処理区の水洗化を進めるためには、下水道事業の建設財源の確保を確実なものとし、計画的に取り組むことが重要と考えております。

今回の下水道料金の改正は、昭和60年第３回定例市議会で御審議をいただきました原則を踏まえ検討いたしました。特に使用料の算出に際し相違点を申し上げますと、昭和

63年度を初年度として向こう３カ年の財政計画を立て、前回の改正時には資本費、これは地方債の元利償還金のことでございます。このうち利子分の２％を算入いたしましたが、今回の料金改正では、資本費、すなわち地方債の元利償還金の18.5％を算入したものでございます。

今回の使用料金の改定率は、ランク別平均改定率で18.6％、これは言いかえますと、表上ということになります。実質改定率18.0％でございます。昭和63年度から昭和65年度までの３カ年の増収分の合計は、１億1,078万4,000円でございます。

本条例は、昭和63年４月１日から施行いたします。既にお手元にお配りしております「昭和62年12月「下水道使用料改定資料」都市整備部下水道課」という資料が、お手元に届いております。詳細につきましては、さらにこの中で記載してございますので、御参考にしていただければ幸いと思います。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第112号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第113号、昭和62年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第113号、昭和62年度日野市一般会計補正予算第３号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和62年度日野市一般会計補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億3,409万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を320億8,334万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　歳入歳出全般及び第２表債務負担行為補正、第３表地方債補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、議案の113号、一般会計の補正予算書の方で説明させていただきたいと思います。

ただいま提案いたしました今回の補正額は、２億3,409万2,000円でございます。この内容といたしましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分につきましては、２ページから３ページにわたって款項目別に補正をお願いする内容でございます。

債務負担行為の補正でございますが、これは４ページの上段でございます。仮称ふるさと博物館の新築追加工事の関連でございます。ここで、5,161万2,000円を補正をお願いいたしまして、最終的に限度額を６億1,153万という数字にお願いするものでございます。

なお、地方債の３条の補正でございますが、４ページのところの下段部分、仮称南平丘陵公園用地事業費の取得でございます。当初、62年度の単年度事業で計画していたわけでございますが、63年度に、２年間にまたがって用地取得をするということで起債の変更をするものでございます。

なお細部にわたって、ページの６ページから歳入歳出を説明させていただきたいと思います。要所のみを説明させていただきまして御理解賜りたいと思います。

６ページ、７ページの歳入でございます。市税につきましては、個人でございますが、右の欄の説明欄のところに詳細がありますとおり、均等割と所得割の増額による補正額でございます。

続いて８ページ、９ページ、同じ目の固定資産税でございます。増減の部分につきましては、減が、土地償却資産の関係が減でございます。家屋につきましては、増。よって、この減額理由といたしましては、差し引きしまして、土地と償却資産の調定見込額の減という内容でございます。

10ページ、11ページ、特にこれは、国鉄分の線路配分の関係でございますので確定に伴ったものでございます。

12ページ、13ページ、電気税でございます。御承知のとおり使用料の改定がされております。よって、その減額に伴うものも補正をお願いするものでございます。

14ページ、15ページ、土地保有税でございますが、説明欄の記載のとおり最終の確定を見ましたので、この増をしていくものでございます。

特に16、17は略させていただきます。

18、19ページでございます。総務手数料、印鑑証明書ということで説明欄に記載をしたとおりでございますが、来年１月１日から新しい制度を設けて実施するわけでございますが、その手数料分を新設したものでございます。新設に伴う歳入増でございます。

20ページ、21ページ、特に確定部分でございますので、説明は略させていただきます。

22ページ、23ページ、下の５の土木債でございます。都の補助金、先ほど地方債の中で説明させてもらいましたが、仮称南平丘陵公園の、これは補助金の確定に伴ったものでございます。なお、下の国土利用計画法の事業費につきましては、地価高騰に伴う計画法の改正に伴う人件費、その他の東京都の補助金でございます。全く新設部分でございます。

24ページ、25ページ、特に説明はございません。26、27ページも略させていただきます。同じく28、29ページも、これは先ほど起債の中で減額を説明いたしましたが、土木債の関係でございます。それに関連しての２年度にまたがるための減額でございます。

それでは、30ページ以降、歳出に入らせていただきます。

議会費でございます。特に説明はありませんが、改定によるおのおの節の区分ごとの増減でございます。

32ページ、33ページ以降、ここで目の中で一般管理費、先ほど歳入の中でも出ましたが、国土利用法と関連する事務に当たる職員の、おのおの関連する部分が出てきております。

特に18の備品購入費の関係等でございます。その他、賃金等も後ほど出てまいりますので説明していきたいと思います。

財産管理費につきましては、説明の中に書いてあるとおり、高架下の工事に伴う駐車場設置工事請負予算でございます。

なお、これ以降、職員に関係する職員手当、給与、旅費等がかなり多く出てくるわけでございますが、62年４月以降、当然各部署の人事の異動に伴う増減部分等のすべての調整をここでさせていただきました。内容的には、総括で90ページ、91ページの一番最後に記載をしてありますので、職員部分のところの変動による部分は省略させていただきたいというふうに思います。

ページを飛びまして、42ページ、43ページへ進めさせていただきます。

社会福祉費の６でございます。老人福祉施設費、13の委託料、15の工事請負費。

13の委託料につきましては、仮称高幡特養老人ホームの設計費をここに計上させていただきました。新しい年度の事業に向かっての設計委託料でございます。その下の工事

請負費につきましては、1,800万、この記載のとおりで湯沢福祉センターの関係の工事費でございます。

続いて48ページ、49ページ、衛生費の中の３の健康管理費でございます。574万円の補正をお願いするわけでございますが、13の委託料につきましては、63年度から１歳６カ月の健診、健康診査の準備をしていきたいというような考え方の中で準備を進めていくための関連、あるいは生活・保健センターの開設に伴う引越等の予算でございます。

なお、15の工事請負費につきましては、今年度の62年度台に休日準夜の診療所の解体を完了させていきたいという考え方でございます。

18の備品につきましては、生活・保健センターの関係、生活・保健センター用として計上させていただいておりますが、これは屋外に、センターの前に消費者の青空市場等の場所、そういったものをつくっていきたいという、テントを張ったものを備品として購入していきたいというものでございます。

なお、50ページ、51ページ、清掃費の中でございますが、じん芥処理費あるいはし尿処理費につきましては、おのおの増加分に伴う補正でございます。

少し飛ばさせていただきますが、56ページ、57ページ、商工費でございます。商工振興費の中で500万をお願いいたしました。ここに記載のとおりでございます。豊田の商店会、日野市商店会の関係で街路灯の設置、現在あるものと合わせて、新設分を含んで50基を南口に設置していきたいということで、そういう内容の中で一定の要綱を持っておりますので、10万円を限度として補助金として出していくものでございます。

60ページ、61ページ、土木費でございますが、ここの説明欄の部分につきましては、略させてもらいますが、一番下段部分、橋梁新設改良費でございます。

13の委託料、仮称二番橋の地質調査を実施するための予算計上をここでお願いするものでございます。

64ページ、65ページ、都市計画の総務費の中で計上させていただいておりますが、市長からもきのう行政報告がありましたとおり、現在は用地課の部分等含んで事業を促進しているわけでございますが、すべて国土利用計画法の事務に関連しての報酬、賃金、需用費、役務費、備品関係でございます。

なお、66ページ、67ページでございます。真ん中の７の公園整備費、２年度にまたがるための予算減をここでお願いするものでございます。

８の緑化費でございます。13の委託料、説明欄に記載をしておりますが、一つの新しい事業として雑木林の萌芽更新材活用事業ということで窯の設置、あるいは萌芽の目的

を持った事業を進めていくための関連の予算でございます。

72ページ、73ページ、小学校費の教育振興費でございます。すべて減額でございますが、事業の完了した水泳記録会、この記録会は、当初の予算から水の不足等の問題を含んで実施ができなかった部分の減額をさせていただきました。

なお、76ページ、77ページの中にも同じ中学校費の中で教育振興費、同じ内容の減額でございます。

80ページ、81ページ、３の文化財保護費でございます。15の工事請負費2,212万、仮称ふるさと博物館関係の固定展示ケースの追加工事をお願いするものでございます。

なお、84ページ、85ページの体育費の中の２番、市民プールの関係、すべて事業が完了しておりますので、その残額をここで減額するものでございます。

雑駁な説明でございますが、以上でございます。どうぞよろしく御審議のほどをお願いいたしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　１点だけ聞きたいと思うんですが、今、企画財政部長の説明に債務負担が、ふるさと博物館の新築ということで、約、限度額ですから私も定かなことはわからないんだが、6,000万ですか、5,200万ですか、5,200万ぐらい限度額がふえていて、それでいわゆる歳出の方の展示の建物をつくるのは、2,250万ぐらいですか、3,000万ぐらい――限度額ですからね。その辺のところは何かあるんですか、限度額だから余裕を見た、とこういうことなんですか。ちょっと、いま少しその点、説明してください。

○議長（黒川重憲君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　お答えをいたします。

ふるさと博物館関係で、ここで追加工事をお願いをいたしますのは、62、63年度の２カ年事業でお願いをするものでございまして、総額は7,373万2,000円になります。そのうち約30％の2,212万円をこの62年度で補正でお願いをして、残る5,161万2,000円を63年度の債務負担でお願いをする、そういう内容でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　きのうも、ちょっと質疑が、かなり行政報告の中でございましたが、高幡の特養老人ホームの設計費がここで計上されておりますので、私は、きょう、ここの補正予算のところで少しお聞きをしたいと思います。

まず、これだけの大きな事業が12月の補正予算で出されるということについて、若干奇異に感ずる点もあるわけです。これだけの大きな事業を興すということであれば、当然補正予算という形ではなくて、当初、年度初めの予算で計上されて議会に出されるというのが、極めて順当なやり方であろうと思うんですが、今回補正予算に突如ここで出てきた、出された理由というものはどういうことなのか、その点をまず、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　今回の特別養護老人ホームにつきましては、最終的に土地の決定をいたしましたのは11月に入ってからでございました。ここで、補助申請等の関係がございます。補助申請は、２月20日までには申請を出さなきゃいけない、とこういうことでございますので、それまでに基本設計をまとめるということでございますので、どうしてもここで補正をお願いをしませんと補助がいただけない、とこういうことでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　補助の申請が一つの理由ということで、今、福祉部長の方から御説明がございました。２月の20日までに補助申請をするということになりますと、この予算の審査を終えて、それから仮にこれが予算案どおり可決をされて議会を通過したとしますと、実際にどういう方法で業者の方に設計が出されるのかわかりませんが、１カ月、今年の下旬、つまり年内に発注することは極めて難しいとも考えられるわけです。来年、お正月が明けて設計に取りかかる、そして２月の20日に間に合わせるということになりますと多少、多少じゃないですね、かなり無理があるのではないかと思うんですが、こうした大切な施設をつくるに当たって、設計の期間というものについて多少無理があるのではないか、と私は思いますが、その点、まず問題がないのかどうか。

それから、この特養老人ホームということで、その施設にプラス、いろいろ――きのうの市長のお話では、在宅ケアの施策の中で、いろいろ地域に、高幡の特養老人ホームにプラスをして施設をまたおつくりになるというお考えも示されたわけですが、そういう内容等を私どもまだ具体的に、よく承知をしておりませんが、あわせたものをつくるということになりますと、設計の期間としてはちょっと短いような気がするんですが、その点は、全く問題がないのかどうか。来年度の当初予算では、なぜいけないのか、その点をもう一度お尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　来年度の予算で行いますと、来年度申請、とこういうことになりますと最終的な決定が再来年、こういうことになると思います。したがって、東京都といろいろと折衝をした結果、本年度の申請に何とか受け入れていただける見通しがつきましたので、何とかここで設計をまとめまして、それで申請していきたい、こういうぐあいに考えております。

したがって、実施計画は来年度ということになりますけれども、具体的なプランですね、基本的なプランは、ここで練っていきたい、とこういうことでございます。若干忙しいようですけれども、何とか建設部の方で鋭意努力をしていただける、こういう感触を得ておりますので何とか実施していきたい、こういうぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　かなりせわしい日程だということは、今、福祉部長がおっしゃったんですが、用地の取得が、この11月に入ってからめどがついたということで、ここで設計の予算を出したということなんですが、例えば、こうした、いわゆる地域住民がかねてから望み、市もその設置の必要性を同時に考えながら鋭意努力をしてきたということであれば、当然――せっかくつくるわけですから、後でいろいろ制度の欠陥や、また施設の足りない点、そういったことが問題にならないように、普通であればプロジェクトチームのような検討委員会がつくられて、日野で初めてつくられる、東京都にも市がつくるという施設は、そんなにたくさんないと思うんですが、こういった施設をつくる場合には、こういう機能を持たせた、この程度の規模、また役割というものは、これからの新しい時代に向かって十分果たしていけるだけの、耐え得るだけの充実したものにしていくということが、当然求められるわけですね。そのためには、やはり市内部の職員の皆さんの英知を結集すると同時に、また近隣、またその他のさまざまな資料等を集めて十分な検討、協議を加えた結果まとめられたものをもとに、設計にかかるというのが、私は順当な方法だろうと思うんです。

生活・保健センターができる場合も庁内にプロジェクトチームができて、あるべき施設の概要というものがきちんと検討されて出てまいりました。ふるさと博物館もそのような検討する機関が設けられて、設置まで手順をきちんと踏んできているわけです。

今回、これだけの高齢化社会に向かって日野市が設ける特養老人ホームの設置ということに関しては、市にプロジェクトチームもできていないような気がいたしますし、検討委員会の設置もなかったように私は思います。なぜ、一切そういう手続きを省いて、

突然ここで用地のめどがついたからといって、設計期間もわずか１カ月そこそこで果たしてつくるということが、これからのさまざまな市民ニーズにこたえていかなければならない中の施策として考えれば、最も大きな部分を占めるこういう特養老人ホームというものをそう安易に取り扱っていいのかという気がするんですが、なぜ検討の期間を置かれなかったのかどうか、この点をお尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　そのようなこともいろいろ検討いたしました。この事業は、もう数年来、議会からも督促を受けておりますし、何とか今年中に用地のめどをつけたい、そういうことに立ちまして、あれこれの土地の物色もしたわけでありますが、結論として私有地を使おうということに決めました。そういう関係で作業の忙しい面もございますが、２年遅れて事業化するよりも１年早く事業化したい。この方が、私は市民に応える方法だろう、とこのように判断をしたところであります。

あわせて、50人単位の特養ホームということになりますと、一応形式は基準がございます。それから地域の立場からも、そう複雑な設計にすることもあり得ませんので、がんばればやれるという判断で取り組んだわけであります。

東京都の補助対象としての特養老人ホームの設計基準というものは、はっきりしておりますので、面積基準その他施設の構造、これらがありますので、ある程度のことは内部の建築課が構想をつくることもできますし、予算を認めていただいた上で、なるべく早急に事業化へ向けて現実的に仕事を進めていこう、こういう考え方でございます。

理由は、事業として大変急ぐ、しかも十数名の待機者がおるということは、議会の中から、まさにそれは失政である、とこういうお叱りも受けておるわけでありますから、私は、むしろ急がない方がおかしいんではないか、めどが固まれば急ぐべきである、こういう結論でございます。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　急いで事業化することが市民に応える道だというような、今お考えだったと思うんですが、この間、議会でのやりとりがございました。公明党の夏井明男議員と福祉部長との間でのやりとりだったと思いますが、現在の待機者、いわゆる特養老人ホームに入所を望んで待機しておられる方というのは、何人かいらっしゃるというお話でしたが、私の記憶では――福祉部長からお聞きした方がいいのかもわかりませんが、来年の４月にはアゼリヤ会等の施設の活用をもって待機者がいなくなるというようなお話も聞いたんですが、私はそういうふうに記憶もしているんですね。

とにかく急がなくちゃいけないという、市長は今お話なんですが、待機者がいなくなるのにどうして急がなくちゃならないのかなという気がするんです。その点、もう一度福祉部長の方から――来年も何十人も待機者が、果たして延々と数年にわたって続くような現状にあるのかどうか、その点もお尋ねをしたいと思います。

それから、議会から特養老人ホームの設置の必要性について指摘があったことは事実でありますし、私もこうした施設が身近に設置をされるということは、当然必要なことであるし、早く実現されることを望んでおりますが、拙速は、やはりいけないんですね。いろんな施設をおつくりになる、しかし、そのためには市のお金を使ってやるわけですから、せっかくつくったものが市民ニーズに合わない、それから時代の要請にこたえられないというものであっては、いけないわけです。当然これからの時代の要請に十分応えていかなければならない、こういう施設をつくるに当たって、検討委員会もつくらない、どういうものを市では、つくっていくかという独自の案も現在示されていない、ただ漠然と特養ホームをつくる、これでは後世へ憂いを残すことになりかねないと思うわけです。

市長の持っておられる構想は、それはあるかもしれませんが、やはりそれが、きちんと整理されて私ども議会にも示される必要があるし、市民にもやはり示されるべきだと思うんですね。そういう手続きは一切省く、それだけの緊急性が果たしてあるのかどうか、その点について、もう一度お尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　先回の議会だったと思いますけれども、たしか私の方から、待機者が25名おります、それについては来年度のアゼリヤ会が20名予定しておりますので、これについて、大丈夫、何とかなるんじゃないか、とこういうお話をしたように思います。確かに年々、寝たきり老人もふえておりますし、また特別養護老人ホームの入所希望者もふえております。この前の議会で、たしか15名と申し上げたのが、３カ月しますと25名というようにふえる、これは、待機者の蓄積というのは日を追ってだんだん大きくなる、こういう状況ではないかと思います。

また東京都の方といたしましても、各地域に特別養護老人ホームは、ぜひ早めに設置してほしい、とこれは強く要望しておりますし、私どもも在宅の老人のケアサービス事業の拠点としての特別養護老人ホームの設置も急がなきゃならない、こういうぐあいに考えております。いずれの道、現在着手をいたしましても、実際に開設できるのは二、三年先になる、こういう状況でございますので、早く、できれば手がけていきたい。これにつきましては、東京都も積極的に協力の姿勢を見せておりますし、この辺のところは努力していきたい。

また、前もってそれなりの準備がなかったのではないかという御質問がございましたけれども、前々から最大の問題として、特別養護老人ホームの設置の問題が老人施策の最大の課題でございまして、今年度の課題として強く私どもも課題を課しております。これが年度内に何とかならないかということで検討した結果、高幡につくろうということでございますけれども、これは今年度の大きな課題として、我々は東京都にもたびたび接触をしておりましたし、いろいろな情報等も東京都から得ていました。そこら辺のところが、現在我々が持っておる資料も若干あるということもございますので、何とか努力をしてやっていきたい、こういうぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　極めて抽象的なお答えでありました。なぜ、これほど急いでやらなければならないかという理由がわからないんです。福祉部長は、日野市の福祉の担当の責任者として、来年は何とか、特養老人ホームに入所を希望する人たちには市としては対応できる、こたえることができるということをおっしゃったわけです。何とかできるだろうという見通しを明らかにされました。であれば、今差し迫ってわずか１カ月で設計を上げる、しかも検討された構想も別にない、私どもに示された説明の資料も何もない、ただ特養老人ホームは必要だということでは皆意見は一致しておりますが、その内容や、どういった規模の施設、形を考えていくのかということになれば、極めてあいまいもこたるものの中にあるわけですね。なぜ市民のニーズがないところに12月補正で新規事業を興さなければならないかということは、ちょっと私理解できないんです。

その点について市長の方から、またお答えいただいても結構なんですが、新しい事業は、やはり十分なる設計の期間を設ける、確保する、または専門の職員、または部外者からでもいいでしょう。そういった専門の方を入れて、日野市でつくるこういう特養老人ホームのあるべき姿について十分案を練り上げてスタートするということが、私は極めて普通の、またこれが積極的な、後に施策の効果十分あらしめるための堅実な方法であろうと思うんですが、入所待ちの方がいなくなる、ニーズの発生が考えられない時点で、12月補正で新規事業をやらなければならない理由は何なのか、この点について市長のお考えを、もう一度お聞きをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その必要な社会的背景は、申すまでもなく高齢化社会が目前

に到来をしておるということであります。その高齢者の中には、寝たきりの方もおられますし、いろいろなケアを要する方が当然ふえるわけでありますから、可能性があればなるべく早くやろうという努力をするのは、私は、むしろ行政の責任である、こう思います。

ことしは、ぜひ事業化に一歩踏み出したいということで、春からいろいろな方策を進めてまいりました。したがいまして、デッサンがないわけではありませんし、これから取り組めるということですから、やっぱり取り組むのが当然の我々の責任である、こういうふうに考えてお願いを申し上げる次第であります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　この特養老人ホーム、せっかくつくるものであれば、やっぱり英知を集めてつくるということをだれしも当然のことだと思うんです。市長は、いろいろデッサンがあったというようなことも今おっしゃったんですが、それは、きちんとまとまった、対外的に、例えば議会に対して説明できるような検討資料というものだというふうに思っていいわけですか。その点はどうでしょう。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　示されております基準があります。基準面積、あるいは基準の施設、施設といいますか、機能、こういうことを当然設計にも入れるわけでございますから、よそに例のない新しい事業を新たに地域として組むということよりも、一応基準があって、しかも地形があって機能があって、それらを設計として編成することは、私は、比較的容易であるし、むしろ事務的機械的なものだ、とこう考えていいと思っております。

英知を集めてということは、その関係の方々が、既に一応でき上がっておりますからそれらを内容に入れる、こういうことでよろしいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　特養老人ホームは、もちろん国で定めたいろいろな基準があるのは、よくわかっております。ただ、その基準を踏まえた上で地域性、また時代のいろんな背景、こういったものをプラスして、やはりよりよいものを基準の上に積み上げていくことが、どうしても求められているわけですね。そうした工夫をするのは、行政としては当然だと思います。ただ、基準があるから、もうそれで十分だというのは非常におざなりな答弁ですし、ちょっと私は理解できないんですが、形のあるものは、とりあえず早くつくってしまおうという気があるんじゃないかなと私は思うんです。

ですから私は、こういう新しい大きな事業をやるには、当然新年度の予算に計上して当初予算の段階で十分審議をする、新たな事業というのは、当然そのような形でスタートするのが極めて妥当だというふうに私は思うわけです。本来であれば２月の、先ほど20日までに都の方に申請を出すというタイムリミットが示されたんですが、普通であれば、例えば来年度の、63年度の予算で提案をしても私は決して遅くないと思うんですが、その間、数カ月検討期間も――これでも短いと思うんですが、１年ぐらい私は検討した方がいいと思うんですね。

しかし、どうしても急ぎたいということであれば来年度の、63年度の予算に計上してもいいと思うんです。そのくらいの時間は取った方が、将来のためにも禍根を残さなくて、私は市長のためにもいいと思うんですが、仮に63年度の当初予算に計上されたとすれば、東京都の、今２月20日という期限を福祉部長はおっしゃったんですが、普通であればいつごろ出すものなんですか。いかがでしょう。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　私どもは申請を、62年度の補助申請をする、こういうことになりますと、計画書の提出が２月いっぱい、とこういうことでございます。これによって基本計画、基本設計を出しまして、63年度の６月に補助の内示がある、あるいは来年度中に決定がある、とこういうようなことでございますので、ここでは申請をするということです。

それで、東京都の年次計画の中では、62年度の初め６月ぐらいから大体話し合いをするということでございまして、これは東京都とは何回か、日野で特別養護老人ホームを設置したい意向があるということは申し入れてまいりましたけれども、具体的な話として設計書を出すのが２月いっぱい、こういうことで、私どもは何とかして、ここでまとめたい、とこういうぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　ちょっと、もう一度私にわかるように説明していただきたいんですが、２月20日までに何とか出さなくちゃいけないという、このせっぱ詰まった事務手続きというものは、これは普通ではないと思うんですね。ですから、通常の形でこういったものを出す場合には、大体いつごろ提出するのが――東京都と協議を始める、計画書の提出ということを今おっしゃったんですが、普通は、こういうものは、いつごろ出すものなのかということを私はお聞きしたいんですけれども。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　例えば、先般私どもも拝見してまいりましたけれども、調布でこのたび特別養護老人ホームをつくりました。調布の場合には、あれは11月にやはり基本設計を出しまして、２月いっぱいに書類を完成したものを出して補助をいただいている、こういうことでございまして、必ずしも日野だけがこのような形ということではなくて、かなり各市ともやはり、せっぱ詰まったと言えばせっぱ詰まった形でやっている。しかしながら、現実に実施設計をつくるということは、来年度の設計書をつくって、細かい設計書をつくるわけですから、現在は基本設計ということですから、基本設計をやはり大体がつくっていく、とこういうことでやっていくということでございますので、建物に着工するのは来年度ということになりますので、その間にしっかりした実施設計をつくる、とこういうことになると思います。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　来年度は実施設計と着工ということをおっしゃったんですが、これもまた、えらくせわしい話ですが、その土台になる基本設計を１カ月足らずで上げるということの不自然さを私は今お聞きしているわけですが、調布の例を今お話になったんですね。調布は11月ぐらいに出したという、基本計画を提出して翌年度に向けてのいろいろな準備を始めたというお話だったと思うんですが、建築の知識のある方にちょっと聞きましたら、つくれと言われれば１カ月ぐらいでできないことはないけれども、まず、いいものは無理でしょう、というお話を私は聞きました。ちょっと無茶な話だということもおっしゃっていました。

なぜ、そんな土台になる基本設計をここで無理やり補正予算の中にねじ込んで、やることはいいことだから、とにかく急ぐんだという式で押し切ろうとされるのか、極めて理解しがたい状況なんですね。

調布は、検討委員会とかそういうものは、つくらなかったんでしょうか。調布に行ってお調べになったということは、調布のいろんな設立までの経過をお調べになったと思うんですが、調布市は、やはり突然思いついたように11月に出したのか。例えばプロジェクトチームとか検討委員会のようなものを設けて、そうした準備の期間を十分にとった上で一つの構想をもって臨んだのかどうか、調布の例のお話が出ましたので、その点御存じだと思いますので教えてください。

○議長（黒川重憲君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　調布の場合は、庁内にそれなりの担当者を置きまして、それで話を具体的にしてきた、とこういうことを聞いております。また調布の場合には、

11月ぐらいから具体的な行動に入って、やはり大至急に基本設計をまとめたという話で、その辺のところは日野と、かなり似ている状況がございました。その辺のところは、どこも、せっぱ詰まらないと、なかなか決断ができないところもあるかもしれませんけれども、若干、調布の例というのは、今回の日野の例とほぼ同じような形で建物ができている、こういうぐあいに思いました。

調布の場合は、やはり60人規模の特別養護老人ホームでございましたけれども、どこの自治体も同じような、やはり状況になるのかな、とこういうぐあいに伺って帰ってきたところでございます。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　福祉部長、調布に非常に失礼だと思います。せっぱ詰まらなければやれない、どこでも同じだとおっしゃるのは。調布は、検討委員会をつくってやったというふうに、今おっしゃったでしょう、検討委員会に当たるものを。全然違うじゃないですか。どうですか、その辺は。調布は、どういう準備をして行ったんですか、この事業を。

○議長（黒川重憲君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　失言でございましたら取り消したいと思いますけれども、私の申しましたのは、具体的な行動に入った時期が11月ぐらいというぐあいに伺いました。

また、その前に一定の庁内での検討をなされた、とこういうことも伺いましたけれども、具体的にどの程度のものがやられたのかということは、具体的に聞いておりませんので申し上げかねる問題でございます。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　私も調布に行って聞かなくちゃいかんなと、これで今思ったんですが、福祉部長が、調布に行ってお調べになったということは、この特養老人ホームをつくるに当たって、市の事業としてやるわけですから当然検討の機関を持った、と今おっしゃったわけですから、私はもう少し詳しく御存じだと思うんですね。

しかし、それを詳しく今ここでおっしゃると、日野市の立場が非常にまずくなるということで、今抽象的な形で少し言葉を濁されたような気がするんです。検討の機関を持ったということを御存じである以上、庁内にどういう組織をつくって、どれだけの期間を費やして、時間をそこに投入をして、あるべき特養老人ホームの姿について十分、案を練っていったかということを御存じだと思うんですね。

そういうことをお調べにならないで、調布に行ってお帰りになったとすれば、私は何しに行かれたのか全くわからないと思います。だから、調布と日野市は全く違うんじゃないかと思うんですが、検討の機関を持ったということと日野市の現在の進めているやり方は、調布のやり方と日野市のやり方は違うでしょう。どうですか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　調布につきましては、余り細かいところまで承知いたしておりませんので、ちょっと比較検討する資料は、持ち合わせておりません。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　まだ、かなりお聞きしなくちゃいけないことがあるんで、もし間に休憩等が入るようなことがあれば、その間に調布の例をよくお調べになった上でもう一度御答弁をいただきたいと思いますので、この件は一たん置くとして、調布の名誉のためにも、日野市議会で間違ったことが何か例に引かれて出されたというのは、向こうの方にも非常に失礼だと思いますので、その辺の事業着手に当たってどのような準備がされたかということは、私は十分参考になる、参考になるからこそ調布にお出かけになったんだと思うんですね。よくわからないでお帰りになったということじゃ何のために行かれたか、わからないと思うんです。もし、間に休憩が入りましたら、その点はきちんとお答えをいただきたいと思います。

それから、この施設の規模なんですが、さまざまな基準というものが既にあるから、別に、そう市で検討を積み重ねる必要もないんだというのが市長のお考えでございました。よく私はわからないんですが、そうした漠然と、事業の規模も、また――面積はわかっております。収容といいますか、受け入れる老人の方は大体50人程度ということは、一定の枠はございますが、どの程度の規模の建物になるのかということも私どもには、今わかりません。この建物の、この施設の建設費は大体どのくらいお考えになっているのか、そのくらいの考えがないと実施設計には出せないと思うんですね。その財源は、またどのようにお考えになっているかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから市長は、特養老人ホームプラス、いわゆる在宅の老人ケアのセンターも合わせ持つというお話もされました。この在宅老人ケアのセンターとしての機能を持つということであれば、これは基準というものは、いろいろまた考え方はあると思うんです。どういう事業をやるかによって、建物の形態、内容というのは変わってくると思うんですね。どういうものが、この在宅のケアのセンターで行われるということになっているのか、こういうものがはっきりしないと設計には、ちょっと私お願いできないと思うんですが、この点はどうなのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　最近の国及び東京都の設置の条件といたしましては、地域の在宅老人に対するサービスを展開する拠点としての、いろいろな機能を合わせ持ったような施設をつくる、こういうことになっております。

その内容といたしましては、ショートステイ、あるいはミドルステイというようなもの、あるいはデイホーム、また給食サービス、入浴サービス、リハビリテーション、あるいは老人相談、そのような機能が混在一体となった施設をつくる、こういうような形でのプランが提示されています。

日野もそのような形のものを考えていきたい、とこういうぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　事業費をお聞きしたんですけれども。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　事業費といたしましては、3,000平方メートルということでの概略の設計といたしましては、概算見積もりといたしましては、約10億程度のものが本体となるというぐあいに思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　10億円、私は、10億円以上かかるような気もしますね。今おっしゃったような在宅ケアのいろんな機能を合わせ持つ施設であるということであれば、いろんな、また細かい機材の投入とか建物の構造というものが求められるわけですね。仮に10億としても２けたの億のつくお金を使ってつくる、市のお金を、また補助金ももちろんあるでしょうが、少なくとも公金です。それを使ってつくる建物が、とにかく駆け足でつくればいい式に予算執行される、これは、ちょっとやっぱり問題だと思いますね。

やはり市の中で、ある程度の構想をきちんとまとめて特養老人ホームをよりよいものにつくる、そして合わせ持つ機能として在宅ケアのいろんな施設も設けるならば、これは、こういう形で日野市はいくんだというものを、案をやっぱり持ってスタートするべきですね。そして、10億円のお金がかかるわけですから、来年度に私しても差し支えないと思うんですね。

今、とにかくお金は、11億か10億か、とにかく12億か13億かわかりません。とにかく億のつくお金が２けたかかるということは、わかりました。この内訳はどういうふうに

お考えになっているか、もう一度お聞きをいたしますが、今おっしゃいました在宅老人ケアの機能をショートステイとか、それからミドルステイ、デイホーム、入浴サービス、給食サービス、リハビリ、それから相談業務、これを全部この建物の中でおやりになることをお考えになっているんでしょうか。大変な仕事ですね。特養老人ホームプラスこれだけの仕事が果たしてできるのかどうか、ちょっと私、専門的な知識はありませんが、かなり欲張っておられるなと思いますが、こういうものをやるというものが、きちんとまとまったものはないというのはわかっておりますが、やはりどういう事業に重点を置いて、この在宅ケアの設備を合わせ持つようにするのか、ただ考えられるものを羅列しておられるような気もするんですが、これは、きちんと決めて、もうこれでいこうというものをお持ちになっているのかどうか。どうでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　先般、検討委員会を開きまして、そこの中で決めましたのは、先ほど申しましたような機能を持たせる、またこれは、東京都の基準の中にすべてこれが含まれるような指導がございます。したがって、これからつくる特別養護老人ホームというのは、単にベッドだけでなくて、そのようなサービス機能を持ったものをつくっていく、こういう考え方も上級の方でございますので、それに沿って我々としては、大体考えたものでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　大体お考えになったら、こういうものが出てきたということなんですが、この在宅の御老人に対するケアということは、この特養老人ホームにプラスをして行う事業ですから、その事業を行う主体というものがどこなのかということが一つ問題になると思うんですね。市は、直接は、やらないということを市長はおっしゃったように思うんですが、この事業を行うのは、一体どこなのかということをもう一度お聞きをしておきたいと思います。

それから、もう一度福祉部長にお聞きをいたしますが、この事業の開始を、とにかく急いでやりたいんだという非常に、はやるお気持ちがおありのようなんですが、この事業のスタートは、いつだというふうにお考えになっているかどうか。先ほど、実施設計、着工というようなこともおっしゃっておりましたんで、もう一度その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、私が最初にお聞きした10億円程度の事業費だということでございましたが、その財源は、どういうふうになっているかということはまだお答えになっていないんで

すが、その点も答弁漏れですのでお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　まず財源の問題でございますけれども、この内容は建築工事が約６億、その他電気設備工事１億1,000万、排水工事が２億6,000万、とこのようなものを総合して10億と申し上げたわけでございます。

また財源といたしましては、国からまいります補助金、約、現在のところつかんでおりますのが２億4,000万程度ということだと思いますし、あと起債が70％前後、これは企画財政部の方でないとちょっとわからないと思いますが、その程度のもの。その他の財源につきましては市の方で出す、とこういうことで考えていくようになるんじゃないか。私、ちょっとまだ細かいことは、企画財政部との突き合わせをしておりませんけれども、そういうぐあいになるんじゃないだろうかと思っております。

それから、開始になる時期は、65年の４月ぐらいになるんじゃなかろうか、ちょっと先のことでございますけれども、その程度の開設になるんじゃないだろうか。

それから、事業主体といたしましては福祉事業団ということで、これも東京都との協議に入っておりますけれども、そのような形でそれが受け皿になる、こういうぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　急いで、この事業をどうしてもやらなくてはならないという積極的な理由というのは、まだ私には、わからないわけです。来年度、昭和63年度の当初予算に――それでも早いくらいだと思うんですね。やっぱり１年間ぐらいの、十分こう煮詰めていく期間というものを設けた方が、よりベターだというふうに私は主張しているわけです。

しかし、それは今のところ市長の考えとは相隔たっているような気がいたしますが、今お話にありました福祉事業団の方で在宅ケアの方も行うということなんですが、福祉事業団は社会福祉法人です。社会福祉法人ということであれば当然営利団体ではありません。ということになると、この在宅ケアを引き受けてやっていくということに関しては、検討の余地が、私はあるような気がするんですね。来た方全部受け入れてやってあげることが可能なのかどうかということです。ただ行けばいいのかということです。その点、問題はないのかどうか。

それから福祉部長は、今、10億からのお金を使ってやるこれだけの大きな事業の財源が、まだはっきり企画財政との間で云々ということで、どこからお金が出てくるのか、

はっきりおわかりにならないでこの事業をおやりになりたいというようなお考えのようなんですが、企画財政部長は――今、企画財政部という答えが出ましたが、この特養老人ホームは、どこのお金を使って幾らぐらいかかって行われる事業というふうに理解しておられるか、その点。

財源がどこから来るかわからないでスタートする事業、そういう予算の提出というのは余り、私、聞いたことがないんですが、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　福祉事業団につきましては、御質問のように福祉法人でございます。福祉法人のやる事業として、このような特別養護老人ホーム、またその他の在宅老人に対するサービス事業、これは、まさに適合する、とこういうぐあいに考えております。また、東京都もそういうぐあいに考えております。

また、既にこのような形で福祉事業団が、特別養護を抱えて既に事業を開始している区もございますし、そのようなことから判断いたしますと十分にできるんじゃないだろうかというぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　私の方も、10億円というような一つの見積もりの中で設計費の予算計上をさせていただきました。もちろん、この事業につきましては、総額で、総経費が10億だということでございますので、それに関連する国の国庫補助、あるいは市債、これで７割程度持てるという考え方を基本的に持っているわけでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　財源については国と、それから起債、あとは市の方だということで漠然と理解しておられるようなんですが、当然庁内で検討しておられないんですから、それぞれ受け取り方は一般論をお述べになるしかないと思うんですね。その点は再三、今申し上げているとおりです。極めて拙速であるということが、ここにも一つ出てきていると思うんですが、福祉事業団がやるということは、今、福祉部長の方で十分できるし問題はない、適用できるんだというようにおっしゃったんですが、この在宅ケアというのは有料か無料か、これはどうなんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　特別養護老人ホーム、これは一定の国の認可基準に沿った

施設でございますので、必ずしも有料という形で――有料ではございますけれども、いわゆる国の基準に沿った、例えば所得比例とか、そのような形の本人負担、あるいは保護者負担、このような形の事業として展開される筋のものじゃないかと思います。

したがって、既に至誠老人ホーム等で委託してやっております形と全く同じような形のものを実施する、こういうことだと思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　至誠老人ホームと日野市の福祉事業団は、これは全く性格が、同じ社会福祉法人ですが、違いますね。その社会福祉法人というもの――法人格を持った日野市の福祉事業団が、お金を取って福祉サービスを行うということは問題ないんでしょうか。その点はどうでしょうか。ちょっと参考のために教えていただきたいんですが。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　社会福祉法人という点での性格におきましては、至誠学舎も福祉事業団も全く同一ということでございますし、これから考えておりますいろんな事業は、民間の既にやっております特別養護老人ホームなり、あるいは福祉事業団立の特別養護老人ホームも全く同じでございますので、これについては同様なものが展開できるだろうと思います。

また、御質問にございます、有料のサービスという形で御質問がございますのは、現在、市長が行政報告の中で申しました有料の家事援助事業とこういうような形とは、若干これは違う、別な形で展開すべきものだというぐあいに思います。これは、若干既に他市でもやっておりますけれども、有料という形でやっております家事援助事業、これとは違うというぐあいに御理解願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　高幡の特養老人ホームの建設計画は、極めてあいまいな計画であるということは、これはだれしも認めざるを得ないと思うんですね。そうでないと抗弁しておられますが、十分な検討期間も設けていないし、ただつくればいい式で急いでやる必要性は――来年度、とにかく４月以降は、十分現在のアゼリヤ会等にお願いする形で対応できるということをはっきり市側が言っているわけですから、私は検討期間を十分持って、将来いいものをつくったと評価が得られるような、そうしたものを目指すべきだと思います。

それから、きのうの行政報告の質疑の中で、この高幡の特養老人ホームについては、

私有地に日野市が設置をして、運営管理は委託だというようなことをおっしゃったんですね。福祉事業団が予定されているという答弁だったと思いますが、私もいろいろ、きのう答弁をお聞きして、関連でも何も聞かなかったわけですが、ちょっと自分なりにいろいろ調べてみたんですが、福祉事業団に委託をするということになりますと、民間に委託をしているというふうに、ちょっとそそっかしい人は早とちりするんですね。これは、実際の運営は民営化だというふうにそそっかしい人はとるんです。

しかし、私、よく今の福祉事業団の今までの運営とか設置されたときの定款ですか、規則とかそういうものをちょっと見ましたら、すべて市の――職員の方の処遇とかそういうものは、市の制度に倣うというふうになっております。

そこで、ということであれば、市が実際やっているのと余り変わりないなということに結論づけざるを得ないわけですが、９月議会で大問題になりました３短、いわゆる給料を３カ月間早く、１年待たずに昇給をさせようという市長の無茶苦茶な提案は、不幸にして通りましたが、この違法な３短は、福祉事業団の職員に対しても適用されたのかどうか、この点お尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　福祉事業団の性格につきまして御質問がございましたけれども、福祉事業団は、あくまで民間でございます。これは、いわゆる団体職員、こういうことで地方公務員法の制約は受けない、とこういう職員でございます。したがって、いわゆる福祉法人の職員と同等であるというぐあいに思います。

また給料につきましては、次官通達によりまして市に準ずる、とこういうことになっておりますけれども、これについては、現在まだ３短については実施しておりません。個々については検討を要するかもしれないと思っておりますけれども・・・。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　民間なんですよ、社会福祉事業団は。民間なんですけど市の制度に倣うということですから、３短は絶対適用はないんですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市福祉事業団は、これは先般の広報にも市民の皆さんに御承知いただこうと思って御紹介いたしましたごとく、第三セクターと言われる、つまり官民のそれぞれの新しい活性化を期しての一つの方策である、そのことをまた認めた上で認可もいただいておる、市長が理事長になるということは、むしろそれは条件である、とこのように指導を受けております。

それから職員につきましては、これは性格は、やっぱり公務員ではない、団体職員であるというふうに解すべきだと思っております。公務員に準ずるという一つのまた見解もあると思っておりますが、日野市福祉事業団の職員の場合は、６カ月延伸に該当した職員はいないわけであります。したがって、３短もあり得ない、こういうことであります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　それでは、市長は、はっきり３短はあり得ないとおっしゃいましたので、これは私は納得いたしますが、６カ月昇給延伸がなければ３短がないというのは、これは理論の一つの帰結として別に胸を張っておっしゃることじゃない、なければないで別にいいんですが、その他の休暇とか、いろんな制度上、民間機関でありますが、そういったものを取得する場合には市と同じようなやり方、また昇給、ベア等についても市に倣っているんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　市の職員に準ずるということを次官通達等でも言ってきておりますし、東京都の指導もそのようなことでございます。したがって、勤務条件等も市の職員に準ずる形で実施しておりますけれども、全く同様でない部分も若干ございます。

しかしながら、ほとんどが市の規則に準じて休暇等はとっている、これが実態でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　ですから、３短のことは私わかりましたが、そのことを除けば６カ月の昇給を先送りしたということがなければ、当然なくて当たり前のことなんですが、ほかの処遇、これは、すべて市の職員の方と同じだというふうに理解されるわけですね。ということは、これは、今、民間機関だということは制度上は言えると思いますが、実際には市が直営しているのと同じ形になるのではないかと思うわけです。

今、第三セクターという言葉を市長は使われたんですが、この第三セクターという概念に、この社会福祉法人である福祉事業団が該当するかどうかというのは、ちょっと議論の余地が私はあると思うんです。純粋に、例えば至誠老人ホームのような形で運営される場合と、社会福祉法人の社会福祉事業団がこうした特養老人ホームプラスアルファの施設を運営する場合に、補助金等運営費とか人件費とか、いろんなものが考えられると思うんですが、そういったものは全く同じなのかどうか、その点、至誠老人ホームの

ような場合と福祉事業団が運営する場合は、全く補助、それから経費に対するいろんな補助のかさ上げとか、いろんなものが考えられると思うんですが、そういうことは同じなのかどうかですね。いかがでしょう。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　公立民営、こういう形で考えておりますので、公立ということで考えますと、民立の場合は国が４分の３持ちまして、あとは都道府県持ち、こういうことになるわけですけれども、その部分は市町村持ち、とこういうことになります。したがって、都が負担すべき４分の１は市が負担する、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　私がやっぱり思ったとおりなんですね。いわゆる民間、第三セクターや民間が運営する場合には、国が４分の３、それから都道府県、日野の場合は東京都が残りの４分の１は持つ。しかし、その他の場合、つまり福祉事業団に委託すれば民間委託だというふうに、市長は我々に理解させたいんでしょうけれども、みんなそうとる人もいるわけですが、実はそうじゃない、都道府県が持つべき４分の１については、今、福祉部長のお話では市町村が負担するんだ、つまり日野市が出すということが言われました。だから民間委託じゃないんですよ、実態は。給与制度もそれから待遇、いろんな処遇も全部市の職員と同じ、経費は４分の１は、都道府県が負担する分は日野市が持つという形に福祉事業団の場合なるわけですね。なぜ民間でやらないんですか。そうした検討は一切やってない、やった結果がこうなんですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　よく論議になるわけでありますが、今日の土地事情で都会の自治体が、一方の地域社会でなるべく包含をして弱者も自分たちの社会の一員として、そうして助け合ったり援護したり、そういう形が将来の日本の目指す方向だと言われております。

そのことと対比いたしまして考える場合に、日野市で民間の法人格がないわけじゃありませんが、自分の所有されている土地を法人格に寄附をして、そうして一定の条件を整えて行われておる社会福祉法人も、まれにはあるわけでありますが、これからそういうものを求めたって到底需要に合うような、そういう設立のされる見通しはないというのが今回の結論であります。

したがいまして、日野市の中にそういう施設を設けるということになりますと、市が土地を買って法人格に貸与するか、あるいは市自身が持っておる土地をそういう形で事

業化するか、こういう以外にないわけでありまして、今日のような地価高騰の中で社会福祉法人という、つまり利潤を追求する集団でない、そういう特殊な法人が、期待はしても到底生まれるはずはない。

そこで一歩前進をして、なるべく法人格の資格に合うような方式をとりながら創意工夫をして事業を興していくというのは、私は自治体の知恵だ、とこう思っております。そういう意味での今回の仕事でありますし、アゼリヤ会は、確かに八王子の山寄りの方にあるわけでありますけれども、今日の世論としては、なるべく自分たちの地域に近いところにほしいんだ、と。恐らく日野市で市内につくれば、よそへ行っている人たちも戻ってきたいという方が、また出てくるでありましょう。この措置は、これは福祉事務所が一定の基準に沿ってやるわけでありますが、先ほどの、今回考えます施設が有料か無料かということもあります。私は、措置として無料の部分もあっていいとは思いますが、やはり一面には、ある程度の負担もしてもらう、そういう形で地域社会で、持ちつ持たれつの関係を行政が主導性を持ちながら展開をしていくという、そういう施策こそこれからの高齢化社会に必要な方法だ、そのために60年の時期、たまたま、これは障害者施設のつばさ学園を経営する主体として、日野市福祉事業団を設立いたしました。その後、給食事業をこれまた理事会で決めて認可申請をし、認可を受けました。今回の、別の在宅ケアのシステムも今申請中だということをきのう御報告いたしました。

考えております養護老人ホームもそういう事業の一貫として、これから社会のニーズとして、なくてはならない。それを民間の法人格にのみ依存をしておるということでは、ちょっと発展は困難だ、特にこういう土地事情があります。できれば地主の方が自分の――高幡におられます須崎さんのように、自分の土地で、自分が法人格をとりながら経営をしていただくという有志が続々出れば、大変幸いでございますが、これは期待が難しい。やっぱり行政が、ある程度の先導性を持ちながら道を開いていく、これが新しい社会に向かう大切な地域の知恵というべきものだと私は思っております。

それから、拙速だとおっしゃいますけれども、見通しが立てば私は、こういう事業こそ、まさに人権の問題が存在し行政でなければ給源できない、そういう状況を一日も早く、一年でも早くこれを事業化するということは当然のことではないかと思っております。つまり、用地の決定に手間取ったということが、そういう余裕のない状態になったということは、私の責任だと思っております。

それから、いろいろまだ未決定の問題もあるわけでございますが、しかしながら法規には、きちんと違反をしない形で、そして東京都の、今、指導を受けながら進めておる

わけでありますので、そのあたりのところは、ひとつ御理解をいただくことによりまして、仕事を一歩でも一日でも早く前進をさせるという方に御理解をお願いしたいと思うわけであります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　市長が前段でおっしゃった、この施設の必要性、また考え方は、私もまったく同じです。一日でも早く前進させるということは当然です。だからこそ慎重になる部分は慎重に、確実な施策としてこれを完成させるために時間が必要なところは、かけなくちゃいけないんですよ。本当に急ぐのであれば慎重でなくちゃいけないんです。

私は、さっき、福祉事業団の性格から形の上では民間委託だけれども、実際は市の直営と同じだということを申し上げたわけです。しかし、そういうものを求めてもあり得ないというのが市長の――市長がどこで検討されたかしりませんけれども、結論だそうですね。しかし、知恵は、しぼれば出るんですよ。また努力をすれば実るんですよ、必ず。現に近隣には、老人の給食サービスも福祉事業団がやっておりますが、実際は至誠老人ホームが請け負ってやっているわけですよね。孫請けの形でやっております。別にほかに、老人ホーム以外に私は知りませんが、こういうものが、現にかなり大掛かりに大規模な福祉事業をやっておられるわけですから、こういうところの力を借りることも検討すれば、全く100％だめだということは言えないような気もします。

しかし、検討した結果がこれだということをおっしゃるには、それなりの理由があってのことだと思いますが、動機が純粋で正しいから、いかなる方法も正当化されるということじゃないんですよ。ですから私は、半年ぐらい、来年度予算にのせるようなつもりで十分に時間をここでおとりになった方が、市長の願っておられるようなものをつくるには、むしろ早道ではないかということを申し上げているわけです。この点、市長とは平行線なんですが、先ほどの福祉部長のお答えでは、その管理運営費等の諸経費の、どういう基準で算出するのかわかりませんが、全体の４分の１は、福祉事業団であれば日野市が負担をしなくちゃいけない、しかし、いわゆる第三セクターと考えていいと思うんですが、いわゆる民間の福祉法人であれば、これは東京都がみることができるんだというお話でした。一度つくった施設は、永続的に事業を続けていくわけです。内容に劣るものがなければ、やはり経費の面で出発当時に内容がより充実していればいいわけですから、少しでも経費がかからない、そしてより大きな効果が期待できる方法を選択するのが、行政としては当然の対応の仕方だと思うんです。今考えられるこの４分の１

を日野市が負担することで、負担しない場合との対比で年間どのくらいの支出増が考えられるのか、この点、委員会での審査の参考にもなると思いますのでお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　約、国の措置補助、総額が１億8,500万だと思います。これは、50人規模で大体計算した東京都の資料によりますと、そのぐらいじゃないか、と。そのうち東京都の負担分、これは4,600万ぐらいというぐあいじゃないだろうかと思います。それが結果として４分の１というようなことだろうと思います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　年間、今、部長のお答えでは、4,600万違うということをおっしゃったわけですね。同じ効果が期待できて4,600万出すか出さないかというのは大きいわけですよ、年間。市長自身も、最近は財政が厳しいということを認められるようになってきたわけですね、日野市の場合。今までは、そういう御認識は全くなかったようなんですが、手元の財布に余りお金が、最近入らなくなったという認識は持っておられるわけです。そういう時期にこういう事業を興す場合には――4,600万円をけちれと言うわけじゃないんです。同じような効果がちゃんと保証されて期待できるならば、これを節約できる方法を、知恵をしぼって、やっぱり探すべきだと思うんです。何もここで用地のめどがついたからといって、わずか１カ月足らずで、とにかく設計まで上げてやってしまうというのは、どうなんでしょうね。ちょっと私には理解できないんです。

私は、4,600万円がもったいないから言うわけじゃないんです。けちれと言っているわけじゃないんです。それを出すことによって、もし使えばほかの施策に充てることもできますね。新たな事業に振り向けて、より市民福祉向上に充てることだって期待できるわけです。そうしたアイデアとか知恵をどうして求められないのか、そういうものはないんだというふうに初めから決めつけて、そういう努力をしようとしない。考え方、動機、出発点、これは、私ども、皆、全員同じですよ。しかし、やり方が非常に問題なんです。この点について市長は、全くそれくらいのものは大したことはない、知れている額だというふうにお考えなのかどうか、その点は、いかがでしょう。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど古賀議員も言われたように、もし市が直営したらこれはどういうことになるかということの比較をほぼできるわけであります。したがって、なるべく第三セクターとか民間方式に近い方法をとるということに進めておるわけであ

りまして、もし市内に立派な法人格ができて、引き受けてやってやろうというようなところができれば、私は、またそれにお願いをすればいい、とこんなふうにも思います。建物のことは別です。あとの経営のことです。

だからスタートは、やはり公設民営で進める、こういうことが今の時点の一番とるべき方式である、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　市長、これは民営じゃないんですよ。民営の場合と年間4,600万円違うという数字が、はっきり出ているわけですよ、額が。言葉だけでは民営だけれども、実態は違うんですよ。民営じゃないんです、これは。

準備は、ほとんどなされないで、ただつくればいいだろうということでやってしまおうという意図は、はっきりしているんですが、果たして、委員会にはぜひ――私、ここでお答えになれれば教えていただきたいと思いますが、十分な資料を委員会には提出をお願いしたいと思います。それは、じゃあ日野市のような方法で、今、市長がかなり強気で答弁なさっておりますので、私お聞きしたいんですが、今回、日野市がとろうとしているような運営方法で、こういう特養老人ホームをやっているところはどのくらいあるのか。今、思い出しましたが、先ほど調布のことを部長はおっしゃいました。調布はどういう形で運営をしているのか、それを参考にお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　調布の例を言えということでございますが、調布の場合は第三セクターでやっております。これにつきましては、西武が一枚加わりました。それで、市と第三セクターをつくってやった、資本も１億2,000万ほど出した、とこういうことでございます。これが、最近の一番近い例と思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　ですから、調布は今のお話だと、つまり都道府県が負担すべき４分の１の、いろいろ措置等にかかわる経費の都道府県分は、負担してないわけですよね。だから、日野市のような方法じゃないということですね。西武という民間が出資したということで、いわゆるこれが第三セクターなんですよね。市長が言う第三セクターというのは、身勝手な解釈なんです。第三セクターと――市以外はみんな第三セクター、数字の１以外は、みんないっぱいで片づけるのと一緒なんですよ。そういうアバウトな感覚で第三セクターという言葉は、こういう議論の際には、やっぱり慎まなくちゃいけないと思うんです。よくおわかりになっていないのかもわかりませんが、第三セクター

というのは、調布のような場合を言うんだと思うんです。調布は、今のお話では日野市のような方法はとっていないということです。

じゃあ、日野市のような方法をとっているところが、日本全国では広過ぎますが、近くでどこかあるんでしょうか。市長は、日野市のような方法がいいというようなお考えのようなんですが、よそは、じゃあそういう方法をとっているかどうかです。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　日野市は、福祉事業団の第１号、都内で第１号でございますが、他県には、たくさんあるんです。

東京都の場合には、今まで福祉事業団方式をとっておりませんので、東京都の中では日野が第１号、こういうことでございます。すぐに、後でできました台東区が福祉事業団を第２号でつくりました。ここは、特別擁護老人ホームを抱えてやっております。したがって、例といたしましては、台東区の例なんかは身近な例じゃないだろうかと思います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　台東区しかやってないんですよね、じゃあ、ということで。これから続々と、こういう日野市方式でやるところがあるとか、あっちもやっています、ここもやっていますよということじゃないんですね。たまたま、台東区があったという感じだと思うんです。だから、実態は直営という方法は、皆避けたいんだと思うんですよね、これからの時代は特に。民間だとか第三セクターという言葉は多用されて、あたかもそういう形態のように印象づけようという動機は、よくわかるんですけれども、実際は全くそうじゃない。どうして、そんなにここで、急遽――もう少しいろいろ練って、より完成度の高い案をまとめる努力をされないのかどうか、この点、非常に疑問が残ります。

それから、これだけの施設を、10億円からのものをつくるということで、当然地域にとっては、皆さん歓迎すべき施設だというふうに大方の方はおとりになるでしょうが、地元の方に、これを事業化するに当たって、きのう市川先生もいろいろ聞いておられましたが、例えば、ちっちゃなマンションができるときでも地元と話し合いをやるんですよね。今も請願が出たりして非常にやかましく議論をやっているわけですが、こういうものをおつくりになるときは、やはり市も何らかの説明をされなくちゃいけないというふうに思うんですが、もう高幡の特養ホームの周辺の方とは、お話しになって、同意を得ておられるんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　地域の市民に対します説明会は、大体青写真ができてからというぐあいに考えておりますので、大体できましたら早速行いたい、こういうぐあいに考えております。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　これからということですよね。まだ地域の住民の人に対しては、一切説明が行われていない。しかし、事業はスタートさせる、もう設計に入っていくんだ、と。自治会の組織がなかったり町内会のような連帯地域の方々がしている組織が存在しないということであれば、そういう、後で知らせればいいや式でも仕方ないかもわからないんですが、かなり大きな、こういう一つのきちんとした目的を持った施設ができるというときには――よく、住民参加でというようなことを口癖のように、オウム返しに言う人たちもたくさんいますが、実際は、こういうときに住民参加で、ものを決めていくという考え方がきちんと市政の中に確立されていれば、何らかの説明は、もうできていなくちゃいけないんじゃないでしょうか、こういうものをこの地域に予定していますよ、と。

あの場所は、私が昭和57年に――高幡の福祉センターという老人福祉施設を建築確認を受けないで、構造が危険建物、構造強化がしてない、しかも無許可の建物をお年寄りに使わせたという老人憲章違反第１号を市長はやったわけですよね。この建物も現在存在をして、かけなくていいお金をかけて建築確認申請をあわてて出した、あわてて出したらこれが、なお、多少手を入れるだけじゃだめだということで取り下げた。で、またやり直して出してつくったのが今の福祉センターですね。

市長は、広報紙上でも謝罪文をこの件では出されたわけです。こういう、現に使われている建物があるわけです。地域のお年寄りは、この社会福祉センターを、高幡周辺の方はお使いになっていますね。これが一時的には使用できなくなると私は思うんです。きのうのお話では、あれは簡易建物だ、仮設の建物だという市長はきのう言い方をしておられましたが、仮設にしろ何にしろ、今お使いになっている方がある。つまり利用をしている方にすれば状況の変化があるわけです。何もないところにつくるにしても説明会等は事前に、大体今は、やるのが常識ですね。いきなり着工とか、こういう計画ができましたということを後で知らせるなんていうことはないわけですよ。現に建物があって利用されている。あの横の方は、私もう最近は久しく行っていませんが、ゲートボール場もありましたね、福祉センターの隣には。ゲートボールをやっている方も使えなくなるんじゃないですか、もし工事でもやるということになれば。今からの説明会をやるということでいいんですか。いかに突発的に思いつきであいまいな計画のままやろうとしているかということが、よくわかるんですよ。住民の意見を聞いて住民参加で、市民の意向を尊重して市民参加、言葉は羅列されますけれども、実際、具体的なこういう事業になってくると、地域の方には、これから説明します。暮れの忙しいときに、新年のまた浮ついた気分のときに、いつ説明するんですか、これ。本来、もうやって、それから来年度にやる、事業をスタートさせる、開始するというのが、どう考えても地域の方にも受け入れていただけるでしょうし、方法としては、よりベターなんですよ。

これは、福祉センターとか、それから都内で使われている広場は、今はゲートボールをやっているかどうか私、知りませんが、あの事件の直後はゲートボールをやっていました。今、市川先生の方からもやっているということです。じゃあ説明会は、理解や了解を得るためには当然、長年議会からも言われてきた、時代の要請だとおっしゃるなら、地域で初めて歓迎されて施設は生きてくるんじゃないんですか。この件はいかがでしょう。説明会は、これからでも十分だというふうに、今までやる必要はなかったというふうな御判断かどうか、どうでしょう。

○議長（黒川重憲君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　他の施設もそうだと思いますけれども、基本設計を持ちまして地域の説明を行う、こういうことじゃないかと思うんです。東京都とも今折衝しておりますけれども、そのような形でいくのが普通の状態であるというぐあいに理解しております。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　今まで説明する必要は全くなかった、これからやれば十分だ、それが市の対応としては問題がないし、それでいいといういま市側の見解なんですが、私は、先ほど申し上げたような理由で当然説明会をやっておくべきであった、事業を始めるならば。予算化するのであれば。そうした説明をしないままこうした予算を通すというのは、非常に後でいろんな問題を起こすんですよ。

その具体的な例を今、私ちょっと頭に浮かびましたから申し上げますが、先日の建設委員会で自転車の駐車場を建設する、設置するということで、豊田駅周辺の新しく予定をされている設置箇所に請願審査の前に行きました。そうしましたら、付近の方がたくさん大歓迎してくださいまして、どうしてこの場所に自転車置き場なんかをつくるんだということで、大変なお叱りを受けたんです。私どもは、当然この設置に関する費用は

９月の補正予算で出てきていましたから、地元の自治会に対して、自治会がなければ――自治会は、あそこはあるんですけれども、とにかく近隣の方に、こういう施設を市では考えております。放置自転車に頭を悩ましているというのはだれしもよく理解できることですから、根気良くお話を重ねられて説明を十分にしておかれれば、あれだけすごい剣幕で、現地視察調査に行ったメンバーに論難するというようなことはなかったと思うんですね。

で、説明はしたということを議会では、委員会でおっしゃいました。説明はしたけれども、了解を相手がしたのかどうかという点は、だれしもあいまいだったと思うんです。というのは、私どもは市側の説明から当然予算の内容を我々なりに、当時判断をした、全員判断をしたわけです。そのことは、つまり予算がそのような形で出てくるということは、地域で十分説明が浸透して、ある程度の了解点に達した、つまり工事着工には支障はない、問題がない、すぐに事業化できるという判断があったからこそ、予算に数字を出して計上してこられたと思うんですよね。

しかし、それを私どもは、市の説明を信じ、またそうした背景が当然あるものというふうに思っておりましたから、さしたるその点に関する質疑や議論はしないまま全会一致でこれは通ったわけです。ですから、まさかその箇所に行って請願が出てくるということもちょっとおかしいなという気はいたしましたが、反対の請願が出ることも予算が通ってから出るというのは、ちょっとおもしろいケースだなと思いながら来ました。皆大勢お出になってかんかんなんですよ。これは市の体質が、やっぱりあると思うんですよね。後で、既定事実をつくって知らせれば何とかなるんじゃないか、これでいってしまえという。

これが、今回の特養老人ホームの場合に同じようなことが起こるとは思いませんが、こうした計画が何年も前から構想があって、市長はあの場所しかないという結論を持ったというなら何らかの形で、やっぱり市民対話集会とか何かそういうようなのをやっておられるようなんですが、どうしてその場所で、これだけ、10億円からのお金をかけてつくる建物ですよ。こういうものができます、ゲートボール場もしばらくお使いになれないかもわかりません、高幡福祉センターで、あそこは舞台もついていますからいろいろな多目的に使っておられます、そういうものもしばらくは使用が不可能になるかもわかりません、その時期は、こういうものが考えられます。より素晴らしいものをつくりますから御理解を、ということぐらいは――情報公開という条例をつくった後、こういう知らせないということが堂々とまかり通っているというのは、ちょっと理解できないんですね。

福祉部長は、今からの説明でも全く問題ないんだというお考えですが、市長も全く同様の考え方なのかどうか、いかがでしょう。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回の場所は、これは十数年前に市営住宅を建てるということで用地を求め、その事業に進めたわけでありますが、高幡地域で、きのうもお話ししましたとおり潤徳小学校は1,500名を超える過大校の状態である、あるいは下排水の施設は全くない、それらのことを取り上げられて市営住宅の変更といいますか、計画の変更を求められたことがあります。きのう市川議員さんからもそのことを言われて、当時の状況もよく知っておるわけであります。大体、福祉施設ないしは社会教育施設をつくるという約束で後日のことが合議されてありますから、今回の施設について、特に広域な高幡という地域で特別に反論をされることはないだろう、とこのように思っております。

あの周辺は、建て込んだ密集地ということではありません。浅川に面し隣は市営住宅、それから北側は、御承知のとおりの全農の市が借りておるグラウンドであります。これから潤徳小学校の対岸との関係では、歩道橋としての二番橋をかけようという計画もあるわけでありまして、あわせて、この土地の隣接地の国有地が70坪でありますから、これも国に払い下げをお願いをして、ある程度の道路の整備をやっていこう、こういうことでありまして、ちょうど市の発展に――用地のこれからの一つの使い方、つまり福祉事業としての使い方、こういうことが絶好の場所として考えられるということになりました。

たまたま、間口、間口といいますか、面積は約3,000平米、そして川沿いにやっぱり道路をつくらなければならない、これは将来のために大切でありますから、そのために占める部分がかなりある。そうすると残りの面積からいって、まことに狭い部分があるもんですから、ちょっと地形的には無理があるなということは感じますけれども、しかし、建物が建たないという場所ではない、という内部の専門的判断もございますし、そこで多年にわたって、いろいろな考慮をめぐらせた一つの事業があそこで可能である、こういう結論に達したということでありました。何か迷惑施設というふうには、私は言われない施設だろうと思っておりますし、周辺から、３階程度の建物を建てて特に影がかぶるとか、そういうことよりも、むしろ歓迎をされる、特に福祉センターの恒久的なスペースも取っていこうということでありますので、理解をされるとともに、お願いす

ればわかっていただける、このように思っております。

ゲートボールの場所というのは、これはすぐフェンスがありますけれども、野球などをやっている全農の土地もあるわけでありますから、この部分に場所を変わることは可能でありますし、それから一時、建築期間中、仮設の状態の福祉センターの閉鎖ということは伴うわけでありますけれども、何かこれも工夫をする、つまり他の場所を使っていただくような方法で、絶対的な理由にはなり得ない、そういうふうに思うわけでありまして、市民参加というのは、地域ももちろんでございますけれども、全体から考えると、この事業ぐらい待望されておる施設は、当面考えるならば第一番に指を折る、そういう施設だ、とこう思っておりますので、そういう意味での市民参加の合意はいただけることだ、こう思っておるわけであります。むしろ停滞をして先延ばしをするよりも、可能であれば１年でも半年でも早くやれというふうに言われるべきものだろうと思って取りかかりました。

そういうことでございますから、いろいろの御批判は十分仕事の遂行のための大切な御意見として承りまして、ぜひ実施させていただきたい、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　市長のおっしゃる点で、立派なものを市民ニーズに応えてつくりたいということでは、繰り返しになりますが、同じなんですよ。だからこそ、よりよいものをつくるための努力を時間をかけるべきときには、かけてやることが、将来のためにはいいんじゃないかということを私は申し上げているんです。

それで、今、市長は川沿いの道路ということをおっしゃったんで、あの場所を今思い浮かべてみますと、道路は、やっぱり狭いですよね、高幡福祉センターに至る道路は。地域の方からも歓迎をされて市民が求めている施設である、それは最もです。それには異論はない。地域でも歓迎されるでしょう。しかし、でき上がるまでは、例えば３階建てぐらいだというお話ですが、老人ホームであると同時に、合わせ持つ機能がほかにもある。鉄筋のきちんとした建物をつくるわけですから、大きなトラックとか工事用の車両も当然あの細い道を私入って来るしかないと思うんですね。であれば、歓迎される施設であるかもわからないし、むしろ皆が望んでいる建物、施設ですから、つくることはもちろん異論はないにしても、工事中はやっぱり大変ですよ、あの細い小さな道路を工事車両が通るわけですから。であれば、余計にゲートボール場や福祉センターの大体の考え方は、どこかで持たなくちゃいけないということはおっしゃるんですが、工事は、これはかなり迷惑を受ける人がいると思いますね。

だから、そういうことがあるから構想がまとまったとおっしゃるならば、今まで説明をやはり地元に対して——人があんまり住んでいないところだから構わないというようなこともおっしゃるわけですが、１人でも100人でも、2,000人だろうと3,000人だろうと、例えそこにお１人でもいらっしゃれば、これは説明をして、十分時間をかけて話をするということが私は必要だと思います。工事のことについては全くお考えになっていないのか、かなり、あそこは細いですよ、高幡橋の方から福祉センターに行く道は。そういうことも後で説明すればいいというふうにお考えのようなんですが、そういった点も、ひとつ委員会では十分に御検討をいただきたいと思います。

それから、これは今お聞きをしても無理だと思いますので、先ほど調布の例が挙げられましたので、一番身近では調布市にあるということがはっきりしましたので、調布で特別擁護老人ホームを建設するに至った経過、どのような準備を行って特養老人ホームの設置にこぎつけたのか。どのような手法で運営がなされているのか、規模等ももちろん入ってくると思いますが、これも参考になると思いますので、この資料をぜひ委員会には、お出しいただけるならばお出しになった方がいいと思いますし、私も今質問者の立場で、その資料をお願いをしておきます。出せるかどうかの回答をお願いしたいと思います。

もう１点、お聞きをいたします。先ほど、在宅老人のケアセンターとしての意味も機能として持たせるんだということで、どのような事業をお考えになっているんですかということを質問をいたしましたら、幾つかショートステイ、入浴サービス、給食サービスとかリハビリとか、お答えになって、これは検討した結果だ、検討委で検討したというような御答弁だったと思うんですけれども、どこでどういう方が検討されたのか、何かこれは結論が、どこかで検討して出たような今お話だったものですから、もう質問の後段に入っておりますが、これをお聞きをいたします。資料の件とこの件です。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　調布の資料等については、できる限り、向こうの内部的な問題はちょっとわかりませんけれども、できるだけ提出するような準備は、したいと思います。

それから、どのような機能を持たせ、あるいはどのような規模をつくるかということについての検討につきましては、福祉部内で検討委員会をつくりまして、それで設立の検討をいたしましたのと、それから総体的な問題につきましては、関係部局の会議を何回か持ちました。そこでの決定をいたしました。そういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　まず、最初の調布の関係資料なんですけれども、私、何か難しいマル秘めいたものをどこかから探してきて出してくださいなんてお願いをしてないんですよ。こういう施設をつくって何か検討の機関を持ったとおっしゃいましたから、当然そういうチームをつくってまとめた、その特養老人ホームをつくるに当たって提言とか、その答申のようなものがあるわけなんですね。こういうものは、もちろん公表されるわけですから、出ているわけですから、そういったものをひとつ、我々が理解できるような資料の中の一つとしてお願いをしたい。それプラス運営の形態とか、どのような方法で今運営をされているのか、それをひとつ教えていただきたいと思いましたので資料をお願いしました。後で、もう一度それは確認をいたします。

それから、福祉部の中で検討して、在宅老人ケアのどういう事業をやるかということは、まとめたということをおっしゃったんですが、普通、検討委員会であれば会議の開催日、何を検討した、結論はこうであった、と要点とかそういうものは、ちゃんと記録に残っているんですね。そういう検討委員会であったのかどうかということを、もう一度お尋ねをいたします。

それで、たしか９月の補正予算だったと思うんですけれども、９月の補正でしたね。この在宅ケアの予算が出されたと思うんですが、この予算はどこで執行――９月議会だったんじゃないですか。補正で出なかったですかね。（「補正で出たんです。」と呼ぶ者あり）出ましたね。これは、いつ執行されるのかどうかですね。その検討したところでまとめた、そのまとめた事業をやるには、まだ施設がこれから――早く市長はつくりたいとあせっておられますけれども、この予算と、これからできる施設との関係はどうなるのか、その点をお聞きいたします。

○議長（黒川重憲君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　検討につきましては、高幡に特別擁護老人ホームを設置する、こういう決定が下りましてから関係部局でこれをどのように具体化させるか、こういう点での何回かの検討会を持ちました。また、その詳細については、福祉部内で詳細をつくれ、とこういうことになりましたので、福祉部の中で福祉事務所と、それから担当すべき社会課と係長を含めましてチームをつくりまして、検討いたしました。その前にも福祉部内には、この特別擁護老人ホームをつくれということで前から市長から指示が出ておりましたので、福祉部内でのこのような会議は、何回か持っておりましたけれども、具体的になりましてから、具体化の方向で各項目を検討した、とこういうことでございます。

それから、在宅ケアとの関係は、直接この特別擁護老人ホームとはございません。

在宅老人ケア事業につきましては、９月の議会で補正をお願いをいたしました。約二百数十万だと思いますが、それは人件費分をお願いをして決めていただきまして、１月からこれは執行する予定でおります。準備段階で現在コーディネーターを一人雇っておりますけれども、これについては準備段階。それから、12月の研修等もこれから計画しております。具体的に１月から事業として発足できますように、現在それぞれの必要な準備を進めている、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　本来であれば、先ほど最初に申し上げましたように生活・保健センターができるときもそうでしたし、ふるさと博物館の場合もきちんと正式にいろいろな専門の立場の方、また執行部で担当しておられる職員の方を含めて正式の検討のための委員会のようなチームを形成をして、まとまった案がつくられる、それからの事業着手ということで通常は来たわけですね。今回は、そういう手順は一切とらずに突如ここで、前から言われていたから内々のいろんな話は積み重なってきたけれども、とにかく予算を出したんだということであります。

私、いまお聞きしました資料の提出の件を、もう一度最後に確認をしておきたいと思うんですが、調布の場合はどうであるかということの関係資料を出していただきたいと思います。その点、御回答をもう一度お願いいたします。

それから９月の補正で、この二百何十万かの予算が可決をされました。当時の説明を私ちょっと、まだうろ覚えなんですが、１月から事業をスタートするということは聞かなかったような気がするんですが、予算が通ればすぐにお始めになることが、なぜできないのか、これは市がやるということですけれども、福祉事業団との関係はどうなっているのか、その点いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　９月の議会にお願いいたしましたように、福祉事業団での事業として進めるべく準備をしているわけでございます。それから、１月からの執行、１月から３カ月ということで予算はお願いしてあると思いますが、そのような形で事業を当初から考えておりました。その準備を現在やっているということでございます。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　それでは、とりあえず厚生委員会に、これは多分付託されるん

だと思いますが、審査の結果を注目していきたいと思いますので、今、私の方から思いつくまま幾つかの指摘をさせていただきましたが、一つは、つまり先ほどの措置費等に対する補助で、いわゆる民間の場合とは、民間委託だと言っていますけれども、制度上は民間とは認められてないということが、はっきりしましたね。つまり4,600万ぐらいの負担増にどうしてもなるんだということが一つ大事なところだと思うんです。

つまり、市長の言う第三セクターでは、これはないということであります。それと十分時間をかけて、こうした市民ニーズの高いものは、より立派なものをつくっていくという気持ちがあるなら、だからこそ十分なる英知と時間をかけて、きちんとした素晴らしい案をまず持つべきだろうと思います。そういうものがない中で、とにかく早くつくりたいというその気持ちだけが優先をして事業をスタートされたんじゃ、利用する市民がたまらないと私は思うんですね。その点、ひとつ留意をしていただきたいと思います。

それから先ほど、最初に私申し上げましたように、ほかの市でも同じような特養老人ホームをつくって、現に運営しているところがあるということですので、そうした事例というものをやはり参考にするのが、結論を出すに当たっては妥当ではなかろうかというふうに思います。

それから、在宅の老人ケアセンターというものがこれに付属をされるわけですので、付属施設としてつくられるわけですので、今、福祉部長のおっしゃったように、あらゆる事業が行えれば、それは、もちろんそれに越したことはないと思いますが、至誠老人ホームの視察を、前に厚生委員会で行ったことがあります。あれだけの大きな施設で今挙げられたような事業というものをこなしているわけですね。高幡の、市長も認めておられたように、いろいろ地形的な制限もある。そう広い場所でもない、そういうところで付属施設で、これだけの多彩な事業が、果たして十分に自信を持って行えるというふうに言えるのかどうか。できるならばそれに越したことはありませんし、そういうふうに期待もしたいわけですが、いろいろ福祉部の中で検討された結果、大丈夫だということが何か結論のようなんですが、その点も十分――後になって、間口が広くなったけれども深みはない施策だったということになっちゃ困りますから、とにかく１カ月しか基本設計ができ上がるまでないわけですね。その辺もあわせて検討していただかないと、予算がもし通った場合には禍根を残すことになるというふうに思います。

最後に、質問はこれで終わりにさせていただきたいと思いますが、最初に申しましたように、あの場所は違法な建築物、高幡福祉センターを、危険建物を市のお年寄りに市長が使わせたといういわくつきの場所であるわけです。一度あることは二度あるでしょうし、三度考えられるわけです。同じようなあの場所で、また後、後々指摘をされるようなことがないように、この予算の提出については、やはり十分な検討をもって期間をおいて出すべきではなかったかという反省が当たることがないように、ひとつ十分な対応をしていただきたいと思います。

それから、近隣の方に対する説明、地元にも有力な議員の方がいらっしゃるわけですが、まず市がやる事業は、工事に当たってのいろいろな迷惑とか、そういうことも考えられます。今から説明すればいいということですが、私はそうじゃないと思います。当然、地域の方に、お１人でもお２人でもお住まいになっている方があれば、十分理解を得られるまで説明をしていく。自転車駐輪場の豊田のようなケースを繰り返さないように、ひとつこれもお願いをしておきたいと思います。

とにかく新年度、新たな事業として予算化をしていくというのが極めて妥当な政策選択だとは、私は確信をいたしておりますが、その点、問題を、後々議会の指摘がやはり正しかったということのないようにしていただきたいと思いますが、私は、この事業のスタートに当たってそれらの点が、非常に何項目か複数にわたって問題点が考えられますので質問させていただきました。十分なる委員会での審査を期待をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後１時22分　休憩

午後３時13分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続けます。奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　40、41ページの身体障害者福祉費について、２点ばかりお尋ねをしたいと思います。この中の福祉タクシーの補助の件でございますけれども、昨日、宮沢議員の方からもこれについて、行政報告の中で質問をされておりますので若干関係がございますけれども、きのうの宮沢議員の答弁の中で、福祉部長の方から、現在福祉タクシーの補助が約500名くらいに券が配付されている、実際はそれ以上かなというような答弁がございました。私のこの、ほかにはないと思うんですけれども、当初予算、

それから今回の補正、これを見ましても、当初予算が350人、今回が80人、足し算をしても430人しかならない。きのうは500名以上ということですけれども、その分がどこから出てくるのか、それが１点。

それからもう１点は、現在この補助券をもらっている方で、マイカーでもって病院に行っている方が数多くいらっしゃいます。そういう方からの声として、何とかこの補助券をガソリン券に換えていただけないものかどうかというような声が出ております。実は御存じかと思いますけれども、八王子市では、10月からガソリン券と、このタクシー券の併用でもって支給をされているというふうに聞いております。半年に数十枚もらうわけですけれども、どうもむだにしているということが、きのうの部長の答弁の中の６割から７割ぐらいしか活用されてないんじゃないか、こんなふうにもとれるんではないかというふうにも思いますので、そういうことが可能かどうか、検討されるかどうか、これをあわせてお聞きしたいというふうに思います。

以上、２点について御答弁願います。

○議長（黒川重憲君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　福祉タクシー券の状況でございますけれども、61年度の利用率は62％でございました。したがって、当初予算に350人ほど組みましたけれども、実際にはそれ以上の方がおいでになる、こういうぐあいに理解しております。

そして、今回の場合は80人お願いをいたしておりますけれども、当初見込んだ350人が少なすぎた、とこういうことでございまして、実際には、これで大体六、七割前後ではないか、これでもなお六、七割ではないだろうかというぐあいに理解しております。

また、マイカー利用の方が自分の車を利用したいということで、ガソリン券の活用を検討しろということでございますので、これについては、いろいろ御事情を伺って検討したいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　ぜひ検討していただきたいんですけれども、ガソリン券の方、前段の方は結構でございます。具体的にどのように検討されるのか、いつごろまでに検討するのか、その辺のところもひとつ、もし、今お答えできるのならばお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　担当と詰めた具体的な検討をしていきたい、こう思います。できますれば来年度、具体的になりましたら、来年度に反映できるかどうか、これも含

めて検討してみたいと思いますけれども、まだちょっと担当者と相談してみないとちょっと何とも申し上げられないと思います。

○議長（黒川重憲君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　ぜひ、来年度に反映できるように御検討願いたいと思います。

それから、もう１点、これとはちょっと関係ないんですけれども、質問の機会を得ましたのでちょっと確認をしたいんですが、きょう午前中の質問等全部終わりまして、休憩に入ったときに、１時20分ごろですけれども、食堂に行こうと思って下に下りてきましたら、ゼッケンをつけた職員の方だと思いますけれども、その方がマイクを持っていきなり騒ぎながら入ってきた光景にぶつかったんですけれども、あの方たちは何のためにああいうことをやっているのか教えていただきたいということ。それと、実際にどういう方があれに参加されたのか。

それからもう１点は、ああいう行動に対して理事者側として、どのような抗議なり、あるいはペナルティが科せられたかどうかわかりませんけれども、処置をとったのかについて御説明をいただきたいと思います。

といいますのは、たまたま市民の方が来まして、ぎょっとしたような顔でもって、何だ、あれは、というような感じで、非常にびっくりされていましたので、余りにも――一生懸命やっている方が実際いるわけですね、職員の方でも。１時20分ですから仕事が始まっていますから。どこか上部から来たのかな、あるいは違う方が来たのかな、というような感じで見ていましたので、その辺のところを私も気になりましたので、確認をする意味でお聞きをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　お答え申し上げます。ゼッケンをつけた職員でございますが、これは年末一時金の要求と、それから給与改定等を併用いたしました要求で、それで行ったわけでございます。そして、12月の４日の日には２時間を１時間にしたスト、その前が半日ですけれども、座り込みということです。

きょうの、議員さんが見られた件でございますが、非常に残念ですが、座り込みということで１割の座り込みをしております。そして、これに対する市の態度といたしましては、既に11月に１回注意を与えまして、文書でも与えております。そして、この１割動員につきまして、あるいはストというものにつきましては休暇ということでやっておりますし、１時間ストについてはカットしているというような状況でございます。休暇は、休暇を出してやっているということでございます。座り込みについてはです。そう

いうような状況でございます。

なお、こうしたものにつきましては、公務員法に基づきますストライキの禁止ということがうたわれておりますので、あるいは座り込み、そうしたものについての注意は、毎回私もやります。それからまた各所属、あるいは庁舎管理上やっております庶務課長も出向きまして、注意あるいは文書でそうしたものを行っておるというのが現状でございます。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　いつも、回答というんですか、全協なんかで説明があるとそういう質問が出て、たいがい同じような答弁に終始をしてきているわけでございますけれども、よく市長が、職員の英知を結集して本当に住民サービスに向けて一生懸命やっていくんだということを、所信表明とかいろんなところで言われているわけですね。

ところが、実際に市民があいう光景を見て、今、部長が答弁されましたように休暇ならいいのかというようなことにもなるわけですよ。わからないんですね、市民は。赤いゼッケンをしているのは休暇でもって青いのがストなんだというようなふうにも見えませんし。ですから問題は、こういう公務員があいうことをやるということ、普段のしつけ、非常にその辺が大きな問題じゃないかというふうに思うわけでございますけれども、確かに今、総務部長がお答えになったように何回も注意をしている、甚だ遺憾である、という。確かにわかります、これは心境として。当然だと思いますけれども、いつも同じことなんですね。そういうことばかりやっている。市民に対してどう説明するんですか。我々、議場でもってこういう答弁を聞きますからわかるんですけれども、あれを黙って市民が何にもしないで帰る、きょう市役所へ行ったら、とんでもない光景にぶつかった、あれは何をやっているんだろう、と。いつも１階から６階まで上がると、必ず壁にはああいうビラが張ってある。１年中貼ってあります。だれが認めてあれを張らせたんですか。

本当に口でもって――職員が本当に全精力、一生懸命やっている方もいるんですよ。市長が心から職員の英知を結集してというのであれば、もっと強くああいうことを訴えて、一生懸命やろうじゃないか、とこういうことも言われていると思いますけれども、それに対して組合がどういうふうに受けとっているかわかりませんけれども、たまたまああいう場に遭遇しまして、私も唖然としたわけでございますけれども、市民に対してどんな謝罪をするのか、謝罪をするのか説明をするのかわかりませんけれども、今のような総務部長の答弁というのは、もう私、３回目でございますけれども、またかというような感じがするわけでございます。

市長の方から、ああいう行動に対して何とか手を打つ方法はないもんなんですか。徹夜審議までして、あるいは徹夜団交までして皆さんお疲れだと思うんですけれども、本来なら、そこまでやること自体が異常な交渉であるわけですよ。民間では考えられないですね。公金を使ってああいうことをやっている。どう市民に説明するのか、市長の方からズバリお答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　時々ぶざまな状態を起こしまして、まことに遺憾に思っております。ちょうど期末手当の交渉時期に入っているわけでありまして、これを求める側は闘争と称し、そのような形をとっているという状況は、何とも説明のしようもございませんし、遺憾だと思っております。

前に比較しますと、随分ぶざまな形も改まってまいりましたし、市民や、あるいは我々に対しての失礼さというものも、姿は変わってはまいっておりますが、依然として、そういうことが今日もなお残っている。これは、日野市だけではないようでありますけれども、今後なお、厳しく是正を求めていかなければならない、このように都度、一応の警告を行っておるところでございます。

今後、十分心して、このような市民にぶざまな事態を見られることのないように、あるいは職務に専心精励するように指導したいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　市長ですね、もう少し怒りをあらわして答弁してもらえませんか。もう人間が大変できていますので非常に冷静に、我々と違って沈着に御答弁をされるわけでございますけれども、やっぱり態度で本当に遺憾であるというようなことをあらわしていただくと、私も迫力に負けてよろしくお願いしますということになるんですけれども、いつもそういう繰り返しであるわけですね。

実際に９月の議会でもありましたように、職員定数の問題、ああいうことをやっていますと本当に職員が、本当に必要なのかなという気にもなるんですね。例えば半日座り込んだとか１時間座り込んだとか、そういう時間を全部トータルすれば職員何人分に当たるというような計算は、すぐできるわけですね。団交の席上でそういうやりとりをやったことがあるんですか。もし、あったらお聞かせいただきたい。なければ結構ですけれども。

長くなりますから、市民がどんな反応を示したのか、私なりに後ほどまたフォローはしたいと思いますけれども、いずれにしても今までのようなやり方では、我々としては、職員が英知を結集して住みよい日野市をつくるんだということは、どうも書き物にすぎないような気がしてならないわけです。議員の方が一生懸命になって質問して、何とかして市民のためにいい町をつくろうということを切実に訴えている。片方ではああいうことをやっている。どうもアンバランスな現象があるわけでございますけれども、ひとつ心して団交の席上でもって厳しく、糾弾とは言いませんけれども、相手にわからせるようなやりとりをぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　それでは、何点かお尋ねをいたします。

一つは、33ページの中央自動車道高架下の占用ということで駐車場をつくられるということですが、これは、生活・保健センターができますので、その利用者のための駐車場かなというふうに理解しているんですが、そうであれば台数としてどのくらい入るようなものとしてお考えになっているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

と申しますのは、大きな建物が、この市の庁舎もそうですが、病院、庁舎、大きな建物ができますとどうしても駐車場がありませんと、もうどうしようもないというのが現実に起きているわけで、その周辺には、どうしても車が列をつくって停車をせざるを得ないということで、非常に危険な箇所も何箇所か実際にあるわけですが、その辺、生活・保健センターもあのような地形の場所ですので、その辺どういうふうにお考えになっているか。特にあそこは、いろんな方が出入りをする施設でもありますので、この駐車場問題をどういうふうにお考えなさっているか、１点お尋ねしておきたいと思います。

それから、49ページの休日準夜診療所の解体ということで、これが取り壊されるわけですが、この取り壊された後の休日準夜診療の体制は、どういうふうにフォローされていくのか、また、この解体した後のところにつくられるわけですけれども、その辺の体制もお聞きしておきたいと思います。特に市民の方の休日準夜診療に対する要望というのは非常に大きいものがありますので、安心できるような体制があればここで御報告をしていただきたいと思います。

それから、ちょっと細かくなるんですけれども、やはり57ページの商店会装飾街路灯設置費補助金というふうにありまして、私は豊田の北口というふうに答弁されるんじゃないかと思っていたら南口というふうに言われたんで、一瞬はっとしたんですが、この

補助金ということで地元の商店街の方も負担されるわけですが、この補助金の率はどの辺の率なのか、そのあんばいを教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、第１点の33ページの件でございますが、中央自動車道の高架下の占用でございます。これは一応あそこに保健センターができるということで、私ども総務部で管轄しておりますこのところにつきましては、34台の台数を確保するようにしております。その他、今、御指摘がありました生活・保健センター全体につきましては、生活環境部の方でお答え願いたいと思います。

ただ、私どもにお話がありましたのは、もうひとつあそこの前のところでございますが、倉庫のところの一部使用を今総務部の方に問い合わせがあります。あそこで五、六台のやはり確保をしていきたいというようなことでございます。それらについても今詰めております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　休日準夜の御質問からお答えをしてまいりたいと思います。休日準夜の建物につきましては、この補正をお認めをいただきますと直ちに解体作業に入ります。ここに計上いたしました額は、建築課の見積もりによる額でございます。解体をした後、来年度昭和63年度の休日準夜の診療体制でございますけれども、新設されました生活・保健センターの一室にこの機能を集約いたしまして、そこで今までどおりの診療体制をつくってまいります。

で、63年度１年間のうちに取り壊した跡地に、新しい休日準夜の建物を建てます。その中身などにつきましては、既に医師会と協議を重ねて結論を持っておりますけれども、来年度当初予算にその建設費を計上いたしてございます。

それから、豊田の装飾街路灯の補助でございますが、本年10月の終わりころ豊田の商店会会長の熊崎勇次さんから、この申請が出てまいりました。この補助の根拠につきましては、日野市商店会装飾街路灯設置費補助という名称でございまして、要綱によるものでございます。この商店会から出てまいりました中身を見ますと、設置する数は50灯でございます。経費の総額が1,565万円、１灯当たり31万3,000円でございます。この要綱によりますと、１灯最高限度10万円を限度として補助ができる、こういうことでございますので、50灯について10万円、すなわち500万円をここに計上いたしたわけでござ

います。御承知のとおり、区画整理、あるいは再開発の区域でございます。そういうことも考えまして担当課とも協議をいたしました。事業の進行の途中でこれを撤去をするという条件つきでもって了解をとってございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　１点お伺いします。

先ほど企画財政部長の説明の中で、歳出のうちの給与費でございますけれども、62年の４月以降の変動に基づいて、すべて調整をしたというような御説明でございましたけれども、例年ですと、大体この給与費にかかる特に減額を含むものですけれども、３月補正で調整がされているわけですけれども、今回、12月で出てきた理由について御説明がいただければということと、あわせて給与改定等の問題も含まれているのかどうか確認をしたいと思います。

その基本的な考え方の中で総括表といいますか、90、91ページの明細書の中で総合計にかかるものは、比較の増減で人数が８名減、422万、例えば給料で減額をしていますけれども、特に人数の比較等を行いまして、９月については３短にかかる増額ということで承知をしているわけですが、そういった意味合いから通常３月行われるべきであるかなと思っていたところが、こういう状況で計画が出ましたんで、個々明細を当たってみましたところ、その中で、人件費ですから多少多い人、少ない人の調整の移動の中で、これはあり得ることですけれども、ひとつ事例をとってみますと、36、37ページに税務総務費というようなことで、たしか増額の場合には95万7,000円の９月の補正だったんですが、今度１人、そのときには57名でしたが、現在56名に１名減で、980万の減額、これほど大きい人が減るというのが、ちょっと理解に苦しむ点等もありましたので、そういったことを交えながらの御回答をいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えをいたします。

給与費でございますが、ここで12月補正で減額をしてきた理由ということでございます、第１点目ですが。やはり金額の大きいものにつきましては財政費等でやはり提出をしていくということでございますので行いました。

そして、今御指摘のありましたような精査したわけでございますが、90、91ページでここで御説明してありますが、この12月議会に変動いたしました三角の減額でございますが、あるいはふえておるところもありますが、そうしたものは職員の変動ということで、職員が５月、それから10月、10月の15日というふうな二度の大きな変動があります。そうした中での変動分をここで精査したわけでございます。

それから、御指摘の36、37ページでございますが、この１名の減で980万も減るのは少し、ということで御指摘がありました。これにつきましては、このところの１名ということではなくして、今言いました異動も含めます。二、三名の異動もあります。そうした中で特に大きかったのは、御承知のように57名ということを当初で出しましたのは、あくまでも11月の時点での数のとらえ方でございます。

そうしますと、そこに退職者が出てきております。これを見ますと、１人の定年退職者がいたということで、この方が普通の人よりも大きな金額をお持ちになっていたということと、それから、じゃあ、その人に対して異動や何かで、それに合った人をそれの給料と同じような人を入れれば、それで事は済むかもわかりませんが、たまたま、ここにありました。あと二、三の方は非常に若い人だとか、あるいはまた、高給与の方がほかへ出ていったというようなことの、その差が出まして、このような金額になったということでございまして、１人のためにこういうふうになったということでないことを御理解願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　若干、質問の中でお答えのなかった部分がございますけれども、大体様子はわかりました。

いずれにしても、人数の１名だけに限らないという部分は十分承知ができますので、強く言えば見込み誤りというようなことも出てこようかなと思ったんですが、そういったことに触れず、今後、今まで事例がなかった、要するに３月でそういった減額補正をしているわけですから、そこまで精査をされたということでありますと、今後の３月のときには、かつて９月に増額があり12月に減額があり、また３月に増額があるというようなことが起きないように十分気をつけていただければよろしいんじゃないかと思いますので、以上で終わります。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　今の御質問でございますが、議員さん、それは、やはり職員の変動ということがございまして、ここでなぜ出したかといいますと、財政というのは、やはりそれらのお金を有効に使うということでの指導で、結局不用になるお金については吸い上げて、大きな金額は吸い上げていくということでやっております。

それで３月で、それではこれでいいのかということになりますと、給与改定、そうしたものにつきましては当初――今、１％の給与改定を計上しております。それが国並みの1.47ということになりますと0.47という数字も出てまいりますので、その辺は、これから決定しますればそれに基づく増、あるいは減というようなこと、あるいは定昇の率の下げというようなことも出てきますので、その変動につきましての御理解を賜っておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　　一応、質問をやめるつもりでいたんですが、総務部長からそういう御意見でございますので一言加えさせていただきますが、今回の減額、人件費ということですから、給与費ですから余りそちらにかかっては、細かく言うつもりはありませんけれども、減額の部分を少なくとも設けたということであれば、それが要するに今の財政の中でウエートが大きいんだというふうに考えられますので、ちょっと視点をかえますと先ほどの古賀議員の質問ではありませんけれども、要するに民生費といいますか、そういう金についても、特に市が持ち出さなくてもいい金額が、先ほどの中でも四千何百万というふうな１年にかかる費用、それから、それ以外にケアの問題も含めれば8,000万程度は出てくるんじゃないかという私自身の試算もあるわけですから、余りそちらの方を突っ張って言われると私の方もそういう立場でものを申し上げるようになりますんで、一応そこら辺は含んだ中で了解という形をとっておきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　　３点ばかりお聞きいたします。

まず地方債の補正の件ですけれども、今回、半分だけということなんですが、２年に分ける、とこういうお話ですが、その中で、もう既にこの起債は、まだ起こしておらないでしょうか。それともももう起こしたんでしょうか。

そして、起こしていないとした場合、利率7.0％以内というのはそのままになっておりますけれども、現下において、その7.0％というのは果たして妥当かどうか。

それと、もう１点は、証券発行の方法により起債をする、こういうお話がございますが、証券発行の場合、この場合ですと、後ほど期間を短縮して事前償還、繰り上げ償還をしようと思ったときに転々流通する恐れがある。もし、それを避けるんであればこの証券は、ある一定のものに持たせなければいけないだろう、一体どういう基準でそういう引き受け手をみつけるのかなと、この辺についてお聞きしたいと思います。

第２点目ですが、先ほど来、いろいろの御意見ございました高幡の特養の件ですけれども、この市長の御答弁を大体組み立てて、復習という意味で組み立ててみますと、これは大変大きな課題である、一方で資本を提出する人はいない。したがって、市がやるしかないんだ、市がやるとして市民の要望が強いから急いでやるべきだ、とこういうお話から組み立てられているんではないかな、とこう思うわけです。

そこで、一つ一つについてお聞きしたいわけですけれども、これは、大変日野市にとっても大きな課題であるということは、私も全く同感でございます。そして、では、そのための出資者をどう募るかということが大変大切な問題になろうかと思います。といいますのは、先ほどの質疑応答で明らかであったように、日野市ないしは日野市が出資した福祉事業団でこれを運営しようと思いますと、大変大きな出費が、民間がやるのに比べて必要となるということですね。大体どのくらいの金額が必要となるのか、ケアセンターを含めて、建設費ではなくて建設以後のランニングコストにおいて、どのくらい違うのかを御答弁をいただきたいと思いますが、そういう中で非常に大きな差が出てくる。だとすれば、まず市長としてなさるべきことは、どのようにして市内に、あいは市の外であってもよいわけですが、出資者を募るか、その努力のあり方だろう、こう思うわけであります。

そこで、今までにその出資者を募る方法として、どのようなことをお考えになり、また実行されたか。例えば私が考えますには、大きな財産を持っている方は相続の中で、今こういう現下の情勢ですので、大きな財産を持っておられる方というのは、大体農家に限られてくるんではないか。で、農家の方で、後、次世代が農業を継続しない場合には、税法上かなりの大きな税金がかかると聞いております。

そこで、そのような中では、農家の跡取りといいますか、相続を控えた方々には可能性があるんではないか。そうしますと、最大限、農業協同組合、日野市農業協同組合、七生農業協同組合と二つ日野市にはございますけれども、その方々に何らかの方法で接触されていなければ、それなりの努力をしたとは、なかなか評価できないんじゃないだろうか。あるいは、税金に関しては税理士会というのがございますが、その税理士会を通じて、そのような働きかけをなさるのも一つの方法かと思います。かような意味で、具体的にどのような参加を求められ、どのような方法で情報を収集されたか、そこがお聞きしたい第２点目です。

さて、それでは急いでやる、市長の考えですと出資者はいないと断定しているわけですから、したがって市でつくらざるを得ない。市でつくらざるを得ないとして、では急

いでやらなきゃいけないここの点についてですが、急いでやるということの中で先ほど来、福祉部長もお話になっておりましたが、今現に差しさわりはないんだ、といいますのは、市も――今、急に始まった高齢化社会ではございません。これからますます生ずる高齢化社会に応じて、それなりの手立てを今まで打ってきておられる。ですから今年度、来年度、そしてさらに再来年度といったときに、その１年が市民にとって非常に大きなマイナスであるという、そういう状態を果たして生じるのだろうか、理想とするところはわかりますが、それ以外の方法で市民のニーズを酌み取っていることを既におやりになっている。だとすれば、今ここで１年を早める理由というのは、どうも見当たらないんじゃないだろうか、つまるところ利益考慮になるんじゃないかなと思うんですね。

といいますのは、１年早める、つまり自分たちで計画して自分たちで、もうすぐやるよ、という１年早めるという利益と、一方で市民全体にその働きをして、あるいはいろんな検討委員会であるとか、議会側の特別委員会でもいいかもしれません。何らかの形で市民の知恵を酌み取る方法をそこにとることによって、この問題に対する市民の大きな関心と、そして知恵を呼び込むという、そういうことをやる方が将来にわたってはいいのではないか、どっちが大事かという利益考慮だと思うんです。ですから、この利益考慮をどのように判断されたか、そこについてもお聞きしたい。これが２点目の質問です。

第３点目ですが、先ほど夏井議員の方からも御質問がございました。豊田の南口に街灯が新規に立てかえになるというお話でした。この予算、ちょうど豊田が今区画整理を迎えて、南口は、かなり大きく、いろんな形で変化を市民が感じているところであります。そういう中にあって商店街が要求したことを市の方で酌み取っていただけるというのは、やはり商店街の会員にとっては大変大きな励ましであり、力強い希望を持つものではないかなと思って、私も大変賛同するわけであります。

そこで一つお聞きしたいのは、この予算の可決になった場合の執行方法なんですが、どういう形で執行なさる予定なのか、その辺を商店街とすれば一括してぽんと入れていただければ、残ったところを各人が銀行に融資を提携して、それで払っていくやにも聞いております。具体的にその執行方法まで煮詰めておりましたら、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の地方債に関連する問題でございます。御質

問の内容につきましては、もちろん地方債を現在申請中であるということでございます。よって、その事業の内容等を含んで、ここで申請の変更をさせていただきたいということで、まだ、ある程度事業の中での確定は見ておりますが、そういうふうな申請をするものでございます。

なお、この事業の起債の方法でございますが、ここに起債してあるとおり、これは証書でございます。よって償還の状況等を踏まえた中では、その変更も当然していくということでございます。現状の中では、そういうふうな内容で、これから、現在申請中だというふうにお答えしておきます。

利率の問題も御質問の中にあったわけでございますが、現状の中では7.0％以内ということで、私の方も申請当時からの小計というような考え方で進めております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　二つ目の質問の、要するに市内にそういう社会福祉事業の経営を思い立たれる情報はないか、とこのことにつきまして、相続に遭遇されておられる方、あるいは他の土地と合わせて使えばというふうな状況を聞いた都度、その意思あるいは事業化できるかの判断を、ある程度やってまいりました。少なくも2,000平米前後、集団をした土地を法人に提供して、そして財産を法人に移してやられる事業でありますから、しかも、その社会福祉法人が決して経営上、淡々とした道でもございませんし、我々の承知している範囲の情報では、とても遠い問題であるというふうに受けとめたわけでございます。

具体的に、二、三それらの交渉といいましょうか、情報の機会にお話を進めてみたことはございますが、農協に当たったということではございません。社会的な状況から判断をして、今の土地を持たれる方がいろいろな相続のことを含めて、いろいろな御苦労が、あるいは考え方を検討しておられるということはございますが、もし、そういうことがあったら、今後の事業もございますので、ぜひお勧めをしていただければ結構だと思っております。

利益のどちらをとるかということは、十分比重にかけるべき課題ではございますが、特に日野市が思い立つ理由の大きな一つには、市内に民営でやっていただける方が恐らくあり得ないという判断と、八王子の山の手にすればという説はないわけではありませんが、地域で、なるべく近隣で行き来のできる範囲ということが、こういう施設の近ごろの、たっての要望ということにもなっておるわけでありますから、やはり、私は日野

市内に、少なくも複数の箇所は設けたい、こういう判断でございます。

国の制度、これは国民対象でありますから、日野市の中でそれが仮に事業として計画をされても、これは、日野市民のみを依頼するというわけにはまいりません。しかし、日野市が指導的立場になって取り組む仕事でありますので、なるべく日野市民が大部分を占める形でやれる方法というのは、私は、とりあえずは、この方法である、とこういうふうに考えた次第であります。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　特別擁護老人ホーム及びその他のサービス施設に対するランニングコストは、どのくらいかという御質問がございましたんですが、これにつきましては、まだ経営の実態をはっきりしておりませんので、ちょっとまだ計算するのは難しいわけでございますが、そんなに大きな４分の１を超える大きな出費があるということではないんじゃないか、これは東京都ともいろいろ協議する中で、特別擁護老人ホームの措置費は、かなりの手当をしてある、それで足りるということで大体聞いておりますが、これから具体的な運営形態を決める中で、もう一度精細な検討をしてみたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　豊田南口の装飾街路灯の補助についての御質問にお答えをさせていただきます。

補助金の申請書には、立派な資金計画、並びに工事計画が添付されておりました。この資金計画によりますと、総経費1,500万のうち市の補助が500万円、それから商店会会計並びに協賛金が250万円、それから金融機関から10年を期間といたします借入金が750万、あわせて1,500万となっておりまして、一方、工事の計画につきましては、１月の下旬に着手をいたしまして２月の中旬に完成という計画が出ております。

私どもといたしましては、工事が完全に終了したと確認次第、直ちに補助金を支出する考えでございます。

○議長（黒川重憲君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　１番目の質問と３番目の質問は、結構でございます。了解いたしました。

市長からの御答弁と福祉部長から御答弁ございました高幡の特養ホーム仮称設計の件ですけれども、先ほどの市長のお話ですと、手元に来た情報を幾つか当たってみた、こういうお話ですけれども、実は、この問題に興味を持って、自分から、市もそういう方

向にあるんだということを知って、お話を日野市に持っていくことのできる方というのは、非常に限られているだろうと私は思うんですね。特に広報とか何かの形で呼びかけをなさったのかどうか、つまり市長のおっしゃっているのは、たまたま来た情報について判断されたのか、それともそれなりの方法をとられた上で判断されたのか、農協とか税理士会については、してないというお話ですので、それでは一般的にそういう方法をなさったのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

そして、先ほどの福祉部長のお話ですが、4,600万というのがその前の答弁で出ているわけですが、それ以外にケアセンターをおつくりになりますと、そちらの方からももう少し出ないといけないだろうと思うんですね。そして、もし民間の社会福祉法人が、純然たる民間の社会福祉法人がやる場合には、そのケアセンターについてもいろんな補助が、都の補助が出るはずだと思うんですが、それを含めますと市の年当たりの金額というのは、一方で4,600万が出ているわけですから、他方も、ある程度は、お出になっているのではないかなと思うんですが、概略の数字でいいですからお知らせいただきたいんです。２点です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　広報に掲載して情報を集めるとか、可能性は限られる範囲ですから、そういう方法はとらなくても、いろいろそのときの土地利用について研究をされている方も、ほぼ幾つかのケースに当たってみたという範囲でございまして、公募したとか周知をして情報を集めようとしたという点では、そういうことは、やっておりません。

山林を対象とか、そういう情報も、これは持ち主ではなくて他の人から、当たってみてはどうかというようなこともございましたが、これらは緑地として保存すべき場所を、ただ熱心の余りと申しましょうか、そういうことで提案をされるという範囲でございまして、具体的な内容に一歩踏み出したというようなケースは、なかったわけでございます。都有地と兼ね合わせてというのもございましたけれども、これも見込みなしという結論でございました。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　特養のほかのサービスシステムにどのくらい金がかかるかということでございますけれども、これにつきましては、基本的には特別擁護老人ホームの機能を活用して実施するサービスというように考えております。したがって、それほど別枠で大きくということではないと思いますけれども、東京都の政策的な分野とし

て、地域福祉の都の単独補助という形での設定で幾つかの補助が出ております。この中でできるものをやっていきたい、とこういうぐあいに考えておりますが、持ち出しとしては、特別擁護老人ホームほどの大きなものというぐあいには、私は考えておりませんが、今後、少しそれについては検討させていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　　今までのお答えを聞いてわかりますのは、今ここで基本設計を出そうという時点ですので、大体事業の概略は、市長なりに頭の中におありになるのではないかと思うんですが、それに対しての準備が非常に不十分ではないかな、とこう思うわけですね。

我々は、市民から預けられた大切な税金を使うわけですから、いいことには、どんどん税金を使いたいわけですけれども、より効率のよい税金の使い方ということは我々の使命だと思うんです。ましてや、我々議員はそのための目付け役だ、とこう思うわけです。

今までお話を聞いた中で私たちが納得できる回答というのは、いまだ与えられていないわけですね。例えばランニングコストが大体年間１億かかりますよ、と。そうするとこの１年間早めることによって、これから先の、ずっと１億が付加される。そういう市財政を組むことに我々は今立たされているわけです。ですから市長が１年早めたいというその気持ちが、その素晴らしい気持ちが、一方で１億円を使っていくんだよということを含んでいるわけですから、もう少し明確な資料がないと議会として判断しにくい。市民になりかわって私たちは、行政のやられることについてチェック役を果たさなきゃいけない。そのチェック役に対して十分な資料を出さないというのは、これは少し論議の対象として不十分ではないかな、とこう思うわけです。

そこで、私は提案しますが、ぜひ市民の知恵を使うという意味で、何らかの形で検討委員会を設けていただく、そして、その中でこのような議論を全部なさっていただくことが大事ではないか、そうすれば、その特養をつくることによって周りの環境がどう変わるのかも当然議題になるわけです。私たちは、議案を与えられてから今までの短い期間の中でしか我々の知り得る情報でしか判断できないんです。だけれども、これだけの大きなものができれば我々の知り得ないいろいろな問題が出てくるに相違ない。そのときに、いや、議会があやって議決をしてしまったからもうやむを得ないんだ、では私たちも済まされないだろう、それなりの責任を持った私たちが議決に参加するためには、まず、この問題について一番基礎のベースの部分からもう一回検討できる検討委員会をぜひともつくっていただきたい。かように提案することで、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　　市川資信君。

○26番（市川資信君）　　先ほど挙手をしてなかったので申しわけないと思ったんですが、我が自由市民会議の古賀議員、またただいまの山口議員の発言に関連して、私は、この特養ホームと、特に商工費の街路灯の補助金とをおりまぜながら、突然こう提案された議案が、いかに思いつきであるかということをここで指摘して市長の見解を伺いたいと思うんです。

まず私が、この６月ですか、特養ホームの一般質問をしたときに、やはり徐々に日野市内に４カ所市営住宅を建て直ししながら高層化した中で、将来構想として特養ホームをつくっていきたいということが明らかになりました。そうすると、今建てようとしているところは、明らかに市営住宅とはかかわり合いのない場所であることが、ここではっきりしたということが１点。

それと、もう一つは、特養ホームというのは私も一般質問するについて、いろいろと特養ホームを自分で行って見てきているわけです。で、国分寺だったと思うんですが、桜町特養ホームだったと思うんですが、非常に素晴らしい病院に隣接して特養ホームが運営されているわけです。また、今の市内の現状を見ると老人病院というんですか、要するに特養ホームへ入らなければならない人がその老人病院に入っている。非常にそれが老人医療に大きな加担をしている。

いずれにしましても、そういったことを考えると、事実、特養ホームがある程度早く必要だということは、ある程度理解できるんでございますけれども、この商工費の中の豊田の南口の商店会の街路灯の補助金、実は、昔はあったんです、この制度は。ところが補助金等検討委員会で、たしか松尾章一さんが委員長だったと思うんですが、これを、補助金等検討委員会でこの補助金をばっさり切っちゃったんです。これを私、知らなかったんです、切られたということ。それで高幡の、ある商店会が、ぜひ補助金をいただきたいということで行ったところが、いや、そういうものはもうないから、補助金は出せないと言うんです。「え、あったはずだけれど、いつなくなったんだ」と言ったら、補助金等検討委員会でカットされたからなくなっちゃった、と。そしたら、また、いつのまにか浮かび上がっているんです。それで、いつ浮かび上がったかというと市長選挙の前にどさくさに紛れて、またこれが復活してしまったんです。余りにも公的機関を私物化した行政のやりとりが、この街路灯の500万の補助金と特養――前回の選挙のときには、そうでしょう、市民会館があいう部課長の反乱問題とか、あるいは６カ月昇給延

伸だ。余りにも思いつきが、行政がひどすぎる、そういったことを踏まえて私はあえて、じゃあここで補助金を出すのならば、まだ現実に当時若宮の街路灯が１灯25万円かかっているわけですから、まだ月賦を払っているわけです。現実に生きているわけです。そういった商店会にも補助金を差し上げたらいかがですか。

いわゆる、この補助金と今の思いつきの特養ホームの構想について市長の御見解をお伺いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　見解を求められる――今のいろいろ挙げられましたが、どういうことなのかちょっとまだ整理しかねるわけであります。

街路灯の高幡の場合は、事前に行政側との協議や了解なしに仕事を先にされて、その翌年補助金がほしいという申し出が出た、とこういう記憶はございます。それから、補助金検討委員会で街路灯の補助要綱がなくなった、補助金検討委員会は肥後先生にお願いをした当時、あるいはその補助整理の対象になったかもしれませんが、恐らく今日生きておるとすれば、やっぱり政策として必要であるということで残っておるというふうに思っております。

思いつきというふうにおっしゃいますが、我々は、いろいろな市民要望の中で、なるべくなすべき仕事を選択をして、そして可能性を追及しながら実行していきたい、こういう考えでございますので、全部が全部、事前に完全な形で説明できれば幸いなのですが、そこまで仮に到達していなくても、公設民営という原則に沿って進めようということでございますので、まず、市の所有地に建物を建てる、その運営は、当面福祉事業団が考えられるということではございますが、よりよい運営方法があればそれに固執することでもございません。これから、それこそ英知を集めて、そういう一番長期に、しかも内容がよく、財政支出にも少しでも軽い方向、とこういうことは必ず目指してまいりたい。このことは申し上げられると思っております。

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　多くは皆さんが申し上げているので、これ以上私は言うつもりはございませんけれども、今、高幡街路灯会の補助金が出されなかったのは事前着工しておったということで出せなかった、と。事実あのときには要綱に、補助金支出の要綱は、もうカットされておったわけです。それで１年後にあったときには、もう既に、またそのカットされた補助金要綱が復活しておるということは、事実としてあるわけです。ただ委員長が――今、私、名前を挙げましたが、その方が委員長であったかどうかは、

メンバーであったことは事実であるわけです。ですから、私どもも大変不満を申し上げたんですが、今もってまだ、当時、１灯が25万円でありました。１灯10万円程度の補助金をもらえればどれほど商店会として助かるか。電気代も値上がりしてきて、今、市の補助金が１灯について二百四、五十円いただけるんですか、しかし、商店会の街路灯は全部が水銀灯です。200灯もするような水銀灯ですから、１灯が1,500円も2,000円も１カ月する中で、雀の涙の補助金であろうとは思いますけれども、しかし、少なくとも、事前着工しておったからもう補助金対象にならない、そういうものじゃないと思うんですね。素人がやっていることです。うちへ相談に来たときには、それじゃ行ってみようというので行ったら、もう既にその要綱はなかった。そのために支出してもらえなかったというようないきさつがあります。

私は、あえて今申し上げるのは、こういった街路灯にしても特養ホームにしても、いろいろと巷で今までやってきた行政そのものが余りにも基本計画にのっとってない場当たり的な、継ぎはぎ的なものに目に余るから、それとそれとをオーバーラップして今申し上げたわけです。結構です。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第113号、昭和62年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は、歳入全般及び歳出のうち議会費、総務費、公債費、第２表債務負担行為補正、第３表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、労働費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、商工費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第114号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）、議案第115号、昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第４号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第114号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第３号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第３号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億2,780万円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億6,962万4,000円とするものであります。

続いて議案第115号、昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算第４号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算第４号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億7,024万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億3,287万2,000円とするものであります。

以上、２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　議案第114号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第３号につきまして御説明を申し上げます。

まず、１ページでございますけれども、歳入歳出それぞれ２億2,780万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ33億6,962万4,000円とするものでございます。

第２項の第１表歳入歳出予算の補正並びに第２表の地方債の補正でございますが、順を追いまして御説明申し上げます。

それでは歳入でございますが、８、９ページをお開きいただきたいと思います。国庫支出金の国庫補助金でございます。これは、万願寺区画整理事業の補助金の増でございます。備考欄の２段目の減額の30万でございますけれども、これは、事業の総額が決定をいたしまして執行額が若干差が出たもので、この金額の補助金の減ということになるわけでございます。

それから、次の豊田南区画整理事業の補助金でございますが、通常分で、この記載のとおりの補助金でございます。

10、11ページでございます。都支出金、都補助金でございますが、初めに万願寺区画整理補助金でございます。これは、上段の基本事業費と書いてございます2,180万円の減でございますが、通常分の補助金の増と、これから説明をいたしますけれども、この補正におきましてもＮＴＴの売却益の起債が入っております。この起債に対するところの都の裏負担が、この中に入っているものでございます。

それから、次の豊田南区画整理補助金でございますが、これも通常分の増でございます。

12、13ページでございます。一般会計からの繰入金でございますが、先ほど申し上げましたように国及び都の補助金、それから、これから御説明申し上げます市債がふえたものですから、一般会計の繰入が、ここに書いてある金額の減額となるというものでございます。

次が14、15ページでございます。市債でございますが、豊田南区画整理事業の対象でございます。これが、先ほど申し上げましたＮＴＴ株式の売払収入の活用というものでございます。

次が、16、17ページでございます。支出でございますが、まず一般管理費でございます。西平山地区区画整理業務でございますが、この1,500万のうち1,000万円でございますが、仮称西豊田駅関係の基礎調査を委託をするものでございます。この内容につきましては、駅勢圏、利用者の予測、駅の位置、構造、いわゆるソフト、ハードにわたるところの調査をするものでございます。残る500万円につきましては、当初予算にアセスの費用を600万計上しておりました。これに500万加えましてアセスの項目をふやそうというものでございます。

２番目の万願寺第二地区区画整理業務でございますが、これは、面積といたしましては47ヘクタールでございます。来年の１月に発注をいたしまして、できる範囲内のアセスの調査をいたしたということで850万の計上でございます。

次が東町地区区画整理業務でございますが、36ヘクタールの権利調査をする委託でございます。

次が、18、19ページでございます。万願寺区画整理費の事業費でございますが、そのうち14節、使用料及び賃借料でございますが、これは、事業の進捗に伴いまして道路敷及び整地用の残土を置く場所の確保でございます。面積といたしましては、９万3,589平方メートル、3カ月分の賃借料でございます。

それから、22節の補償、補塡及び賠償金でございますが、これは家の移転に伴うところの補償費でございます。当初予算におきましては、127棟計画をしていたわけでございますけれども、この補正によりまして139棟にふやす、12棟の増ということでございます。この経費の計上でございます。

次が、20、21ページでございます。豊田南区画整理費でございますが、この事業費でございますが、区画整理業務を新都市建設公社に委託をしております。事業の進捗に伴

いまして、さらに仮換地に必要な業務を追加をする予定でございます。1,310万円ということでございます。

３ページに戻っていただきたいんですが、これは第２表の地方債補正でございます。歳入の中でも申し上げましたけれども、ＮＴＴ株式売払収入の活用ということでございます。内容につきましては、先ほど専決処分で申し上げました内容の起債ということでございます。

以上をもちまして区画整理事業の明細の御説明を終わります。

次が、議案第115号、昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算第４号でございます。歳入歳出それぞれ２億7,024万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ41億3,287万2,000円とするものでございます。

第１表並びに第２表につきまして、順を追って御説明を申し上げます。

30、31ページ、歳入でございます。これは一般会計の繰入金でございますが、ここに記載のとおりの金額を予定をしております。

次が歳出でございます。下水道事業費総務費でございますが、初めに弁護士謝礼16万円でございます。これは、黒川都市下水路の、いわゆる16万円でございますけれども、お寺がございまして、このお寺との境界の紛争が起きております。いわゆる訴訟が起きているわけでございます。原告が延命寺、それから被告は、日野市及び国でございます。

この訴訟の費用でございますが、これは当初予算に40万円計上いたしまして、１日日当約２万円といたしまして、その実績に基づきまして不足分16万円を計上するものでございます。この訴訟につきましては、本年に結審され来年の３月までには判決が出るというふうに見通しております。

次が委託料の33万6,000円でございますが、これは東京都水道局、すなわち市の水道部の方に下水道の徴収を依頼をしております。最終的な精査の結果、不足分が33万6,000円生じまして、この計上をするものでございます。

次が34、35ページでございます。下水道建設費の管きょ建設費でございます。

15節、工事請負費でございます。これは、南多摩処理区、浅川処理区、及び秋川処理区の管きょ埋設の補正でございます。主なものは付帯工事でございまして、公共升までの接続、あるいは枝管、それから舗装等の復旧、こういった費用でございます。

それから、19節の負担金、補助及び交付金でございますが、これは備考欄にも書いてございますように、公共下水道八王子市建設負担金でございます。これは平山苑自治会というのがございますけれども、この約４ヘクタールでございますが、日野市分への流

入がとれないわけでございまして、八王子市域へ接続をするというものでございます。延長にいたしまして750メーターございまして、これは、管径は250から800ミリの４ヘクタール分を市が負担をするというものでございます。

それから、処理場周辺整備費でございますが、八王子処理場周辺環境整備負担金でございます。これは、債務負担の変更に伴うものでございますので、債務負担の方で御説明を申し上げます。

それから、次の36、37ページでございますが、これは記載のとおりでございます。

大変恐縮でございますが、25ページをお願いをいたします。第２表の債務負担行為補正でございます。これは、八王子処理場が谷地川の河口、左岸にできるわけでございます。用地費の10％の費用を持ちまして環境整備費に充てるということで、東京都及び関係市がその費用を負担することになっております。当初は、62年度でこの整備事業が完了するわけでございましたが、八王子市の都合がございまして、その執行が遅れております。さらに65年度まで延長をするというものでございます。限度額は6,642万9,000円でございます。この金額につきましては、変更はされておりません。

以上でございます。よろしくどうぞ御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第114号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）、議案第115号、昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第４号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第116号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）、議案第117号、昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第116号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算第２号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算第２号であります。

補正予定額は、収益的収入及び支出に3,875万7,000円を追加し、収益的収支及び資本的収支の予定額を26億3,661万9,000円とするものであります。

続いて議案第117号、昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第２号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,050万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億7,285万8,000円とするものであります。

以上、２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（岩沢代吉君）　　それでは、議案第116号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算第２号につきまして御説明申し上げます。

お手元の予算書の42ページ、43ページをごらんいただきたいと思います。

まず、収入といたしましては3,875万5,000円の補正でございまして、内訳といたしましては、外来収益で3,039万6,000円、それから、都の補助金といたしまして836万1,000円、計3,875万7,000円を補正いたしまして、予算総計を24億4,709万1,000円とするものでございます。特に都の補助といたしましては、ここに備考にありますように市町村の病院運営の補助金といたしまして、810万、それから公的病院特殊診療部門運営補助金として26万1,000円、これは一時の救急等に関する補助金でございます。

それから、外来収益の上段になりますけれども、補正前は5,000円でお願いいたしましたけれども、後といたしまして5,200円ということでお願いするものでございます。

それから支出でございますけれども、補正額3,875万7,000円の内訳でございますけれども、医業費用としての関係で、内訳は材料費といたしまして、これは薬品費が大分出まして、ここで3,203万7,000円補正をいただくものでございます。

それから経費といたしましては、委託料、これが672万円でございます。締めて3,875万7,000円、予算合計24億4,709万1,000円でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　水道部長。

○水道部長（橋本栄寓君）　　それでは、議案第117号の昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第２号につきまして御説明申し上げます。

補正予算説明書の49ページをお開き願いたいと思います。先ほど市長から提案理由がございましたように、歳入歳出予算それぞれ1,050万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額それぞれ17億7,285万8,000円としようとするものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。50ページから53ページまでお開き願いたいと思います。目の水道事業委託金でございます。1,017万2,000円でございます。これは歳出に見合う金額を都の方から委託してくるものでございます。

次に、下水道使用料の徴収事務委託金でございます。先ほど下水道特別会計の中でも説明がございましたけれども、この使用料の精算によりまして33万6,000円の増になったということでございます。

次に歳出について御説明いたします。54、55ページをお開き願いたいと思います。目の１の浄水費、２の配水費、３の給水費、４の受託事務費、５の業務費、それぞれの給料等職員手当についてです。昇給期間の短縮に伴う増加分と職員の人事異動によりますその手当の減額でございます。

それから、３の給水費の中の委託料の390万3,000円の追加でございますが、これは当初予算に漏水件数を見込んでおりました数字よりも増になりましたために、漏水修理費が不足してきたので、ここで追加するということでございます。

それから丙止水栓の設置でございますけれども、これは量水器の上流側に設置するものでございますが、量水器の交換に伴いまして、ここで設置をしなきゃならないという業務になりましたもんで追加するものでございます。

それから、４の受託事務費でございます。その中の委託料の都道監督事務費でございますが、これも都道から給水管の取り扱いをする件数が当初よりもふえましたもんで、70万円の追加をするものでございます。

次に、56、57ページをお開き願いたいと思います。業務費の需用費でございますけれども、備消耗品費のところで45万円の補正でございますけれども、９月いっぱいに水道の新庁舎が落成いたしました。それに伴う備品の購入でございます。ここに減額が出ておる燃料費と印刷費でございますけれども、燃料費については、ガソリンの使用料が減になったためと、印刷製本費については契約の差金でございます。

それから、12の役務費の１万6,000円でございますけれども、今年度、３台の車を買

いかえたための保険料の不足が出ましたもんで、ここで追加するということでございます。それから、13の委託料の減額でございますけれども、これは、すべて契約の差金でございます。この中で庁舎の清掃というところで追加がございますけれども、これは、先ほど説明いたしましたように新しい庁舎ができましたもので、これの清掃の業務をしたいということで追加を出しました。

それから、次に58、59ページをお開き願いたいと思います。水道建設費の工事請負費450万円でございます。これは、落川地内の下水道工事の敷設に伴いまして、水道管を整合させるために急遽工事をしなきゃならないということになりまして、ここで追加をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第116号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）、議案第117号、昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第118号、昭和62年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第１号）、議案第119号、市道路線の廃止、議案第120号、市道路線の認定、議案第121号、不動産の取得、議案第122号、農業共済無事戻金の交付の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第118号、昭和62年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第１号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和62年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第１号であります。

補正予定額は、収益的収入及び支出に27万5,000円を追加し、収益的収入及び支出の予定額を2,415万7,000円とするものであります。

議案第119号、市道路線の廃止について提案理由を申し上げます。

本議案は、御嶽１号線及び２号線を落川32号線の道路区域に編入するため、道路法第10条第３項の規定に基づき廃止するものであります。

議案第120号、市道路線の認定について提案理由を申し上げます。

本議案は、落川32号線ほか２路線を道路法第８条第２項の規定に基づき、新たに市道認定するものであります。

議案第121号、不動産の取得について提案理由を申し上げます。

本議案は、南平緑地用地として、日野市南平八丁目２番８ほか３筆の土地を取得いたしたく、地方自治法第96条第１項第８号の規定に基づき提案するものであります。

議案第122号、農業共済無事戻金の交付について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市農業共済条例第36条第１項及び第88条の23第１項の規定に基づく無事戻金の交付で、昭和59年度から昭和61年度の３カ年にわたり農作物等に被害がなかった共済加入者に支払うものであります。

以上、５議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　議案第118号、昭和62年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第１号について御説明申し上げます。

補正予算実施計画にのっとって御説明いたします。66ページをお開き願いたいと思います。今回お願いいたします補正の内容は、農作物及び園芸施設共済勘定についてでございます。農作物共済勘定では、農作物の無事戻金の交付並びに麦の共済支払いに伴う補正でございます。無事戻金の財源といたしましては、農作物共済事業収入の欄をごらんいただきたいと思いますが、目の５、農作物特別積立金と目の６、農作物連合会特別交付金により手当をいたすものでございます。

一方、麦の共済金の財源につきましては、上に戻りまして目の２、農作物保険金、そ

れから目の３、農作物責任準備金及び目の４、農作物法定積立金、この３目から手当をいたすものでございます。

68ページをお開き願いたいと思います。園芸施設共済勘定についても無事戻金を交付するための補正でございまして、その財源といたしましては、園芸施設連合会特別交付金３万2,000円を財源といたしまして同額を無事戻すものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　では議案第119号でございますけれども、市道路線の廃止でございます。廃止する路線は２路線でございまして、廃止の理由といたしましては、落川32号線の道路区域に編入する、とこういうことで廃止をお願いするものでございます。２ページに凡例によりまして図示されている箇所でございます。

それから、120号でございますけれども、市道路線の認定をお願いするところでございますが、１番目につきましては、今申し上げた廃止路線のところが32号線になるわけでございます。こういう意味で認定をお願いする。これは道路の拡張整備が完了した、こういうことでございます。

それから、西平山１号線でございますけれども、これにつきましては、下水道計画の秋川中央幹線に伴います道路新設でございます。

それから、３番目の川辺堀之内76号線でございますけれども、これにつきましては、道路の拡幅整備のためでございます。

まず、落川32号線につきましては、２ページに凡例によりまして図示してある箇所でございます。それから西平山の１号線につきましては、３ページに凡例によりまして図示されている箇所でございます。それから川辺堀之内76号線につきましては、４ページに凡例によりまして図示されている箇所でございます。

以上、２議案ともよろしく御審議をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　121号議案でございますが、不動産の取得でございます。議案といたしまして、96号議決案件として提出したものでございます。これは南平緑地用地でございます。所在地は、日野市南平八丁目２番８外３筆でございます。地目、地積については山林でございます。地積は、２万3,583.15平方メートルでございます。相手方は、日野市神明一丁目12番地の１、日野市役所内、日野市土地開発公社、理事長

中村亮助でございます。取得価格につきましては、６億2,642万4,608円でございます。

次のページの、２ページ、３ページで御説明させてもらいますが、案内図は、先ほど申し上げました南平緑地のところでございます。そして、これは高校用地の残地でございます。位置でございますが、３ページのハッチがかかっておりますものでございますが、この部分が取得する面積でございます。

そして、なお残りました左側の面積は、次年度ということでの取得でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　議案第122号、農業共済無事戻金の交付について御説明申し上げます。

先ほど市長から説明がございましたように、昭和59年度から61年度にかけました３カ年にわたりまして農作物共済の加入者であって、その３カ年間被害がなく、過去２年間無事戻金が支払われなかった者に対して、３年間市に納入した共済掛金の合計額の２分の１を限度とした額を無事戻金として交付するものでございます。

また、被害を受けて共済金の支払いを受けた者及び無事戻金の支払われた者のうち、その額が共済掛金合計額の２分の１に満たない場合は、その満たなかった額を無事戻金として交付するものでございます。交付の対象者、交付の金額、交付の時期につきましては、１ページから２ページにかけて記載してございます。交付対象農家の合計戸数は201戸に当たります。無事戻金の総額は、27万6,351円でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　議案120号の関連で、整理番号の３番、川辺堀之内76号線について、ちょっと非常に初歩的な疑問を感じましたのでお伺いしたいんですが、この道路、途中がちょっと拡幅された、拡幅工事が行われたところがあることは、よくわかるんですが、この点線が、都道のところから神明にかけて全部が新たな市道としての認定の議案になっているわけですね。この道は、非常に古い道でして、そうすると今までは、これは市道ではなかったのかなというようなことも思うんですが、一体、この辺の関連は、これから全般的な拡幅工事をするについて必要なことなのか、それとも細い部分が残ったままで認定をするというのは、どういう意味合いがあるのか、私、よくわからないので教えてもらいたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　　御質問にお答えしたいと思います。

川辺堀之内76号線といいますのは、今までの呼称が、補助１号線という呼称でございました。これを、今理由にもございますように道路拡幅整備ということで、下の方から、プールから行きましてクランクになっているところまでは幅５メートルの道に拡幅したわけでございますけれども、それからずっとゴルフ練習場のところまで、今年度４メートル幅員を１メートル拡幅していきたい、こういうことで地主と交渉したわけでございますけれども、これにつきましては、道路の土地収用法という法律がございます。これは、対象になりますのは市道路線で、補助何号線というのは、この土地収用法には該当しない、とこういうことでございますので、新たにこれをお願いする、こういう内容でございます。

○議長（黒川重憲君）　　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　　よくわかりました。そうすると、これに類する細い道といいますか、よく使われている道は、かなりあるわけで、今後もじゃあ、こういう議案というのは、かなり出てくる可能性はあるわけですね。お願いします。

○議長（黒川重憲君）　　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　　これは、道路の拡幅に際しましては、こういうケースが今後は出てまいります。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　　わかりました。

○議長（黒川重憲君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本５件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第118号、昭和62年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第１号）、議案第119号、市道路線の廃止、議案第120号、市道路線の認定、議案第121号、不動産の取得、議案第122号、農業共済無事戻金の交付の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時56分　休憩

午後５時31分　再開

○議長（黒川重憲君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第123号、東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散、議案第124号、東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散に伴う財産処分、議案第125号、東京都市交通災害共済組合の解散、議案第126号、東京都市交通災害共済組合の解散に伴う財産処分、議案第127号、東京自治会館組合の解散、議案第128号、東京自治会館組合の解散に伴う財産処分、議案第129号、東京市町村総合事務組合の設立の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　ただいま上程されました７議案は関連性がございますが、逐次提案理由を申し上げたいと思います。

議案第123号、東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散について提案理由を申し上げます。

本議案は、東京自治会館に入館している東京都市町村消防団員等災害補償等組合を初め、四つの一部事務組合を統合し複合事務組合化を図るため、地方自治法第288条第１項の規定に基づき、東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散について、議会の議決を求めるものであります。

議案第124号、東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散に伴う財産処分について提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第125号、東京都市交通災害共済組合の解散について提案理由を申し上げます。

本議案は、東京自治会館に入館している東京都市交通災害共済組合を初め、四つの一部事務組合を統合し複合事務組合化を図るため、地方自治法第288条第１項の規定に基づき、東京都市交通災害共済組合の解散について議会の議決を求めるものであります。

議案第126号、東京都市交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都市交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第127号、東京自治会館組合の解散について提案理由を申し上げます。

本議案は、東京自治会館に入館している東京自治会館組合を初め、四つの一部事務組合を統合し複合事務組合化を図るため、地方自治法第288条第１項の規定に基づき、東京自治会館組合の解散について、議会の議決を求めるものであります。

議案第128号、東京自治会館組合の解散に伴う財産処分について提案理由を申し上げます。

本議案は、東京自治会館組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第129号、東京市町村総合事務組合の設立について提案理由を申し上げます。

本議案は、総合的かつ効率的に事務の共同処理を行うため、東京自治会館に入館している東京都市町村消防団員等災害補償等組合、東京都市町村交通災害共済組合、東京都市交通災害共済組合及び東京自治会館組合を統合し東京市町村総合事務組合を設立することについて、地方自治法第284条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、７議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、七つの議案につきまして逐次御説明申し上げます。

最初の議案でございますが、解散をしまして、そして財産の処分ということで、最後で総合事務組合を設立するというのが骨子でございます。それでは申し上げます。

議案第123号でございますが、東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散についてでございます。この議案を提出いたしました。それから議案第124号で、東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散に伴う財産処分についてでございます。後ほど、これらについて御説明申し上げます。それから次が、125号でございますが、これが東京都市交通災害共済組合の解散でございます。それから126号が、それに基づきまして東京都市交通災害共済組合の解散に伴う財産処分でございます。127号が東京自治会館組合の解散でございます。128号が東京自治会館組合の解散に伴う財産処分についてでございます。御協議を得たいということでございます。そして、最後が129号でございますが、これらを統一いたしまして、東京市町村総合事務組合の設立をお願いするものでございます。

今、申し上げました各議案でございますが、123号、124号につきましては解散をいたしまして、そして、さらに財産処分ということでございます。これにつきましての総合組合をつくる理由でございますが、提案理由の説明にもありましたとおり一部事務組合でございましたが、これらの26市、あるいは加入している団体、そうしたものがありますが、そうしたものを共同処理して一つの組合をつくって、そして能率よく実施していきたいというのが趣旨でございます。

それには、今まで事務の複雑化あるいは運営面の非効率化というものがありました。これらのものを一つのものにまとめていくということで、今までそれらについての検討委員会を開きまして、ここに成案がまとまりまして、来年の４月からこの市町村総合事務組合に統合してスタートするということでございます。

それで、123号でちょっと御説明申し上げますが、お手元に資料が行っていると思いますが、左側の現況では、このような六つの一部事務組合があります。そのうち、入っている市と入ってない市もございますが、これらのうち四つの、今提案しております――日野市の場合は三つでございますが、四つの組合を一つにいたしまして市町村総合事務組合を設立するということでございます。それが、右の方に出ておる改正後のものです。

次のページでございますが、それでは、各市それぞれございますが、日野の場合は、途中のところで日野市とございますが、加盟しているのは東京自治会館組合です。それから、次が東京都市町村消防団員等災害補償等組合、それから次が東京都市交通災害共済組合に入っております。そして、一番右の東京都市町村交通災害共済組合には加入しておりません。よって議案として提出いたしましたのは、この丸をつけております三つの組合の解散と財産処分をお願いしていくものでございます。

その次に、一番最後のページでございますが、複合事務組合に継承する各組合の所有財産でございますが、東京自治会館組合におきましては、公有財産として土地、建物、有価証券がございます。

それから基金といたしまして、財政調整基金がございます。それから、減債基金もございます。そして、ここには債務といたしまして、市町村振興基金から借入金が９億1，

469万7,515円というものを持っております。これらを引き継いでいくわけでございます。

次が、消防団員等災害補償等組合でございますが、賞じゅつ基金といたしまして持っております基金でございます。それから、公務災害補償基金、これらが、そこに書いてありますとおりのものが財産でございます。

それから、次に都市交通災害共済組合でございますが、交通災害共済見舞金基金としてここにあります金額でございます。それから交通遺児年金基金、この財産でございます。これを次の総合事務組合の方に引き継ぐということでございます。

それでは、それらに基づきまして129号議案について御説明申し上げます。東京市町村総合事務組合の設立でございます。ここに書いてありますとおり63年４月１日から、来年の４月１日からこれを実施していきたいということでございます。

２ページ、３ページでございますが、規約でございます。名称は、このとおりでございまして、あと特に申し上げるのは、別表でこれらの団体の組織が出ております。

それから第３条におきまして、（１）でございますが、非常勤消防団員等に掲げる補償、損害補償、これが「ア、イ、ウ、エ」まであります。それから、消防組織法第15条の規定によります非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関すること、それから３が非常勤消防団員に係る賞じゅつ金の支給に関すること、住民の交通災害共済事業に関すること、５が共同で実施する職員の研修に関すること、６が東京自治会館の設置、管理及び運営に関することということでございます。

それから、組合の議会でございますが、第５条で、組合の議会は14人と定数を定めております。そこに出ております職名で、それぞれ出ております。市長の職にある者が６人、それから東京都市議会議長会会長及び副会長の職にある者３、町村長の職にある者が３人です。それから４番目が、東京都町村議会議長会会長及び副会長の職にある者が２名ということでございます。

それから、次が４ページ、５ページでございますが、これらの議員さんの任期は２年とするということでございます。あと２、３につきましては、再選、それから執行した場合というようなことが出ております。

それから、特に申し上げるのは、その次の５ページの組合の執行機関の組織及び選任の方法でございますが、組合には管理者、副管理者及び収入役各１人を置くということでございます。そして管理者及び副管理者については、組織市町村の長が互選するというような形でございます。そして、４番目の任期は２年というような形でございます。

それから12条でございます。下の方でございますが、監査委員につきましては、監査

委員２名を置くということで、学識経験者、それから組合議員の中から、それぞれ１名を選任するということでございます。次のページに移りまして、これらの監査委員につきましては、ほかと違いまして４年の任期があるということになっております。

それから13条で、この総合事務組合には、事務局長その他の職員を置くということでございます。それから、組合の経費につきましては14条以下に出ておりますが、組織市町村の負担金、組合の事業から生ずる収入、組合の財産から生ずる収入、その他の収入をもって充てるというようなことでございます。それから２番目でございますが、組織市町村の負担については、管理者が組合の議会の議決を経て定めるということになっております。

そして別表が、次の８、９でございますが、ここに別表の組合を組織する地方公共団体がございます。別表第２表でございますが、３条関係でございます。共同処理に係る事務の中で除外する市として、ここに４市がございますが、この市は３条の１号に非常勤消防団員等でございますが、これらは単独にお持ちになっているというようなことで除外されているということだそうでございます。

以上、雑駁でございますが、７議案につきまして、今までの組合を解散し、そして財産を処分してそれらをまとめまして、最後の129号で市町村総合事務組合をつくったということでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　教えていただきたいと思いますが、この組織変更に伴う新事務組合の設立によって、この事務組合で勤務される職員の方の数というのは、現在の自治会館の入館団体のそれぞれの業務を行っている現時点とで、何か変更が生じるのかどうか。

それから、この新しい市町村総合事務組合の代表者といいますか、この事務組合を代表するのは管理者なのかどうか、そういう点、勉強のためにお聞きしたいと思います。

よろしく。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　１点目でございますが、人数でございますが、先ほども申し上げましたように共同処理によって人員を減らすというような方法でございます。それで、これにつきましては事務組合と兼務させていくということで、４名の方を兼務発令していくということで４名減ります。そして、専任職員としては26人でスタートするということでございます。

それから、さらに任意団体としてあります市長会、それから町村会、町村議長会、自治会館調査会というのがございます。これらの任意団体からも兼務で２名をしまして、最終的には６名というような形の減でスタートしていくということでございます。

それから、もう１点の管理者でございますが、そこのところにあります管理者は、ここにあります組織市町村の長が互選ということで、市町村の長からこれを互選されて管理者及び副管理者が決まるということでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　わかりましたが、こういう組織の場合、組織を代表する立場の役職、人というのがあるのかどうか、代表する方は管理者というふうに理解すればいいのかどうか、その点は、いかがですか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　御質問のとおり管理者が代表者でございます。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　何点かお尋ねします。教えていただきたいと思うんですが、こういうふうな報告を受けたわけですけれども、一つは、前にこういうふうな組合の過程があるのか、経過報告みたいなのが過去にあったかどうかというのが１点と、それから、今このような組合、３組合が一つの組合になるということでお話がありましたが、その実益の面なんですが、今のお話ですと、事務を統一して組合として人件費を浮かすというふうな感じにもとれたんですけれども、そういうふうな理解でよろしいのかどうか、検討委員会でかなり詳しく検討されたというふうな経緯もお話ありましたので、その辺をお尋ねしたいと思います。

さらに、最終的には６名減で26名でスタートするというふうなお話ですけれども、この６名の方というのは、どういうふうなあれになったのか。定年といいますか、年齢的なもので自然退職されていった方を補充しないという形で減になっていくような形をとられたのかどうか、この６名の方の行方といいますか、振り分け方といいますか、わかったら教えていただきたいと思います。

３点目の、ほかにもいろいろな組合があると思うんですけれども、こういうふうな組合の事務の統合という動きは、ほかにもあるのでしょうか。その辺を情報として教えていただきたいと思うんです。以上、３点です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　この統合までの経過でございますが、これらにつきまして

は、昭和61年からスタートいたしまして、ここに自治会館の入館団体の検討委員会というのが開かれまして、そして、それに基づきまして、このような成案はなったわけでございます。それぞれの、今四つの、ここにありますように自治会館組合、それから市町村消防団員等災害補償等組合、市町村交通災害共済組合、都市交通災害共済組合、それぞれの組合に対しましてこれらの説明をとりつけまして出てきたということでございます。そのような説明を受けております。

それから、２点目でございますが、人件費を今申し上げましたんですが、その複合化に基づきましての経費の節減はどの程度というようなことで、これは概算でございますが、62年度予算ベースで1,510万の経費の削減を図ることが可能であるというふうに考えております。

その内訳を申し上げますと、人件費で620万、それから、組合議会関係経費で660万、管理者等特別職報酬等経費で170万、監査委員経費ということで60万というようなことでございます。それらをトータルして、先ほど申し上げました1,510万という数字でございます。

それから、この職員の退職については、ちょっとそこまでつかんでおりません。

それから３番目の、そのほかの事務の統合ということでございますが、それぞれ私どもの方にもこれとは、自治会館でありませんが、ごみの処分の一部事務組合だとか、あるいは火葬場の組合とかそういうものはありますが、そうした中での、やはり効率的な一つの場所での運営ができれば、それは統合されていくんじゃないかと思いますが、今のところそのほかの情報は、持っておりません。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　わかりました。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本７件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本７件については、委員会付託を省略することに決しました。

本７件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本７件について採決いたします。本７件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第123号、東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散、議案第124号、東京都市町村消防団員等災害補償等組合の解散に伴う財産処分、議案第125号、東京都市交通災害共済組合の解散、議案第126号、東京都市交通災害共済組合の解散に伴う財産処分、議案第127号、東京自治会館組合の解散、議案第128号、東京自治会館組合の解散に伴う財産処分、議案第129号、東京市町村総合事務組合の設立の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議案第130号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第131号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し先議といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、本２件を日程に追加し先議することに決しました。

これより議案第130号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第131号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第130号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給料に職務給制の導入を図るため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第131号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市職員の年末年始勤務手当を改めるため、日野市一般職の職員の給与

に関する条例の一部を改正するものであります。

以上２議案は、同一件名でありますが、性質を異にする内容でありますので議案を分けて提案をし、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、議案第130号から御説明申し上げます。

この議案でございますが、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。これは、今提案でありましたように、この議案は職務給を導入したものでございます。全部ではございませんが、職務給でございます。

そして、改正の主な要点といたしましては、通し号俸制からの職務給を改正するものでございます。それから、職務給となる範囲は、部長職、課長職、課長補佐職でございます。職務給の給料表とするための財源は、管理職手当の削減額を充てるということでございます。

それで、今まで１等級から５等級までございましたが、これを３等級の課長補佐職を入れましたので６等級に変更させてもらいました。そして、今申し上げました管理職手当の削減率ですが、院長におきましては28％を24％に、それから部長職につきましては25％を21％、課長職につきましては20％を17％に、課長補佐職につきましては18％を16％というような形で削減でございます。

それでは３ページでございますが、今申し上げましたように６等級に分けました。そして、１等級が部長、２等級が課長、３等級が課長補佐職ということでございます。４等級以下につきましては、係長職、それから５等級、６等級につきましては主事でございます。

それから、４ページでございますが、これは病院関係の給料表でございまして、給料表がこのように、１等級が院長及び副院長、それから２等級が医長でございます。それから、３等級が一般の医者のものでございます。以上でございまして、これを改正するのが63年の５月１日からということでございます。来年度の５月１日から実施していきたいということでございます。

それから７ページ、８ページ、９ページにつきましては、これらの切り替え表でございます。１等級が部長、２等級が課長、２等級というところに、これが今まではなかったんですが、ここに課長補佐職を入れてあります。それから３等級、４等級、５等級、これらの切り替え表でございます。

続いて議案第131号でございます。131号につきましては、やはり同じ題目でございまして、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。これは２ページ、３ページでございますが、ここで御説明申し上げます。別表の33、年末年始勤務手当の項中、5,000円を7,000円に、6,000円を8,000円に改めるものでございます。新旧対照表で御説明申し上げます。

４ページ、５ページでございますが、今まで5,000円で勤務をしておりました右の端の手当の額でございますが、これが12月29日から翌年の１月３日までの間に勤務した人でございまして、これが5,000円が7,000円ということでございます。それから12月の31日、大晦日でございます。それと１月１日については、今まで6,000円でありましたものが8,000円になっているというような形でございます。

これにつきましての改正理由でございますが、前回の5,000円、6,000円というのが昭和56年12月の18日で改正されまして、それ以後改正されてないというような中での今回年末年始手当を改正するものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　簡単にお聞きをいたします。

最初に、議会運営委員会でもちょっと指摘したんですが、当初、第４回定例議会の前に議会運営委員会が開かれ、その席上で総務部長から、この12月議会には、送付されている、既に送られている議案のほかに３件の追加議案を予定しているという報告、お話がありました。

その内容は、今130号で提案、追加されました給与条例、一部職務給の導入の議案を考えている。もう一つは、期末手当、勤勉手当を12月15日には支給をしなくてはいけないので、妥結早々議会の方に追加議案でこれも出す。それから、もう一つは、給与条例の中で、いわゆる給与改定、ベースアップ分について条例改正を同じように出したいという３件、予定がある旨のお話があったわけです。そのことを議会運営委員会でも了解をし、どのような内容のものかということは、よくはわかりませんでしたが、そういうものが出されるということは、全員各会派にも持ち帰り、議運のメンバーから皆さんお話をお聞きになったと思います。私どももそういう形をとっていたわけでありますが、今回131号で出されている給与条例の改正案は、名称は同じでありますが、年末年始のいわゆる勤務手当の改正ということで――当初、市の方から、執行部から説明された追加議案の中には、これはございませんでした。今回突如として、ここで追加議案にこの

条例改正案が出されたのはなぜか。議会に対して事前にお話しになった形と、もう既にここで違ってきているわけですね。どういう背景があるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　御質問いただきましたとおり、非常に不手際でございます。それは重々承知しておわび申し上げます。

実は、12月４日の議運が３時に開かれるというときでございますが、その前の日から期末勤勉、今まだ妥結しておりませんが、徹夜の交渉がありまして、そしてその中でさらに詰められてきまして、この131号の議案について６年もたっているというようなことから、これだけでも、何とか職員のあれをしてもらえないかというような形が出まして、そして、それをすぐ、このような議案上程という形に持ってきたわけでございますが、まず１点は、私が午前中、ちょっと１時間ばかり家へ帰って、そして指示を与えなかった、そうした問題が出ていたんですけれども、まだそれは決定しておりませんでした。で、それらについての指示は、していなかったということが一つ、それから２点目は、ここにもありますように、提案する方法としてどういうものがいいのかということです。同じような項目でありますので非常にそれらを事務的に、事務サイドでも非常に迷っていたというようなことで、あのときの３時からの議案には、とてもそれが結末を見なかったということでございます。お叱りは、十分こうむります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　別に叱っているわけじゃないんですが、またそういう立場に私はございません。

議会運営委員会という第４回定例会をどのように進めていくかということを検討をする、また決定をする場で、これの議案を後から追いかけて出します、追加したいということをお話しになった以上は、大体その範囲内でお考えになって議案提出を実行されるというのが、普通、常識からいって当然だと思うんですね。

これが出てきた背景は、何か一度ちょっとお帰りになって指示していなかったというようなことで、よくその辺のことはわからないんですが、私が申し上げたいのは、これは現在日野市が持っております33の特殊勤務手当の中の一つであるわけです。この特殊勤務手当については、議会でも再三いろいろな議員からも指摘がありますし、市の方でも見直しを表明をしてこられました。ですから、特殊勤務手当全体の見直しの中で、こ

の年末年始の勤務に当たる職員に対する手当というものも当然処理されてしかるべきだと思うんですね。

また、特殊勤務手当の見直しについても取り組んでいますというお話もあったわけですから、なぜこれだけを取り出して、今、総務部長も十分承知しておられない中でこの提出が決まったのか、その辺、腑に落ちないわけです。

今、総務部長は、助役と同じような立場でもお仕事をなさっていますから、その交渉に当たる場では――市長も当然そうですが、総務部長もそれなりのおおきな責任を負って臨んでおられると思うんです。総務部長が全く考えていないこういう議案が、いつの間にかまとまって追加するということに決まったということは、何かおうちに帰ったからとか、そういうことはちょっと理由には、なり得ないと思うんですが、これが議案として、今回、議運等に報告されたものと全く別のものが加わって出されたということでは、もっと御説明を深くきちんと、私どもが納得できるようにお話をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　御説明申し上げます。

４日の日でございますが、団交がございました。市長も出ておられます。それで団交の席におきましての私の立場というのは、総務部長でございます。あくまでも総務部長でございます。それ以上の権限はありません。それは今までもやってきております。それで組合といたしましても、総務部長としての団交ということで了解されております。そうした中で、最後の詰めで提案しました金額で、これはボーナスでございますが、したときは市長がおいでになりました。

そして、その中でのいきさつの中でこの問題が出てきたわけです。で、ある程度煮詰まって考えてみるということでの話でありましたので、私もそれらについてのもっと事務的な話を詰めればよかったということは、事実でございます。それがなかったということです。

それから、この背景でございますが、33項目、これは議員さんが指摘をされるように是正という中での見直しということは、毎度言ってまいりました。９項目ある中で、ほとんど日野市もそれなりの努力をしてやってきました。これが残された問題でございます。それは、もう２年も前から組合に提示してあります。そうした中で見直し、それをしていきたいということでやってまいりましたんですが、途中に、こういう給与改定だとか、いろいろの４週６休だとか、そういうものが入りますと、そちらの方に行ってしまうということでありました。

それで私どもの一貫した考え方といたしましては、33項目全部見直しをするんだということでやってまいりました。そのために、それが全部見直しが終わった時点で議会の方に了解を取りつけたい、議案提出していきたいというのは、基本的な考え方であります。ということでありますが、この33項目で私どもが既に組合の方に提示したのは、大きくナタを振るったといいますか、４項目に大きくまとめて、そしてやっていきたいということで組合の方には提示してあります。してありますが、まだそこまでの煮詰まりはしておりません。今、私もここに持っておりますが、そうしたことでございます。

そうした改善、それから見直し、あるいは廃止、あるいは金額のアップというようなものをやっていきたいということでございます。そうした中で、いろいろの団交の席でこういう問題が出まして、その中でとりあえず、今、我々も土俵には乗っていますよ、――組合の方です。そうした中で、これだけは６年もたって、ほかの市との関係も見てください、正月の、大晦日、元旦を我々は出なきゃしょうがない、こうしたときには、もう少し何とか考えてもらえないかというような切実なものが出てきまして、それらの関係から、ここで、ある程度市長が決断されたというような形でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　特殊勤務手当全体の、33の特勤手当の見直しの表明、約束というものが既に行われ、組合に対しては提示をしているというお話、やっぱり全体を総体的にとらえる中で統合するもの、廃止するもの、また額を改定するものというものを十分、全体像をとらえた上で、そして結論を出していくという作業が、本来はされなくてはいけないと思うんです。正月が近づいたから、年末が近づいたからということで市長が決断をしたということですが、正月や年末は、もう何年も前から来るのはわかっているわけですね。６年間たっているわけです。そういう一つのサイクルを十分――これは、だれが考えてもわかるわけですから、いつ、じゃあこの手当については結論を、成案を得るべく交渉なり検討を加えていくかということを、33目全体を視野に置いて進めるのが、私は当然だと思うんですね。

市長は、これを、総務部長が席にいないときに市長が決断したというようなお話ですが、特勤手当の見直しということは、これで一つつまみぐいしたような形で――軌道に乗らないとは思いませんが、こういう形で何か特勤手当を思いつきでいじっていくというのは、見直しということをきちんと給与の是正計画の中でうたっている日野市のやり

方として、またその責任を負う最高の立場の市長として、ちょっと軽率ではなかったかと私は思うんですが、この点、市長はどのようにお考えかということです。

それから、今、日野市は、もう長い間、助役が不在できて行政が、市政が運営されているわけですが、総務部長は、例えば26市ですか、東京都の――26市には限らないと思いますが、こうしたボーナスとか給与改定の時期には助役会とか開かれる場合には、総務部長の職にはいらっしゃいますが、助役会には日野市を代表してお出になっていると思うんですね。ですから、随分いろんなお仕事が集中をして大変だとは思いますが、やっぱり交渉の一定の責任者として、一定の責任を負うお立場として、やはりその辺のことは、ある程度自覚をしていただくということが必要ではないかと思うんですが、総務部長の空席を見て市長が約束をしたのかどうかわかりませんが、こうした特勤手当のつまみぐい的な改正というのは、しかも追加議案には予定されていなかったものを出すというのは、極めてお粗末だと思うんですが、市長は、どういうお考えでこの決定をなさったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　総務部長、職員課長が交渉の真正面に立ちまして、大変苦慮しながら、また努力をいたしております。

特殊勤務手当の全体を視野においてということは、私もそういう考え方でございますが、組合の言い分の理由もなしとしないということと、それから今後、より一層、一定の到達点を予定をして交渉の具体的合意に努めていく、こういう前提の中で一定の措置をした、こういうことでございます。

33の特殊勤務手当というのは、一見まだ手がつかないかのごとく見られがちでありますが、実質的には適用されてないもの、あるいは病院に集中しているもの、そういう事情もございますが、もう組合も、いよいよ交渉の題材として真剣な協議に入っておりますので、それらを間もなく整理した形で提案ができる、とこのように踏んでおります。手順といたしましては、ちょっと不手際の点もあるわけでございますが、今回の同一件名ではございますが、内容も性格も違うということで、二つの形で御提案をお願いをした、こういう次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　今、市長は、不手際という言葉を使われたんですが、その場その場でうまく、言い逃れといいますか、言葉の上だけでの言い訳で切り抜けていかれるわけですが、少なくともこうした特勤手当の一部のものが、この給与条例の改正という

形で出てくるというのは、先ほど議会運営委員会が開かれる席に行って、初めてわかったわけですよ。それまで一切知らされてないわけですね。追加議案というものは、少なくとも当初、一定の期間を置いて、議会が開かれる前にちゃんと議案というのは届けられて、検討する時間というものを保証されているわけです。

ですから、追加議案というのは、極めて例外的な扱いを受けるものですから、議会運営委員会の当初開かれた場で予定を表明されたもの以外のものを、私は全く了知してないものを、ここで同じものが二つ並んでいるからどういうものかなということで、よく見てみましたら年末年始の勤務の手当だということがわかったわけです。不手際で済めばいいんですが、こういうことは一事が万事、いろんな面で私どもあるということを指摘しているんですが、議会に対してちょっと、やっぱり失礼だと思うんですね、私どもに検討の期間もないし。簡単なことかもわかりませんが、やはり、ひとつの手順というものを踏んでいくということが議会のルールだと思うんです。

この点について、私は取り下げたらどうかと思うんですが、いかがですか。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　提案をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　議会がそれを認める、またそれを認めざるを得ない立場の議会の意思というものがあれば、これは仕方ないわけですが、本来は、そういう取り下げを求められても仕方がない種の議案だと私は思います。こういう点、非常に遺憾だということを指摘をしておきたいと思います。

それから、この議案第130号についてですが、私は一般質問でも、この点は触れていきたいと思っておりますので、ここでは、一つだけ市側の考え方を聞いておきたいと思いますが、今、総務部長の方は御説明で、この給与の体系を職務給という名称で呼ばれました。一部という言い方もされたのかもわかりませんが、今までの日野市の給与体系は、５等級まで分かれてはいましたが、すべて給料月額が同額のもので、一連のものとしてつながりを持っていましたから、完全通し号俸制の給料表と全く変わらなかったわけです。

ですから今回、一部をいじって、１等級から３等級までの職務給を導入したということで、この給与体系を、職務給を提案をしたということで胸を張っておられるのかどうかわかりませんが、そういう表現をしておられる。しかし、私は、正確に言えば今までの完全通し号俸の給与体系の中に一部職務給的なものが導入されたということで、私は

この給与の給料表を呼ぶとすれば、不完全通し号俸と呼ぶのが正しいと思うんですね。

そういうことから、今後この給与体系の呼び方にもなるわけですが、市は、この給与体系、給料表を職務給というふうな呼び方でおっしゃると、いろいろな誤解も生じてくると思うんですが、この給料表についてどういうものだという意識を持っておまとめになって、お出しになっているのか、市長でも総務部長でも結構なんですが、その点、どのようなお考えかお聞きをいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、先ほど提案理由を申し上げる際に、一般職の職員の給料に職務給制の導入を図るため、とこのように申し上げました。これは導入を図る第一歩である、こういう趣旨でございますので、今までいろいろ議会の御指導もいただいておる、そういうことになるべく合わせていこう、こういう考え方でございます。

今回は、その第一歩の着手だ、とこのように御理解いただいて結構でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　市長の今のお答えでは、職務給制の導入を図る、もちろんそうなんですけれども、導入を図るということは、職務給に切り替えるということなんですよね。第一歩といえば第一歩なんです。しかし、導入という言葉を使えば、やっぱり一部導入なんですね、これは。ですから、通し号俸制は依然として残っているんです、この給料表の中に。だから、余りこれをとらえて職務給を導入したというふうに明言をされることは、非常に迷惑なんですね。この点、全体の給料表の見直しができなかった、非常に不完全燃焼で、今回、議会に議案として出されてきているわけですが、今後これが第一歩となれば、私はそれなりに第二歩、第三歩が期待できるとも思うんですが、第一歩が、そのまま結末、決着であってはいけないと思うんです。そういう懸念もあると思います。

今後、委員会での審査に当たって、こういう点も議論になろうかと思いますが、意見としましては、この際申し述べておきますが、是正計画、改定計画でまとめられた内容が、計画の中の年度で示されたその期限内には、今回できなかったということで、一定の政治的な責任も私はあろうかと思います。そういう点をこれからも注目していきたいと思います。職務給ではない不完全通し号俸制の給与条例が改正案として出されたという認識を、私は持っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　今の古賀議員と市側のやりとりで、およそわかったんですけれども、感想を言いますと、何かいろんなところで職務給を導入せよと言われているんで、格好をちょっとつけたというふうに私は感じております。

したがって、市長が、これが第一歩で着地はもっと先にある、とこういうことも当然の御発言だというふうに理解するわけですけれども、ただ、ここで聞いておきたいのは、私は一般質問でいろいろ話を聞いたこともあるんですけれども、こういう格好に落ち着くということについては、市側としての、要するに給与制度をどうしていこうかという、要するに考え方、ポリシーがあったと思うんですね。これが組合との交渉の中で、どの辺――市側が持っているポリシーが、労使交渉を通じてどのくらい撤退しちゃったのか、ちょっとわからないんですよね。だから、市側が描いている望むべき給与制度はどういうものだっていうのが、よくわからないんですね。ですから、これが、私が感想を言ったような形でとりあえず取り繕った、とこういうふうにとられてもやむを得ないと思うんですけれども。

労使交渉があるわけですから、市側は最終的な形として、こういうものを組合に提示をして同意を求めたというのがわかれば、非常にわかりいいと思うんですが、もし、そういうものが出せるんだとしたら、資料として出せるかどうかをお聞きをしたい、こういうふうに思います。

特に私は、これからの給与制度を考えるときに、職務給というのもあるかもしれませんけれども、要は職員の意欲をいかに高めるかという観点でこの給与制度を変えていくというのを、一つは要望していたわけなんですね。というのは、今までの年齢別の人員分布なんかを見てみましても、要するに係長になる年齢が40歳を越えなきゃならないとか、こういうのは、それまでに、要するに市の採用試験なんかを見てみますと、非常に優秀な人が入っているわけですよね。大学を出て二十二、三で入った人が40になるまで役職にもつけない、こんな制度でいいのかというあれが、私は、あったわけです。要するに、どういう仕事ができるのか、役職につかなくてもその人は役職相当分の仕事はできるというような評価をしたら、役職者並みの扱いを、待遇をする、こういうようなことがこれからの人事制度の中には必要じゃないのか、というふうに私は考えて、市側の見解をただしたことがあるんですけれども、何か、しょうがないやるというんじゃなくて、この給与制度を変えるときに、要するに職員が意欲を出せる、そういう制度を一緒に考えていこうじゃないかということを労働組合と、もっと話し合ってもらいたいんですね。ですから、非常におかしな格好になっていると思うんです。

それで私は、これでセットとして、ぜひ出してもらいたかったと思うのは、この給料表の医療に携わる人の、これはお医者さんというんじゃないんですね。問題は、お医者さんじゃなくて看護婦、保健婦、助産婦、准看護婦、資格のない人、こういう人が同じ給料というのは、世の中にないわけですよ。それで中がうまく治まっているならいいですよ。治まってない。毎広報で看護婦を募集している。特に若い看護婦が入らない。これは、どういうことに原因しているのか。これは確かに今、看護婦不足というのがあるかもしれませんけれども、要するに日野市の給与体系というのは、年功序列型が非常にたちすぎているわけですよね。若い人が安くて、あるポイントの年齢からいくと看護婦の賃金を例にとってみると、若い人は看護婦が安い。一般的な看護婦の相場から比べて市立病院の看護婦の賃金は安い。ある年齢を超えますと高くなるんです。これはなぜかといえば、そこに職務給が働いてないからなんですね。私は、毎広報で看護婦さんを募集するという大きな要因の中に、若い看護婦さんが集まらないというのは、そういうところにかなりのポイントがあるんじゃないかと思う。要因があるんじゃないかと思う。

したがって、私は、一般質問でも61年９月ですか、病院からだけでも実際そういった職務給を始めたらどうですか、とこういう話をしたわけなんですけれども、そういう論議が、今回の改定の中で、組合側と市側とが話し合った経過があるのかどうなのか、その辺をお聞きをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　お答えいたします。

格好だけということでございますが、そうでなくして私どもが提示しましたのは、一応東京都の方でも職務給ということで――この日野市の議会からも、古賀議員さんからも指摘がありましたように、とにかく管理職を少しやったらということでございましたが、これは指導的には、まず管理職をやるべきであるということでございました。

しかし、係長職については管理職でないということでございますので、これをとりまして、とにかく係長職までということで投げかけました。そのために最後の最後まで、上程まで難しいような状況にはありました。それが決まったのが12月の２日ごろだと思います。ようやくということで。それは、組合でもそれぞれの内部の討議がなされたということです。相当な議論があったそうです。その中で私どもは、一貫して引かなかったわけでございますが、議会も迫ってきたそうした中での最終決断をお願いしたわけです。

そういうことで、決してその格好ということでないのでございます。そして、私どもは、あくまでも係長職までということでございます。これは、もっと深く、今第１段階と言いましたけれども、もっと全部を直せということでございますが、今までの東京都の行政指導では、ここまでなっております通し号俸ですから一遍にはいかないだろうというようなことから、そういうふうな指導もなされてきているということです。

それから、２点目の看護婦の問題、これは私が総務部長になってすぐに、福島議員さんから質問も受けました点でございます。それでは、それは団交、組合の中でどのような取り交わしがあったのかということでございますが、つい、この間も私と院長との間の問題でありましたけれども、病院の医療職、これは医者ではございませんが、それについてこれが一段落というか、ここになりましたんで、今後これを早急にやるべきであるということで、組合の委員長も、それは重々承知しております。それですから、今後これもやっていきたいというふうに思っております。そういうふうなやりとりもあります。今御指摘のように募集の問題、それから、やる気の問題、そうした問題について、どうしてもこちらもそれらの対応の仕方を何とかしていかなきゃしょうがないということで切実なものがありますので、組合との話し合いで、それは口頭でございましたけれども、今後やっていくということでの検討課題にして、今やっていきたいというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　　わかりましたけれども、私は、この委員会付託の前のこういう質疑のあれですから、でもぜひ要望しておきたいのは、議会から、あるいはマスコミから何か言われるから職務給を導入しなきゃいけないんだという、そういうのが、要するに組合側にも市側にもあったとすれば大変不幸なことだと思うんです。

私は、やはり給与制度というものは、それぞれの中に働いている人が本当に――全部が納得する制度というのは難しいかもしれませんけれども、かなりの人が、これならいいというふうなものにもっていくためにどうするか、それは職務給を導入することだ、こういうふうに思っているんですよね。信念を持って、そう思っているんです。

したがって、そういう観点で話をすれば、むしろ、この職務給を導入する給与制度の改定に当たって、労使で障害になっているというか、要するに人事の停滞だとか、あるいは採用に当たってなかなか人が集まらないとか、こういったようなところを、やっぱり変えていく、そういう姿勢が双方にあってもいいと思うんですね。

ですから私は、やはり何かそれぞれが、議会なりマスコミなりに押されてしょうがないやっているというのじゃなくて、もう少しいきいきと前向きに受けとめて、できれば

労使の専門委員会でもつくって、これから、さらに進めるには、どうしたらいいかという、提案とそれをのむかのまないかということではなくて、職員の中にそういったような専門委員会でも労使でつくって、検討していかなければいけないんじゃないかというふうに考えていますので、これは要望しておきます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　１点だけ、私お聞きしたいと思うんですけれども、いわゆる切り替えの時期が63年の５月１日ということですね、そういう点で今までの議員からの多くも、日野の今の通し号俸制、私も議員になったときにすぐに、この問題、いわゆる給与体系から切り替わっていく問題の中で、いろんな記憶というか、思い出があるんですが、今の時代の趨勢ということが根本の原因だと思うんですが、見方によれば今度は、ここで出てきた給与表が１階級ふえた、いわゆる課長補佐というのがふえたということですね。あとは手当が一部、部長と課長と課長補佐の給与を入れたということ以外に、そう、何ていうか目新しいものがないということであるとすれば、実施時期が63年５月１日とすれば、今、福島議員、私もこういうことは専門でもございませんのでわかりませんが、ただ、少なくともこういう給与体系によって、職員の士気が活性化されるということでなければ何もならないと思うんですね。こういうことによって、むしろ、一部はいいけれども、一部はだめなんだということでは何もならないという中であるとすれば――それから、いま一つの考え方として私は、――市長は、こういう給与体系を変えていくのに、組合との交渉もあるから一気に変えられないんだ、ということも、私は理解できないことではないと思うんです。

ただ、問題は、いろんな問題をはらんで階段ごとと、やっぱり根本的なものをメスを入れないで一部手直しをするということが、必要なのかどうかという――いろんな、議会との間に、12月の議会には出しますということで来たという経緯も、我々も12月には必ず出てくるだろうということを、給与の改正が出てくるだろうということを期待しておりました。しかし根本が、いわゆるさっきの手当の問題、いろんな問題がまだ未処理の中で、どうしても組合との交渉が、何ていうか全体を解決するためには、入口から入っていくのが必要なのか、全体の中で合意をとることが必要なのか、その段階――しかし、現実にはそれができないから一部門から入った、と私は理解するけれども、ただ実施時期が、63年５月１日に切り替えるとするとすれば、少なくとも、いきなり、きょう追加議案で本会議場で説明を受けて、総務委員会は恐らく付託になると思うんですが、そうでなくして閉会中か何かにもっと、Ａ案、Ｂ案、Ｃ案というふうに理事者は、こういうことを考えていたんだ、しかし、いわゆる組合とのいろんな短期間の中で、なかなか合意ができないから、とりあえず、こういうものを持ってきたんだとか、さもなければ、いわゆる最終目的は、こういうことの何かを持っているんだ、と。

それから他市との、やっぱり職階制なり職務給なりをしているのは、どういうふうに行われているんだ、とこういうこともいま少し議決権を持つ議員に、私、ほかの人はどうか知らないけれども、ちょっと、やっぱり比較対照するものがないと、早計に私は、いいとか悪いとかという、これは意見になりますけれども、そういう点から見れば今回ここで付託されても――さもなければ、総務委員会でどういう結論が出るか知りませんが、私は、少なくとも実施時期を考えれば、総務委員会の取り扱い方は、総務委員の人がされて、本会議場でどうなるか知らんけれども、そう急いで結論を出すべき問題ではないんではなかろうか、とこういうふうに思うけれども、理事者としては、出したからには必ず決めてくれということのお考えなのかどうか、それをちょっと聞きたいと思うんです。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　それぞれの御意見、ごもっともに伺っておるわけでありまして、我々の期するところもそういう考えに総括しておるつもりでございます。

全体の中の、またこれは一部、これからの導入を図るための第一歩だというふうに申し上げておるわけでございまして、全体の増と給与増というものは、おのずから見通せるつもりでございます。つまり、より明確にした給料表の分離ということもあるわけでありまして、しかし、なかなか一朝一夕にそこまで、一気に行けないというのが現実の事態でございました。入り口から第一歩として、今回をもって入り口とし、なお継続をしてあるべき姿に到達をしたい、こういう願いの中の今回の提案でございます。

不十分、あるいは御不満の議会の立場では、持たれる方もあることも承知の上で、こういう提案をいたしておりますので、今後そういう決意でおるということだけ御理解をいただいて、御理解がお願いできれば幸いだと思っております。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第130号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第131号、日野市一般職の職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより請願第62－47号、日野市三沢742番地みどり坂住宅地域に地区センターを建設してくださいの請願、請願第62－48号、食品安全条例（仮称）の制定を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第62－47号、請願第62－48号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後６時47分　散会

12月９日　水曜日　（第３日）

昭和６２年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第34号）

12月９日　水曜日　（第３日）

出席議員　（30名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
５番	山口達夫　君	６番	天野輝男　君
７番	福島盛之助　君	８番	福島敏雄　君
９番	中谷好幸　君	10番	小俣昭光　君
11番	川嶋　博　君	12番	馬場繁夫　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良吾　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	簾野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	26番	市川資信　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君

議事日程

昭和62年12月9日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

○議長（黒川重憲君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

一般質問1の1、狂乱地価と町づくりへの影響についての通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

〔7番議員　登壇〕

○7番（福島盛之助君）　議席7番の福島盛之助君でございます。本議会の冒頭、市長の行政報告におきまして多くの先輩議員より質問がなされ、納得のいく答弁があった問題でありますが、今回、私はこの一般質問、1番で届け出をいたしましたところ、発言順も1番ということでございます。トップバッターとしての責任を感じまして、この一般質問をさせていただきたいと思います。

きょうは12月の9日、ことしも余すところわずかに20日でございます。先生も走り出すというあわただしい年の瀬を迎えるわけでありますが、この1年間を顧みますると、内外ともに政治的にも大変話題が豊富でございました。国内の問題を見ますると、春からの売上税、異常な円高に対するドル安、株の大暴落、それに反しての地価の高騰等であります。

そして多くの国民が大変関心を持たれたのが自由民主党の総裁選びでございました。長期安定政権を維持してまいりました中曽根内閣の任期満了に伴います政権の交代でございました。自由民主党には、いかに人材が豊富かを物語るかのように、国を思う3人の候補者が激しく競いました。そうして十分な話し合いの中から前総裁中曽根首相の裁定のもとに、円満なうちに竹下内閣の誕生を見たわけであります。目配り、気配りの庶民性が国民から高く評価をされまして、世論調査では支持率52%、歴代内閣時16年ぶりの高い支持率だそうであります。原因は何か、自由民主党の内閣だから、ということだそうでございます。国民が、いかに税制改革、土地問題に期待をしているかがわかるわけでございます。

昔から、衣食住という言葉がございます。人間生きていく上において不可欠なものでございますが、衣食足りて礼節を知て、そんな言葉もございますが、寒さをしのぎ、みだしなみ程度に用いられておりましたこの衣服も、今ではファッションと化し、トラ、キツネ、タヌキ、これはちょっとオーバーかと思いますが、国際的に取り引きが禁止をされておるような高級な毛皮等を身にまといまして、究極のグルメ（笑声）舌をかみそうな流行語を用いたうまい物食いが当世の流行のようであります。世の中がいかに平和

で、生活水準が高いかということもわかるわけでございます。

だが、住まいは十分とは申せません。外国のだれかさんが指摘したように、ウサギ小屋、国民の約68％の人が、この住まいについては不満を持っていると言われております。毎朝配達をされます新聞、そのページ数を上回る広告、その中には、一戸建て住宅何千万円、いや億の数字も見受けられます。政府の土地政策が後追いだったということも一因にはあるようでありますが、なぜ、こんなに急激に地価が上がったのか、アメリカとの貿易の不均衡、そこから来る黒字の増大、その解消のための内需の拡大政策、東京が世界の金融の中心となり、そこから来るオフィスの需要の増大、都市の一点集中主義、企業が金余りから土地を投機の対象にし、金融機関が無制限に投資家にお金を貸し出した等、要因はあるにせよ、マイホームは遠のき、土地所有者、特に農業者、商業者等は、固定資産税の納税に大変不安を感じておるようなわけであります。また、一たん相続でも発生をいたしますと、働き場を失うことさえあるわけであります。

ここへ来て、政府は土地問題等特別委員会を設置し、もう少し早く手をつけるべきだったと対策のおくれを認めた上で、とにかく高値安定ではいけない、急激に上がった地区では、地価が下がるような方向に向かって知恵を絞りたい、今後の地価対策の目標は、地価の高値安定を避け、土地供給策を進め、適正価格への引き上げにあることを強く強調をしております。

また、規制区域の指定によって、土地の取り引きを事実上凍結することについては、この伝家の宝刀を抜くときには先手を打ってやるが、それをしなくても済むような最善の努力をすることだ、と慎重な姿勢を示しておりますが、11月20日、読売新聞には大きな見出しで、都内の地価下落、宅地は最大40％買いかえ需要一巡で、監視地区にも効果があらわれておる、それによりますと、監視地区の指定や超短期譲渡益の重課税など、政府の地価対策が効果を上げ、23区内及び多摩地区の商業地及び住宅地では、ことし５月から７月のピーク時に比べまして10％から20％の値下がりをしている、と言われております。

このように、政府の土地抑制政策が効を奏しておるわけでありますが、現実に、この日野市ではどうなのか、土地区画整理事業、下水道事業、道路整備等、まだ始まったばかりでありますので、土地高騰による用地の取得等が困難になり、展望が開けないのではないか。そんな観点から、以下５点に分けましてお聞きをいたしたいと思います。

まず第１点目でございます。政府は地価抑制政策の一環として、国土利用計画法の一部を改正し、規制区域内擁護を持ち、また監視区域を設定しておりますが、規制区域と

は、監視区域とは、どのようなものなのか、そうして、どのような効果が期待をできるのか。なお、私、勉強不足で甚だ申しわけございませんが、これは幼稚な質問になろうかと思いますが、土地を評価するときに、評価額、公示価格、基準値価格、適正価格、実勢価格等、まだあろうかと思いますが、そのときどき私たちには大変わかりにくい用語が大変たくさん使われますが、どのような場合に、どのようなことでこれが、こういう言葉が使われるのか、わかりやすく開設をひとつお願いをいたしたいと思います。

次いで２点目でございます。旧国鉄用地の買収計画でございますが、今はＪＲ――東日本旅客運送会社と言われております旧国鉄用地、この払下価格が新聞などに報道されまして、この地価狂乱の引き金になったように感じられますが、この日野市内には、この払い下げ対象になるような用地はおありなのか。立川市などでは10億の基金を用意して買収計画を立てているようなことが新聞などにも報道されておりましたが、この日野市内には何箇所ぐらい、面積にしてどのくらいおありなのか教えていただきたいと思います。

続きまして第３点目でございます。公共用地買収状況でございます。

先ほども申し上げましたが、この日野市では、まちづくりの基礎とも言うべき区画整理事業、下水道事業、道路網の整備が始まったばかりであります。これらの事業を進めるには、用地の取得に何よりの比重がかかっておるかと思いますが、その進展状況はどうなっているのか。また、本年度の買収実績等お知らせをいただければありがたいと思っております。

続きまして第４点目でございます。区画整理における保留地の処分について、お伺いをいたしたいと思いますが、万願寺地区の区画整理事業も順調に進んでいるようでありますが、地価の高騰とともに、建設資材も当然高くなってきようかと思います。経費の上がった部分、どこかでこれを生み出さなければならない、今さら減歩率を改めるわけにもいかないと思いますが、保留地の処分価格が大変問題になろうかと思います。

今までに何回ぐらい売り渡したのか、また今後、何を基準に価格を決め、いつごろ、また売り渡すのか。例えば今売り出すとしたら、どのくらいの価格が適当なのか、教えていただきたいと思います。

５点目でございます。地価高騰による税収は期待はできるのかということでございますが、来年度、固定資産税の評価替えの時期でありますが、多くの議員の質問に対しまして、当局では、市民生活安定のために据え置く、とのことのようですが、昨年１年間、100平米以上の土地取引件数は1,155件だそうであります。高価で当然取り引きをされて

おると思いますので、この土地譲渡税が大分増額になっているんではないか、そのはね返りとして市民税がどのくらい伸びているのか教えていただきたいと思います。

以上５点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

大変恐縮でございますが、質問の中で、公示価格でありますとか基準値価格、実勢価格その他２点ばかりお話があったわけでございますが、ちょっと内容をいま一度、項目を教えてください。

○議長（黒川重憲君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　土地の評価というか、値段をあれする場合に、評価価格とか公示価格、基準価格、適正価格、実勢価格とか、いろいろ呼び名があるようですが、それあたりを、私本当に不勉強で申しわけございませんが、確かに字を読みますと、なるほどな、という感じはわかるんですが、それあたりの解説をひとつお願いしたいと思います。

評価価格、公示価格、基準値価格、適正価格、実勢価格、このような呼び名というか、名称をひとつお願いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　わかりました。それでは順を追いまして、お答えをいたします。

まず、国土利用計画法に基づきますところの規制区域と監視区域の内容でございます。

初めに規制区域でございますが、これは、国土利用計画法第12条によりまして規制区域の指定、ということがございます。この規制区域の指定の内容でございますが、土地の投機的取引が相当範囲にわたり集中的に行われ、また行われるおそれがあり及び地価が急激に上昇し、または上昇するおそれがあると認めるもの、ということでございます。これは、全面的に土地取引を凍結させまして、許可制にするものでございます。許可権者は都知事でございます。それで許可申請をいたしまして、６週間以内にこの許可に対しますところの処分をする、ということでございます。この取り引きの対象は双方または一方が国及び地方公共団体等の場合には、知事と協議をする、ということでございます。この許可申請に基づきまして不許可になった場合には、地主は都知事に対しまして買取請求権が発生をする、とそういうものでございます。

したがいまして、この規制区域の指定というのは、非常に規制力の強いものでございます。現在は、国土利用計画法ではこの規制区域の指定は検討はされておりますけれども、指定には至っていないということでございます。

次が、監視区域でございますが、この監視区域につきましては国土利用計画法第27条の２でございます。これは、さきの通常国会で改正をされ、追加された部分でございます。この指定につきましては、地価が急激に上昇し、または上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域、こういったものにつきまして行う、指定を行うというものでございます。これは、現在、日野市におきましては、本年の11月から、失礼しました。10月から指定が行われまして、10月につきましては500平方メートル以上の取り引き、ないし11月からは100平方メートル以上の取り引きが該当になる、ということでございます。この件につきましては、100平方メートル以上から2,000平方メートル以上の土地取引については、東京都が市町村に機関委任、市町村長に機関委任事務といたしまして事務を執行させているということでございます。

一昨日の行政報告の中でもお答えをいたしましたけれども、この監視区域の取り扱いの取り引きの割合でございますけれども、大体、前年度の取り引きの実績からまいりますと、100平方メートル以上の届け出は大体50％ぐらいに相当するというものでございます。

次が、言葉の意味でございますけれども、ちょっと順序が前後いたしますけれども、まず公示価格でございます。

この公示価格は、根拠法令といたしましては、地価公示法というのがございまして、国が全国規模で調査をいたしまして、１月１日現在の地価を、４月１日に公表する、というものでございます。

それから、基準値価格でございますけれども、これは国土利用計画法の第９条に基づきまして、都道府県が基準値を定め、土地評価を行い、７月１日現在の地価を、10月１日に公表する、とそういうものでございます。

市内の状況を申し上げますと、市内につきましては、公示価格が28カ所でございます。それから、東京都が発表いたします基準値価格でございますが、これは19カ所でございます。この箇所の中には、住宅地、商業あるいは工業系の土地を含めて評価をしている、ということでございます。

実勢単価でございますけれども、この実勢単価につきましては、通常民間ないし民間にかかる、公共もかかるわけでございますけれども、一般に取り引きしている価格を実

勢単価と称しております。

それから、評価額でございますけれども、これは、いろんな事務の中で出てくる言葉でございます。固定資産の評価額でありますとか、あるいは相続を行うところの国税庁が評価する評価額と、あるいは土地取引をする場合に、例えばさっき申し上げました、監視区域の届け出の中でも市がその当該土地の評価をするわけでございます。そういったものの呼び名として、評価額ということが出てまいります。その状況に応じて使われる言葉でございます。

それから、適正価格も評価額とある程度準ずるわけでございますけれども、これも国土利用計画法の中で、届け出制度の事務の中で申し上げますと、届け出価格に対しまして市が鑑定評価をいたしまして指導をする、いわゆるその価格、こういったものを適正価格、というように呼んでおります。

ちょっと説明不十分な点があろうかと思いますけれども、以上のとおりでございます。

それから、第4点目の区画整理における保留地の処分ということでございます。

これは過去の資料ということでございますが、ちょっと今持ちあわせておりませんので、後ほど資料としてお答えをいたしたいと思います。

この質問の要旨は、私ども、地価高騰の中で、公共事業をこれから進める上で、この保留地の処分というものがどう行われるのか、その辺にポイントがあるのではないかと私は思ったわけでございます。

御承知のように、最近、土地の地価の高騰がございまして、都下各市でも用地買収を伴う公共事業につきましては、かなりブレーキがかかり、市によりましては、用地買収を全面的にストップをしている、というような状況でございます。現在行っているような地価の抑制策を講じましても、以前の地価に戻るということはまず不可能であろう。ある程度地価が上昇した中での安定化というものが予測されるわけでございます。

そういう中で、日野市の、いわゆる公共的な事業を進める上で、用地の取得をどうするか、ということになるわけでございます。今まで、区画整理の保留地の処分にいたしましては、いわゆる鑑定評価をいたしまして、その区画整理の区域を担当する評価員がございまして、評価委員会に諮り、その上でいわゆる価格を設定して分譲しているということでございます。

今後の公共事業を進める上で、今までのような民間の方から直接市が用地を取得して行うということは、なかなか難しいんではないか。例えば今後都市計画道路でありますとか、あるいは区画整理事業の事業用地の取得、その他公共施設の事業用地、こういった用地を取得する上で、いわゆる考えられることは、市内にある、いわゆる旧国鉄用地、それから国及び都有地それから市有地、市の公社用地、それから区画整理で持っております保留地、こういったものを有効に使いまして、新事業の用地確保に充てていく、ということが大事ではないか。そのように考えまして、私どもの部で担当いたしますのは、保留地のまず処分のあり方でございますが、今後、この保留地の処分の方法につきまして、今後の事業のいわゆる遂行に活用するような、そういう今検討をしているわけでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　2点目の質問の旧国鉄用地の関係でございます。

3点ほど内容があるわけでございますが、日野市内には旧国鉄用地が4カ所、箇所数にしては4カ所あります。面積としては1万4,200平米でございます。当然、現在この旧国鉄用地は、国鉄清算事業団が長期債務の返済をするために東京都を通して処分する、という形でございます。よって東京都から各自治体に、その利用計画の調査が既に来ております。当市におきましても、この4カ所につきまして、おのおの利用目的を持って、今、自治体への優先売却とあわせまして低価格で要望しているというのが実態でございます。

まだ何回かの利用目的の協議だけを進めている段階でございます。実際の問題として事業団からの価格の提示等は、地価高騰の状況の中もあろうかと思いますが、実際にされてない、というのが状況でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　第3点目の公共用地の買収状況について、ということでございますので、お答え申し上げておきます。

今、都市整備部長の方で、御説明、お答えいたしたような状況の中で、異常な土地の高騰、狂乱、そうしたものの非常に難しい公共用地の取得でございます。これに対しましては、土地開発公社、御存じのように、この土地開発公社におきまして4月から行った買収の状況でございますが、1点目の件でございますが、現在11月末までのものといたしまして、公園用地として2件ほどでございます。平方メートルでは2,801平方メートル、それから区画整理用地としては2件で1,436平方メートル、合計で4件で4,237平方メートル、というような買収の状況でございますが、これは件数で判断するのでなくして面積で言いますと、昨年度、用地買収いたしました実績で申し上げますと、昨年度が9,528平米というようなことで、今4,200ということであります。約半分までを、今、

昨年度実績から見ればやっているというような比較でございます。

２点目の今後の買収計画でございますが、確かに今言われた、説明がありましたように、非常に難しい地価の高騰でございまして、新聞にも出ましたように、この南多摩地区におきましても、日野市は66.4％というような62年度には上昇率をしております。

そうした中で、今後の買収等に非常に難しいわけでございますが、道路だとか区画整理等の事業用地については、これを今後やっていかなきゃいけないということで、それの方法としましては、先ほど価格が出ておりましたけれど、この基準と、基準といいますか、その物差しといたしましては、国の公示価格それから７月に出ました東京都の基準値価格、これらを参考にしながら買収、そうしたものに向かっていっているというのが現状でございます。

それから、さらに大きなものといたしましては、御承知のように開発公社で行っておりますが、これが先行取得でございます。で、この先行取得につきましては、このような高騰の中でありますので、市によっては、やはり抑制をして買収を差し控えているというような状況の中でございますので、それらを見ながら、日野市も今現在まだ買収等するということは、ちょっと抑制という規制の中では難しいのではないかということで、当分の間、この買収ということについて、今しない方針であるというような考え方を今持っております。そのような状況でございます。

○議長（黒川重憲君）　市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは、第５点目の税収の伸びはどうなのかということでお答えいたします。

まず、非常に申しわけないんですけれども、御質問の土地の地価の高騰によって譲渡所得の伸びですね、来年度の市民税の増収はどうかということでございますけれども、市民税の場合には税務署等の関係もございまして、税収の伸びをですね、現在精察中の段階でございます。ということで、数字の上では幾らというふうな明示はちょっと今の段階ではできませんので、特に、今回は土地の関係ということで資産関係のですね、資産税関係のお答えをさせていただきたいと思うんですけれども、９月の定例会で御回答いたしましたけれども、日野の場合には、評価替えで上昇率が約12％、平均12％というお答えをいたしました。

これは先ほどの御質問の中にも評価価格ということで御質問がありましたけれども、御存じのように評価価格の算定をするのには３年間、要するに今回は58年の７月から、７月１日から61年の７月１日までの間の上昇率という、そういうふうなものを算定基礎

としまして評価替えを行うわけでございますけれども、今回の評価替えは直接の地価の高騰の影響はございません。

そして税の仕組みの中に緩和措置というふうな措置がございまして、これは、例えば今回、例えば12％上がった場合ですね、平均12％の場合には負担調整ということで、その年に一遍にその12％、初年度上がるわけではございません。例えば100円の税額の場合には、初年度が例えば10％で110円、それから２年目で112円、最終には12％というと100円の単位だと12円でございますけれども、そういうことの今の法律の中では、そういう決めになるということです。これを、やはり地価高騰ということで、自民党の税調等の新聞によりますと、これを半分、要するに５％ということで、たた今申し上げましたように、初年度例えば10円のものを５円という措置ですね、段階的に低く抑えて課税をしようというふうな見当でございます。

そういうふうな中でですね、今回例えば63年度の固定資産税、都市計画税を見込みますと、昨年度と比較しますと約9,700万ばかし固定資産税が上がるわけでございますけれども、4.2％程度でございます。それから都市計画税では2,200万円、2.4％程度の税収となろうかと思います。

ただ、けさの新聞等にもですね、現在、都議会の中で知事が、都市計画税の税率の検討をする、というふうなものも出ていました。という段階で、先ほど申し上げましたように、要するに住民税、市民税ですね、それから資産税関係、今の段階でははっきりした数字は出せませんけれども、そのような現在ですね、我々事務の段階としてはつかんでいる次第でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　ありがとうございました。それでは再質問させていただきたいと思います。

それでは、１点目についてでございますが、先日３人の先輩の議員より、既に質問がされまして、監視地区に指定をされた10月中の500平米以上のときの届け出数は３件、11月１日から100平米以上になってからの届け出数が63件、そのうち行政指導を受けたのが６件、都の審査会に回したのが１件、取り下げたのが２件、審査中が57件とのことでありますが、どのような事情で行政指導や都の審査会へ回したのか、当然価格の問題であろうかと思いますが、基準値価格といおうか適正価格とは、どのくらい適正価格としてどのくらいの相違があったのか。審査中の57件のうち、見通しとして適正価格としてパスするのは何件ぐらいになるのでしょうか。

それと、昨年度100平米以上の取り引きが1,155件ですか、月に直しますと96件、これから予想されます63年度の届け出数は1,200件とのことですが、この膨大な事務量を6週間以内に処理するということは大変だと思いますが、ましてや価格というやっかいなものの取り組みなのに、都市整備部、総務部用地課と2部に分かれての対応でありますので、スムーズに事務処理ができるのか、また届け出を受けた物件に対し、担当課では基準値価格に照らし、取引価格が適正であるかを審査し、利用目的審査は土地利用に関する計画や個別法に基づく許可等と適合しているか整合性がとれているかなど検討する土地利用審議会があるようでありますが、どのような立場で何人で構成をされているのかでございます。

それと、また本会議に提出をされております補正予算書65ページに都市計画総務費のうち国土利用計画法監視区域指導員の報酬費として、17万4,000掛ける2人掛ける3月は104万4,000円と計上されておりますが、どのようなお仕事をする人なのか、何かそれとも資格をお持ちなのか、ということでございます。そうして、この届け出制度では、無届け取引の場合には、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金とありますが、勧告に従わない場合の罰則はどうなのかということでございます。

続きまして、2点目でございますが、払い下げを受ける目的として4カ所1万4,000何がしの所を考えているということでございますが、これを払い下げを受ける目的でございます。そして国鉄生産事業団では、債務の早期返還のために余り世論を刺激しない程度でなるべく高く売りたい、と言っているようでありますが、払下価格は、利用価値から考えて、どのくらいを希望しておられるのかということでございます。

続きまして、第3点目でございますが、公共用地の買収価格は鎮静まで凍結ということでありますが、これでは行政の停滞になるではないか、と大変心配するわけでございます。緊急を要する場合、つまり道路用地などはどうするのか、また年次を追って買収をした場合など、昨年に比べて価格に余りに差が出るんではないか、それらの不公平是正はどうするかということでございます。

それにあわせましてちょっとお聞きいただきたいと思いますが、この土地高騰化のもとに持てる者の悩みとでもいおうか、こんな一例がございます。実は今まで農業に従事をしておったが、高齢に達したので、もう農業は続けていけなくなってしまった。さりとて放置すれば課税の対象になるし隣接地などにも迷惑をかけるし、子供たちはそれぞれの道を選んで仕事をしているので、農地は処分してもいいんだが、3,000平米以上という広さと、農道以外農地がない、そして、この地区は将来組合施行で区画整理をしようという話の出ているところなので、第三者に渡して区画整理の妨げになってもいけない、と相談を受けております。こんなような場合、市として何かの活用方法はないものなのか、これは個人のプライベートの問題に関することなので回答は要りませんが、今後検討していただきたいと思います。

次に、第4点目でございます万願寺地区区画整理の問題でございますが、万願寺の区画整理に引き続きまして、豊田南、高幡、西平山、第二万願寺とそれぞれ計画され、事業認可もおり実施段階になっておりますが、区画整理といえば、どうも遺跡調査の関係が大変出てくるわけであります。この万願寺地区の区画整理は、遺跡調査のためにおくれはなかったのか、また完了までの調査費は概略どのくらいになるのか。区画整理はもともと優良宅地の供給にあるわけでありますし、最近では、この万願寺の区画整理のこれからのモデルになると思います。この地価高騰の折でありますので、これがスムーズに完成を祈りたいものでありますが、これらにつきましてもう一度お願いをいたしたいと思います。

続きまして、5点目でございます。長期営農継続農地というのが57年から10年間、農業を続ける者に対する特例でありますが、これは。昨年、5年の見直しの時期で不耕作農地が宅地並みに課税をされましたが、これは何筆、面積にしてどのぐらいなのか、ということをお聞きいたしたいと思います。

農地課税については各方面からいろいろと論議をされておりますが、これからの見通しとしてはどのような形になるのか。実際に農業に従事し、農業の用に供しておればともかく、それ以外は大変厳しいようでありますが、例えば農業の後継者だが、農業をしていてはお嫁さんのき手がいない。そこで何年かサラリーマン生活をしてお嫁さんをもらって、落ちついてから農業をしたい、また農業だけでは生活が成り立たないと役所勤めをしているが、あと二、三年とか五、六年で退職をする。それから農業をしたい。このような場合でも、もう宅地並み課税になったものは農地に戻らないかという質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず10月、11月の国土利用計画法に基づく監視区域の届け出件数でございますが、全体で66件でございます。10月分が3件。で、この3件のうち行政指導を行いましたのが1件、それから適正価格と認められまして勧告をしない旨の通知を出しましたのが1件、取り下げが1件、審査中がゼロでございます。それから11月分でございますが、これは

100平方メートル以上の届け出でございます。これが63件でございます。行政指導を行いましたのが、これは11月末現在でございますが、５件、それから適正と認めて勧告しないという通知を出すわけでございますが、11月末現在ではゼロでございます。取り下げが１件、審査中が57件ということでございます。

届け出と、それから市の指導価格との差ということでございますが、これは情報公開の条例とか、あるいは地公法の中で守秘義務があるわけでございます。特にかかるところは個人情報でございますので、プライバシーの問題、それから一つは、この行政を事務事業を進める上で、公正を欠いたり支障が出たり、そういったものの公表はできないわけでございます。

したがいまして、具体的な内容について、なかなか御答弁しにくいわけでございますが、いわゆるごく大ざっぱに総論的に申し上げますと、届け出の価格と、それから市が鑑定評価をいたしまして適正価格というものを出すわけでございますけれども、これを専門的には土地開差率と言っております、土地開差率でございます。これが何％になるかということがポイントになるわけでございます。平均で大ざっぱに申し上げますと40ないし50％、それから高いものにつきましてはかなりの開きがあるということでございます。市は鑑定評価をいたしまして、鑑定評価即指導価格というわけには実際にはまいらないわけでございます。その辺の指導価格につきましては、東京都と総論的な調整をした上で行政指導をしているということでございます。

それから、土地取引審査会の関係でございますが、この届け出を行う中で、勧告をしないという通知、これは、その通知をいただければ契約をし取り引きができるということになるわけでございますが、市が行政指導をいたしまして、その行政指導に従えば勧告をしない旨の通知は出せるわけでございます。

行政指導に従わなかった者をどうするか、ということになるわけでございます。これは東京都の方に市の経過を付しまして申達をいたします。東京都は土地利用審査会に諮りまして、審査会の結論が法に基づく勧告が必要であるということでありますれば、法に基づきまして価格の勧告をするということでございます。で、この土地利用審査会は、東京都に置くわけでございます。これはちょっと確実な人数等につきましては把握しておりませんが、６名ないし７名ぐらいの構成で行っているというものでございます。

次は、国土利用計画区域の監視指導員の任務ということでございますが、これは事務執行体制の強化を図る上で、東京都の方が、東京都から都のこの事務に精通ないしは可能な執行ができるような職員のあっせんをしてくれているわけでございます。この職員

を報酬で支払うというものでございます。これは事務の内容が高度な、いわゆる知識と、それから指導力が必要でございます。また法律的な行為を行政指導の中で行うわけでございますので、こういった嘱託でありますとか非常勤職員、臨時等につきましては基礎的な合法的な立場で事務を行ってもらう。責任あるところは市の職員が直接事務事業に携わるということでございます。

次が勧告に従わなかった場合の罰則でございますが、これは、法律の中で６カ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられる、ということになっております。さらに公表も行うということでございます。

それから、次は４点目に該当いたします万願寺土地区画整理事業の遺跡調査の問題でございます。

これは区画整理事業を行う立場からすれば、この調査だけ増加するわけでございます。しかしながら、文化財保護法の趣旨からいきますと、埋蔵文化財につきましては包蔵地が指定され、指定されている区域も工事等にかかるものについては調査をしなきゃいけない、ということでございますので、これは計画的に工事を行う前に、前年度ないし年度前半にですね、その土地の調査をするように計画的に進めております。現在、万願寺につきましては、大きな支障がなく進んでいるということでございます。

費用の総額につきましてはちょっと資料を持ちあわせておりませんので、後刻文書で御回答申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは５点目の長期営農継続農地の認定された農地はどのくらいか、ということなんですけれども、認定された農地は308.8ヘクタールでございます。そして61年度に、５年後ですね、見直しをしたわけでございますけれども、その中で認定の取り消しですけれども、2.5ヘクタール、0.8％でございます。

それから長期営農のですね、中断をして再度認定について、ということなんですけれども、ちょっとこの時点ではお答えが申し上げられませんので、関係部局に申し上げて検討していただきたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　国鉄、旧国鉄用地に関連する価格の問題でございますが、私どもの現在の考え方としては、当然価格につきましては清算事業団の方で債務の関係で高く売りたいと、この点は私の方も理解しておりますが、しかし、現実の問題として、当市と、この場所についての市民に利用していく施設目的から考えるならば、

できるだけ低価格でやはり買いたいということでございます。

処分の状況としては63年度以降というような、63、64にまたがるだろうというふうな想定もしております。恐らく１月以降、再度具体的な協議を進める状況にあるわけでございますので、この中でも十分低価格を要望し、財政的な面を考えながら考慮していきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　第３点目につきましての再質問でございます。道路用地や何かはどうしているのかと、今後どうするのかという御質問でございますが、先ほども申し上げましたように、こうした地価高騰の中に非常に対応の仕方が難しいのでございますが、道路用地といいますと角切りから始まって非常に飛び飛びの家もあります。そうした中で、これは実際事業が行われなければいけませんので、それをやっていかなくちゃいけない。そうした場合の一つの基準、物差しとして先ほども申し上げましたように、東京都に出ました基準値価格がございます。それから、ことしの１月に発表になった国の公示価格、これらを参考にいたしまして、現在100平米以上の問題につきましての鑑定士でございますが、今６人おりまして、それが分担しておりますが、地域ごとに。そうしたものの鑑定の資料をもとにして、これらを実際にやっていくということで、それを進めている段階でございます。

それから、もう１点のそれ以外の公共用地の不公平、そうしたものに対しては、どうして今後していくのかということでございますが、御質問でございますが、やはり地価の高騰を抑制するという各市の立場、これは監視区域の立場がございますので、先ほど私ちょっと買収をしないという方針であるということですが、買収ができないというような状況であるということを御認識いただきたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　　それでは、ありがとうございました。

それでは、これは市長にひとつお伺いをいたしたいと思いますが、現状における理想的なこの日野市の人口は、どのくらいが適当なのかということでございます。政府は地価高騰の抑制策として住宅地の大幅な供給策を打ち出し、遊休地また農地の見直しなどをして、住宅地の供給を図っておりますが、今回の行政報告書に記載をされております日野市の住みよいまちづくり要綱に基づく申請数は45件、そのほとんどが共同住宅であります。土地所有者が税負担などを考えた土地の有効利用の一つの方法でありますが、このテンポでまいりますと、この一、二年間で急激な人口の増加が予想されます。

市長は、緑と清流であるとか、緑と文化の市民都市とかいう、住みよい環境づくりのためを考えているわけでございます。この日野市は27.11平方キロ、限られた面積でございます。この限られた面積の中の現在の施設、道路網すべてでございますが、それらから考える理想の人口は、どのくらいが快適な市民生活が送れる人口なのかということを最後にお聞きをいたしたいと思います。市長、よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　せんだって全国市長会関係で、各市長に対するアンケート調査のその項目の中に、今一番市長の立場で関心の高いのはどういうことか、というふうな設問がございました。私は、まさに地価狂乱である、地価の異常高騰である、このことを指摘したわけであります。それらのまとめられた資料をまた受け取ったわけでありますが、地価狂乱に、地価の異常高騰に自治体として非常に困るいろいろな課題が押し寄せてくる、ということについてはどこの市長も思案にあぐねていると、こういうことが伺われました。

ところで、今部長それぞれお答えしたわけでありますが、公共事業を行うのに、また土地の取得なしに遂行することはできません。必要な土地は積極的に求めていかなければなりません。ただ、この異常価格の期間中に公共用地の買収が現状を追認するとか、あるいは基礎になるような、そういう状況はつくるべきでない、つまり原状に復帰することが一番望ましいわけでありますが、そういう考え方を当面持っている操作のできる土地で、ある程度の必要な操作はやっていきたい、こういう考え方で処理しているものもございます。

日野市は二十七．幾つという、27平方キロという地積の中で河川もございますし、ぜひ今後保存をしたい一部の調整区域あるいは調整区域の緑地、このようなものもございますので、実質的に人の住めるといいますか、人の住める面積というのは、いわゆる20平方キロ程度に考えたらよろしいんではないかと、ごく大まかに言いますとそういうことでございます。その考えにまた道路や公園用地も当然必要でございますし、よく対話集会等で申し上げておりますのは、日野市の将来人口は20万程度が一番好適に考えられる。その人口になるべく先の時点で、つまり都市計画等が終わる時点で、そのあたりの人口に到達すればなおさら結構である。

その際に、よく言われております１ヘクタールに100名以上の、これは平面的になるわけですが、100名以上の人口になりますと過密の状態が生まれてくる。100名以内に維持すれば辛うじて過密という状況は回避できる。したがって、近ごろは特に立体化の住

居も考えなければならない時代にも入っておりますから、なるべく空間は余裕を持ちながら過密にならない状態をつくるということが基本的に大切なことだと思っております。

そういうことで考えますと、この第２次基本構想、つまり68年を一応の区切りとするわけでありますが、その基本構想には16万ないし17万の人口を維持することになるであろうと、このように示しております。ちょうどそのあたりがうまく当たっているといいましょうか、来年あたりがちょうど16万になるんではなかろうか。そうしてまた１年間には1,500とか1,800とか2,000名以内の増加率でありますから、１万人の人口がふえるには七、八年。六、七年ないし七、八年、こういうふうにとられます。

そういうことで、しかし、また日野市の立地性というのが、いろんな意味ですぐれた経済的にも、あるいは環境的にもいい条件を持っておりますから、かなり政策的な操作をする必要にもあるであろうと、このように考えられます。また一方に、人口が減少するということは、まさに自治体としてはエネルギーを失うということになるわけでありますので、そのあたりの調整、そうしてある程度の地域的な構想化が可能とする、そういう見直しも適当ではないかというふうに考えております。

人口ということにつきましては、したがいまして給水能力、水を受ける能力あるいは水を供給する能力、あるいは、それをまた下水として排出する処理能力、これらが20万とか21万程度で計算をされております。したがって、なるべく将来にわたって徐々にふえながら、20万程度の維持を可能にするという人口の人口構造が適当ではないかというふうに考えられております。

そのほか御質問にいろいろお答えすべきことがまだ落ちているかもしれませんが、当面のこの異常な高騰の中では前例をなるべくつくらないようにしながら、しかも事業は遂行しなければならない、こういうことでございます。いろいろ工夫をしながらやって、この時期をしのいでいく必要がある、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　福島盛之助君。

○７番（福島盛之助君）　どうもありがとうございました。これで終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１の１、狂乱地価と町づくりへの影響についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時24分　休憩

午後１時10分　再開

○副議長（中山基昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長所用のため、かわりまして私、議長の職務を務めさせていただきます。特段の御協力をお願いいたします。

一般質問２の１、その後の市内循環バス路線について拡張の努力を問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　一般質問をお許しいただきましたので、通告に従いまして順次３件させていただきたいと思います。

先ほどは竹下内閣をべた褒めするような一般質問が行われました。しかし、真から褒めているようなふうにも聞き取れなかった気もいたしました。

きょうは12月９日ですが、非常に記念すべき日でもあると私は思っております。それといいますのは、きのうは12月８日で太平洋戦争開始46周年でありました。同じアメリカ・ワシントンにおきましては、12月８日にＩＮＦの全廃交渉条約の調印式が行われたわけでございます。核兵器のうちの５％ぐらいが廃絶されるという範囲ではありますけれども、人類の基本的人権の最たるものであるこの生存権を破壊する核兵器に対して、お互いに立場の違うソ連、アメリカ二つの国が、この人間の敵とも言うべき核兵器を、お互いにぶっ壊そうという条約が成立するわけでございますので、私は今後の核兵器廃絶に向けての第一歩として記念すべき日であったというふうに思います。もちろん残された95％ほどのこの核兵器を廃絶していくスピードを早めるのは、今後の核兵器廃絶を願う国際的な世論の力だと思いますので、こういう記念の日に私も一般質問を行うということを意義深く感じている次第であります。今後とも平和の方向で、きょうの質問にも関係がありますので、大いに頑張っていきたいと思っております。そういう意味では、竹下政権を褒めるわけにはまいらないわけでございます。

それでは本題に入ります。１番目に通告いたしましたのは、その後の市内循環バス路線について拡張の努力を問う、というテーマでございます。

私以外の議員の皆さんも、このテーマについてはしばしば取り上げてこられたわけでございます。私も昭和58年の第２回定例会、昭和60年の第３回定例会、そのほかにもいろいろの場で取り上げておりますが、そして61年の第１回定例会というふうに取り上げてきた次第でございます。そして今回の質問の前には、本年度第１回定例会で日本共産

党市議会議員団の中谷議員から取り上げております。

私たち共産党市議団は、市民の皆さんとともに、市に要望するだけではなく、京王帝都本社に対しても直接しばしばこの問題を持ち込みまして、日野市民の立場で解決策を施してくれるように要望をし続けてきているわけでございます。また、市でも市内交通バスの検討委員会というものが先般できまして、そこから答申が出されたことは御承知のとおりでございます。その後、市もいろいろと努力をしていただきまして、一部分ではありますけれども、バス路線の拡張あるいはまた市内連絡便のスタートと、少しずつではございますが、発展をしてきております。

しかし、現在拡張された日野駅をスタートとする路線あるいはまた豊田駅から多摩センターへの路線、そして市内連絡便あるいは高幡不動から実践女子大を通りましての日野駅の路線、これらが拡張された点でございますけれども、市民はまだまだ現状では不満足、こういう状態が残されているわけでございます。私も自治会の役員などをいたしておりますが、市内の自治会の役員さんの集まりなどに行きますと、よく市内循環バス路線はどうなったかということが話題となるわけでございます。ことしの日野市の公共住宅自治会の連合体からも、これらに関して要望が少し出されたわけでございます。

以上のような中で、具体的に３点ほど質問をさせていただきたいと思います。

第１点は、私の昭和61年の第１回定例会での質問、そして本年度の第１回定例会での中谷議員の質問、この後の市の努力の経過について答えていただきたいと思います。

その中身といたしましては、日野市内の循環バス路線を拡張するに当たっては、京王帝都が何としても提携する、こういうような形で行わざるを得ないという今のバス運行の状況になっております。そういうことで、京王帝都との話し合いは相当詰めてやるという回答を以前いただいておりますけれども、その後どのように話し合いが進んできているか、この点でございます。

また、道路運送法等の関係で陸運局等のいろいろの関係もあるわけでございます。こういう点での障害については解決するための努力をされたかどうかでございます。

第１問はそのような点についてお答えをいただきたいと思います。

第２の点でございます。これはバス問題の検討委員会から答申が出されました際、市内には７カ所のバス不便地域があるということが指摘されてまいりました。この７カ所の問題について、その後、どのように解消策が図られてきているのか。この点についてお答えいただきたいと思います。

私は、61年度第１回定例会においては特に７カ所のうち西武住宅地域に対するバス不

便の解消の一例として具体的な提案を行ってございます。それは、西武住宅は丘陵地になっておりますので、既にあの住宅街が開けましてから７年たっております。住んでいらっしゃる方々も高齢化を迎える状況になってきているわけでございます。したがいまして、百草センターのバス停に行くにしても高幡不動駅周辺に行くにしても、バスに乗るにも買い物をするにも大変に難儀をされているという状況にあります。買い物バス、そのほかも含めて抜本的な解決ができるまで何らかの対策を施してほしいという要望を市にいたしたわけでございます。その際、京王帝都が現在運行している高幡不動から桜ケ丘あるいは百草の車庫までのバス路線、こういうものをうまく一部変更すれば、例えば一日数回の買い物用のバスの便を回す、こういうこともできるのではないか、というお話も申し上げたわけでございます。

そういう点で、西武住宅の場合は一例でございますけれども、この全市７カ所のバス不便地域については、その後どういう努力をしていらっしゃるかお聞かせを願いたいと思います。

また、その中で京王との話し合いでいろいろ提案がなされたこともあるかと思います。それらについても経過を聞かせていただければと思います。

それから、その際に、豊田－多摩線の問題でございます。これは学生が多く利用するということで非常に利用率も高いようでございます。しかし、夏休み等になりますと、バスの便が不規則になって一般市民が利用するに不便があるという声も聞いております。そういうようなことについては市は何か京王などと話し合いをされているかどうか、もしあわせ聞かせていただければ幸いでございます。わからなければ、今後この点について京王と市民の立場から交渉していただきたいと願う次第でございます。

３点目は、現在の市内の連絡便なども含めてで結構でございますけれども、財政上の問題についての市の考え方でございます。

市は基本計画の中でも、市内のバス路線の拡充について努める、という方向を打ち出しておられます。その際、財源の問題あるいはまた政策順位の問題等があると思います。先ほどの中谷議員の質問の際に、財源の面では、例えば都営バス立川－八王子間、これの補助金の浮いた分あるいはまた動く窓口車の浮いた分等、こういう予算だけでも約5,000万円あるわけですけれども、そういうのも生かせば、採算がとれない路線も拡張していくということができるということを提起しているわけでございますが、これらの点についても考えるということで答弁をいただいているわけであります。その後、そういう点について、基本計画の点も含めてどういうふうに検討が進んでいるかお聞かせを願

いたいと思います。

既にバスの検討委員会の答申が出ましてからも２年間を経過をいたしております。そろそろ次なる新たな前進面があらわれなければいけない時期であると思います。

以上のような市民の願いから、３件質問を申し上げました。御答弁をお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　循環バス路線についての拡張の努力ということの御質問の中で、大きくは３点質問がありました。

まず前段の中で、３点の大まかなことを私の方から申し上げたいと思いますが、全市的な問題として、各関係機関から要望が多くあるわけでございます。今、議員さんからの質問の中にも、市内連絡バスの開通の問題あるいは京王独自が開設した日野駅－豊田間の問題、また高幡不動、実践短大を経由した日野駅への路線の問題等も含んででございますが、当然各関係機関からは大きな問題としては、路線の新設部分、変更部分あるいはバス停の位置の変更等の問題、また停留所等の新設等を含み、先般は議会の中でも停留所の屋根の設置、そういったもろもろがあるわけでございます。もちろん、これには、市民の利便を図るというような中での大きな問題としては、運行の増発、この問題が大きな問題かと思っております。そういう中で、京王と私の方も再三折衝を重ねているわけでございますがなかなか京王帝都があって、ということを、相手があってということもありましてスムーズに進行していかないというのが実態でございます。

そういう中で、61年度の１点目の問題としては、その後の経過ということでございます。京王帝都との話し合いをどういう方法でやってきたのか、また、話し合いの状況がどうなのかと、前段で申し上げました５点ほどの問題を中心にいたしまして、京王と再度協議をしております。もちろん、そのときに前部長からの答弁等も踏まえた中で、積極的な対応をしているわけでございますが、なかなか実態としては目安がつかないというのが現状でございます。

京王とは具体的にできる部分については両方の協議の中で新設あるいは位置変更等も含んで、実際を検分していただきながら道交法の問題あるいは設置位置等の問題についての協議を重ねてきております。

そういう実態がその後の経過でございますが、特に、その中で陸運局との問題等もあるわけでございますが、これは、やはり前段として京王と市と協議した中で、一つの路

線、方向づけをした中でありませんと、なかなかその辺の具体的な提示ができない問題も含まれているわけでございます。逆に申し上げるならば、またその解消に市が努力することによっての京王路線の新設部分というような問題もあろうかと思います。京王とは、こういった問題を含みながら、また独自の路線を今の道路幅、幅員等を考えた中での新設計画も要請してきました。これは京王が独自の路線でございますので、具体的には市の方は後半からちょっと立ち入ったわけでございますが、鹿島台団地の新設のバス路線の問題等もごく最近までありました。しかし、なかなか路線決定についての問題等がありまして、現在は留保されているというような実態で、ほぼなかなか路線だけの問題でなくして、停留所の設置が大きな問題として取り上げられたわけでございます。そういう部分も含んで、新しい部分等も交渉してきたという経過がございます。

２点目の関係につきましては、答申の中での７カ所の不便地域の問題でございます。もちろん、この解消には私の方も努力しなければいけないわけでございますが、この答申の７カ所につきましては、地域的にも幅員の問題等が主たる大きな要因でございます。特に、ただいまは西武地域というような問題等を指摘されているわけでございますが、７カ所のうちの一部は市内の連絡バスによって解消したところもございます。ただ、これも完全に解消したというふうには私自身も思っておりませんが、いずれにしても今までの７カ所の一部を解消できた部分もあるというふうにお答えしておきます。

なお西武団地の問題についても先般前部長が答弁しております。その中でも、やはり一つの桜ケ丘－高幡間を結んだ現在の路線というよりは、桜ケ丘に車庫があるために高幡不動に来る回送と申し上げましょうか、そういう状況の中で、やはり何とか路線を、というような経緯があるわけでございます。それを西武団地の方に迂回させるということについては、京王サイドとしても高幡不動から百草経由のバスに割合隣接している路線であるというようなことで、なかなか困難な交渉になっていることが事実でございます、現実に。不可能に近い。また逆に申し上げれば、逆な面では西武団地の東側を通る路線として、多摩市を経由しての永山までのコースの問題等も含んで協議を重ねております。現実的には道路整備の問題等も含んでいるわけでございます。そのような話し合いの状況の経緯があるということでございます。

特に７カ所のうちの西武団地の利便性の解消というような中でのお答えにさせていただきたいと思います。

もう一つは、市内の連絡便についての問題でございます。

前回のときにも財政負担の問題を7,000万から8,000万ぐらいかかるだろうというよう

な答弁をしているわけでございます。果たして、この7,000万から8,000万の財政負担をすることによっての、この市内のバスの路線計画を立てるということについての幾つかの問題があろうかと思います。やはり、その優先としては、現在区画整理あるいは土地基盤整備の中に立った環境整備を重点的に目標を置いて、それで、やはりバス路線の促進に努めるべきだ、というふうに私自身は考えております。もちろん基本計画の中にうたってありますとおり、その辺を目標にしながら積極的な対応をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　市のただいまの答弁、ありがたいわけでございます。しかし、再三折衝した積極的にやっているという割にはですね、具体的な変化が起こっていないという点が、市民の立場からすれば不満なわけでございます。

そういう点で、一、二再質問をしたいと思います。

第１点目の具体的な問題での京王等の交渉の経過という質問に関してでございます。この点については、鹿島台の路線について住民とも話し合いなどされたと思うんですけれども、今、留保の状態になっているという答弁でございました。といたしますと、ほかの路線についてはですね、具体的に出たものはないのかという点を再質問したいと思います。

それから、第２の点と関連いたしまして再質問をいたします。この点は、例えば西武住宅をとりますと、今度京王線を渡りまして浅川沿いまで道路が開通するというような先行きの展望もあるわけでございます。そういうまちづくりの計画と関連して、市当局は、京王などとも路線の問題で話をしているのかどうかですね。その点を確認、答えていただきたいと思います。

また、道路事情がよくなれば京王も乗り出してくれる所もあるという話でございます。この点でも、例えば4.5メートルであればマイクロバスが通るということになっております。道幅5.5メートルになれば大型バスも通ってよいということになっていると聞いているわけでございます。そのような点で、例えば現在の豊田駅から西平山方面の連絡便、それとまた市役所から豊田駅の循環バスと申しますか、このバス路線、こういうのも利用率の問題なども若干お聞かせをいただきながら、平山方面が5.5メートルの道幅になれば、この豊田行きのバスをですね、連絡便とあわせまして、さらに一層住民が利用しやすいような形での改善もできるのではないかと思うわけでございます。

そういう点で、関係の地主さんなどとも話し合いをして、道幅を広げる努力などをし

ていただかなくてはいけないのではないかと思います。そういうようなことなんかについては、どういう今まで努力をしてきていただいているかという点でございます。

日野市の道路事情もまだまだ解決しなければいけない点は山積しているわけです。これと直接関係のある話ではありませんけれども、例えば私が住んでいる近くの百草台小の入り口には、百草線という中の一つの線が校門の裏の方に延びております。わずか短い行きどまりの線ですけれども、これが公道ということになっているわけですね。かと思うと、梅ケ丘のように多くの人たちが利用しているけれども、袋小路の形なので舗装するときには私道並みに――私道でございますけれども、並みにしか扱えないというような問題とかあります。こういうような矛盾したような形があるわけでありますけれども、私は、バス路線の問題ということで当たっていけば、いろいろな障害も解決するのではないかというふうに考えております。

そういう点では、道路についての市全体の考え方といいますか、統一といいますか、市民本位の立場での公道を完備していくという点については、積極的に取り組まれてしかるべきではないかというふうに私は思っております。そういう点での具体的な障害なり、それを取り除く努力があればお聞かせをいただきたいと思う次第でございます。具体例がなければ結構です。

それから、先ほどの高幡不動－桜ケ丘車庫の路線の問題です。

この点も、どうも具体的なその後の話し合いがどの程度あったのか、なかったのか、はっきりしないわけですけれども、私もさまざまな人からも意見の提起も受けておりますし、私なりにも考えております。そういう中で、お客さんの数とかいろんなことを緻密に検討すれば、高幡不動駅内から桜ケ丘駅、百草団地経由の路線あるいはまた高幡不動から川崎街道の桜ケ丘車庫の路線、こういうものをうまく運用すれば、一定時間、一定回数ですね、日本信販なり西武住宅を通すということが可能ではないかと思うわけです。その点については話し合いもされたというふうにも聞いておりますけれども、もう少し住民の声の立場に立って京王と詰めた交渉をしていただけないか、こういうふうに願うわけでございます。この点での再質問として答弁をお願いしたいと思います。

それから、３点目の件でございます。日野市の政策的な位置づけといいますか、財政の問題です。

8,000万円の財源を使うべきかどうかという点で、まだ結論を出していないというような今お話しでございました。そういう8,000万円を使うかどうかということではなくて、例えば500万円でも1,000万円でも補助を出すことによって、小型の連絡便みたいな

ものを路線の拡大、こういうこともできるわけでございますので、そういう点について、もう少し緻密に今のバス路線を少しずつでも延ばすということが可能であると思います。そういう努力をしていただきたいという、私質問をしているわけでございますけれども、この点で再答弁があればお願いをしたいと思います。

そして、いつまでも市内のバス路線の問題が解決をしないというのでは困るわけでございます。より一層のスピードで、いつごろまでにはどの程度の部分については進展できるんだという年次計画なりですね、そういう積極性を持って取り組んでいただけなければいけないと思います。そういう点での具体的な考えというものがあるのかどうかですね、いつまでにどこの部分は解決したいんだと、そういう意欲ある答弁をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　再質問についてお答えしたいと思います。

鹿島台の路線計画とあわせて、具体的な路線がほかにあったのかどうかということの再質問だと思っております。

鹿島台につきましては当然京王サイド、京王側におきましては、当然採算の問題の中での一つの路線計画、これはすべて私の方が把握しているわけではございませんが、その路線計画に沿って地元に対応した経緯があるわけでございます。

その中で、私の方で聞いたのは、その後、幾つかの問題が提起された中での情報として収集したという経緯でございます。よって、今までの鹿島台以外の具体的な路線計画等については、京王から提示されたのはこれだけの問題でございます。

また、当市としては、市内の循環バスあるいは豊田３路線の関係での要望については、要望あるいはそれについての具体的なことにつきましては、かなりの折衝をしております。ただ新設路線を中心とした問題としては、そこまで対応できてないというのが実情でございます。

また２点目の西武住宅に関連しての道路整備との関連のまちづくりでの話し合いということでございます。

今もお答えいたしましたが、新設道路整備等含んでの問題として、当然考えなければならない問題で、先行して路線計画を要望していくべきだというふうには考えておりますが、この部分については、話し合いをまだしてないというふうにお答えしておきます。

なお３点目の関係でございます。豊田－平山城址公園の路線の問題でございます。

現在、当初61年から市内循環バスを実施しているわけでございますが、現在では12名

から13名程度の乗車ということでございます。しかし、61年度８月から開始をいたしまして、当時の乗車想定人数から考えて多少は人数は伸びているわけでございますが、現行の乗車人数では、市の現在財政負担が１年で1,000万という経費でございます。人件費の増加等の関連で、京王サイドとしては、負担分の要求が一部出てきている部分もございます。そういった内容を精査しながら、私の方もできるだけ現状維持で現行の対応でお願いしているというのが実態でございます。今後、新年度の問題等もありますので、なお具体的に努力、話し合いを進めていきたいというふうに思っております。

それに関連しての地主への話し合いの問題、道路幅員との問題の関連でございます。具体的にはその部分については話し合いを進めてはおりませんが、しかし、一つの土地基盤整備あるいは道路整備の中で促進していくことが、やっぱり大きな課題ではなかろうかというふうに考えております。

なお、財源の問題を指摘されているわけでございますが、確かに御指摘のように7,000万、8,000万というのは前段での答弁の総体的な要望の中での財源でございます。確かに今の路線を延長することによって市民の利便に供するということを前提にして考えれば、財政負担もおのずと少なく済むわけでございますが、これを具体的に京王側と詰める場合には、なかなか車の台数に関連しての停留所の設定、時間規制というよりは循環の時間問題等の問題を含んで、ただ多少の延長だけでは済まない問題が数多くあります。よって、台数を１台ふやすことによっての路線計画等が大きな問題となって話題になっていることは事実でございます。

最後に、市内の路線バスの解決ということでございますが、具体的な路線バス計画は、当然全体的な中で進めるべきでございますが、現状の中では多くの市民要望は、現状の市内連絡バスの問題、京王の日野駅－豊田間の問題あるいは高幡不動－日野駅間の問題を含んで、市内を通っているバス路線の新設の停留所の問題等が多くあるわけでございます。この問題を主に今まで進めてまいりました。なお、この問題とあわせて、今後は、やはり私の方も今の議員さんの御指摘の部分を含めまして京王と対応はしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　なかなか具体的な解決策ということで、私の目に見えるような形での答弁というものはいただけない状況でございます。ただ、今の企画財政部長の努力という点は、私も評価させていただきたいと思います。

要望だけを申し上げまして、この点の質問を終わりたいと思います。

第１点は、日野－豊田間のバス路線ですけれども、日野市が補助を打ち切る、乗客数が少ないなどで廃止の動きもあるというふうに聞いております。こういう点についてはですね、今後ともそういうことがないように市当局が最後まで頑張っていただくように要望いたします。

あわせて西平山方面との交通の便のさらなる解決、改善のためにですね、発展的にひとつ努力を要望するものでございます。

第２点目は、先ほど申し上げました豊田から多摩センターの路線の季節によるバス運行の変化があるのではないかという点でございますけれども、この点も実情調査していただいて、市民サイドから京王帝都と話し合いをしていただきたいと強く望みます。

最後に３点目でございます。私も七つの不便地域ということが市内バス交通対策検討委員会の答申で指摘をされている点について触れたわけでございます。そういう意味では七つの場所どこを優先しろというふうには申し上げません。ただ西武住宅の地域は道路事情が整っているという点、そしてまた今の川崎街道の交通渋滞の状況から空車が多いという時間があるという点などを見てですね、今の中で緻密なやりくりをすれば、運転手もふやさず台数もふやさずですね、バス路線を一定時間、一定回数迂回させて行くことによって住民要望を解決できるという、そういう具体的な条件がありますので、七つのバス不便地域の中では最も先に解決できる場所ではないか、こういうふうに公平な立場からも見えるわけでございます。そういう点を含めて再度、３度、４度となるかもしれませんけれど、京王帝都と交渉を重ねていただきたい、この点には強く要望いたします。

最後に、中谷議員も指摘しましたように、最近は交通圏という問題が言われております。市民がどんな年配の方であっても遠方に住んでいても、平等な立場でいつでもどこでも、いつでもどこにでも自由に行けるという状況をつくり出すことが必要であると思うわけでございます。そういう点から考えますと、今の市内連絡便等に１人当たり200円前後の補助金が出ているという状況はございますけれども、そういう立場から見ればですね、この補助金の金額というものは少ないとも言えるわけでありますので、そういう配慮をした上で、今後の新しい路線の拡張あるいは市内連絡便の拡張、こういうことを考えていただくようにお願いをしておきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　　これをもって２の１、その後の市内循環バス路線について拡張の努力を問うの質問を終わります。

一般質問２の２、福祉医療制度の創設など国保改悪に反対せよの通告質問者、竹ノ上

武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　　それでは、福祉医療制度の創設など国保改悪に反対せよ、という立場から質問をさせていただきます。

国保安楽死計画という言葉も世間ではささやかれております。国保の被保険者を、保険料の払える人と払えない人に振り分け、払える人は国保組合や政管健保に移行し、払えない人を集めて福祉医療制度を創設する。これにあふれた国保の被保険者を集め一定数確保するため、市町村国保をやめ県単位などに広域化させる。この広域国保に残った人も急速に高齢化するので老健法の対象となる。そうなりますと国保の被保険者は一人もいなくなるわけでありますので、国民健康保険の制度が安楽死をしていくと、こういう話でございます。このような考え方が政府や財界の一部にもあるのではないか、私はそういうことを危惧しながら、この一般質問を取り上げた次第でございます。

今度政府が国民健康保険制度を改悪している内容というのは御承知のとおりでございます。その一つは、今申し上げました福祉医療制度、これをつくろうとしている点でございます。そして二つ目は、地域差調整システムの導入をしようという点でございます。またもう一つは、老人保健での国の負担率の見直しをしようというものでございます。この背景としては、ことしの厚生省の予算が約2,600億円削減をされる、こういう見通しのもとで発想された制度改悪であるというふうに指摘をしたいわけでございます。この2,600億円の穴埋めをするために、国保の被保険者や地方自治体に、この分を負担をさせる。その結果、福祉医療制度ができれば国の負担は350億円減る。そのかわり都道府県の負担が950億円ふえる。市町村の負担も950億円ふえる。また地域差調整システムの導入を行えば、国の負担は1,200億円減る、都道府県、市町村の負担はそれぞれ600億円ずつふえていくと、こういうふうに試算されているわけでございます。

また老人保健での国の負担率の見直しによって650億円の負担が政府は減るというわけでございます。合わせまして2,600億円の新年度予算削減を国保制度の改悪によって穴埋めをしようとするこのねらいが明白になっているわけでございます。

この動きをさらに深く見てみますと、日本国民の4,000万人が加入している国民健康保健制度、これが史上大変な危機にさらされているということが言えると思います。この動きは、どういうふうに進んできたかという背景に、少しだけ触れてみたいと思います。

1973年、住民運動が嵐のように高まりまして、革新自治体が前進をして、そういう中で自民党政府も押されまして、福祉元年を宣言したわけであります。ところが、このこ

とに対して、財界と自民党は虎視たんたんと巻き返しをねらっていたということになります。1980年代に入りまして、臨調路線が逆流として開始されたわけでございます。老人医療費が有料化、また組合健保、政管健保でも本人負担の押しつけ、こういうことが行われました。当時、政府は老人医療を別立てにすることで、老人保健制度を創設することで国保財政は改善されると宣伝したものでございました。しかし、これが事実でなかったことは、たちまち明らかになったわけでございます。次に1984年、中曽根内閣と自民党は、戦後ずっと続いていた本人10割給付の大原則を崩すとともに、国庫負担率を従来の45%から——医療費に関する点です。38.5%へと大幅な引き下げをしてきたわけでございます。このあおりを食って日野市でも、例えば昭和57年度の国庫から来る歳入は14億300万円ほどございました。しかし、60年度には11億1,700万程度に落ち込んで3億近いマイナスに1年間でなってしまっているわけでございます。

そして、またこのときに中曽根内閣は退職者医療制度をつくって該当者を移し、退職労働者の医療費は健保に負担をさせるから、国保の負担率を引き下げても大丈夫だと説明をしておりました。ところが、実際に新制度に移って政府見通しが崩れ、新制度に移った人は大幅に下回りまして、国全体では国保財政に2,000億円もの負担増が押しつけられたわけでございます。これが毎年毎年国民健康保険を税を引き上げていかなければいけない最大の原因になっているわけでございます。そして、昨年は老人保健法が大改悪をされました。本人負担が外来で2倍、1年間の入院をした場合は8倍にもふやされたわけでございます。そして、また老人医療に対する国保の負担分の大きな部分を労働者保険からの拠出金に転化する。こういうようなことまで行われました。

これを受け継いで竹下内閣が持ち出したのが今申し上げました福祉医療制度、それが第1の段階でございます。470万人も上る低所得者を国保本体から切り離す、平等であるべき医療に差別を持ち込むということをたくらんでくるに至ったわけでございます。

二つ目が地域差調整システム、これを導入することによりまして、医療費が平均より高いところは国庫負担を減額する、そして加入者と都道府県、市町村に持たせる。こうして地方自治体同士が医療費を減らすために受診率を減らせる、こういうような動きになることは目に見えております。また長期の入院患者を追い出す。こういう改悪案も同時に提起されてきているわけでございます。

このようにして、昭和36年——1961年に始まった国民皆保険、これを根本から崩してしまおうとするのが、今の竹下内閣のやり方でございます。

このことについては、全国市町村の議長会等でも真向から反対である、というふうに

立場を明らかにしております。難しい字でございますが、小手先の技法策というふうに議長会では政府の態度を批判しているわけでございます。

こういう状況の中で、ある生協の団体、特に医療関係の方々が国民の現在の声を聞き取り調査でされたものがございます。それによると、約60%の人が、今、国保料は高いというふうに答えている。また国保加入者の45%は、所得税よりも負担に感じる税、これが国保税であるというふうに答えているのでございます。また、さらに減免制度を利用したい、こういうふうに思っている人が約7割いる。しかし、その減免制度の詳細については、ほとんどの人が知らない。こういう状況であります。特に年金生活者の人は、保険料を払うことそのものが納得できない、無職でも払わなければならないということに対して怒りを持っているという声が出ております。入院して収入がなくなってしまう、早く退院しなければならないと思って焦る。保険料の支払いに借金をしている。保険料が払えなくて市の窓口に行ったら、保険料を払わないと保険証を渡さないと言われたので、今無理して保険料を払っている。こういう声が多いわけであります。また国保制度については労災の適用がない、健康診断をもってやってほしい、失業の保障もしてほしい、そういう声も多いわけでございます。また減免申請をすると、調査されてかえって高くなると聞いていると不安がっている人もおります。

たくさんのもっと直接の声があります。これは日野市民の調査ではなく全国的な聞き取り調査でございますが、その例の一部を挙げてみたいと思います。これ、直接個人が答えた声でございます。

年金は働いて貯金したのを今支給されているもの、これに保険料をかけるとはけしからん。どうしてこんなに高いんですかと聞いたら、資産があるじゃないかと言われた。資産は売れないし、収入にならないのに高い。収入がないのに家があるだけで国保料が高く、今後払え切るかどうか不安である。国保税が非常に高いので支払いにくい。月割りで支払えるようにできればよい。昨年に比べて急に高くなっているのに驚きました。何とかならないものでしょうか、払い切れません。無収入でこれだけ支払わなければなりませんが、仕事をして収入が出ればもっと払わなくてはなりません、大変なことだと思います。社会保険から国保に変わったとき、社会保険の倍ぐらい払っていると感じました。医療費の通知があり、医者にかかるのを控えようかと思う。実費でできるものは実費でやってもらおうかと思うようになった。医療費が高過ぎる、1万円持参しないと病院へ行くのが不安だ。以前生活保護を受けて働いているので、国保に切りかえた、生活保護を受けていたときより実収入が減ったのできつい。国保料は高いと思う。私自身

は現在のところ、国保料を払えていますが、最近耳にするところでは、滞納者から保険証を取り上げるのは生命にかかわる問題だけに許せないと思います。保険に入らなくてもいいものならやめたい。病気になれば自費で何とかしてもいい。こういう声なども出るようになってきております。

さらに、保険料がとにかく高くなり、240万円の年金生活者にとっては重い負担となっている。61年納入分より急激に倍増してきている。社会保険料に比べても異常に高額で矛盾を感じている。これがお上の仕打ちか。余りにも高いので驚いている。むちゃくちゃだ。今の国保税ではどうにか払えるが、値上がりになれば払えない。遺族年金月６万あるので、家賃月１万8,700円を払った後の残りで生活している。余分なつき合いをするお金はない。国保料が高く支払うのが大変なので何とかならないかと相談に行ったが、支払ってもらわないと保険をとめると言われ、仕方なく納めている。国保料の費用だけで病院の治療費が支払える。高くて大変だが、何とかやりくりして納めている。保険料年間２万5,000円ぐらい、３人世帯であるが、滞納しているので今度から保険証がなくなると言われた。病気になりたくてなる者はいないから、弱い立場の者にはもう少しやさしい言葉で接してほしい。一人暮らしで商売している、一昨年税金のこともわからず全部申告したら、昨年の保険料は30万円以上払った。昨年病気をしたので、税金と合わせての負担は大変だ、役所にかけ合ったがどうしようもないと言われ、借金して払った。もう国保をやめたいと言ったら、やめられないと言われ、本当に腹が立つ。これは広島市の方の意見でございます。国保課の窓口に行ってもだめ、減免の申請を出したが、それでも請求が来たので仕方なく払う、その後はまあ何とか払えているが、今も苦しい。

また、こういう声もあります。高い保険料を払っているから病院にかからないと損だ、と若い者が言うのを聞いた。何から何まで高い、そのくせ立派な市役所を建てて腹が立つ。こういう方もいらっしゃいます。申請することは知っていても、申請してもむだだと思った。事業をやめたとき店舗の代金が入ったので、次の年度が３万円以上と言われているので支払えるかどうか不安です。商売は赤字でも国保料を払わなければならない、生活がしんどい。厚生年金で生計を立てている。所得が一定で隠しようがない。保険料が高いので、こんなに払えないと言ったら、払わないと保険証が出せませんよと言われた。年金生活者ですが、年金が上がらないのに国保料が毎年上がるのはどうしたことだろうか、来年はまた上がるだろうか心配です。

こういう聞き取り調査を数千人からやりまして、その声を全部記録したものがあります。ごく一部分を今読み上げたわけですけれども、今、国保に入っている方々の生活状

態、また国保税に対して持っている認識、こういうものがリアルに出ているわけでございます。収入の増加がないのに国保料だけ上げられるのはとても困る。国保料を多くとられても社会保障が充実されないのが不満だ。国保料が高い、高くても国保は赤字だと言うが、国民の健康に関することなのだから国が責任を持って援助してほしい。国保料が毎年高くなる理由がはっきりわからず不満、国保が赤字と言われているが、税金を意味のないものに使い過ぎているのに、そう言うのはおかしいと思う。どうしてこんなに高いのか。これが国民の偽らざる声でございます。

こういう状況の中で、私たち共産党市議団は、今市議会にも意見書提出などを提起いたしまして、市議会としても、政府の今回の新たな国保制度の改悪案に反対していく決意でございます。

私は、以上のような立場に市当局も立っていただいて、もっともっと政府に対して、市民の声、地方自治体の声を届けるためにあらゆる形を見出して闘ってもらいたい、こういうふうに要望をするものでございます。

そういう立場から３点ほど質問をさせていただきます。

第１点は、国に対しては、どういうふうに動こうとしているかお聞かせをください。

また東京都は市町村の国保を指導する立場にありますので、東京都に対する働きかけもしなければいけないと思いますが、この点についても何かあればお答えいただきたいと思います。

第２点は、保険証の不交付の問題でございます。

現在、日野市では不交付の方はいらっしゃらないようでございますけれども、今後は、一切このような憲法違反の行動はしないという決意でいらっしゃるかどうか、その点お答えをいただきたいと思います。もちろん払う気があって、まじめに苦しんでいる被保険者の人の場合についてでございます。

３点目は、国保の日野市独自の減免制度のことでございます。

これが先ほど来スタートをいたしました。この減免制度は３点ほどございます、ランクがございます。標準３人世帯の１カ月の収入が約12万6,000円以下は100％減額、減免。13万9,000円以下は80％減免、15万3,000円以下は50％減免というものでございます。私ども決算委員会でも、この点について市民が利用しやすいようにＰＲをしてくれと意見要望を出しました。この制度を決定いたしてから、日野市ではこの制度をどのように運用されているか、またＰＲの方法はどのようになさっているかですね、お聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは、御質問に対してお答えをいたします。

まず、国保事業の会計の内容ということで、ちょっと若干お話をしておきたいんですけれども、これは日野市の場合ですけれども、医療費が決算において59年から60年、61年、ちょっと調べてみました。そうしましたら59年は大体１人７万8,000円、７万8,900円ですね。前年対比で7.63％でございます。それが60年度では１人当たりの医療費が、これは国保からの算出のものですけれども、８万3,900円、8.29％でございます。これが61年度になりまして１人当たりが９万5,900円ということで、大きく17.22％前年対比でアップをしてございます。そういうことで、61年度はお願いをいたしまして値上げの、要するに引き上げの25％保険税をお願いしたわけでございます。

そういう中で、61年度のものを見ますと、これは要するに国保の会計の全事業、項目ではございませんけれども、例えば被保険者負担、これは保険税と比べまして、それから市の方からいただく繰入金、それから都の、この場合除くとありますけれども、国庫の負担金、そういうふうな割合を見ますと、やはり保険税の先ほど言いましたように25％アップということで、全体の割合が大きく占めてくわけでございます。

そういうふうな事業会計の内容で、これが恐らく日野市がひとつ縮図として、全国平均こういうふうな推移だと思いますけれども、国保の現状はこういうふうな内容だと思います。

そこで、今お話がありましたように、国では62年の10月の28日に、厚生省の方から国保問題懇談会に提示したのが、要するに国保制度の課題と改革の基本的考え方、ということの中で福祉医療制度の創設、それから医療費の地域差の調整システム、このような考え方で、これからの国保のあり方を考えていくんだ、というふうな提示があったわけでございます。

そういうことの中で、ここの第１問の質問のことでございますけれども、国への対応、都への対応ということでございます。

まず、この改革の撤回の要請としまして、既に全国市長会、それから自治会とか、その他の機関団体で、今回の制度に反対の決議ということでなされておりまして、そして、なお東京都市長会が、これは62年12月７日ですから、おとといですか、文書をもって、その制度に対して国民健康保険制度改革の撤回への支援要請について、ということで衆・参議院の方に文書でもってこれを配付するということで、現在こういう運動をなされているわけでございます。

そして、２点目の都の場合の、これの対応ということは、26市の中では国民健康保険担当課長の協議会が設置されてございます。そういう協議会の中で、26市の中では東京都に対して、また国に対しても、こういうふうな運動をしているところでございます。

ただ、12月の４日付の新聞報道等によりますと、ただいま申し上げましたようにですね、自治体の反発がかなり強いということの配慮から、この一部改革案を見直すというふうな新聞報道がなされてございます。そういうふうなものを今後、状況を見ながら、これのなお一段の対応をしていきたいというふうに思ってございます。

それから、保険証の、これ更新のときのなんですけれども、保険証の交付をする場合に保険税が支払ってない場合には、保険証の不交付ということで、これは国の制度の中で、そういうふうな指導があったわけですけれども、日野市の場合は、今、議員さんがおっしゃるように全部交付はしてございます。ただ、その中では納税相談等して、ぜひ納めていただきたいというふうな相談をしながら、これは全部交付をしてございます。

それから、４点目の減免制度のＰＲの件でございますけれども、これは今お話があったように、要綱をことしの８月に作成いたしました。ということは、御存じのように、国保税の減免規定、これは条例で19条でございますけれども、災害その他の特別の事情がある者で、申請により必要があると認められた者に対しては、保険税の減免をすることができる、というふうに条例で規定されているわけでございます。そういう中で、それに基づきまして要綱を作成したわけでございます。ということで、対象者の範囲６項目にわたってございます。

それから、減免の認定の方法としては、ただいま言いましたように、条例、それから要綱、特別の事情がある者で、市長が認めた者という方に対して減免の認定を行うということでございます。

そして、それのＰＲでございますけれども、やはり国保税も住民税、特に国保の場合には全体市民部の中に税も一緒にありまして、それの要するに住民税との、何というんですかね、同様に住民税の場合にも納税相談を主体としてございます。そういうことで、減免の手続を納税相談等によって行っていきたいというふうに思ってございます。

それから、なお納税通知書、これには一応記載をされてございます。それから、特に、この減免をする場合に徴収猶予、この中で言いました納税相談の中に、すれば徴収猶予の制度とか、それから分割の納入の方法等がございます。

それから、国保、年金の関係で、ここで、さきの補正で、９月の補正でお認めを願いまして、機関紙を発行するということで国保運営協議会等の中で、そういうふうな御意

見もありまして、年２回程度そういう機関紙を発行するようにいたしました。そういう中で、今後の国保の現状とか、それからこれはもろもろのいろいろな事務的なものがあったら、そういう中に登載しＰＲをしていきたいと思います。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　　ありがとうございました。

ただ、市の政府に対する意見の申し上げ方というものは、私はまだその程度では不十分であると思います。この点については、もし市長からあれば最後に一言御答弁いただきたいと思う次第です。

市長と議会などが連携してですね、政府などに連れ立って直接こういう制度改悪に反対する、こういう行動ぐらいはですね、今後繰り返し行っていかなければいけない、こういうふうに見るわけでございます。世論を気にして、先ほど部長が言われましたような新聞報道がございました。しかし、竹下内閣というのは言語不明瞭、言語明瞭、意味不明というふうに言われておりますが、そのような内容で国会答弁も原稿を読み上げているようでございますけれども、やることはやるというふうに見ている筋もあるわけでございます。そういう意味で油断をせずに改悪されないように、私は市当局がもっともっとほかの市とも連携しても結構です。日野市単独でも結構です。あらゆる形で政府に対して今の被保険者の立場、そして地方自治体としての立場、これを物を申し上げるという行動を繰り返していただくように強く要望をいたします。

２点目の保険証未交付の点については、話し合いしながら交付をしてきたということでございます。この点については、次の更新のときにはですね、たとえ１カ月、２カ月といえども不交付の状態ということがないように、交付を迅速にやっていただくというふうにしてもらいたいと思います。

政府でのやりとりでも、前の厚生大臣が答弁しております。所得がなくて払えない方も悪質とみなすようなことではございません――ということで保険証は交付すべきであるという立場を政府もとっているわけでありますから、そういう点で今後被保険者に対応していただくように、この点は望んでおきたいと思います。

次に減免制度のことでございます。

ＰＲをしていただくということは非常にありがたいことでございます。現在ほとんどの市民がこの点を知りません。また、もともとありました減免制度というのは、御承知のように４人世帯で前年所得が89万 5,000円以下、６割減額、その他の制度がございます。しかし、これは均等割と平等割部分、所得割と資産割部分の問題がございますので、

そのほかの減額の対象もですね、実際的には２割、３割の減額にしかなっていかないわけでございます。

そういう点も考えて、今度日野市がつくりました減免取扱要綱というものは、もっと積極的に運用していただきたいわけでございます。きのうでしたか、自治体の職員の働く意欲の問題が論じられました。きのうの論点は、どうも自治体の仕事をだんだん数を減らしていく、自治体の権限を減らしていく、というようなふうに私には聞こえたわけでございます。そういう中で、単に職務給だけで働きがいを旺盛にしていくというような、すべてそのことで解決をするかのようにも聞こえたわけでございます。私は、自治体の職員の皆さんというのは、先ほど聞き取り調査の声というものを申し上げました。こういう市民の人たちに対して積極的にどうすれば生きていけるのか、そういうことを教える。これが働く意欲でなくてはならないと思うのでございます。そういう点では、文書のＰＲだけではなく、さまざまな形で相談の機会をつくって、なかなか相談にも来にくいわけでございますので、積極的にまじめな人がこういう制度を利用できるように推し進めていただきたいと思うわけでございます。

また国保の問題とともに、地方自治体の住民参加による地域医療の発展という問題がございます。現在でも岩手県の沢内村を初め、全国59の市町村では、今もって独自の老人医療無料化措置を取り続けております。また日野市も健康管理手当などを出しておりますけれども、こういう先進的な市町村に学んで、地域医療の発展も大いに発展をさせていただく、こういうことが必要だと思うわけでございます。

かつまた財源の問題がございます。年間 3,000億円の財源を確保すれば、国保の赤字を解消することができるわけでございます。そのためには何よりも1984年の改悪でありました45％、あのときの45％の国が負担を見る、というその制度を復活させる、このことだけで既に赤字解消はできるわけでありますので、この点を中心にして私は迫っていただきたいと思います。

また医療費がだんだんかさむという点もありますが、これも医療費の中の薬価――薬の値段が大きく占めているわけでありますので、もっともっと全面的に医療費の問題を見直して、単に高齢化社会、医療費がかさむ、そういう単純な数字だけを見ないで、今後政府などに当たっていっていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

中曽根総理は政府専用機を２機 388億円で買う、ジャンボ機を買うというようなことを発表をことしいたしましたが、こういうようなものを節約し、軍事費のほんの一部を削れば、国保は値上げどころか、値下げすることもできるわけでありますので、そうい

う点に確信を持って日野市当局が政府などに当たっていただくよう望む次第であります。

市長に一言あれば答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ここ数年来、国保の制度の改悪といいましょうか、政府の負担分の後退ということが影響いたしまして、いろいろと制度上にも、それから保険給付にも、医療給付にもいろいろな課題を生じております。また保険税の改定という形で個人負担もだんだんふえてまいっております。

医療ということは基本的な問題でありますので、これからも機会をとらえ、政府に言うべき要望を行い、また地元では健康行政をもっと発展させるとともに、この国保事業の健全な運営につきまして、努力をする大きな、高齢化社会に向けての大きな課題である、というふうに受けとめております。いろいろな観点から努力をしてまいりたいと思っております。

○副議長（中山基昭君）　これをもって２の２、福祉医療制度の創設など国保改悪に反対せよの質問を終わります。

一般質問２の３、病床規制のうごきを正し、日野市での入院ベット確保・七生地域への病院誘致につとめよの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

なお竹ノ上議員の質問時間は２時40分までございます。どうぞ質問をしてください。

○29番（竹ノ上武俊君）　病床規制のうごきを正し、日野市での入院ベッドの確保・七生地域への病院誘致につとめよ、というタイトルのとおりの願いを持ちまして質問をさせていただきます。

今、日野市民の中にも、御承知のように七生地域に総合病院を誘致せよ、という運動が起こり、１万人を超える署名がさらに伸びつつあって運動が進んでいるようでございます。また地域医療を全面的に拡充せよ、という方面の方々の医師やボランティア、さまざまなサークル団体の方々の関係者の運動や要望も広まりつつあるわけでございます。

そういう中で、時間が少なくなりましたので、今回は簡潔に要望を含めて質問をさせていただきたいと思います。

そもそも、いつでもだれでも安い費用で病院にかかれるというのは国民の権利であると思います。先ほどの国保にいたしましても、病気の問題についても憲法第25条の立場で私ども頑張らなければいけないわけでございます。

ところが、中曽根内閣は５年間の在任期間中、この点でも大変なことをしでかしております。そして、それをそのまま竹下政権が引き継ごうとしているわけでございます。

つまり第２次臨調路線、この中で、財政赤字の原因は社会保障の充実にあったとか、社会保障の充実は国民の自立自助の精神、自己責任の気風を妨げていると、こういうような国民の実態を見ない立場から、医療制度についても改悪をしてきております。1985年の12月に医療法が改悪をされました。そしてまた去年の６月には、長期的な医療対策の委員会などができてきたわけでございます。そして長寿社会対策大綱、こういうものもできました。これも観点としては、真に高齢者のことを考えた方向は示されていないのであります。そして、ことしの１月、厚生省は国民医療社会対策本部というものをつくりまして、６月に中間答申を出したわけです。これを受けて東京都がこの10月、やはり衛生局の諮問機関として病院問題に対する中間答申を出しました。東京都における第２次医療圏の考え方というものでございます。

この中で、病院の設立を願う日野市民にとってはふさわしくない答申の内容となっております。一言で言えば、医療圏というものを市の行政単位に見ないで、あるときは巨大病院を中心にして、そこに患者を集め地域の開業医などが営業できないような方向に持っていくものをはらんでおります。また日野市はベッド数が不足しているにもかかわらず、南多摩医療圏というものをつくって、ここはベッド数が余っているというような数字を出して病院の設立を規制する、こういう動きがあるのでございます。

そういう中で、住民の願いをかなえるためには、私は、日野市当局が東京都や国に対して、ベッド数規制の動きをどういう方向なのかただす、質問するというただす、こういうことをしていただき、かつ、また悪い姿勢であれば正す、正義の方の正すという方向で頑張ってもらいたいわけでございます。

あわせてもう１点は、七生地域に対する病院誘致の見通しはどうであるか、時間がございませんので簡潔な質問にいたしましたが、明確に御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　時間もありませんので簡単にお答えしたいと思います。

２次医療圏の考え方の中間答申につきましては、質問者の方からお話のあったとおりでございます。ただ、この２次医療圏の考え方の中間のまとめでございます。これはあくまでもいろんな医療圏の設定の意義の内容の中にも幾つか内容があるわけでございますが、東京都は、63年３月までに調査会の答申を受けていくというような形の中で、現在は保健医療調査会の検討段階が大きな問題でございます。そういう中を踏まえながら、

私の方も関係部局と調整しながら情報の収集に努めているというのが実態でございます。その中でも、今後の動向を見きわめた中で、市長会を中心として要望をしていきたいというふうに考えております。

なお、日野の南部医療病院の誘致の問題でございます。

御承知のとおり、長年にわたっての努力の経緯があるわけでございますが、なかなか実らない実情でございます。引き続き現在も幾つかの問題はあるわけでございますが、鋭意努力していきたいというふうに思っております。以上です。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　時間がございませんので、不十分ですが、部長の答弁でこの一般質問は終わりたいと思います。

先ほど私が短い時間ではございますが、るる申し上げました。そういう立場から市長としてのお気持ちがあれば、最後に一言御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　人口が急増いたしましたこの南多摩地域、南多摩を医療圏と見た場合にもベッド数はまだまだ足りない、単独に日野市だけ見ても、言われるところの 1,500人１ベッドと、約 1,000ベッドが必要であります。現在は老人ベッドまで入れて 600程度である。まだ 400は不足であるということであります。したがって、特に南の方に用地の確保をすることができれば、病院を誘致したいということをかねがねの念願にしていろいろな試行を今進めつつございます。以上です。

○副議長（中山基昭君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。さらなる努力を期待いたします。そして、この２次医療圏の考え方がございますが、本当に高齢社会で弱者、お年寄り、こういう人たちの医療を確立するためには、行政単位にお医者さんと市民と自治体が協力をしていく、そういう立場に立った地域医療の確立がどうしても必要でございます。

そういうことを申し沿えまして、今後とも日野市の努力をお願いするものでございます。

○副議長（中山基昭君）　これをもって２の３、病床規制のうごきを正し、日野市での入院ベット確保・七生地域への病院誘致につとめよの質問を終わります。

会議の休憩についてお諮りいたします。議事の都合により暫時休憩をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時39分　休憩

午後３時20分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の１、都市農業を守ろうの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

〔９番議員　登壇〕

○９番（中谷好幸君）　それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

今、日本の農業は厳しい攻撃にさらされております。戦後政治の総決算を掲げる中曽根内閣は、徹底したアメリカ奉仕、財界奉仕の政治路線を貫き、深刻化する円高不況は放置し、経済構造調整の名のもとに農業や石炭産業などを破壊して、労働者や中小企業を無慈悲に切り捨ててまいりました。この中曽根政治の継承を宣言した竹下内閣は、先日ガット勧告の10品目の農産物の輸入自由化容認の方針を打ち出しております。財界が要求する、いわゆる３Ｋ赤字のうち、健康保険の改悪、国鉄の解体は既に中曽根内閣によって手をつけられたところでございますけれども、竹下内閣は、これらを一層完成させるとともに、残る米・食管制度に手をつけようとしているわけであります。

アメリカ、財界、政府が一体となった日本の農業への攻撃の特徴の一つは、マスコミなどを利用した世論操作であり、その目的は、農民と国民を分断し、農民を孤立させて一挙に米を含む農産物市場のアメリカへの開放と国内農業の縮小、再編を強行するということであります。

最近強められているマスコミなどを利用した農業攻撃の特徴の一つは、日本農業過保護論とも言うべきものであります。日本の農業は保護され過ぎている、そのため、日本の国民は異常に高い食糧、農産物を食べさせられている、こういうものであります。国民の命綱であるべき農業、安全保障のかなめとも言うべき農業は、どこの国でも保護されており、当然保護すべきものでありますけれども、日本は保護どころか、切り捨てにされているというのが実際の姿であります。

臨調行革の昭和57年から62年の５年間の政府予算の推移を見ますと、経済協力費が37％の伸び、軍事費が36％の伸びを示すのに対し、社会保障は11％、中小企業対策費はマイナス21％、食料管理費はマイナス45％というのが実際の姿であります。

また、日本の農産物が不当に高いという言い方も問題だと思うわけであります。決算委員会でも言ったことがありますけれども、お米は標準米でお茶わん１杯分19円、１日４杯食べても76円であります。コーヒー１杯が 300円する時代に、どうして高いと言え

るでしょうか。１リットル入り牛乳１パックは 170円であります。いろいろと名づけられております、いわゆるミネラルウォーター、ただの水が酒屋さんで１リットル１パック 200円、こういうふうな状況の中、水よりも牛乳が安い、こういう状況も生まれているわけであります。

もし日本の農産物が高いとすれば、大企業によって押しつけられている不当に高い農機具や肥料、燃料など農業資材を引き下げなければなりません。例えばアメリカの米の小売価格は、日本に比べて２分の１、３分の１と言われておりますけれども、肥料や農業用資材、燃料などを比較しますと、例えばカリ――塩化カリでは１トン当たり日本で５万 100円売られているものが、アメリカでは１万 6,585円、３分の１、重油は１リットル当たり日本が58.5円に対して、アメリカは25.4円、２分の１以下の値段となっているわけであります。少なくともアメリカと日本の社会条件や自然条件を無視して日本の農業は割高などと言うのは、とんでもない暴論だと思うわけであります。

最近、日本の農業の攻撃のもう一つの特徴は、特に、その矛先が都市農業へ向けられているところであります。最近、大都市を中心とする地価高騰は、中曽根内閣の大都市集中政策と民活路線にその責任があるということは衆目の一致するところでありますが、この責任にほうかむりをして都市農業にその責任を転嫁する、いわゆる都市農業不要論が横行しております。

例えば最近売り出し中のある学者は、第３次農地解放論を唱え、大都市近郊 100キロ圏内での米づくりをやめ、宅地として供出すれば宅地価格は５分の１から４分の１、広さは現行の３倍にもなる、というような主張などを行っております。財界や不動産業界、政府・自民党筋からも宅地並み課税を見直し、強化することについての議論も相次いで出されております。

例えば、ことし４月に出された中曽根内閣の諮問機関である経済審議会の経済構造調整特別部会の報告、いわゆる新前川レポートは、土地対策の重点として、市街化区域内の農地の優遇税制の是正、市街化区域の拡大を図ることを要求しているわけであります。

こうして日本農業、とりわけ都市農業は二重にも三重にも激しい攻撃にさらされております。果たして都市農業は不必要なものなのか。この点について述べたいと思います。

第１は都市農業が野菜など生鮮食品の身近な供給基地として大変重要な役割を果たしているということであります。東京都民の野菜消費量に占めます都内野菜の割合は、昭和60年度で12.7％であります。 1,190万人の都民のうち 151万人分の野菜を都内の農業が賄っているわけであります。 151万人の人口というのは一つの県の人口に匹敵するわけであります。特に占有率が高いものは、ツマミナ86.4％、コマツナ58.4％などがあり、季節的には11月のカリフラワー85.1％、６月のキャベツ44.6％など高い割合を占め、特に鮮度が重視される軟弱野菜が高い占有率を占めているわけであります。そして、こうした都内の農産物の70％近くが市街化区域内の農地で生産されているわけであります。

こうして都市農業は日常の野菜供給に無視できない役割を果たしております。特に天候に左右されやすい野菜の需給関係のバランスをとる緩衝能力は、数字以上の役割を果たしていると思います。

都市農業のもう一つの役割は、何度も指摘されているところでありますが、緑の効用、憩いの場や災害時の避難場所の提供、教育的、文化的意義など、大変大きな役割を果たしているわけであります。

さきの議会で多摩平の浸水問題が問題とされましたけれども、逆に言えば、日野市内のまだ少なくない、残っている水田や畑が果たしている目に見えない役割、貯水機能なども大きな役割を既に果たしているということも指摘しておきたいと思います。まさに都市農業は、市民にとっても貴重な財産であると思うわけであります。

こうした点を踏まえて、幾つか都市農業を守るという観点で質問したいと思います。

第１点は、都市農業を守る上で、今焦眉の課題となっている宅地並み課税から農地を守るという問題であります。

1982年に発足した長期営農継続農地制度は、宅地並み課税をめぐる10年間にわたる攻防の中で、都市農業を守る運動が宅地並み課税の全面攻撃を一定押しとどめかち取った成果でございます。これを見直す、是正するなどという攻撃がかけられているわけでありますけれども、こうした攻撃に対して、当局はどういうように考えられるのか、どういうふうに対応されようとされているのかということについてでございます。

第２点は、都市農業を守るためには農業に従事する方々にやる気を持ってもらう必要があります。農業生産に意欲を持ってもらうためには、経営の安定が必要であります。後継者が生まれてくるような農業にしなければなりません。こういう点で、どうした展望を持ち、どのような施策を進められようとしているのか。

第３番目、都市農業を守るためには、都市農業の特徴を生かして地域の消費者と農家の結びつきを強めることが重要であると思います。この点で、青空市場や産業祭りなどをもっと活発に、また給食などを通じて子供たちに教育を行っていく、この点が非常に重要だと思いますけれども、こうした都市農業、地域の消費者と農家を結びつける、強める、こういうふうな点で市の当局のお考えをお伺いしたいと思います。

以上３点について最初に御質問いたします。

○議長（黒川重憲君）　　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　　それでは、まず第１点の御質問に対してお答えをいたします。

昭和57年度に、市街化区域農地への宅地並み課税が創設されまして、それに伴って長期営農継続農地の制度がそこで生まれたわけです。ということは、宅地並み課税の場合には、市街化区域内の農地の宅地、要するに住宅政策の促進、こういうふうなものでございまして、長期営農継続農地の制度は、これを今御質問の中にありますように、都市農業の保護とか都市緑地の確保、そういうふうな面から、税の上でこれを猶予するというふうなもので、長期営農継続農地の制度が発足をしたものでございます。

当市の場合ですけれども、昭和62年度を見ても、宅地並み課税と、それから農地並み課税との対比でございますけれども、平均では36対１というふうな割合になってございます。要するに生産緑地の確保、これを積極的に図る上からも手厚い農地、要するに生産緑地への保護施策というふうに言えるかと思います。

したがって、長期営農継続農地の制度の継続に図りつつ、生産緑地の確保と推進をしていくことが大切であると考えております。そういうことで長期営農継続農地の制度は、適用を受けるには、この制度を深く認識して今後対応していくことに努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　ただいま税金面から市民部長がお答えをいたしましたけれども、都市農業を営む上におきまして、長期営農継続農地制度は農政を担当するものといたしましては、堅持していかなければならない制度である、このように考えております。

この制度が維持されるためには、制度対象農地が適切に管理されてなければなりません。最近言われているような偽装農地のようなことがないように、市民の理解が得られ、批判を受けない農地利用がなされなければならないと思っております。

このような観点から、今後積極的に農地の保全、管理、指導を推進してまいりたいと思っております。

それから、第２点の農業に従事する人が喜んで従事できるような経営の安定、後継者の育成の問題についてでございますけれども、昭和60年度の専業農家の戸数は市内で37戸になっております。今後、都市農業の攻防については後継者の育成に集約されるのではないかと、このような認識を持っております。

少し範囲を広げまして、東京都の現況を見てみますと、農業人口12万30人で、このうち農業に就業人口４万 2,020人となっております。この数字から農家１戸当たりの平均の人数を見てみますと1.61人でございます。それで、さらにこれを年齢別に見ますと16歳から29歳の農業後継者と思われる若年層の比率は 3.7％で大変低い状況にございます。

このような状況の中で、後継者を確実に確保していかなければ今後の都市農業は成り立っていかない一つの重大な課題でございますけれども、日野市では日野市の農協並びに七生農協に青壮年部という部がございまして、この部が実質的な後継者の団体でございます。この七生農協、日野農協両農協の青壮年部を通しまして都市農業の魅力についてのＰＲ、後継者同士の交流、農業に関する基礎知識を得るための研究会を定期的に持ち、そして後継者の育成に努めているところでございます。

最近市内で起こりました実際の例でございますけれども、Ｕターン者がございまして、会社勤めをしていた方たちが戻ってきておる、７人から９人ぐらいの人数を確認しております。

後継者の育成については、ただいまお答えいたしましたとおり、両農協を通じまして、この青壮年部に対する補助、援助をやっておりますけれども、そのほかに東京都でも、この後継者の問題を大変重く見まして、後継者財団基金というものを58年から行っております。58から本年度62年までの５年間に目標の基金額が５億円、この５億円の内訳は、東京都が２億 5,000万円、それから農協が１億 5,000万円、さらに各自治体が総計で１億円のお金を出資いたしまして５億円の基金をつくり、この基金の果実をもって有効な施策を展開することになっております。

この事業の中身につきましては、今検討中とのことでございますけれども、先ほど福島議員さんの御質問の中にもございました後継者の結婚問題、そういった結婚相談のようなこともやってみたい、という構想を持っているようでございます。また、市におきましても農業後継者の育成事業として補助金を支出しております。こういった後継者育成の数々の施策を今後さらに充実強化の方向で考えてまいりたいと思っております。

それから、御質問の３点目、都市農業を守るために消費者と生産者とのコミュニケーションを図るべきである、こういう趣旨の御質問でございますけれども、現在、市内で消費者である市民に都市農業をよく知っていただこう、理解してもらおう、こういうねらいのもとに消費者との結びつきを深める意味で、毎年、農業経営者の団体であります経営者クラブと消費者団体の代表者の懇談会を持っております。

ことしの例を申し上げますと、７月の４日に花卉栽培の温室を見学いたしまして、その後で都市農業について活発な意見の交換を行っております。新鮮な市内産の農産物を直販することによりまして地場産業作物を知ってもらうとともに、消費者と生産者との交流を図るため、日野市農協並びに七生農協の青壮年部によりまして、毎年６月から10月までの間、月の最終土曜日に両農協を舞台にいたしまして即売市を開いています。また、この会場のほかにも多摩平第七公園ですね、第七公園におきまして即売会を実施しているところでございます。この即売会は、年末12月25日、26日には正月用野菜の即売を行いまして、毎年好評を博しているところでございます。

さらに本年11月の14日、15日の両日にわたりまして行われました産業祭りにつきましては、実行委員会方式で農協団体の方にも大変お力添いをいただきました。市内産の野菜、くだもの、花卉、そういった産物について市民の理解を深めております。来年度は生活・保健センターが開設されます。あの前庭にはテントを張りまして、そのテントの中で、現在両農協と多摩平第七公園でやっておりますような直販事業をやってみたい、そのような構想も持っております。今年の追加補正にテント６張り分をお願いしているところでございます。

今後も地場産業、農産物の販路の拡大になお一層努めてまいりたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　御答弁を踏まえまして、幾つか具体的に質問したいと思います。

長期営農継続農地制度ですけれども、この考え方は基本的には御答弁にもありましたように、市街化区域の農業は基本的に撤退を図ると、猶予措置として、とりあえず10年間営農の意思ある者は宅地並み課税を免除するという限定的なものであります。

福島議員の質問にもありましたけれども、途中で中断した場合、戻ってきた場合というのは、これは再登録することはできないと思います。これは10年間以降はどうなるかわからない制度ですから。また経営面積、１団地面積が 990平米以下のものについては登録できないとか、施設園芸ガラス温室などは宅地並み課税されるとか、極めて限定的な制度であります。そういう意味では、私たちはそもそも撤廃すべきものである、こういうふうに共産党は考えているわけであります。

こういうふうな点も踏まえて、もう少し具体的に伺いたいと思うわけであります。

今度の、先ほども市長の答弁にありましたけれども、いわゆる緑地信託制度の要綱というのがつくられました。これは森林を指定して市が管理して、固定資産税や都市計画

税などを減免する、こういうものでありますけれども、これと同じようにはいかないと思いますが、例えば今ミニ開発、共同住宅などの建設が進んでいる 990平米に満たない小さな農地についても、こういうものが適用できないのかどうなのか、この点について一つお伺いしたいと思います。

それから二つ目は、区画整理が進んでいるわけでありますけれども、小規模農地、これを集めて集団農地とする、特に、その中で土盛りして畑にしてしまうのではなくて、日野市の特徴である水田を残す、こういうことができないのかどうなのか。

昭和61年度の統計によれば、日野市の水田面積は三多摩26市中、八王子に次いで第２位であります。用水のまちと言われる日野、水田というのは日野市の一つの景観になっていると思うわけであります。この点で、区画整理の上で配慮ができないものかということについてお伺いしたいと思います。

三つ目は、後継者をつくり、都市農業を安定させる上で農産物の価格を安定することが非常に重要になっていると思います。そういう点で、価格安定制度というものが東京都によってつくられているわけでございます。この価格安定制度について、日野市では日野農協、七生農協を通じて８品目ほどあるんですが、そのうちキャベツが利用されていると聞いております。いろいろ条件が難しいわけですけれども、いろいろ条件がつくわけですけれども、このキャベツの利用については近年ふえてきているということでございます。

ところで、私はこの価格安定制度、野菜の供給制度、これをもっと充実してほしいというふうに質問しようと思ったわけですけれども、新聞によりますと、読売新聞11月11日号によりますと、この東京都の生鮮食糧品価格安定供給事業が今年度いっぱいで打ち切られる、こういうことが決まったという報道があるわけであります。キャベツなど大変価格の変動が大きいものでありまして、農家によってはトラック１杯分運んで行ってもガソリン代にもならない、こういうふうな状況もあるそうで、そういう点でこの制度が重宝されてきているわけであります。

この点について、もしこれが打ち切られることになるならば、非常に大きな日野市の農業にとって打撃を受けると思うわけでありますけれども、この点どうするのか。あるいは日野市で独自の制度なども実施しなければならないと思うわけでございますけれども、この点についての市当局の見解をお伺いしたいと思います。

さらに質問をしたいと思います。

市民の皆さんと農業が結びついていくという上で、いろいろな重要な施策を進めてい

るという御答弁がありましたけれども、こうした活動にもっと大きな力を入れてほしいと思うということでございます。

先日、農業祭り、産業祭りがございましたけれども、この共進会の出品参加料が今年度から高くなって、そして出品数が若干減ったというふうな御不満を農家の方から聞くところでございます。実行委員会のお話によりますと、この参加料の収益は、実行委員会への入ってきた収益は20万程度だということでございます。せめて共進会で出品された野菜の売れた、販売されたものについては全額農家の方にお渡しする、20万程度の援助をすればできるわけでございますから、こういう点でぜひ御検討していただきたいと思います。

もう一つ、市民の中に日野市の農業を理解してもらう上で学校教育というのが非常に重要だと思うわけであります。

日野市では学校給食の中に産直野菜を利用する、こういうふうな方針を教育委員会は持っているわけであります。先日二中の試食会でもらったパンフレットにも大きく地元の農産物野菜を利用する、新鮮で安価なのはもちろんですけれども、生産の状況や苦労を知るなど、よい教材として利用し、野菜をもっと身近に感じてほしいと思っています。最近食べなくなった野菜を残さず食べるようになってほしいと考えています。こういうようなことも触れられているわけでありますけれども、今の産直野菜の使用状況、中学校では１校除いて全校で実施されておりますけれども、小学校ではまだ数少ない、こういうふうに聞いているわけであります。ぜひとも学校の御協力を得て、この産直野菜の給食への利用を拡大していただきたいわけであります。この点についてお伺いしたいと思います。

以上の点について再質問させていただきます。

○議長（黒川重憲君）　市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは、御質問の長期営農に登録できない 990平米以下の農地について、課税上、市独自の施策はできないかという御質問だと思います。それについてお答えいたします。

ただいま御質問の中にありましたように、一農家が所有する農地の面積が 990平米以上、これが長期営農継続農地制度の面積要件であります。ただ一団の農地として 990平米以上の農地のある地区内に連檐をして所有する場合ですね、この場合には１の条件に該当しない場合でも対象となるということで、 100平米でもこの対象になるということでございます。ただし、今言いました連檐の場所でございます。

それから、この要するに 990平米以下、市の独自の対策ということの御質問の中で、課税上取り扱うことについては、先ほどから申し上げますように、長期にもっぱら農業を行う必要、こういうふうな要件で行っている、そこを引き下げるということは、都市構造上等好ましくないというふうに考えています。以上です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　緑地信託要綱ということを思い立っておりまして、議場にも資料としてお配りをいたしました。

この趣旨は、将来、公共用地に日野市が取得することをある程度御理解をいただく、ということで思い立っているものでございます。その制度を生産緑地にまで拡大して適用できないか、とこういう御質問が出ておわけでありますが、いわゆる生産緑地、畑でありますとか、畑が対象になると思いますが、将来、公共用地に、いずれ手放すときには売ってもいいと、こういう意思がはっきりしておるならば検討してみる必要がある、このように感じております。

そういう意味で、今現在の緑地信託の考え方は、私有の樹林地を、目指しているのは主として程久保の緑地でありますが、将来、市になるべく譲渡してやると、こういう御意思のもとにお預かりをしていこう、つまり委任を受けて市が預託をする、そうしてある程度の保全管理を図っていこう、こういう趣旨でございます。

それを生産緑地にまでどの程度拡大できるか、とりわけ処分する際には、処分というか、譲渡する際には市を対象にして譲渡を考えると、こういう約束がいただけるならば、ひとつ新しい土地確保の方法の一つではないかという感じもいたしますので、検討してみたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　御質問の価格の安定の件でございますが、野菜などにつきましては東京都が独自の施策を持っています。野菜価格差補償事業あるいは野菜供給確保対策事業、こういう二つの事業がございまして、そのほかに国の事業もございます。

東京都の事業につきましては、この主管課が労働経済局あるいは生活文化局となっておりまして、労働経済局の方は生産者の立場を守る方向で、それから生活文化局の方は消費者の立場を守る意味で価格の安定政策を続けております。

日野市内では、御質問の中にございましたようにキャベツが契約条件になっておりまして、初夏キャベツといいまして６月の中旬から７月の中旬にかけまして、およそ１カ

月の間約４トンの出荷をしてございます。このキャベツの価格につきましては非常に上下がございまして、高いときは高いし、安くなるとほとんどもうゼロに近いようになってしまいます。したがって、それぞれ上限と下限の値段を設けまして、下の値段を割り込むようなときには、余り農家の方の打撃にならないように補給金を差し上げている、こういう制度でございます。

農家の方の意見を聞きますと、確かにキャベツはふえてはおりますけれども、これに余り入ることに積極的でない生産者の方もいるわけでございます。と申しますのは、下限の価格というのが決まっておりまして、それを割り込むことはない、補償されているところはいいんですけれども、今度は反対に、上限の価格が決まっておりまして、高いときに高く売れない、そういう悩みもございます。それも理由の一つでございますし、そのほか、この辺ですと八王子の青果市場が片倉とか北野にございます。そういう所へ直接出してしまう、そういう方もいらっしゃるわけです。そういう方々からもいろいろ意見をちょうだいいたしまして、今後この都の制度にかわるものとして間違いのない方向づけをしてまいりたいと思っております。

それから産業祭りの出品者の負担の件でございますけれども、御質問のとおり商工店、それから農産店それぞれ出展者から応分の負担金をいただいております。この件につきましても実行委員会の反省を踏まえまして、来年度何らかの形でその改善方をお約束したいと思います。

○議長（黒川重憲君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　お答えをいたします。

学校給食への地元農産物の利用の拡大という御質問でございますが、地元の農産物、特に野菜などを学校給食に使って、新鮮で栄養価の高い食事を子供たちに提供するということは大変大事なことだというふうに考えております。子供たちが自分たちが食べる野菜が育っていくありさまを学校の行き帰りに実際に目にし関心を持って育つということは、教育上も大変大きな役割を果たすんではないか、というふうにも考えているわけでございます。

現在、地元の農産物を利用している学校は８校ほどになるわけです。実際に学校の周辺に農地があったり、農家があったりする地域の学校が、今のところ主に使っているわけで、まだ数は余り多くなっておりませんけれども、新鮮で安いなどの利点のほかに、例えば品数が限られるとか、あるいは供給が若干不安定であるとか、あるいは形がふぞろいになるとか、そういった点で、形状、あるいは調理上、幾つかの問題点もないわけではありません。しかし、先ほど申し上げましたように、教育上の観点とか、あるいは児童生徒に新鮮であったかい食事をできるだけ安く提供するという観点からも、今後も、学校に対して地元の農産物を積極的に利用するように、適切なアドバイスなり指導なりを行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

区画整理で事業地内の水田を集団化して残せないかという御質問でございます。

御承知のように、土地区画整理事業の目的は、公共施設の整備改善と宅地の供給ということにあるわけでございますが、ただいまお話も出ておりましたけれども、都市農業の意義とか、あるいは農家の営農意欲の尊重、それから、この区画整理区域内には農家の方がかなりの面積の土地を持っております。こういったものを配慮いたしまして、区画整理に取り組んでいるわけでございます。

水田等につきましては、区域内の土地を持っている農家の方に意向調査をいたしまして、将来、区画整理後も水田として営農するか否か調査をしております。その結果、水田として継続営農したいという者につきましては、区域内に水利のことも考えまして１カ所に換地をするような、そういう形で進めております。

具体的なことをちょっと申し上げますと、万願寺土地区画整理区域内では、５名の方が区画整理後も水田を続けたいということでございます。面積にいたしまして 8,901平方メートルでございます。豊田南土地区画整理事業につきましては、４名の方でございます。面積にいたしまして１万 671平方メートルでございます。高幡土地区画整理事業につきましては、将来水田として営農の希望はございません。それから、水田のほかに農地として使うものもあるわけでございます。これは整地の中で畑地として耕作が可能なような、そういう配慮をしておる次第でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　時間もありませんので、これ以上質問できませんけれども、非常に積極的な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

日野市は、緑と清流を取り戻そう、ということを主要なテーマにして、自然と調和のとれたまちづくりを進めているわけであります。ここで言う自然というのは、手の加わらない全くの自然というのではないと思うわけであります。私たちがイメージする自然というのは「ウサギ追いし、かの山」であり、また「子ブナ釣りし、かの川」であります。ウサギ追いし、かの山とは原生林ではなくて、人間の手の加わった二次林でありま

す。子ブナ釣りし、かの川とは、農業用水であります。日本人の祖先が1000年以上にもわたって営んできた農耕、農業の営みの中で自然に手を加え、維持して管理してきた、こういう環境を私たちは懐かしいと思い、また心が安らぐように思うわけであります。

日野市に比較的まだ自然が残っているとすれば、今もくわを持つ手を放さず、必死に農業を守っている人々がいる、このことに私たちは感謝しなければならないと思います。緑と清流を取り戻そうとするならば、都市農業をこの自民党の悪政から守っていくことがどうしても必要だと思うわけでございます。

こういう点で、森田市長からも一言御答弁をいただければというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の考えます都市というのは、まさに清流も流れ、緑も豊かだ、ということを願っておりますので、農業をなるべく尊重するゆえんはそのあたりにあるわけでありまして、今後、できるだけ意欲のある方々に継続をしていただく支援を送りたいと、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって３の１、都市農業を守ろうの質問を終わります。

一般質問３の２、切実な老人医療費助成について再度質問するの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○９番（中谷好幸君）　通告に従いまして質問させていただきます。

1983年より実施された老健法は、昨年改正され、ことし１月より改正老健法が実施されております。改正の主な内容は先ほど、竹ノ上議員も指摘がありましたけれども、老人医療費の自己負担の大幅な増額であります。また中間施設を設置して老人を病院から追い出す、医療行為を行いながらも病院でない老人保健施設、すなわち医療内容をレベルダウンさせた施設に入所させて、しかも費用は本人と家族の負担を中心にする、こういうことであります。また、財源についても、国の責任を少なくして国民の負担をふやす、被用者保険からの拠出金を引き上げるものでございます。

老人医療の改悪は常に国民医療改悪の突破口とされてまいりました。この点について、先ほど竹ノ上議員から、老健法の改悪の次が国民保険制度の全面改悪、また医療法の改正に伴うベッド規制と続いているという指摘があったわけでございます。

政府が進めている医療制度改革の目的とするところは、老健法も含めて医療費の適正化、こういうことが掲げられているわけであります。すなわち医療費の抑制であります。

ここで言う医療費というのは、国民総医療費という意味ではなくて、国の医療支出を抑制する、言いかえれば国の医療責任を放棄する、ということを意味しております。むしろ国は医療費の増大は避けられないものとして、これを自立自助の名のもとに、国民に負担させる、また公的な責任でなく、民間活力の導入の名のもとに、大資本にこの医療の分野に市場を開放する、こういう立場であります。

関連して昨日老人ホームの問題でいろいろ議論があったわけですけれども、私は大変危険だと思いました。それは経営形態をめぐっての議論です。今、大資本は医療や社会保障から国が撤退を進める中で、この分野を巨大な市場、何兆円何十兆円産業だ、という位置づけで利潤追求を目的にしてここに参入をしてくる。こういう状況であります。こういう情勢を抜きに民間資本の導入や民間委託は万々歳という議論が行われているということについて、私は大変危険だと思ったわけであります。

昨日の議論の中でも、どこかの市で西武が出資したというふうな、老人ホームに出資したというふうなお話があったわけでありますけれども、私は、こういう医療や社会保障の分野は、公的責任をはっきりさせた経営形態で進めることが絶対に必要であると思うわけであります。もちろん民間委託が一概に悪いわけではありません。民間の人の中にも、社会保障についての考え方、信念を持ってこれに身を挺している方もいるわけであります。

しかし、こういう方々と大企業、大独占が、この医療や社会保障制度を利潤追求を目的に参入してくる、こういうことについては同一にできないと思うわけであります。もしも、こういう分野が大企業や大独占、利潤追求を目的とした、こうした企業に接見されることになれば、当面は負担が少ないということがあったとしても、先々大きな犠牲、負担を国民・市民が受けることになる、このことについて一言指摘をしておきたいというふうに思うわけであります。

さて、老健法の制定及び改正についても、医療費の適正化、抑制ということで導入されたわけですけれども、結果はどうなっているかといえば、有料化や値上げによって、一時的に受診率が抑制されることがあったとしても、医療費そのものはますます増大する、確実なのは国の負担、国の責任が回避され、国民の負担や自治体の負担がますます大きくなっているというのが実際の姿ではないかと思うわけであります。

こうした情勢の中で、昭和60年８月、森田市長は日野市地域保健協議会に対して、老人医療費の無料化に資する方策について、という諮問を行いました。これに対する答申が61年５月に地域保健協議会花輪会長より出されております。

答申の内容は、要約すると以下の３点でございます。日野市が実施している健康管理手当制度について、健康管理を重視した非常にすぐれた施策である、ということを高く評価している点であります。二つ目は、老健法の改正による医療費の自己負担の急速な増大に対応するため、老人に対して思いやりのある方策を講ずるように、特に寝たきり老人、障害者、低所得者、入院長期療養者に特に配慮をすること、３番目に、老人理・美容券の今後について、発展的な検討をしたらどうか、という意見があった。こういうものであります。

そこで質問したいわけでありますけれども、この答申について、市当局はどういうふうに評価され、これに基づき、どのように施策を進めようとされているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　日野市の地域保健協議会からの答申につきまして御質問がございました。

この答申につきましては、老人の過齢による弱化の問題に対応する医療についての指摘がございました。現在、日野市といたしましては、健康の保持、増進のために健康管理手当を支給する制度がございます。年間１万円の支給でございます。これにつきましては、昭和58年２月から老健法の施行の際に、一部負担金の導入制度がございました。これを考慮いたしまして、当時 6,000円でございました健康管理手当を１万円にレベルアップいたしました。これは一部負担金の制度を補う、こういう意味で行われたものでございます。

御質問の日野市地域保健協議会の答申につきましては、十分に尊重する気持ちがございますけれども、入院見舞金制度の確立、または、その他の問題についての御要望等が寄せられている状況でございますけれども、これらの問題につきましては、日野市は、現在のところ健康管理手当制度を持っているわけでございますので、今後とも、この制度を尊重していきたいというぐあいに考えております。

また、今後各自治体の動向等も見きわめつつ、今後対処する所存でございます。市といたしましては、新たな制度導入の確立まで考え至ってないという状況がございます。

市といたしましては、今後とも、この制度を中心とした高齢者の健康保持、増進を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　御答弁を踏まえて再質問をしたいと思います。

実は老人医療費の無料化、特に助成につきましては、私が議会に送り出していただきまして最初の一般質問で取り上げさせてもらった問題であります。昭和61年度の第１回定例会の中で、私の質問に対する市の当局の御回答は、こういうふうになっております。何らかの助成を行え、という質問に対しまして、高野部長は、日野市のそれぞれの請願あるいは老人組織による無料化の要望の運動も私どもも承っておるところでございます。そういう中での日野市の考え方ということでございますけれども、日野市といたしましては、できるだけ、今後とも改定が予定されておりますけれども、個人負担をふやさない方向で努力していきたいということ、こういうふうに考えております。

また市長も、地域保健協議会の方に、現在、老人医療の無料化に資する方策についての諮問をしておられまして、この諮問の答申は今いただいておりませんけれども、答申をいただいてから、十分、この問題については前向きに何らかの形で検討した施策を打ち立てていきたい、こういうふうに言われているわけでございます。市長の同様の御回答をいただいております。

また昨年の第４回定例会12月議会では、我が党は、こうした市当局の検討とは別の次元で、党独自の立場で老人見舞金制度の条例提案を議員提出議案という形で提出いたしました。特に、この内容については御異議はなかったと思いますが、予算を伴う議員提出議案ということで、議員の皆さんからさまざまな意見が出され、結局市長預かりということになりました。このことについて森田市長は、この際、私は、この議案は議会の御意見に基づいて執行機関に預からせていただく、執行機関からしかるべき議会の御意見を聞いて提案させていただくことが一番いい、とこういうふうな形でお話しされているわけでございます。

また、この中で同じく地域保健協議会の諮問についても、こういうふうな御答弁をされております。これは共産党議員団の提出とは無関係に、ということでございますけれども、特に地域保健協議会に諮問をいたしましたそれが老人医療費の無料化に資する何らかの方法というのは、どういうことでありましょうか、こういうことであります。その答申におきましては、特に老人という弱い立場の人に対しては何らかの思いやりが必要である、このような意味の答申をいただいておる。これに対しましては、可能なのは見舞金制度なのか、というふうに考えましたので、そのことの検討をやっておる、こういうことである、というふうな御答弁もいただいているわけでございます。

これまでの経過を踏まえるならば、今のところ、やるつもりはないというのは、いかにも冷たい感じがするわけでございますけれども、どういう、もう少し、どういう事情

なのかということについて、検討の中身ですね、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地域保健協議会の答申のこともございますし、議会におきましての提案のこともありまして、ずっとそのことにつきましては、脳裏に離れないぐらいに考え続けてまいっております。

要するに、まだ見舞金という形で、財源をどのように確保できるか、そのようなことと今の健康管理手当の制度は現金でありますので、確かに使い便利がいい、あるいは何にでも使える、こういうことで健康管理手当そのものに集中的に使っていただく、そういうことを考案すべきではなかろうか、とこういう意味で保健協議会の意見も聞いたつもりでもございますので、もうしばらく検討を経て、施策の目をどのように打ち出すかということを考えてまいりたいと思っております。

たまたま同じ関係の請願も審議されつつございますので、それらの御審議あるいは動向の中で御意見を承っていきたい、このように考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　私どもが、入院見舞金条例をあえて議員提案までして提出したのは、その切実性、緊急性があるからであります。もちろん老人入院見舞金制度が完全なものではなく、緊急避難的な措置として要求されている、こういうふうに思うわけであります。根本的には先ほどから申していますように、政府にその医療責任を果たさせる、このことが大事であります。

我が党が提案している入院見舞金制度は、たかだか１日 400円の入院時の自己負担を賄えるかどうかというような制度のもので、財源としても大きなものではありません。もし、これが実現したとしても、とても老人が置かれている状況を救済できる、根本的に救済できるというものではございません。実際には、病気になったお年寄りがどういうふうな事態になっているのか私もいろいろ聞くわけでありますけれども、経済的負担だけとってみても大変重要な事態であります。

例えば答申の中にも出ておりますけれども、昭和60年７月に中野区が実施しました高齢者の入院に関するアンケート調査によりましても、基準看護でない医療機関に入院したケースで、付添看護料を除いた１カ月の入院費用は、50％以上の人が月10万以上要した、という回答をしております。年金が月数万円にしかならない人が圧倒的多数という我が国の貧弱な社会保障、こういう状態の中で、こういう負担が本人や家族に重くのしかかる、こういうことが明らかであります。

我が党が主張する無料制度、助成は、こういう負担をほんのわずかでも御援助しようというものであり、根本的な救済が可能であるというものではありません。ぜひとも、こういう緊急事態、緊急避難的措置として、こういう制度をぜひとも検討していただきたい、特に、今、厚生委員会に付託中の請願は恐らく採択していただけると思いますけれども、市長は、議会でもしかるべき議会の意見を聞いて提案させていただく、と議会で答弁されているわけですから、必ず提案させていただけるものと確信いたしまして、この問題についての私の質問とさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって３の２、切実な老人医療費助成について再度質問するの質問を終わります。

一般質問３の３、合唱サークルのためにピアノのある練習場を確保せよの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○９番（中谷好幸君）　この質問につきましては、通告どおりでございます。その前に、参考に二、三教えていただきたいと思います。

今、日野市に合唱サークルはどの程度あるのか。つかんでおられる範囲で教えていただきたい。

二つ目、こうしたサークルの練習場として、例えばピアノが設置されている所は具体的にどこにあるのか。

三つ目、市民会館の練習室があるが、その実情について、簡単で結構ですから質問の前提として教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　御質問にお答えをいたします。

現在、市内に日野市合唱連盟というのがございますが、これに加入をしている合唱団は26団体ございます。もちろん地域の中にはあるいは連盟に加入をしてないコーラスグループも数多くあろうかと思いますが、現在、合唱連盟に加入している団体は26団体です。

その団体が練習している場所でございますが、それぞれの合唱団ごとに、いろいろ自宅をお使いになったり、いろいろ公共施設をお使いになったりしているわけでございますが、一応26団体のうち恒常的に練習を行っているところでは、９団体ほどが学校等の施設を使っております。その場合、主に学校の場合には音楽室を使っております。

そういった形で、音楽室を使う場合には当然ピアノが置いてある場所という形になろうかと思います。そのほかに社会教育センターをお使いになっている団体が、やはり五、

六団体ございます。それで、ここにもピアノがあるんではないかというふうに思います。概要は以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　市民会館の練習室のピアノの使用状況でございますけれども、グランドピアノは常に倉庫の中に入っておりまして、大ホールそれから小ホールに持ち出して使うものでございます。

○議長（黒川重憲君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　ありがとうございました。今度の基本計画では、多角的な生活文化の創造、ということが掲げられているわけであります。さまざまな施策の充実をうたっているわけでありますけれども、私は、こういう合唱サークルなど、いわばすその広い文化活動を重視して施策を前進させる、ということが非常に重要だと思っているわけであります。

合唱サークルは26団体ということでありますが、これは連盟に入っている団体で、恐らくその２倍３倍の団体があるのではないかというふうに思うわけであります。私の聞くところによりますと、日野市で、こうした合唱サークルの練習場に大変不自由をしているというふうなお話を聞きました。確かに学校の音楽室も利用されているわけでありますけれども、これは特にサークルを中心に学校の先生がいらっしゃるとか、あるいはＰＴＡのサークルなどであって、決して一般に開放されているというものではないというふうに思います。

また市民会館ですけれども、もちろん小ホールや大ホールは、莫大なお金がかかるわけですから練習に使えるものではありません。私は、練習室というのがあるというふうに聞いております。ただし、この練習室は二つありまして、一つがピアノが置いてあって、もう一つがエレクトーンが置いてある。使用料はピアノが 1,000円、部屋の代が夜だと 1,700円、ただし20人ぐらいしか入れない、20人入って練習すると息苦しくなってくるというふうな、そういうふうな状況だそうでございます。サークルによっては多摩や府中に練習に行く。多摩市では市民ホールというのが五、六カ所ありまして、ここでは無料でピアノを貸していただける、こういうふうに聞いているわけでございます。

そこで、ぜひともですね、日野市においても気軽に、そんなに 2,000円も 3,000円も払わなくも合唱サークルが使えるように、例えば湯沢会館、勤労青年会館などは仮設の舞台などもあるわけですから、ピアノを設置していただけないかどうか。

それから、日野市内でピアノがそろっている所は、あと児童館があるわけでございます。子供がいない夜間、この児童館のピアノを地域の合唱サークルに開放することができないのかどうなのか。

この２点についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　それでは、児童館の活用についてお答えをしたいと思います。

児童館の活用につきましては、現在、児童課でこれの開放の問題について検討委員会を設置して検討しております。日曜・祭日また平日の５時からの開放についての検討をしているわけでございます。他市や他の区の児童館、これの開放も参考にしながら検討を進めております。これは会議等の利用と、あるいは運動のためのホール貸し出し、こういうことでございます。

ただし無制限に貸し出すということではなくて、児童会または子供会等、何らかのつながりのある団体やグループを対象に考えておる状況でございます。もちろん音楽室もございますので、それについての開放についても検討しております。実施につきましては、63年度中に何とか実施したい、こういうぐあいに考えておるところでございます。

湯沢会館の問題についてもお答えいたしますが、ここは本来の使用は老人福祉、身体障害者の福祉また児童福祉、母子寡婦等の福祉等に続いて、条例の福祉センターの設置条例の第３条に規定しているわけでございますが、今後、福祉センターの事業として合唱サークル等の練習がふさわしいかどうか、またピアノ等を必要とする場合には、どのような形で提供できるかについては、今後また調査検討機関を設けまして検討させていただきたい。今後の課題といたしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　勤労青年会館のピアノの件についてお答え申し上げます。

勤労青年会館の主要団体であります青少年オーケストラという団体に、ある団体からピアノの寄贈の申し入れの話が来ております。目下その話を進めているところでございますけれども、これが実現いたしますれば勤労青年会館の大ホールにピアノが入る、こういうことになります。

○議長（黒川重憲君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　この点について市長からも御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　いろんなグループが集まって合唱なさるということは、気分的にも触れ合いの関係にも結構なことだと思います。

私は、社会教育という立場から、やはり学校の施設を何か使っていただく方法がうまくいかないだろうかと、確かに、あちこちの集会の場所に設備することも検討に値するとは思っておりますが、なかなか管理の面も難しいんじゃないかと、また場所が果たしてあるだろうかというような感じもいたします。だんだん集会のできる場所も今後多くなるはずでありますし、その中の合唱という形の集会にも何か可能性をつくっていかなければならない課題だ、というふうに思いますので、なお検討をさせていただきたいと思っております。

学童クラブ、つまり、いわゆる開放、多目的開放といいますか、そういう場所でもし可能性があるということであるならば、それはそれとして時間外であるならば結構ではないかと、こういう感じがいたしております。なお、そうい関係のところもなお検討してみたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君）　　こういう活動をされている方々にとっては非常に切実な要求でありますので、御答弁どおりぜひとも御検討の上、実施されるようお願いしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（黒川重憲君）　　これをもって3の3、合唱サークルのためにピアノのある練習場を確保せよの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時38分　散会

12月10日　木曜日　（第4日）

昭和62年
第4回定例会　日野市議会会議録　（第35号）

12月10日　木曜日　（第4日）

出席議員　（30名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良吾君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	簾野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫曄子君

議事日程

昭和62年12月10日（木）
午前10時開議

日程第1　一般質問
追加日程第1　議案　第132号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件
日程第1及び追加日程第1

午前10時14分　開議

○副議長（中山基昭君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

本日、議長所用のため、かわりましてその任を務めます。よろしく御協力のほどお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

4の1、校内暴力をなくし、中学生活を充実しておくらせるためにの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　おはようございます。

校内暴力をなくし、中学生活を充実しておくらせるためにということで、ただいまから質問に入らせていただきます。

ことしは憲法の施行40周年に当たり、また憲法の平和、民主主義、基本的人権の原則に基づいて制定されました教育基本法、児童福祉法の公布40周年目に当たります。この意義ある年に、子供たちの置かれている状況を見ますと、国の予算は軍事費を増大させる一方、教育や福祉を切り捨て、国民生活を圧迫し、失業やあるいはまた貧困や荒廃が子供たちの上にも大きく影響し、人権の侵害が多数起きてきております。

今月の12月4日から10日まで、きょうまで、人権週間、これが行われておりまして、きょう終わるわけでございますが、この人権週間にも4つのことが強調事項として示されております。その一つは、2年間にわたりいじめ、体罰の根を断とうということで、いかにこの問題が大きく子供たちの上にも、また我々の上にも及ぼしているかということが、わかるわけでございます。いじめの問題では子供たちの、あるいはまた児童の人権にかかわる問題でもあり、これをどうしてもなくしていかなければならないと思います。

また二つ目には部落差別をなくそうということで、日本の社会に古くからある身分差別の問題、そしてそのために結婚も就職もいろんな不当な差別を受けている問題、あるいはまた同和の名を借りて、ゆすりやたかりなど、えせ同和行為を発生させているけれども、そのこともなくしていこうということです。そして三つ目には女性の地位を高めようということで、男女の平等は憲法の基本理念の一つであるけれども、まだまだ女性が差別されている、こういう実態が明らかにされております。

また最後には、障害者の完全参加と平等を実現しようということで、昨日は12月9日

「障害者の日」でもございました。まだ障害者の皆さんが国連が決めました58年から67年までの「障害者の10年」としての、障害者の問題の行動計画が各国にも要請されておりますけれども、障害者の皆さんもなかなか、まだまだ暮らしやすい、あるいはまた職場の点でも、いろんな差別が行われている。この人権週間に当たっては、四つの強調事項が示されているわけでございます。その中で人権擁護局からの調査によりますと、昭和61年の人権擁護機関が取り扱った、児童、生徒間のいじめの事件、これが2,393件、前年に比べて649件ふえております。ことしの９月末までに、872件ということで、前年値の1,498件に比べては、かなり減っているわけでございますけれども、でも潜在的なものがあるのではないかという、こういうことが心配されております。そして昨年の実態でも、被害を受けたのが中学生が最も多くて、53.4%、そして小学生が37.6%と、こういうことになっております。

また若い教師によります体罰事件、このこともふえてきておりまして、昭和61年に受理した教職員の体罰事件が103件で、前年度の79件から、24件もふえている。このことも本当に人権としてとらえていく中では、このことを本当に大きな問題として、我々自身も考えていかなければならないと思うわけです。

12月の６日の毎日新聞の社説にも、「学校ぐるみで体罰の根を断とう」ということで人権週間の問題、あるいはまた法務局が人権侵犯事件として、受理した体罰事件の問題なども取り扱っておりますし、子供たちの人権が侵害されていると訴え続けている、こういうことに対しては、「子供の人権110番」を開設して、この処理に当たっている、こういうことが毎日の社説にも述べられております。こういう中で昨年の４月、呼びかけ人として、一番ケ瀬康子さん、子供の問題では終生守る運動を続けてこられました羽仁説子さん、そして沼田稲次郎さんなど、５人の方々が、子供の人権保障を進める各界連絡協議会の呼びかけの趣意書を発表しております。子供たちの健やかな成長、発達を願い、子供の人権を保障する努力を続けることが、国民的な課題であるとともに、人類史的テーマであると考えます。

そしてことしは、児童憲章制定35周年であるとともに、国際平和年でもあります。私たちは子供に最善のものを保障しなければなりません。それはもとより国際平和であり、人権と自由であるというふうに述べております。健康、福祉、教育、文化の面でも児童憲章の精神を実現しなければなりません。ところがいじめ、体罰をはじめ、自殺、子殺し、学校災禍に見られるように、子供の人権侵害は、重大な社会問題となっています。このことは、これまで大人たちが子供の固有の権利を深く理解していなかったことのあらわれです。今こそ、憲法、児童憲章、教育基本法の理念にのっとり、子供の権利を考え、保障する運動を、学校、家庭、職場、地域から大きく起こすことが急務です。そして五つのことが問題として提起されております。一つはいじめ、体罰など、子供の人権侵害をなくす運動を起こします。二つ目には、子供の固有の権利についての社会の認識を広げます。三つ目には、国連で進められている子供の権利条約の制定を促進します。四つ、子供の人権を保障する現行法制度を点検し、その改善の立法を推進します。五つ目には日本の子供の権利宣言、仮称ですが、その制定についての国民的合意を形成します。そして皆さんの積極的な御賛同心から呼びかけるということで、私たちが本当に今子供の問題について、考えていかなければならない、このことを問題として提起しているわけです。そして子供の人権宣言'87では、子供は子供として育ち人間として生きる権利があります。私たちは子供を人権の主体として認識し、確認し、日常次のような子供の権利の実現を目指しますということで、10の子供の権利の問題が宣言として盛り込まれております。一つは命の誕生の権利、二つは健康に成長する権利、三つは家庭的環境のもとで育つ権利、四つは福祉を求める権利、五つは自由に楽しく遊べる権利、六つは学び知る権利、七つは表現の自由が保障される権利、八つは身体の自由が保障される権利、九つは希望に生き、自立する権利、十は平和に生きる権利でございます。

私はこの10の権利が本当に今、日本の社会の中で子供たちにこれが実際にやっているかどうかということを考えますと、命の問題でも健康に成長する権利の中でも、今の中では合成洗剤の入った食べ物、あるいはまた大気汚染の問題などもありますし、自由に楽しく遊ぶ権利の中でも、今、塾に追われるとか、あるいはまた時間も住宅の問題もございます。おけいこごとに通うことで追われる子供たちや、あるいはまた交通災害の問題もあるわけです。平和に生きる問題でも、平和教育を偏向教育として退ける、日の丸、君が代を押しつける、こういうこともありますし、高校生への自衛隊への勧誘、これもしつこく行われている、これが今の日本の現状ではないかと思います。そういう中で私は全国的な視野に立ちながらも、また日野市の子供たちが、生き生きと中学生活を送っていただきたい、このことから質問に入るわけでございますが、全国的にも中学生の校内暴力や、家庭内暴力の実態などが大分こう明らかにされてきておりますが、日野市の中でどのような動きがあるのか、学校名などには触れることなく、一般的なことで結構でございますので、そのことについてお知らせいただきたいと思います。

２番目にはその子供たちが中学校を卒業いたしますと、その後のことで暴走族、あるいはまた暴力団への参加、こういうことが比較的こう全国的には言われます。特に私な

ど渋谷などに行きますと、まだあどけない顔をした少年や少女が、右翼の車の前にいることなど見かけることがあるわけでございますが、本当に胸の痛む、そういう思いをするわけです。卒業生の中で、そういう参加がもしあれば、それを本当に正していかなければならないと思いますので、そういうことはどうか。

三つ目にはやはり子供たちを守るこの運動をこの自治体としても、父母やあるいはまた学校や地域など、一緒にこれを進めていかなければならないと思うわけですが、自治体としてこれをどのように進めていくか。

そして四つ目には、やはり子供たちのいい諸条件を学校の中でつくっていく、そのためには私は中学校でも40人学級をどうしても早く進めなければならないと思います。その点で、中学校での40人学級を先般行政報告の中で、お話がされましたけれども、再度私は本当にこれを小学校の40人学級は、非常に父母や教師からも喜んで迎えられている中では、中学校の40人学級を実現させていくこの決意を、ぜひ教育担当の方からお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○副議長（中山基昭君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　４点にわたっての御質問がございますけれど、私の方から答弁させていただきます。

日野市の校内暴力の実態、これはどうかというような御質問でございますけれど、今年度に入りまして４月以降、11月末現在で、学校の方から教育委員会に寄せられております報告件数43件、校内暴力というような形で、教育委員会の方に上がってきております。ほとんどが同一校内での生徒間の暴力抗争でございますけれど、その中には対教師への暴力が３件、それから学校間同士の暴力抗争、これが２件含まれております。

実態はどうかと、大部分は単純な昔で言われるそのけんかといいますか、そういうような状況で、例えば顔面打撲だとか、口内裂傷、口の中を、なぐり合いの中で切ってしまったとか、そういうような件数が多いわけなんですけれど、中には今までの仲間から抜けるというような行為、いわゆる今までの仲間との交際を避けるというような、そういう現象面から集団的な形での暴力を受けて骨折をしたとか、あるいは金品を強要されて、応じられないということで、公園に呼び出されて、肋骨にひびが入るほど、暴力を受けたとか、そういうような医者の治療を受けざるを得ないような状況に置かれる暴力、こういうものも数は少ないですけれど、生じているというのが現状です。

特にこの対教師への暴力のケースと言いますと、どんなケースが出てきているのかということでございますけれど、例えば移動教室等の際に、酒を持っていって、仲間といわゆる回し飲みをしたと、そういうことで移動教室が終わって、帰ってきてからそれの反省を含めて、問題行動ということで、保護者との連絡をとったということがきっかけになって、家の者に知らせたなということで教師になぐりかかって、教師が転倒して、頭部、あるいは腰部を打撲するというようなケース。あるいは教室から抜け出して、廊下を徘回するというような状況の中で、先生から自分の教室に戻りなさいという形で強く注意をされても、友達にかじりついて、離れないという状況の中で教師に手をぴしゃりと叩かれたということを根に持って、なぐったなというようなことで、教師に飛びかかって、教師の顔面を殴打したというようなケース。そういうようないろいろ、とにかく普通ではちょっと考えられないような状況のケースも、中には43件の中には入っていることも事実でございます。

そういう、その状況の中で、学校自体としてもいろいろな角度から、そういう児童生徒の生活指導、あるいは問題行動、こういうものに対しての教師全体としての取り組みにも当たっておりますけれど、特効薬というような形で、こうすれば直ちに納まるというような内容がない中で、学校自体も大変苦労しているというのが実態でございます。

で、まあ、こういう状況とですね、卒業してからの暴走族、あるいは暴力団等とのかかわり、これはどうなんだという御質問がございますが、暴走族との直接的なかかわり、これは日野の市内にも「ルート20」だとか、「アーリィ・キャッツ」とか、そういうような名前で呼ばれるところの暴走族グループがあるという状況は、よく生活指導面を通して、とらえております。ただ暴走族そのものに入っていると、中学生がですね、一緒になって行動しているという形の警察の方からの少年係等を通しての、学校への、お宅の中学生がこういうことで暴走族に入っていて、補導されたので、連絡をしておきますというような、そういう形での連絡は受けておりません。

ただやはり暴走族の資金源としての中学生に対するカンパ、これは相当まとまった金額を卒業生が暴走族に入っているという中で、下級生に強要されているというような、そういうような問題点が確かにございます。昨年、カンパというような形で、強要された件数が11件、学校の方から報告が上がっています。大部分は事前にカンパを強要されたという、その子供たちの訴えで、先生方の方で、指導の手を通して、事前の段階での対応をとっておりますけれど、今言ったような形で、暴走族の資金源としてのカンパの強要、こういうものが行われているということは確かにございます。

それからこの卒業生と先輩との結びつき、こういうものにつきましては、例えば高等学校へは進学したけれど、１学期――まあ学校に通学した時点で、夏休み後中退をして

しまって、もと自分のいた中学校の周りを徘回して、下級生にちょっかいを出すというような形で、学校の校門あたりで、あるいはその周辺で、高等学校にも行かないで、こううろうろしている、そういう状況ですね、先生が見つけた場合には、元担任の先生等も通しながら、なるべく学校の中に一緒に呼んで、指導に当たっているというような、そういうケースはございます。

それから子供を守るために、教育委員会としてどういう手立てをとっているんだというようなお話でございますけれど、昨年も大変この地域の教育力というものがやはり先決であるという観点に立ちまして、各中学校区単位で教育委員さん、あるいは教育委員会の指導室関係の先生等も地域に出向きまして、地域の父母の方、それから学校の先生方、あるいは地域の子供会とか、青少年委員の方々等々、教育を語る機会というものを持ちながら、できるだけ地域ぐるみの対応、こういうものをぜひ完成していきたいということで、今年度も昨年度に引き続いて、教育委員さん全員そろって、地域に出向いて、地域の方々と話し合う、そういうような機会を持っております。

また学校訪問というような形で、先生方の生の声を直に教育委員さんが聞いていただくということで、学校の方にも足しげく教育委員さん方が通って、生徒の学習の状態、あるいは学校の施設、設備の状況、さらにその後、放課後ですね、現場の先生方との懇談会、こういうものを通しながら、できるだけ子供が充実した形での学校教育を受けられるような形での学校訪問等、足しげく行っているというのが、現状でございます。

それから最後に条件整備ということで、この40人学級の問題、まあ前回も行政報告の中で取り上げられておりますけれど、中学生、特に問題行動の多い中学生について、どう考えているんだというお話ですけれど、中学校につきましては、今のところ、国の方向づけ、あるいは東京都の考え方も小学校に引き続いて、64年度から、64、65、66という３カ年をかけて、中学校のその学年進行による40人学級を66年度までには完成したいと、こういう考え方を国でも持っております。

それは小学校と異なりまして、今児童生徒、生徒数も中学校が昨年度ピークを超えて、いわゆる暫減傾向に入ってきておりますので、今すぐ小学校と同じように、市として何らかの方法で40人学級をというような気持ちもないわけではありませんけれど、これは物理的に保有教室の問題、あるいはまだ現に国自体が各学年にわたって、40人学級へ対応していない状況の中で、これは国あるいは東京都に対しまして、引き続いて、１年も早く、40人学級の対応を善処してほしいと、そういう形での要請を続けていく、これがやはり筋であるというような考え方に立って、小学校の場合とは若干違いますけれど、

中学校につきましては国や東京都に対しての1年も早い40人学級への出発、そういうものを要請しているというのが現状でございます。以上です。

○副議長（中山基昭君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　ただいま教育長の方から日野市の現状が報告されまして、私もいろいろ母親の議員といたしましては、子供たちの教育には非常に関心があり、（「父親だって同じだよ」と呼ぶ者あり）同じでございますけれども、母親は子供を生み育てるそういうことがあるわけです。その中で今、日野市の子供たちが本当にいい環境のもとで、１人も落ちこぼれなく、そして高校進学を望む子供たちが本当に希望するところに入れる、そういう条件を学校でも、また地域の中でもつくっていかなければならない、そういう思いを持っているわけですけれども、全国的にも非常に今この問題では日野市だけでなくて、暴走族の問題、あるいはまた家庭内暴力の問題、そして校内暴力の問題などが発表されてきております。校内暴力でも58年度に比べれば、60年度は数も減っておりますけれども、それでも中学校だけでも1,173校、そして高等学校でも283校ということで、高等学校になると少しは減ってきて、やはり一番中学生がこういう状況のもとで置かれております。

生徒間暴力の発生でも、中学校では60年度では1,477件、加害生徒数が5,186人、被害の生徒が2,078人と、本当にこのことを思いますと、これはこういうことを起こしている子供自身も悩みながらも、私はこういうことをやっているんじゃないかというふうに思います。また学校の中での器物の破損なども、日野の中でも３件あるようでございますけれども、中学校では60年度、全国的には283件、183校でこういうことが行われてきておりますし、そして家庭内暴力も我々の目の見えないところで、親も子も本当に悩みながらも家庭内暴力が非常に多くなってきている。昭和60年に少年相談等を通じて警察が把握した家庭内暴力を行った少年の数が1,107、前年に比べて24人も減っておりますけれども、しかし殺人事件が４件も発生しているということで、本当にこれは胸の痛むような思いであり、そしてこの家庭内暴力については、この被害を受けているのが母親が圧倒的に多い。母親が60.5％も母親の方にこの家庭内暴力が行われている状況が出されております。

また暴走族も、ただオートバイを乗り回しているだけだったらいいんですけれども、それに伴い、恐喝や、あるいはまた脅迫や傷害事件なども起きております。ぜひこういう全国的な影響の中で、日野市もこのことについてはぜひ私は積極的にこれを解決するための取り組みを進めていただきたいと思います。そして先ほど教育長の方から、この

非行、あるいはまた校内暴力、こういうものに対しての解決する特効薬はないというふうにおっしゃられました。本当にこれは手さぐりで皆さんがやっていらっしゃると思うんですけれども、でも本当に現場の先生方はこういうことで荒れた学校、そしてそれを克服した学校に行って、お話を伺ったり、必死な努力が学校の中で行われてきております。これをやっぱり早くなくするには、小さな最初のころから、この芽をつんでいくこと、このことが一番必要であるわけですけれども、学校の中の小さな、ささいなそのごみの落ちている問題だとか、あるいはまたトイレが傷んでいるとか、落書きが多くなってきたとか、そういう小さなことから処理していかないと、それがこう汚れていたらそのままでいいんだという、そういう風潮が流されてしまうというふうに思うんです。そしてまたこの非行克服に当たって、多くの先生方が、どこの学校でもそうです、都内での非行を克服した学校などもたくさんございますけれども、その中で先生方の方が矢面に立って、この非行克服の一番前に立って、非行や暴力、こういうものをそしてまた頽廃に負けないというこういう姿勢を貫いていく、このことが今までの経験の中から話されております。教師たちが非行が進行していると、それから目をそらすのではなくて、子供たちの前に立ちはだかって、それを解決していく。日野市内の先生も絶対体罰を与えないということで、子供たちから手をかけられても、先生から手をかけることは絶対にしないという、そのためにいろんな事故が起きているというふうに私は思います。

またどんな悪いことに対しても、このことは子供たちがこれから発達途上、こういうことをやっていくんだというふうにとらえて、どんな子供にも目をかけていく、この子供はもうだめなんだという、そういう切り捨てないというこの姿勢、これをぜひ貫いていけば、私は今１年、２年あるいはまた３年のときにだめでも、将来きっと、あのときあの先生が自分を見捨ててくれなかったという、そういう自信が後で起きてくると思うんです。それは現在、今現象面を見れば、本当にこの子供はしょうがないなと思うかもしれませんけれども、一人ひとりの子供たちに目をかけていただきたいというふうに思うんです。

そしてまたお父さんやお母さん、そして学校と一緒にこれを解決していく、学校の中にあることを父母の前に明らかにすること、このことは隠しておいた方がいいんじゃないかとか、そういうことをやりますと、やはり学校の中のそういう荒れている状況、そういうものが目に見えなくなってしまいますので、率直にこのことを父母の前に明らかにして、子供たちと一緒に、お父さんやお母さんもあなたたちを今立ち直らせるために、そしてまたいい学校をつくるためにやっているんだという、こういう姿勢をぜひ見せて

いくことが必要だと思います。そして普段から学校は子供たちを励まして、勉強させるところ、子供たちを親しませるところ、こういうことを子供たちの目にも触れさせることを進めていかなければならないと思います。ある学校の先生から私はお聞きしたことは、都内の先生ですけれども、子供たちが「おはよう」と通うときに、自分は先生という意識があるから、子供たちにも「おはよう」と言わなかったと言うんです。そうでなくて、やっぱり自分の方から「おはよう」と言ったら、子供がにっこりとおはようと言うようになって、それから子供たちの方からすれ違うときに、声をかけるようになったというふうなお話を伺いましたけれども、本当に先生も子供たちも、一緒にこういう問題に解決していただきたいというふうに思います。

今荒れている学校を解決するためには、学校も先生もそして父母も、また中で勉強している子供たちも、本当に今一つになってやっていかなければならないと思うわけですけれども、私は62年、ことしの11月15日に、日野市立小中学校ＰＴＡ協議会、会報43号、この広報を読みました。ご覧になった方も多いと思います。「今、子供たちは」ということで、中学生の現状と対応ということで、今、日野市内の中学校の現状が書かれております。そして中学生活を振り返って、「突っ張り中学生の告白」ということで、この子供の声も載っております。私はよくこれを載せたことに対して、ＰＴＡの皆さんに敬意を表したいと思います。「中学生活を振り返って、突っ張り中学生の告白」ということがございますけれども、これは中学生の１年生、２年生、そして３年生になってからのことが書いてあり、そして３年生の２学期になって、落ち着いてからのことが書いてありますけれども、この中学生が突っ張りから抜けたこと、このことが率直に語られているわけですけれども、最初のころは突っ張りの服装をすることで、突っ張りにあこがれていた、そしてみんながこう注目するから、そういうところからたいてい始まるみたいです。そしてタバコを吸ったり、授業にも出ない、そしてこういう格好をしていれば格好がいいんだと、こういうことからも始まるわけですけれども、しかしその中で、だんだん自分だけがこんな格好をしていたのでは、みんなが相手にしなくなる、英雄気分だったけれども、みんなの中から浮き上がってきたと、私このことが本当に学校の中でのみんなの努力がこういうふうな方向に変わってきたのではないかと思います。そして何とばかなことをしてきたんだろうというふうな、自分自身のこう考えに変わっていって、そして５月ごろから高校を目指して、家庭教師にもついて、勉強を始めてきたという、私この変化を本当にたいしたもんだなあというふうに、思うわけです。

そしてこういうふうに立ち直ってきたのも、仲間が温かく見守ってきてくれたという

こと、そしてまたＳクラブの指導者、この方たちの声がかかったり、あるいはまた何回も何回も裏切られても、自分が裏切るわけですけれども、最後まで味方になってくれた父母や、あるいはまたクラスの人たち、こういうことにもうやらないと、こういうことを心に誓った、そしてだんだんと変わって私立高校に入るわけですけれども、あのときみんなが声をかけてくれなかったら、こんなふうには変わらないんじゃないか、今の自分はなかったのではないかと、こんな素晴らしい仲間と巡り会えて、本当によかったと思っています。このように言っています。

これからＳクラブで仲良くなったサブリーダーを見て、私もこういうことをやっていきたい、これからもいろんな勉強をして、僕みたいな中学生があったら、相談に乗ってあげたいと、そしてリーダーになっていきたいと、このように最後が結ばれているわけです。ここまで来るまでの３年間の過程、学校の中の先生方の努力、あるいはまた御両親の努力、そして何よりも私は、本人の努力だと思うんです。どんな場合でも、本人が立ち直るというそういう意識がなければ、絶対にこれはなかなか解決するのが難しい、こういう中で、よくここまで立ち直ってくれたというふうに思います。このグループにいろんな今非難もあるというふうに聞いておりますけれども、その中にいる子供たちも、まあ先ほど教育長からも言われましたけれども、カンパを要請されたり、あるいはまた先輩から何かジュースを買ってこいと言われたり、そういう中で本当に悩んで、これでいいのかなあと、そう思いながらもやむを得ず、行きつ戻りつ、自分の心に問いかけながら、やっているわけですけれども、学校の中でもこれも東京都内の先生から聞いたお話ですけれども、小さなささいなことをきっかけに、子供たちが立ち直っていく、このことが今までの歴史の積み重ねの中で、子供がこういうふうに変化してくるわけですけれども、番長だった子供が先生のところに寄って、そして先生の机の前に座って、高校生の関係する本を本立てからとったそうです。そのとき先生が、「あ、この子供は仲間割れをして、そして今ここから抜け出したいんだな、じゃあ高校のことが気になって、高校に行きたいんだな」ということをつかんで、そして何回も何回も家庭訪問しながら、そしてその子供が高校に無事に入ったという、そこまでにたどりつくまでには、やはり集団リンチや、あるいはまた非行グループの中から足を洗うためのいろんな本人の対、体に与えられた、リンチなどもあったというふうに聞いておりますけれども、こういうことが本当に今必要だというふうに思うんです。

そういう中で、私はぜひ行政が果たすべき役割もこれは大きいと思います。今、日野市内の中学校でも、こういう事件の起きた学校も、あるいはまた起きていない学校も、

起きていないところでは小さなところから、芽をちょっとでも出たら、芽を摘んでしまおうということで、学校内での、あるいはまたクラスの中でのいろんな父母会が持たれているというふうにも聞いておりますし、また暴力事件が起きつつある学校でも、お父さんもこの中に入って、父親の力が必要だということが、今父母の中からも出されまして、これはお母さんも本当に必死でやっておりますけれども、父親は父親の役割としての、私はあると思うんです。そういう中で父親も出てきて、一緒になって今これがとり進められておりますので、ぜひ私は行政の側でも、やれるところはぜひ手をかしていただきたいというふうに思います。

私ども共産党でもこのいじめの問題では、忠生事件のああいう大変な事件が起きましてから、共産党としての教育政策なども発表いたしておりますけれども、その中で行政の果たすべき責務としては、行き届いた教育諸条件を整備することや、あるいはまた先生方の地位と権限を確立すること、あるいはまた学校や地域の自主的な取り組みを奨励すること、そして健全な地域環境を整備すること、そして暴力や不法行為の防止を、これをやることというふうに、私ども提起しているわけですけれども、これが本当に地域の中、あるいはまた行政の中でやれる、そしてまたやらなければならないことだというふうに思います。

日野市の中では、40人学級が小学校で進められまして、これは今非常にお母さんたちの間から喜ばれております。日野市の中でも40人学級実現、格差是正を求める東京都民、141万6,414人のこの直接請求署名が上がりまして、日野市でも３万1,814人、これだけの署名が選管に届けられております。この受任者になったお母さんたちも、東京都内だけでも、５万5,100人です。日野市の中でもかつてない父母の方たちがこの署名に集まり、その力が私は日野市のこの40人学級を進める上での行政の側、あるいはまた教育委員会の中での討論、このことにも私は大きな力を発揮したことだというふうに思います。そしてまた、２回にわたる議会での請願を受けての行動になっているわけですから、この署名をやった方は小学校だけでなくて、中学校もぜひやっていただきたいというふうな思いを持っての署名でもあるわけですので、先ほどの教育長のお話では、１日も早く東京都の方に要請をしていきます。あるいはまた国の方に要請をしていきますということでございましたけれども、私はもし――質問に入りますけれども、空き教室が中学校の中でできたら、やっていただけるかどうか、このことがいい教育をやる、教育諸条件を整備する上では本当に大事なことだと思いますので、もし空き教室があれば、これをやっていくことをお考えになっていらっしゃるかどうか、その点をお尋ねしたいと思い

ます。

そしてまた、今学校の中で、もし例えばトイレが傷んだり、器物の破損などがあった場合には、すぐにもう翌日か、あるいはまたその日のうちか、というくらいすぐに対応しないと、その傷んだままのものが、学校の荒れたものをこう許してしまうという、壊したらすぐに行政も取り組んでいるんですよ、学校もやっているんですよという、そういう姿勢を示していかなければならないと思いますので、すぐにそれを対応していただけるかどうか。

そしてまた、残念なことには暴力事件が起きて、先生がけがをなさる例も出てくると思います。あるいはまた病気でお休みになると思いますけれども、そういう場合にはすぐに先生を派遣する、校内パトロールをするために、先生方の、あるいはまた自主的な活動、それによる先生の仕事量が非常にふえていくと思うんです。そのために、健康を害される先生も出てくるのではないかというふうに思いますけれども、その先生をすぐ派遣できるような態勢ができたら、私はやっていただきたいというふうに思います。そのことを、３点をお尋ねいたします。

○副議長（中山基昭君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

今、鈴木議員さんの方からお話がありましたように、「火事はぼやのうちに消せ」ということわざではございませんけれど、大きく燃え広がって、消防車が何台も駆けつけないと、対応できないというその状態前に、手立てをするのが、これは一番小さな損害で食いとめられる基本でございまして、学校におけるところの、ただいまのこの非行とか、暴力関係の問題等についても、その火事のぼやの問題でありませんけれど、全く同じだと思います。

で、教育をやっていく中で、今、鈴木議員さんの方から40人学級の問題、それから校舎内が破損される、壊されるような状況が起きたら、直ちに修理の手立てをする。それからもし先生方がお休みになるような場合には、即座に講師を派遣すると、こういうような行政面での手立て、こういうものはどうなのかという御質問がございました。

先ほど申し上げましたように、中学校の40人学級の問題、これは今ピークが過ぎたばかりの中学校の状況からいきますと、もし40人学級を全学年にわたって実施するというような方向をとってまいりますと、物理的に保有教室の問題等が影響してくると、こういう問題もございますし、もしその保有教室の方に、ある程度のゆとりができた時点の中では、どうなんだというその御質問でございますけれど、そのゆとりの問題とこうか

み合わせながら、学年進行のこの中学校の、40人学級というものが、進められているというように、私の方では今解釈しているわけなんです。ですから、基本的には、基本的には小学校のその状況のように、すでに40人学級になっちゃっている地区がある。あるいは学年の中に、そういう学年と、なっていない学年があるというような非常に、何ですか、教育をやっていく上でのアンバランスの状況、こういうものが与える影響というものをいろんな角度から排除して、とにかく今の法体系の中で、日野市として対応できる方向はないかというところから取り組んでいるのが、この前行政報告の際にお話をした現状でございまして、中学の場合には小学校と比較した場合には、時間講師制度等はある程度充実しているという方向の中で、生徒に対応できるいろんな角度での学習のあり方というものができておりますので、そういうものを充実させながら、対応していきたいと、こう考えております。特に先生方がいろんな状況の中で、入院するとか、あるいはお休みになるとかというような状況の中では、これも日野市ではもう十数年前から実施しておりますけれど、東京都の場合は世帯が大きいですから、1カ月以上の病気、または事故等によって先生が欠けた場合、時間講師という方を都費で派遣していただけるんですけれど、日野市の場合は１週間以上、１カ月未満という、その辺でお休みになる先生の数というのが比較的多いわけなんです。例えば盲腸とか、アキレス腱を切ったとか、いろんな事情で入院せざるを得ないと、それが１カ月未満の学校をお休みにならざるを得ないような事態、そういうものにつきましては、これは日野市の単独予算で、東京都の対応できない部分をフォローしていると、そういうような状況でございまして、１週間以上の病欠、事故欠等の事態で、先生が学校に出勤できないという状況の中では、これは十数年来、そういう形での対応を日野市は日野市独自の形で対応してきている。ですからこの問題は引き続いて、小学校、中学校の区別なく、先生がとにかくお休みになる時点の中では、直ちに先生が派遣して、そのクラスの子供たちが不便を受けないような手立てはとってまいりたいと、こう考えております。

それから器物の破損等の状況でございますけれど、これも１から10まで、壊れたらすぐ直す、壊れたらすぐ直すと、これも確かに大切なことですけれど、やはりある面では壊した子供の反省、こういうものをきちっと教育的にしていただくということ、これも大切な指導上の一環でございまして、自分たちで壊し、あるいは自分たちで汚したところは、自分たちの責任で修理し、あるいは片づける。で、なお子供たちの手、あるいは学校の手に負えないような状況の内容につきましては、いつまでもそのままにしておくということが、さらに学校の荒廃を招きますので、直ちにそういう状況の個所につきま

しては、特別な方法をもってしてでも、学校の方に赴いて、修理、補修等の対応には当たっているというのが、現状でございます。

○副議長（中山基昭君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　ありがとうございました。

先生の派遣の問題ですけれども、このことは日野の革新市政になってから、このことが実施されまして、先生方にとっては大変これはいい制度だということで、喜ばれていることは、私も承知しておりますが、さらにもっと短い、もう翌日から１週間までの間のそのところで、やれないかということが先生の方からも出ておりますので、１週間から１カ月未満ということでなくて、もし先生とのいろんな準備、あるいはまた講師を用意しておく、そういう点では無理な点もあるかもしれませんけれども、もっと短い期間で、特殊な例だと思うんです、こういうことは。それが学校の中の荒れた状況を直していく手立てであるならば、私はその短い１週間、１週間以上から１カ月未満でなくて，すぐ対応できるような、そういうことができないかという、その点をもう一回、お尋ねいたします。

○副議長（中山基昭君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　率直に申し上げまして、やはり手続き上の問題ですね、その他まず講師の先生と対応しなくてはならない。まあ講師の先生もいろんな角度で、他校の講師という形で、出ている場合もございますし、とにかくそういう立場の先生をまず教育委員会の方で物色し、それからその先生と対応しなきゃならない。それからなおいろいろな手続き上の問題、そういう問題をとらえますと、どうしても１週間というような期限が、やはり学校に派遣するまでの間には、かかってくる。まず学校の方からこういう事情で、ぜひ講師の先生を派遣してほしいというような連絡が上がってから、対応が始まりますので、１週間の期限というものは、これやっぱりぎりぎりですね、最短距離でいって、その程度の期間を用意せざるを得ないというのが現状です。

普段、例えば指導室等にそういうゆとりの講師の先生方を持っていると、もっと極端なことを言えば、指導主事の先生が都から派遣されて、教育委員会にいるじゃないかと、この指導主事の先生が、そうしたらすぐ飛んでいって、その学校のかわりの先生の役割を果たしたらどうかと言われましても、あの先生方にも、あの先生方のお仕事があるんで、ちょっとそういうような形で教育委員会そのものが、常にプールして、持っているというような状況があれば別ですけれど、とても今の状況から１週間の日取りというものはどうしても必要だということを言わざるを得ないわけです。

○副議長（中山基昭君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　はい、わかりました。

それでは、私の今までの質問につきまして、市長の方から見解があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（森田喜美男君）　　中学生の年齢というのは、感受性は強いけど、まだ思慮、分別に浅い、そういう時期に、最近の言われておりますところの暴力事件や、非行の行為が生まれてくる。まあ、日野市という地域では、比較的その度合いは浅い方ではないだろうかというふうに思っておりましたけど、必ずしもそうではない。また一過性でその時期をちょっと過ぎ去った感じがしておりましたけれど、まだその状況の存在する姿もある、このことを最近承知しております。

教育環境のことでありますし、そのまた源は極めて深いものがあると言いますか、要するにその子供たちも何かを主張する、不満のはけ口の形で主張しているというふうに、受け取るべきだと思うわけでありまして、やはり愛情が行き届く、思いやりが行き届く、こういうことが一番大切なことだろうと、こう思うわけであります。

また子供は社会の一つの反映でもありますし、また大人の別の姿でもあるというふうにも言えるわけでありまして、やはり社会全体が競争でかなり激しい、合理性の追求を急ぐために、何か人間性に欠けたものが生まれてくる、そこに落ちこぼれや、何かの弱い形の裏返しが出てくるんではないかという感じが日ごろするわけであります。そこで何とかせめて地域でみんなが子供たちを守り、育てていこうと、地域の教育力というものは、そういうものだろうということに関心を持ちまして、そのような施策も手がけておるわけであります。日常の地域社会に一定の秩序がある、そうしてルールが守られる。また人に対する尊重の気持ちが基本的に確立している。こういうことが何と言っても一番大切な要因だ、源になるというふうに思います。そのようなことを目指して、例えば自然の姿が豊かであるとか、あるいは町が清潔であるとか、秩序が一応積極的に守ろうという意欲があるとか、こういうことが、子供をやはり健全に育てる大きな環境だというふうに考えますので、教育現場直接のことは教育行政、あるいは学校にお願いをしなきゃなりませんが、周辺からもそういう脈々とした地域社会をつくって、そうして子供もすっかりその中に包含をしていく。やはりもとは人を大切にするということが、原理だと思いますし、そのためには人権のことも大切だと思っておりますので、そのようなことに営々として自治の精神を貫いていくということに、我々は邁進いたしたいと、こう考えております。

具体的な当面の、すぐ対策、それらにつきましても、なるべく反応を早くするということと、私は学校自身が、つまり学校内部がよく掃除されて、清潔で、そしてときどき言う言葉ですが、みんながピカピカの学校をつくろうという気持ちがあれば、おのずからそういうことは生徒全体に届いていくものだと思うわけであります。そういうことに向かって、今後も努めて努力をいたしたいと考えております。以上です。

○副議長（中山基昭君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ただいま教育長並びに市長からの皆さんからの積極的な発言に、私はぜひこれは我々も、議会の側もやはりいい諸条件を議会の中で議決していく、そういう予算が執行された場合には、やることができるわけですから、ぜひこれは地域も学校も市も教育委員会も、ぜひこれは一層努力していただきたいというふうに思います。

先ほど教育長の方から教育委員が地域の中に入っていくことや、あるいはまた学校に行くことなどがお話されましたけれども、私本当にそれが重要だと思います。教育委員会の中で審議されていることが、どういうことがやれたのかということが、みんなの前に見えないということは、よくないことですし、いわば開かれたそういうことが教育委員会の中でもなっておりますので、これをぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思います。

それで私どもも地域の中に住む１人としては、地域の中の子供たちが、本当にいい子供でいてほしいという、そういうのを思うわけです。地域の中で私たちも教育懇談会、あるいはまた教育講演会やりましたけれども、その中でもこの間私どもは三上満先生をお呼びいたしまして、教育講演会を開きましたけれども、講演会の中でも中学生、子供たちがいろんな問題を抱えていても、生きる目的や、あるいは目当てや希望を見出していくこと、そして自分の人生やあるいはまた命に値打ちがあるということを、知ることができれば、立派に成長していくんだということが、話されたわけです。そしてその希望を子供たちにどういうときにつかんでもらうのか。それは一つは平和の大切さを身をもって知ることができたとき、そして核戦争の中で核戦争の不安の中で生きている今の世の中で、大人がいい世の中をつくっているんだという、こういう姿に接したとき。そしてまた親が大企業や、大企業のもうけ本位のために、人減らし合理化にある過密の労働、あるいはまた長時間残業、単身赴任や出向などによって、疲れて苦しいときでも、満ち足りたことを求めるのではなくて、人間らしく生きるために、頑張っているんだという、そういう姿を見たときに、子供には希望と確信が与えられて、そして親が子供を

大切にしたいと思ったら、親自身が希望を持った生き方をする、このことが大切だということが、強調されたわけです。

そしてどんな子供にも必ずいいところがある、私先ほどから言いましたけれども、本当に一人ひとりの子供はいい子なんです。そしてそういう子供たちがなぜ非行に走るのか、それは子供が自慢できるもの、人を超えるものを持ちたいと願っている、それがかなえられないときには、どうせおれなんかという（不規則発言多し）――黙って、お聞きください。どうせおれなんかという、こういう自分を見捨ててしまう、こういうときになったときには、これが非行に走ってしまうということです。だから先ほど言いましたように、先生もみんな、あんたはいいところがあるんだよという、あの窓際のトットちゃんじゃないですけれども、本当におれなんかというときに、見捨てないで、いいところがあるんだということを本当に強調していく、そういうことが必要だということも話されたわけです。

今教育改革が行われているときに、臨教審に基づいて、いろいろと自民党の政治のもとでは、早いうちにできることをできないことを分けて、子供たちを差別し、希望を失わせるような軍拡にお金をつぎ込んで、教育を進めようとしております。子供たちに十分目の届く、40人学級や、さらには35人以下の学級や、みんなが高校に行けるようなそういう教育をみんなでつくっていくんだということ。このことを必要だというふうに、私自身も思います。そして今の中学生は、21世紀の半ばまで生きていきますけれども、そういう中で人類がしなければならない、大きな選択として核戦争に進む道か、あるいはまた核戦争のない平和な道か、こういう本当に大事なところだというふうに思うわけです。こういう時代に生きていく子供たちに、本当に人間らしい温かい心と、物事をしっかりと判断できる、しっかりとした学力や、能力を発揮していくために、手をつなぐことができる、そういう教育が望まれるわけです。日野市の中での革新市政が本当に子供たちを大事にする、このことをぜひ皆さんと一緒に頑張っていっていただきたいということで、結ばれたわけですけれども、参加したお母さんたちの意見でも、本当に１日も早く40人学級にして楽しい学校生活を送らせていきたい。あるいはまた学校の先生方が大変だということも、よくわかる。あるいはまた根本的には親が変わらないと、子供たちの明るい将来は見えない。こういうような意見もありました。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ぜひ私は日野の中で中学生が生き生きと充実した教育生活を送らせるために、今起きている障害をどう取り除いていくのか。そして希望する人がすべて望む都立高校や、あるいはまた私立高校に通われるように，これを望みたいと思うわけです。（不規則発言

多し)不規則発言が非常に多いわけですけれども、その中で東京都は都政の黒字が930億、積立金が3,000億円、そういう中で都立高校の進学率が非常に92%もあるにもかかわらず、それの受け皿がない、立てない。そしてやっと都立高校が八王子にできるかということで、お母さんたちの運動が実って喜んだと言えば、臨教審の方針に沿った新しいタイプのこういう高校をということで、八王子のお母さんたちは反対の運動に取り組んでいるわけですけれども、皆さんと一緒に私は、日野の子供たちが、本当にいい条件のもとで学ぶ、こういうことをぜひお願いしたいということで、私の質問を終わります。

○副議長(中山基昭君)　これをもって4の1、校内暴力をなくし、中学生活を充実して送らせるためにの質問を終わります。

一般質問続きます。5の1、松風(南平6丁目)金久(程久保1丁目)両地区の公共用地絡みの財産処理問題について問うの通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔14番議員　登壇〕

○14番(小山良悟君)　持ち時間の3分の1で、要領よく一般質問をしたいと思います。

南平6丁目にあります松風地区、それから程久保1丁目の金久地区、この両地区に共通する難しい問題、財産処理の問題について質問するわけでありますけれども、この質問する動機でありますが、この問題、大変難しい問題でありますだけに、長い経過を経てきて、なかなか解決の糸口が見出せないというふうな状況あるわけです。その難しい問題をその都度担当の課長なり、部長なりいるわけですけれども、どうも面倒な問題は先送り、先送りというふうな、まあそういうことを言うと、大変失礼に当たるかもしれませんけれども、しかしその市民の立場での率直な感じを言えば、そういうことを指摘せざるを得ない。この問題をこのまま黙っていると、いつまでも解決できない。何らかの形での取り組みは、一応はあるんですけれども、本質的なところまでとらえて、真剣にこの問題を解決しようという、そういう意気込みがいつまでも感じてこないわけであります。したがって、私は今回のこの質問をするのは、この問題について、市長はじめ関係部長、課長も、職員の皆さんも、真剣になって取り組んでいただきたい、そういうことを促すために、この一般質問を取り上げたということであります。

まず、松風の問題でありますが、これは昭和42年に、あの南平六丁目に鈴木重信氏が造成工事を着手して、44年に完了しているわけであります。そして、このどういうわけだか、東京都のいわゆる工事完了告示ですね、これが54年、10年後にされている。まあ、ここに、まあ実はいろいろなややこしい問題が含まれておるわけでありますが、きょうはこの問題についての細かいやりとりをするつもりは、全くございません。基本的な取

り組みについて質問していきたい、というふうに考えているわけであります。

そこで、まずこの松風の問題、過去に私も取り上げてきているわけでありますが、この問題についても、私自身も昭和57年から、市会議員に初めて当選したときに、この地区とのかかわり合いで、この問題について取り組むようになったわけでありますが、私どもが行政側に、――基本的には民民の問題、両地区とも民民の財産処理の問題ということもあるんですが、しかしどちらもまた公共用地も絡んでいるわけでありまして、必ずしも民民だけでどうにかしようというふうな性質のものでもない。行政側も真剣になって取り組まなければ、いつまでも解決できない、こういう問題だということで、行政側にも私も大分ハッパをかけてきたわけであります。その結果、59年に松風地区のいわゆる道路の公共用地の測量が実施され、60年には水路の測量が実施されてきたわけであります。これも、今まで全然進展を見なかった状況から見れば、前進する、問題解決のための前進の兆しが見えてきたんでありますけれども、ところがそれから後が、遅々として進まん。最近私もあまり担当の方にうるさく言ってなかったわけでありますけども、黙っているといつまでもずるずる、ずるずる先延ばしになっていく。(「そうだ」と呼ぶ者あり)これは非常に行政の悪いところであります。声をうるさくして督促されれば動くということじゃなくて、問題の本質が何であるかを知っているならば、みずからやはりその問題解決に積極的に取り組んでもらいたい、まあこういうふうに願うわけであります。60年3月の公共用地の道路、水路の測量完了後、この松風の問題について、どのように市長は取り組んできたか、そしてこの松風の問題を解決するポイントは、結局どこにあるのか。そしてその問題解決のポイントをつかんだら、それをポイント――解決に向けての実際の取り組みはどういう形でやったらいいのか。その辺のところを市長か、あるいは関係部長でも結構ですが、明確に積極的な答弁をいただきたいというふうに思うわけであります。

また金久地区でありますけれども、これも実は建設委員会に請願で出てきたわけであります。先般の建設委員会に初めて、請願書を私、見たわけでありますが、私も建設委員ですから、本来こういう問題は建設委員会で討議すべき問題でありますけれども、その建設委員会での行政側の取り組みというか、熱意というか、あるいはその対応が全然見えてない。見えてこない。そういうことも含めて、そのいら立ちも含めて、今度の本会議場でのこの質問になったわけでありますが、この金久地区の問題、これも昭和36年に施行された宅地造成等規制法ですか、が、施行される前に、駆け込みで造成されたということ、請願の趣旨なんかに書いてあるんですが、それが非常にまあ乱暴な話であり

まして、業者は市の道路も、現況にあるこの市の道路も含めても、造成しちまって、分譲しちゃった、こういうことであります。現在建っている家屋の下に、公共の道路、あるいは水路が入っているというふうな問題であります。

この問題について、後で答弁をいただくわけでありますけれども、どちらも肝心の地元の住民の皆さんが、まずこの問題解決の熱意を持たなければ、とうてい解決はおぼつかないということは、これは言うまでもありません。私はいたずらに住民サイドに立ってだけ、行政側を追及するというふうなつもりはございません。この問題を解決するためには、肝心の地主の皆さんが、自分の財産処理の問題でありますから、住民の皆さんもこの問題解決についての努力をもっともっとしていただかなきゃならないというふうに、あえて申し上げたいというふうに思います。

地元の皆さんの結束がなければ、この問題は解決できないということは、言うまでもないことであります。しかしながら一方で、一方でこの問題は行政側も手をかさなければ、これまた解決できないということも、もうはっきりしているわけであります。そういう観点から見ますと、議会に請願を出されるということは、住民の皆さんもこれはやむを得ない心情としてあると思います。これから松風地区の皆さんにしても、長年の問題、財産処理ができないで困っている。何とかしてくれないかというふうに、私どもに訴えられるのも、理解できるわけであります。でありますが、やはりこの問題解決の、何と言いますか、取り組みには、一方では行政側を動かす熱意、パワーと言いますか、住民パワーというか、そういったものもぜひ示していただきたい。そしてまた行政側もですね、ここで私が強調したいのは、行政側もなかなか――今、私は住民の皆さんの結束が必要だ、必要ですよということを申し上げましたけれども、しかし個々にいろんな考え方の方もおりましてですね、実際に住民サイドの皆さんだけで、そのまとめていくというふうなことも大変困難な状況にあるということも、理解できるわけですので、行政側もこの住民に対して、この問題について何とか行政側と相携えて、解決していこうじゃないかという、そういうパワーと言いますか、エネルギー、これをこの両地区の皆さんにぜひぶつけていただきたいというふうに思うわけであります。

そういう部分が、全く感じられないわけでありますので、今回質問に取り上げたということであります。どうかひとつ、この私の今回の一般質問の意義を感じとめていただいて、この問題解決についての熱意ある前向きの答弁をいただきたいというふうに思うわけであります。

若干補足しますと、こういう手の問題、松風の問題、まあ松風の方は一貫して取り組

んできたわけでありますが、金久の問題についても、これは大分前から指摘されていたことだろうと思うんですが、一番の行政の欠陥と言いますか、ウィーク・ポイントは――これは私の方が感ずるわけですけれども、担当課長なり、部長なり、担当者がかわると、また振り出しに戻ってしまう。つまり仕事に一貫性、継続性がないわけです。担当がかわったからよく今度調べてみなきゃわからない。と、今度担当によっては調べると結果が違ってくる。そういうケースがたくさんあるんですね。その仕事に一貫性がないわけであります。こういう行政側の態勢というか、言うことに、泣かされている市民というのは、たくさんいるんじゃないか。私もその一人だということを、強く申し上げたいわけであります。担当がかわるたびに、振り出しに戻るようなことでは、この手の問題は特に解決できないわけでありまして、この引き継ぎと言いますか、特にこういう難しい問題の引き継ぎは十分にすべきであって、前任者の仕事を生かせるような形での態勢を、行政姿勢と言いますか、そういうものを取っていかなければならないんじゃないかというふうに、申し上げたいわけであります。言いたいことを先に申し上げてしまいましたが、今の話を踏まえて、松風地区、それから金久地区の問題解決のポイントをどこに置いているか。そしてどのような態勢で取り組んでいくか。この問題解決に向けての森田行政の意気込みというものを、ぜひお聞かせいただきたいというふうに、思います。

○副議長（中山基昭君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　御質問にお答えしたいと思います。

松風の方でございますけれども、これにつきましては住宅地造成事業法によりまして、施行されたものでございます。御質問の中にもございましたように、54年の１月に公示完了が済んでおります。そういう意味でそれ以降、測量、公共測量等も行いまして、事業主であります東南アジア資源開発連盟に再三の交渉を持っているわけでございますけれども、公示完了という一つの手続きが終わってしまう、そういうことになりますと、非常にその中に指導が難しい面があったわけでございます。これにつきまして今まで再三交渉はしておりましたけれども、一向に相手方の誠意が認められないと、こういう形があるわけでございます。そこで私の方では59年、60年にわたりまして、公共の用地の測量を行いました。

その結果、三つのあれがございます。一つは事業区域内の排水路の関係でございます。これにつきましては、約108平米ほどあるようでございますが、該当地主さんが９軒。それから廃道敷につきましては約71平米ございます。該当の人が５軒。それから隣接す

る水路敷でございますけれども、これが312平米ございます。それで該当の地主さんが８軒と、こういうことでございます。

こういうことで、開発事業法によります処理をするようにと、こういうことで、再三にわたりまして交渉を持ったわけでございますけども、先ほど申し上げましたように、一応誠意がないと、こういうことで、これからではいたずらにやはり時間も経過してまいります。こういうことで開発事業者につきましても、指導はして、またその処理をするように指導していきたいと考えておりますけども、これを一歩、考え方を変えまして、それでは市の方でどういう形で対応したらいいんだと、こういうことで、内部で検討したわけでございますけども、まず排路敷、排水路敷でございますが、これにつきましては個人が譲与申請をしていただく。これは国有財産でございますので、大蔵省になりますけども、それから大蔵省から払い下げ申請をいただくと、こういうことでこれが個人名義になっていくと、こういうことでございます。

これが51年の３月に普通財産になっております、取り扱いが。そうしますと、その間のいろんな貸付料、それから有償の譲与費、あるいは登記料がここで生じてまいります。それから廃道敷につきましては、やはりこれも個人で市の方に申請していただく。市が国有財産の局長の方に、経由しまして出す、それで市有地になりまして、それから個人に払い下げしていくと。これにつきましても有償の払い下げと、それから登記の関係が出てまいります。

それから３点目の隣接する水路敷の処理の問題でございますが、これにつきましては個人が譲渡廃止の譲与申請を大蔵省に出す。そこから、個人名義で有償の払い下げを受けると、こういう手続きがあると。こういうことで今内部で検討した結果、こういう案が出てまいりました。で、敷地内の道路につきましては、現状の道路につきましては、事業主から市の方に寄付していただく、こういうことで一連の事務が終わるんではないか、こういうことでございます。これにつきましては、今申し上げましたように、あくまでも個人の動機によりまして市の方ではそれについての必要処理、あるいはそういった図面等につきましても、最大限の協力をしていきたいと、こういう考え方でございます。ですから、御質問の中にございましたように、関係地主さんの方の、用地を持っている関係地主さんのやっぱり積極的な動きがほしい、こういう感じを持っております。大体、今の現状では以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　２点目の金久地区の件につきまして、お答えを申し上

げます。

この地域は、通称金久団地と称しておりますけれども、町名で申し上げますと、程久保の１丁目でございます。自治会は下程久保自治会と称しております。この団地につきましては、昭和30年代に、法規制で、――この法規制と言いますのは、宅地造成事業法、それから宅地造成等規制法、この２法が制定される前に、造成をされたものでございます。今日では、この地域を地図混乱地域といたしまして、公図が東京法務局によりまして、閉鎖をされております。この公図の閉鎖につきましては、当該地を含めまして、住宅都市整備公団の高幡台団地にまたがる公図の１枚分でございます。面積にいたしまして、約10ヘクタールでございます。特に、地図混乱がしておりますのは、そのうち約４分の１に当たります２.5ヘクタールでございます。筆数にいたしまして、約270筆、世帯数にいたしまして、116世帯でございます。権利者は116世帯より、もちろん多いというふうに御理解をいただきたいと思います。

この区域内には公共用地といたしまして、道路及び水路がございます。しかしながら今日では造成によりまして、その位置が不明確になっておるというものでございます。このような状況下に置かれまして、東京法務局では、昭和54年３月に当該地域周辺に基準点を設置いたしまして、この基準点を設置した以降につきまして、土地の分合筆を行うときには、この基準点を元にいたしまして、隣接の土地所有者の同意を得て事務を進めております。これは、共同和解方式による解決策ということでございます。要するに土地の分合筆を測るときに、基準点を元にして、いわゆる隣接地の同意を得ると、そういうことで徐々に解決をしていく、そういう方法を取ってきたわけでございます。しかしながら、こういう作業でございますので、一挙にこの問題の解決には至らないということでございます。

この問題の解決でございますけれども、さっき申し上げました公共用地、道路及び水路の確定を前提にいたしまして、個々の土地所有者の所有区分をはっきり、明確にする必要がございます。これを行う上には、先ほど申し上げました土地の所有者の、この事件の問題の解決への一致した合意形成、こういったものが非常に大事になるわけでございます。これは言い変えますと、通常の土地と言いますのは、土地登記簿、それから公図、現地、この三位が一体化しているわけでございます。

今回のこの土地につきましては、土地登記簿と公図については一致している。現地がその公図、登記簿に一致していない。土地面積が不足したり、位置が狂っていたり、あるいは場合によりますと、登記簿及び公図はあるけれども、現地には存在するかしない

かわからない、そういう状態がございますので、この土地所有者のいわゆる合意形成が一番大事であるということでございます。

２点目は、こういった問題点を起こした原因と言いますのは、分合筆につきましては不動産登記法に基づきまして、土地の所有者が分割の申請を東京法務局の方にするわけでございます。それに基づいて、法務局が処理をするということでございますので、この問題を起こした一つの原因といたしまして、東京法務局の責任も当然あるわけでございます。したがって、地元権利者、それから東京法務局、それから日野市、この三者でよく話し合いながら、問題の解決を図る必要があるということでございます。

これらの条件が整った場合において、国土調査法に基づく整地調査等を検討いたしまして、この解決を図っていきたいというふうに考えております。

それから先ほど、この問題の地域の2.5ヘクタールと申し上げましたけれども、周辺の土地開発等がございまして、この面積は従前から比較しますと、かなり狭まって、明確になってきているということは、事実でございます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　松風の方ですけれども、建設部長の答弁を聞いておりますとですね、開発業者の鈴木重信氏ですね、を経由しないで、直接市なり、国なり、払い下げ申請できるんだと言うんであれば、これは簡単じゃないですか。これ本当にできるんですか、その鈴木重信氏除いて、手続き上。まあ細かく言いますと――もう時間がないからあれですけれども、手続き上の行政側のミスもあるわけですよね。この松風の問題については。例えばつけかえ道路ですね、そういったようなものの手続きなんかもとって、経過あるわけです。だからその辺のところのことが、単に直接その払い下げ申請すれば、解決できるというふうなものじゃないというふうに、私は受けとめているんですが、それができるというなら、なぜじゃ早くやらないんだということになるわけで。というのは、先ほど――私は住民の皆さんの熱意が必要だということ言いましたけれども、松風地区なんか住民の皆さんが何とか解決してほしいという熱意はものすごく持っているんですよ。持っているから、道路委員会なんかもつくり、市側にも、当時赤松助役健在のときに、何度も市にも来て、問題解決についてのお願いにも来ているわけです。熱意を持っているわけで、したがって例えばある程度の有料でもやむを得ないというところまで、そういうところまでこぎつけてきていたわけです。ところが、その手続きをするのに、開発業者の経由しなければできないという、大きな障害があって、その開発業者がなかなか誠意を持って対応してくれない。訪ねていっても会ってくれないとか、約束しても来てくれないとか、たまたま連絡とれても、けんもほろろというふうな感じで、非常に対応にも苦労してきた経緯があるんですよ。それが直接できると言うんだったら、なぜじゃすぐそれをやってあげないのか、そういう疑問がすぐ出てくるわけなんです。まず、その辺の確認をもう一回したいということと、それから一体これを、今後解決していくのに、担当所管がどこなんだ、だれが責任持って取り組んでいくんだ、最終的には市長ですけれども、実際の取り組みは、どなたが業務を担当されるのか。その辺のことをはっきりしていただきたい、この場で。その辺をひとつ、建設部長には再質問したい。

それから都市整備部長に、最終的に地籍調査まで持っていくためには、住民の皆さんも金久の場合も本当にそうなんです。私は金久地区のことはよく知りません。直接知っている方もいるわけではありませんし、この請願も紹介議員は市川資信議員さんに、石坂勝雄議員さん、それから宮沢清子議員さんという方が紹介議員になっているわけですが、ただたまたま建設委員をやっておりまして、同じようなケースだから、これは同じような視点といいますか、問題のとらえ方で、市側に質した方がいいということで、あわせて取り上げたわけでありますけれども、この金久地区の最終的に地籍調査まで持っていくというためには、その機が熟さなければ、住民の皆さんが熱意が、結束があってはじめて、できるんだという待ちの姿勢では、これはもう、これから１年後、２年後、３年後たったって同じような状況だというふうに、私は大きく懸念するんですよ。で、なぜかというと、行政側はこういう問題に関しては、待ちの姿勢なんですよね。直接放置しておいても、これ本当に道路の管理の責任とか、いろんなこと問われるわけでありますけれども、痛くもかゆくもない。だけれど、住民側にとってはこれは大変切実な問題なんです。市の道路もその中に入っているわけですから、同じそういう住民の、いわゆる土地所有者と同じ権利者といいますか、同じ立場にあるはずなんです。住民と。公共用地が全然入っていないわけじゃないんです。入っているわけですよ。そういう市としても責任を果たさなきゃならない部分もありますし、地主と――土地の所有者の住民と同じような立場にあるわけですから、そういう立場に立って、何とか解決してやろうというか、そういう気持ちがやっぱり必要だと思うんです。だから具体的にこの問題については、どういうふうに、それこそ18番の検討委員会でもつくって、どういうプロジェクト・チームを――態勢をつくって、解決していくかというぐらいの熱意ある取り組みが必要だと思います。そのことを、私は、この問題、金久地区についても、道路所管がどこで、どのような取り組みでやっていくかということを、この場ではっきり示してい

ただきたい。限られた時間でありますから、ぜひひとつ期待にこたえるような答弁を、いただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　　お答えしたいと思います。

この案につきましては多少問題もあると思いますけれども、やはり解決の一つの方向として、こういうことで部内で検討した結果でございます。

それから、この所管事務につきましては、建設部の管理課になると思います。以上です。

○副議長（中山基昭君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

この程久保１丁目、下程久保地域の地図混乱地域の解決といいますのは、先ほど経過の中で申し上げましたけれども、一つは個人財産を明確にするということと、それからいわゆる道路、水路の公共用地を明らかにする、そういう２点があるわけでございます。公共用地だけの確定ということになりますれば、それなりのやり方はあるわけでございますけれども、いわゆる民民の境界、こういったものを決めるということになりますと、市は直接的に関与できないわけでございます。過去の例からいたしまして、第二武蔵野台のいわゆる道路の問題、それから梅が丘の地図混乱地域を、現在地籍調査で解決している方法、やっておりますけれども。これがいわゆる住民はもとより、土地を持っております権利者が話し合いまして、地元の問題は一切解決をする、いわゆるそのほかの事務経費につきましては市の方でというような、いわゆる合意形成がなされているわけでございます。現在この程久保地域に市が入りましても、そういう問題が解決をしない限りは、全くこの本質的解決にはならないわけでございます。したがって、市の立場といたしましては、地元権利者の合意形成が先決である、その辺が解決いたしますと、あとはどういう手法で、どのような経費でやるかということになるわけでございます。以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　　都市整備部長は、話としては理解できるわけですけれど、しかし現実に行政側のイニシアチブといいますか、いうものがなけりゃ、先に進みませんよ、これは。（「そうだ」と呼ぶ者あり）で、梅が丘と事情が違うのは、梅が丘にはそういう公共用地の絡みはなかったんですよ。ですから住民たちの合意といいますか、権利者の皆さんの話し合いで解決できる基本があったわけです、素地が。ですが、この金久の

場合はそうじゃないでしょう。じゃ、市側の道路ですね、これを業者が勝手にもうガラガラ、ガラガラやっちゃって、それをもう住宅地にしちゃって、建てちゃって、建てちゃったからということで、傍観しているわけですか、じゃ市側は。そういう、例えばですよ、角度を変えてこの道路の管理者といいますか、公道をそういうふうな形で破壊された場合、市側は手をこまねいて、ただ見ているだけということになるわけですか。一面ではそういうことも言いたくなる。その辺の責任が果たされていないんじゃないかということが一つ。そういう点からも行政側も正しい財産処理をしようじゃないかということを、当然主導権を握っているといいますか、指導しながらやっていくべきことじゃないかなと思うんです。その辺のところですね、無責任極まるというか、それじゃもうやり得だというか、不動産業者の皆さん、公道も道路も何も構わない、もう全部造成してしまって、もう宅地で売ってしまえ、売った方が勝ちだということになってしまう。それじゃたまったものじゃないでしょう。そこの辺の取り組みが全く無責任だなというか。

それから熱意が全然感じられないんですよ、最近は。今まで、私あまり――もっぱら部長、課長の皆さん、あまり責めてこなかった。もっぱら森田市長、赤松助役を責めてきた経緯があるんですが、しかしまあ最近は、部課長にも一言、二言、言いたくなってきましたね。意欲が――もちろん全員じゃないですよ、非常に意欲を持って取り組んでいる部長さん、課長さんもいるんです、やる気、まんまんの人も。だけど、一方ではもう無気力というか、これは本当に痛切に感じてきた。今回のこういう問題なんか、今のような答弁の取り組みでやって、はい、終わりました、一般質問終わりました。それで通過して、どれだけ進展するか、今の答弁じゃあまり期待できない。そんな半端なことじゃ、承知しない。やっぱり、大体――都市整備部長には大変申しわけないけれども、住民の権利者の合意が得られるまでは、手がつけられないという考え方は変えてもらいたい。道路管理者の責任はどうするんだ、それを果たすためにも、この地区の公図の閉鎖地区になっているわけで、大変不名誉なことですよ。これはもういろいろ住民の皆さんの結束した形がとれないという中には、いろいろよくわからない人もいるだろうし、問題意識の薄い方もいるだろうし、いろんな方がいるんですよ。だから、少なくともここでこの請願で97名の方が出してきているわけでありますから、この問題について解決したいという動きが、兆しが出てきたことだけははっきり、むしろ住民サイドの方から出てきているわけですから、もし――行政側では恥ずかしいことですよ、これ、おっとり刀でこれから取り組むなんというのは。道路をぶっ壊されて、それの管理責任というか、いうものを放棄しておいて、住民側からこう何とかせいという形で請願出されて、

それからおっとり刀で取り組むなんというんじゃ、恥ずかしいことですよ。むしろこういう問題は、もう先どりして、時間がたてばたつほど、もう問題解決は難しくなるんですよ。さっきの南平の問題だって、鈴木独歩氏を全く除外した形で解決できるなら、何の苦労もないんですよ。現実はそうじゃないはずだ。万が一ですよ、この鈴木独歩氏が、鈴木重信氏が天寿を全うされたら、どうされるんですか。もう判こをもらう相手がいなくなっちゃったら、どうしようもなくなりますよ。まあいろいろあれあるでしょうけども、単純に言えばそういうこと言いたくなる。それだけ時間もかかっているし、取り組みがあまりにものんびり過ぎる。最後に市長、この問題についてこのままじゃいけない、今のような姿勢じゃいけないんじゃないかと思うんですよ。闘志があるならば、ぜひ前向きの答弁をいただきたい。やる気がないなら、答弁はいりません。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の行政権限の及ばなかった30年代、いろいろな乱開発が行われて、その結果が土地を求めたお客さんに大きく残っている。そういう実態があるわけでありまして、私はそれを称して乱開発の後遺症、こういうふうに受け止めております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）それで、その状態がひとつ解決をいたしましたのが、御承知のとおりの三恵水道の――つまり私有敷設水道が、その水道のかわりをしていた、これはおかげさまで、本来ならば公費の支出が無理なケースでもございましたけれど、議会の御理解によって、解決をいたしました。

平山苑住宅というのがあります。これはまた宅地と、それから道路が一緒になったような状況でありまして、まあなかなかしっかりした自治会で、自主管理をなさって、その道路の維持管理等には、年次計画を持って、市も大きくそれに援助をし、一応の今日的な不便はないわけでありますが、基本的には財産の分離、公道化するには、そういうことが必要であります。つまりこれも後遺症として大変お気の毒な状態で残っております。

梅が丘、これまた独歩が造成をした土地ではありますが、地元自治会の非常に、結束の努力と言いましょうか、不在地主からまできちんとした合意を取りつけて、そうして現状維持をもって、これをお互いが認めようと、こういう意欲のもとに、地図混乱の状態が解決のめどがついた、これは言えるわけであります。

第二武蔵台、これも地元の方々の大変な熱意によりまして、自分たちの土地を自分たちで測量して、そうして公道の現状を認め、同じく宅地の現状を認めて、それで私有財産の明確化をしようと、こういうことで解決のめどが立ちました。

順次、そういう形でいわゆる乱開発時代の不法者が行った後始末まで、かなり前進をしつつあることは、御承知のとおりだと思っております。別段それを功績だと、私は言っているわけではありませんが、こういう時代に入ってようやく手がついてきたと、こういうことであります。つまり市民のどこの場所といえども、市民が非常に困っておられる。これは公的な手段によって、お見舞いという意味での公費を使う手段によって、できることは解決をしていこうということでありまして、市が待ちの姿勢というふうに言われるのは、一面の理由なしとは言いませんが、つまりみずからの私的な問題は、自分たちで解決をしようという意欲があってこそはじめて、公費が使えるということで、あるいは公的な行政の場がそれに協力できるということでありまして、そのことを非難するには、私は当たらない。順序を経て、よくやっているというふうに、私自身見ております。本当に問題の所在を理解するまでにも、私もよくわかりません、松風のこと、あるいは金久のこと。しかしきょう建設部長、あるいは都市整備部長、かなりはっきりしたことまで、一つのポイントを打ち出してくれたと、このように思っております。

したがいまして、これから十分地元とも御協力はいたします。そうして私的な問題はやっぱり意思決定をしていただかなければいけません。不在地主に対しても、またそれが及んでいくというぐあいの熱意がなければなりません。不法者の解決、後始末をするのに、公費を使ってやるわけですから、その理由はまた困っておられる市民があるからそれに公費が出せる、こういうことでありまして、それは順序を経て、やっていかなければならないことだと思っております。

その市の管理する責任とおっしゃいますところの、あかみちでありますとか、あるいは水路でありますとか、この市が日常管理しているわけではありません。恐らく今日あかみちの整理ということを後々やっておりますが、これはそのとき、そのときの学校等の公共用地の場合もありますし、それから大きな開発には、あるいは大工場の設置にはみなそういう問題が――まあ事後処理という形で残されておるわけでありまして、あかみちはなるべく現在の私道では、その周辺の公共の道に置き換える、こういうことでやっておるわけでありまして、順序としては私はやむを得ない措置だと、このように思うわけでありまして、よく言われますところのあかみちの管理は、市の管理だと。これは古くから山とか田んぼとか、畑とか、土地生産を行うために、自然にできた通路だと思いますけど、一応これは利用者がみな承認をする形で今日は国の所管する土地である。こういう処理でありますから、順序を経て、市が受け取り、それを公道化に置き換えるなり、あるいはどうしてもやむを得ないものは、個人にお渡しして、そうしてだんだんと

整理を進めつつあると、こういうことであります。

あと、当面の課題として、松風のこの問題も、かなり筋道が整備されつつあるように思います。ただ独歩の承認とか、関与なしに、解決できるとは、私自身も思っておりません。なぜならば独歩名義の土地もあるわけでありますから、独歩がまた承諾しなければ、成り立たない、こういうことになるはずであります。

地域の議員さんとして、いろいろお急ぎになる気持ちはごもっともだと思いますが、逐次筋道をつけながら、しかも余裕をつくって、やらなければなりません。その当面の過去の問題の解決もまあ大切でもありますけれど、先の仕事に今日は非常に忙殺されているということもあるわけでありまして、極力――あれですね、まあ特命という手段である部分、つまりめどがたったものは、これは手続きを進めることによって解決できますから、特命可能でありますけど、めどを立てるまでに特命をしても、なかなか事務の順序も立ってまいりません。地域の方々にもそのことを伝えて、ひとつ意欲を高めていただき、合意の形成をしていただき、行政があわせてそれに御協力をするという形で、公費の支出、あるいは公務員の仕事に、私問題の解決のためにも、認めていただいて、やろうということで、進めつつあるのが、今日であります。

○副議長（中山基昭君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　心情的持ち時間がちょっとオーバーしたんですが、一言だけつけ加えたいんですけども、ただいまの市長の答弁、聞いておりまして、それから建設部長の答弁、――やっぱり、これを松風地区の皆さんがこのやりとりをもし聞いていたとすれば、がっかりすると思うんですね。例えば建設部長は簡単に、直接自治体なり国なりに払い下げをやりますのは、一つの方法として可能だというふうな話、市長は鈴木独歩氏抜きではできない。本当に私もそれはそういうふうに思っているわけです。だけれども、そういうふうな答弁。それから市長の答弁の中でも、あまりよく知らない、金久も松風もよく知らない。こう言っている。（「謙遜だよ」と呼ぶ者あり）かと思えば、かなり道筋がついていると思うのでというふうな話。現実にこれ59年にも、この地区の公共用地の測量というのを実際実施して、予算執行してやっているわけですよ。だから年中もう一貫性がないから、振り出しに戻ってきているわけです。先に進まない。で、地域の議員として急ぐ気持ちはわかるけれどもというけれどもね、これは長いんですよ、この問題。まあ市長もこれから20年も30年も市長やってるつもりだから、そういうふうに言われるかもしれませんがね、長いんですよ、もう。私だって別に、30番で受かったから、次の選挙に心配だから、その前に、選挙の前の材料をつくっておこうということ

でやっているわけじゃない。市長選挙に間に合わせようとして、国庫補助受けないで、市民会館つくろうとか、そんな気持ちなんか全然ない。全くそんな低い次元の発想は持ち合わせていない。これは地元住民の権利者の立場に立てば、切ない問題で、長年の問題です、これは。しかも住民の皆さんは、本当に結束するところまで来ているんですよ。暗礁に乗り上げたのはどこかというと、鈴木独歩氏の存在で、その手続きのことで、暗礁に乗り上げているんですよ。手続き上の問題。例えばそういう水路、道路の有償での払い下げもやむを得ない、そういうところまで、住民の皆さんは妥協しているわけですよ。そこまで来ているんですよ。で、あとは結局行政側の手続きの助けを借りなきゃならない部分まで、その肝心な相手でなかなか折衝できない。ここでらちがあかなくて、もう60年、２年も更地で貸しているわけですよ。だから私は、市長は最初に答弁を求めたときに、市長はあれもやりました、これもやりました。例えば第三中学校のあたりに新設校をつくれと言ったときに、一中もつくりました、二中もつくりました、三中も私はつくりました、五中もつくりました、肝心の新設中学についてはあまり強く触れないと同じように、市長特有の答弁のやり方なんですよ。それ聞いていると、あそこの地区は解決しました、これも解決しました、先にそれが出ちゃう。肝心のことのぐっーとそこに踏み込んで、やる気ある答弁というのは全然出てこないんですよ。そこを私は言いたいんですよ。御自分で気がついていますか、そういう姿勢。この問題でずばりこの問題、松風についてはどうだ、金久についてはどうだという、そういう答弁をストレートにされたらどうですか。回りの方の、過去の終わったようなことを、あれもやりました、これもやりましたということで、答弁の時間の大半を費やしている。黙って聞いていましたけれどもね。そういうやり方はやめてほしい。ですから、いいですか、あまり私も――市長もここのところ、団交とか何かでいろいろお疲れのようでありますから、長時間にわたって、執拗な追及はしませんけども、しかしこの一般質問を契機にして、この二つの問題について、難しい問題だけに、特別な態勢をとって、この問題解決をやっていこうというそういう決意をぜひ持ってもらいたいと思います。そういうことを強く要望して、今後のこれから３月議会までの間に、どのような取り組みをして、進展をしていったかをつぶさに見ていきたいというふうに、思います。もちろん私も協力すべきところは協力したいと思いますけれども、行政側の取り組みについても、強くその辺のところを見つめていきたいというふうに思います。それによっては遠慮なく今度は部課長といえども、直接指名しながら、厳しく追及をしていくつもりでありますから、ひとつ部課長の皆さん、思い当たる方はですよ、あえてだれとは申しませんが、胸の内にひと

つそれぞれの部長さん方、座っていらっしゃいますけども、自分が意欲満々でやっているかな、ひとつ自己反省をしていただいて、足りないと思うなら、これはこの問題に限らず、やる気のない方には遠慮なくやらさしていただくという姿勢で、変えていきたい、というふうに、市長の追及だけじゃ、どうも限界がある。あんまりやる気がないんだから、市長は。こうなったら、もう部課長さん方に期待するしかないな、最近そういうふうに思うようになったわけであります。まあちょっといやみになるかもしれませんけどね、しかし高い税金を払っているこの市の住民、市民にとっては、本当に意欲を持ってやってもらいたい。こういう気持ちでいっぱいだと思うんですよ。最近ちょっとやる気がこの庁内になくなってきたなということを感じましたもんですから、ちょっと持ち時間、予定よりちょっと過ぎましたけれども、あえてこの一般質問で取り上げさせていただいたわけであります。皆さんの奮起を期待してます。どうもありがとうございました。

○副議長（中山基昭君）　これをもって５の１、松風（南平六丁目）金久（程久保一丁目）両地区の公共用地絡みの財産処理問題について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時21分　休憩

午後２時２分　再開

○副議長（中山基昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問６の１、表彰条例を再検討せよの通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔18番議員　登壇〕

○18番（一ノ瀬　隆君）　表彰条例の再検討を促すための質問をいたします。

去る11月４日の読売新聞朝刊の三多摩版のトップ記事になっていましたので、御存じの方もいると思います。私たちの豊田の小学校で1930年、昭和５年から1967年、昭和42年までの37年間、教鞭をとられた河井先生に対しての教え子による「河井美代子先生に感謝する会」が、開催されました。11月３日の午後、真新しい二中の食堂で、先生の教え子60代から20代まで、百数十名が集まりました。この会を成功させるために何回かの準備会を開きましたが、その中で河井先生に対する市の表彰のことが大きな話題になりました。

河井先生は昭和５年、18歳で豊田の分教場に赴任され、37年間も豊田のために尽くしてきたのに、いまだに市から表彰されていない。何とか、表彰してもらえないものだろうかというものでした。要請されて私は表彰条例、その施行規則を調べてみましたが、表彰基準の中にどうしても長い間、小学校の教師を勤めた河井先生が表彰できるところは見当たりませんでした。河井先生のように市民に尽くされた人を表彰することができない表彰条例なんてとんでもない。再検討をしなくてはならないと考え、この質問を取り上げた次第であります。

幸いにして河井先生は、先生をやめられた後の民生委員と子供会の役員を対象とすることによって、「青少年育成功労」で表彰され、二中食堂での「感謝する会」で祝うことができました。しかし、本当は先生の先生としての長い間の活動に対しての表彰をやりたかったのであります。その後、表彰条例の再検討すべき事柄が、ほかにもいろいろあることをキャッチし、これらを含めて質問させていただきます。

現在の日野市表彰条例は、1979年、昭和54年、従来のものを全面改正して、生まれたものです。この全面改正案を議会で審議したとき、付託された総務委員会に私は所属していました。時の総務委員長は板垣正男議員でありましたが、継続審議で慎重な審議が行われました。私の提起で一部は是正され、修正提案がなされたと記憶しています。みずからも一緒に審議し、これでよしとしたものを再検討せよとは、後ろめたいところもありますが、あえて発言いたします。私が指摘したいものは、議決を要する表彰条例そのものだけではなく、議決を要しない施行規則の方にも多くあります。

表彰条例そのものの中では、第４条「再表彰」に問題を感ずるところであります。この点をまずただしたいと思います。分厚いノートをいつも携帯し、勤勉で知られた前議長の高橋通夫さん、来年３月になれば元議長となるはずでありますが、この高橋道夫さんが議長をやめられても、表彰されませんでした。（「なぜだ」と呼ぶ者あり）長い間議員を勤められた、村議会議員、町議会議員、市議会議員を勤められ、最後には市長と対等の市議会議長を勤められた方が、議員としての表彰を受けないというのは、驚くべきことであります。

高橋前議長は、かつて農業関係で表彰されたから、２度と表彰しないというのだそうですが、この何年も前の表彰状を穴のあくほど見詰めても、そこに誇りある市議会議員の文字を読むことはできないと思います。この高橋道夫さんや、事務当局の大きなミスで、１年おくれでことし表彰された大柄　保さん、飯山　茂さん、奥住芳雄さんと一緒に議会から離れた藤林理一郎さんもかつて消防関係で表彰されたので、議員としての表

彰は、受けられなかったと聞きます。

このようなケースを見たとき、「再表彰」を禁じている――一部を除いて禁じている、表彰条例第４条は、断じて再検討すべきだと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

私ごとですが、私は1974年、この議会に出させていただいて以来、議会の皆様方の御好意に甘えて、議会選出の農業共済運営協議会委員を連続して勤めさせていただきました。もっともこの最初のときは、与党の議員が分け合う行政委員を、私のいないときに好きなものは取られて、これしか残っていなかったからです。とにかく、14年近くやらしていただき、来年１年やらせてもらうと、15年になります。表彰条例により、表彰される基準に達します。しかし、うかつにここで表彰されてしまいますと、私は市議会議員として表彰される機会を永久に失うことになるのであります。（「やたらに推薦できないな」と呼ぶ者あり）

森田市長は今まで表彰を受けたことはないようであります。これがもし何らかの表彰をすでに受けていたとしたら、日野市での「空前絶後」の名市長も、市長をやったということでの表彰がないということであります。この点をぜひ検討していただきたい。すべて何回でも表彰することに無理があるとするならば、その対象とする期間に重複がなければ、「再表彰」を行うというようにすることも、一つの方法だと思います。

ここで、「再表彰」についての質問をいたします。質問１、再表彰をしないことが奇異な現象を露呈していると思うが、どう思うか。

質問２、その対象とする期間に重複がなければ、再表彰を行えるとしたらどうか。

質問３、その他、再表彰を行わないことで起こる弊害を打開する手段はないか。

以上、「再表彰」について、三つの質問を行います。

表彰条例、１条から10条と附則からなるこの表彰条例の中での問題点は、以上の再表彰についてだけ、申し上げました。ほかに第３条の対象の区域を日野市と決めていることについて、若干の疑念がありますが、きょうはこれには触れません。

次にこの表彰条例10条に基づく、表彰条例施行規則で決められているものについて、再検討すべきだと、私が考えるものについて、指摘したいと考えます。これは条例そのものではなく、議会との共作とは言いがたいものだと思いますので、遠慮なく指摘したいと考えます。規則の中でも表彰条例を定めた別表第１が主な目標になります。まず表彰条例の各項にわたるもので、労働者に対する表彰について、一括してただしていきたいと思います。1979年、全面改正された現在の表彰条例は、労働者をはじめ、勤労者全体に対してのものを、大きく前進させました。先進的な革新市政の施策がここにもあら

われています。私は労働者でありますし、そのことを誇りに思っていますが、（「労働貴族だ」と呼ぶ者あり）労働者という言葉に疑念を抱く発言があり、私の先だっての労働者という発言に失笑ないし冷笑がありました。労働者と勤労者は違うと思います。議員の皆さんの中で、この日野市議会議員の中で、労働者は私を入れて５名だと思います。また、執行部側、議会事務局の職員を含めて、市長、収入役、教育長以外は全部労働者だと思います。勤労者と言えば、恐らく一部の方を除いて、大部分の方がこの中に含まれるのだと思います。勤労者に対する表彰は後にして、ここでは労働者への表彰を取り上げ、表彰基準の表の中から、これをピックアップして、私なりに検討してみました。そこで、幾つかの疑念が出てまいりました。

「社会福祉功労」で、私立保育園の保母が、20年となっているが、市立の保育園の保母は特に定められておらず、強いて言うなら、市職員として、それも条件つきでの25年ということであります。また、「保健衛生功労」で、一般病院の看護婦は25年となっていますが、市立総合病院の看護婦はそうなっていない、よくやったら25年となっています。

「労働精励功労」の2項で、「苦労の割にとかく人目につかない領域の業務」「危険度の高い業務」「一般の人の好まない業務」が挙げられ、これらの方は５年早く表彰されることに定められています。市職員の中には、このような業務についている者は全くいないのでしょうか。市役所にはそんな業務は全くないのかと考えたところであります。

「学校教育功労」の中に、私立学校の教員の表彰があります。これに対して「社会教育功労」の中に、これに相当するものがないことに疑念を持つものです。例えば社会教育センターでの指導員として長年活動された方など、この場での表彰がふさわしいと思うところであります。

長い間、市の職員として市民のために活動された人が、市役所をやめられたとき、市として表彰するのは、当然だと思います。特に下積みで苦労をし続けた人にこそ、その感が強いのであります。部長なんかどうでもいいとは申しません。何年か前、２人の部長が市役所をやめられましたが、その方が表彰されないので、不思議に思いまして、聞きましたところ、議会事務局長だった田倉さんは、過去に消防で表彰されたから、条例第４条により、表彰されなかったと聞きました。私が議員になったとき、企画財政部長で、以降その明快な議会答弁など印象に残っている加藤一男さんは、勤続年数が若干不足しているということでした。加藤さんは由木村役場からある事情で日野町役場に移ったということですが、このような人も吸収できるような表彰条例・規則であってほしい

と私は思います。

私はプロ野球のように、近隣の市と効果的な職員のトレードをするのがよい、職員のマイナスにならないような移籍を行うことが、市の発展につながると、常々思っています。もちろん、労働条件だけでなく、表彰の基準をトレード前のものを含むようにすることです。労働者の表彰ということで、幾つか申し上げましたが、ぜひ早期に条例や基準を見直してほしい、そしてそれを改めることができたら、遠慮なしに遡及して、過去にさかのぼって、表彰を実施してほしいと思います。ここで労働者に対する表彰について一括して、質問いたします。

質問４、私立保育所等の保母が、20年で表彰されるのに、市立保育園の保母は25年なのか、それはなぜなのか。

質問５、一般病院に勤務する看護婦は25年で、無条件での表彰だが、市立総合病院の看護婦は、そうでないのはなぜか。

質問６、労働精励功労で、20年で表彰される苦労の多い、危険の高い、人の好まない業務についている者は、市職員にはないのか。

質問７、学校教育功労の教員の表彰に対応する社会教育功労の表彰はないのか。

質問８、市職員の勤続への特別の配慮は全く考えられないのか。

労働者でない、勤労者として、まず挙げられるものに、中小企業者があります。農業といえども企業であり、日野自動車や富士電機との比肩が無理であるなら、大企業とは言えないので、これも中小企業だと私は思います。同じ勤労者である中小企業経営者と農業経営者に、日野市表彰条例は差別をしているのであります。表彰基準は「中小企業功労」で、中小企業の経営を25年やっていれば表彰されることを示していますが、「農林水産功労」では、それに相当するのは全くない。農業を改良するという力は、特になくても、団体の役員にはならなくても、ただもくもくと働き続けてきた農業者に、目を向けなければいけないと私は思います。

質問９、中小企業の経営者は25年で表彰されるが、農業経営者にそれがないのはなぜなのか。

次に私が当初一番問題にしていた学校教育功労についての質問に入ります。ここでの表彰はすべて私立学校の者に対しての表彰でしかありません。市立の小中学校の教員に対しての表彰はありません。最初に申し上げましたように私の恩師河井美代子先生を表彰したいとしたときに、突き当たった厚い壁であります。この壁を破って、何とか河井先生を表彰してほしいと、私たち教え子は市長に陳情し、そのための署名運動をも計画

いたしました。黒川子供会から、表彰候補者としての推薦がなされ、その可能性が見出されましたので、署名はやめましたが、あの強いみんなの気持ちから考えれば、1,000名を超す署名は簡単だったろうと思います。参考のために、この幻の陳情文を読み上げておきます。

「河井美代子先生を日野市で表彰していただきたい陳情、　河井美代子先生は昭和５年、豊田分教場に赴任され、以来昭和42年まで37年の長きにわたって豊田の小学校で教鞭をとられました。この間、この学校に学ぶ数多くの生徒のみならず、その父兄や豊田に住むあらゆる人々から敬愛され、豊田のことなら何でも知っており、豊田のために献身してこられました。先生は教師をおやめになってから、この豊田に住み、民生委員として福祉活動を行い、13年余りの間、豊田のうちの恵まれない方などへの愛の奉仕を続けてこられました。毎年11月3日、日野市表彰式が行われていますが、この河井先生がいまだに表彰されていない事実を知って、驚いたところです。このような人こそ、日野市民の名によって表彰されるに最もふさわしい人だと考えます。ことしの文化の日に、市長より表彰されますことを、豊田に住んできた日野市民として、私たちは切に願い、ここに陳情いたします。日野市長　森田喜美男様」

小中学校の先生は都の職員だから、市は関係ないということなのでしょうか。市で表彰するというのは、難しいということなのでしょうか。しかし、日野市立、日野「いちりつ」の学校でありますし、日野市民の師弟に大きな影響を与えてきた重大な役目を担ってきた先生です。日野市内の学校を離れたり、やってきたり、技術的な難しさはあるとは思いますが、この河井先生のような人こそ、教師としての業績に対して、市民の名において感謝すること、表彰することはどうしても必要だと思うところです。

表彰基準は私立学校だけを対象としていますが、日野市の場合、対象となるのは私立幼稚園のほか、どんな学校が存在し、現にその教員の表彰が行われているかを、参考のために知っておきたいと思いました。

質問10、まず、私立学校の教員の表彰の実績はどうか、教えていただきたいと思います。

質問11、市立の小中学校の教員が表彰できないのはなぜなのか。

昨日の一般質問のとき、「竹下」より「竹の上」、「竹の下」より「竹の上」、竹の上内閣総理大臣などという声が聞こえました。竹の上議員ならずとも、日野市から内閣総理大臣が出たらどうする。日野市で表彰するのは、まかりならん。現在の日野市表彰条例はそう言っているようであります。日野市民が東京都知事になって、首都東京のた

めに大活躍し、加えて日野市を大きく発展させるための尽力をしても、日野市民の名において行う表彰はできないとしたら、疑念を抱かざるを得ません。これらの人を表彰しても、表彰条例の第３条１号には、違反しないと思います。なぜならば、日野市は日本国の中にあり、東京都の中にあるからで、これらの人は、日野市以外の区域で行った活動とは言えないからであります。しかし、この条文には反しなくても、都や国で活動した人を対象として、全く考えられていない表彰の種類と表彰基準なのであります。

質問12、都や国で活躍した市民を今まで表彰したことがあるか。

質問13、都や国で活躍した市民を今後表彰する考えはないか。

次に年齢制限と男女差別について、触れておきたいと思います。表彰条例施行規則の別表第１の備考に、いつの間にかこんなことが書かれています。「表彰候補者の年齢については、男性55歳以上、女性50歳以上とする。」我が党の議員だった島村孝志さんや本間　久さんが七生公会堂で表彰されたときは、2人とも55歳になっていませんでしたので、それ以降できたもののようですが、これは問題を感じます。まず男性と女性を差別すること自体、法的には前進した男女差別撤廃の現代には合いません。この表彰条例・規則に男女差別があったのは、この１カ所だけでした。年齢制限ですが、25歳には市長になれる、1期４年でやめると、29歳。市長の功績に対する市民の名においての表彰が、それから４分の1世紀たってからというのは、現実離れも甚だしい。表彰者への待遇の一つに、市の儀式、公式行事への参加があるが、この条例に限って言うならば、市長経験者が26年間も公式行事からボイコットされることになる。同じ計算だと、市議会議員は22年間、ボイコットということになります。こんな長い年月がたってから、表彰されても、感激も何もないのではないかと思います。特に体育関係など、表彰の対象となる事柄が、若い時期のものが多い場合、例えば20歳から35歳までやってそれが対象となっても、20年たって、55歳までになると、そのときのことは忘れられて、推薦してくれる人はいなくなってしまいます。みずから、「おれを表彰しろ」と名乗るか、「推薦者やーい、推薦者やーい」と探さなければならなくなるというものであります。年齢規制は撤廃するか、もっと工夫すべきだと思います。

質問14、表彰の年齢制限は、どうしても必要なのか。

質問15、表彰の年齢制限に男女の差があるのは、時代に沿っていないと思うが、どうか。

次に移ります。この条例、この施行規則が、他の条例などと違う点と思われるものは、表彰基準などにおいて例外を全く認めていないところだと思います。例えば、市職員を

20年、その間に自治会長を13年、退職してから民生委員を13年、これでも表彰は受けられないようになっています。こんなケースこそ、「その他市長が認めるもの」といったものを置き、そこで表彰されるのが常識だと思うところです。それが全くできないような極めて厳格な基準がひかれ、大きな欠点となっていると、私は考えます。弾力的に運営できるようにしておくべきだが、弾力のない、カチカチの条例、規則だと思います。選挙を戦う市長だとはいえ、市長の裁量で、表彰できる場を持っておいていいと思います。

質問16、この表彰条例と規則は、表彰基準が厳格で例外が認められていないと思うがどうか。

質問17、「その他市長が認めるもの」といった条項をつくることはできないのか。

最後に名誉市民条例の制定について、申し上げたいと思います。名誉市民の制度も、表彰制度と関連すると考え、通告しておきました。ここに「武蔵野市名誉市民条例」のコピーがあります。市政図書室でコピーしていただいたものですが、この条例の目的は第１条として、「この条例は、広く社会・文化の進展について功績のあった者に対し、その功績を讃え、市民敬愛の対象とし、もって武蔵野市における社会・文化の交流に資することを目的とする。」とあります。そして「武蔵野市に居住する者、もしくは居住していた者で、公共の福祉を増進し、学術・技芸、その他広く社会・文化の振興、または地方自治の進展に寄与し、その功績が卓絶であり、市民の尊敬を受けるものに対しては、この条例の定むるところにより、武蔵野市名誉市民の称号を贈る」となっています。

この名誉市民の制度は武蔵野市以外でも、この三多摩に幾つかあるようです。青梅市の名誉市民に吉川英治、三鷹市で武者小路実篤、山本有三がなっていると聞いています。この名誉市民の制度を取り入れ、「日野市名誉市民条例」を早急に制定していただくようお願いしておきます。

質問18、三多摩26市においての名誉市民条例の現状はどうか。

質問19、日野市において、今まで名誉市民条例を検討したことがあったのか。

質問20、日野市名誉市民条例をつくる考えはないか。以上です。よろしくお願いします。

○副議長（中山基昭君）　　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　20項目にわたりましての御質問でございます。あるいはと思いますが、逐次お答えしていきたいと思います。

まず日野市の表彰条例は、54年に全部改正をいたしまして、できたものでございます。これはここの、この表彰条例の中に流れます考え方といたしましては、それは公平な取り扱いをするということが一つでございます。そしてこれをもとにいたしまして、年数とあるいはいろいろの分野のそれぞれのものを、施行規則にゆだねたという形でございます。そうした中で、今御質問ありました幾つかの問題点はあるかと思いますが、それらにつきましては逐次御回答していきたいと思いますが、まず最初に再表彰でございますが、御指摘になりましたように、表彰条例第４条では、再表彰はこれとこれができますよ、ということをうたってあります。それはどういうものかと申しますと、「発明・研究功労者」でございます。これが第２条の４項でございます。それからもう一つは、第２条の５項と言っているのが、「徳行に関するもの」――世に言う善行でございます。こうした方々に対しましては、表彰を受けた者でも再度表彰を行うことができるということでございます。

それでは、今最初にお答え申し上げました公平性というところからいきますと、先ほど例を引かれまして、議員さんが求めました市議会議長さんだとか、市議会議員さんというものが、再度表彰に値しないということになりますが、それは自治功労であれ、農林水産功労であれ、消防功労であれ、同じレベルの同じ表彰であるという観念に立ったものが、この表彰条例の行き方であり、それが流れているというふうに、踏んでおります。そうした中で、どれを取って、こちらが――地方自治功労が一番高いんだと、そうした、例えばですよ、というようなそういう考えを持っていないということを、ひとつお認め願いたいと思います。そうした格差をつけないということでございます。

それからさらにこの条例以外の再表彰を行わないんですが、過去に10年ですね、市制施行10年、あるいは市制20周年というところにおきましては、市制施行記念表彰として、これは特別にこの表彰条例とは別にですね、10年間の期間を設けましての要綱をもちまして、そしてこれを制定し、そして特別功労者として表彰し、あるいは感謝状を贈呈したという経過でございます。そうした点でのその人たちの表彰の仕方も今までは、行ってきました。

それからもう一つ、この再表彰につきましては、過日の――ことしの表彰審査会におきましても、意見が出まして、今御指摘のような事例もありまして、再表彰できないかというような御質問、御下問がありました。これらにつきましては、なお検討はしますということにしております。ただし、今流れるその考え方というのは、そういうことで不公平のない、どの表彰をされても同じものである、同じ取り扱いであるというような

公平のものだということが、この表彰条例の中に流れる本流であると、私は解釈しております。

それから次にそうしたことで、１番から３番までの再表彰を奇異に感じるというような点、それから再表彰を重複がなければ、再表彰を行えるとしたらどうかというような御意見、あるいはそれに対する弊害というものがありますが、今三つを合わせまして、御回答させてもらいました。

それから次の労働者に対しての表彰ということでの御質問でございますが、まず私立保育園におきます保母さんが20年で表彰を受けます、市立の保育園においては、25年ということでございます。それは5年間の差があります。それから次の質問でございますが、一般の病院の看護婦さんはやはり25年で無条件で表彰されている、市の市立病院の看護婦さんはどうなのかという御質問でございます。それから「労働精励功労」で20年で表彰される苦労の多い、危険度の高い職種、そうしたものについての配慮は、市の職員といえどもないのかというような御質問です。それから学校教育功労におきまする、それらの表彰の仕方、そしてさらに８番目で、市職員の勤続へ特別の配慮は全く考えられないか。というような御質問でございますが、これらにつきましては、一括しまして市の職員ということでございます。市の職員につきましては、「地方自治功労」というところで、25年という一つの枠がございます。そうした中で今御指摘のように、危険度の高いところ、あるいは非常に苦労の多い看護婦さん、あるいは保育園の保母さんというような方には、もう少し視点を当ててもらったらというような御指摘でございます。それは言えると思うんですが、やはり我々公務員でありますので、職種はともかくといたしまして、市の職員であるという一つの身分でございますので、事務をやったから25年、それから非常に危険度の高い職種であるから15年というような差別をなくして、やはり市の職員であるということで、25年ということの表彰を、今までも続けてまいりました。で、やはりここに流れる問題点としましては、我々公務員は、やはり市民に奉仕する、サービスする精神であるという点からの、こういった一つの枠組みがこの当時検討されたのではないかと、これは推測でございますが、私は思っております。そうした意味合いにおきまして、職員におきましての職種別ということは、ちょっと今のところ考えて、この条例のとおりでよろしいんではないかというふうに思っておりますが。

次は中小企業の育成というところで、経営者には25年で表彰されるが、農業経営者がこれに含まれていないという御指摘でございます。私もまだ――総務部長になったときこれ初めて受けたんですが、ちょっとそのときにやはりそういうふうな感じを持ちまし

た。しかし、よく読み返して、別表ですね、あれしますと、決して受けられないというところではありませんで、これらにつきましてはこの「農林水産功労」というところで、15年以上というような枠組みがあります。さらに団体の長だとか、あるいはこのほかに20年以上通算いたしての経験があればというようなことで、ここに一つのその該当項目があります。こうしたものが生かされていけば、あえて農業経営者だからというところのこの文面、文言で云々ということで、それが失格になるとかいうことはないんじゃないかというふうに思っております。また、それはできるはずです。

それから次が学校教育の功労につきましてでございますが、ここで2点ばかり御質問がございました。私立学校の教員の表彰の実績はどうかということでございます。これにつきましては、実績でございますが、過去におきまして4名、これは54年度に4名です。学校長、あるいは設置者、あるいは教員の方というような方です。それから59年におきまして、設置者1名が表彰されております。それではこれを市立の、私立じゃなく公立の小中学校にこれを適用できないかということでございますが、これにつきましても、恐らくこの当時検討されてこれが、この文言が入らなかったのではないかと思われるのは、東京都の方で義務教育の公立の先生方につきましては、身分が東京都であるというところから、東京都の表彰条例の方に入っております。これは毎年、東京都でもおやりになっておるようです。そうした中での考え方から、これがそういうふうに市の公立学校の先生方は東京都、そしてそのほか市内におられます私立学校の先生方の表彰をここでやっていこうというふうな考え方であると思います。

次が年齢別の件でございますが、確かに今御指摘のありましたように、年齢別、最初はなかったと思いますが、60年に改正附則をしまして、ここに55歳の女の人は50歳ということが備考欄のここに載っております。こうした、この考え方が導入されたいきさつというのは、確かに若い方が表彰される、これも結構なことでございます。それとともに、表彰というものの重みというものからいって、このような年齢が挿入されてきたというふうに、私は聞いております。そうした中での今御指摘の男女の違いということにつきましての考え方は、また検討させてもらう必要があるんじゃないかと思っております。

次に弾力性ということで、この表彰条例が規則も合わせまして、非常に厳格であると、もう少しゆとりのある――ゆとりと言いますか、例外的なものは認められないかということでございますが、こういう表彰というものは、とかく拡大解釈をしますと、非常に大きくなるということであります。むしろ、日野市の厳格性の中から、考えていくべき

であると思います。それから54年度にこれが全面改正されて、その当時から出てきておりますが、この日野市の条例というのは、非常にほかの市に比べて綿密で、そしてしっかりしたものであるというふうに、私は受け止めておるし、また前につくられた方々はそのようにおっしゃっております。そうした中で、やはり表彰というものの難しさというものが、あったと思います。そうしたものを参考にしてこういうふうになってきたと思います。やはり一番最初に流れますのは、その公平性、表彰の、というような考え方ではないかと思います。

それから「その他特に市長が認める者」という条項では、何とか救えないかという御質問でございますが、施行規則の第10、最後のところで、この規則に定めるもののほか必要な事項は市長が定めると、別に定めるとなっておりますので、これはそれを生かしていけばまたある程度なるのではないかというふうに、思っております。御質問の要旨は、恐らく「その他市長が認めるもの」ということは、条例にこれを挿入した方がよいのではないかという御質問かと思いますが、検討させてもらいたいと思います。

それから名誉市民条例でございますが、名誉市民条例は、今武蔵野さんの例を引かれましたが、確かに26市中、10市がございます。それらのところで名誉市民条例が出ております。それはそういう現状でございますが、これについての検討ということでございますが、先ほども申し上げましたこれはまだ、これからその御意見については、検討していきたいと思います。ただし、今言いましたように、日野市の条例は非常に厳格であり、それから立派なものではございます。それに屋上屋を重ねるということはできないんじゃないかというふうに、私は思いますが、また名誉市民条例というのは、性格の違ったものでございますので、それらはまた今後検討させてもらいたい。

全部のお答えしている――していないかもわかりませんが、ありましたら、また御返答します。これで終わります。

○副議長（中山基昭君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　全部で20問にわたる質問を丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。

お答えの中には不満なものが幾つかあります。また「中小企業功労」と「農林水産功労」の中での、差別があるというのが、よく読んでみるとないということでありますけれども、私にはよくわかりません。言えることは、そうだとしたらこの文章は十分でない。直すべきだというふうに、感じるところであります。

それから再表彰について、平等であるという立場でもって、再表彰はやらないんだと

いうようなお答えでしたけれども、そういうことであるんだとしたら、表彰状の内容を従来のものから、変えなければいけないのではないか。日野市民の名において、表彰しますということでその具体的な内容は触れるべきではないと思います。例えば先ほど例に出しました高橋道夫前議長の場合、農業用水での表彰だと聞いておりますけれども、それに対して表彰しますということが、表彰状に書かれてあるわけです。それがもし、高橋前議長がそういう表彰を受けなかったとしたら、今度の場合、市議会議長という名前は載らないでしょうけれども、日野市議会議員ということで、長年御苦労様でした、ありがとうございましたという内容のものが、載るはずですから、どう考えたって後者の方がよく思うのは人情だと思うし、前議長も不満だと思うわけであります。繰り返しますけれども、平等ということで再表彰しないということだったら、市議会議員としてももちろん書かない。農業用水という言葉も入れない。ただ、ただ市民としてあなたの功績に対して表彰いたします、それだったらわかりますけれども、またそんな表彰状なんてないと思います。したがって、私が先ほど主張したように、これは検討すべきだとそう思います。

それから都の問題、国の問題がありましたけれども、森田市長は常々言っています。国の表彰よりも、都の表彰よりも、日野市のこの民主的な表彰が一番立派なんだ、一番価値が高いんだ、と言っております。そのことを考えたら、日野市民の表彰するに価値あるものへの表彰は都でやったから、国でやったからいいということは言えないと思います。市でやるべきだと思います。多くの回答の中から、その点だけを、以上の点だけを申し上げておきたいと思います。表彰条例の再検討に、あるいは名誉市民条例の制定も含めて、市長の前向きの発言がいただければ、幸いであります。よろしくお願いします。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　表彰ということは、かなり難しい一つの仕事と申しましょうか、そういうことを感じるわけでありまして、表彰が市民の方から、権威を持ったという形で認められるということが、まず大切でございますし、それから受けられた方も名誉として感じていただく、こういうことが一番大切だと思います。そしてしかもなおどなたでも、なるほど表彰に値すると、尊敬できる、あるいは異論がないということでないと、疑義を生ずるようではまたこれ困ります。

地方自治体として、日野市が今日持っております表彰条例は、かつてはどちらかと言うと、表の名誉職におられる方々を対象にする性格が強かったわけですが、今日の表彰

条例は、市民の生活と文化に貢献をした、こういうことが基準になっておるわけでありまして、文字どおりその趣旨に該当すれば、どなたでも該当できるということで、なっていたと思います。ただ今のこの推薦を決定する仕組みは、まあもちろん行政組織の中からも物色、探す――漏れがないようにするということは行うわけでありますけど、もう一つ市民の団体なり、あるいはいろんな推薦の情報をいただく方法で、まず該当者を求める、こういうことが順序になっておりますので、必ずしも網羅し得ているというふうには、あるいは欠けている部分もあろうかと思っております。

また条例制定の際、あるいは議会で御質問をいただくときにもお答えをいたしておりますが、本来の当市の表彰条例は、なるべく市民の中から情報をいただく、そしてみんながなるほどと思う方が該当をされるということが、一番よろしいと思っているわけでありまして、その目標に当てて、まだまだ改善すべき余地は多々あるに違いない。つまり完璧、完全なものではもちろんないというふうに申し上げておるわけであります。また、当然一番直近の年次で該当されるのが趣旨ではありますが、１年おくれ、２年おくれであっても、それが特に失礼に当たるようではいけないわけでありますけど、そういう預かり方も可能でございますので、落ちてしまった、遺棄をしたということは、なるべくならない、そのように取り扱うべきだと思っております。

市民の生活と文化に貢献をされたと、こういう本来の趣旨でありますから、それに該当すれば、まさにそれでよろしいわけでありまして、これまで例えば農業をおやりになっておられる方、それから商店をなさっておられる方、この方々でも、その道一筋に地域社会に一つの生活の、まあ立派だというふうに考えることのできる方ならば、それで該当していただける、むしろそういうふうに考えたいわけであります。その中でも特に例えば農業の場合には、農産物展などに毎年出品をされて、また入賞をされたというような方は、篤農家と言いますか、その道の努力家ということになるわけでありますから、一層意味が大きいというふうに思っております。

全体の奉仕者となるべき地方公務員、あるいは各級の公務員、これは果たして該当させることがいいのか、どうなのか、私もなお疑問には思っておりますけど、なるべくならば公とか官とかということに関わらない立場の方が、少なくも第一線の該当者であるというふうに考えるべきではないかと、このように今思っております。それがまた条例改正をした趣旨にもなっておるわけでありまして、年齢のこと、あるいは例に出されます名誉ある方を別の功労の趣旨で表彰しているというようなのがあるわけでありますから、そういう意味であまり若いと、つまり30代ぐらいですと、これからなおなお、いろ

いろな貢献のある方を若い間で該当させてしまったんでは、かえって失礼になる場合もあろうかと思っております。

それから婦人と男性を分けるときとは、いいことではありませんが、やはり社会的な活動から言いますと、男性の方が割合長く現役期間が多いというようなこともあろうかと思って、多少配慮したわけですが、今後は改めるところは、改めていきたい、このように思います。

まあたくさん質問をいただいたわけでございますが、要するに確かに該当者を漏らしてはいけない、このことは大切でございます。それから、比較的公務員とか、全体の奉仕者とかいう立場で役職を務めるものよりも、地域社会で一市民として頑張っておられる、働いておられる、こういう方をむしろ敬意を表する意味でもよりあつくと言いますか、広く、視野に置いてこれに該当していただければ、幸いだとこう思っております。したがいまして、名誉市民という考え方は一面大変結構だと思うわけでありますけど、青梅市が吉川英治さんを名誉市民にするとか、武蔵野市が北村西望さんを名誉市民にしたとかいう、日本というよりも国際的にあるいはノーベル賞をもらったような方までひっくるめて、その地域の自治体がそういう礼を遇するということも意味があろうと思っておりますけど、どちらかと言うと、選挙や政治戦でやっぱり現役で振る舞っている者は、これは相当期間がたたないと、その功罪はあらわれてこない、評価は出ないということもあろうかと思いますので、よそにありますような市長を（「名誉市民第一号だよ」と呼ぶ者あり）指名するというようなことは、むしろ私は避けた方がいいのではないかと、こういう考え方が強いわけであります。まあ、人の評価をするということは大変失礼でもありますし、難しいことでございますので、いろいろな角度から御意見を伺って、より、少しでもいい内容のものにしていく。そして市民の方から、日野市の表彰は権威があると、また名誉が得られる、こういうふうにとっていただけるようなものにする必要があると思っております。長い人生の方に前半と後半ということもあり得ることでありますので、日野市のその表彰をされた方が、あるいは不名誉な出来事が起きたなんということになると、これまた困ることもあろうと思いますので、一定の年齢ということはやはりあっていいんじゃないかと、こんな感じもいたしております。

質問の一ノ瀬議員の趣旨もよく我々もわかるわけでございますので、御指摘の点も十分判断に加えまして、一歩でもいい内容に今後とも努めていきたいと、このように思っておることをお答えとさせていただきます。

○副議長（中山基昭君）　　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　　どうもありがとうございました。

名誉市民条例をつくったら、第１号は森田市長ではないかというような不規則発言がありました。私もそう思ったんですけど、あえて言わなかったわけです。そう言ったら市長は、いい返事が、いい回答が出せるはずがないと思ったからです。そんな不規則発言もあって、これについては非常に消極的ではありますけれども、森田市長、自分のことは全く考えずに、ぜひ検討していっていただきたい、制定していただきたいと、私は重ねて要望しておきます。

表彰条例全般についてもぜひ検討していただきたい。それには私の発言、私の質問を参考にしていただければ、非常にありがたいと思います。先ほどの発言の中でも言いましたが、検討して改めることになり、新たに表彰すべき方が出てきたら、でき得る限り遡及していただきたい。さかのぼって表彰していただきたいということをつけ加えまして、私の質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　　これをもって６の１、表彰条例を再検討せよの質問を終わります。

続きまして６の２、農業共済事業を一部事務組合で充実させよの通告質問者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

○18番（一ノ瀬　隆君）　　続けて質問さしていただきます。

都市農業の発展には、さらに力を入れていく必要があると思いますが、そのためには農業経営のための保険制度である農業共済制度は欠かすことができず、ますますこの制度は重要になってくると思います。それにしても、この農業共済制度の農業共済事業の引き受けは、農業人口の減少に伴って、年ごとに少なくなっています。９月定例会の中での特別会計決算委員会で、農業共済の加入者の減少の状況を見ることのできる資料を要求し、後になってそれを見ることができました。私の計算によりますと、日野市で10年間で農作物引き受け面積は、62％に減少しています。これは、八王子市では53％、町田市では56％、稲城市で52％と、それぞれ10年間で大きな減少となっています。減少したといっても、この共済をやめるわけにはいかないと思います。加入者、利用者、引き受け面積が少なくなれば、必要経費は割高になり、やりにくくなるはずです。そこで、同じように農業共済事業の加入が少なくなっている近隣の市と一緒にやる。それには一部事務組合をつくって、この事業の運営をするのがいいと考えてきました。私は予算委員会や決算委員会で、農業共済一部事務組合での運営を検討するよう、発言してまいりました。監査のときにもその話をしています。そろそろ決断の時だと考え、質問に取り

上げた次第です。早速質問をいたします。

質問１、農業共済事業の小規模である現状をどう考えているか。

質問２、一部事務組合の発展について、いかに検討されてきたか。

質問３、農業共済事業を一部事務組合で充実させる考えはあるか。

質問４、組合をつくるとしたら、近隣市としてどの範囲でやるつもりか。

質問５、組合をつくるとしたら、時期はいつに考えているか。

質問６、農業共済事業を一部事務組合で運営するようにしたとき、いかなる利点を生み出せると考えているか。以上６点を質問させていただきます。

○副議長（中山基昭君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　農業共済事業を一部事務組合化して充実させよという６点の御質問がございました。初めから一括して答弁をさしていただきたいと思います。

農業共済事業は農家が掛け金を出し合いまして、共同で準備財産をつくります。そして災害が発生したときに、共済金の支払いを受けまして、農業経営を守るという、農家の相互扶助を基本とした共済保険の制度でございます。農業はほかの産業と違いまして、自然条件に依存することが大きく、したがいまして災害は予期しないときに、場合によっては極めて広範囲に発生する特性があることから、国も多額の財政負担をしているわけでございます。当市でもこの農業共済事業は、農業災害補償法に基づきまして、農作物、家畜、園芸施設の３つの事業を農家の保護政策として実施をしているところでございます。しかしながら、ただいま御質問の中にもございましたように、日野市の農業共済事業の引き受けの実態を見ますと、園芸施設共済を除きましては、減少の傾向にございます。これは御案内のとおり都市化の進展とか、水田利用再編対策などによって、農地が減少していることが、主な理由でございます。

で、私どもはこのままの状態で、推移していきますと、事業基盤がどうしてもこう脆弱してしまうのではないか、このように考えているところでございます。御質問の中にもございましたように、一部事務組合化への御助言につきましては、決算審査の折りにもございました。また東京都内の各地の一部事務組合化の調査もいたしました。島を除きまして、都の組合の結成を見てみますと、東京都特別区農業共済組合、これは園芸施設に限っておりますけれども、練馬区、江戸川区が中心になって行われております。さらに西多摩農業共済組合、これは青梅を中心といたしまして、秋川、福生の両市、並びに周辺の町村が加盟をしております。

３番目に三多摩農業共済組合、これが武蔵村山市を中心に、８市で形成をされております。さらに、北多摩中央農業共済組合、これは府中を中心にいたしまして、７市で結成されておりまして、この組合が一番最近に結成されたものでございまして、58年の10月でございます。このころから、残されたのは、南多摩地区だけだ、南多摩地域でも組合結成の動き、あるいは必要性、こういうことが担当者の間で話題になりました。そして農業共済事業運営検討会という事務レベルの検討機関を関係市でつくったのでございます。その後、61年の９月に、この共済事業運営検討会で検討されたことを持ち寄りまして、今度は地区の懇談会を設立しよう、こういう会合が持たれました。検討の結果を踏まえまして、いろいろ協議，討論をしましたが、その場に出席をいたしました全員がこの設立に賛同したのでございます。この地区懇談会というのは、本年の８月にかけまして、結成されてから３回ほど会合が持たれました。いろいろな角度から検討を加えまして、南多摩農業共済一部事務組合設立計画というものをまとめたのでございます。

そして本年の10月23日、南多摩地区合併推進協議会という会が開かれました。この会は関係市、すなわち八王子、町田、日野、稲城の各市長さん、それから南多摩地区農協協議会長、東京都農業共済組合連合会長、さらに南多摩経済事務所長の7人が推進協議会の委員でございます。そしてこの委員のもとに幹事会が置かれまして、この幹事会の構成メンバーは、各市の農業共済事業を担当する課長、係長で構成をされております。委員と幹事会の機能別の分担につきましては、合併に必要な事柄をいろいろ協議し、まとめるのが、幹事会の役目でございます。そのまとめられた資料をもとにいたしまして、判断あるいは決定をするのが、7人の委員さんでございます。こういう役割分担のもとにこの推進協議会が開かれております。

この推進協議会には各市の市長さんが入ることは今申し上げたとおりでございますけれども、八王子、町田、日野、稲城の市長さんでございますので、この組合の構成市は八王子市、町田市、日野市、稲城市の4市になりまして、事務組合化する目標を昭和64年の４月１日に置いてございます。

現在の農業共済事業が一部事務組合化されますと、いろいろな利点が考えられますけれども、まず事業の地域と事業の規模が拡大をされます。この共済事業は一種の保険制度でございますので、規模の拡大によりまして、ある程度のリスクは分散されます。それから事業量が僅少でも各市の共済事業が実施できるという利点が考えられます。今、日野市では共済事業の中で、果樹共済が行われておりませんけれども、事務組合化されますと、果樹共済も当然行われるようになろうかと思います。

それから少ない事務量を各市で同じように、同じ人間をそろえてやっているということを統合いたしますと、事務作業が非常に効率的になり、能率がアップし、したがいまして財政の負担が少なくなってまいります。

それから事業基盤の整備、強化が図られますから、効率的な事業運営がなされる。こういうことが一部事務組合化によって生まれる利点であると、私どもは考えております。

○副議長（中山基昭君）　一ノ瀬　隆君。

なお質問時間は３時34分までです。

○18番(一ノ瀬　隆君)　八王子、町田、日野、稲城との４市で農業共済一部事業組合を結成し、昭和64年4月１日より発足させるよう準備を進めていくという、お答えでした。八王子、町田、日野、稲城と言いますと、旧南多摩郡から、多摩市がはずれています。多摩市はどうしたんだろうということ、当然疑問が起こってくるはずでありますので、この点だけをお答えいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　当初事務レベルで一部事務組合化を話し合っておりますときには、多摩市も当然加入していただくと、こういう線で話し合ってまいりました。しかしその時点で、もうすでに多摩市は農業共済事業を行っておりません。多摩市の表現を借りると、共済事業を休んでいると、こういう表現になりますけれども、休んでいるかわりに多摩市では、損害があった場合には、多摩市独自の補償法によりまして、その補償をしている。そういうことから、多摩市の加入は大変難しい問題と考えていたわけですけれども、先ほどの答弁の中にもございました本年10月23日の会議ですね、推進協議会には正式に多摩市から加入しないと、そういう御返事をいただきましたので、64年4月からは、八王子、町田、日野、稲城の４市で発足するように、準備を進めております。

○副議長（中山基昭君）　一ノ瀬　隆君。

○18番(一ノ瀬　隆君)　ありがとうございました。円滑な組合への移行を願って、質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって６の２、農業共済事業を一部事務組合で充実させよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午後３時25分　休憩

午後４時47分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議案第132号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件が提出されました。

この際これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより議案第132号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第132号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第16条に定める12月に支給する期末手当、100分の197を100分の195に改めるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議、御決定のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは議案第132号につきまして、御説明申し上げます。

この条例は日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でご

ざいます。お手元の議案書の２ページ、３ページをお開き願います。今回一部改正をいたしますのは、第16条第２項の数字でございまして、100分の197を、100分の195に改めるものでございます。

それから附則につきましては、この条例は62年12月１日から適用するものでございます。

それから支給日の特例といたしまして、62年12月期の期末手当及び勤勉手当に限り、その支給日は、第16条第１項及び第17条第１項の規定にかかわらず、昭和62年12月17日とするということで、17日が支給日ということでございます。

次のページの4ページ、5ページでお開き願いたいと思いますが、第16条でございますが、期末手当でございます。期末手当の額を傍線を引きました旧条例では100分の197でございます。これを100分の195に改めまして、これに乗じた金額で支給するということになります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　ただいま上程されました職員の皆さんの12月のボーナス、期末勤勉手当の議案について、全協では多少のやりとりもありましたが、もう一度確認の意味を含めて、質問させていただきます。

先ほど奥住議員の方から、毎年繰り返されるこうした夏、冬のボーナスの時期での違法なストライキについて、質問がございました。私も全く同感でございます。そのときの労使の力関係で押し合い、へし合いしながら、ボーナスの額が決定をしていく。まさに先ほど御指摘のとおり、前近代的な交渉の形態であるというふうに思います。今回も先ほどの総務部長の全協での説明では、再び違法なストライキがまたしても繰り返されたということでありますが、昨年も、私、同じ質問をさせていただきました。つまり、こうした職員組合の主導による違法な職場放棄、これに対して、市、いわゆる市長は、どういう対応をとってきているのか。市民に多大の迷惑を与える、しかも地方公務員法等に反する、違法行為を放任し続けている責任は重大だと思いますが、今回の一連の交渉の中で、市長はどういう対応を市の総責任者としてとってきたのか。その辺昨年のこの議会でのやりとりもありますので、この辺を踏まえて御回答お願いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　それでは、私の方から御回答いたします。

昨年も強い御指摘をいただきました。そしてこの違法につきましての、まず組合要求

が出まして、それからもし回答がない場合、あるいは不満足なものであるならば、このような座り込みをしますとか、あるいは何日に、何時間のストを構えるというような通告は、その間際になりまして、入ってまいります。それで、私どもは直ちに組合の幹部を呼びまして、それらに対する警告、あるいは文書でというような形での対応の仕方をしております。これが言われる恒例化的な悪い意味のそういうものになってきているということでございますので、そういうことは前近代的であり、もうすべきではないということで、奥住議員からの指摘もございます。そうした中での反省を含めながら、今までもそうした説得と言いますか、そういうものを強くして、またやってまいりました。時間をかけました。今回も２度ばかりそうしたことで、警告も発してまいりました。それが一つの力関係ということでございまして、このような座り込み、あるいはストライキというようなものを、実施をさせてしまったという経過でございます。十分に今後ともそうした労使慣行をよくしながら、、信頼関係を結びながら、そうした古い形のやり方というものは、これは当然やめていくべきであるということは、再三――こうした団体交渉を持つだけでなく、常に行われておりますいろいろの事務折衝やそうした場合におきまして、私をはじめあるいは市長が直接三役とお会いしたとき、あるいは職員課長が事務サイドでそうしたものを警告なり、そうしたことを説明をして協力を呼びかけているわけでございます。今だにそれらがただ口頭だけのものであって、実現しないということは、非常に私としても切歯扼腕するわけでございますが、何か今後ともさらに向かって、努力が足りませんので、やっていきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　もう一度総務部長の方に確かめたいと思いますが、今回の職員組合の違法な争議行為というのは、11月に入って要求が出た後、どのようなことが行われたのか、時間とそれから違法行動の具体的な違法行為の内容について、もう一度この場で確認をしておきたいと思いますが、昨年は、市長はこの本会議場で、警告をしていると、しかし市民に対する迷惑はさほどないようだという、非常に気楽な答弁をしておられました。私は文書で注意を促し、そしてそれをなおかつ無視をしてそうした市民に迷惑を与える、違法な行為が行われた場合には、やはり毅然とした対応を示してもらいたい、ということをお願いをしたわけですが、今回の組合の、職員組合による違法な争議行為については、一切処分等の内容での対応を考えていないのかどうか。市長にお尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　まあ前近代的な、いわゆる闘争という言い方の行為を経て、物が決まるという経過はまことに遺憾でありますし、いつまでもこういう状況が改まらないということは、残念でもございます。相当年数前から比較しますと、大分改まってきた面もないわけではありませんが、まだ違法行為に依存をする形で物を解決しようということは、我々の、何と言いましょうか、当事者能力の欠落する面も多々あるということも反省をしなければいけないと思っております。よその市のことを言ってそれで是認をされるべき事柄でもございませんので、やはり自分たちの能力の範囲をより説得力を持たせて、対応し、また市民の信頼をいただくと、こういうふうにやってまいりたいというふうに、常々考えているわけでございます。今後も努力をいたしたいと、しなければならないと、このように感じております。

処分ということにつきましては、一定の時間を取り過ぎておるとする場合には、カットだけはいたしますが、あといわゆる不当行為であるということを十分認識をさせると、そういう努力でおるわけでありまして、処分というふうには、まだ至っていないかもしれません。ただ処分に近い状態で、警告をしたり、そういう措置はとっておると、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　私は、市長にお答えいただく前に、総務部長の方から御回答があると思っておりましたが、具体的に11月の20日に、組合の方からの要求が出されたあと、具体的にどのような違法な争議行為が行われたか、その内容をここで述べていただきたいということをお尋ねしたんですが。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　失礼いたしました。具体的には、12月４日２時間ストを通告受けましたんですが、これが１時間ストに変わりました。そして８時半から９時10分までの間に、40分ですね、40分ぐらいのところで集会をしまして、解散したという経過でございます。

これに関係した職員が、今集計しましたところ、855人でございます。そのほか、座り込みにつきましては休暇を取りまして、午後それぞれ１日から３日間、３日まで、約70人ぐらいが、ここに参加して市長室の前に座り込んだという経過でございます。（「まだあるじゃない、27日は」と呼ぶ者あり）はい、27日の29分ストです、これは371人ということでございます。この数字は賃金カットには及びませんが、一応29分以内ということで、371人になっております。やはり、職場を放棄したものでございます。

○議長（黒川重憲君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　私も何度も同じことを言っているんですが、賃金カットというのは、処分ではないということなんです。働かなかった時間に対して、給料が支払われないというのは、当たり前のことなんですね。いわゆるノーワーク・ノーペイという原則で処分ではないんですよ。そのような労使のいろいろ交渉の衝に当たっておられる担当の部長さん、当然御承知だと思うんですが、市長はその辺いつもあいまいにおっしゃっておられます。やはりきちんとした対応というものを、何も必要以上に厳しくやるということじゃなくて、当たり前のことなんですから、その辺の自覚を持って、ぜひこれからも対応をしていただきたいと思います。

それから私は文書でこういう違法行為が構えられた場合には、市としてはまず警告をするということが、当然行われるべきだと思いますが、文書での警告は今回されているのか、先ほどお答えがあったかもわかりませんが、もう一度お聞きをいたします。

それから先ほど全協の席で、やはり民間のいろいろ厳しい企業の中で、労使が力をうまく――ある面では合わせながら、社会に対して一定の役割を果たしながら、また会社もまたそこで働く人たちも、共に繁栄していく。そして良識的な労使の関係というものを、すでに民間ではほぼ確立してきているわけですね。ところが、こうした倒産もない、単身赴任もない、地方自治体においては，依然として市長自身も認めておられる前近代的な労使交渉が、いろいろそのときの力関係によって繰り返される。朝方まで、未明まで、団体交渉を行う。これを前近代的と言わずして、何と言うべきか。まさにそのとおりだと思うんです。ですから、市長会等の決定というものが、きちんと、これでいくということが決まれば、それが行われるような環境づくりというものも、同時に必要だと思いますが、やっぱり組合の方もいま一つ知恵がないような気がいたします。今回もいろいろ経過を聞いていますと、まず最初に出された統一要求というものが、3.5、そして決まった額が2.55、これを職場委員会で採決をしたら、全員賛成で決まっちまう。最初から3.5なんということは、考えていないわけですね。本来これが自分たちの十分な職場で、また仲間、いろいろな関係の人たちがいるでしょう。その中で煮詰められ、そして組合が統一要求としてこれは絶対に譲れないというものを決めて、交渉に臨んだのであれば、3.5から2.55に後退をして、全員賛成で、これが職場委員会、組合で決まるはずないんですよ。その辺にいい加減さがある、こういう職員組合の対応というものに、やはり市がきちんとした姿勢をもって臨めば、何も夜中まで団体交渉をするとか、違法ストライキが繰り返されるというようなことはないと思うんです。十分、健全な労使関

係の確立を目指してもらいたい。またそういうものがあれば、組合の方も実際に、例えば２点ですね、この今回決まった55カ月の多少上回る点を、そのラインを出して当局と交渉すれば、当局も私は困ると思うんですよ。しかし3.5、どっちみちこれでまとまるつもりはないという腹づもりで、組合の方も交渉に臨んでいるんでしょう。ですから、こういう結果になる。まさに時間と体力を費やしただけが、市民に迷惑となって、振りかぶってきている。そういうのが現実じゃないかと思います。

それから今回のストライキが行われた中で、例えば市民に最も迷惑を与えるであろうと考えられる職場、市立病院だとか、保育園、こういったところでは、朝一定の時間になれば、市民の皆さんが、これらの市の施設に来るわけです。そのときに、ストライキということで、管理職だけで対応できるとは、限りませんね、こういうところは。だからこういう市民に直接接して、毎日の業務がシビアに行われているところに関しては、市ももっと厳しい対応をするべきじゃないかと思います。聞くところによりますと、百草台の保育園では、今回４日のストライキ、１時間ストが行われましたが、このときに代表が参加をして、全員の参加はなかったということを聞いているんですが、これが少なくとも職員として良識ある行動ではなかろうかと思うんです。市民に直接多大な迷惑を与える職場にあっては、市ももう少し、一般の職員の方が働いているような職場とは違った対応、まあ警告等を含めた対処をするべきじゃないかと私は思いますが、その点に関しては、どのようなお考えを市長はお持ちか、お聞きをいたします。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは１点目の文書の件でございますが、先ほど申し上げましたように、ストライキの１日前には、必ず文書でもって警告を発しております。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　確かに病院、あるいは保育園、一般には定刻で診療を求めてくる人、あるいは保育児がやってまいりますから、むしろ現場の方で、近ごろかなり対応をわきまえたと言いましょうか、市民サービスにはなるべく欠けることのないようにしようと、そういう現場の意識も合わせてかなり改善をし、そう大きく拒否姿勢で臨んでおるという状況ではございませんが、いずれにいたしましても、サービスに欠けないように努力をするということが大切でございますので、それなりの今後一層対応に努めたい。こう考えておるということをお答えする以外には、ちょっと今のところ答え方がない、こういう気持ちでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　私は百草台保育園の例をたまたま知りましたので、今取り上げて、お聞きをしたわけですが、市民に直接、密接にかかわり合いを持ち、早朝から確実にその施設を訪れる方がある。今申しましたように市立病院とか、保育園はまさにそうした施設に当たるわけです。そういったところで、今回例えばその職場から、――本来ストライキに参加することはいけないんですが、全員参加をしないで、代表で誰かが行く、後の者は業務に支障がないように、職場に残って、自分たちの職務を果たしていこうということで、こうした良識的な行為を選択をした人たちが、逆に例えば職員組合の組織から、一定の何か制裁のような形で、ある対応をされる、こういうことがあってはいけないわけです。真面目に、そして常識的に行動をとった人が、何か逆に孤立をしたり、つらい思いをしたり、そういうことが仮に起こるとすれば、それは市長にとっては大変重大な責任が求められると思うんです。ですからそのためには、やはりまず参加者に対する処分とかそういうことが、市長はやらない、できない、するつもりがないとおっしゃるなら、まず市民に直接重大なかかわりを持つ職場については、そういった違法行為は、他の職場とはやはり異なった、ある程度の差を持った、市長の見識ある対応があって、しかるべきだと思うんです。今何かはっきりしないお答えをこれしか、この程度しか言うことがないというようなお話なんですが、その点はもう少し直接市民から、市長に対する信頼があっていろいろな仕事を、市にお願いをしているわけです。それを一定の責任をもって果たしていく市長の立場とすれば、そういう職場については、別の認識を持つべきではないかと、私は思いますが、その点については、先ほどの答弁程度しか、市長は御認識ないのかどうか。いかがでしょう。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民に御不便がないと言ってはいけないと思っておりますけど、今日保育園等でも以前はドアを閉めて、入れないというぐらいな姿勢もあったんですけど、今日ではそういうことは全くなくて、なるべく不便をかけないということを前提にしているということですから、かなり改善をされておりますが、私としてはそれでいいというわけにはいかない。もっと努力しなければならないというふうに、お答えをしているわけであります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　その点、私が今思いつきましたのは、保育園とか病院、これはまさに市長として十分頭に置いていただいて、今後市民に迷惑や、また損害と言いますか、精神的ないろいろな負担等を与えないような、対応をやはりされるべきではないか

と思いますので、その点お願いをしておきたいと思います。

ここで別に、組合の代表者がここにいらっしゃるわけじゃありませんので、そのことを取り上げて、この点を取り上げて、私から注意と言いますか、そういう対応をするべきではないかということを伝えることも、一つのこういう議会という場の役割だと思いますので、組合も多少やっぱりそうしたことを考える方が、市民に対するいろいろアピール効果もあるだろうし、また今日の近代的な労使関係を目指すということであれば、そうした工夫もぜひされるべきだと思うんです。何かそれをスト破りだとか言って、厳しい対応で臨むというような、そういうブラフを欠けるようなことが職場の中で、職員間の中で行われるということは、まあ全体主義の国ならいざ知らず、こうした法秩序が確立された国においては、まさに異常なことだと思います。そのくらいの芸がない闘争という形でのボーナスを巡ってのやり取りではなくて、組合に対しても同様のことを、私は多少そういう点も考えた方がむしろ要求という形をとって交渉を行うならば、その方がプラスではないかと思うわけであります。

まあいずれにしても、市がまずきちんとしたやっぱり原則を確立をする、そしてその原則のもとに交渉ということがあって、はじめて近代的な労使関係というものが確立されるというふうに思います。何かそのときのいろいろな状況によってふらふら左右する。要求する方も、要求される側も、これが最終なんだと言いながら、これが絶対の線だと言いながら、ふらふらしながら全然元の数字とは違うところで、決着をする。いかにも原則のない交渉を、双方とも労使間が行っているような感を否めません。ぜひ、全協でも指摘がありましたように、時代に合った、また民間ではとっくにやっていることでありますが、いわゆる当事者である労使の双方が、そうした時代の背景を十分に認識をして、違法な行為が繰り返され、市民に大きな迷惑を与えることがないように、一日も早くそうした事態を脱却するように求めて、私の質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　私もこの辺について質問させていただきます。職員の違法のストライキということですね、先ほど古賀議員の方から説明、御質問がありましたけれども、その中の何点かにつきまして質問させていただきます。

職場放棄を４日ですか、２度やって、855名集まったときがありますね、８時半から９時40分ですか、このときに保育園の先生とか、また幼稚園の先生方も多分来ていたんじゃないかと思うんですが、来ている事実があるのかどうか、このあたりをちょっとわかりましたら、教えてください。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　４日の日の１時間ストでございますが、この組合ストでございますが、855人ということでございます。これについての集計の部分、参加の内訳はちょっと今手元に持っておりませんので、後日御報告させてもらいたいと思いますが、各職場からのあれも、ほとんど何人か出ておりますから、参加はしていると思います。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　私このあたりに問題があると思うわけであります。けさほどは鈴木議員の方から、職員についても、学校、または地域の社会、そして子供たちをよくするためにということで、質問がございました。私はこういう中で私自身考えるに、やはりこの権利を主張したら、通るんだという曲がった考え方は私、大変よくないと思うわけであります。実際、私たち子供たちを見ておりまして、実際この親の行動というか、そういうものが子供に一番影響しているわけであります。そしてそういう実際、子供たちの態度を見ておりますと、何でもこう要求したらもらえるというような、実際、この問題――今、問題を持っている子供たちは、そういう実際甘い考えがあるわけであります。そういう中で、私は日野市、特に公務員として、この違法なことは違法で、やっていいことと、やっていけないということをはっきりと市長みずから、この襟を正さなければいけないと、私もこの件につきまして、去年も処分をしっかりしなくちゃいけないんじゃないですかということを要求しているわけでありますが、この要請に、警告したあと、たいした処分をしないで、そして終わってしまう、なれ合いであるということについては、私はすごく怒りを感ずるわけであります。そういう面でぜひ子供たちの、地域における子供たちの、健全な育成ということを掲げるならば、やはりこの職員、特に市の職員の態度をはっきりとした、そういう違法なことはやってはいけないということで、指導しなけりゃならないのじゃないかということを強く思うわけであります。そういう面で、市長は去年と同じような見解じゃないかと思いますけれども、今後こういうところから、参加した場合には、特にぜひ強い態度で臨んでいただきたいと思うのですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私も言いたいこともないわけではありませんし、ただ、堪忍をする理由の一つといたしましては、そういう闘争の構えをエスカレートさして、余計不信の関係に陥ってもいけませんし、それからもう一つには、やっぱり昼の勤務ですとか、何か一定の勤務以上のことを求めている面もあるわけでありまして、それらが一時

でもやめるということになると、また市民サービスに欠けることがありますので、そういうことを含めて、一方には厳しい態度で臨むべきだという感覚と、それから一方には何とか正当な判断力で物事が処理できるようにいたしたいと、まあ両面の感情の中でやっておるということにならざるを得ないわけでありまして、そのあたりに多くの御不満があるということもわかりますし、また私どものある意味での苦衷も御理解をお願いしなければならない。こういう状況にございますことを、御理解をお願いする次第であります。しかしそういうことでいつまでも、――それをよくまあなれ合いと、こう言われるわけでありますが、なれ合いという気持ちはないつもりではございますけど、やはりそういうことがあまいと言われる面もあるかもしれません。時間もかかるわけでございますが、十分公務員としての本旨によく立ち返って、正常な勤務活動のできる状態を一時も早くと言いましょうか、繰り返さないようにやっていきたいと、こういう気持ちには、全くいろいろ御意見をいただいておりますことに、反論の余地もございませんし、そのようにやってまいりたいという信念にも相違はございません。そういうことでありますので、これからも全くないとは言えませんので、努力をするということで御理解をお願いしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　市長の言っていることは大体わかるわけですけれども、この26市ですか、平均支給額が上がってしまったわけですね、秋川だけが条例を守ったということなわけですよ。こういう中で私も先ほど種々申し上げましたように、やはりこの市の理事者というのは、やはり毅然とした態度で臨むということが、まず第一点であると思うんですね。そしてやはり日野の実情をよく理解していただいて、そして認識していただくということが一番必要じゃないかな。特に私たちのこの日野市は、革新市長なものですから、このあたりに一番まあ難しさがあるなということは思うんですね。しかしながら、やはり選挙は選挙、職員の給与は給与ということでしっかり分けて、（「そうだ」と呼ぶ者あり）そしてこういう形でしなければ、もう日野市の財政はだんだん切り崩されてしまうということを強くやはり訴えながら、そして市の職員の仕事を作業力を、高められるように指導していただきたい、まあ思っているわけであります。そういう面でやはり私もだれが来ているかと見に行きましたら、そうしたら実際私の知っている人もいるわけです。そんな形で向こうも気まずいような顔をしておりましたけれども、そういうことでやはり職員の気持ちはわかるわけですよね。少しでも余計にもらいたいという気持ちはわかりますけれども、そういうことよりも、やはり市の仕事に携わっている以上、どうしたら能率的に仕事ができるかとか、そういうようなことですね、まあ恩返しをしていただきたいと思うわけであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば、承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより、本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第132号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時25分　散会

12月11日　金曜日　（第５日）

昭和６２年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第36号）

12月11日　金曜日　（第５日）

出席議員　（29名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
５番	山口達夫　君	６番	天野輝男　君
７番	福島盛之助　君	８番	福島敏雄　君
９番	中谷好幸　君	10番	小俣昭光　君
11番	川嶋　博　君	12番	馬場繁夫　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良吾　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	旗野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
24番	古賀俊昭　君	25番	谷　長一　君
26番	市川資信　君	27番	石坂勝雄　君
28番	名古屋史郎　君	29番	竹ノ上武俊　君
30番	米沢照男　君		

欠席議員　（１名）

23番　黒川重憲　君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

昭和62年12月11日（金）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時14分開議

○副議長（中山基昭君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員19名であります。

本日、議長所用のため、かわりましてその任務を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問7の1、小・中学校、校地内に現存する国有地の処理について問うの通告質問者、高橋　徹君の質問を許します。

〔3番議員登壇〕

○3番（高橋　徹君）　通告に従いまして、質問させていただきます。

現在、大都市が失った大きなものは水と緑である、といわれておりますが、日野市は古来から水と緑に恵まれ、先人のたゆまぬ努力によって守られ、維持をしながら、農工業を中心として発展したわけでありますが、しかし、40年代に入りまして、鉄道の駅が七つあることにより、かつまた都心より30分という近距離通勤圏ともあいまって、一気に都市整備公団を初め、民間開発業者による宅地開発が行われてきた。そして、あわせて当市の人口も膨れ上がっていったわけでございます。

必然的に小・中学校を初めとする教育関連施設も、市内各所に新設され、30年代までは小・中学校合わせて、小学校が7校、中学3校、計11校であったわけですけれども、40年代に入り今日まで、小学校が13校、中学校が5校新設されまして、18校とふえていったわけであります。そのうち幼稚園が7園できております。市として、それらの対応に大変忙しく追われたことと思います。そのような背景の中でも、学校用地の取得には、地権者の多大な理解と協力があったことと思います。特に、水田地帯の新設校地には、水路敷や道路敷が多く含まれていたと思いますが、それらの処理状況等について、質問をさせていただきます。

まず、1点目としまして、現在、市内小・中学校用地には、未処理の水路敷や道路敷、その他の国有地は、何校に何本ぐらい含まれておるのでしょうか。

2点目としまして、それらの財産処理状況は、どのようになっておられるのか。

3点目としまして、所有権の移転等、未処理のままになっているのは、どのくらいあるのか。

4点目としまして、国との貸付契約は、どのような状況になっておられるのか。

まず初めに、その4点につきまして、お尋ね申し上げます。

○副議長（中山基昭君）　　高橋　徹君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　　お答えしたいと思います。

小・中学校の関係でございますけれども、現在、小学校が20校ございますけれども、そのうちで２校につきましては、現在、事務を進めております。まだ処理ができない校数は、８校でございます。これが道路敷でございます。水路敷につきましては、進行中――手続を進めておりますのが３校、未処理が５校、こういうことでございます。

私どもの方は、財産の管理している部局から依頼を受けまして事務を進めていく、とこういう形でございます。

中学校につきましては、道路敷が、手続中が１校、未処理が２校。水路敷につきましては、事務を進めておりますのが１校、未処理が１校、とこういう内容でございます。

水路敷につきましては、国有財産法の27条、これは交換でございます、つけかえでございます。それから28条、これは譲与でございますけれども、この規定によりまして、なるべく交換というような形で、学校用地の周辺の水路敷等を交換している、とこういう実態でございます。

道路敷につきましては、道路法の第94条、不用物件の譲与の規定によりまして、財産処理をしております。

財産の貸し付けでございますけれども、第三小学校で、国有地を約7,550平米ほど無償で貸し付けを受けております。

以上が現状でございます。

○副議長（中山基昭君）　　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　　ただいまの部長の答弁の中で、恐らく管財課だと思うんですけれども、管財課あたりから、そのような要望が出れば、国の方と折衝をしたりして、徐々に処理に入っていく、というお話があったわけですけれども、水路とか道路敷の、もう既に校庭の中においての払い下げの、外周に持っていったり、敷地の外に持っていったりした作業は、終了しているところもあろうかと思うんですけれども、実際に市の財産として、所有権の移転というのが、なかなかスムーズに行かない部分もあろうかと思うんですけれども、何かそういう原因といいますか、そういうのはございますか。それが１点でございます。

２点目としまして、第三小学校の校地の中で、第三小学校といいますと、１万6,000平米ぐらいある中で、今7,500平米ということで、大変広い面積の国有地があるわけですけれども、この国有地は、昭和40年代に日野市の人口がふえ続けて、学校も新設がどんどんされて、児童数もふえていき、教室が足りなくなるという、そういう状況の中で、どの学校も、国がほとんど無償に近いような価格で、日野が申し出をするならば、払い下げをしてくれたんではないか、というふうに感じるわけですけれども、そのような契約の中で行われるということでありますけれども、その２点につきまして、どうしてそういうことが、いろんな市内各小・中学校の敷地等で行われてこなかったのか、その２点について、お伺いいたします。

○副議長（中山基昭君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　それでは、総務部長の方からお答えいたします。

今、御指摘にありました道路敷、世に言う赤道、それから水路というような件でございますが、これは管理課にいたしましても、非常に大きな問題で、その都度、処理あるいは登記というようなものを行っているわけでございますが、考え方といたしまして、まず、道路敷につきましては、国有財産の方ですが、これは無償で行われるわけでございます。水路敷については、有償ということが９割でございます。

そうしまして、それでは赤道はなぜ早く手をつけないのか、ということでございますが、やはり今、建設部長がおっしゃいましたけれど、小・中学校の敷地内を、私どもの管財で持っている状況で言いますと、今、これを測量、そうしたものを手をつけてやっているのが、赤道では13カ所あります。水路敷には10件、こうした問題があります。

長いことやっております赤道でありますので、あるいは境界だとか面積、そういうものが非常に不確定なものでございますので、これらの事務というものが、管理課の方でお願いしてやっているわけでございますが、非常に時間がかかるということで、逐次これは計画にのせて、今やっております。

水路敷につきましては、有償でございますから、やはりこれは財政との関係もございますので、それも面積あるいは境界の確定、それから公図との位置の違い、非常に古いものでございますので、そうしたものとの関係を調べながら時間を費やしている、というのが現状でございます。しかし、時間を費やしている中でも、やはり一歩一歩前進して、今、建設部長がお答えしたようにやっているわけでございます。

そして、これらにつきましての予算措置といいましても、やはり今の時点、あるいは20年前にこれを行えばもっと安かった、ということでございますが、今の時点というようなことを考えますと、やはりそれは全部を、学校だけの水路敷をとっても10件ある、というような中でございますので、年次計画を立てまして、管財課では予算化をお願いいたして、逐次これを解消して、そして国からの無償での譲り渡し、あるいは有償での、

水路の方ですね、そういうような形をとっていきたい。今、現実にやっておりますが、そういう形でやっております。

第三小学校の国有地の中、今、御指摘にありましたように、総面積は１万6,000平米以上でございますが、そのうち建設部長がおっしゃいました、大蔵からお借りしている、国からお借りしているあれは、7,543平米というような形でございます。

これにつきましては、44年から、ずっと契約を結んでまいりました。そして、現在は58年の５月26日に契約を結んでおりまして、63年３月31日といいますから、来年の３月31日までで、５カ年契約でこれを更新してきている、というような状況でございます。そして、無償で今お借りしている、というような状況でございますが、その中での赤道の処理、あるいは水路の処理については、逐次予算化、そうしたものを踏まえながら、鋭意努力していく、ということでございます。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　　１点目は、再質問させていただきますけれども、来年の３月31日まで無償貸付契約が行われる、ということでありますけれども、そうしますと、また来年の契約が切れる時期に、再契約をされるということでありますけれども、なろうかと思うんですけれども、そのときには、無償での払い下げといいますか、有償でありましても無償に近いような、そういう話は、なさる予定なのかどうか、ということが１点でありますけれども、お伺いいたします。

○副議長（中山基昭君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　御質問でございます。お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、ここの三小の場合は、水路はございませんので、有償の話はないわけです。現在、結ばれた５年契約は無償だ、ということでございます。

ただ、今後、無償ということでの国と日野市との問題でございますが、無償になったというのは、国有財産特別措置法でございまして、これによりますと、私の方で答えた方がいいのかどうか、ちょっとわからないですけれども、人口の急増ということでの無償ということは、今までずっと受けてきておるわけです、そうした中で。それが、人数が減ってきますと、もうそれが急増の指定都市ではない、となってきますと、これらについての問題が生ずるのではないかとは思っております。

詳しくは、また教育委員会の方でお答え願いたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　　お答えをいたします。

第三小学校については、今、総務部長の方からお答えがありましたように、国有財産特別措置法によって、国は地方公共団体に対して、小・中学校の用に供する国有財産については、児童生徒急増地域の指定がある場合には無償で貸し付けることができる、という形になっているわけでございます。

日野の場合は、では、現在どうなっているかといいますと、小学校については、昭和56年で児童急増地域の指定が外れました。中学校については、昭和62年度いっぱい、ですから来年の３月までは指定をまだ受けておりますが、そこで一応おしまいになるという状況でございます。

ですから、そういう意味では、児童生徒急増地域の指定は、外れることになりますので、規定によれば、今後、有償という問題も、あるいは出てくるかもしれませんが、今まで長いこと無償という形で契約を結んできておりますので、なお引き続き無償で貸し付けを受けるようにしたい、というふうには思っております。

ただ、それが今度の場合には、一定の猶予期間、その他を置いて、国との話し合いを進める必要があるんではないか、と思っております。その場合も、国有財産特別措置法の中で、時価の２分の１価格相当で売り渡すか、もしくは貸し付けるという規定もございますので、そんなようなこともあると思いますが、いずれにしろ、できれば無償で引き続き契約を結んでいきたい、そのように監督局の方にもお願いしたい、というふうに思っております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　　市長に、次、お伺いいたしますけれども、昨日、やはりいろんな道路敷とか水路敷、民間のお話の中で、これから日野市は、今後、いろんな形でまちづくりに取り組んでいかなければならない課題がたくさんあって、過去の、いろいろそういう処理をしていかなければならない問題というのが、往々にして後回し、後回しになってしまってきている、このようなお話があったわけですけれども、余りにも先行きのことを、町をつくるということになりますと、これから長期計画とか、そういう作成も出てくるわけですけれども、やはりそういう処理の問題の大切さといいますか、そういうこともいろんな役所の課で行われると思いますけれども、そのようなところを踏まえまして、どのようにお考えになられたか。

今回は、民民でなくして、官官といいますか、そういうような中であるわけですけれ

ども、御答弁いただければと思います。

○副議長（中山基昭君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私も、余り専門知識があるわけではありませんが、長い土地利用の歴史の中で、水路をつくってかんがい用水を導入し、あるいは道を設けて、そうして当時の生産活動に自分で努力をして、そういうのが赤道であるとか、あるいは水路敷であるとか、そういう形で残っている。ただし、個人の財産ではないので、国がかわって、国の管理のもとにある。

ですから、学校でありますとか公共団体が、それを専用するということについては、公のものを公が使う、事務処理が残る、こういうことで処理ができるわけでありますが、開発が進んだ中には、それらの水路敷や道路敷まで無差別に自分の事業のために占用してしまった。いうなれば、公の財産の私的利用、つまり横領とも言える、そういう性格があるものだ、といってよろしいかと思います。

したがって、場合によりましては、赤道や水路が、望ましくない開発のブレーキにもなる。そういう行政指導も、かなりありました。

学校の場合は、これはどなたにも異論や不服があるわけじゃありませんから、事務処理は、もちろんしなきゃなりませんが、それが後回しになったから特別しかられるということも、ないんじゃないかと思っております。

日野市内の大きな工場でありますとか、あるいは東電でありますとか、広い面積を専用されて、そこに必要な施設をつくられた、開発計画があった、その際にも、小道なり、あるいは、宅地化することによって水路も要らなくなるということで、どちらかというと、そういうことを認めてきた、こういう経過は現実にある、とこう思っております。

したがいまして、おくればせながらといいますか、なるべくそれらを事務処理をしようということに取り組んでおる、という状況が現在の姿でありまして、なかなか境界がわからないとか、面積が出しがたいとか、いろんな困難も伴うわけでありますけれど、原則的には、先ほど建設部長もお答えいたしましたように、水路敷はなるべく水路敷に合併する。あるいは、道路敷は公共の新しい道路につけかえていく、その面積の中に算入していく、という処理が一番優れた方式であって、その次の手が、そこを占用しておる、個人であっても、あるいは法人であっても、いわゆる無償で受けた形のものを有償で払い下げる、これが認められておるやり方であります。

御質問の意図は、余り明確にはわからないわけですが、要するに事務処理を迅速、正確にやれ、ということだろうと思いますので、そのことにつきましては異論なく、なるべく迅速に、なるべく正確に、そうして問題を残さないようにやっていく、というふうに取り進めておるところでございます。

第三小学校の、いわゆる国有財産部分は、これは当時のいきさつを私も正確には存じませんが、日野台が開発をされ、学校の必要に応じて、たまたま、あれは当時、陸軍が高射砲陣地として使ったそうでありまして、現在は大蔵の財産になっているのか、あるいは別の管理にあるのか、正確に存じませんけれど、恐らくある程度の権力によって、金は払われたかもしれませんが、強権で取り上げられた、という意味もあるんではなかろうか、と思っております。したがって、本来ならば日野市に、そういう精神に立って、返してやるという考え方で、無償でちょうだいできれば、これに優ることはない。

国有財産という、特に戦時中の取得された、一応国のものであっても、それにはそれなりのもとに直す必要もあるんではないか、と思います。

農地改革が行われまして、今日、当時の耕作者として認定できない人の行った耕作地は、国有地という形で起こっております。それを別の用途に使用する際には、もとの地主に一たん還付されて、それが新しい用途に有償で振りかえられる、こういうことになっております。その際に、耕作権というものが認められて、権利の配分がある。こういうこともあるわけでありますので、用途が変われば、やはり何かもとに戻すという形が法理論の原則ではないか、こんな感じもいたします。

余り知識はございませんが、かつての無主物、主のなかった土地が、一応国の管理されるところになって、そうして、それが特に苦情や非難をされることがなければ、公の形になるべく使えるようにしていく、ということがよろしいんじゃないか、こう思っております。

○副議長（中山基昭君）　　高橋　徹君。

○3番（高橋　徹君）　　ありがとうございました。

今、市長からもいろいろお話を伺ったわけですけれども、日野市の中で、長期計画の策定、住むことが喜びであり、誇りである町も、当然、必要なことだと思うわけですけれども、特に、このような、まちづくりの過程における処理というものも、時期を逃しますと、今後も市の財政的にも厳しくなっていくと思います。そういうような中でも、余分な予算の支出をなるべく少なくして、そしてスピーディーな処理をしながら、市独自の財産といいますか、そういうものを今後は少しでもふやしていただきたい、と思うわけであります。

以上で。この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　　これをもって７の１、小・中学校、校地内に現存する国有地の処理について問うの質問を終わります。

７の２、（仮）２番橋周辺の整備計画について問うの通告質問者、高橋　徹君の質問を許します。

○３番（高橋　徹君）　　今議会におきまして、仮称２番橋の地質調査費260万円が、補正予算の中に組み込まれて出てきたわけであります。いよいよ架橋に向けての第一歩が動き始めたことは、市民の期待も大きく、浅川親水計画の中で果たす役割も、多々あることだと思います。

私も、浅川利用計画の策定書を読ませていただいたわけでありますけれど、橋梁都市河川の座標軸を位置づけているようでありますけれども、あわせまして、周辺の整備も、軸の一つになるのではないか、というふうに思うわけであります。以下、４点について、質問をさせていただきます。

１点目としまして、浅川右岸の橋への取りつけ道路について、これをどういうふうになさるのか。

２点目としまして、水門からの水路との関係について、水路をかみ合わせた中での計画ということであります。

３点目としまして、将来、下水道ができ上がってきますと、水路等はどのようにとらえていかれるのか。

４点目としまして、橋の現在の二番橋の状況です、どのぐらいのところまで橋そのものの設計ができ上がっておるのか。そして、橋の幅員といいますか、そういうものを含めまして、今までどおり歩行者、また自転車のみなのか。または、場合によっては車等も片側通行のような形で通ることができるのか。

その４点について、お伺いいたします。

○副議長（中山基昭君）　　高橋　徹君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　　御質問にお答えしたいと思います。

まず、１点目の、浅川右岸の取りつけ道路の御質問につきましてでございますけれども、これにつきましては、堤防上に、現在、サイクリングの道があるわけでございますけれども、それに接続させていきたい。

それから、現在まだ案の段階でございますけれども、都道から潤徳の北側に至る水路のわきに、公共用地がございます。相当数の公共用地がありますので、これを利用して、やはり取りつけ道路をつくっていく、こういう考え方でございます。

水門から水路との関係でございますけれども、架橋の位置は、現在、向島用水の組合が管理しております水門がございますけれども、この橋梁につきましては、取水位置より約60メートルぐらいの下流に取りつけるようになろうと思いますので、取水には直接影響がないんではないか、こういう感じでございます。

４点目の、橋の構想でございますけれども、これにつきましては、自転車、歩行者専用橋という考え方でございまして、幅員につきましては、６メーターを予定しております。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　３点目の、下水道計画に関連いたしまして、現在ある水路が、将来どう活用されるか、という御質問でございます。

御承知のように、公共下水道の中には、雨水と汚水がございまして、現在、本市におきましては、その両方の基本計画ができております。この汚水と雨水の事業につきましては、日野市は、汚水をいわゆる最重点に据えまして、今、事業を進めている、というところでございます。

雨水については、下水道事業をやる上におきまして、どうしても当然やらなきゃならない地域、あるいは、現在、浸水等をしていて、早急な整備が必要なところ、こういったところを重点的に取り組んでいる、ということでございます。雨水については、御承知のように、大栗川の排水区は事業認可を取りまして、一部事業を実施している、という状況でございます。

今、具体的に御質問ございました、高幡の北側の地域でございますけれども、基本計画によりますと、いわゆる末端につきましては、道路の側溝で排除をいたしまして、それを既存の水路等を利用いたしまして、排水をする、そういう計画になっております。現在、この水路等につきましては、用水路ということで、農業用のかんがい、それから環境用水としての役割を果たしているわけでございます。

したがって、今後、この用水路につきましては、かんがい用水としての機能がなくなりますれば、環境用水としての機能を高めるような、そういう形で活用すべきだろう、というふうに考えております。

そのほかには、先ほど申し上げました整備をいたしまして、公共下水道の雨水の排水路としても活用する、そういうことになるわけでございます。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　　ありがとうございました。

今、建設部長のお答えをいただいたわけでありますけれども、水路の胴上げといいますか、そういう部分の国有地を使いながら、都道まで道路をつくっていきたい、ということでありまして、また、水門の60メーターぐらい下流に取りつけ道路を、ということであります。直接その取りつけ道路から、国有地であります、そういう水路の横の道路までは、道路が取りつかないわけでありまして、橋が66年度に完成をしているわけでありますけれども、その間、間に民地があるわけでして、そういうような地主との話し合いといいますか、そういうところが、今どのぐらい進んでいるのか。

そして、さらに、昨年度の12月で、周辺の整備の質問をさせていただいたわけでありますけれども、そのときに、高幡の北側の区画整理事業は、現在は地元の皆さんの意向があって、すぐにというわけにはいかないだろうけれども、将来、市としても、また話し合いを続けていく中で、周辺の整備をあわせてしていきたい、こんなようなお答えだったわけです。その後、どういうふうになされたのか。

そして、もし現状の中で、なされていないからゆえに、無理な道路を、水路敷の方を利用したりしながら進めざるを得ないのか。そして、さらには、将来においては、また道路のそういうつけかえ等も考えていられるのか。

そして、この間の予算書の中に、高幡の特別養護老人ホームの、設計の予算が出てきたわけでありますけれども、その施設が、時期とか、私はそういうことはともかくとしまして、いろいろな計画の中で、当然、道路が必要なわけでありまして、先日、少し二番橋との関係の話も出ておりましたので、そういうところも絡めまして、将来の計画等を答弁いただければと思います。

○副議長（中山基昭君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

御質問の中に、高幡不動駅の北側の区画整理の問題が出たわけでございます。この件につきましては、御承知のように、いわゆる市施行で駅の南北、それから東側を含めまして、いわゆる南北の駅広と、それから道路関係の整備、それから大きな課題といたしましては、東の踏切の立体化、こういったものを区画整理の課題に掲げまして、地元と協議を進めてきたわけでございます。

協議の中で、一部権利者から協力が得られなかった分につきましては、除外をいたしまして、現在、区画整理の事業認可を取りまして事業を進めている、というところでご

ざいます。

これから区画整理、その他の都市基盤整備の事業でございますけれども、優先順位をどこに置くか、ということが一つ問題になるわけでございます。私どもは、市の行政として、どうしてもやらなければならない事業、それから市民のニーズによりまして配慮しなければならない。こういった二つの柱がポイントになるのではないか、というふうに考えております。

そういう点から考えますと、高幡の不動駅の北側につきましては、市がこれから区画整理を積極的にやりたいということのアプローチは、ちょっと薄くなるんではないか、というふうに考えております。

昨日の金久団地の件ではございませんが、この地域につきましては、地元権利者のいわゆる意識の高まりといいますか、そういうものがなされていかないと、なかなか実現をしない、というふうに考えております。

それから、この地域につきましては、区画整理の区域から除外をしておりますので、浅川右岸の下水道の計画といたしまして、既に汚水管の敷設の計画もしております。順調にまいりますれば、予算が成立しますれば、来年度設計をし、それに引き続きできるだけ早く管の敷設をしたい、そういうような行程も踏まえているわけでございます。

そんな状況でございますので、御理解を賜りたい、というふうに考えております。

○副議長（中山基昭君）　　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　　御質問にお答えをしたいと思います。

まず１点の、地主との話し合いの関連でございますけれども、これにつきましては、まだ二番橋の設計そのものが進行中でございます。そういうことで、これらの点が、いよいよ着工という形が出てくるわけでございますけれども、その時点におきまして、関連地主さんとも御説明を申し上げまして、御理解をいただくように話し合いを進めていきたい、とかように考えております。

都道からの進入路の件でございますけれども、これにつきましては、先般、日野高校の関連もございまして、日野高校の通学路が非常に都道が込むということで、道路の方のあれを何とかつくっていただきたいというふうな、ＰＴＡといいますか、父母会といいますか、その方からも、校長を通しまして、私どもに要望があったわけでございます。そういうことで、やはり道路はつくっていかざるを得ないだろう、とこういうことで進めていきたい、かように考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　特別養護老人ホームの予定地でございます、高幡864番地の進入路でございますけれども、西側からの進入路で、市営住宅との間に６メーターの道路がございますので、それを進入路として考えております。

また、二番橋の関連につきましても、若干、今後の問題もありますので、検討の中で進めていきたい、と考えております。

○副議長（中山基昭君）　　高橋　徹君。

○３番（高橋　徹君）　　今、いろんな説明をいただいたわけでありますけれども、当初の二番橋をかけることによって、両側の万願寺地区との整備等を進めていく、という考えもあったかと思います。また、逆の考えもあったでしょうし、学校の解消区というような言葉をそこに持ってきまして、今となってみますと、どこが一番の出発点であったかということが、なかなかわかりにくくなっているわけでありますけれども、要は、そういう新しいものをつくることによって、やはり両側の地域がきちっとした形で、基盤整備をしたりしていくということが、一番大きな本来の目的ではないかな、というふうに思うわけであります。

しかしまた、その目的といいますか、目標といいますか、そういうことが修正をしなければならざるを得なくなった、ということになってきますと、当初の計画そのものが大きく後退をしてしまった、とこういうことだと思うわけですけれども、やはりそこの住む人々、また、周辺の方、そしてまた二番橋が一つの生活、都市河川の座標軸として、シンボルとしていきたいというような、大変にすばらしい考えが出てきているわけであります。

しかし、幾ら橋がシンボルとなりましても、それを取り巻く環境も、きちっとシンボルとならなければならないわけでありまして、その両者が初めてかみ合って、自然体の中での二番橋のシンボルという位置づけが生きてくるだろう、と思います。そういうところを踏まえまして、今後とも周辺の整備というものに対しても、行政として一生懸命努力をしていただきたいことを要望いたしまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（中山基昭君）　　これをもって７の２、（仮）２番橋周辺の整備計画について問うの質問を終わります。

一般質問８の１、「日野市基本計画施策の方向（案）」を読んで質問の通告質問者、夏井明男君より取り下げの申し出がありましたので、これを取り下げといたします。

一般質問を続けます。９の１、教育費父母負担軽減についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員登壇〕

○30番（米沢照男君）　　教育費父母負担の軽減について、質問をいたします。

教育費父母負担の軽減問題について、私は、56年の９月議会、そして12月議会、２回にわたって、一般質問を通じて施策の充実を強く要求をしてまいりました。この機会に、簡単に、この問題での経過を振り返ってみたいと思います。

昭和50年度の決算では、父母負担の軽減費として、総額3,009万3,629円。児童１人当たり1,791円の支出がなされています。

その後、51年度に、小・中学校の入学祝い品の廃止、53年度に通学費補助の廃止、54年度に小学校５年生の移動教室の補助、並びに中学校２年生の移動教室補助の廃止が、それぞれ行われました。その結果、55年度決算では、父母負担軽減費の総額は、1,596万5,500円。児童１人当たりわずか722円の支出にとどまった、こういう経過があります。

義務教育における、父母負担に対する軽減措置を大幅に後退させたまま放置してはおけない、こういう立場から、予算の大幅な増額を訴えてきたわけであります。その結果、小学校６年生の移動教室に対する補助が2,500円から4,500円、中学校３年生の修学旅行に対する補助が2,500円から9,000円に、大幅にアップをされた、そういう経過があるわけです。

しかし、その後、足踏み状態が続いているようでありますけれども、私は、その後の経過から見て、この私費負担の軽減といいますか、教育費における父母負担の軽減について、前向きに検討する時期に来ているのではないか、こういうふうに思っております。この点について、まず教育長からお答えをいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

12月７日付の文部省の調査によりましても、61年度の小学校、中学校の児童生徒１人頭の年間の教育費、こういうものが、小学校では17万8,000円、中学校では21万9,000円というような状況で、非常に教育費にかける父母負担の増額というものが、年々高くなっている。消費者物価指数等を大きく上回った形での、教育への支出というものが膨らんでいる、というような集計が発表されておりました。

それで、内容的にこの問題を見ますと、特に、家庭教育費という形で、いわゆるお稽古事、あるいは塾、そういうものに相当数の金額がかけられている、というような報告

も、あわせ発表になっているわけでございますけれど、いずれにいたしましても、学校教育関係の経費も年々かさんでいるということは、今、米沢議員さんの御指摘のとおりでございます。

今のお話の中の移動教室関係、あるいは修学旅行関係の補助等につきましても、56年の2,500円、2,500円という金額を、57年には4,000円、8,000円という形に改め、さらに59年には現在の4,500円、9,000円という額に改正してきている、とそういうような状況でございます。

私の方で、父母負担の軽減という問題を、ただ財政当局の方に要求すればいい、という問題だけでなくて、やはり要求する以上、きちっとした性格づけをもって要求しなければ実現は難しい、というような観点に立ちまして、例えば、移動教室あるいは修学旅行等につきましても、教室そのものが、学校での勉強の場所から、日光なり関西に移るという状況であるならば、行った先の宿泊費等は別として、移動に伴う往復の交通費というようなものは、やはり公費で見るべきではないか、とこんなような観点に立ちまして、内容づけをはっきりさせて要求を出している、とそういうような状況でございますので、現在、小・中学校の児童数も漸減傾向にありますので、さらにそういう内容的なものにつきましては、いろんな角度から検討して、ちゃんとした性格づけを持った上で、財政当局との折衝に当たりたい、とこう考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　ただいまの教育長の答弁に基づいて、財政当局なり市長から御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

新年度予算の、現在、各部課の事情聴取をした段階でございます。よって、これから私の方も、部内の中での、財政の中での協議、当然そういったいろいろの問題を精査した中で、年明け早々、理事者と具体的な相談を積み上げて、最終の対応をしていきたいというのが、現状の自分の進め方でございます。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　先ほどの教育長の答弁にもありましたけれども、８日の各紙の朝刊に、文部省による61年度の保護者が支出した教育費調査の結果が、かなり大きく報道をされております。

それによりますと、学校教育費、給食費、家庭教育費、この三つの支出の集計が、先ほどの答弁でも一、二ありましたけれども、小学生の場合、約17万8,000円、中学生が21万8,700円、公立の高校生が28万4,100円、私立の高校生では58万8,100円と、相当、家計にずっしりと重い負担がのしかかっている、そういう実態が明らかにされているわけであります。家庭によっては、小・中学校だけでなくて、高校生まで含めて子供を抱えているという家庭では、大変な負担になっている実情にあるかと思います。

56年の一般質問の際に、倉又教育長が、こういうふうにこの問題で答弁をしております。憲法26条でございますが、これに示されてありますように、無償でするということがありますように、これに対しての父母負担の軽減を図るというのは、教育行政としての最も力を入れていかなければならん問題だ、というふうに考えております。さらに、一番大きな点の修学旅行とか、あるいは移動教室とか、こういうようなものに対しましては、これを負担金とか補助金というような形になるところに問題があるから、むしろこれは教育の一つの教育過程に位置づけられた一つの学校教育なんだ。したがって、移動教室は本来なら教室で行われる教育活動が、例えば日光とか、あるいは関西とか、京都とか、そういう場所へ移されていくんだから、むしろ授業費というような形で、それの交通費を負担する、こういう形で対応するようなことが、筋も通るし、補助金等、検討委員会の精神というようなものとも、必ずしも触れることではない。こういうふうなことなども、今、委員会で検討している。こういう答弁をしております。

さらに、当時の企画財政部長が、日野市の教育費の予算に関連して、このように答弁をしております。今までの日野市の教育は、量を賄うために努力してきたということを、御理解いただきたいと思います。ここで学校建築のテンポも弱まりました。これからが、まさに質の時代に日野市は差しかかるときだと、私たちは考えております。そういう意味で申しますれば、当然、質の向上という内容によって査定されなければならない。質の時代の対応としての考えは、財政当局は十分に持っているつもりでございます。こういう答弁をしております。

つまり、義務教育における父母負担、これに対する軽減措置は、補助金ではなくて、市の教育行政そのものとして位置づけるんだ、ということが、教育長の答弁で明らかにされ、さらに企画財政部長からは、これまでの教育は、むしろ建物に比重が置かれていた。これからは質の時代として、内容の充実を図っていくんだ、とこういう考え方が示されたわけです。

この点について、企画財政部長なり市長なりから、御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　憲法26条でございますが、義務教育はこれを無償とする、非常に公教育、公民教育といいますか、そういう観点から、高い理想が掲げられております。

そこで、自治体としてどう取り組むか、という具体的な課題になるわけでありますが、確かに、いわゆる学校の建物をどんどん、学校を新設するとともに教室をふやさなければならない、こういうピークの時期には、全体の予算の40％を超えるぐらい、教育費というのが配分されておったわけであります。今日ようやくその状態が鎮静をして、教育費というのは、たしか21％前後、少々出る程度、こういうことではないか、と思っております。

そういう事情はありますが、一方に、都市計画、都市整備関係の莫大な支出を必要とする時期にも入っておりますので、なかなか財政的には配分が苦しい、とこういう事情は現実にあることは、御承知のとおりだと思います。今回、特に質という意味で、40人学級を市費の負担においてやろう、というふうな大きな計画も、実施目的も、職員からも出されております。尊重しなければならない、という気持ちでおります。

したがいまして、確かにいろんなことで生活費は増高をいたしますし、義務教育費といえども、決して軽く済まされないというのが、家庭側の事情ではあると思っておりますけれど、父母負担の軽減ということで考える面よりも、もっと質の内容といいますか、向上といいますか、そういう分野にウエートをかける、こういう考え方も入れまして、一定のバランスを保っていきたい。

確かに移動教室とか、修学旅行というのが最後に残って、私費負担か、公費負担かの論議が出てくるわけでありますが、できるだけ大切にして、子供たちの人生経験の源をつくる、こういうことには配慮をしていきたい、このように考えております。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　先ほどの企画財政部長の答弁、教育長の答弁、それぞれ、これから理事者と詰めていきたい、というお話です。先ほど紹介した文部省の調査結果でも明らかにされておりますけれども、教育費における負担が、物価の伸びの３倍にもなっているという実情が、調査の結果で明らかにされております。

過去に、冒頭、紹介しましたように、幾つかの施策を、財政危機という背景もあって、施策を廃止をした、打ち切ってきた、こういう経過もあります。

一方、例えば修学旅行などでは、各家庭の負担は大変、大きなものもありますし、議会の場でも、これまで何回か意見として出されてきていたところであります。

もう一度、私は伺いますけれども、こういう過去の経過と、そして今の実際の父母の負担の実態から見て、もっと積極的に取り組んでいい課題ではないか、こういうふうに思います。もう一度、改めて来年度の予算編成に向けての意気込みといいますか、伺っておきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　今、お答えいたしましたように、確かに教育費が家計に占める負担というのは、年々高まっている。そういう中で、特に卒業年次、小学校で言えば６年、中学で言えば３年、卒業年次の負担というもの、この問題につきましては、卒業並びに新しい中学とか高校への進学のための準備、こういう面で、家計にかける負担等も極めて大きいわけですから、その辺を中心に、できるだけの努力をしてみたい、とこう思っております。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後に、では一言意見を述べて、この質問を終わりたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、今の義務教育における父母負担の実態、年々、その重みが家計にのしかかってきている、というのが実態であろうかと思います。先ほど教育長から答弁がありましたように、補助という位置づけよりも、むしろ教育行政そのものとして位置づけていくということで、ひとつ積極的にこの問題に取り組んでいただきたいと思います。

59年度に一部改正をされてから、既に３年が経過をしております。そういう経過を踏まえて、積極的にこの問題についても、財政的な裏づけも含めて検討されるように要望して、この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって９の１、教育費父母負担の軽減についての質問を終わります。

９の２、浅川自然公園計画その後の進捗状況についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　浅川自然公園計画その後の進捗状況について、質問をいたします。

ことしの６月15日の広報ひので、「ふるさとの川モデル事業計画策定都市に」こうい

う見出しで、21世紀を目指した我が町の河川整備構想の検討会が開かれる、８月下旬を目途に構想の策定が行われる、というお知らせが掲載をされました。

御承知のように、既に日野市では、親水公園計画の構想が打ち出されて、６年が経過をしております。この浅川親水公園計画での構想と、このたびの我が町の河川整備構想との関連、整合性について、どのようにこれまで検討がされているのか。この時点で、答え得る内容について、ぜひ、この機会にお答えをいただきたい、と思います。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　お答えしたいと思います。

御質問の中の、浅川、日野市の河川整備構想の件でございますけれども、これについてですが、これにつきましては、８月に策定班をまとめまして、現在は印刷中でございますけれども、印刷が終わり次第、議員の皆様にもお配りしていきたい、とかように考えております。

なお、浅川利用計画と河川整備構想との、整合性につきましてでございますけれども、これにつきましては、浅川利用計画に基づきまして、市では、いろいろ京浜工事事務所と実現方につきまして、交渉するなり、あるいは協議してまいったわけでございます。たまたま、ことしの６月に、21世紀を視野に置いた日野市の河川整備構想のモデル市になった、とこういうことの経過でございまして、これについては、いろいろ作業部会、検討部会等が実施しまして、案をつくりまして、今、京浜の工事事務所の方に案を提示してあります。この案につきましては、いろいろのヒアリングがあるそうでございまして、現在は、関東地方建設局のヒアリングが終わりまして、今度は本省のヒアリングの段階に入っている、とこういうことでございます。

それがヒアリングで決定しますと、整備構想というものが一歩進むわけでございますけれども、その前段といたしまして、建設省では、浅川の改修計画を持っているわけでございますけれども、これが、浅川の改修計画は昭和70年をもとにつくられている。現在は、長沼橋近くの築堤工事等が進められているわけでございますけれども、平山橋から大和田橋にかけましては、約３キロあるそうでございますけれども、これが流下能力が不足する、とこういう地域でございまして、これについては護岸工事、あるいは築堤工事が進めらている。緊急の課題としては、長沼橋のかけかえ等も出てくる、とこういう状況でございます。

新井橋から平山橋につきましては、約３キロあるわけですけれども、流下能力が不足する箇所がある、とこういうことでございまして、これについては、建設省では河道の

掘削、あるいは洗掘の防止、あるいは水衝部の緩和、それから一部弱床の堤防があるそうでございますけれども、それらを補強していきたい。こういうことで、昭和70年をめどに改修計画を立てているわけでございます。ですから、それらとの整合も踏まえながら、この際、河川の整備構想を進めていきたい、とかように考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　経過並びに案の内容は、我々も参画いたしまして、今、印刷物にされつつあります。

今まで、浅川自然公園計画、日野市が中心――日野市の発想で進めておりました仕事は、いわゆる堤外地、つまり河川敷には及びがたい。これで、隔靴掻痒というふうな感じがしておりましたが、建設省が直接に指導される立場もありまして、いわゆる河川敷に堤外地を今の河川整備とともに、堤防がつくられるその際に、堤防から河川に下りる段々の仕掛けですとか、堤防に伴って、国有地部分に対しまして、緑地でありますとか、公園でありますとか、あるいはその他の施設、我々が願っておりました河川を中心とする、つまり日野市民の公共空間として、川が楽しめるような、そうして水辺が親しめるような、そういう構想が具体的に描かれておる。釣り場もできるようになっておりますし、それからプールにも、かなり配慮のある計画の素案が示されております。だんだん楽しい構想が実現化できる、このように受けとめておりますが、近いうちに、資料として議会にも提出をさせていただきたい、とこのように進めております。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問いたします。

先ほどの部長の答弁ですと、浅川の改修計画が70年度を目途に進められる。そのことと、今、市長が答弁しました楽しい公園づくり構想、これとの関連は、どうなんでしょうか。一体のものとして理解していいのか、改修工事は改修工事、公園構想は公園構想ということで、同じ70年度を目途に取り組まれるのか、その辺の関連について、ちょっと。

○副議長（中山基昭君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　お答えしたいと思います。

結論から申し上げますと、一体性のもの、とこういうことが申し上げられます。と申しますのは、河川の中の改修をいたしますと、発生剤等が出てまいります。それらの発生剤等の利用につきましても、整備構想の中に入っておりますので、その辺につきまし

ては、整合性がある、とこういうことを申し上げます。

以上です。（「下水道をつくらなければ、きれいにならないんだ、あそこは」と呼ぶ者あり）

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　市長の答弁にあった、釣り場とか、プールだとか、多少、言及されていました。後日、きちっとまとまったもので、その内容をつかみたいと思いますけれども、今この時点で説明できる、そう詳しく説明を求めるつもりはありませんけれども、大体どういう構想なのかを、ちょっと紹介していただけたらと思います。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まだ案の範囲なんですが、要するに直轄部分、河川敷、河川管理者が直轄される部分は、これはそちらの予算で事業が進められる。付属する堤防の外側の、外側というのは、つまり堤内になるわけですが、いわゆる国有地部分が相当、面積、つまり長い形ですけれど、川に沿って発生してまいります。現在もあるわけでございまして、それらを大いに活用しよう。このようなことは、多分、市側の財政負担ということになるだろうと思っております。

したがって、両々相まって連檐した形――堤内、堤外、そういう形で事業計画が整っていく、と思っておりますので、これはロで説明するよりも絵で見ていただくという方が、はるかに具体性がございますので、なるべく早くそういう機会をつくりたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　今、印刷中ということですが、いつころ、それは議会に配付されるんでしょうか。その点だけお聞きします。

○副議長（中山基昭君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　印刷は１月の下旬になろうかと思います。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なお加えますと、二番橋構想もその中に入りますし、今回、地質検査、これら架橋、それらのつまり河川にかかわる範囲の部分は、これは建設省に委託をする形で行うことになるようであります。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　後の質問もありますので、この辺でとどめたいと思いますけれ

ども、この構想は、冒頭申し上げたように、日野市の親水公園計画としては、既に６年が経過をしております。相手が、国が管理している河川ということから、市独自では計画事業が進められないという事情などもありました。

それから、建設省として、河川の河床の部分の改修工事も年度計画で進める、ということなどもあって、計画としては、遅々として進まない、という状況で経過したわけでありますけれども、幸いにしてふるさとの川モデル事業の計画策定措置として、都内では日野だけが指定をされたということから、いよいよ夢のある公園づくりとして、近い将来への具体化が期待をされているところであります。

これまで以上に意欲的に、積極的に取り組まれて、市民の期待にこたえていただきたい、ということを最後につけ加えて、この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって９の２、浅川自然公園計画その後の進捗状況についての質問を終わります。

質問時間を残しておりますが、ここで議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時42分　休憩

午後１時13分　再開

○副議長（中山基昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問９の３、南平丘陵公園計画についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員登壇〕

○30番（米沢照男君）　南平丘陵公園計画について、質問をいたします。

南平の丘陵公園の計画は、３月に基本計画が発表されて以来、用地買収費の予算化、基本設計、工事費の予算化等を得て、いよいよ１月に工事の着工の運びになっております。炭焼き小屋やシイタケ栽培場、デイキャンプ場や野外コンサート場など、緑と自然を生かした中での、大変夢のある公園づくりが、計画をされているわけであります。緑と文化の市民都市にふさわしい公園づくりに、多くの市民の期待が寄せられているところであります。幾つか、この機会に質問をしたいと思います。

一つは、都有地である多摩動物公園と地理的に隣接をしているということから、東京都との協議が、当然、必要になってくるわけでありますけれども、公園の構想に含まれ

ている、例えば多摩動物公園の裏門の開設、その他ハイキングコース、多摩動物公園の外柵に沿ってのコースの整備等々、具体的に東京都と詰めた協議が必要であろうか、と思います。来年の１月着工に向けて、こうした必要な都との協議がどの程度進められ、その協議が整っているのか、１点お伺いしたいと思います。

もう１点は、この南平丘陵公園づくりに伴って、具体的にはどういう段取りで、あるいはどういう手順で、公園づくりが進められようとしているのか。この点についても、この機会に伺っておきたいと思います。

以上、とりあえず２点、お伺いをいたします。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず、第１点目の仮称南平丘陵公園の関係で、動物園の裏門との関係はどうなっているか、ということでございます。

東京都への折衝につきましては、かねて議会の中でも、市長から交渉の経過を申し上げているとおりでございます。市の方で、裏口の道路等の整備を行えば、開柵、裏門の開門はやぶさかでない、そういうことになっているわけでございます。

公園の設計に当たりましては、その辺を踏まえまして、いわゆる裏門へのアプローチも計画の中に入っておるわけでございます。今後、東京都とのその辺のすり合わせにつきましては、協議をしていきたい、というふうに考えております。

２番目は、公園建設の日程でございますけれども、本年度に事業認可をとりまして、当初の計画は、用地取得を今年度、全面積を行う。これは4.1ヘクタールでございます。それで、工事につきましては、本年度と、来年度の63年度に行う、ということで進めてまいりました。

事業認可につきましては、去る12月の４日におりまして、それ以降、着工が可能になった、ということでございます。

用地買収につきましてたは、当初、62年度で買収する予定でございましたが、補助金等の確保の問題から、来年度に分けまして用地買収を行う。

工事につきましては、本年度の当初予算に3,000万円を計上いたしまして、執行いたしまして、来年度、約３億円強でございますけれども、予算計上いたしまして、事業の執行をいたしたい、というふうに考えております。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問いたします。今の御答弁ですと、東京都の折衝については、これまで裏門の開設について、若干の折衝があったようですけれども、具体的には、まだこれから、というふうに聞き取りました。

そこで、今、説明のありました、今年度予算としては3,000万、来年度３億の予算をもって計画の具体化が図られるわけですが、さらにその段取りといいますか、工事はどういう手順で進められるのか。今の時点でわかる範囲で結構ですので、工事の手順といいますか、進捗の計画がどうなっているのか、伺いたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

本年度の事業執行につきましての3,000万円でございますすが、これは、基本設計の中にうたわれております、文化、スポーツ、レクリェーションゾーンのうち、文化体験の森の造成工事、これを行いたい、というふうに考えております。現在、その設計に取り組んでいるところでございます。

来年度の工事といたしましては、南平台の団地の側面の、のり面でございますけれども、この林の復元、調整地、それから水の流れる施設、つり橋、展望台、こういったものを来年度、予定をしている、ということでございます。

また、来年度の事業の細かな日程につきましては、設計が済まないと、詳細については申し述べられない、ということでございます。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　動物園の裏門という、南平駅とつなぐ一つのルートの考え方がありますが、動物園の園長さん、あるいは東京都の建設局長、この方々に、機会ある都度、多摩動物園の交通、周辺環境の交通に、一定の新しい要素を入れるという意味で、歩行者には裏門から出られる、そうして京王線南平駅を利用することによって、別のルートが開ける、そういう観点からお願いをしておる、とこういうことであります。過去にも、裏門があったということですから、通路がうまく整えば「話には乗りますよ」と、こういうことであります。

そして、ぴったりと裏門から直に山を下るというルートは、かつて南平高校の西寄りの方に考えたわけですが、つまり七曲がりという山道が、公図上あるんですけれど、現状とすっかり状況は違って、用地買収等が必要になるということになりますので、あちらの方はやめました。

そうして、動物園の北側のフェンスの外に、一応ハイキングコースのルートがありま

すので、それを今の南平丘陵公園の、地形上取れるところでつなぐ。つまり、ハイキングコースのルートを何メートルか、100メートルか、あるいは110メートルぐらい東方に行った時点で、アプローチのできる道が、地形上、設計されるのではないか、とこういうことが、今、計画として進められておるわけであります。

南平丘陵の考え方でありますが、いろいろ手を入れて、いいものをつくろう、という考え方も悪くはないと思いますけれど、なるべくあそこの地形でありますとか、林相、つまり木の姿、これらのことも考えまして、余り手を入れない、そういう形の方が、あの場所には向くんではなかろうか、とそういう考え方も取り入れて、簡素で、自然の林間が活用できるといいますか、そういう公園に性格づける、このような考えであります。

恐らく、今までも土砂が相当流れたと思いますし、地形上かなり険しい地形になっておりますから、水が流れるということも、これもちょっと難しいことでありましょうが、しかし、大雨のときには、また土砂を流す、ということになってもいけませんので、砂防的な処理もしながら、なるべく自然の林の姿を尊重した形で、しかも市民が近寄れるという程度に目指す、というふうに考えております。

すっかり裸にして、なにか公園施設ばっかりつくっても、ちょっと無理があるだろう、とこういうこともありますので、人がとにかく林の中に入れるという、その方法と、それから、あちら側から動物園に上がるわけにはまいりませんが、動物園の方から下りられるようにする、とこういうことで、公園の役目を明らかにしていきたい、とこういう考えでございます。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　これまでに、仮称南平丘陵公園計画の財源措置について、あるいは過去に説明があったかと思いますけれども、改めてこの機会に伺っておきたいと思います。

今、計画されている丘陵公園の全、総工費といいますか、それへの国や都の財政措置は、どのように計画されているのか、この辺、１点、伺っておきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず、用地買収の関係でございますが、面積が４万1,225.2平方メートルでございます。取得金額の総額を、62年、63年度合わせまして、金利等いろんな計算があるわけでございますけれども、当初予算に計上してあります11億4,670万9,000円でございます。この取得金額を２カ年に分けまして事業を執行する、ということでございます。

年度別には、省きますけれども、国からの補助金が5,500万円、東京都から6,700万円、地方債といたしまして、８億1,870万円、一般財源といたしまして、２億600万8,000円でございます。

工事費でございますけれども、総額で３億2,000万円を予定をしております。そのうち国の補助金が2,000万円、東京都補助金が1,000万円、地方債が２億2,500万円、一般財源といたしまして6,500万円、こういった事業、いわゆる資金計画を持っております。

補足をいたします。この土地につきましては、現在、日野市の土地開発公社が所有をしております。これを62年度に２万3,583.15平方メートルを取得をする。63年度に１万7,624.05平方メートルを取得する、こういうものでございます。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　これまでの御答弁で、当面の工事の計画、それから財政措置など、内容について知ることができました。冒頭、申し上げましたけれども、緑と文化の市民都市づくりに向けての、大変大きな事業の一つであります。既に市民にも、その概要が知らされる中で、大変大きな期待が寄せられております。市長も強調されましたように、極力自然を生かしながら、そして家族ぐるみで緑、自然に親しむ、そういう夢のある公園づくりとして、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

なお、多摩動物公園の裏門の開設についても、地域の近い将来のまちづくりという観点からいっても、大変重要な課題でもありますので、ぜひ、この実現に向けても精力的に取り組んでいただきたいと思います。

以上、最後に簡単に意見を述べて、この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって９の３、南平丘陵公園計画についての質問を終わります。

続きまして９の４、アスベストの安全対策強化をの通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　アスベストの安全対策強化を、についての質問をいたします。

アスベスト製品は、建築材を初め3,000種類とも言われる多くの製品が、市民生活の隅々に利用されている、といわれております。これに起因する肺がんや悪性の腫瘍が、潜伏期間15年から30年を経て発病する危険性がある、と指摘をされ、社会問題化しているわけであります。アスベストの毒性に対する許容濃度基準について、欧米諸国、とりわけアメリカの場合、10年にわたる調査、検討が進められ、日本の10倍といわれる厳しいアスベスト規制を実施しております。その危険性を周知徹底させるための教育、訓練

等を実施している、といわれております。また、オランダ、ノルウエー、東ドイツなどでは、全面的にその使用が禁止をされております。

しかし、我が国日本では、アスベスト吹きつけ作業時の安全、衛生の規制のみで、その他一般大気、飲料水、室内等の規制は全く行われていないという、実に驚くべき状態のまま放置されている、こういう状況にあります。政府がアスベスト公害を野放しにしてきている現状について、まず森田市長の見解を、１点、伺いたいと思います。

２点目は、水道のアスベスト汚染についてであります。９月の定例会で、若干、質疑応答がされた経過がありますけれども、アメリカの環境保護庁が、47州、406都市を対象に実施した調査結果によりますと、アスベスト管より、水道水に、剝離したアスベスト繊維が、フロリダ、ケンタッキー州など、１リットル当たり1,000万本から５億本も発見をされた、といわれております。この水道水をハムスターに投与したところ、幾つかの腫瘍が発見をされております。このアスベストセメント管が、東京都内において、昭和62年３月末までに、区部で260キロ、25市町で1,163キロが、アスベスト管のまま使用されている現状にあります。

日野市では、９月議会での答弁で明らかにされておりますが、総延長33万6,111メーターのうち33％に当たる11万660メーターが、アスベストセメント管であります。アスベストセメント管の取りかえ工事の年次計画について、９月定例会での質疑の中では、はっきりとした数値的な点が明らかにされておりません。このアスベストセメント管の取りかえ工事の年次計画の内容について、さらに具体的にお答えをいただきたいと思います。

３点目の質問であります。吹きつけアスベストの撤去についてであります。小・中学校の吹きつけアスベストについて、９月議会で、若干の質疑応答がなされておりますけれども、この時点で、改めてその現状について伺いたいと思います。

以上、とりあえず３点について、お伺いをいたします。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　比較的最近、アスベスト、すなわち石綿、これが、がん発生のメカニズムの一役になっているということが、どこから言い出されたか、私も正確には知りませんけれど、その有害性が広く知られることになりました。

かつては、アスベストというのは、耐熱性あるいは一つの繊維でありますので、セメントと造形―形をつくることによって、水道管になり、あるいは煙突になり、その他の資材になった、という程度の知識を持っておるわけでありますが、よもや発がん性を持

つ天然素材だということには、だれも気がつかなかった、といっていいんじゃないかと思います。

そこで、医学的にがんを発生させるメカニズムというのは、製造とか、あるいは製品を扱う場合に、呼吸によって肺に入る。それが潜在的―肺に相当期間、物理的な作用だと思いますけれど、つまり肺がんの原因になるというふうには、素人でも、言われてみればなるほどとわかるんですが、水の中に溶けた状態にあるものを、飲食という形で摂取した。それがまた腸管の中で、あるいはその他の部位で発がん作用が起こるという、そういうことは、ちょっとまだ学問的にも立証されているかどうか、我々はよく知りません。

学校建築、つまり大型の建物の塗装材といいましょうか、表皮材といいましょうか、そういうことに使われるということで、騒がれておるという現状であります。とにかく害になるものは、なるべく早く人に接触する機会を少なくする、ということでなければなりませんので、公的建物に使われているのは、なるべく早く始末しようというのが、行政の姿勢だと思っております。そのことにつきましては、既に教育委員会でも早く着目をして、予算措置も行って、逐次、休みの期間なぞを利用して、処理されつつあると思っております。

気の毒なのは、作業員の、つまりその仕事に従事する方の応益、益じゃありませんが、体の中に入れないということが確立していませんから、いろいろ今、それの対応が専門的にとられつつある、こういう状況でありますから、散逸を防ぐとともに、発生材、処理をして、発生したものをまた公害のもとにしないように、始末をしなきゃならない。これは燃えませんから、どういう処理が、今、公的な行政対策になっているのか、ちょっと私もつまびらかに承知しておりません。

そういう程度の認識しかありませんが、なるべく水なり、病原ではないんですけれど、物理的に原因をつくる、ということだろうと思いますが、早く誤りのない方法で置きかえていく。このことが、水道の場合もその他の建築資材の場合も、急がれておる、というふうに考えております。少なくも学校関係には、早く解決をしなければならない、こういうふうに取り組んでおるのが現状でございます。

○副議長（中山基昭君）　水道部長。

○水道部長（橋本栄萬君）　それでは、第２点目の、石綿管の敷設がえの年次計画について、お答え申し上げます。

まず、年次計画を申し上げる前に、東京都の石綿管についての見解を、一言述べさせ

ていただきたいと思います。

石綿管については、溶解性がない、要するに溶けて出ることはない、という答えが、東京都の水道局の方から出ております。

私の方の今までの年次計画で、石綿管の布設がえをしている理由は、一つは、今、石綿管が非常に多いところは、多摩平地域でございます。この中においては、非常に管の土かぶり、要するに深さでございますが、非常に浅いわけでございます。石綿管というのは、強度に非常に弱い管でございまして、最近の重量車によりまして、管の破損とか、そういうものがございますもので、建設部の土木課の方の道路改修工事に合わせて布設がえをしている、というのが現状でございます。

ここで、年間どのくらい布設がえをしているか、ということを申し上げますと、約、日野市全域で2,000メーター弱、布設がえをしているというのが現状でございます。これについては、年次計画でずっとそういう土木の道路改修に伴って、今後も布設がえをしていきたい、という考えを持っております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　お答えを申し上げます。

現在、小・中学校で、アスベストもしくはアスベストの疑いのある仕上げ材を使用している学校というのは、９月以降もいろいろ調査を続けました結果、11月現在で、小学校で10校、中学校で３校ございます。

アスベストもしくは疑いのある仕上げ材が使用されている場所は、階段の天井部分と機械室でございます。階段の部分が使われているのは４校、機械室で使われているのは11校になります。階段と機械室両方に使われている学校が２校ほど含まれておりますので、数がちょっとこちらの方が多くなりますけれども、そういう状況でございます。

現在、各学校から、検体を採取をしまして、これを専門機関に依頼をして、分析をしていただく準備を進めております。その関連経費についても、12月議会で補正としてお願いをしているところでございますが、その結果に従って、後の撤去工事、その他を行っていきたい、というふうに思っております。

一応、考え方としては、アスベストと判定された場合は、もちろんこれはすべて撤去をいたします。が、仮にアスベストでなくて、ロックウール、これ、岩綿というのが、非常に似た材料が使われている場合もあるわけですが、ロックウールについては、特別に、アスベストのような危険性が指摘されているわけではございませんけれども、その

形状が大変アスベストに似ていて、素人では判別がつかない。将来、誤解を招くおそれもある、ということでございますので、この際、撤去をしていきたい、というふうに考えております。

工事を発注する際に、アスベストであるか、ロックウールであるかで、工事方法とか工事の仕方、手続その他も変わってきますので、専門機関の分析によって実態を正しく把握して、それによって必要な手だてをとって工事を行う、というような形をとりたいと思っております。

撤去工事の時期としては、いろいろ内部でも検討しましたけれども、やはりこういうものが、撤去工事をしますと、一番恐いのは、大気中での汚染の問題でございますので、児童生徒への安全ということから、やはり一定期間、学校が休みであるときが一番いいわけなので、夏休みが最も安全だということで、来年夏休み中には、特に階段室を中心にして、可能な限り撤去する方向で進めたい、というふうに思っています。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問いたします。２点目の、アスベスト管の取りかえ工事の年次計画でありますけれども、今の答弁では、いつまでにどれだけやるか、ということが明らかにされていません。９月の定例会での答弁では、たしか65年度までに取りかえるという答弁をしていたかと思います。

私は、さらにそれを一歩進めて、65年度を目途に、年度あるいは年次計画としては、どういう数値で取りかえ工事を進行させていくのか。９月議会での答弁を踏まえて質問しているつもりでおりますので、再質問をいたします。

３点目の、学校関係の吹きつけ、アスベストの撤去でありますけれども、夏休み中に撤去できるように取り組みたい、という答弁がありました。各学校から検体を集約して分析をする、ということでありますけれども、私の手元に、都議会での都の教育長の次のような答弁、会議録がございます。建物の解体、あるいは改修時における吹きつけ、アスベスト処理の標準的工法の要領の作成を検討中でございます。その成案化をまって、区市町村、教育委員会にそれを示し、児童生徒、教職員の健康、作業従事者の安全及び周辺の環境汚染対策について、適切に対応するよう助言してまいりたいと存じます。以下、いろいろ言っていますけれども、肝心な点は、こういう立場で各市町村に助言をしていく、ということを明らかにしております。

これは、こういう立場での指導なり助言なりが、既にされているのかどうか、伺いた

いと思います。

とりあえず２点、再質問いたします。

○副議長（中山基昭君）　水道部長。

○水道部長（橋本栄萬君）　大変、先ほどのお答えの中で、最終年度を申し上げなくて、失礼いたしました。

一応、目標は65年度という形で、今、計画を立てております。先ほど、私、数字、2,000メーターと申し上げましたのは、今年度布設がえをしたのが2,000メーターということでございまして、残りについては、65年度までに全体的な数字を消化していきたい、という考えを持っております。

○副議長（中山基昭君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　お答えをいたします。

今、御質問の、都教委の方からの市町村に対する行政指導の文書については、まだこちらの方には参っておりませんが、既にこれは各関係省庁からも、私どもの方へいろいろな通知が来ております。

例えば、今年９月には、労働基準監督署から、すべてアスベストを撤去する工事をする場合には届け出をしなさい、ということが、通知が来ておりますし、本年10月には、環境庁の大気保全局から、撤去工事に伴うアスベストの大気中への飛散を防止するために、これこれの措置をとりなさい、というような内容の通達も来ておりますので、多分、東京都の教育委員会の方から来る指示についても、ほぼ同じようなないようになってくるんではないか、というふうに考えておりますが、現在のところは、まだ来ておりません。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　２点目のアスベスト管の撤去について、さらに質問をいたします。

先ほどの答弁で、アスベスト管は、決して不安はないんだ、という意味の御答弁がありました。いたずらに不安をあおってはならないという、もちろん配慮からかと思いますけれども、先ほど紹介しましたように、欧米諸国では、10年にわたる調査、検討の結果、アスベスト管の内側から剝離した、そこに発がん性の物体がある。しかも、動物実験でも、その発がん性が証明されている、そこから対策が急がれているということで、相当、精力的な取り組みが進められているわけであります。

したがって、決して部長の答弁、だから安心なんだから急がなくていいんだ、とこういう意味での答弁では、もちろんないかと思いますけれども、今年度2,000メーターの取りかえ工事をやった、というお答えであります。既に９月の議会で、部長自身、答弁されておりますように、全体の33％に当たる11万660メーターが、アスベスト管だということであります。これを３年間で取りかえようということですから、今年度実施された2,000メーター程度のテンポでは、とてもとてもこの３年間で取りかえ工事を完了する、ということにはならないわけでありまして、少なくとも各年度３万メーター以上のテンポでなければ、この３年間に取りかえが完了できない、ということであります。

そこで、年次計画はどうなっているか、ということをお聞きしているわけでありまして、その点、はっきりさせていただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君の質問時間は、２時９分までです。答弁者等も時間配分に留意しながら、お願いしたいと思います。水道部長。

○水道部長（橋本栄萬君）　御存じのように、水道の予算は、東京都の方から委託金で賄っているわけでございますから、東京都の方との、そういう協議の中で決めていかなければならないものですから、一応来年度の予算等についても、そういう形ができるように、今後、また努力していきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　65年度までに、11万メートルからのアスベスト管の取りかえ工事を完了させる、こういうことですので、東京都とも精力的に協議をして、一日も早く取りかえが、工事が完了できるように、取り組んでいただきたいと思います。具体的な年次別の数値が示されませんでしたけれども、その点が明らかにでき次第、議会の場で明確にしていただきたい、と思います。

教育委員会関係、小・中学校の吹きつけアスベストの撤去でありますけれども、いたずらに撤去を急ぐ余り、さらにそれが逆にアスベストの粉塵をまき散らす、という結果になってはなりません。そのために東京都も特に配慮をして、一つの指導基準といいますか、安全基準について検討していくということでありますし、そういうきちっとした安全対策を踏まえた上で、さらに急ぐということが、両側面から求められているかと思います。

事は、大変重大な問題であります。これまで知らず知らず時が経過をしてしまった、ということから、惰性で時が流れてはならないというふうに、私は思います。ひとつ、東京都とも、財政措置も含めて、積極的な対応策について協議をし、一日も早くこうし

たアスベスト公害が一掃できるように、鋭意、ひとつ努力をしていただきたい、いうことを最後につけ加えて、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　これをもって９の４、アスベストの安全対策強化をの質問を終わります。

一般質問10の１、日野市基本計画の策定にあたっての通告質問者、秦　正一君の質問を許します。

〔22番議員登壇〕

○22番（秦　正一君）　日野市基本計画の策定にあたって、質問させていただきます。

日野市は、昭和46年７月、第１次基本構想を策定し、本市の目指す都市像、暮らしを守る住宅都市と連帯する市民の都市を目指し、そして10年後の昭和56年、人口16万から17万を見込んでのまちづくり構想を立て、市政発展の指針といたしました。これは、言うまでもなく、昭和44年、地方自治法第２条第５項の基本構想を義務づけられたことによるものです。

古い話を取り上げて、まことに恐縮ですが、総括の意味で、過去の経過を見てみたいと思います。

昭和49年、第４回定例会で、新しいまちづくりと、その計画について。昭和51年、第２回定例会で、昭和52年第１回定例会で、基本構想に基づく基本構想計画、さらには財政的裏づけを持った実施計画について取り上げ、日野市のまちづくりについて、基本的な主要な政策の事項について、質問してきました。

昭和50年初頭は、オイルショックのあおりを受けて、低成長経済体制に入り、限られた財源によって、市行政を運営していかなければならない。人口も増加し、市民要求も広範、多岐にわたり、しかも市民からは積極的に求められてきています。行政としては、その市民要求にこたえていかなければならない。それには、行政としては、まちづくりにおける施策にしても、どうしてもやらなければならない優先順位を決めて、それによって実施していく。場当たり的な市政であってはならない、このように言われております。要するに、行政の一貫した計画性のある施策、すなわち市の基本構想による基本計画に基づく実施計画にによって、まちづくりが必要であることを、強調してきました。

その後も、大変多くの請願、陳情書等が提出されています。昭和52年ごろは、従来の基本計画の手直しを進めるべきであることを指摘し、実施計画も変わって、成果が上がった部分もあったわけです。

そこで、計画の主要な事項別に、基本計画、実施計画によって進められ、成果として、

まず、コミュニティ活動の推進、コミュニティ計画の必要性、社会、文化、体育、市民グラウンドを含む施設面の設置、中学校の完全給食の見通し、老人福祉として、高齢者事業団の設置計画、老人福祉センターの充実、それから七生地域の行政の立ちおくれを取り戻すための南部地域の公共施設設置計画、その見通し等について論議され、結果としては、南平体育館、七生公会堂、高齢者事業団、老人福祉センターとしての湯沢会館、現在に至っては、中学校の完全給食、市民会館、市民グラウンド等の成果も上がっているわけであります。

市民生活環境整備の面で、流域下水道事業を推進する場合に、終末処理場の用地25ヘクタールの確保、これは浅川処理区を指しているわけですが、この用地確保を図るための計画を立てています。

その後、昭和57年、第２次日野市基本構想の策定がなされ、緑と文化の市民都市、緑と清流と太陽の都市を目指し、昭和68年を目標年次としています。

昭和62年９月、従来の計画に新たな検討を加え、長期的視点に立った総合計画として、日野市基本計画施策の方向案が出された。

そこで、この基本構想と基本計画施策の方向との時期的ずれがあるのはどういうわけなのか、お伺いします。３年ぐらいのずれがあるわけですけれど、どのような理由によってなされたのか、社会経済情勢の変化、いろんな情勢の変化によってなされたのか。目指す都市像を実現するために、しっかりとした基本計画なり、実施計画を持つべきであると思います。

それから、基本計画に対して、実施計画がいつごろ打ち出されるのか、なされるのか、その辺も伺いたいと思います。

次に、施策の大綱、各章の中のポイントというか、重要課題は、どういうところに置かれているか、お伺いします。

基本計画の施策の方向の中で、具体的に幾つかの点について、質問します。

福祉のまちづくりの中で、老人福祉についてはどのような施策を主体として進めていくのか。例えば、以前に、老人憩いの家を建設しましたが、利用度の面からすると、いま一の感があります。金をかけた割に実効が上がらなかった、という反省も、私はしております。したがって、施策の建設に当たっては、実効ある計画のもとに進めるべきであると思います。

今回の基本計画の中の、主なものとして、養護老人ホームの建設があります。これも、進入路等の拡幅整備が必要だと思うし、利用面の効率を配慮した、計画性のある方向で

進めるべきであると思います。

次に、市立総合病院の施策の方向の中で、公立病院としての特徴を生かし、高度医療を目指す病院としては、今の建物では狭く、老朽化し、広い場所に建てかえるか、南部地域の救急医療にも利用できるようにするか、土地高騰の折、いろいろと検討を加え、実効の上がる計画のもとに進めるべきであると思います。

青少年の健全育成を図るための施策として、青少年問題協議会活動の充実はどうか。地域別に配慮した、きめ細かな手だてが必要ではないか、と思います。

それから、施策といたしまして、総合体育館、野球場の建設について、特に、東光寺河川敷に野球場の設置については、青少年の運動広場となり、市営球場までは至らなかった。当時、少なくても２面から、中には１面、本格的な市営球場を設置を主張してきました。中途半端に終わったことは、非常に残念でなりません。他に方法があれば、お聞かせ願いたいと思います。総合体育館、野球場の建設計画はどうか。

次に、大成荘の見通しについて。少なくても生徒の林間学校等が利用できるような施設をしてもらいたい、とこのように望むわけでございます。

次に、幹線道路の整備について。現今、交通量の増大によって、通勤車両が、裏通りの生活道路に入り込んできております。それによって、交通事故等の原因にもなり、生活が大きく不安を来しております。これも、幹線道路の不足から来るものと思います。都市計画道路の設置計画の見通しについて、お伺いします。

次に、環境整備の中で、下水道事業の推進に当たって、質問します。特に、流域下水道事業の見通し、浅川処理区について。終末処理場の用地確保はどうか。幹線への本管埋設は、どういう状態か。多少、変化があったら、お伺いいたします。

公共下水道事業分についても、見通しについて、お伺いします。特に下水道事業については、財政的な裏づけがあれば、その点もお伺いします。

最後に、市営住宅の建設について。土地高騰によって、マイホームを持つのが非常に難しくなった現在、新婚さんのためにも、公営住宅、市営住宅の建設を望むものです。基本計画の施策の方向の中で、どのように考えているか、お伺いします。

以上の何点かの点についての御回答を願いたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　秦　正一君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいま、基本計画の施策の方向の部分の中で、前段の部分で、大きな大綱として３点、具体的な問題として何点か、あるわけでございます。私の方から、前段３点につきまして御説明、御答弁申し上げ、また、具体的な部分につきましては、関係部の中で対応していきたい、というふうに考えております。

まず、１点の、基本計画の施策の方向の中での、時期的なずれという御指摘でございます。今、質問の中にもありましたとおり、57年度、第２次基本構想を制定して、もちろんあわせまして基本計画を策定することが、一番望ましい姿であることは、申すまでもないと思います。

しかし、当時、人口増の鎮静化が、ちょうど始まった時期でございます。そういった中では、なかなか長期的な見通しがつかなかった理由、また、必ずしも鎮静化の問題と、長期的な見通しのつかない部分があったわけでございます。しかし、基本構想の目標とする都市像の中では、当然、施策を計画的に進めなければならないということについても、なかなかこの点についても、十分承知しているわけでございます。そのためには、各行政の分野の中で、短期の、３カ年から５カ年の事業計画の立案、あるいは全体計画及び事業計画を、来年度策定していく中で、予算編成上の資料として、施策の指針としての、順次、実現を図ってきた経緯でございます。

また、各分野の計画も、次第に発展させてきたわけでございますが、一方では、人口の増加も割合、鎮静化したというような理由等もあって、ある程度の長期的な見通しが、総合的な計画を持ち得る時期に来た、というような理由をもって、ここに基本計画を策定の着手をした、というのが１点目の問題でございます。

その中で、実施計画はどうなんだ、という２点目の質問があるわけでございます。前々から、既に施策の方向を、９月議会の終わりの時点に御説明も申し上げました。また、議会冒頭の中で議員さんからも質問もあって、経緯も多少述べましたが、当然、施策の方向に合わせて、実施計画を現在、策定中でございます。その実施計画につきましては、62年から当然入るわけでございますが、実際には、もう62年度の事業は完了します。よって、63、64を、具体的に実施計画にあげていくわけでございます。今、新規予算と合わせましての実施計画も、既に各新年度予算編成に当たっての指針を、提示しております。これを精査して、最終的に印刷にかけて、早い時期に各議会に実施計画を出していきたい、というのが実施計画の作業の状況でございます。

印刷にかけて製本になるのは、どうしても63年、新年度になりますので、その前に方向づけができた時点で、新年度予算との編成をかみ合わせて、最終の確定をしていきたい、というふうに考えております。

なお、３点目につきましては、非常に大きな問題でございます。施策の大綱の各章の中で、ポイントということでございます。施策の方向の中で、多くの、五つの章を設け

させていただきました。この重要課題について、という御質問でございますが、御承知のとおり、施策の方向の案につきましては、市政が、今後市政として取り組むべき、いずれも重要なものでございますが、その中でも、各章のポイントということでございますので、すべてないということは御理解のもとに、一部お答えしていきたい、というふうに思います。

まず、第１章でございます。１章につきましては、生きる喜びをつくり出す健康と福祉の町ということで、当然その中には、実施計画の中に含まれていくわけでございますが、高齢化社会の進展を考える中での老人福祉問題、特別養護老人ホームの問題、在宅福祉の充実の問題、障害者が安心して暮らせる福祉の環境整備の問題等を含んでいるわけでございます。

なお、保険医療対策の中でも、成人病予防対策、市立病院の整備の問題、医療機関の誘致ということが、大きな第１章での実施計画になろうかと思います。

第２章につきましては、表題は略させていただきますが、人間性を育てる教育、文化の町、ということになるわけです。教育の施設整備の中では、学校の改築、大成荘の問題、現在、今、具体的な質問もありますが、大成荘、さらには文化、スポーツでは、ふるさと博物館、現在、建築中なもの、中央公民館、総合体育館の整備、設置等があるわけでございます。

なお、第３章の中では、一番大きな問題としての自然と調和する安全快適な町ということで、各分野で広範にまたがるわけでございます。具体的な中にも、数多く入っておりますので、大きく申し上げますが、やはり都市基盤整備の中での土地区画整理事業の問題、豊田駅地域の再開発事業、下水道整備の問題、幹線道路、生活道路等の整備の問題が、主な内容になろうかと思います。

さらに、緑と文化の市民都市を目指す当市としては、緑と水を基調とした公園、緑地、緑道等の整備が重点でなかろうか、というふうに考えているわけでございます。

そのほか、市営の問題、建てかえ等の計画も含まれております。

また、第４章の中では、活気ある産業と豊かな消費の町ということで、農業問題、都市地域農業の生産団地への育成の問題、あるいは、商工業では地域の活性化、消費者行政では総合的な拠点を整えるための消費生活の情報の提供体制の整備、というような問題があろうかと思います。

最後に、第５章でございますが、参加と連帯をつくる市民自治の町ということで、各種の大きな問題として、議員さんからいろいろ提起のある問題でございます。各種、市

民施設の複合化、あるいは多機能化を考える整備計画、施設整備の問題等を考えているわけでございます。

あわせまして、庁内の中でのＯＡ化の推進、住民情報システムの問題、あるいは、内部情報システムなどの当面の課題、そういったものを推進するものが、前期、長期合わせた68年度までの実施計画になろうか、というふうに現時点では考えております。

以上が、３点目の、ポイントということでございますので、すべてではございませんが、大綱としてはそういう考え方である、ということをお答えしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　それでは、２点目の、老人福祉施設についての御質問にお答えをしたいと思います。

日野市基本計画の第１章第２節の１に、老人福祉施設の整備について、うたっております。特に、特別養護老人ホームの設置促進、とこういうことで、高齢化社会における老人の増加、また、その中で１点生ずるであろう、病弱な御老人に対応する施策ということで、家庭での介護が困難な老人に対して、住みなれた地域、社会において安心して暮らせるための特別養護老人ホームをつくる、とこう書いてございます。

特に、その中での具体的な問題といたしましては、今後、日野市の中では４カ所程度の老人ホームが必要ではないか、こういうぐあいな大きな目標の中で、当面、この中では、一つの施設の設置について、計画をしております。

具体的に、今、既に御論議を願っておりますように、高幡にこの施設をつくる、こういうことで、特別養護老人ホーム、50床の特別養護老人ホームをつくるという計画を、現在、進めているところでございます。63年度、64年度の事業の中での設置、ということを考えております。

場所といたしましては、高幡の864番地の４ということで、高幡住宅の隣でございますが、進入路といたしましては、西側の道を入っていきます６メーター道路がございますので、それに隣接してつくる、こういうことでございます。

また、先々は、地域の環境等も考えまして、二番橋との関連についても考えるということで、設置をしていきたいと思っております。

また、既に設置した憩いの家が、実効はどうなのか、とこういう御質問がございましたけれども、この施設は、59年に設置をいたしまして、もう既に３カ年を経過しておりますけれども、61年の実績といたしましては、宿泊が283人、日帰りが1,485人でござい

まして、62年の11月までの集計では、現在が11月までの実績では312人、日帰りが1,168人、推計でちょっと計算をいたしますと、62年度は468人、宿泊が468人、日帰りが1,752人ということでございますので、それぞれ宿泊は、昨年と比較しますと、約1.7倍、日帰りが1.2倍、とこういうことで、着実に増加の傾向をたどっております。

初年度の実績と比較いたしますと、約2.2倍に達しておりますので、今後とも利用状況については増加するであろう。先般、夏のころには、あそこの施設がいっぱいに、満杯になったということもございましたので、今後とも普及に努め、また、利用者の御要望に応じて、朝食等の提供等も考えながら、できるだけのサービスに努めてまいりたい、というぐあいに考えております。

また、申し添えますけれども、特別養護老人ホームに同時に設置いたします施設といたしまして、高齢者在宅サービスセンターの建設を進めてまいります。ここにつきましては、既に述べておりますように、ショートステイ、また入浴サービス、給食サービス、機能訓練、またデイホーム、各種老人相談等を機能として持たせながら、同時に、特別養護老人ホームの地域的な活用、拠点的なセンターといたしまして、地域に十分にサービスが還元できるような、そういうような拠点として設置をしてまいりたい。

また、今後つくるべき施設につきましても、同様の地域福祉のための施設ということを重点的に考えながら、今後の特別養護老人ホームの設置については、鋭意考えてまいりたい、というぐあいに考えております。

○副議長（中山基昭君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　青少年問題協議会の充実についての御質問に、お答え申し上げます。

青少年の健全育成を進めていく上には、家庭、学校、地域社会の協力と連携が必要である、こういうセオリーはすっかり定着をいたしまして、今までに何回も繰り返されてきたところでございます。

青少年問題協議会と申しますのは、地域社会、あるいは学校、あるいは家庭の代表、それに行政機関の代表が加わりまして構成をいたします協議会でございまして、定例的な会議を重ねているわけでございます。この機関は、諮問機関でございまして、実際の実働機関といたしましては、市内八つの中学校区ごとに置かれております地区委員会が、実働機関になるわけでございます。青少年問題協議会で報告を受け、協議をされた事項に基づいて、それを各地区委員会に持ち帰りまして、各地の実情に合った地区委員会活動が展開されているわけでございます。

この地区委員会の委員さん方には、ＰＴＡの方ですとか、自治会の方、地域の篤志家、青少年に関心を持つ方、あるいは体育指導者、そういう方が構成をされておりますけれども、活動の分野を大きく分けまして、社会環境浄化活動、非行防止活動、その他、青少年の健全育成を図るための諸活動、この三つに分かれているわけでございます。

社会環境浄化活動の中に属します代表的なものといたしましては、広報紙の発行でございますとか、その地域の有害環境の調査、そういったことに取り組んでおります。

非行防止活動につきましては、夏休み中のパトロールであるとか、あるいはあいさつ運動であるとか、そういったことに力を注いでおります。

さらに、その他、青少年の健全育成を図るための諸活動につきましては、各地区委員会とも、それぞれ特徴を持っておりまして、日帰りキャンプ、あるいは、たこを自分たちでつくって、それを上げてみる。それから、三つ四つの地区委員会が、合同で元旦に行います初日の出マラソン、６年生の集いでございますとか、八ケ岳キャンプでございますとか、いろいろございます。そういった活動を行っているところでございます。

したがいまして、地区委員会の活動と申しますのは、直接、青少年の健全育成に関係をしてくる大変重要な分野でございますので、今後、資金的な援助を初めといたしまして、まず第一に手をかけなければいけませんのは、青少年とともに活動をするグループワーカーとしての、リーダー研修であろうと思います。このリーダー研修を中核に据えまして、そのほか必要な施策につきまして、今後、積極的に進めてまいりたい所存でございます。

○副議長（中山基昭君）　病院事務長。

○病院事務長（岩沢代吉君）　お答えいたします。

病院の建てかえの関係でございますけれども、現状を、先般、病院の基本計画の案内書の中にもございましたように、近代施設及び近代的な設備を含めて、考えておるわけでございますけれども、用地等の関係がございますので、これら日野市の基本計画と勘案いたしまして、これからその方向づけに進んでいきたい、とかように思っております。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　具体的に４点目の問題として、東光寺河川敷の問題でございます。御質問の中にもありましたとおり、既にあそこの全面積としては、廃河川予定地としては２万8,000ということの、約３分の１強の面積を占用した、ということでございます。よって、現在、利用している少年野球場１面というような部分と、そ

の他の施設に使っているわけでございます。

ただ、現状では、そういう形でございますが、谷地川の堤防の改修工事が、建設省によって、62年度実施されます。この堤防の完成を見た中では、完成後、やはり水位の状況等を見るということで、３カ年間は、なかなか廃河川の敷地の問題に手がつけられない問題があるわけでございます。その状況の期限が切れた時点を見まして、今後、八王子の行政界の問題、旧地主の問題等も含んで、まだ継続的に進めるつもりでおります。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　お答えをいたします。

総合体育館、それから野球場、大成荘に関連する御質問でございます。

総合体育館については、市民の森スポーツ公園の拡張計画の中で建設を考えていきたい、というふうに思っております。規模、内容等については、現在、検討中でございますが、約8,000平方メートルぐらいの大きさにしたい、というふうに考えております。

野球場については、今、企画財政部長からもお答えがありましたように、東光寺グラウンドなども含めまして、まず基本のグラウンド等の拡張、整備充実を図っていきたい、というふうに思っております。将来展望としては、下水道計画の中で予定をされております、いわゆる北川原公園内にしっかりしたものを考えていきたい、というふうに思っております。

大成荘につきましては、施設の性格としては、従来と同様に、小・中学校児童生徒の林間施設、という位置づけで考えていきたいと思っておりますが、それとあわせて、やはり市民の一般利用、しかも積極的に利用ができるような体制で考えていきたい。規模としては、大体150人程度が寝泊まりできるぐらいの大きさが適当ではないか、というふうに考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　都市整備部関係の御答弁を申し上げます。

まず、都市計画道路の建設の見通し、ということでございます。御承知のように、都市計画道路につきましては、法的には計画決定した道路を日野市が施行する、とそういうことになっております。しかしながら、状況に応じて、国及び東京都も施行し、あるいは道路の管理主体になる、そういうことでございます。

私ども、ごく常識的に考えまして、日野市内の都市計画道路25本のうち、国が施行し

管理をする道路、これが３本、東京都が９本、残る、市が施行し管理するものが13本というふうに見ております。この道路の建設につきましては、手法といたしまして、直接買収と区画整理方式の二つの方式で行っている、ということでございます。

区画整理方式につきましては、その区域内の、将来、国が管理する道路については国、それから都、市、こういったものが費用負担をいたしまして、区画整理事業の中でつくっていく、ということでございます。

区画整理事業区域外につきましては、単独事業といたしまして、国、都及び市が取り組む、ということになるわけでございます。

国につきましては、今、課題になっておりますのは、１・３・１号と、それから１・３・２号線、要するに、これは市役所の南から東に参りまして、万願寺区画整理区域に入る、約900メーターでございます。この件につきましては、国が直接買収で行いたいということで、いろいろ今、取り組んでいるところでございます。

都道につきましては、かなり本数がございまして、２・２・10号線でありますとか、１・３・４号線、これは第二関戸橋関連と称しておりますけれども、落川、百草地区の都道でございます。

２・２・11号線、これは、まだこれから一部調査に入るということで――失礼しました。今、２・２・11号線については、これは具体的には中央線から西の部分でございますけれども、東京都が施行するように、今、市が要望している。

そのほかにもあるわけでございますが、こういった国及び都が施行管理するものにつきましては、市が強力な要請をしながら、協力をしてつくっていく、ということになるわけでございます。

市道に相当する都市計画道路につきましては、区画整理区域内の道路は、もちろん施行するわけでございますが、区画整理区域外につはきましては、今回の基本計画の中では、２・２・５号線のいわゆる事業の進行。

それから、これは基本計画の後期になりますけれども、２・２・９号線の、これは東光寺の原の問題でございますが、これは地域の用途等も考えまして検討を進める、そういうふうになっております。

２点目の、下水道関係の浅川処理場の関係でございます。浅川処理場につきましては、第一系列といっておりますけれども、この工事につきましては、62年度着工、66年度完成ということで、今、東京都が取り組んでいる、ということでございます。この第一系列をつくるに必要な用地の買収につきましては、ほぼ完了をしている、ということでご

ざいます。

３点目は、この処理場に関連する流域幹線の問題でございますけれども、これは処理場から浅川を横断いたしまして、浅川の南の市域に入り、それから都道を西の方に行く幹線でございます。これにつきましては、63年度、流域幹線は着工するということで、ただし、その中で、浅川の横断につきましては、62年度、63年度で事業を行う、ということで進んでおります。

したがって、浅川処理場及び流域幹線につきましては、昭和66年度までに完了し、67年度から順調に行けば供用がされる、ということになるわけでございます。

それから４点目は、公共下水道の問題ですが、質問の中にはございませんでしたが、秋川、八王子処理場も、浅川処理場同様、66年度完成をいたしまして、67年度供用ということになっております。こういった経過を踏まえまして、公共下水道の汚水管の布設を進めていく、ということになるわけでございます。

長期計画の基礎になっている点を若干申し上げますと、62年度から76年、62年を基点にいたしますと、15年間になりますけれども、この間に計画をしております汚水管の延長は、46万3,100メーターでございます。これは、南多摩、秋川、浅川処理区の合計でございます。現在、認可をとりまして、61年度末に完成をしておりますのが、パーセントで申し上げますと11.4％でございます。残る管の布設になるわけでございますすが、これを62年度から76年までに行う、ということでございます。

基本計画の62年から68年につきましては、総延長の43.1％、61年度末の累計をいたしますと、54.5％の管の布設をいたしたい、こういう計画でございます。

さらに、69年から76年、いわゆる基本計画から外れるんではございますけれども、この部分が全体の54.5％になる、ということでございます。

以上、申し上げました数字をもとにいたしまして、基本計画が作成される、ということでございます。

○副議長（中山基昭君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　最後の御質問でございます市営住宅関係について、お答えいたします。

基本計画におきましては、第３章の、自然と調和する安全快適な町の、第10節で、快適な居住環境というところで、第２番目の項目で、市営住宅の整備ということで、計画をさせてもらっております。

既存の市営住宅の改修や老朽化ということが、非常になってまいりまして、これに基

づきます新しい建物を建てかえという考え方を、今とっております。その建てかえといいますのは、土地の有効利用、あるいは高度な利用を図っていきたい。その中で、障害者あるいは母子家庭の方、あるいは高齢者むけの住宅も確保していく、というような考え方でございます。これが、この施策の中に打ち出されているものでございます。

そして、その具体的な方策といたしまして、既に御承知のことと思いますが、第１期工事で48戸、今年度完成いたしました、５月。そして、引き続いて第２期工事を９月の議会にお願いいたしまして、64戸でございます。これが来年度で完成です。64年度で、さらに64戸を完成していく。そして、65年度で、最後の88戸をお願いするわけでございます。そうしますと、トータルいたしまして、あそこの旧建物といたしましてありました、131戸でございますが、これがトータルしますと264戸ということで、約、倍の戸数になってくる予定でございます。

この中で、先ほど来、御質問ございました新しい家庭をお持ちの方、というような方でございます。こうした中で、御承知のように、市営住宅には所得制限もありますが、第１種と第２種でございます。日野市の場合は、第１種で今までやってまいりました。しかし、今申し上げました向川原市営住宅の、一番最後の65年度になりますか、88戸の中には、２棟だけ、64戸の第２種の建物を建設していきたい、というようなことで、さらに利用の価値がふえるんじゃないか、と思います。

そして、これらと並行いたしまして、もう一つ、川原付市営住宅に、今、３棟建っておりますが、４棟目が用途地域の関係でできませんでしたが、これが65年度を目安に、１棟24戸を計画しております。そして、これが一つの今、68年度までの計画でございます。その後につきましては、逐次、老朽化が進んでまいりますので、建てかえという方法での検討をしていきたい、と思っています。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　　秦　正一君。

○22番（秦　正一君）　　どうも、答弁、ありがとうございました。

広い範囲にわたっての項目なので、実際問題、市計画が出て、はっきりとしたものが出てからでもいいんですけれど、とりあえず主なものを拾って見たわけでございます。

まず、青少年問題協議会のこのことについては、さらに充実した方向に行くものとみなし、結構です。

教育の面で、もう１点。第五小学校の建てかえがございます。これも、現在、校舎の北側がグラウンドになっておりますが、そこを利用して、恐らく建物ができると思いま

す。そういう面から考えて、地域の学校開放等にも便利な方向に、この建てかえ計画を進めてもらいたい、とこのように、この点は要望しておきます。

福祉の面で、高齢化社会が進む中で、障害者や老人などが安心して暮らせるまちづくり、福祉環境整備ですか、このようなものがうたわれておりますが、こういった面についても、早急につくるべきだ、とこのように思うわけでございます。

いろいろと市民要求がシビアになり、また、数多く出されてきております。そういう中で、老人福祉、障害福祉については、このように市の方では計画を立てているんだ、持っているんだという面で、安心して暮らせるような、そのような実施計画を進めてもらいたい。この点については、何か考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

市立病院の建てかえ、これについては、基本計画とあわせて方向づけをしていきたいということで、用地の関係もあるでしょうが、私の希望といたしましては、先ほど申し上げたとおり、南部地域の医療機関の設置等も叫ばれている今日、両方から使えるような、こういう方向で考えていった方がベターじゃないか。高度医療をする上においても、また、市民が安心して暮らせる医療機関を持つことにおいても、今のところ北の方へ寄っておりますから、これをさらに南の方へ寄せて、両方から利用できるような、そういう方策を考えたらどうか、ということを提起しておきます。

体育館、スポーツ関係の施設、特に野球場については、３分の１を利用して、現在、少年スポーツ広場ですか、これを設置しております。東光寺河川敷の堤防の話が出まして、堤防ができ上がって３年ぐらいたたないと、あとは手につかないということで、できる、残った用地を利用して、何とか市営球場の建設ができるように、こういった方面の計画をさらに練ってほしい、とこのように、この点については要望しておきます。

都市計画道路ですが、これは先ほど細かい点まで述べて、答弁ありましたのですが、特に１・３・１とか１・３・２、この辺については、かなり以前からの経過もありまして、おくれた状態になっているわけでございます。そういう面から、何とか早い時期に実現ができるような方向に、一歩でも足を向けてほしい、とこのように思うわけでございます。

都道のあれは、２・２・５ですか、これも市の方で――２・２・10ですね、これは立日橋のことを言うんでしょうけれど、これはかなり進んでおりますが、市の方で行う一番橋からの吹上に通ずる２・２・５、これについても何とか早い時期に用地の確保、もう終わる時期じゃないかと思います。積極的に働きかけてほしい、このように思うわけでございます。

下水道の面においては、若干おくれてはいるようですが、ある程度の進捗状況で進んでいるということで、特に浅川処理区が心配になるわけでございます。こういった面で、この辺の心配ないように、積極的な働きかけをお願いしたい、とこのように思うわけでございます。

以上、何点か再質問しましたけれど、よろしくお願いします。

○副議長（中山基昭君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　高齢者、障害者などが安心して住めるまちづくりの問題についての御質問がございました。この辺につきましては、第１章の第１節５項に、生活環境の総合的整備というところで、うたっておりますが、これは高齢者、障害者などが安心して住めるまちづくりといたしまして、福祉環境整備要綱を設置していこう、こういうことでございます。

これにつきましては、住みよいまちづくり要綱がございますので、これとリンクさせながら活動していきたい。そして障害者、高齢者が車椅子で生活できるまちづくりを目指して、すべての基準をつくりながら、まちづくりを進めるということでございまして、これは東京都の要綱との整合性を考えながら、現在、来年度に実施をする、こういうことで、現在、準備を進めているところでございます。

○副議長（中山基昭君）　秦　正一君。

○22番（秦　正一君）　今回、基本計画の施策の方向の中で、幾つか取り上げて質問したわけでございます。

先ほどの幹線道路の整備やら、また、下水道のことにしてもそうですし、実施計画の中に、かなり具体化されてくるとは思いますが、いずれにしても、現在、土地高騰の中で、用地確保はこれからだんだん難しくなってくる、とこのようにも予想されます。

したがって、実施計画に当たっては、十分なる検討を加え、有効なる利用計画ができるように、同じお金をかけて中途半端で終わらないように、せっかくお金をかけるわけですから、完全な状態にしてほしい。はっきりとした利用計画のもとに、まちづくりを進めるべきであることを強く要望して、この質問を終わるわけです。

が、いずれにしても、それぞれの項目についての実施計画が、新年度に向かって表面化し、出てくるわけですから、それによってまたさらに、わからない点はお聞きしていきたい、とこのように思うわけでございます。

ありがとうございました。

○副議長（中山基昭君）　これをもって10の１、日野市基本計画の策定にあたっての質

問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時54分　休憩

午後３時28分　再開

○副議長（中山基昭君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の１、学童クラブの更なる充実についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔10番議員登壇〕

○10番（小俣昭光君）　議長のお許しをいただきまして、一般質問を行いたいと思います。

11の１、学童クラブの更なる充実について。学童保育事業は、共働き家庭の増加や、地域での共同の子育ての要求の発展などをベースにして、日々その需要がふえ続けている課題であります。国の制度でないからといって、手をこまねいて放置しておくことのできる課題ではありません。

言うまでもなく、学童保育の制度や充実を願う父母たちの運動は、全国のあらゆる自治体に、学童保育を実現させてきました。日野市でも、働く父母の長年の運動と、子供に暖かい手を差し伸べる革新市政によって、全国的にも誇れる学童保育の施策を、実現してきました。

ところが、こうした学童保育に寄せられる期待と、ますますふえる共働き家庭や父子・母子家庭の子供たちによって、学童クラブに入所希望者がふえ続け、学童クラブの定員を30人から40人、現在は45人と、定員をふやしてきたが、入所し切れなくて、保留児が出る状況であります。さらに学童保育を、学童クラブの充実が強く求められているところであります。

こうした父母の願いを踏みにじる自民党政治の臨調行政改革、特に福祉、教育の分野で、金、人、物の三つの面を重点に、大幅な削減を押しつけてきました。福祉などの見直しを目的としたにせの行政改革は、福祉の仕事を実際上担っている現場が地方自治体であるだけに、地方行革を伴ってきております。

しかも、福祉の社会サービスは、その大半が対人サービスであるために、福祉を削減

するためには、対人サービスの担い手である労働者を減らしたり、あるいは、その労働条件を切り下げたりする方向に向かっています。多くの地方行革大綱を策定した自治体は、方針をこれの大綱に向けて、実行に移しています。それには、事業そのものの見直しをして、事業や施策の統廃合や委託化、その事業に携わる職員の削減や、給与のダウンや、配置転換、そしてパートの導入やボランティア化などが行われています。

また、そうした事業を受ける者は費用負担をすべきであるとして、要するに受益者負担を押しつけ、料金引き上げや有料化が進められています。実にさまざまな分野、いろいろな方法で行政の守備範囲を縮小しているのは、自民党政府の自治体への補助金の削減が、大きな要因となっています。

1981年、第２次臨時行政調査会が発足し、７月に第１次答申が出され、このとき、保育所については、幼稚園についての検討とあわせ、費用徴収基準の負担能力に応じた強化、公平を図る。

1983年、第３次基本答申が出され、社会福祉における受益者負担の強化と、民間活力の活用が強調されました。自民党政府は、この答申に基づき、３カ年にわたって国民の生活関連の国庫負担の予算の削減を実施してきました。そうして、老人医療の有料化や、医療、年金制度を改悪してきました。

1986年には、整理、合理化を、地方公共団体の執行機関が国の機関として実施する事務の整理及び合理化に関する法律を成立させ、それに伴い児童福祉法を一部改悪し、保育の場合は、87年、ことしの４月に、それまで本来、国がやるべき事務を地方自治体の機関に押しつける機関委任事務から、団体委任事務に移行させました。これは、当然、国庫負担金の削減と連なり、そして入所措置基準の変更等も行われました。

厚生省の概算要求を見て、児童館や学童クラブに関するところを見ると、都市児童健全育成事業の、児童育成クラブ費は、小額ですが毎年増加されてきたとはいえ、81年度は全国で対象クラブ2,288カ所で、たったの４億168万円しか予算化されておりません。自民党政府は、全国の学童保育の制度化を願う父母を無視して、学童保育を制度化する方針はなく、留守家庭児童対策は児童館で実施する、という方針を強調してきました。

1985年、102国会で、学童保育の制度化を求める請願が採択されましたが、そのときにも自民党政府は、制度化をする意思はない、と冷たい姿勢をとり続けています。全国の共働き母子・父子家庭の子供たちの放課後の生活を守り、親の働く権利と家庭の生活を守る専用施設と専任指導員を持ち、年間を通して開設される学童保育の制度は、婦人労働、特に、子育てを続けながら働く母親の労働を保障する、という観点から見ても、

大事な制度であります。

児童福祉法は、第１条で、すべての児童は等しく生活を保障され、愛護されなければならない。

第２条で、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を身心ともに健やかに育成する責任を負う、と定めています。

私は、この児童福祉法の精神を生かすことから見れば、日野市の学童クラブを充実させることが大事である、と考えております。ここで、具体的にお伺いいたします。

第１は、各学童クラブに正規の指導員を複数配置することであります。

第２は、学童クラブ希望者の全員の入所であります。

第３は、七小学童クラブの移転についてであります。既に土曜日の市民相談や、福祉部長、児童課長のところにも、父母会からも相談に行っている問題であります。この問題について、お聞きしたいと思います。

第４は、各クラブの施設の改善であります。二小学童クラブは、育成室を広くしてほしい、という要求が出されていると思います。また、平山小学童クラブは、学童独自の施設が欲しい、広い庭が欲しいと、要求が出されております。さくら第二学童クラブは、五小改築の際には、独立した施設が欲しい。また、二中校区に児童館を建設してほしい、という要求が出されております。旭が丘学童クラブについては、新しい学童クラブの施設の建設について、特に今、児童館が建設されておりますが、これの問題について、話し合いを積極的に進めていただきたいと思います。

四小学童クラブでは、ここでも保育室の広い部屋で、畳のコーナーが欲しい。つくし学童クラブでは、人員が少ないので、もっと地域に開設してクラブ以外の子供たちも、一緒に遊べるようにしてほしい。ここは、平山小学校の学童クラブで、平山城址公園の駅前の図書館の２階にあります。そのために、人員が少ないので、もっと近いところにも学童クラブを移設してほしい、こういう要求も出されております。

滝合学童クラブでは、育成室をもっと広くしてほしい。潤徳学童クラブでは、行程及び全農連のグラウンドを利用しやすいようにしてほしい。高幡台学童クラブ、育成室を広くしてほしい。日野台学童クラブについては、壁が古くなってはがれ落ちる。換気扇などをつけて、ロッカーも新しくしてほしい。（「デスクでやったらどうかなあ」「市長への一般質問だぞ。市長もスケールが小さくなってきたな」と呼ぶ者あり）東光寺学童クラブについても、校庭の使用についての制限改善をしてほしい。八小学童クラブについては、校庭の使用についての制限の緩和をしてほしい。七小学童クラブについては、

先ほど言いましたように、学童クラブが移転の話が出ておりますので、父母会とも十分、話し合いをして決めていただきたいと思います。

以上、大きく分けて４点について、お聞きしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、学童クラブについての御質問にお答えをしたいと思います。

現在、日野市の学童クラブにおきましては、正職員１名と、嘱託指導員が１名ないし２名の組み合わせで、職員配置をしております。また、臨時職員も置いております。このような職員配置で、一定の保育水準を保っておりますので、御要望の２名、正職員配置という御希望もあろうかと思いますけれども、現在の厳しい財政状況等を考えますと、なかなか正職員２名の配置は、困難なことであろうかと思っております。なかなか御要望に応ずることは、難しい問題ではないだろうか、と考えております。

二つ目の、旭が丘学童クラブの保留児の問題でございますけれども、全体の入所状況といたしましては、昨年は830名の定員に対しまして700名の入所にとどまりました。年々、若干ずつ希望者が減っておりますけれども、一部の定数オーバー地域につきましては、今後とも全員入所に向けて努力をしていきたい、と考えております。

三つ目の、七小学童クラブについてでございますけれども、現在、七小学童クラブは新都市建設公社の敷地を、借地を、一定の期限で借りておる関係から、63年の９月末までには移転をしなければなりませんので、七小の学校敷地内に移転をしたいと思いまして、教育委員会にお願いをしているところでございます。父母会等につきましては、理由をよく説明をしまして御理解を得たい、と考えております。

四つ目には、各クラブの施設改善の要求について、申されましたけれども、それぞれ御要望の趣旨も理解いたしますけれども、各クラブの公平性の立場から、現状をよく把握いたしまして、また、学校の改築、改装等にも合わせまして、今後とも改築を行っていきたい、というぐあいに考えております。

○副議長（中山基昭君）　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　再質問をさせていただきます。

第１点目の、指導員の複数配置の問題であります。今、23人の正規の指導員で、18の学童クラブ、１人ずつ配置されて、残りの指導員がフリーとなって当たっております。これらの指導員の人たちが目いっぱいの人員で配置されておりますので、休暇など十分に取れているのかどうか。

そういう問題と、あと、嘱託指導員の場合であります。これらの勤務形態はどうなっているのか。これについての、お聞かせいただきたいと思います。

第２は、学童クラブの希望者の全員の入所、全体としては少なくなっている、というお話ですが、クラブによって、やはり入所基準、毎年オーバーするところがありますので、これらについて、どういう対策、入所できるようにする、ただそれだけでは、やはり父母としても不安でありますので、どういう対策を立てるのか、その辺について、お聞かせいただきたいと思います。

第３の、七小学童クラブの移転の問題であります。今、父母会の人たちは、実際に学校に入れるのかどうなのか。以前は、空き教室を利用する、という話もあったみたいですので、今度は学校に、今の話だと、空き教室ではなく学校に入る、ということでありますので、独立したものでも建てて、学童クラブを入れるのか。その辺についても、お聞かせいただきまたいと思います。

以上、３点、再質問させていただきます。

○副議長（中山基昭君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　再質問でございますけれども、正職員の休暇が取れているかどうか、ということでございますが、フリー職員を５名ほど配置しておりまして、そのローテーションの中で消化しているということで、大体取れているんじゃないだろうか、と思います。

嘱託職員の勤務形態についてでございますけれども、これは、嘱託職員が１名の配置の箇所、それから２名の配置の箇所、それぞれ嘱託員の勤務形態に対する要望等をまとめまして、そのような形で、１名体制あるいは２名体制のところをつくっておりますけれども、２名体制のところは、ローテーションでかなり順調にいっているようですが、１名の嘱託職員のところについては、若干の困難な状況が生まれているように思っておりますので、これについては、今後、改善の検討等をしたいきたい、と思っております。

二つ目には、入所オーバーしているところの、定員オーバーしているところの対応についてでございますけれども、これは、施設を殖やす、あるいは２カ所にするというような御要望も、かつて出たことがありますが、そういうことは、なかなか難しいことでございますけれども、若干の定数オーバーでございましたらば、組合との交渉が必要ですが、定数を広げる、とこういう形で、大きな学童クラブという対応の中で消化していきたい、こういうぐあいに考えております。

３番目に、七小学童クラブの移転についてでございますけれども、これについては、

今、教育委員会にお願いをしているところでございますので、教育委員会の内部での御検討を経て、私どもは何とか御回答申し上げたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　七小学童クラブの移転の問題であります。確かに教育委員会と相談、ということですが、空き教室なのか、そういう方向でいくのか、あるいは独立した方向でいくのか、それもまだ考えはない。

ちなみに、空き教室といわれても、今、七小の教室は22教室あって、そのうち既に18のクラスが使っていますので、四つありますけれど、それは音楽室だとか特別室などに使われているんじゃないか、というように思うんです。そういうことでいきます。

それと、この地域は、また児童のふえる地域で、68年には20クラスになる見込みが立られている、というように思うんですけれどね。そういう点では、現在のままでは、空き教室は私は無理なんじゃないのかな、というように思うわけですけれど、その辺、もしだめなら、敷地の中に独立の何か建てるのか。そういうことしかないんじゃないのかな、どうしても学校に入るとなるとね。

そういうようなことですので、もし、まだそこまで検討されていない、ということならばともかくですけれど、検討されているようでしたら、その辺、はっきりさせていただければと思っています。

それと、学童クラブの全員入所の問題ですが、今、45人定員で、50人ぐらいで、これは組合との話し合いでされていると思うんですけれど、それ以上のところが二、三あったように思うんです。ことしは、滝合小がちょっと少なかったんですけれど、今は45人で定員いっぱいということも言われております。そういう点で、50人以上になる学童クラブ、二、三あると思いますので、そういう点ではなかなか難しい――組合と相談というんですけれど、なかなか難しくて、50人で切っているような話を聞いている。しかも、45人にならないと、保留児がいても、新たに申し込みをしても入所できないとか、あるいは、またもっとあれになると、45人にならないと入所できないとか、というような、今まで最初いたわけですから、その人がやめていって、そういう点では何人か減るわけですけれど、それが45人を割らないと新たに補充しない。入所希望者があってもやらない、ということを聞いているわけですけれど、そういうことが行われていること自体が、私は問題じゃないのかな、というように思うんです。

そういう点で、お母さんたちも、何とか、今まで50人いたんだったら、49人になった

ら１人入れてやる、というようなことが必要じゃないのか、というように私も思うわけです。そういう点で、その辺について、お聞かせいただきたい、というように思います。

それと、嘱託の問題でありますけれど、今の時期ぐらいになると、さほど問題ないのかもしれないんですけれど、特に４月、１年生が新しく学童クラブに入ってきた人たちが、嘱託指導員が１週間交代で、今の２名配置のところですね、２名配置で嘱託指導員が１週間交代でされている、というようなこともあって、なかなか嘱託指導員になじめない子供もいる、というようなことを、４月の初めごろ聞くことがあるんです。

そういう点で、その辺についての対応、物をつくっているわけじゃなくて、扱っているのは子供たちなんで、その辺で、十分対応をやっていただきたい。きめの細かい対策を立てていただきたい、というようにも思うわけですけれど、その辺について、できるかどうか、お願いしたい。そういうように思います。

そして、１名配置は問題があると、さっき言われていたんですけれど、確かに税金の関係だとか、あるいはだんなさんの扶養になっているということとか、ということで、この時期になると休みがちになってきている、という話も聞いているわけですけれど、そういうことは実際あるのかどうか。もし、お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　第七小学校の問題につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

今、小俣議員さんの方からおっしゃったとおり、第七小学校は現在18学級、保有教室22教室と、４教室、教室に余裕がございます。ただ、67年です、５年後の推計からいきますと、40人学級の進行と合わせまして、昭和67年には学級数が21ないし22クラスの学校になることが、はっきりしております。全体としては、空き教室というものは、第七小学校について全く出てこない、というような状況で、その後も漸増傾向にある。児童数は、第七小学校の場合には漸増傾向にある。

今、第七小学校については、将来の児童数を見越しまして、１スパン、４教室増築できる予定地を持っているわけです。福祉部長さんの方からも、非常に、今、新都市建設公社との関係で、期限つきの待ったなしの状況もできている、という話も受けておりますし、緊急避難的な形に、ここ四、五年、何とか増築前の状況の中で対応できるとしたらば、現在、増築予定地、その場所を仮設の学童関係の施設をつくって対応していく、そういうような方法が、四、五年の期間づきでとれるかどうか。そんな問題も含めながら、学校当局含めて、福祉部含めまして検討している、とそういう状況でございます。

○副議長（中山基昭君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　職員の休暇の取得の問題で、特に嘱託職員の休暇が取りにくい、あるいは休みがちだ、というような御質問がございましたけれども、これについては、いろいろと嘱託職員の関係も含めまして、古い職員が状況に応じて入る、とこういう形をとっておりますけれども、若干、何かその辺のところで、夏休み前後はかなり困難は出てくるようでございますので、それについては、私ども内部的な検討をして、必要な対応というのはとれるかどうか、現在、検討中でございます。

その他、定数の問題で御質問ございましたけれども、私どもといたしましては、学童クラブというのは非常に毎年変動がありまして、なかなか把握しにくい。特に定数については、把握しにくい状況でございます。必ずしも学童数に比例してふえるとか、減るとかいうことではございませんし、若干、親の就職状況といいますか、そこによってかなり変動が出てくるわけでございますので、あらかじめなかなか予測しがたいということでございます。

したがって、状況が生じてから検討して対応する、とこういうことでございますので、一時、緊急的に定員をふやして対応する。その場合には、職員と十分相談をしまして、必要な職員を配置する、とこういうようなことで、臨時的な職員を採用して対応する、こういうような形で何とか対応していきたい。

細かい数字については、今後とも現場に支障のないように対応していきたい、と思います。（「現場に支障がないんじゃないんだよ、それは。親と子の立場に立って考えないと」「そうだ」と呼ぶ者あり）

○副議長（中山基昭君）　　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　　定数の問題については、私も子供２人、学童クラブにも入って、今は卒業しましたですけれど、そういう点で、父母会にも参加して、特に滝合小は割りと恵まれた施設だった、ということに感じています。

そういう中で、お母さんたちが、話を聞きますと「もう３年生になったから、うちの子がいると、１年生に新しく入る人が学童クラブに入れなくなってしまう。定数の問題を考えて、本当はもっと入れていきたいんですけれど」という話を、よく聞いていたんです。そういう点で、何年か前に請願も出されてきた、というように思うわけです。

そういう点では、子供を本当に、３年生になったからといって、もう安心して学童クラブに行かせないでいい、ということじゃなくて、本当に心配しながら、ただ、もっと小さい子が入れないと困るんだということで、そういう点では、本当に全体のことを考

えながらやっているお母さんたちが多いわけですので、そういう点では、ぜひ安心して入れるような対策を、これからも立てていただきたい、というように思います。

それと、七小の学童クラブについての移転の問題で、先ほど述べましたように、今の新都市建設公社の土地、あそこが明け渡しになる、あるいは、学校に入ろうとしたら入れなくなったというようなことで、そういう心配が父母の人たちにありますので、そういう点で、特に、またもとの日野児童館に行くんじゃないのか、という心配がありますので、そういう点では、そういうことのないように、安心して行き場所がはっきりするように早くお願いしたい、というように思います。

それと、今、教育長の話で、数年は今のところで、もし入ったとしても数年なら大丈夫だ、というお話もありましたので、私も厚生委員会の中で、七小の学童クラブはこの地域に、神明地域に児童館をつくって、そういう中に学童クラブが入る、そういうようなことも必要ではないのか。そういう中に、やはり請願が出されているこの地域の地区センターが併設される、というようなことも可能なら、ぜひそんなところも模索していただきたい、というように強く要望しておきたいところであります。

あとは、指導員の問題についても、いろんな方法があるかと思いますので、十分話し合いをしていただき、そして対策を立てていただきたい、というように思います。

あと、特に、今、各クラブの問題でお話ししまして、対応していきたい、ということで言われております。特に、育成室が狭い、あるいは学校のグラウンドが十分使えない、そういう中で要求が出されてきておりますので、そういう点では、学校側と十分に児童課で話し合いをしていただきながら、学校に学童クラブが入ったにしても、十分に、子供たちが安心して遊べるように、ぜひ、そういうようにしていただきたい、そういうように思います。

それと、学校に入った最初の学童クラブは、第三小学校の学童クラブだったわけですけれど、ここでのトラブルが、後々の父母会、学校に学童クラブが入るということが非常に難しくなった、あるいは要求が、学校じゃなくて独立した要求というのが、非常に強く出されたわけですので、そういう点では、十分に学校の校長先生や学校の先生たちとも話し合いをしていただいて、空き教室を利用しているときには、その辺の対応もやっていただきたい、というように思います。

今、三沢台学童クラブ、非常に学校側も喜んで、また、学童クラブに行っている子供たちも喜んでおります。ここは、空き教室を利用して、学童クラブになっているわけですけれど、二つの教室を一つにぶち抜いて、そして広々とした教室、学校から学童クラ

ブというのは、本来、自分の家に帰ってきた、というふうに子供たちは思っているわけですので、それが教室のまんまということじゃなくて、十分に内装もやっていただいて、そういう点で、子供たちも安心して遊んでいるということを聞いて、大変によかった、というように私も思っているわけですので、ぜひ、そういうような方向で、これからの学童クラブ、前進させていただくために、お願いしたいと思います。

今、多くの保守の市政の中で、特に東京都が革新都政から保守都政になったときに、東京都の補助金が削られてくる、そういうことを予想されて、学童クラブを民間委託に多くの市がやっておりますが、そういう点では、日野市の学童クラブ、いろいろ問題がありますが、全国的に見ても、調べれば調べるほど、革新市政の日野市の学童クラブのすばらしさは明らかだと思います。そういう点でも、一層にこの火を絶やさないためにも、学童クラブも充実させていただきたい、いうように思います。

最後に、市長に一言、何かありましたら、お話しいただければと思っております。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどまで福祉部長が答えましたことに、特につけ加えることはありません。学童クラブにつきましては、いろいろな知恵を絞って、協力をいただきながら、何とか辛うじて維持できておる、ということであります。

学校に、特に学童クラブのことを強いるのは、これは本来は系列の違う行政分野でありますから、余りそのことを当たり前というふうにするのは無理だろう、とこう思っております。お互いに、つまり子供のために協力をし合う。したがいまして、父母の方にも御協力をいただかなければなりませんし、そういう形で子供たちを最小限に守っていこうというのが、現実の学童クラブの現在の姿であります。

余り論議をしない形で、子供を守るということについては、責任を持ってやるつもりであります。

○副議長（中山基昭君）　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　ありがとうございました。

以上で、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（中山基昭君）　これをもって11の１、学童クラブの更なる充実についての質問を終わります。

一般質問を続けたいと思います。12の１、専門職員を配置した学校図書館の充実についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員登壇〕

○19番（板垣正男君）　通告に従いまして、専門職員を配置した学校図書館の充実について、質問を行います。

私は、過去にもこのテーマでは、一度、一般質問で取り上げてまいりました。なかなか、法律という壁があるために、一自治体で専門職員を配置して学校図書館の充実を進めるということは、非常に難しい側面があることも、十分承知をしているつもりでございます。

しかし、そうした壁があればこそ、その壁をどう改善し、そして図書館の充実をかち取っていくかという、そういう側面も、またあるわけでございまして、私は、そういう立場から、今回の質問を行ってまいりたいと思います。

学校図書館は、子供たちの学習や、人間的成長に必要な資料を提供し、学校教育の目的達成に資する機関であるということが、言われているわけであります。学校図書館は、文字どおり教育の場であり、人の問題はとりわけ重要な意味を持つ、ということになるわけであります。教材と子供がいるだけで教育は成立し得ない、ということは明白でありますように、学校図書館で、本や建物だけあって、本と利用者である児童生徒を結びつける人の存在というものが、不可欠だというわけであります。

ところが、この学校図書館における、人がいないまま、長い間、放置されてきたというのが現状ではないか、と思うわけであります。法律や制度の面で、学校図書館の職員の問題は、どうなっているのであろうか。ひとつ、学校図書館法というものを、もう一度見てみたいと思うわけであります。

この法には、学校には学校図書館の専門的職務をつかさどらせるため、司書教諭を置かなければならない、と明記されているわけであります。この学校図書館法は、学校図書館を学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である、としております。学校図書館の設置や整備、充実を義務づけるなど、戦後教育史の流れに、大変画期的な意義を持つ法律だといわれております。

戦前、人民教育という、いわば国定教科書だけに頼って行われました教育を反省して、戦後教育は、自由で多様な資料を駆使し、子供たちの自主的な学習を発展させることに、その主眼を置かれてまいりました。そうした学習を実質的に保障する機関が、学校図書館であり、その担当者が司書教諭であったわけであります。ですから、学校図書館法は、戦後の民主的な教育を求める、広範な国民の教育要求の中から生まれてきたものであります。およそ100万名もの署名を国会に積み上げ、議員立法で制定された、という経過があるわけであります。

上に挙げた条文で明らかなように、ということで、図書館法の学校図書館法白書が述べているところによりますと、学校図書館には司書教諭を置かなければならない、というふうに強い調子で明記されているわけであります。置くことができるとか、置くものとする、というような程度のものではなくて、最も強い表現で、司書教諭の必置を規定している、というわけであります。

ところが、なかなかこの法律どおりにはいかないという、その根拠となっているのが、付則の２、学校には当分の間、司書教諭を置かないことができる、というものでございます。つまり、学校には司書教諭を置かなければならないが、当分の間は置かないことができる、というふうにされたわけであります。

それはなぜか、ということになるわけでありますが、要するに、法律ができた当初、司書教諭の資格を持った教諭が少なかった、という背景があったようでありますが、しからば、当分の間とは、一体どの程度の期間を指すのか、ということでございます。

1953年に、文部省初等中等教育局中等教育課編の「学校図書館時報No.３」というのがございます。この中に、この当分の間をおよそ何年間とする、ということが述べられてございますが、当時、学校図書館法に関するさまざまな質疑が、全国から寄せられ、それに応答する形で、文部省中等教育課の名前で発表されたものであります。

この中で「付則第２項の、当分の間とは、どのくらいの期間を予定しているか」という問いに、答えとして「司書教諭の養成は急速にはできない上、指導者も少ないので、計画としては10年間を予定している」と述べております。

さらに「司書教諭の養成計画はどうなっているか」という問いに、「現在、約３万7,000の小・中・高等学校に１名ずつの司書教諭を一挙に配置することは不可能であるので、10年計画とし、その間に学校増加と人員の増加を見込むこと、約４万5,000人の講習計画となる」ということで、10年間の期間で司書教諭を養成する、という計画まで発表されていたのであります。

つまり、学校図書館法制定時には、法で定める有資格者が得られないため、10年間の緩和措置を置いて、その間、資格者を養成し、法で定めるとおりの配置を実現しようという、こういう計画だったわけであります。

その後の調査などによりますと、文部省が発表したものだけでも、昭和29年から昭和57年までの間に、司書教諭の有資格者は、11万3,000人を超えるまでに、ふえてまいっているわけであります。

司書教諭の職務内容というようなことも、文部省が通達を出しまして、細かく規定し

ておるわけでございますが、総括的執務だけでも26項目、整理的執務だけでも73項目、講師指導的職務42項目、計141項目が挙げられているそうであります。細かいことは省きますけれど、こうして図書館教諭の配置が、学校教育上必要だということは、法的にも、また行政的にも、明らかにされてまいってきているわけであります。

しかし、なかなか司書教諭や、あるいは図書教諭が配置されない、というようなことから、その後、全国的なさまざまな国民の声に基づいて、司書の配置、あるいは専門職員の配置などが独自に置かれる、というようなことも、出てまいってきたわけでございます。

例えば、ＰＴＡの費用で、専門職員を配置するというようなことが行われている、というわけであります。私費雇用という形であったそうでございますが、こうした努力などが行われてまいりまして、十分とはもちろん言わないまでも、幾つかの学校、あるいは府県などで、配置が徐々に進んでまいってきているわけでございます。

私が、先ほど、司書教諭の資格者は11万3,000人を超えると申し上げましたが、現在、日野市の学校に配属されております教職員は、司書教諭の資格を持った方々も、恐らくおられるでありましょう。しかし、教育委員会から、司書教諭を命ずるという辞令をもらわない限り、司書教諭の仕事が専門的にできない、ということになっているわけでございます。

調査した資料などによりますと、例えば1980年の調査時点では、全国の小・中高等学校の中で、およそ４万を超えております。学校図書館法の規定どおり発令された司書教諭は、389名のみという数字にとどまっているそうであります。まことにお寒い話といわなければなりません。

外国の例を１例だけ申し上げますと、アメリカの学校図書館の基準であるメディアプログラムによれば、例えば、児童数1,000人の学校で、専門職員が２名から３名、補助職員は６名から８名、合計９名から12名、ということになっているそうであります。司書教諭１人も配置できない日本の実情とは、余りにも大きな隔たりがあるということを、私たちは感ずるわけであります。

この文教政策の貧困さ、文部省の対応の緩慢さ、ということに加えて、歴代の自民党政治の文教政策の貧困さが、こういうところにもあらわれている、ということを指摘せざるを得ないわけであります。こうした歴史的な経過、そして現状を踏まえまして、私は、現状の日野市などを中心とする司書教諭、あるいは専門職員の配置が、一体どういう実情にあるかということを、お伺いしていきたい、と思うわけであります。

議会に、これまで教育委員会から提出されました、市内の小・中学校の図書数の冊数は、文部省の基準に、いずれも合っている、基準を超えている冊数を保有しているということが、資料をもって説明されてまいりました。私は、そのことは一つの努力として買うわけでありますが、基準を超える冊数を配置すればそれでよし、ということには、もちろんならないと思うわけであります。

今、申し上げましたように、図書館というのは、資料、そして人、設備、この三つがそろって初めて十分な機能を発揮する、というふうに伺ってまいってきているところであります。そういう点から見ますと、小・中学校の図書室といわれている学校内における図書館、設備の点でも、あるいは人員の配置でも、あるいは資料、本の冊数でも、児童生徒の求めに応じられるような、あるいは教職員の求めに応じられるような、体制と対応ができているかどうか、この点を、まず１点、お伺いしておきたいと思うわけでございます。

さらに、実際の児童の学習、あるいは生徒の学習時間内における図書館の利用というのは、一体どういう形で授業の中に組み込まれているのか。また、それにかかわる先生方の図書館の利用時における指導は、一体どういう形態で行われているか、ということについて、２点目として、伺っておきたいと思います。

３点目は、図書館の必要とする本、また資料をそろえるには、現在の予算の配分から申しますと、学校の消耗費の中に含まれていることになっております。それぞれの学校の図書購入計画に基づいて、購入が行われているようでありますが、学校の図書購入の要求は、現行の予算配分の中で十分対応できるかどうか。例えば、年間の学校からの予算要求の中に、図書費をもっとふやしたいという、そういう要求というのが、どの程度に高まっているかなど、３点目としてお伺いしておきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　お答えをいたします。

ただいまの御質問の中で御指摘がございましたように、学校図書館法では、司書教諭を必ず置かなければならない、という規定でございますけれども、付則の中で、当分の間は置かないことができる、という、付則の方がずっとこの35年間ほど、死文というような形になって、現在、来ているわけで、東京都内でも、すべての小・中学校について、東京都でも、教育委員会としては、司書教諭を配置はしておりません。したがいまして、日野市でも、当然、同じように、どの学校にも司書教諭という形で配置をされた教諭の方は、おらないわけでございます。

学校図書館にかかわる、いろんな全国の団体、その他がございますけれども、そういった組織でも、長年にわたって司書教諭の配置を求め続けてきております。近年、児童数の減少、あるいは40人学級への移行という時代になってきております。司書教諭の実現方についても、今後、関係各方面へ、引き続き強く働きかけていきたい、というふうに考えております。

ですから、現在、市内の小・中学校で、学校図書館に専任の人は、すべて司書教諭以外でも、配置はされておりません。しかし、実際には学校の中で、図書館の担当をする教員の方というのは、学校の中の分担として、おられるわけでございます。その先生が中心になって、学校図書館の運営をやっているわけでございますが、実際には、学級担任を持っていて、なおかつ図書館の業務をやっておられますので、十分にはいかない、というのが実情でございます。

学校における教科指導の中では、どんなふうになっているかと申し上げますと、一つは、国語の時間の中で行う読書指導というのが一つございますし、２番目には、情報源としての各種辞典類の利用指導ということでございます。３点目では、児童生徒の楽しみのための読書の推進というようなこともございます。

国語の時間の中で、何時間をでは読書指導に充てるかという、そういう基準というのは、特段のものはございません。しかし、どこの学校でも、週に一度は学校図書館での読書指導というのが、組み込まれております。ですから、そういった時間帯を使って、各学級担任の先生方が読書指導をやっていく、という形になっております。

学習指導要領の中に、各学年ごとに、読書ないし読書力についての指導目標というのが掲げられておりますので、それに沿って、主に国語の時間などを使いながら、あるいは学校図書館の時間を使って指導を行っている、というのが現状でございます。

そのほかに、学校では、小・中学校でも児童生徒の自主的な委員会活動として、図書委員会というのがつくられておりますので、そういった中で、子供たちも自主的に学校図書館の運営にかかわって、本の世界との結びつきを強める活動も行われている、というのが現状でございます。

現在の配当予算の中で、十分にそういった必要な資料が各学校で買われているか、ということでございますが、学校の教材費として配当をした予算の中で、それぞれの各学校の判断で、年間どれだけの本を買うかというのは決めて、実際には運営をしております。ですから、図書館の指導を充実する、あるいは読書指導を充実する、ということに重点を置いているところは、図書の購入費も比較的多い。そうでないところは、若干低い。そういう一種のアンバランスみたいなものはありますけれども、その辺のところは、現在のところは学校の自主的な判断で、その予算の範囲内でお買いになっている、というのが実情でございます。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　司書教諭というのは、法に基づく設置でありますから、法の改正がなければなかなか難しい、ということになっております。したがって、それを補う学校司書の配置を、さまざまな苦労を重ねながら行われているという例も、先ほど申し上げました。

日野市の場合も、今の答弁にありますように、学校における司書教諭の配置は行われていない、ということでございます。

東京都は、都立高校には司書教諭、学校司書を配置して、高校生の図書活動の十分なる相手を行うべく、職員の配置を行っておるわけでありますが、小・中学校には、まだその配置が行われていないわけでございます。

そういう点から考えまして、図書館の役割というのは、私が細かく申し上げるまでもなく、日野の教育次長、あるいは教育長、いずれも図書館については、十分なる経験と知識をもっておられる方でありますから、おわかりになると思うわけでありますが、また、法に定めるように、図書館の設置というのは、基礎的な設備として明記されておりますように、学校教育上、極めて重要な役割を果たす場所でもあります。こういう点を考えてまいりますと、私は、学校司書の配置というものも検討していかなければいけないのではないか、こう考えるわけであります。

例えば、岡山県の県下では、学校司書を配置している学校が、最近ふえてまいってきているそうであります。特に、岡山市では、88％の小・中学校に、学校司書を配置している、という資料などもございます。この配置の仕方というのも、必ずしも岡山市における雇用ではなくて、いろんな形態があるようでございます。それも、大変苦しい中での努力の一つのあらわれではないか、と思うわけでございますが、学校司書を配置して、学校図書館の充実を行っているという事例でございます。新聞等でも紹介されておりますし、図書館関係の専門誌などでも、紹介されているところでございます。

学校司書を置くことによって、教育的な効果がどう高まっているかということも、私は重要な点だと思うわけでございますので、その点を紹介しながら、さらに教育委員会の考えをただしてまいりたい、と思うわけであります。

岡山市の「学校図書館を考える集い実行委員会」が、今から３年前の1984年に、県下の6,134人の児童生徒を対象にした、アンケート調査がございます。細かいところまで調査を行っているのでありますけれど、その一、二を御紹介させていただきたいと思うんです。

学校司書のいる児童生徒の図書館の利用度というものを調査してまいりますと、学校司書のいる学校では、54.9％の児童生徒が、図書館を週２回利用しているというんです。ところが、いない学校では、31.4％と、落ちているんです。

さらに、読みたい本が見つからないときはどうしますか、という問いに、学校司書のいる学校の児童生徒では、図書館の先生に聞くとか、予約するというのが、42.5％。あきらめるという生徒が、44.1％。ところが、学校司書のいない学校では、図書館の先生に聞いたり、予約するという児童生徒が、11.1％に下がってしまうんです。いる学校の生徒の42.5％に比べると、相当の落ち込みになる。ところが、あきらめるということになりますと、司書のいない学校では70.3％と、大幅に上がってしまうんです。司書のいる学校の44.1％に比較しても、２倍近い数字になる、ということになってくるわけです。

それから「図書館のいいと思うところ、悪いと思うところを教えてください」こういうふうに問いを行いましたら、「いい」という点を挙げた児童生徒が、扇風機があるとか、ストーブがあるとか、カウンターがあるというようなことだとか、雰囲気がよい、静かだ、読みたい本、専門書がある、そして、本がわかりやすく整理してある、図書館だよりや読書郵便などをくれる、本を紹介してくれるとか、読み聞かせてくれる、という答えを行っているそうであります。

要するに、学校図書館のいいところというのは、学校司書のいるよさが、すべてあらわれているといってもいいのではないか、というふうな結果が出ているというわけであります。

反面、図書館の悪いところということについては、例えば、設備では、学校の遠いところにある、狭い、暗い。そして資料については、少ない、古い、読みたい本がない、貸し出す冊数が少ない、あるいは貸しだしの期間が短い、こういう点を挙げているそうであります。要するに、司書がいないと、一般的には、こういうふうな格好になっていくんではないでしょうか。児童生徒が端的に学校教諭や司書のいるといないとでは、大きな反応の違いがあるということを、こうした調査が示したものだ、と私も考えている次第でございます。

そういうことを考えてみますと、学校の司書教諭はもちろんでありますけれど、司書

を配置することによって、そういうふうに子供たちの知的な好奇心を高める、あるいは読書への意欲を高めるということが、明らかになるわけであります。

今日、国民の図書放れというようなことが言われておりますし、児童生徒の図書放れということも、言われてから久しいわけであります。そういうもとで、本当に人間の初期的な形成期における児童生徒が、良書に恵まれるという機会を与えるか、与えないかというのは、私は、その人にとって、児童生徒にとって、人間形成の上では大きな影響や役割を果たすものだ、というふうに考えるわけであります。

今般、教育委員会の決定として40人学級を日野市が実施する、ということが発表されました。新聞等でも取り上げられまして、大きな反響を呼んでいるところであります。私は、こうした40人学級の早期制定を求める市民の要望にこたえて、教育委員会当局が40人学級の実施に踏み出そうとしたところに、敬意を表するとともに、今後、いろいろな、さまざまな難問がある際に、勇気を持ってそれらを解決し、来年度の実施に踏み出していただきたい、思うわけであります。

そして、それに次いで、図書教諭あるいは専門職員の配置を行っての学校図書館の強化をあわせて行うことに、私は40人学級の意義や成果が、一層生かされてくるんではないか、と考えているものであります。

学校図書館というのは、本当にいい指導者、あるいは、よき相談者、資料の提供者、そういうことによって生きてくるわけでございますし、どの学校に行っても、いつでも自由に求める本が読めるという、そういう状況にすることが大切だ、といわれているわけでございます。こうしたことなどを踏まえて、教育委員会は、どう今後の対応としてのお考えを持っておられるか、ひとつ、お考えを聞かせていただきたい、と思うわけであります。

○副議長（中山基昭君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　お答えをいたします。

児童生徒の読書、あるいは読書環境の整備ということについては、各御家庭でも大変皆さん関心を持っておられて、いろいろな機会に学校図書館のあり方についても、いろんな御要望もたくさん出されております。

そうした中で、最終的には、資料の充実とともにあわせて、先ほど御質問の中でも御指摘ございますように、専任の司書教諭を配置していただく、ということが一番望ましいわけでございますが、当面の対応としては、およそ次のように考えているわけです。

一つは、市立図書館との関係の問題でございます。市立図書館は、今までにも長年に

わたって学校の各クラスに対して、図書の貸し出しなんかを、ずっと実施をしてきているわけでございますが、昭和62年の実績で言うと、約２万2,000冊の本が、各小学校の各クラスにわたっていっているわけです。それは、本を貸し出しをしているわけですけれども、それだけでなしに、ここ数年前から、小学校の新１年生に対して、図書館の職員が各学校へ直接出向いて、ガイダンスを実施をする、ということもやっておりますし、学校の御希望によっては、単に新１年生だけではなくて、全学年の児童に対して、お話や読書案内なども実施をしてきております。

また、ＰＴＡの家庭教育学級の中で、お母さん方が子供の読書の問題について話をしてほしい、というようなことで、職員が出かけていって、お母さんに話をしたり、あるいは子供たちにお話をしたり、というようなことも、実際に行ってきておりますので、そうした市立図書館と学校との関係を、さらに一層強化するということも、今後、進めていきたい、というふうに考えているわけでございます。

二つ目は、学校の授業の中で、各担任の先生方に、日常の教科指導を通じて、子供と本との結びつきということを、やはり念頭に置きながら、日常の学習指導なんかも一層強化をしていただきたい、というふうに思っているわけですが、それにしても、各学校における図書が充実をしていかなければ、そういったものも成果を上げ得ないわけで、学校図書館の資料面の充実、あるいは資料の整理だとか活用面で、何らかの改善策を今後検討していきたい、というふうにも思っております。

３点目としては、司書教諭の配置が実現するまでには、まだしばらく時間がかかるんではないか、というふうに思うわけですが、それの要望は、今後も引き続き強力に進めていきたい、と思っておりますが、やはり人的な面での、何らかの整備も検討する必要があるかもしれません。

例えば、司書、あるいは司書教諭、あるいは教諭の資格を持った方を中心に、非常勤の形で半日程度、子供たちの読書指導に当たっていただく、というようなことも一つの可能性として、今後よく検討をしてみたい、というふうに考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　市立図書館の、学校図書館へのサービスも、私も十分承知しているところであります。

担任の先生の図書館における十分な対応も、これもまた、現在、行われていることでありましょう。しかし、なかなか大変だなという印象も、またあるわけであります。

例えば、「まどべ」最近号の特集、子供と読書という、この内容を見てみますと、ちょうど、子供と読書を、図書室に司書を、という題で書いておられる先生がいるんです。この中の一部を、ちょっと御紹介いたします。こういう場面があるんです。

――２時限終了のチャイムが鳴る。習字の授業だが、提出用にもう１枚、と頑張っている子がある。待っていてやりたい、と思ったが、そうだ、図書の貸し出し日だった、と長い廊下を小走りに図書室へと急ぐ。一緒に図書を担当しているＲ先生は、学習発表会の準備で、学年の先生と打ち合わせらしい。Ｍ先生は、クラブの子供たちを集めているようだ。このごろ、委員会の子供たちも忙しくて、活動に来られなくなることが多い。――というふうに、ずっと書いているわけです。

――そして、図書室に入りまして、一、二年生の子供たちが、きょうは借りられるのかしら、という顔をして待っている。遅くなってごめんね、と入っていくと、ほっとしてカードに返却の印をもらうと、いそいそと次の本を借りていく。――ということで、１、２年生の本への親しみが出てきた、ということなどが書いてあるんです。

そして、この先生は――こんなとき、司書教諭がいなくてもいい。図書室にだれか１人「いらっしゃい」といって子供たちを迎えてくれる人がいたら、と思う。そして一言、どれにしようかな、と迷っている子に「この本おもしろいよ、どう」といって声をかけてくれたら、どんなにいいだろう。――こういうふうに述べているわけです。

図書室に本当に子供たちを迎え入れる人がいたら、どんなに子供たちの図書への要求にこたえることができるだろう。また、先生方の忙しさも、ここに出ているわけですね。ですから、担任の先生の努力があるものの、それだけでは十分賄い切れないというのが現状ではないか、と思うわけでございます。

こういう点から考えまして、この先生の言うように、司書教諭でなくても、せめて司書を配置されて、司書の方が子供たちを迎え入れる、そういうことになったならば、どんなにいいことではないだろうか、とこういうふうにお考えを述べておられるんだろうと思います。今後、大いに努力をし、研究を行っていただきたい、と思うわけでございます。

最後に、私は、先ほど、図書館を形成するものに、資料と職員と施設だ、というふうに申し上げましたが、この考え方は100年以上も前からアメリカでは定着している、図書館に対する考えだそうであります。そして、この三つの要素からなります、図書館活動に対する働きの貢献度を考えてみますと、図書館の職員の働きというのは、75％を占めているというんです。資料が20％、施設は５％程度の働きだというんです。幾ら立派

な施設をつくっても、立派な職員が、専門の職員が配置されなければ、図書館としての機能が十分発揮されないという、こういう考えが、アメリカでは既に100年以上も前から定着している、ということでございます。

日本でも、こうした考え方が広まっていることだ、と思うわけでございます。こういう考えを、本当に日本の文教政策、文部省や、あるいは政府自民党などが持っていただいて、学校図書館に対する人的な配置を十分行うというところに、私は根本的な指摘する点がある、というふうに言わざるを得ないわけであります。一自治体で、すべてを解決するということには、もちろん至らないでありましょうけれど、40人学級の第一歩を踏み出す、ということなどの努力を考えるならば、私は不可能ではない、と考えておる次第でございます。今後の教育委員会の対応を期待いたしまして、この質問を終わりといたします。

○副議長（中山基昭君）　これをもって12の１、専門職員を配置した学校図書館の充実についての質問を終わります。

時間の延長についてお諮りいたします。

議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

質問を続けます。一般質問12の２、50米プールのある総合体育館の計画策定についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　日野市内のプールの配置は、屋外のプールが１カ所ございます。毎年、夏季には多くの市民の皆さんが、利用に、にぎわっているところでございます。浅川を横断する駒形の渡しの船、これも情緒豊かな側面を持ちまして、市民にも親しまれているところでございます。

来年度開館の予定の生活・保健センターに、温水プールがつくられるという話題も、また、市民の中には好評でございます。

東部会館に計画されております温水プールも、また同様でございます。

近く開館いたします、こうした温水プール合わせまして、３カ所、市内にプールが設置される、ということになってまいるわけでございますが、私は、これらを踏まえて、50米プールのある総合体育館の計画策定について、一般質問として取り上げたわけでございます。

昨年の第１回の定例議会で、森田市長が、桑園跡地の留保地の利用計画、構想について、発表いたしました。若干の質疑もございましたし、私も、一般質問で、この問題を取り上げたわけであります。森田市長の行政報告では、第１桑園跡地の留保地３万4,000平方メートルと、淡水区水産研究所跡地３万1,000平方メートルありますが、となって、第１桑園跡地には総合体育館をつくるという構想を、明らかにしているわけであります。

そして、私の一般質問に、企画財政部長が答えたところによりますと、体育館の構想といたしまして、本来、日野市が必要とする体育館の規模を申し上げたわけでございますけれども、日野市の将来人口を踏まえますと、やはり8,000ないし9,000平方の体育館が必要ではないか。この程度の規模になりますと、大小のアリーナあるいは温水プール、それから体育増進の、いわゆるトレーニング室、こういったものが附帯施設としてつくる、ということでございます。

この後が、なかなか意味がある説明なんですが、これは、建設する立地条件に合わせながら、こういったものをもとにして、今後、計画を進めていく、ということでございます。こういうふうに説明をしておるわけでございます。

要するに、立地条件に合わせて、というわけでございますが、もちろん立地条件も考えずに、めちゃくちゃな計画をつくるなどというようなことは、あり得ないわけでありますから、当然といえば当然でございますが、私は、面積的に言っても、50メータープールのついた総合体育館の建設は十分可能だ、というふうに考えておりますだけに、この一般質問の表題になっているわけであります。

他市の例を引用するまでもないわけでございまして、日野市の独自の施策の一つとして、50メータープールのある室内総合体育館の建設は、市民要望からいっても、私は、妥当な声ではないか、と考える次第でございます。

当時の企画財政部長の説明ですと、8,000ないし9,000平米の体育館というのは、この近隣では、立川の体育館というこになる、というわけでございました。立川市の体育館には、温水プールがついてございまして、25メートルのプールでございます。25メートルプールですと、７コース取ってあるわけですね。25メートルの15メートルということで、７コース取ってございまして、延べ床面積が8,452平米余りございます。大体その程度の規模のものを想定しているということが、これまでの議会答弁であったわけでございます。

私は、これを構想に加えて、50メータープールに規模を拡大することはできないか、

ということでございます。50メーターありますと、公式競技なども当然できるわけでございまして、日野市が20万人の人口を想定するならば、人口規模からいっても、50メータープールの設置というのは当然のことではないか、というふうに考える次第でございます。そのことにつきまして、市側の考え、過去の議会答弁などもございますけれど、そうしたことを踏まえまして、ひとつ、お考えを示していただきたい、と思うわけであります。

○副議長（中山基昭君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　お答えをいたします。

総合体育館につきましては、現在、市民陸上競技場の北側部分、いわゆる日野桑園跡地の保留地部分に、一応建設をしたいということで、準備を進めておるわけでございます。

先ほども、ちょっと体育館の問題については、御質問がございましたけれども、大体、規模については、先ほども申し上げましたとおり、約8,000ぐらいというふうに考えているわけで、地下１階、地上２階ぐらいの建物になろうかと思います。内容については、現在、検討中でございますので、細部については御説明できませんけれども、メーンアリーナ、ほかにサブの複数のアリーナも必要でしょうし、いろいろ多目的の体育室なども必要になってくるし、あるいはトレーニングルームとか、研究室、集会室、そういったものも当然、必要になってくるだろう、と思います。できれば、地下には駐車場も必要になるかもしれません。

総合体育館が完成した暁には、体育スポーツ行政の市民へのサービス部門については、その機能を総合体育館内に置いておくことも、実際に検討していかなければならないだろう、というふうに考えております。

そんなことで考えてきますと、50メートルプールを屋内に併設をするということは、かなりの面積が必要になってきますので、現在の段階では、屋内、屋外、いずれの場合についても、敷地の関係もございますし、現在は、実現は大変困難ではないか、というふうに考えております。

プールについては、現在ある市民プールも、浅川計画の中で、そんなに遠くない将来、つくりかえることにもなりますので、そのプールについては、さらに一層使いやすく楽しめるプールにしたいというふうに、考えもございますし、東部会館でも25メートルプールがつくられるということもございますので、そちらの方を当面は御利用願うようになるんではないか、というふうに考えています。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　50メータープールができない間、当面は25メータープールを使う、それは当然なことでもあると思うんです。私は、50メータープールをつくる、そういう計画を持つべきではないか、というふうに申し上げているわけでございます。

例えば、こういう一例がございますが、ことし竣工いたしました陸上競技場、当初の計画では、300メータートラックだったんです。関係者、その他の御意見なども十分伺う中で、400メータートラックに修正された、といういきさつもございます。

市が考えるのは、非常に控え目といいますか、議会側の要求の余分を残しておくと申しますか、どういうふうに判断していいのか、ちょっとわかりませんが、しかし、そのことも財政規模などとの関係なども、あるいはあったかもしれません。当初のそういう市側の立案した計画と、実際、市民が望む規模とのずれが、こういうふうにあった場合は、もう少し市民の声を聞いて、それに対応すべく検討を深めるということが必要ではないか、と思うわけであります。

恐らく、水泳を初めとする利用をしたい、という気持ちを持っておられる方の御意見を聞きましたら、私は、80％以上の人が、25メートルよりも50メートルのほうがいい、というふうに答えるんではないか、と思うわけであります。現に、私は、何人かの市民の方に伺いましたし、健康のために水泳をやっている、という年配の方々にもお伺いいたしましたが、50メータープールがあったら本当にいいな、とこういうふうに、異口同音に答えてくれたんです。

私は、この市民要望が、もう今は50メータープールを欲しているんだな、とこういう市民の声に耳を傾けて、50メータープールをつくるに必要な面積を確保して、留保地の利用を考えていただきたい、そう思うわけでございます。土地の面積は、留保地そのものだけで言えば、十分あるわけであります。しかし、いろいろな構想もあるようですから、それとの絡みを十二分に考慮しながら、50メータープールのできる総合体育館を必要とする面積を確保する、こういうふうになっていく必要があるかと思うわけであります。

教育長は、いかがでございましょうか。

○副議長（中山基昭君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

私も水泳は好きでして、よく泳いだ記憶がございます。確かに、それはできることな

らば、25メートルプールよりか50メートルプールが日野市にあれば、それにこしたことがない。300メートルのトラックから400メートルのトラックに変える際にも、相当企画の方と打ち合わせを毎晩のようにしながら、400を無理につくっていただいた、というような経過もございますし、これは確かに、まだ将来の青写真の中に位置づけられる内容ですから、その内容の中で、できれば50メートルのプールができていれば、これは市民の方々のいろいろな面からの記録に挑戦する、あるいはプールそのものがいろんな競技の大会に活用できる、そういう面からいけば、50メートルプールができればという気持ちは、板垣議員さんと全く同じ気持ちです。

○副議長（中山基昭君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　教育長のお気持ちを伺うことができまして、大変ありがとうございます。

400メータートラックをつくる際に、毎晩のように企画と協議をして、そして実現した、というお話がございました。今後も、50メータープールをつくるために、大いに努力して、企画と折衝していただいて、企画も、その声にこたえていただきたい、こういうふうに私は、強くこの際に要望しておきたいと思うんです。

今の教育長の答弁は、50メータープールをつくるべく今後も努力する、という示唆を私に与えてくれたんではないかと思いますので、そのように承っておきたいと思うわけであります。

昭和62年、ことしの３月でございますが、日野本町北地区整備計画策定調査報告書というのができました。いわゆる甲州街道から多摩川へかけての地域一体の整備計画も、これからいよいよ始まろうとしているわけであります。こうした地域の全体のまちづくりの中での、桑園跡地の留保地も位置づけられて、今後、具体的な計画が進められていくもの、と考えるわけであります。ぜひとも市民要望に沿った方向で、50メータープールのついた総合体育館の建設が、一日も早く市民の前に提起されてまいりますよう強く要望いたしまして、この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって12の２、50米プールのある総合体育館の計画策定についての質問を終わります。

一般質問12の３、多摩川堤防のサイクリング道路についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　多摩川堤防のサイクリング道路についてでございますが、この浅川や多摩川の堤防のサイクリング道路につきましては、もう議会で何回となく一般質

問その他で、論議されてまいってきているところでございます。ここ数年、浅川の堤防のサイクリング道路化を目指しまして、予算も計上されて、事業も進んでまいってきているところでございます。

浅川の堤防のサイクリング道路の完成をまって、多摩川堤防のサイクリング道路へと着手されていくんではないか、と思うわけでありますが、この多摩川堤防のサイクリング道路への着手というのが、残念ながら、まだ不明確ではないか、と思うわけであります。いろいろと答弁の中では、行うということを言われているわけでありますが、一体、いつからサイクリング道路化への着手を行うんだ、という点になりますと、不明な点があったというふうに、私は判断しているわけであります。建設省との折衝や協議なども、当然、必要になってくる事柄でもありますので、そう一、二年のうちにすぐ完成するというわけには、もちろん、まいらないものでもありましょう。

基本計画の中では、第３章、自然と調和する安全快適な町、という項で、多摩川、浅川自然公園計画の推進ということが、うたわれているわけです。この中で、（２）川辺プロムナードの整備という項がございまして、多摩川、浅川の川辺に沿って、河川自然公園を安全に、楽しく周遊できる遊歩道やサイクリング道路を整備します、こういうふうに方向づけされております。

大変いい方向づけだと、私も考えているわけでありますが、実は、最近、ちょうど栄町五丁目の、新しく建設省が築堤いたしました堤防の防塵の問題が、問題になっていたわけであります。堤防際にございます住宅や市営住宅の皆さん方が、新しくつくられた堤防からほこりが舞い上がって、洗濯物もかなり汚れるという、こういう苦情が寄せられておりました。私も、そのことを取り上げまして、住民の皆さんと一緒に、建設省に要望してまいってきていたのでありますけれど、建設省は、どうもほこりの対策をみずから行うという姿勢が、見られていないのであります。むしろ、日野市にその対策を要求するというふうな経過などもあったようでございますが、日野市の方といたしましては、早速対応すべく検討もされているようでございます。そういうことがあるだけに、私は、多摩川堤防のサイクリング道路化には、いつ着手できるのか。

例えば、来年度から着手がすぐできる、あるいは、２年後には工事が始まるんだ、ということになっているのかどうかなど、伺っておきたいと思うわけであります。

○副議長（中山基昭君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　お答えしてまいりたいと思います。

まず、河川の堤防を利用しまして、サイクリング道路や遊歩道、これは59年から、国

の許可を得て実施しているわけでございます。現在までに、浅川を中心にして進めております。既に浅川では、約9.2キロでございますけれども、計画の大体50％が完成されております。これについては、議員の皆様御存じのように、多くの市民に利用されている。これにつきましては、さらに浅川については、まだ残りの部分がございますので、その辺についても進めてまいりたい、と思います。

多摩川の方につきましては、全長で約６キロあるわけでございます。そのうちの約30％が、完成しているわけでございます。63年度には――これは下流の方でございますけれども、63年度には上流の方に向かいまして、全体の測量をして、計画を立てていきたい。最終年度を66年度ぐらいに置きまして、逐一整備をしていきたい、とこういう考え方でございます。

それから、今、２点目の御質問の、砂塵防止の関係でございますけれども、これにつきましては、最終年度が66年度、とこういう先の話になりますので、その間につきましては、建設省の方ともいろいろ相談をしまして、また了解を得た上で、堤防上の砂塵については、野芝等を植えまして、砂塵防止に努めていきたい、とかように考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　計画年度も、明らかになったようでございます。一刻も早く整備が促進されますよう強く要望いたしまして、質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって12の３、多摩川堤防のサイクリング道路についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は、14日午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集を願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時15分　散会

12月14日　月曜日　（第６日）

昭和６２年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第37号）

12月14日　月曜日　（第６日）

出席議員　（30名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良吾君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	簾野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の３

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　大迫曄子君

議事日程

昭和62年12月14日（月）

午前10時開議

日程第１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１

午前10時９分開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員18名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問13の１、公共下水道、全市に早期実現、行政の取り組みについて質すの通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（川嶋　博君）　おはようございます。

それでは、公共下水道全市に早期実現、行政の取り組みについてを質すの一般質問をさせていただきます。

公共下水道も多摩処理区、それから浅川処理区、秋川処理区もいろいろ東京都の説明、また市の行政側の説明でかなり具体的に進んでおります。その中で一番心配されているのが、いつ、どの地域に早く引けるか、この関心が非常に市民の方も高いと思っております。この内容をきょうは行政側の取り組みについて、質していきたいと思います。その中で、浅川処理区も土地の買収等の説明を聞いております。それから秋川処理区も、日野台や西平山、旭が丘地域も一部工事にかかるという、かかっているところもありますす。こういう大きな計画的な下水道工事も予算をたくさん使う、または計画的に行う、このことが一番大事でございます。これについてすでに、前置きは抜きにして、すでに通告してありますので、行政側の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず日野市の公共下水道の汚水の全体計画につきまして、現況と将来計画につきまして、述べたいと思っております。

まず処理場の関係でございますが、御承知のように日野市は流域下水道ということで南多摩、それから浅川、それから秋川、三つの流域処理を行うということでございます。南多摩処理区につきましては、御承知のように稲城に処理場がございまして、現在稼働しております。日野市内のいわゆる落川、三沢、百草の一部でございますけれども、汚水管の整備につきましては本年度ほぼ完了いたしまして、来年の５月から接続が可能になるということでございます。

次は浅川処理区でございますが、浅川処理場及び秋川処理区の八王子処理場でござい

ますが、この公図等につきましては、処理場及び流域幹線の建設ということになるわけでございます。工事着工につきましては本年度、それから完成につきましては66年度、67年度から第一系列の使用が可能になるということでございます。

公共下水道の汚水管の建設になるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、南多摩は本年度ほぼ完了ということで、浅川と秋川処理区がこれから事業の対象になるということでございます。浅川及び秋川処理区の日野市域内の汚水管の管渠の埋設につきましては、すでに一部着工し、進めているところでございます。

全体的な管渠の計画を申し上げますと、62年度を起点にいたしまして、昭和76年、要するに15カ年になりますけれども、建設の計画を定めております。この管の延長が46万3,100メーターでございます。この工事だけにかかる費用が工事その他を入れまして、497億円でございます。こういった数字をもとにいたしまして、現在つくっております基本計画に盛り込んであるということでございます。

さらに細部を申し上げますと、61年度末で先ほど申し上げました46万3,100メーターの61年度末の完成を申し上げますと、パーセントにいたしまして、11.4%、メーターで5万2,900メーターということになります。したがって、62年度以降整備をする管の延長が、41万200メーターということになるわけでございます。そのうち基本計画で、昭和62年から68年の間でございますけれども、管の延長にいたしまして、19万9,600メーター、43%になります。これは61年度末の11.4%を加えますと、54.5%完成をするということでございます。基本計画が69年以降は、具体的には盛り込めないわけでございますけれども、計画として残る部分が21万600メーター、45.5%でございます。この主なところは、浅川処理区でございます。秋川処理区につきましては、ほぼ68年までには全部完了するということで事業を進めております。浅川処理区につきましては、多摩川中央幹線、それから浅川中央幹線のルートが、計画決定では決まっておりますけれども、道路整備等がまだ明確になっておりませんので、現在事業認可は取っておりません。この事業認可のいわゆる未認可区域の面積が、804ヘクタールでございます。これからの大きな課題といたしまして、この未認可の804ヘクタールをいつ取り、この15カ年計画の昭和76年までに、どう取り組んでいくかということになるわけでございます。

現在の計画では、すでに取ってございます秋川、及び浅川処理区の事業の進捗に合わせまして、未認可区域の804ヘクタールの事業認可に取り組んでいきたいというふうに考えております。現在考えております時期といたしましては、昭和65年ごろ、この辺をめどにいたしまして、事業認可を取りまして、継続的に事業を進めていきたいというふ

うに、考えております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　川嶋　博君。

○11番（川嶋　博君）　今の長期計画のお話を説明を聞きました。やはり市を全体を見ますと、話の中にありましたように、区画整理がまだ終わっていない地域、この前も高幡区画整理もそれができなくなって、その地域には道路さえまだ見通しが立っておりません。そういう地域を含めまして、市の基本計画なり、積極政策がこの下水道の早期実現にかかっていると思います。この点について、市の心構えをお聞かせ願いたいと思います。以上。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　下水道計画につきましては、今都市整備部長から、見通せる範囲のお答えをしたとおりであります。そうしてこの下水道事業を早く達成することが、極めて重要でございます。そこで相当無理を承知の上で、区画整理事業、ないしは国や都の管理者のもとにある都市計画道路をより積極的に推進しよう。それによって、下水道事業もまだ見通しのしにくい部分につきまして、積極的に打開をしていこうと、こういうことを全市部にわたって進めつつございます。事業としては、一応処理場の稼働と、これまでは用地確保が一つの眼目でありましたが、用地確保の見通しが整い、次に目指すのが、処理場の稼働であります。そういうことに両面から向けて、都の管理される下水道、処理場、並びに流域幹線、そして市のかかわります、つまり市が責任を持って取り組みます公共下水道の管渠の普及ということに一番大きい眼目を立てて、都市計画全体の事業を推進していこうというのが、現状でございます。そういう考え方によって、今後積極的に進めてまいる所存でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　川嶋　博君。

○11番（川嶋　博君）　ただいま、市長の方からも答弁がありました。やはり市民生活、よりよい市民生活をするにはやはり下水道から、これは市長の公約にもありますように、文化生活を――市民のために努力する、このようなこともございます。これを積極的に進んでいただいて、一日も早く下水道が全市に実現するように、市当局の方にお願いをいたしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって13の1、公共下水道、全市に早期実現、行政の取り組みについて質すの質問を終わります。

一般質問13の2、市長は固定資産税・都市計画税の値上げ率を最低限度に努力せよの通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

○11番（川嶋　博君）　　それでは、市長は固定資産税・都市計画税の値上げ率を最低限度に努力せよ、この質問を行いたいと思います。

すでに前回の私の一般質問で、固定資産税、その他の関係を今の上昇する土地の問題を取り上げて行いました。今度は市長の固定資産税関係、都市計画税関係のその来年１月１日から評価替えをする税率の問題を質してみたいと思います。

その内容についてはすでに通告がしてありますので、前置きを抜きにいたしまして、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　　御質問は、63年度評価替えによる固定資産税・都市計画税がどのようになるかということで、税率も含んだ中での御質問だと思います。

まず来年行われます土地評価替えについては、前の定例会にも御回答してございますように、全宅地の平均上昇率は約12％程度と見込んでいます。最近の異常な土地の高騰による影響は、今回の評価替えでは直接影響はないものと思っております。理由といたしましては、評価替えに際して、土地の価額の基準が昭和61年７月１日であるためでございます。それで今回の評価替えによりまして、固定資産税・都市計画税がどのようになるか、まず最初御説明をいたします。

例えばモデルケースとして200平米、これは60坪の小規模住宅用地の場合でございます。昭和62年度、平均の評価額で算出しまして、先ほど申し上げましたように、上昇率を12％と見た場合ですね、固定資産税が62年度、課税額、２万630円でございました。それが63年度では、２万3,110円ということで、2,480円の増ということになります。それから都市計画税ですけども、62年度課税分が、１万7,690円でございまして、63年度では１万9,810円ということで、この差が2,120円、合わせて4,600円増額される予定でございます。

そこで4,600円が、一気に63年度にはね返るというものではございませんで、税負担の緩和措置として３年間分を負担調整するようになってございます。この負担調整は現在の法律では、30％以下の上昇率の場合、1.1倍で、初年度が10％ということになってございます。地価上昇率を勘案して、今回は15％以下の上昇率の場合、1.05倍として、初年度５％とするというふうな税法改正がされる予定でございます。そうしますと、評価替え上昇率が12％の場合ですけども、現行法では初年度が10％、２年目で２％、３年目で同じ12％。で、改正予定ではこれが12％の場合ですね、初年度が５％、それから２

年目が５％、３年目が２％ということで、税の負担を段階別にゆるやかにする緩和措置を図るというふうな考え方であります。ということで、まずそういう個々の評価替えですね、特に土地の地価の高騰に影響します今回の評価替えは、現状話したように、直接影響ございません。ただ、都議会等、これの特に都市計画税の税率の考え方がございます。知事も次の都議会にこれを御審議いたしていただきたいというふうな御答弁をしてございます。そういうふうなものをですね、これからのそういうふうな動きを見ていきたいと思ってございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　川嶋　博君。

○11番（川嶋　博君）　　説明をいただきまして、わかりました。ありがとうございます。

ただいま、来年行う評価替えの税アップは12％とお話ししました。その中でのやはり市民の負担を、一気にそういう税率アップじゃなくて、負担調整を行いながら、来年度は10％程度から上がって、そういう配慮をした税率、課税を行うと、そういうような内容の説明だと、私解釈をいたしました。

こういうことで地価の高騰によって、市民生活に非常に負担が多くなる、この問題は非常にこれから多くの生活をしている中の人たちもみんな心配でございます。この中で市長にお尋ねをいたしますが、固定資産税の税と、それから都市計画税の税率を今までどおり——これは地方税法の第702条にそういう税が決まっておりますが、市長として税率を下げる考えがあるかないか。第４回の東京都の都議会でも、鈴木都知事が来年行われる都市計画税を税率を下げたいと、下げるという方向に決まって、来年の２月に行われる定例会に、それを提案をする考えだと、新聞で読んでおります。こういうことも絡んで、日野市もやはり都市計画税を下げる考えがあるかないか。都下26市、じゃなくて、東京都から見ますと、三鷹市と、それから武蔵野市ですか、この２市だけが、三鷹が0.275ですね、武蔵野が0.25の税率で負担をしている。東京都の中ではその２市だけが、その税率になっております。やはり全体的にみますと、都市計画税の税率はコンマ２％が非常に多い。全国的に見ても多いわけですが、東京も平均高い。その中でも、日野もそれにちなんで高い。やはり都市計画税などは長年、20年、30年納めながら、非常に道路の問題やら、不便な生活をしている方もおります。こういうことを含めて、市の積極的な、きめの細かい、市民の一人一人の生活に及ぶような温かい行政がなくちゃいけない。やはりまだ日野市も発展途上にありますから、区画整理や何かでお金もたくさん必要だと思います。しかし、税負担の面から見ても、そこにはやはり温かい配慮が必要じゃないかと思います。その点市長に、来年度行われる評価替えについて、コンマ３

でなくて、それ以下に下げる考えがあるかないか、質したいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　最近の地価異常高騰に伴って、一方に固定資産の評価替えの年次にぶつかったと、こういうことに合わせまして、今固定資産税そのもの、あるいは自治体として裁量権のある都市計画税のことについて、いろいろ論議なり、また議会の意見のあることをよく承知しております。

固定資産税につきましては、評価替えの年次ではありますが、今回の評価替えは現状の異常価額そのものは、直接反映にならないと、59、60、61という過去３年の平均的な値上がり数値が採用されるということで、具体的には今のところ12％というふうな数字が言われておるところであります。したがって、固定資産税そのものには、大きな変動は今回はない、次の３年後には大変な変動が伴うわけであります。また納税側にいたしますと、あらゆる税負担が収入に大きくのしかかるという実際と、また感情もありますので、何か減税ということの声が高く求められておる、こういう時代の情勢もあると思っております。

そこで今回の国会などでも、今後の対応が議論されて、何らかの変化、あるいは是正と、税負担の軽減に向かっての対応があるものと、期待をされるところであります。今御質問の固定資産税につきましては、そういう事情でございますので、そのことをよく説明をして、今回の評価替え、あるいは課税表示につきましては、そうこれまでと異なった変動はございません。したがって、異常というふうな要素を抜きでお考えをいただきたい、こういうことになるわけであります。一つ、固定資産税について、これは税制上、評価との扱い方も違うものですから、かなり論議になってくる。でも現状、日野市でも0.3％の課税率を適用いたしまして、年間14億、ないし15億という程度の歳入財源になっておると、こういうウエートであります。

裁量権があるために、若干の裁量権があるために、特に都市計画税に集中して、また期待が生まれるということも、まあ当然と言えば、当然であるわけでありまして、東京都が62年度の当初予算の際に、議会の附帯意見がつけられたということがありました。それに伴って今回、都知事の発言があったものと、考えられるわけであります。

我々の市という立場になりますと、まさに目的税である、都市計画税の目的でありますところの都市計画そのものが、区画整理という形において、あるいは下水道事業の普及という形において、最も多く期待をされる時期に遭遇しております。したがってその意味はわかるわけでありますが、なかなか踏み切りがたい、こういうのが現状であると

思っております。その際１％、つまり0.2という指数を用いますと、約５億円の減税になる、0.25を用いましても、その半分程度の減税という――減税というよりも、財政収入減になるわけでありまして、その影響は相当厳しいものだと、こう思っております。

一方に多少の理由を言いますならば、この公共下水道の際に、よくこれまで認可用件として、受益者負担という考え方が求められたわけでありますが、最近は行政指導の中でも、特にそのことを強いられることがないということと、日野市の場合は、もうすでに市民感覚等からいたしますと、個々の家庭は水洗トイレが普及しておりますので、一応の水洗トイレが普及しておりますので、必ずしも下水道の敷設ということが目に見えて生活を改善したということには、当たらないという理由があります。したがってそのことは受益者負担として、求めることが求めにくいと、こういうことになってまいります。そこで、受益者負担は行わないということで、日野市の下水道事業には、その財政計画から、約――期待される60億円を、長期にわたっては60億円を除外をした、そういうことになっております。したがって、その減税相当分は、本当ならばそれによって減税されたというふうに理解をしていただければ、ありがたいわけであります。

ただし東京都が動けば、他の自治体も何らかのアクションを必要とする影響があると思っております。その際に我々の市町村自治体としては、やはり東京都で今日の財政事情の中でありますから、裏付けをしていただく要望が生まれると思っております。恐らく都でもそれらのこともまた配慮があるはずだと、このように思うわけでありまして、それらの動向を見守りながら、今後に適切な対応を追求し、見ていきたい、このような考え方でございます。したがいまして、東京都の具体的な変化がはっきりするまで、十分関心を持って見守るとともに、また都下の自治体間の協議もあわせて、このことに一定の今後の努力をする必要があると、こういう考え方でございます。

武蔵野、三鷹という区部に近い両都市は、都市計画事業がすでにある程度行き届いている、あるいはもう都市計画事業を下ろすことが不可能だというような理由から、目的税を軽減する、そういうことが行われておるわけでありますが、それ以外の市では、どのような動きになってくるか、これもあわせて見守っていきたいと、こういう考え方でございます。現状としましては、やはり都の動きに注目をし、まあ態度決定はそのあたりになるであろうと、こういうことでございます。十分でないかもしれませんが、以上のようなのが、現在の考え方の大まかな状態でございます。

○議長（黒川重憲君）　　川嶋　博君。

○11番（川嶋　博君）　　ただいまの市長の答弁をいただきました。

東京都の方の方向がはっきりし、他市を横にらみをしていきたい。私は今少し積極的に日野市独自に減税をしたい、何％をしたい、この返事をいただきたかったわけでございます。しかし、市長もいろいろ配慮をしながら、それに対応をしたい、このようなことで市民の皆さんにも、非常に苦しんでいる中で明るい考えだと思います。これをもちまして、この市長のそういう考え方を示していただきましたので、一般質問を終わりたいと思いますが、次は市民クラブの若手と申しましょうか、奥住議員が日野市の水準という立派な、格調の高い一般質問をいたします。これをひとつ期待をいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって13の２、市長は固定資産税・都市計画税の値上率を最低限度に努力せよの質問を終わります。

一般質問14の１、日野市の生活水準について問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（奥住日出男君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさしていただきたいと思います。

今回、より豊かな市民生活の実現を求めまして、日野市の生活水準に問うというテーマでもって、質問をさしていただきたいというふうに、思います。

昭和59年、日本でもって都市レビューを実施しましたＯＥＣＤの都市専門家グループが、最後にその報告書をまとめたわけでございますけれども、その中に「すべての国民にステレオとウォークマンを持たせる経済力を有する国が、なぜ下水道や歩道の貧困、通勤交通の混乱、こういうものを放置しているのか、問題がある」というように書いておりますけども、すでに皆さんも御承知のとおりかと思います。この事実は、日本はフローの面ではまあまあ、欧米諸国に比較しても遜色ない水準にまで達してきたけども、ストックの面ではまだまだ後進国である、こういうことを端的に物語っているというふうに、言えるかと思います。

この実態を国民がどう受けとめておるか、年々ストックの面でも整理がされてきておりますから、まあまあ満足という度合いはふえてきておるんですけども、しかしいまだにまだ半分にも満たない、こんな結果も出ております。それと、総理府広報室が毎年５月から６月にかけて、国民生活の世論調査をとってるわけでございますが、これによりますと、現在の生活に満足をしているか、こういう問いに対しまして、満足しているというふうに答えた人が、64.6％いる。まあかなり高いんですね。ところが、この満足度

の中を見ますと、男女とも若年層と高齢者、いわゆる働き盛りの中年には、非常に不満であるという結果も出ております。

じゃ、何に満足しているのか、こういう問いに対しましては、電気器具、家具、自動車、こういった耐久消費財、こういうふうに答えた者が、約７割近くいるという、最も多い。こんな意識調査結果も出ておるわけでございます。数字的にもフローの面と、ストックの面のアンバランスを裏づけておるわけでございますけれども、しかしながら世の中は大きく変化をしてきておるわけでございます。御案内のように、国際化、人口の高齢化、高度情報化、経済のサービス化、さらには現在は余暇の時代というふうにも、言われておるわけでございますけども、一方ではまたフローとストックの均衡化、バランスを保つべきであるという、こんな声も多く叫ばれておるところでございます。

国民調査結果をさらに申し上げるんであれば、生活程度、これは新聞社もよく調査をしておるわけでございますけども、どうにか最近中の下という、中の下ですね、こういうふうに答えている人が、昭和56年以降年々ふえてきているという、こういう実態にあります。一方生活に満足している者、これは逆に60年以降、毎年減少してきている。まあ60年以降というと、まだ２年前でございますけども、同時にそれと反比例するかのように、不満と答えた者が、どんどんふえてきていると、こんな結果も出ておるわけでございます。

それでこれからの時代、どんなふうに過ごしていきたいかという問いに対しては、心の豊かさを大事にして、快適でゆとりのある生活を送りたい、こういうふうに答えている方が、49.6％いるという。いってみれば、今の時代をよく反映をしている数字であるというふうに受け取ることができると思います。

一方市民の町づくりに対する要望も年々変化を――時代が変わってきてますから、それに伴って多種多様化をしているということは、当局の方もすでに御案内のとおりでございます。都市基盤整備、これを急ぐことは当然でございますけども、町づくりの面におきましても、やはり新しい視点からの対応が求められているんじゃないか、こんなふうに整理できるかと思います。

「今日要請される自治体の改革は、時代の変化や市民ニーズに即応できる、機能的、効率的な行政システムの開発と確立である、また多様な行政需要に柔軟に対処し、目的を達成するためには、行政組織の機能化を図り、常に行政全般を点検し、みずからその修正を図る必要がある。日野市行財政調査会からの答申を受けたので、庁内に行政推進本部を組織し、改革に取り組んでいる」。これはことしの第１回定例会で森田市長が所

信表明の中で述べられた一端でございます。考え方はまさしく時代に合った、そのとおりであるというふうに、判断をいたします。こういうことを表明されたわけでございますので、ひとつ実行の方はぜひお願いしたい、いうふうに思います。

これらを踏まえまして、５点について具体的に質問をさしていただきたいというふうに思います。１点目は、日野市の私的な生活水準、それと社会的生活水準について、代表例で結構でございますので、数字的に教えていただきたい、これが１点目でございます。

それから２点目は、行財政調査会から最終答申がされまして、１年７カ月が経過をいたしました。この間、この答申が行政面にどう生かされてきたのか、また今後どう生かそうとしているのか、具体的にお聞かせいただきたい。

３点目は機構改革を進めているという市長の表明ございましたけども、機構改革の進捗状況について、その経過と現状、そして今後の方針について、お伺いしたいと思います。

４点目は、これらをいろいろやってきてる中で、現在の業務の中でネックとなっている部署、及びその問題点は何か。さらにはその対策についてお聞かせいただきたい。

最後に基本方針の中でも申し述べてあります、あるいはまた市長がよく言われるわけでございますけども、市民に対して要望、または期待することは何か、もし考え方があったら、お聞かせいただきたいと、以上５点について、御答弁をお願いします。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　企画財政部長でございます。質問の５点についてお答えしたいと思います。

まあ１点目につきましては、私的生活水準の問題と社会的生活水準の具体的な例ということの内容でございます。御承知のとおり、住居・環境等に対する評価や、施策への関心等の要望については、市民の意識調査等でもあるわけでございます。よって、各統計資料等を私の方も判断した中で、私的・社会的水準を評価しているということでございます。一つは私的生活の私的な生活水準についての問題としては、やはり市民生活にかかわる問題を一点挙げて、幾つかの例で申し上げたいと思います。

１点目としては、当市の１世帯当たりの税負担の問題、これを26市で比較いたしますと、現在７番目というような順位にあるわけでございます。

また２点目としては、持ち家住宅の比率は現在46.7％ということでございます。よって同じように26市を対象にすれば、８番目ということでございます。乗用車の普及率等につきましても、14番目というような位置にあるわけでございます。なおテレビの受信台数を考えた場合には、26市の４番と言うような、幾つかの統計の資料の内容から出てくるわけでございます。よって、こういう問題を私的生活水準に考えてみた場合には、26市の平均数字より、上であるというようなことで、現状としては一定の水準にあるというふうに、判断しております。

２点目の社会的生活水準の問題でございます。代表的なものは、幾つか挙げますと、１点目としては、下水道の普及率の問題になろうかと思います。非常にこの問題につきましては、皆さんも御承知のとおり、現在事業の促進途上にあるということで、水準がやや落ちるわけでございます。２点目としては、道路率の問題として、これはやはり26市の中の平均の、6.5でございますが、それが現在9.2という状態でございます。なお1人当たりの都市公園面積等の問題を比較しますと、これははるかに――まあ多摩動物公園も含まれております。そういったものを含めましても、平均値よりは上だと、しかし何といっても、今申し上げましたとおり、下水道の普及率の問題があることによっての、概ね他のものについての水準は確保しているんだというふうに、1点目につきましてお答えしておきます。

なお、２点目につきまして、行財政調査会からの答申の問題でございます。先ほど質問者からありましたとおり、昭和61年４月、行財政調査会からの答申を受けて、庁内での行財政改革の推進本部を設置したわけでございます。最終的に、62年の２月、庁内組織の検討委員会の中での基本方針を決定しております。この方針に基づきまして、62年度に入りまして、その推進状況の把握、これは企画財政部を中心として、各部署での推進状況の把握と、各項目別に挙がっているわけでございます。しかし内容的には、ある程度検討期間を要する問題だとか、他の協議を要する問題等があるわけでございます。そういったものを具体的に申し上げるならば、皆さんも御承知のとおり、退職金制度の改定の問題、ＯＡ化の実施の問題、給与体系の見直しの問題、国民健康保険税の適正化の問題、使用料・手数料の一部負担等の導入の問題等を、現在まで促進してきたわけでございます。なお区画整理事業や、下水道事業、その他の緊急性の高い大規模事業への人員の面では、大変配置の問題に優先には考えております。今後の問題として行財政調査会の答申、行財政改革に関する基本方針に沿って、庁内が全組織をもって、また理解した中で一層の努力をしていきたいというふうに、２点目をお答えしておきます。

３点目につきましては、組織・機構の改革の進捗状況ということでございます。前回

の議会のときにも多少申し上げました３月以降、大変長い期間、組織の問題に取り組んできているわけでございますが、現時点での状況といたしましては、各部、各課において、人員を生み出すということについては、なかなか難しい、困難な状況にあるわけでございます。しかし機構改革の決定がおくれている理由としては、そういう問題もありますが、前回９月議会のときに、条例の中での組織改正でなくして、規則改正を実施するということを議会の場で御報告しております。そういった内容で、詰めはかなりできているわけでございますが、先般も行政報告の中に市長からありましたように、新たな問題として、土地取り引き監視制度の事務委任に伴う現在は、用地課と都市計画でやっているわけでございますが、その状況を判断した中で、どういう形でやっていくべきかというような問題が残されております。残された問題を積極的に調整し、最終的には簡素・機能化とあわせて係の廃止をした中での組織をつくっていきたい。そういう考え方を持ちまして、来年４月１日の実施に努めていくという考えでおります。

なお４点目の問題でございます業務の中でのネットワークの部署ということ、まあ御承知のとおり、都市基盤整備の問題、高齢者社会への対応の問題、いろいろ施設の点等の行政の緊急課題を抱えているわけでございます。こういったやはりこれからの業務の内容、積極的に推進する中での問題があるわけでございます。何といってもその機構態勢につきましては、人的な配置が必要であろうというふうにも考えておりますし、その部分とあわせまして、財源的な問題、あるいは施設をつくったことによって、その後の管理の問題をどうするかというような問題が大きな問題ではなかろうかというふうに、とらえております。

なお最後、５点目の関係でございますが、市民に対しての要望、期待すること、簡単に申し上げるならば、当然行政でやるべき業務としての行政サービスの提供としては、当然のことでございます。しかしその一部を市民にもお願いして、その中での理解を求め、積極的に、市民からも御協力をいただくというような問題があろうかと思います。特にコミュニティー施設等をこれからつくるわけでございますが、そういう中での地元での自主管理方式と申し上げましょうか、そういった方向等の意見につきましても、今後基本計画の中で検討委員会も設置する予定でございますが、すべての施設管理等できるだけ市職員で補わなくても済むような方法を、市民の理解の中で求めていきたいというふうに、思っております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　ありがとうございました。

再質問をさせていただきたいと思います。１点目の私的な部分と公的な部分の水準については、私的な部分についてはまあまあ一定水準にあるということ、このどれを代表の資料にするかによって、いろいろ問題があるんでしょうけれども、一般的に言われている代表例を今の部長の答弁の中で理解するんであれば、国とあるいは都と見た場合でも、遜色ないというような状況であるということがわかったわけでございますけども、社会的な生活水準の中で、下水道の問題、それから道路の整備率について再質問をしたいと思うんですが、下水道の普及率の問題につきましては、先週の秦議員の一般質問に対する答弁、さらにはただいまの川嶋議員の質問に対する答弁で、ある程度理解をしておるわげでございますけども、なぜこれがおくれたのか、具体的に回答いただきたいと思いますけども、実はこの行財政調査会の答申の中に、こういうことが書いてあるんですね。二本立ての答申になってまして、内山委員が答申した中で、職員配置の特徴というのがあるんですね。この特徴というのは市立病院、保育園、幼稚園、児童館、学校、図書館など本庁以外の市民サービス網に52％が配置されている。近隣と比べても本庁以外の職員がこれほど多く配置されているところはないという。これは革新市政が市民の教育・福祉を重視する施策を進めてきたことの反映であるというふうに答申がされている。下水道、あるいは道路の整備がおくれたのは、こういう行政に偏りがあったんじゃないか、こんなふうにも受け取れるわけでございますけども、そこら辺をどうお考えになっているのか。これだから下水道がおくれたというふうには、決めつけませんけども、少なくとも市民要望以前の問題ですね、都市基盤整備というのは。町としてこれはもうイロハの部分でございます。こういったところが、なかなか手をつけられてこなかったというのは、まさしく行政のあり方に偏りがあったと、こんなふうに判断もできるわけでございますけども、この辺のお考えを一点お聞きしたい。

それから道路の整備の問題でございますけども、62年のこの市の統計によりますと、交通事故の発生件数、これは昭和57年から年々、倍々ゲームとは言いませんけども、かなりの率でもって件数が伸びてきております。道路のあり方等にこういった問題がなかったのかどうか、直接交通事故と道路がどう関係あるか、なかなか証明難しいんでしょうけども、やはりこの辺もよく考えれば、もう少し道路施策についても積極的に進める必要があるんではないかと、現状を見るとこんなような気がいたすわけでございます。例えば歩道と自転車道の整備、これはなかなか市内を見ますと、非常に車道だか歩道だか区別がつかないところがかなりある。幅員が狭いところにもってきて、そういう状況がある。最近また自転車がかなり普及してますから、非常に危険だなというような場面に

遭遇するわけでございますけども、こういった面の整備がもっとなされていいんじゃないか。さらにはこれから高齢化社会に向けて、――こんなこと言うと大変失礼ですけども、高齢者のドライバーがふえてくる。だんだん運転技術が鈍くなってくるということで、反射神経、ブレーキ一つ踏むにも若い人との差がかなり出てくる。こういうことを考えますと、道路の果たす役割というのは、大変重要なものがあるわけでございますけども、この道路整備率が今先ほどの部長の答弁だと、26市平均が6.5%、日野は9.2ですから、かなり優位にあることはわかるわけでございますけども、道路の整備率と幅員、さらにはそういった歩道、そういうものを確保してはじめて優位にあるというふうにいえるんじゃないかと思うんですけども、この辺をどうお考えになっているのか、１点目では、この２点についてお答えいただきたいというふうに思います。

それから２点目の行財政調査会からの最終答申、１年７カ月が経過して、なかなか難しいというような御答弁があったわけでございますけども、私が知る範囲では、この答申がどう反映されたのかというふうに見ると、動く窓口が廃止になった。（「それだけ」と呼ぶ者あり）これだけじゃないかというふうに思います。具体的にスクラップ・アンド・ビルド、大変結構でございますけども、果たして行政サービスに、スクラップゼロにしちゃっていいものかどうか。この中で多摩平支所の移転廃止等も書かれておるわけでございますけども、いつですか、市長がその件に触れて話が出たことがございます。多摩平支所に行きまして、私、市民の方に何人か会って、いろいろお話を聞いたんです。「本庁と支所とどっちが行きいいですか」と言ったら、「それは支所の方がいいですよ」と言う。なぜですかと言ったら、「支所だと日常一般的なことがざっくばらんに御相談できます」と言う。あそこの支所長さんもなかなか心優しい方でいろいろ話を聞いてくれます。本当に、これが本当の地域に見合った役所じゃないかな」と、こんなふうな言い方もしております。まさしくそのとおりだと思うんです。道路ができた、交通網がある程度整備された、立派な本庁ができたから、全部統合という、こういう答申になってますけども、この辺がどう生かされるのか、非常に私も心配しながら、また期待もしているわけでございますけども、この２点が実現されたのと、ささやかれている。まあ反映されているというと、こんなところじゃないかなというふうに思うわけでございます。少なくともこれだけのメンバーでもって、あれだけの時間を費やして、答申がされた。マスコミでも取り上げられ、市民もかなり関心を持っている。もう少し真剣に――これは参考でございますけども、答申はお蔵に入れることなくやっていただきたいというふうに思います。その辺の御見解をお聞きしたい。

それから３点目の組織機構改革、ただいま部長の方から各部等から人員を生み出し、新たな組織を――組織または充実すべき部課に配置するということは、大変難しいという、非常に困難である。なぜ困難なのか。それと前後しますけども、ＯＡ化の導入の問題、これもよく言われるんですけども、私はああいうもの導入したからといって、すぐ人が減るもんではないというふうに、思います。一般的には機械を導入したから、すぐ何人人が減ったというふうにとらえがちなんですけども、そうじゃなくて機械化を導入したからこそ、これだけの職員を採用しなくて済んだという、そういう裏の面もあるんですね。例えばＯＡ化導入しなかったら、あと５人、６人必要だったのでしょう、職員が。導入したからこそ、こんな状態で今いろいろと事務処理がうまくいっている。私の経験では、いろんなものをインプットするのに、最低３年は必要なんですね。入れたから即、人が減るという問題ではない。この辺ももう少し本音の答弁をいただきたいというふうに、思います。

それから４点目の現状のネックとなっている部署、必ずあるはずですね、これネックになっている部署は。例えば庁舎の中の部の中のやりとり、あるいは課の中の人員の応援、そういうことでもって今緊急避難的に対処されているんではないかというふうに思いますけども、少なくとも職員数と財源的な問題があるというようなことだけではなく、今の時代何が必要なのか、例えば下水道の問題、区画整理の問題等々あるわけですね。であるならば、前回職員定数増の提案があったわけですけども、もう少し提案の中でも具体的に出されれば、理解のしようもまた違ってくる。そういうことをやってきているのかどうか。うちの課はこれだけですよということで、ほかにも貸さない。あるいはどこからも応援を受けない、こういうことじゃなくて、少なくとも垣根をとっぱらって、日野市役所としてその中でもって、市長がよく言う、都市経営体というものを本当に認識しているんであれば、そういうことがやられてもしかるべきであると思うんですけども、その辺を具体的にどうやってきているのか、全然何もやっていないのか、あるいはやってますよというふうに、言えるのかどうか。

何か一つの部署が本当に忙しくて、残業をやったり、休日出勤したり、そんな部署がないのかどうか、もう少し具体的にお聞かせいただきたいというふうに思います。部長の御答弁まさしくそのとおりだと思いますし、よくわかります。わかりますけども、もっと本音のやり取りがあってはじめて生きた行政が展開できるんじゃないかと、こんなふうに思うわけでございます。以上、再質問をいたします。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　お答えいたします。

第一点目の下水道事業のおくれた理由ということでございますが、これは御承知のように日野市の――日野、七生の合併以降の町のいわゆる趨勢といいますか、市政といいますか、こういったものを振り返ってみますと、解明がつくわけでございます。昭和30年台から、昭和48年のオイル・ショックをピークにいたしまして、急激な人口増を日野市はこうむったということでございます。したがって、市の財政と言いますのは、義務教育の予算にかなりな高率のウエートを占められたということでございます。具体的に数字ちょっとここで持ち合わせておりませんけども、私の記憶では四十数％、いわゆる五十％に近いような義務教育費に予算が支出をされたということでございます。これらに伴いまして当然保育園の建設でありますとか、こういった管理運営に多大な経費を費やしたというのが、私は第一点に挙げられるのではないかというふうに、考えております。

それから二点目は日野市の地形上の問題もあるわけでございます。北多摩の地域のように平たんの地域でございますと、家庭のいわゆる雑排水、それから道路の排水、こういったものの処理をする場合ですけれども、河川等がございませんので、吸い込み槽をつくって排水をしていると、そういう状況で非常に個人の負担もあると同時に、住民から見ますと、雨水、及び汚水の排水が緊急課題であったということでございます。そういったことから日野市を見ますと、日野市は起伏に富んでおりまして、自然の排水が何とかできるということでございます。特に低地につきましては水田という形で開かれておりまして、用水路がある意味では排水路に活用と言いますか、利用されてきたということで、比較的当面の課題と言いますか、そういった処理はされてきたということでございます。

さらには市が下水道の処理場の計画を立てまして、三つの流域の処理区域に分けまして、事業を進めるということになりまして、日野市の浅川処理場につきましては、地元のコンセンサスに、住民の方のコンセンサスにかなり時間を要したということでございます。これは日野に限らず、ほかの自治体でも終末処理場につきましては、かなりの周辺の市民の方の同意を得るまでに時間等を要しているということでございます。

私どもの浅川処理場につきましては地元の権利者の御理解を得られまして、万願寺土地区画整理を一緒にやると、これは区域には入っておりませんけども、同時にやるということで、万願寺の区画整理につきましては56年認可でございますけれども、この機をほぼ同一にいたしまして、見通しがついてきたということでございます。幾つか現在日

野市が下水道に取り組んでいる、現在ないしはこれから重点的な事業として取り組んでいかなきゃならない理由は、その辺ではないかというふうに考えております。中でも当初申し上げました人口急増というのが非常に下水道事業の推進の足を引っ張ったんではないか、そのように理解をしているものでございます。

○議長（黒川重憲君）　　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　　二点目の御質問にお答えしたいと思います。

道路のあり方ということだと思いますけども、道路につきましては、区画整理によります道路の整備、それから私どもの方で担当しております生活道路の整備と、こういう課題があるわけでございます。生活道路の拡幅につきましては、毎年事業化を進めておりまして、本年も４本ないし５本程度の道路の拡幅をしていきたいと、こういうふうに考えておりまして、現在その事務を進めている段階でございます。

この自動車事故につきましては、非常に自動車の普及率が早いと、こういうことが一つ申し上げられると思います。たしか詳しいデータ、ちょっとここにございませんけども、日野市でも一家に約２台乗用車があると、こんなようなデータもございます。そういうことで乗用車の普及、車の普及に伴いまして、道路の整備が追いつかないと、こういうことも一つの原因かと思います。現状の道路の中でそれではどうしたらいいんだと、こういうことでございますけども、これにつきましては日野の警察ともよく協議をいたしまして、安全施設、カーブミラーとか、それからストップマーク、その他の安全施設につきまして、重点的に整備していきたいとかように考えているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　二点目以降の再質問になろうかと思いますが、議員さんからの御指摘の中にも、動く窓口車の廃止というような問題が具体的に言われたわけでございます。当然行財政調査会の検討の最終答申を踏まえて、行財政改革に関する基本方針を先ほども申し上げましたが、62年の２月に一つの方針として内部で討議した経緯があるわけでございます。もちろんその中で行財政の調査検討についてのこれだけの膨大なものについては、当然庁内でも十分承知して、その努力を必要というふうに認識しております。先ほど一部方針の中での推進した部分を申し上げましたが、まだまだ１年数カ月という中でのもので、なかなか他との協議の問題とか、幾つかの検討事項ございます。この問題については具体的に私の方も再度各部の洗い直し、そういった問題を踏まえて、前進していきたいというふうに考えております。

三点目の具体的には組織に関連しての改革の問題に関連しての問題でございます、私の方で困難だというようなことを申し上げました。確かに３月以降組織改正に各部長中心に、協力して、部下との対応を幾つかやってきました。現実の問題として、職員改定の、人員改定のときにも、総務部長の方から話がありましたように、各部署の人員の要求としては、六十数名の数字という大きな問題を持っているわけでございます。その中で、組織改正をやって、何とかやっていきたいというふうにやってきたわけでございますが、具体的にはやはり業務量増に伴う各管理する立場の人員要求というものは、やはりこの組織改正の中にもはね返ってきた部分が一部ございます。そういうものをやはり何とか打開して、現状の定数の中でいかに組織をやるかというようなことを私の方は基本的に持ちながら、協議を進めてきているわけでございます。もちろんその困難性の問題については、各部長にも先般理解を求めている部分もございますので、規則の中で改正を進めていきたいというふうに思っております。

それと四点目の中では、必ず部署に問題点があるということでございます。先だって申し上げましたとおり、やはり都市基盤整備の問題として、下水道、区画整理の大きな業務量を抱えている中での業務増の問題、またそういったものを踏まえての人員増等につきましては、各議員さんの御理解をいただいた中での定数増、新年度に向かっての対応をしているわけでございますが、しかしそれ以外の問題についてもやはり福祉部関係の問題、各部署に多少はございます。その問題を具体的にやる前に、もう一度市の全体の組織の中の洗い直しも必要であろうということも、考えているわけでございます。しかし組織改正をやる中で、洗い直しをしてから、人員を充てていく方法もありますが、現状の中ではとりあえず規則改正をやった後、十分担当部とも協議の中で進めていきたいというふうに思っております。

よって今度の規則改正の中では、先ほど部内での調整あるいは協力態勢というような要旨の言葉がありました。これは課との中での協力態勢はかなり組んでいるわけでございますが、具体的に部内でのなかなか態勢は、時間外に対する問題、業務量増に伴う問題、これはなかなか現実的にはできていないのが実態でございます。課の中ではやっているというふうにお答えしておきます。

なおこの効率化を図るために、私の方も組織の規則改正に伴って、係をできるだけ廃止して、課長の権限に依存してできる部分についてはその中で能率化を図りたいというのが、私の方の組織改正の今の重点的な考え方でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

道路、いわゆる下水道、道路については、考え方よくわかってますので、ひとつ積極的に進めていただきたいわけでございますけども、やはり社会資本の種類によっては、今、先ほどですか、川嶋議員の答弁の中で市長が都市計画税の問題で、下水道事業云々というのをちょっとこう触れましたけども、要は財源をどう確保するかということなんですね。結論は、市長が言われるのは。例えば道路をよく整備するということ、これは確かに車の普及率と追いつかないという面もありますけども、生産力拡大効果というのがものすごくあるわけですね。道路の場合は。58年度から62年度の５カ年計画の第９次道路整備５カ年計画、これの資料を見ますと、５カ年でもって道路が完成した暁には、完了後、毎年８兆8,000億というような生産力拡大効果があるという、税収増になるんですね。こういうデータもいろいろ出ているわけでございます。当然御承知のとおりでございますけども、この辺を考えるんであれば、財源は確かにそのときには瞬間的には使うにしても、将来を見込んで町づくりというのを考えるんであれば、市民の快適な生活を営む上でもプラスになる。さらには市の税収の面でもプラスになる。こういう一面を持っていますので、ひとつ積極的に計画道路の整備を行っていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから行政改革の中の答弁の中で、一点だけ確認をしたいんですが、人の問題でもって課内の調整はできている。ところが部内の調整はなかなか難しい面があるよという今の部長の答弁なんですが、これは市長にお伺いしたいんですが、職員の勤労意欲を高めるためには、大切なことは何なのか、これを市長にお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　職員が勤労意欲を高めるという質問の課題になりますが、大切なことは意識のこともありますし、それからその意識をより高揚させるためにいろいろな組織的にも、あるいは利便的にもその高めるためのし向け方がまた大切だと思います。その後段の部分は、これは指導者ということになるわけでありますが、一方にできるだけ自主的な、いわゆる意識革新、意識を絶えず改めることによって、そうして自主的に仕事に対する意欲を持てるようにする、まあこのためには給与の問題も伴いますし、あるいは組織のこともありますし、人間関係のこともありますし、非常に複雑だとは思っておりますけど、一番原則になるものは、やはり地方公務員としてのもとになる自覚、これにも期待をしなければりません。

町づくりのこの自治体職員としての意識というのは、私はかなり理解ができるように日ごろ説明もするし、また組織的な内部間の討議もやっているというふうに見ておりますので、意識はどんどんと変わりつつあると、そういうことに現実は進んでおる、このように見ております。

ちょうど日野市の都市形成への時代的といいましょうか、社会的な変化が非常に急速であったことも、それまた庁内のあり方にも理由があるわけでありまして、今それらが大きく変化しつつある時期だ、このように見ております。

この住民――まあ目的と手段といいますか、ハードな仕事を早く達成をするということも、市民生活を快適とするという目的はソフトな分野にあるわけでありますから、まあ今は特にハードな仕事に取り組む、こういう大きな山を越えなければならない、そうして日野市民の市民自治の意識、これは相当高い水準だというふうにも取れますし、また日野市はそう広い面積ではありませんから、なるべく南も北のことを知り、また西も東のことを知る、こういう視野を広げていただくと言いますか、そういう住民自治の意識にもっと自分の本当の周辺のことのみならず、日野市民であるという、あるいは帰属意識と言いますか、帰属意識ということが望みたいとするならば、望みたいというふうに考えて、多少広報等でそのような説明なり、御紹介なりをやっておると、こういうことでございます。議会からいろいろと督促、勉励をいただくこともきわめて重要なことでございますので、そのような観点に立ちまして、今後も自治体行政そのものを近代化をし、また意識を変えていく、それが時代の変化に応ずる手段だと、こう思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　市長ですね、職員の勤労意欲を高めるというのは、確かに職員の今いった意識を高揚させる、あるいは自覚を持つことだというふうに言われるんですけども、私はそうじゃないと思うんですね。それも大切なんですけども、少なくとも職員が今の時代こういう状態なので、この職場こうしてほしい、こうすべきだ。あるいは私はこういう職場でもっともっと頑張りたいというような、そういう自己申告、こういう制度もあるわけですね。そういったものが出てきて、それをどうトップが受け止めて、処理をして、的確に異動するか、させるか。あるいはいろいろまた違った組織・機構を改革するかということによって、職員の意識が高揚するんじゃないですか。私はそう思うんですね。働く方ですから自分が言ったことがトップに受け入れられて、「よし、じゃお前の考え方わかった、ひとつこういうところで頑張ってみろ」とか、あるいは皆

さんの言うことわかった、じゃ、こういう組織にしましょうとか、そういうことをやっていってはじめて活性化が生まれるし、職員の働く意欲が高まるというふうに、私は思うんですよ。職員の方一生懸命やっています。今給与の問題とか何か言いましたけども、それも基本的なことですから、給料が高ければ、それは安いよりいいに決まっているんですけども、そういう問題ではない。やっぱし職員が一番第一線で働いているわけですから、自分の職場、自分の戦場というのは、よくわかっているわけですよ。その辺をよく理解をしていただいて、受け入れていただけるんであれば、少なくとも行政調査会からこういう答申が出て、１年７カ月も経過しても、まだいろいろ問題があって検討してますというようなことにはならないはずなんですね。甘いというふうに、私はずばり言いたいと思うんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）もう少し真剣に考えて――格好いいんですね、市長言っていることは、確かに。市民の皆さんにとか、こういうふうに、確かにそれはいいんですけども。例えばですよ、政府が内需拡大だということで、公共投資の前倒し６兆円というものを計上して、今一生懸命やっている。財政は、今財源はいっぱい余っている。「日野市さん、どんどんおくれている道路、あるいは下水道やってくださいよ」といったときに、「いや、それありがたいんだけども、職員の手が足んないんでね」とか、「これこれ、これだけ仕事を抱えているんだ」とか、そういう問題が今あるんじゃないですか。ないんですか、そういう問題は。少なくとも自分の財布の中じゃなくて、国の政策とマッチングしたような行政、こういうものをやっぱしやってもらわないと、市民としては納得いかない。下水道事業というのは、ものすごくお金もかかるし、年月もかかる。遅々として進まないと言いますけども、わからないんですね、長いですから。市民というのは何かやっているなということで、きょう言ったから、あしたできるものじゃないですから、非常にイージーに考えている。いつできるのかなーというような感じ。やる方は、やあこれは時間がかかるよ、お金もかかるよ、ということで、まあまあうまくやろうやというふうにやっているんでしょうけども、それだけに毎日、毎日が大変なことであるわけでして、一生懸命やってもらいたいというふうに、思うわけでございます。

よくこの基本方針のことでいろいろ各議員の方からも質問が出て、答弁もされるわけですけども、これも職員の問題あまり触れてない部門ですね。７カ年計画でもってこういう町づくりをしたい、じゃ財政面の７カ年計画どうなのか。職員の７カ年計画どうなのか。そういうことをやっていけば、なかなかそういう人の問題、いろいろあって、というようなそんな問題じゃない。もっと前向きに、きちっとしたものが出されるはずだ

と思うんですね、答弁の中に。もっとわかりやすいようなことを、答弁していただきたいと思うんです。これだと市民に対して説明のしようがないんですよ。今考えているらしいよ。何か時間がかかるらしいと。こういうその問題を、しかし基本的な問題ですから、もう少し真剣に考えていただきたいというふうに思うんです。所信表明の中で市長が本当に時の流れに乗りおくれないようにやるという、流れの中に入っちゃまずいんですよ。的確にその流れを見て、今何をなすべきなのか真剣に考えるべきだというふうに思うわけです。

この辺の見解がありましたらお聞きしたいんですけども、それと市民に対する要望、これも部長の答弁でよくわかったわけですけども、私はもう少し今度は市民とその職員なり、役所とのコミュニケーションがうまくいっているんであれば、例えばこれも多くの方が言ってますけども、理美容券の問題、私が聞く範囲では、家作を何十軒って持っているおばあさんがいるんですね。80近いおばあちゃん、理美容券が来るそうです。家作の家賃だけでもって、悠々自適の生活をしている方なんですけども、その方に会っていろいろ話をしていたら、「そんなものもらったって、恥ずかしくて使えないよ」という、こういうふうに言うんですね。「じゃなぜそれを市に対して、私なんかいいから、もっと違った、苦しい方に回してほしいということを言わないんですか」。「いや、そんなこと言ったってこう・・・・」。ですから、そういうような言えるような、市民が言えるようなそういうものにしてほしいという・・・・。これも大切なことだと思うんですね。市民に対する要望という面では。だれだってもらえば、もらわないよりいいですから、使っても使わなくてもそこに置いておく。この間も四角四面のことを言ったら、6割か7割ぐらいでしょう、使うのがということ。成人式でもって、来る方がまあ6割か7割ぐらいでしょう。ですからアルバムはこのくらいでいいやというふうに予算計上して、やっている。100%来たらどうするんだ。大変なことになるわけでしょう。そういう見込みでもってやっているわけです。そうじゃなくて、もっと確率の高い、そういうやっぱし行政を展開してほしいと思います。市民から言わせるんじゃなくて、本来ならば行政がきめ細かく、全部メスを入れて、70歳以上なら70歳以上に理美容券をパッと配るんじゃなくて、70歳以上の方でだれに配るのかという、そういうメスを入れてはじめて生きた行政になる、これが私は行政の仕事だと思うんですよ。それには職員がとても足りない。無理だよというふうに片づけないで、じゃそのために何をすればいいんでしょうか、職員と一生懸命検討すればいいんですよ。立派な職員が多いんですから、少なくともそのくらいの英知は持っています。私の知っている限りでは。そういう優秀な

職員をいっぱい抱えていて、宝の持ちぐされじゃないかというふうに思うんですね。もう少し一つずつそういう面にメスを入れていただいて、本当に今財政面で困っているんであれば、真剣に考えていただきたい。こういうこともこれからの時代、大変な時代になるわけですけども、少なくとも高齢化社会というふうになってきますと、財政面の問題で必ず行き詰まるときがくるはずです。それからではおそいんですよ。我々の子供、あるいは孫がなぜ今の時代にやってくれなかったんですかというふうに言われても、もう取り返しがつかない。そういう面で、立派なこういう答申が出されたわけですから、少なくともぱぁーとめくっておしまいにするんじゃなくて、真剣に考えていただいて、考えているんでしょうけども、少なくともう去年の4月に出されて、ことしもあと何日かで終わろうとしている。来年2年目を迎える。もう少し真剣に考えていただかないと、答申を出されたこの10人の方が、泣くんじゃないですか。どっかに行っちゃったというような気がしてならないわけです。

快適な生活環境の整備、こういう面で私は何点か提言をしたいと思います。今部長なり市長の答弁でもって、特に部長の方から日野市の生活水準というテーマに対しては、わかりました。私的な面ではまあまあ世の中と一般的に同じような水準になりましたけども、平均的な市民は生活をしている。社会的な生活水準についても、下水道の整備を除けば、まあまあ平均的な生活だと、あるいは社会資本が形成されているという、こういう数字的なことが出されました。ただ社会的な生活水準の中で、よく多くの議員もおっしゃいましたし、前回の一般質問の中に市川議員の方から市立病院のことで出されましたけども、日野市の1医療機関当たりの人口、これ26市のうちで20位なんですね。非常に健康という行政の面では低い水準にあること、これだけは御理解をいただきたいというふうに思います。

それでこれから新しい時代に向けて、市民が快適でゆとりのある生活を営む上で、提言をしたいわけでございますけども、今の市民というのは、御案内のように会社と、例えば勤労市民の場合、会社と家庭という二つの社会、これだけだったものが、もう一つ今度は地域というそういうコミュニティーの場所に出ていって活動するようになってきている。こういうことを背景として、1点目としては、より生涯教育のための態勢、これを確立をすべきでないか。それから二つ目は、コミュニティー活動の促進、実際に社会教育施設とか、体育施設、文化施設、数字的に見ますと、どういう評価していいのかわかりませんけども、人口的に見ると、まあまあのところであるわけですけども、少なくともこういう地区センターとか、文化会館、こういうものはもう少し整備する必要が

ある。と、こういう今言った一つ、二つの問題をフォローする意味で、それだけ活動の範囲が広がるわけですから、市内全体の交通体系、これを整備をしていく必要があると思います。循環バスの問題についても、多くの議員からも一般質問がされております。それに対する答弁としては、営業の問題、あるいは財政の問題でもって非常に壁が厚いというような答弁もありますけども、少なくともそういう交通網の整備をして、市民が、今市長が西から東、南から北というような、情報がわかるよと、わかりますけども、今度直接そこに行って活動する、そういう今時代ですから、少なくともそういう市内を網羅した交通網の整備、ぜひ図る必要があるというふうに思います。この三点を提言をしておきたいと思います。これに対して、御見解がございましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　御指摘の御提言は我々も同感でございます。そして例えば国の政策による前倒し工事は日野市に持ち込まれましたことなどにつきましては、ことしの前半の下水道事業の中で、特に臨時会を何回も開いて、議決をいただいたというようなことでもおわかりのとおり、国からの申し込まれた事業を、日野市の態勢がそこまでいっていませんからというようなことで断ったことはないわけでありまして、これからもそのようなつもりで、積極的に受け入れると、こういう考え方でございます。

それから町と言いましょうか、これはいろんな経過を経ながら、行政と市民自治との合体でつくり上げていく、そういうことでありますから、情報はなるべく伝え、また市民情報を受け入れていくと、こういうことにつきましては、一番大切なことだと思っております。職員もそのことを非常に努めまして今の――職員は非常にやる気を持って、取り組んでおるということについては私も、特別なことを言うわけではありませんが、まあ言われますところの行政改革、つまりむだを排するというか、まあ、要するに今の当面する分野に力を集中させる、そういう展開が絶えず流動的に必要だと、こういうことでありますので、組織改正なり、人員の配置はそのためにある。こう思っております。そういうことで取り組んでおるということでありまして、何か大変それがおくれておるとか、支障になっているとかということではないんじゃないかなと、ちょっと内部的な反省もしつつあるわけでありまして、御質問を全面的にそういうふうに言われなけりゃいけないのかなというようなことが、今の感じでございます。努力することはもちろんでございますし、また職員もその意識に立ってやっている。まあ都市が発展するにつけまして、特にこれからの地域社会として生涯教育でありますとか、そのための公民館、

あるいは市民会館、これらの事業内容を豊かにしていくということは、極めて重要だと思っておりますので、そういう分野にも十分意を注いでまいるべきこの時代である、このように思いますので、またいろいろと御提言もお願いをしたいと、このように考えております。

○1番（奥住日出男君）　　以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　　これをもって14の1、日野市の生活水準について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時55分　休憩

午後1時10分　再開

○議長（黒川重憲君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問15の1、生涯教育と公民館・コミュニティ施設における現状と課題についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（馬場繁夫君）　　それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1965年12月パリで開催されました国連教育科学文化機構の成人教育推進国際委員会におきまして、「ユネスコは幼い子供時代から死に至るまで人間の一生を通じて行われる教育の過程（中略）を創り上げ活動させる原理として生涯教育という構想を承認すべきである」と勧告されました。

この勧告をもとに日本におきましても、昭和46年に社会教育審議会が教育全体を生涯教育という観点から、見直すべきであると提唱をされております。昭和61年4月臨時教育審議会におきまして、教育改革に関する第2次答申が行われまして、生涯教育体系的整備を図る方向も答申されておりますことは、周知のとおりでございます。

東京都におきましても、昭和58年7月に東京都生涯教育推進懇談会を発足いたしまして、60年1月懇談会の答申に基づきまして、知事を本部長とする東京都生涯教育推進本部を設置いたしました。62年、事業数239に及ぶ生涯教育推進計画を策定いたしました。計画策定後の取り組みといたしましては、各市町村の課長会を開催し、生涯教育推進体制の整備を要請されたことも、すでに周知のとおりでございます。

現代の情報化社会におきましては、科学技術が急速に進歩することにより、社会や産業構造、職業構造などが変化していくことによりまして、10代、20代の学校教育のみで生涯を生き抜くことは大変に無理があり、その都度新たな技術、情報などの環境に適応しなければならなくなってきております。このような環境に適応するための学習が不可欠であるとともに、一方では平均寿命が長くなったことによりまして、退職後第二の人生を送るため、さらには経済的、時間的ゆとりの増加など、人間的人格的成長という観点から考えても、生涯にわたって学んでいくという姿勢は不可欠の課題であります。

質問といたしまして、昭和58年５月、日野市教育委員会より、社会教育活動推進のための振興策について、社会教育委員会に諮問されております。10月に教育委員会へ答申が行っているところであります。その答申と東京都からの生涯教育推進体制の整備の要請等を踏まえながら、今後の生涯教育、生涯学習についてのお考え、さらにこの答申に基づきながら高齢化社会、コミュニティー活動、社会教育、生涯学習体系の確立についての推進計画の策定についてのお考えを、お伺いいたします。

第二点目といたしまして、生涯教育における東京都の推進計画におきましては、開かれた学校づくりの推進と位置づけており、学校施設の役割が大きいものがあります。現状からいきましては、大変難しい面もありますが、第五小学校は63年基本設計、実施設計、64年、65年、建設工事の計画の中で、学校教育という基本を踏まえながら、開かれた学校づくり、生涯教育の一面からも計画を図っていただきたい。

第五小学校におきまして、改築という難しい現状も多数あろうかと思いますが、この面を踏まえながら、学校の計画の段階より、地域の市民の皆様も利用しやすいような、管理上の面も含まれた設計についてのお考えをお聞きいたします。

さらに59年３月定例会におきまして、一般質問しているところでございますが、屋外放送施設はトランペット・スピーカーを使用しておりますが、近隣騒音減少対策上、コラム・スピーカーの設置を、設計段階より取り入れることを御検討していただきたいと思いますが、これについてのお考えをあわせてお願いいたします。

かつては地域社会における集会は、個人の生活領域内にある場所、つまり住宅ですとか、寺院、神社、小学校等で開催されてきました。しかしながら現在におきましては、個人の領域を超えて自治体が設置する施設が地域住民のため、整備されるようになってまいりました。地域拠点としての地域センターは、縦割り行政の中におきまして、いろいろな名称をもって、建てられております。突き詰めてみますと、40年の歴史を持つ文部省が補助する公民館施設と、近年より自治省の補助対象のコミュニティー施設、さら

には厚生省の福祉施設と大別することができます。各市町村におきましてはほとんど別々に整備されておるのが、この種の設備の現状ではないでしょうか。

公民館は昭和20年、終戦直後の荒廃した地域社会再建のために構想され、昭和21年７月、文部省文部次官より市町村に設置を勧める通牒が出て、設置され始めたとされているところであります。

東京都は公民館の設置がおくれた地域でありました。それは戦災で焼かれ、その焼け跡からまず六・三制によります新制学校の建設に追われ、それが一段落しますと、人口の都市集中、過密化によります学校建設に追われ、社会教育施設、とりわけ公民館に関しては、不十分なものがあり、特に23区内におきましては、公民館の設置はほとんど見られない現状下でありました。

昭和25年以後、当時農村部でありました三多摩地域におきましても、少しづつ公民館の設置が始まりました。昭和35年以後は人口の急増が始まりまして、公民館も徐々にではありますが、増してきました。昭和45年以降に入りますと、新しい都市型施設としての公民館の建設も進み、質・量とも充実されはじめ、公民館の飛躍の時代を迎えたとも言われております。

公民館構想が示されて40年余り、その間に公民館の施設内容におきましては、一定不変のものではなく、むしろ大きく変化し、発展したとみると言えましょう。公民館施設の10年発展説の見方もあります。それによりますと、初期の公民館構想の時代におきましては、独自の施設論は展開されておらないで、施設を伴わない青空公民館もあり、また施設がありましても、農村の公会堂や役場の一部を転用するなどの施設が多いときでありました。

第２の段階に入りまして、ほぼ昭和25年から34年に当たるかと思いますが、ようやく優良公民館のモデルが建設される時代であります。青年団、婦人会のような大きな団体の集会や行事が行えるような公民館に、第一に期待される農村的な地域構造を土台とする団体主義的な社会教育の形態がその背景にありました。

次、第３の段階としましては、昭和35年から44年に至る時代でございますが、小集団によりますサークル活動、共同学習の活動が社会教育の主要な傾向に変わってきております。

第４段階といたしましては、昭和45年以降につきましては、都市化現象を反映した公民館施設の発展の形態であります。大衆社会的な市民の核家族や、孤独な状況を背景として、出会い、触れ合い、交流といった機能が重視されるになってまいりました。さら

には市民ニーズの多様な文化的要求、学習要求が反映した公民館、例えば音楽室、美術館、美術室、ギャラリー、保育室など、新しい施設、設備が設けられるようになり、明らかに市民ニーズに反映し、変化して、発展してまいりました。

日野市におきましても公民館の設置につきましては、市民、社会教育関係団体より、強い要望の背景の中で、社会教育委員会に諮問をし、昭和40年１月「社会教育総合５カ年計画に伴う社会教育施設建設」につきましての答申がされました。その基本方針はまず中央公民館を建設し、さらに市内の３生活圏に大地区センターを設置し、各地域に地区センターを設置する構想でありました。この答申に基づきまして昭和41年7月、旧一中跡地、4,000平米に鉄筋コンクリート2階建、633平方メートルの中央公民館が建設されたのであります。

第三点目の質問といたしましては、生涯学習の時代的背景の中で、公民館主催によるカルチャーセンターの受講者は、51年度と比較しますと、2.5倍までにも成長しております。地域文化の高揚、人間形成、環境変化の適応のためにもますます社会教育、なかんずく公民館の必要性が大きくなってまいります。しかしながら41年建設以来中央公民館１館のみで、時代的、市民的ニーズにそぐわない面も多くなりまして、分館の設置の要求の声も一段と高まっていることは、すでに周知のとおりでございます。分館の設置の計画についてのお考えをお聞きいたします。

第四点目といたしまして、中央公民館は建設時代は市民ニーズにこたえた施設でありましたでしょうが、建設後21年をすでに経過し、市民要望も大きく変化をしております。利用者からも防音装置がない、ピアノもない、保育室もない、体の不自由な方も利用しにくい等々の強い要望も多く出ておるところでございます。建物も大変老朽化しているところでもあり、この市民ニーズに見合った施設に建てかえ、もしくは全面的な改築が望まれることでありますが、このお考えについてもお伺いいたします。

質問五点目といたしまして、昭和41年７月、会館以来17年間、館長は社会教育課長が兼務でありました。58年にようやく専任の館長を設置することができたわけでございます。一層市民ニーズにこたえるため、社会教育法第27条におけます主事の設置が望まれるところであります。主事の設置についての現状と、またお考えをお聞きいたします。

公民館は社会教育活動を担当する専門の職員により、サービスがある理念が先行する施設、すなわち市民一人一人の学習意欲を満たすことを理念といたしまして、つくられた施設であります。この上から、上からの押しつけ的ではなく、職員がいるということで、何となく利用しずらい面等々の、さらには都市化によりまして、旧自治意識も薄れ

ていく、また公民館は農村的なイメージも強い等々の背景の中で、コミュニティー・センター的施設は新しい地域づくりという新鮮さが支えとなりまして、今日のように急速に発展を来たしたとも言われております。

地区センターにつきましては、特に馬場弘融議員が詳細にわたり質問しているところでもありますし、また数人の議員より一般質問等でも取り上げているところでありますので、今回は概要のみ触れてみたいと思います。

昭和46年自治省によります全国40地区が、モデルのコミュニティー施設として指定を受けまして、その中心施設としてのコミュニティー・センターの建設が始められましたのです。これを気運に国により官製のコミュニティーではなく、住民主導によるコミュニティー・センターづくりを地域でも実現し始めまして、地域住民のあらゆる施設需要に応じることを目的としているところであります。

第六点の質問といたしましては、地域センターは現在大地区センター2つと、51の小地区センター、合計53の地区センターが現在設置されているところであります。半径300メートルの範囲内のコミュニティー・エリアに一つの地区センターを設置するという方針であります。当面60館の設置を予定しているということでありますが、残された７地区センターの予定と、さらには古い地区センターの建てかえの御計画についてまずお伺いいたします。

で、第七点目といたしまして、日野市基本計画案の62年度を初年度といたしまして、68年度を最終年度とする７年計画の第５章、「参加と連帯でつくる市民自治の町」の第６節の市民自治創造の場となる施設におけますコミュニティー施設の整備に市民が待望しているところでございます。中学校区ごとに各種の福祉施設、社会施設等の複合化を踏まえたコミュニティー・センター計画が計画されておるところでありますが、このお考えについて、さらに具体的な内容についてお教え願いたいと思います。さらには施設のネットワーク化についてお考えをお伺いいたします。以上、七点につきましての御答弁、よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　お答えをいたします。

まず御質問の第一点の生涯教育についての基本的な考え方に関する問題でございますが、御質問の中にもございましたように、昭和58年に日野市の社会教育委員会員が教育委員会の諮問にこたえまして、「日野市における社会教育活動推進のための振興策につ

いて」という答申を行っております。ここでは生涯教育という観点に立ちながら、年齢別に青少年期、成人期、高齢期に分けてそれぞれの施策のあり方を検討して、指針を出しているわけでございます。

国や都でどんな形で最近推移しているかということを、ちょっと簡単に触れておきますと、国レベルでは昭和46年に社会教育審議会が文部大臣の諮問にこたえまして、「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」という答申を出しております。それから最近では、まあこれはすでに皆さん御承知の、臨時教育審議会の中での答申が出ておりますが、教育改革に関する第４次答申、いわゆる臨教審の最終答申が出ているわけですけども、この答申の提起している基本的な考え方の一つというのは、生涯学習体系の移行という内容なわけです。それからこれもまあ御質問の中で触れておられました、東京都レベルで東京都が懇談会の進言に基づいて、東京都の第２次長期計画の中に、この生涯学習計画の問題を取り込んでいるわけですが、本年「東京都生涯教育推進計画」、副題が「東京における学習社会の実現を目指して」というそういう表題の計画を明らかにしているわけです。これら国レベル、都レベルの考え方に共通していることの一つというのは、従来使われてきた社会教育という言葉で、今までとらえられていた枠を超えて、幅広く考えていかないと、現代の社会的な要請にこたえることができないという、そういう点では共通している内容を持っております。これは行政面でも、従来教育委員会で行う場合、社会教育という言葉を使ってきているわけですが、生涯学習、生涯教育という場合には、市長部局で行うさまざまな文化的な施策だとか、事業、そういったものを全市的に計画を調整し、実施をするという方向へ向かっているわけでございます。東京都の場合にも生涯教育推進本部というのを設けて、全庁的な形で事業を行うそういう態勢をとっております。

したがいまして、当市の場合でも今まで長いこと社会教育活動の推進に向かって努力をしてきたわけですが、現代の市民の抱えています学習意欲や、文化的ないろんな要求にこたえるためには、現在のサービス水準ではまだ十分とは必ずしも言えない。したがいまして、行政の各分野で行われている諸事業を、有機的に結合して、より高いレベルで効率的な行政を行う必要があるだろうというふうに考えているわけですが、その場合の一つ、学習体系の整備の考え方として、四つの基本的なシステムがあるんではないかというふうに考えております。

一つは教育・学習系のシステム、二番目は芸術・文化系のシステム、三番目は健康・スポーツ系のシステム、四番目は情報系のシステム、大体この四つのシステムが、一つ

基本になるんではないかというふうに考えているわけでございます。

初めの教育・学習系のシステムというのは、従来公民館なんかで行われておりますいろんな事業がございますが、そういったものからさらに一歩進めて、コミュニティー・カレッジと申しますか、基本計画の中では市民大学という言葉を使っておりますけども、そういう一歩進めたレベルの高い事業を加えた、総合的な学習機会の整備を目指すというものです。

それから芸術・文化系のシステムというのは、市民の自主的な創造活動への機会と場所の提供を行って、潤いのある生活、心の豊かさのある生活をつくり上げる、そういう活動を目指すもの。

それから健康・スポーツ系のシステムというのは、これは言葉のとおりでして、市民の健康・体力づくりから、スポーツ振興に至るまでの各種の条件の整備を進めるというもの。

それから情報系のシステムというのは、教育・学習の基礎的な条件としての資料提供とともに、文化・教育・生活情報などを含む地域情報の収集と提供を目指す。まあ一種の地域データ・バンクを形成をするという、そういう考え方です。

それでこれらの事業を進めるに当たって、一つは地域内にある施設等について、できるだけ積極的にいろんな施設を活用していくということが、どうしても必要になってくるだろうと思います。それから二番目は地域内のすぐれた人材に、積極的にこれらの活動に参加をしていただいて、講師、それからそういう学習、あるいは講座等に参加をする人々を含めて、コミュニティー意識の形成に役立てるということが必要になってくると思います。

それから三番目に、事業の推進に当たってすべてこれらの事業を行政が行うというのではなくて、民間の同種事業との密接な関連をつくっていく。例えばすでに民間でも行われておりますカルチャー・センターだとか、スポーツ関連の企業もございます。それからあるいは市内、あるいは近隣の大学などで提供されている公開講座というものがございます。こういったものとの協力関係を強めていって、行政としては学習体系整備の根幹にかかわる、あるいは民間で提供されていないか、もしくは民間で提供することが困難なサービスを主に担当して、その官・民を問わず、地域全体として市民が自己の判断に基づいて、みずから学習の機会と手段を選択することができると、そういう幅を広げていくということが、どうしても必要になってくるだろうというふうに考えております。これが基本的な考え方でございます。

それから二点目として、五小の建てかえにかかわる問題で御質問がございました。五小については、建てかえということで65年度には、建てかえを完了させたいということで、今計画を進めておりますが、日常の事業と並行しながら、現在のあの北側にありますグラウンドの位置に、新校舎を建設するという形になりますので、いろんな制約がございますけども、学校施設の社会教育的な開放としては、体育館・グラウンドの開放もございますし、あるいは特別教室の開放等も考えられるわけでございます。そのために例えば教室で言えば、独立した出入り口を持って、できれば１階に設けるというような条件整備が必要になりますので、そういった点について、検討を今後も詰めていきたいというふうに考えております。

それから体育館、グラウンドについては、例えばトイレを設置するとか、器材庫を置くとか、そういった点についても設計段階では十分に検討をしていきたいというふうに考えております。

それから御指摘のございました屋外放送設備ですが、確かにトランペット型というのは、かなり騒音、大きな音を出すということで、現在も既存の学校についても、コラム型の方につけかえをするということをやっておりますので、五小についても当然そういうコラム型のスピーカーをつけるような形で進めていきたいというふうに、考えております。

それから公民館の分館の設置の問題と、中央公民館の建てかえのことが出ておりますが、先ほど基本的な考えのところで申し上げましたように、生涯学習事業なり、社会教育事業のうち、多くの部分については、必ずしも公民館という施設の中だけで行う事業ではなくて、市内のいろんな公共施設を利用して、事業を行うことは十分に可能だというふうに考えているわけでございます。ですから、事業の性格に応じて、全市的に集中して行う必要があるものについては１カ所でやる。で、地域、小地域ごとに、実施した方がいいものについては、それぞれの地域ごとに、地域内にあるいろいろコミュニティー施設なり、何なりを利用させていただいて、事業を推進するというような形で今後も進んでいきたいというふうに考えているわけです。中央公民館については、建てかえという御指摘がございましたけども、当面――二十数年たっておりますので、改修工事をして、施設を明るく、使いやすいものにしていきたいというふうに、当面は考えております。今後におけるその生涯教育事業なり、社会教育事業なりの進展の度合いとあわせながら、中央公民館の建てかえなり、分館の設置なり、あるいは他の施設との併設も含めまして、そういった問題については検討をしていきたいというふうに思っております。

それから社会教育事業を担当する主事の配置の問題ですが、やはり生涯学習事業を継続的に発展させていくためには、その事業を担当する専門の職員がいないと、実際には事業を安定して継続することはできないという問題もあります。ですから、専門的な知識と熱意を持った職員を安定的にやっぱり配置をしていくということが重要になってくると思います。したがいまして、今後もそういった職員を同様配置をしていくように努力をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　六点目の地区センターの計画、建てかえの問題、七点目のネットワークの問題について、私からお答えをさしていただきます。

小規模施設でございます地区センターにつきましては、60年度の利用者が26万人を数えました。利用の内容について見ますと、高齢者による活動でございますとか、手芸、民謡、消費者活動、フォークダンス、体操、幼児教育の研究サークル、青年活動サークルなど、非常に多彩なことに利用をされております。この地区センター構想につきましては、御質問の中にございましたとおり、終点を60館といたしまして、年々その数をふやしておりますけども、現在までに残された地域、未設置の地域につきましては、多くの請願・陳情が提出されており、大変市民要望が強い背景がございます。しかしながら用地の確保が非常に難しい地域でございまして、今後地域から用地について提供があるとか、あるいは開発行為が予定されているとか、さらには市有地もございませんので、未設置の地区に地区センターを建設するということは大変難しい、厳しい面がございます。しかしながら、私どもはこれを何とか60館にまで広めていきたい、このような計画を立てておるところでございます。

新しい計画が一回りいたしますと、その次には既存の地区センターの建てかえ計画が出てまいります。すでに木造の耐用年数を超えているセンターもございまして、この建てかえについても計画的な年次計画によりまして、新しくしてまいりたいと考えております。

それからネットワークの問題ですけれども、いろんな住民組織がコミュニティー活動を進める上でその活動の内容、規模によりまして、それにふさわしい施設が利用できるように、現在ございます市民会館を焦点といたしました生活・保健センター、あるいは今後に予定されております東部会館、そういったものと、今まで大地区センター扱いになっておりました施設などを、ネットワーク化を図ってまいる方法で、政策の方向づけをしてございます。中規模の広がりを持った地域、私どもは案の中では中学校区を一つ

の目安にしておりますけれども、そういった地域の中で各種の福祉施設、社会教育施設などの複合化や、多目的な利用を検討してまいりたいと思っております。

これは将来的には小規模の地区センターの中核になる施設でございます。コミュニティーのセンターとなる施設の整備を進めていく計画を持っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　どうも御答弁ありがとうございました。

何度か質問をさせていただきます。第一点目につきましては、大枠の内容を述べていただきまして、それについてはよくわかるところなんですけれど、特に生涯学習体系の確立についての今後項目的にどういう形で進めていくかにつきましては、細かく御説明がなかったように記憶しておりますので、それにつきましてもう少し具体的に御説明をしていただきたいと思います。

それで第二点目といたしましては、確かに第五小学校につきましては、現在授業をやりながら新しく校舎を建てかえるという一つの制約がありますし、また敷地的な制約もありますから、なかなか難しい面もあろうかと思いますけど、当然生涯教育、生涯学習という将来性の中では、学校施設が重要な一つの利用にというように東京都の方も答申の中では述べられておりますし、当然今後とも重要な観点になろうかと思いますので、十分難しい部分があろうかと思いますけど、それを踏まえながら最大限に将来のことを教育というものの利用という部分を踏まえながら考えて、設計の段階から十分、その辺の観点からも煮詰めて、やっていただきたいと思います。

三点目の公民館の分館につきましては、当面の間は公共施設の方をどんどん利用しながら、対応していきたいと、従来どおり対応していきたいというような御答弁でありましたけど、実際その公民館がですね、中央公民館１館ということで、実際はなかなか日野市の全地域的に見ますと、特に旧七生地域の方たちは、なかなか利用したくても行きにくいと、非常に交通の便的にも難しさがあり、非常に利用しにくいということが非常に多く言われております。ほかのいろんな公共施設を使っていくことによって、可能なんだというような趣旨でございますけど、公民館の中に種々の施設もありますし、なかなかほかの公共施設におきまして、公民館活動の利用という形の中でやっていくことは、かなり現実には難しさがありますので、それも踏まえながら分館もしくは分館可能なような形の中で、何か新しい推移というものをしていくことが必要かと思うんですけど、その辺も踏まえて、もう一度お考えをお伺いいたします。

それから質問四点目の中央公民館の建てかえはできないんだと、まあ改修工事は行うということでありますけど、大体その改修工事は大体どのぐらいの改修を行っていくのか、またいつごろその改修を行うのか、その辺の内容と期間について、お伺いいたします。

それから第五点目につきましては、実際市の条例の中にも、主事について設置ということがうたわれておるんですけど、実際の面ではなかなか主事が置かれてないということでありますし、職員の中でも主事の方がいらっしゃるようでありますから、何とか主事の方に公民館の中で十分社会教育の一環としての対応をできるように、早急な対応をしていただきたいと思うんです。どうしてもそういう公民館事業の中におきましては、なかなか本庁舎にいると違いまして、非常にこう雑務も多いですし、なかなか時間的な制約も大変なことがありますし、適材適所ということの中でどうしても望ましいことであれば、将来的にそういう方を当面としては何かそういうことをパート的に来ていただくなり、応急処置をしながら、将来的には職員の皆さんの中で移行できるような態勢づくりを早急に考えていただきたいと思うんですけど、この辺先ほどの答弁から見ますと、配置をしていきたいということでございますから、63年度にはそういう態勢づくりが可能なのかどうかをですね、ちょっとお伺いいたします。

第六点目の地区センターにつきましてですけど、確かに市民要望がたくさんあるということで、なかなか土地の高騰等を踏まえながら、なかなか現状としては難しい面があろうかと思います。そういうことでちょっと私もよくわかりませんので、いろんな方の質問の中で、当初小地区センター、地区センターですね、53館が目標であったり、54館になったり、55館になったり、60館になったり、そういうその辺がよくわからないんですよね。不明確なんですよね。それについてもう少し日野市としては何館やるんだというその辺の計画なり、明確に引用していただきたいと思います。

またなかなか現在ですね、一つ大きく分けまして、公民館と地区センター、まあコミュニティー・センターというような言い方ありますけど、公民館の場合はどっちかと言うと精神的な部分を補う施設というのが、一つ大きな理念的には言えると思うんですね。それで、コミュニティー――まあ地区センターとは、物質的な場を提供するというのが、一つの大きな接点になってこようかと思うんですけど、そうしますとどうしてもですね、その物質的な接点の場所を提供するためには、精神的な分と違いますので、その物質的な建物についてもう少し市民ニーズにあったような建物、またそこに快適な部分、まあそこに行くことによって非常に自分たちの家にいると違って、そこで大きな自治意識の中で変化が生まれるような、そういうような地区センターと呼ぶのが今市民が要求され

る時代背景になってきていると思うんですけど、実際的には木造の建物でなかなか――建物だけ建ったというような、悪い表現しますと、そういう見方もできるような施設的な感覚もありますので、やはり建てかえについてはそれなりの、その建物が20年なり、その辺の活用範囲にもうなろうかと思いますので、焦点も十分踏まえながら、地区センターの整備というものも考えていただきたいと思います。

それと七点目の質問の中にありましたその中学校区ごとに複合によるコミュニティー・センターの計画ということでございますが、なかなか今の御答弁では非常によくわかりにくい部分がありますので、具体的にどのような形の中でそういう地区センター、要するに複合施設としての地区センターを中学校区ごとに建てていく方向なのか、まあできれば年次的な一つのスケール的な部分も踏まえながら、もう少し御説明をしていただきたいと思います。

で、このあと施設のネットワークということもありますけど、確かに今いろんなことから指摘されるんですけど、その確か行政部分としてのネットワークというような考え方じゃなくて、できればやっぱり質問１におきましたように、将来的にはやはり生涯教育、生涯学習という観点から、いかにそういう位置づけの中で、市民の方が利用しやすい、また非常にこう縦割り行政の中でなかなか使いにくい、わかりにくいということがあります。確かに縦割り組織とは市民の方直接関係ありませんので、やっぱり市民の側が使いやすいというような観点のそういうネットワークづくりというものが必要かと思いますので、その辺も踏まえて何か御意見があればお伺いいたします。以上お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　　お答えをいたします。

第一点目の生涯学習事業の推進のいろいろ――まあ具体的な計画については、まだ必ずしも十分に煮詰まっているわけではございません。ですから、現在それぞれに社会教育なり、公民館なり、あるいは体育、あるいは図書館、そういったところで進められている事業をさらに住民の要望に沿いながら、充実をしていくということが、ひとつやっぱり重要だと思っております。で、それに従いながら、やはり全体として市長部局で行われているいろんなその文化的業務含めて、全体として生涯学習事業を体系化を、あるいは組織化を進めていくということが、今後必要になってくるだろうというふうに思います。それから当面の準備としては、基本計画の中にも出ております市民大学を準備するとすれば、どういう内容でどんな形で実行可能であるか、どういう機関からの協力が

得られるか、そういったことを当面は詰めていくこと、それが当面の課題になっていくんではないかというふうに考えております。

それから五小の設計については、そういう点は十分に配慮しながら、我々としても設計を進めたいと思っております。

それから公民館の分館の問題ですが、例えば講座というようなものについては、もちろん公民館の施設も使いますし、他の集会施設、コミュニティー施設、その他の公共施設を使って、十分に運営することが可能なんですが、特定の施設、設備を必要とするようなものの場合、例えば中央公民館しかないような設備を使うというような場合に、他の施設では間に合わないというこの問題が出てきます。ですから、例えば今ですと、料理教室のようなものを開こうとした場合に、例えば学校のそういう家庭科室や何かが使えれば別ですけども、そうでなければ他の施設になかなかそういうものついていないとか、あるいは陶芸教室をやろうとするときには、やっぱり陶器窯その他の設備か何かがないとできないとか、そういった問題ございますので、それについては今後地域の要望等も踏まえながら、検討を進めて、そういったものが設置できる場所なり、施設なりがあって、それが共用できるかどうか、そういった点についても今後十分に検討していきたいというように思っております。

それから中央公民館の当面の建てかえの問題ですが、建てかえじゃなしに、改修工事の問題ですが、できれば第１次改修は63年度ぐらいから手をつけたいというふうに思っております。で、施設的にも例えば避難路の問題とか、そういったことで、指摘を受けている面もございますので、そういった改修も含めながら、できれば63年度から、改修工事を手がけたいと。まあ１年で終わるか、あるいは２回、３回に分けて改修工事を行うようになるかしれませんが、いずれにしろ63年度ぐらいから手をつけたいというふうに考えております。

それから社会教育主事に関する問題ですが、社会教育法の中で「市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置く」というふうになっております。現在社会教育課には、社会教育主事がおります。公民館には公民館の業務を行うための主事を置くというふうになっているわけで、その人は必ずしも社会教育主事である必要はないと思いますけども、現在公民館の方にも、現在はまだ主事補でございますが、1年たったら主事になる資格をもっている職員が現在はおります。ですからその職員を中心にして、やはりその周辺にそういう社会教育的な事業、公民館事業を熱意を持って行える職員集団をやっぱり形成しなければならないんじゃないかというふうに考えておりますんで、そういう点

については今後も充実を図っていくようにしたいと、そういうふうに考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　地区センターの建てかえ計画につきまして、お答えを申し上げます。

現在既存の地区センターを建てかえる場合には、敷地などの制約もございますので、建て坪について大幅なアップというのは、これは望めませんけれども、周辺の利用者のニーズに十分沿った建てかえ計画を実現したいと思います。すなわち、中の設備でありますとか、備品類、そういったものにレベルアップを図ってまいりたいと思います。

それから中規模程度の施設でございますが、何年度にどこというような計画については、今後この基本計画の方向案に沿って、煮詰めてまいります。具体的に併用施設もこういう施設とこういう施設というような構想はまだ立っておりませんが、勤労青年会館のように、都営住宅の建てかえ、あるいは新設に伴って、集会施設をつくる、こういう構想は今後持ち続けていきたいと思います。東京都の計画の中で、そういう方向で実現できるように、今後協議をしてまいりたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　じゃ、ちょっとまたお伺いいたします。

第１点目の質問につきましては、当面としては、現在のその基本計画に沿っているんだということでありますが、そういたしますと、当面はそれで可能かもしれませんけど、生涯学習、生涯教育という観点からその先のことも踏まえながら、今から例えばそういう全庁的な組織・機構でどういうような形の中で日野市としての生涯教育をやっていくんだという観点から、それなりのプロジェクト・チームをつくりながら、やっぱり将来のために検討していきませんと、また場当たり的になってしまう可能性がありますので、これは早急に教育委員関係者だけではなくて、全庁的な中での何かそういうものをつくって、やっていただきたい。例えば三鷹市におきましても、基本構想の理念を十分踏まえながら、将来の高齢化社会というものを当然踏まえた段階の中で、コミュニティー活動と地域の福祉活動の推進、また生涯学習体系の確立という観点から、全庁的な高齢化社会総合施設策定連絡協議会というものをつくりまして、これ今いろんな角度から、将来学習等々踏まえながら、今、検討しているところでありますし、やはり日野市もいつもいろんな方から御指摘があるのは、場当たり的な要素が十分あるような言い方されてますので、十分これはその場になってあわてることじゃなく、当面としては確かにその基

本計画に沿いながら、その先の分も踏まえて、今から全庁的な組織をつくった段階の中で十分検討していただきたいと思うんですけども、その辺についてのお考えですね、またお聞きいたします。

それから公民館の分館につきましても、なかなか敷地など難しい面があるかと思うんですけども、実際の市民の皆さんの利用の中では、いろんな角度から支障を来している面もありますので、地域の事情を踏まえて、検討し、ということですから、十分御検討していただきたいと思います。それと同時に現在の地区センターの中で特に大地区センターであり、また敷地的に多少、規模的にも大きいと見えるような部分につきまして、何か少し手を加えることによって、公民館事業の一環ができるようなその方法ができないのかですね、それについても御答弁お願いします。これはどなたなんですかね。

それから、あと公民館の改築ですけど、63年度が第１期の改修というように手がけていきたいということでありますけど、ちょっと公民館の建てかえ、まあ改築につきましても何かこう建物が古くなってきたから、中を少しこう建てかえするんだというような考え方で、公民館の改修というのをされては、ちょっと難しさがあるんじゃないかと思うんですね。やはり今の公民館に対する市民ニーズなり、いろんな公民館の一つの理念というものがありますから、それを早急にですね、どういうふうな公民館にすることがやっぱり大事なんだ、確かに今の現在の中央公民館は633平米でしたっけ、その規模は決まっておりますから、その枠を超えては難しいですけど、その枠の中で最大限にその市民ニーズを生かしていく、また少なくとも今後の社会教育、もしくは生涯教育の一環にも対応できるような部分も踏まえた上での改修ということが前提になるかと思うんですね。ですからその辺をちょっともう少し内容的に教えていただきたいと思うんです。以上、ちょっとお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　お答えをいたします。

第一点目の問題については、私どもの方でも基本的には同じような考え方を持っておりますので、そういう形で推進をさせていただきたいと思っております。

それから公民館の分館設置の問題で、大地区センター等に一部充てて使えないかというようなことも御指摘ございました。この辺については、地区センターを所管しております生活環境部の方とも打ち合わせをして、そういうことが可能であるかどうかですね、少し検討させていただきたいというふうに思います。

それから中央公民館の改修につきましては、今までずっと中央公民館を御利用いただ

いていた中で、ここはこうしてほしいというような要望が、実際の利用者の利用を通じて具体的にありますので、それに沿って、当面は使いやすく改修をしたいというような内容が中心になります。以上です。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　生活環境部長にお伺いしたいんですけど、先ほどの教育次長の答弁に関係しまして、地区センターの中で特にある程度規模なり、また敷地の面積がそれなりに対応できる部分につきまして、何か社会教育の一環として、地区センターも利用しやすいために一部改造なり、また何かを設置することによりましてですね、の使い方が可能なのかどうかですね。その辺基本的な考え方について、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　地区センターは小規模の集会施設でございまして、地域の皆さんの福祉の向上ですとか、福祉の増進、あるいは文化の向上、そういうことを目指すのが目的でございます。したがいまして、どこかの地区センターを特定いたしまして、その地区センターを特定の使用目的で考えられるようなことになりますと、ちょっと困るわけでございます。できるだけ私どもは自由に、こう使えるような状態にいつもしておく、こういう立場を貫いていきたいと思います。教育委員会の方から、公民館の分館的な施設としてこういう面に使いたい、例えば暗幕を設置してくれれば、映画ができるとか、その程度のことでしたら、対応は十分できると思っております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　はい、ありがとうございました。

そうしますと、社会教育の一環としてなかなかいろんな特定な部分が出てきますと、地区センターの利用が現実には難しいという形に明確になってきたかと思うんですけど、何かその辺も現状を踏まえながら、公民館の分館なり、何か方法がないか、後ほどその辺は今度市長にまた話をお伺いしたいと思いますけど、公民館に関する三多摩テーゼというのがあるんですね。それは東京都の新しい公民館像を目指してということで、資料的なパンフレットのＢ５版でわずか21ページぐらいなんですけど、非常にこの中に「公民館の四つの役割、七つの原則」というのがありまして、四つの役割というのは、公民館は住民の自由なたまり場です、また公民館は住民の集団活動の拠点です、また公民館は住民にとっての私の大学です、また公民館は新しい住民による文化創造の広場です。たまり場であり、拠点であり、大学であり、広場であると、これが公民館の四つの役割

の中で述べられているところでありますし、非常にこれも三多摩テーゼのこの公民館に対する思想的な部分が非常に三多摩の公民館づくりに大変に大きくですね、関与しているところであります。例えばですね、昭島市とか、国立市、東村山市、福生市、国分寺など、公民館づくりの運動が繰り広げる中、一つの教科書的な存在となり、それからいろんなそれぞれの地域のものを踏まえながら、公民館づくりが展開された経緯があるわけです。

また神奈川県の茅ヶ崎市とか、埼玉県の草加市、また山口県の豊浦町ですか、こういうところにおきましても、三多摩テーゼのこの「公民館の四つの役割、七つの原則」というものを踏まえながら、そういう公民館づくりをされてきた経緯があるわけですけど、今回の中央公民館の改修工事につきましても、使う方の意向を十分尊重しつつ、やはり一つの理念と言うんですか、考え方ですかね、そういうものも十分踏まえながら、やっぱり将来とも限られた面積でございますが、最大限に御利用しやすいような家に改造をしていただきたいと思いますので、その辺ひとつよろしくお願いします。

それから教育長にちょっとお伺いしたいんですけど、生涯教育という一つの大きな課題を踏まえながら、現在の公民館等々の方ですね、いろんな諸問題があろうかと思いますので、その辺踏まえて教育長からお考えをお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

今、生涯教育の重要課題という観点から、馬場議員さんが、この人生80年代におけるところの教育のあり方という問題を大きく取り上げて、提言していただいていることを全く内容的には私も同様の観点に立って、とらえていかなくてはいけないと、そういうように思っております。

ただ全体的には先ほど次長の方からも、申されましたように、基本計画の策定が現在進められていると、そういう中にきちっと位置づけて、限られた財源の中で、何を先行し、何を今の時点の中では活用していくかと、その辺のとらえ方を十分しながら、対応していきたい。特に小学校の児童数が減少していく中で、現在教育委員会の中でもこの空き教室関係の利用計画対策委員会等を持ちながら、この空き教室の活用等の問題等についても、３月末には答申を得られるような方向で、作業を進めていると、そういう状況もございますので、今馬場議員さんの方からお話のありました内容の中で、小学校のそういう施設等を活用しながら、対応できるものにはどういうものがあるかとか、その辺の問題も踏まえて、この問題につきましては相当長期にわたっての、当面の計画、教

育委員会としてはまともに受けて、検討していきたいと、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　はい、ありがとうございました。

小学校の中では対応していきたいということですけど、なかなか実際小学校の空き教室を御利用さしてもらって、社会教育の一環なんかやるということは、非常になかなか難しさも今の段階ではあるんじゃないかと思うんですね。やっぱり、今まで小中学校におきまして、特に小学校におきまして、ある程度限られたスペースの中で、その教育がされてきた。そして多少空き教室ができましても、その空き教室をやはり教育の中で少しこう伸び伸びと自由に使っていきたいという意向もありますので、まあある面、一面では難しさもありますけど、やはり生涯教育という大きな観点から見ますと、その学校施設の位置づけというのは非常に重要な位置づけになっておりますので、その辺も現状の難しさもありますけど、現状の学校教育に支障がない中で、何か新しい方向性が出れば、幸いだと思いますので、何かその辺も早急な中で検討もしていただきたいし、また新しいものは生み出していただきたいと思います。

ただいろんな形の中で言われてますけど、この間の公民館の20周年の行事がありまして、20周年記念の出版物も出版されましたけど、その中で非常に教育長の社会教育――特に公民館は図書館と車の両輪だというような言い方をされているわけなんですね。非常にそういう公民館に対する位置づけが深くとらえていると思うんですけど、その実際の面では非常に公民館につきましては、その理解度が比較的薄いというか、なかなかいろんな施設の面におきましても、人員的な部分につきましても、あらゆる面でどうももう一歩ですね、そういう本音と建前があるように、何かこうもう少しですね、そういう部分が、なおざりにしている部分があると思うんですけど、（「そうだ」と呼ぶ者あり）その辺ももう少し教育長ですね、そういう教育長のお言葉の中で、ちょっと引用しますと、「日野市は文化的水準の高い層の市民が生活している地域で、公民館と図書館は車の両輪のような存在です」というような形の中で、言われております。現在、図書館は随分整備されまして、まあある程度対外的にも日野市の一つの公民館という位置づけが強くなってきているところでございますけれど、その辺公民館は非常にどっちかと言うと、他市から比べまして非常にいろんな面でひけをとっているというか、非常にお恥ずかしいのが現状かと思いますので、ちょっとその辺、もう一度その辺の認識なり、また今後の生涯教育という面から、なお一層の位置づけが深まっていくのがやはり公民館の位置づけになろうかと思いますので、その分館を含み、さらには現状としては１館しかありませんので、何とかほかの施設の利用という観点も含んで、それについての今後の取り組みの決意なり、また所感なり、もう一度教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

私、公民館の20周年の記念冊子の中に、日野市の図書館行政と公民館行政を比較しながら、図書館行政でこれだけの実績を上げることのできる市民層がおられる日野市の場合、公民館活動で図書館対応の仕事ができないはずはないと、そういう考え方を持ちまして、投稿したわけでございますけれど、今お話がありましたように、図書館行政に比べて、公民館というのは非常に立ちおくれていると、まあそれにはいろいろな現象もあったと思いますけれど、特に人的な活用面等につきましても、日野市の図書館がここまで充実してきた中には専門的な司書が非常に大きく貢献をしてきているということが、私はっきり言えると思うんです。先ほど馬場議員さんの方から、指摘のありました社会教育主事、これ等のやっぱり配置等につきましても、教育委員会は教育委員会なりの努力をしていますけれど、今後やはりこういう面での人的な活用、この面をやはり相当重視しながら対応していかなくちゃいけないんじゃないか。

それから施設関係につきましても、先ほど申し上げましたけれど、当面小中学校の空き教室等を利用しながら対応していくにしても、やはり大きく言って、ある程度各施設がその中には、公民館ということで、全地区にやはりこの東西南北等に分館程度のものが置かれて、そこを中心に活動が開始されること、これが一番望ましい公民館行政のあり方だと、その前にまず施設以前に人的な地域の人材の活用等も含めながら、人的活用をしながら、活発な公民館活動を推進していきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。

じゃまず市長にこれまでの質疑の中で、生涯教育、または公民館につきまして、まず市長の所感なり、お考えをまずお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　町の発展の過程には、その町それぞれに経過がありまして、日野市の今日までの教育分野、あるいは生活文化の分野ということで、十分とはもちろん言えないわけでありますが、一歩一歩前進を進めつつあるというふうにご覧いただけると思っております。地域社会の最終の目的は市民生活が安全・快適に行いながら、しかも文化的な志向の高いそういう市民要望に対するこたえができる、健康で

福祉も行き届いている。また文化のニーズに対しても、場所として、あるいは運動として、活動として十分こたえられるという状態をいろいろな組み合わせの中で、つくり出していくことだというふうに思います。

社会教育という社会教育法が指向するその範囲では、例えば公民館が今日の市のエネルギーと申しますか、そういうレベルから見れば、施設としても不十分であるということは指摘できると思っております。ただし社会教育は公民館活動、また図書館活動、それに加えてスポーツの分野でも一定の住民要求はあるわけでありますし、また長い目でふるさと教育、あるいは帰属意識をつくり出す地域社会としての「ふるさと博物館」というふうなことにも取り組んでまいっておるわけでありまして、まあ一度には何もかにもというわけにはいかない。こういう事情があるわけであります。客観的にお考えいただきますと、今日は都市基盤の整備、つまり市民生活の将来の快適さの基盤整備にあわせて、産業的にも、あるいは社会・経済の発展のためにも道路交通網も整備しなければなりませんし、まあたまたま、恐らく10年単位で刻みますか、そういう時期に遭遇している。公民館は41年につくられた当時の施設でありますし、なお言えばあるいは一方に偏しているということも言えるかもしれません。まあしかし場所を得るということは、交通事情をよくすることによって解決する手段もありますので、この教育委員会の所管される分野と、それから一般的に市民生活そのものを対象にする生活、文化の分野と、これらを別々に達成させるということは、まあむだでございますから、両方をうまく機能させながら、市民のニーズにこたえていくということで、多少公民館の今日の規模の小ささは市民会館が補うとか、何かそういう方法で今までの一応進められてきておる。しかしこれから人生80年という時代でもありますし、次代をつくり出すためにはそれぞれの市民が自分の生きがいのために、あるいは勉強のために、いろんな要求があると思っておりますから、それらにもこたえられるこういう場所、あるいは活動、そういうことを整えることだと思っております。

地区センターも日野市の発展に合わせて、団地的な発展傾向があったものですから、地域、地域にそういう単位として最小限の施設として、大きな役割を果たしてきたと、こういうことになると思っております。その次には、今度は中規模のコミュニティー施設がほしいなというのは、これは当然であろうと思いますので、いろいろな知恵をしぼり、自治の可能性というものをみんなが知恵を持ち寄って、そうして独自の町づくりを達成させていくということが、私は住民自治そのもののエネルギーであると、このように思っております。したがいまして、今すぐ御質問に対してお答えの部分が少ないかもしれませんけど、言われる御趣旨はまさにそのとおりだと思っておりますので、できることをなるべく可能にしていこうと、公民館の建てかえというのが、いずれは必要でありますが、来年直ちにというわけにいかなければ、やっぱり内部の改造などをやりながら、今日の役割になるべく近づけていく、こういう努力になってくると、このように思っております。

言われますところの、細かいコミュニティー、中規模のコミュニティー、そしてまた市全体を合わせたコミュニティーという考え方で、それぞれが不自由、不便のないようにしていく、そういうことだと、このように今日の取り組みとしては考えられるわけであります。まあ社会教育体系というものは、これはこれからの地域社会に非常に高まることだとこのように認識をいたしておりますので、焦点をそういう方向にまた当てながら、これからの計画になるべくネットワーク化を進めていこうと、こういうことになると思っております。まあ大体そのようなことで答えにならんかもしれませんが、以上の答えとさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　　馬場繁夫君。

○12番（馬場繁夫君）　　はい、ありがとうございました。

市長からいろいろと答弁をいただきました。日野市は第２次基本構想の中に、都市像としては、「緑と文化の市民都市」ということが大きく掲げているところであります。その３要素というのの中に、「文化と潤いのある都市」というようなことも、３要素の中に入っているわけです。その文化という認識もいろんな角度から、いろんな御意見もありますし、いろんな言い方もあろうと思うんですけども、例えば市長室からということが、いつも広報に載られるんですけど、そういうものを、市長の御意見を見ますと、何か、施設をつくることが文化のようなニュアンスにとれるような言い方もされる気味もするんですね。ですから、確かに市民感覚からすれば保健センターをつくったり、いろいろつくることが、確かに文化の中では大事な要素かもしれませんけど、それだけが文化じゃないと思うんですね。それ一つ一つと同時に、そこに暮らしている市民の皆さんが、文化という部分について認識を深めながら、本当に日野市に住んでよかったなというような部分が出てくることが、やはり最終的には大事かと思います。そういう面では、今回のような公民館とか、いろんなそういう社会教育施設の位置づけというのが、非常に大事になってくるんじゃないかと思うんです。確かにそういう部分はなかなか対外的には目立ちにくいというそういう部分がありますので、なかなかそういうふうにうちからも見えにくいという反面もあるかもわかりませんけど、今後とも生涯教育という

一つの大きな方向性が出てきておりますし、その方向に沿った形の中に、いかに市民の皆さんの文化，教養を高揚できるような行政のお手伝い、また行政がそれで介入するということじゃなくて、市民の皆さんが自発的にできるような場を与えていくという考え方がさらに必要かと思います。

そういう中で、やはり先ほどネットワークなり、また生涯学習というその大きな目標に向かっての全庁的な何か部課長さんを中心として、十分いろんな角度から審議をし、またそういう部分を踏まえながら、新しいものをつくりあげていきたいと思います。市長さん、どっちかというと、皆さんと相談をして、また市の職員の皆様の持っているいろんな技術なり、またいろんな考えなり、いろんな部分を上手に引き出して、それをまとめて、新しいものをつくり上げるということが随分お上手じゃありませんので、今後ともその辺をもう少し出しながら、職員の皆さん持っているものを十分引き出して、それを活用した中で新しい生涯教育という一つの中の流れをつくっていただきたいと思います。そうすれば随分ですね、文化の意味合いも変わってくるだろうし、新しい日野市独自の文化的な要素が生まれてこようかと思いますので、なかなか市長さんには難しいかもわかりませんけど、今後ともそれがまたあえて将来の人たちからですね、日野市の市長はよかったという、一つの評価が得られるポイントになるかと私は考えているところでございますけど、十分それを踏まえながら、現在と将来という両部分を踏まえながら、行政運営をさらに進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって15の１、生涯教育と公民館・コミュニティ施設における現状と課題についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時25分　休憩

午後３時９分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の１、高齢化社会を先見した有料在宅福祉サービスの充実をの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔８番議員　登壇〕

○８番（福島敏雄君）　それでは、高齢化社会を先見した有料在宅福祉サービスの充実をと題しまして、市側の考え方をお聞きしたいと思います。

私は９月議会の一般質問で、民間のＱＣ運動を紹介しながら、職員一人一人が自分の仕事を分析して、市民が望んでいる仕事を本当にやっているか、あるいは同じ仕事をするなら、もっと安い方法はないか、いうような視点から、自分の仕事を見直していただいて、いい方法があれば大胆に提案し、改善してほしいと、こういうお願いをいたしてまいりました。

こうした考え方は行政全般に言えることだとは思いますけれども、特に今必要な部署といたしましては、今これからの時代として、高齢化社会に向かって、行政は何をなすべきなのか、こういうようなポイント。さらには情報化社会とは何なのか、それに対して行政は何をしなければならないか。さらには国際化社会、これに向けて行政の課題は何なのか、いうようなことを明らかにすることが、大変重要になってきているんだというふうに感じております。

で、これからの地方自治体は、この三つの少なくもほかにもあるかもしれませんけれども、三つの視点から市民が求める施策を実現すること、あるいはどういう施策が実現できるか、さらにはそれぞれの自治体における、まあ政策の競争の時代に入ったというふうに、私は感じているわけでございます。

そこで今回は、この中の高齢化社会の中で、特にその的をしぼりまして、有料在宅福祉サービスについて、考え方をお聞きをしてまいりたいというふうに思っております。

で、私は昭和59年９月の議会で、これからの老人福祉施策の中で、在宅の有料福祉サービスの必要性を指摘をいたしました。そして市の見解をお聞きしたことがあります。特に私は武蔵野市の福祉公社を例に出しまして、食事サービス、家事サービス、家事・介護サービス、看護サービス、これを有料で実施するよう提案をしたわけでございます。59年９月でございましたけれども、このときの市長及び福祉部長の答弁は、「武蔵野方式」には関心を持ってはいるが、武蔵野の後に続く市がない。こういうことから、検討まではしていない。また、金で福祉が買えない人たちのことをどう考えるか。公的な福祉とあわせて、武蔵野市の制度をもっと調べてみたい、というのが、59年９月議会での答弁でございました。その後の経過は御承知のとおり、昭和60年の市長選挙の公約といたしまして、食事サービス、これを実施するということで、60年春から食事サービスだけがスタートをしたわけでございました。今回の行政報告をお聞きしますと、来年からになるんでしょうか、家事サービスと介護サービスがさらにそのサービスとして追加を

される。こういうふうにきているわけでございます。で、私はこうした有料福祉サービスのメニューがふえるということにつきましては、大きく評価をするものでございますけれども、59年９月議会の市の答弁と、今、これから実施していこうとする中で、市がどのような形でこの考え方をまとめられたのかというところが気になりますので、基本的なことにつきまして、二点、さらに制度の内容につきまして、五点ほど、あわせて七点ほど質問をさせていただきたいと思います。

質問の一点目は、昭和59年９月には「武蔵野市に続く市がない」さらには「金で福祉を買うという制度はどういうものかな」というような、まあニュアンスとしては消極的なものでありましたけれども、食事サービスに加えては家事サービス、さらに介護サービスの福祉サービスを自治体が有料で積極的に進める、こういう方針を打ち出したことにつきまして、なぜ地方自治体がこうしたサービスを、特に有料で実施しなければいけないと考えたのか。その辺につきまして、意気込みとあわせて、地方自治体が、特に日野市がこういうサービスを実施するという基本的な考え方について、まずお聞きをいたしたいと思います。

質問の二点目は、金で福祉サービスも買えない人はどうするのかという立場で、お聞きをしたいと思います。私は在宅福祉サービスのメニューがある場合、サービスを希望する人は金があろうが、なかろうが、同じサービスを受けられるというのが、原則でなければならないというふうに考えております。したがって、収入のない人は極端に言えば公費で負担をし、一定以上の収入のある人は、自分が負担してサービスを受けるということが、こういう制度の骨組みだというふうに考えているわけでありますけれども、この辺について市側は、この有料福祉サービスと、公的サービスとの関連性についてどのように考えて、対応していくのか、考え方をお聞きしたいと思います。具体的な事例といたしましては、60年から食事サービスが実施されているわけでございますけれども、今70人ほどがこのサービスを受けられているというふうに聞いていますが、実際に利用者の方の費用負担で、全部一律同じ考え方でやられているのかどうなのか。この辺につきましては、公費で負担をしている部分、人がいるかどうか。その辺についてお聞きをしたいというふうに思います。さらには、要するに公費で負担をする部分、それから有料で負担する部分、個人が負担する分という谷間を埋めるんでしょうか、ある程度そこにボランティアというのが存在するのかもしれませんけれども、そういったこれからの在宅福祉サービスについて、公費負担、あるいはボランティア制度、さらには個人が負担する有料福祉サービス制度、これをどういう関連性を持って進めていこうとしているのか。二点目としてお聞きをしたいと思います。

質問の三点目は、今度実施をいたします家事サービスと、介護サービスの中身はどういうサービスになっているのか、非常に簡単な質問ですけれども、教えていただきたいと思います。

それから質問の四点目は、家事サービス、介護サービス、二つのこのサービスが追加されますけれども、この希望者をどの程度予測しておられるか、ということですね。さらには、まあ関連するわけですけど、どの程度の申し込み数まで対応できるかということもあわせてお聞きをしたいと思います。

それから質問の五点目は、市内在住の家庭の主婦にサービスをお願いすると、こういうわけでありますけれども、広報に研修生を募集するという、12月１日ごろ記事が出ておりました。先ほどは、利用者をどのくらい見込んでいるかという質問でございますけれども、これからは研修生という名のもとで、これはヘルパーと言うんでしょうか。今後実際に、有料で仕事をしてもらう人をこれはどの程度必要だと考えておられるのか。特に、これは市長の行政報告だったと思いますけれども、現在57人程度の募集があるというふうに聞いておりますけれども、どの程度こういったヘルパーの方々が必要だと考えているか、お聞きをしたいと思います。

それから質問の六点目でございますけれども、利用者の費用負担についてでございます。これは広報によりますと、１時間600円、それから切符で精算、上積み分は公費負担と、広報に出ておりました。この辺のところはちょっと――上積み分は公費負担とか、切符で精算とかわかりにくいので、もう少しこう説明してほしいと思います。で、「武蔵野方式」では、お金はなくとも資産がある、こういう人が資産をもって、サービスを受けられる、こういう方法があって、かなり話題を提供したわけですけれども、日野ではそういうことについては、どのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それからまたこのヘルパーの収入は幾らになるのかと、こういうことでございます。これも市長の方から、600円を利用者からもらって、ある程度公費で足して時給1,000円程度というのが、お話も今議会の中で聞いたような気がいたしますけれども、どういう収入になるのかということですね。

武蔵野の後でしょうか、町田市、あるいは台東区、川口市、こういったようなところでも、在宅の有料サービスが展開されているそうですけれども、物の本によりますと、それらの市では、ヘルパーが奉仕時間を貯蓄していく制度、それで、今度自分が介護を

受けようとするときは、そのたまった分で介護を受けるということだと思うんですけれども、そういう制度が採用されているそうでありますけれども、こういった奉仕時間の貯蓄制度という考え方は日野市でとるのかどうなのか、お聞きをしたいと思います。

それから最後の質問、７番目ですけれども、福祉サービスの今後についてお聞きをしたいと思います。私はつい最近もある市民の皆さんと会う機会があったんですけれども、特養老人ホームが建設されるということについては、高く歓迎をしているわけですけれども、施設に入れるというのは、やっぱり高齢者の中の本当に１割とか２割とかじゃないのかと。したがって、これからの老人福祉対策の基本はやはり施設もありますけれども、在宅福祉サービスをいかに充実していくかということにポイントをしぼっていただきたいと、こういう話もあったわけであります。現在、公的サービスでやっているものを抜きにいたしまして、有料の福祉サービスという面でいきますと、食事サービス、それから家事サービス、介護サービス、一応三つのメニューがそろうということになるわけでありますけれども、武蔵野市では、看護サービスですか、医療サービス、こういったようなものもあるというふうに聞いております。先ほどの質問で、家事サービス、介護サービスはどういうものか、わかりませんけれども、まあ月に１回程度、自宅に回ってきて、血圧を測ってもらうというようなことも、これからのまあサービスの中では、市民のニーズとしてはかなり多いのではないかな、というふうな感じもしておりますので、それらの、今ある、やろうとしている三つのサービスに加えて、介護・看護サービス、医療サービスなどまで、メニューを拡大していく方針があるかどうか、以上七点の質問をいたしますので、よろしく御回答のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、これからの高齢化社会に対する在宅有料サービスについての御質問がございましたので、お答えしたいと思います。

現在私ども高齢化社会を迎えまして、在宅での福祉サービスの需要増大、それから市民の多様な要求等がさまざまな福祉的なニーズを生み出しております。自治体が行っている在宅の福祉サービスは原則として低所得者を中心に行われておりまして、個人負担はない。若干あっても、無料あるいは低額の負担、こういうことでございます。これは現在国で行っております老人家庭奉仕員等の派遣事業、こういうことで公的な機関が費用を負担しまして、実施をしておるわけでございます。

しかしながらこうした枠が、比較的狭い公的なサービスに、網の目からはずれた方も、

まだ入ろうとしない方も多く存在しておるわけでございます。こうした福祉サービスを必要としているけれども、現状のシステムではサービスが受けられない方々に、有料という形で、民間が利潤追求をせずに、サービスを提供しようということであります。その主体として、福祉法人である福祉事業団を考えておるわけでございます。

またこれによって、所得の多寡にかかわりなく、均等で良質な福祉サービスを市民に保障しようというものでございまして、同時に労力の提供を通じて市民の方々の在宅者への関心と、ボランティア精神の普及に、役立てば幸いと考えております。

公費でのサービスと、民間の有料福祉サービスについての質の疑問もございますですが、両者には、原則として質については相違は存在しない。むしろコーディネーター等によって、対象別に個別な社会サービス、ソシアル・サービスを提供する。こういうぐあいに考えております。

まず第一点の59年９月に武蔵野に続くものがないと、これについての御質問がございましたけれども、私どもも現在でもまた情報でつかんでおりますのは、武蔵野市の住宅を資源といたしまして、サービスを提供するという方式については、その後なかなか後に続くものがないのではないだろうか、まあしかしながら有料サービスという形で、例えば町田とか、府中とか都内では幾つかの公社をつくりまして実施しているものも、逐次展開されてきているように思います。

また二番目の金でサービスを買えない人ということで、どうするかということでございますが、今回の行いますサービスにつきましては、一定のコストを必要といたしますので、給食サービスと同じように、一定のコストは負担していただきたい。しかしながらその他の経費、例えばコーディネーターの人件費とか、あるいは出張に伴う諸経費等については、市で副補助金としてその実施いたします主体に補助を出しまして、それによって一定のものは基本的な部分につきましては、いただかないようにする。したがって、最低限のコストになります600円程度の１時間単位の有料制は維持していきたい、こういうことでございます。

60年から出発いたしました給食サービスは現在御質問のように、70人余の方が現在受けておられますけれども、この負担は実費、要するにその材料費を400円いただいている。これで一律に行っております。公費であとは、人件費、それに伴う食事をつくるための人件費や、あるいは配食に伴う人件費、ガソリン代等は公費の補助という形で実施しております。これと同じような形で今後これらの有料福祉サービスについては考えていきたいと、こういうぐあいに考えております。

また国で行っております老人の家庭奉仕員の派遣等の制度については、国の制度として実施されておりますし、またボランティアにつきましては、日社協で友愛訪問等の形で、無料の無償の行為ということで、ボランティアによって引き続き実施していただく。したがって、かなり個人的な要求については、福祉サービスを民間のレベルで今後実施したいと、こういうことでございます。

家事援助、介護の中身でございますけれども、当面は家事援助サービスを実施していきたいと思っております。近い将来には介護サービスを考えております。当面は介護等につきましては若干の研修も必要でございますし、一定のリスク等もございますので、その節は十分な高度な研修等行いまして、知識を蓄積して、実施したいと、こういうぐあいに考えておるところでございます。

その他軽作業、あるいは通院・外出等の援助、また食事サービス、その程度のものも限定的ながら、実施したいというぐあいに考えております。

次に利用者の将来の見込み数はどのくらいかという御質問がございましたけれども、現在これについては、私ども不明でございまして、はっきり申し上げるわけにはいきませんが、他市の人口比率、あるいはその他の状況から比例的に推測いたしますと、70名前後ではないかと、こういうぐあいに考えております。そして現在のマキシマムはどのくらいかということ、最大限どのくらい利用者があるかということについては、これはちょっと私どもはわかりませんけれども、まあそれは恐らく総合的に地域福祉の状況、あるいは公的な福祉の展開の状況によっては、若干それは各市実情が違ってくるだろうと、こういうぐあいに思いますので、ちょっと予測しがたいものではないかと思います。

そして、五番目に市内の在住婦人を対象にした研修生で、ヘルパーで実施するという考えでございますし、この方々がどのくらい必要かということで御質問がございましたけれども、要するに今回の労力提供をしていただく方は、家事の間にやっていただく、主婦としてやっていただく、こういうことでございますので、それぞれ提供していただく時間が、違うと思います。例えば朝早くのうちとか、夕方おそくのうちとか、あるいは日中のうちとか、あるいは午前がいいとか、午後がいいとか、まあそれぞれ提供していただく時間も違うと思いますので、70名の必要、あるいは一定の数の必要者に対して、労力提供が何人ぐらいあるかということについては、まあ大体他市の経験等で見ますと、2倍ないし3倍程度の人員を確保しないと、なかなか思うような展開ができないと、こういうぐあいに考えております。

また利用者の費用負担は先ほど申し上げましたように、基本的にはコストとして1時

間600円払っていただく。そしてそれは切符制度を考えておりますし、その他、ほかに公的な費用の負担としてそれぞれの事務的な費用、あるいは若干の足代等も考えますと、200円ほど上積みをして実施をしていきたい、こういうことで、これは市の方から出しまして、補助金として出しまして、個人からいただいた分をさらにそれは主体である福祉公社の方で、福祉事業団の方で上積みをして、1人1人、1時間大体800円と、こういうことで支払っていったらいいのじゃないかと、こういうぐあいに考えております。

また独特な独自な見解で、また独自の展開をしております武蔵野市の福祉公社でやっております家の財産管理を中心とした「武蔵野方式」等については、日野では現在考えておりません。

ヘルパーさんの収入は、それぞれそれの労力を提供していただく時間、あるいはその方の事情によってさまざま出てくると思いますけれども、大体若干の所得ということでなるんじゃないかと、それによって生活を立てるということは、かなり難しい問題じゃないかと思いますけれども、個々の働く時間によって、その差は出てくると思います。

これからの福祉についての展開でございますけれども、当面は家事援助、それから介護サービス、こういうことでの二つのコースを設定をいたしまして、実施をするつもりでございますけれども、それに加えて日常的にお宅に伺って、月に1遍程度は生活・健康上の相談、あるいは定期的な訪問等考えております。これは基本的サービスの部分として実施したいと、こういうぐあいなものでございます。

また医療サービス等については、かなり難しい問題もございますので、これについては武蔵野市では若干実施しているということで御質問ございましたけれども、医療的なサイドについては、現在考えておりません。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　今、福祉部長から答弁がありましたけれども、福祉部長に補足というのはないのでしょうけれども、特にあれば先にお聞きした方がいいと思うんですけれど。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かなり細かく御質問がありまして、まだ欠けている部分もあるように思います。それで経過から申しますと、9月議会に福祉事業団への補助金として、270万円計上をいたしております。その審議の中でもっと詳しく説明すべきことだったという感じがいたしておりますけど、割合委員会でも特別の質問はなかったと、こんなふうに聞いております。そして、なかったらまあ申しわけないのですが、それで高齢

化社会が進行するその時期がいよいよ日野市という地域社会においても、近づいているといいましょうか、あるいはすでに始まっていると、こういう認識でございます。そしてこれにどう対応すべきかということが、特に関心が深いわけでありまして――関心を持つのが当然でありまして、今多少専門家も中心になっていただいて、高齢者、まあ老人福祉検討委員会というのも一方に持っておるわけであります。その中でも、まあ論議――その委員会に私どもの方では今後の高齢化社会における老人福祉の体系化という、老人福祉の体系をどう編んだらいいでしょうかという設問を行っております。２年ほどかけて専門的な答申をしたいというふうに伺っておるわけでありますが、その議論の中ですでにかなりの我々に示唆を与えられるものがあるわけでありまして、発足といいますか、思い立ちはそういうことから出ております。

給食事業を始めまして、一応これは何といいましょうか、内輪に言えばもう生命の維持、なおそれが健康に役立つことが願っておるわけであります。したがいまして、公費を消費することでありますので、どなたにもというわけにはまいりません。それで給食委員会、つまりそれの認定も諮った上で、該当者を定めておると、こういうことであります。こういう事業をする一方に、まあやった経験の上から、なおこれからのいわゆる独居老人のお宅とか、日常生活に支障のある高齢者の立場から、有料であってもいい、介護者がほしいと、こういうことが当然起きるわけであります。それに何とか対応しようというのが、今の進めつつありますところの「在宅老人ケア事業」と、こういう事業の、つまり予算化をいただきました、まだ未経験の分野のごく慎重なスタートをしようという考え方がその予算化でございました。

そして９月議会、つまり10月１日に議決をもらったわけでありますが、まあ一日も早いこの事業に対します参加者、――参加者というのは、一方には供給できる能力を持たれた参加者と、こういう意味でありまして、その公募を福祉事業団の名で、ごく必要な範囲の記事ではございますが情報を提供し、それにこたえてもらったのが、今の――３回ぐらい広報に出しました、50名余り、それに参加をしようかという方々の情報をいただいております。一方に求める側に対する説明はまだ極めて不十分でありまして、どんなことか恐らくまだ説明もできない、まあ何とかヘルパー的お役をいたしますということでありますので、公募はまだまだ少ないわけでありまして、今数名というふうに承知しております。

ケアを担当していただく方々も素人でありますから、一定のごく基礎的な研修を経た上でないと、しかも有料ということでもありますので、研修期間――この間、第１回目

を行いまして、今月じゅうに何回か、専門家の講義を聞いていただいて、できれば年内に１人でも２人でも、派遣といいますか、出向いていただければ幸いだなと、こんなふうに仕事を急いでおります。

慎重に時間をかけてやればいいという説もございますし、また少々拙速であっても、やはり求める側に、――我々も経験するために、早く何とか実績を――ごく小規模でも進めたいというのが、私どもの現在の考え方でございます。

当面は家事コース、介護コース、御質問には看護コースということもあるようでありますけど、当初は家事コースで進みたい。介護ということになりますと、体にある程度触れるということになるわけでありますので、一定の訓練ないし経験を経る必要があると、こういう考えでございます。まあ家事というのは、掃除とか、整理とか、買い物とか、ある程度の食事の、調理もやっても、まあいいだろうと思いますが、求める方のお話を聞いた上で、判断をする材料だと思います。またこの事業はある程度専門知識のある、判断のできる措置者が、――まあ措置者といいましょうか、判断のできる方が必要と考えられますので、その当初の予算の中には、その方の嘱託としての人件費を含めておると、こういうことでございまして、その当たる方の１人は決定に至っております。

したがいまして現状は、ケア事業に参加をしてやろうという方が、今五十数名の情報をいただいておる、その方が全部残られるということもこれもまた難しいことだと思っておりますので、どの程度残っていただけるか、これからのこの事業に対します――行政側の打ち込み方も大切でありますし、地域社会の御認識も必要だと、このように思っております。

料金につきましては、時給、今一般にはパートの時給というのが600円ぐらいということを言われておりますので、まあそれを基準にして若干の積み上げをすることによって、一般のパートに出られる方がこちらの方にも気を向けてもらえるという効果が必要だと、あればまた幸いだと、このように考えるわけでありまして、すでに事業として家政婦ないし看護婦を派遣をする仕事をやっておられる方がいます。この方とあまり競合してはいけないと思います。またその方、その事業としておられる方には、これまでも福祉事務所の措置として、無料でその派出婦会から派遣をしていただく。それから料金はその会にお払いをすると、こういう仕組みがございます。つまりホームヘルパーという公費の制度と、それからそういう派遣制度と、もう一つは看護婦派遣制度というのも、これは健康課が担当しておりますけど、この制度もあるわけでありまして、今回の有料ケア制度を追加することによって、体系が一応整う、こんな感じでおります。

利用者の方にはまた一定のこれだけのサービスをいたしますという理解をお願いをしなければなりませんので、供給する方、あるいは求められる方に対しての一つの基準を定めたものを、まあ約束をしておく必要があると、このように考えます。ともかく家庭に入って、プライバシー以上のお力添えをするということになりますから、よほど約束ごとを明確にしておくということと、それから対応は――慎重を要するということはもちろんでございますので、この点にまた慎重を期したいと、こういうことになるわけであります。

介護コースという、一歩進んだ体の介護をできるコースは、経験を積んだ上で派遣できるようにいたしたい、あるいはすでに経験のある方ならば、ある程度のことはできるんではないかと思っております。ただこの事業は我々の聞くところでは、ほとんどどこにもない、無料で貸し借りの関係で、いわゆるボランティア活動の延長、あるいは拡大として、組まれているところはちらほら聞くわけでありますけど、社会法人がこの事業をやるということは、まだ官庁の側においても、未経験のようであります。目下我々も申請中ということでありまして、事業認可は全くこれも慎重に構えられておる、こういう感じがいたしております。

「武蔵野方式」、こっちは欠けておるかもしれませんが、「武蔵野方式」は当面この事業とは別でありまして、なかなか困難な内容でもありますので、その方式は後日に検討するならばするということになろうかと思います。

それから、ヘルパーさんと仮に言いますならば、ヘルパーさんの収入は、時給と公費の200円、それらによって2時間コース、3時間コース、4時間コース枠ぐらいを限度といたしたい、こういうことでありますから、計算すれば大体3時間ならば二千数百円、午前中2時間というのが比較的多いんじゃなかろうかと思いますので、そういうことであるならば、1,600円ということでありまして、月間何回出向いていただけるか、これによって、収入ということにもかかわってくるわけでありますので、その関係がうまくいけば幸いであると、こう思っております。

今――先ほどお話しいたしました在宅老人の給食事業、これはある程度経験をしたわけでありまして、一たん申し込まれた方は、継続的に活用されている、こういうことでございますし、今、頼んでおる至誠老人ホームの能力の限度もございます。したがって次第にそういうグループを編成をして、そのグループが一定の場所なり、あるいは個人のうちの調理場なりで、受け持つ範囲の給食事業もやっていただければ、これは一つのアイデアとして、よりよい仕事になるんではなかろうか、こういう感じがいたしており

ます。つまり3名で10名ぐらい給食を担当してもらいますと、地域という範囲で。配達もしてもらい、また情報もとっていただく。こういうことで地域で、いわゆる困っておられる方を相互扶助の関係で、多少有料という要素を含めながら、需要と供給がうまく機能できれば、ひとつの高齢化社会に対します地域の事業としての役割があろうかと、このように考えておるところでございます。老人福祉の体系化ですから、まさにこれは在宅であっても、独居でありますとか、寝た切りでありますとか、まあ寝た切りに近い、あるいは家庭でいろいろな支障のために、不自由がある。こういう方を対象にするわけでありまして、一番体系の中の大きい部分は、積極的な生きがいをつくる、健康をつくる、こういう分野の、これは福祉とは言わないかもしれませんが、そういうことを大きな分野としながら、きめの細かい、困っておられる方々の――いわゆるケアができればこれに越したことはないというのが、発想の趣旨でございます。

なお近ごろの有料のシステムの一つとして、業界でホテル風なケア様式も開発されつつありますので、それらにつきましては性格がよければ、内容がよければ市としては指定をするというような形で、御相談に応じると、こういうことにしたらどうかという感じもいたしております。市内にたまたまこれは難病患者を対象とした事業のまた発展でありますが、地域ケア研究所ということをやっておられる方もありまして、この方々の――これ石川左門さんという方ですが、専門家が所長をされておりますので、いろいろと助言もいただきたいと、このように考えております。

老人福祉の体系化の一環の、当面の地域社会が分担をする方式として、こういうことを開発しつつあるというふうに御理解をいただければ、またいろいろなこれのいい方法を経験をしながら、進めることができれば、幸いだと思っております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○8番（福島敏雄君）　市長の方から大変丁寧に答弁をいただきまして、ありがとうございました。

で、私、質問している趣旨と、市長及び福祉部長の答弁とが、正直言ってかなり違っているんですよね。これは、私も勉強不足と言ってしまえば、それまでなのかもしれませんけども、一つ見解と、さらに再質問させてもらいたいところがあるんですけども、昭和59年の9月議会で私がこういうものをやるべきじゃないかと言ったときに、「それは武蔵野だけやって、ほかはやっていないよ」簡単に言えば。それから福祉サービスというのは、金のある人だけにやるのはどうかな、それだからできないよ、簡単に言えば

こういう話だったですよね。ですから、私はこの質問に当たりまして、地方自治体が有料の福祉サービスをなぜしなければいけないのかという、そこの理由づけをもっとはっきりしているのかと思ったけども、全然出てこない。

それから２番目に金で買えない人をどうするかと、私はこういうメニューをつくったらば、有料であろうと、金のない人であろうと、同じメニューを選ぶ権利、そういうものがなけりゃいけないんじゃないか。市長は59年９月議会で金で買えない人のために、検討しなきゃいけないというのを、私はそういうところを検討していたんだと思うんです。コストかかるのはわかるんですよ。コストがかかるから、金の払える人だけやりますというならば、59年９月議会での答弁は、全然私は的をはずれていると、こう思うんですよ。何か市長の感じとしてそれらしきところのあったのは、公費で見ている部分で家政婦を派遣する事業がある。こういうお話がありました。私はそれだったら、そういう答弁をぜひ組み立てをしてもらいたいですね。お金のない人は公費で家政婦を派遣してます。それは恐らく家事サービスプラス介護サービスに入っているんだと思うんですね。今もそれをやってますと、それは所得制限か何かあるのかな、よくわかりませんけど、所得制限があるから、所得があって、例えば年金なんかもらっていて、お金があるんだけれども、体が動かない人は、どうしても金を払っても、そういうサービスを受けたいよと、こういう時代がこれから来ますよというのは、私は有料の在宅福祉サービスがこれから行政が力を入れなきゃいけない、最大のポイントだと思うんですよね。そこのところを触れないでおられるから、ちょっといらいらしているんですけども、要するに同じサービスを困っている人にはやるんです。お金のない人には、公的なお金で面倒見ます。ある一定のお金のある人は、有料で払ってもらうんです。こういう発想に区別したから、有料のこの在宅福祉サービスを始めるんです。こういうことじゃないんですか。私、そうだと思うんですよ。有料サービスを始めて、介護サービス、まだやらないそうですけど、家事サービスと。１時間600円払える人は、これ申し込んでください。そういうことをやるんですか。これは、さっき福祉部長が言われましたけども、民間にやらすんだと、こう言ってますけど、市が音頭とってやるわけですから、行政主導でやっているわけですから、そういうことじゃなくて、やっぱりストーリーというものは、やっぱりぴちっと福祉部当たりでよく練ってもらって、それで私は出てきているものだと思うから、前回の質問とのつながりで聞いているんだけども、全然それがわからないんですよ。私はこう思っているんですよね。

公費で負担をする部分は、所得制限がある。所得制限にかかって、サービスを受けられない人は有料でやってもらうんです。こういうことだと思うんですよ。ですから、サービスのメニューはお金のない人も、お金のある人も同じです。同じサービスが受けられます。これで、私はいいというふうに理解しているんですけど、その辺はどう考えられるか。特にまた市長の説明の中で、家政婦を派遣する事業をやっている人の事業を侵害しない方針だと、こういうふうに言われて、なると、非常に何というんですかね、この有料のサービスが尻つぼみで、あんまり広がらないような気がするんですけど。私は家政婦にお願いをしてやっている事業というのは、公費で見ている部分だと思うんですよ。公費で見ている部分はもっと拡大すりゃいいじゃないですか。もっと拡大すればいいんですよ。できると思うんですよね。家政婦協会の仕事をとって、有料サービスをやるんじゃなくて、私は公費でやっている部分が全部受けられているかどうかわからないと思うんですね。だから公費でやっている部分は、このほか民間の家政婦さんにまかせてもっと充実していく、こういうことが必要じゃないか。それから看護婦の派遣を健康課でやっていますと、これは非常にいいことなんですよね。で、これはやっぱり所得制限あるんですか。（「必要ないんじゃない」と呼ぶ者あり）いや、ないとすれば、じゃ介護サービスとか、看護サービスというのは、すでに、こういう人たちには、実際市民の中にもうすでに行われているということですよね。看護婦さんを派遣して、一人暮らしの皆さん方のところを回っているということですから、もう実質的に公費で、健康課でその介護サービス、看護サービスというのは、実際やられているわけですよ。だからこれを――難しいことじゃなくて、この人たちを――恐らく私は健康課で派遣しているのは、後でお答え願いたいんですけど、全部お金のある人もない人もやっているんでしたら、問題ありませんけれど、もし所得の低い人だけ回っているんだとすれば、そういう人に今度お金を払うから、600円払うから来てもらうということなら、すぐ看護サービスだって始まる、いう感じがしてしようがないんですよね。で、ひとり勝手な話になっているのかもしれませんけれども、要は有料在宅福祉サービスをなぜ自治体がやらなければいけないか、それから金でサービスが買えない人は、これはメニューとしては同じもの公費で今見ているんですという、あるいは見ていない部分があれば、それは公費で、有料サービスの方にあわしていくんです、いうくらいの基本的な考え方がなけりゃ、59年９月から全然進歩ないと、全然検討してないということになりますので、ほかの細かい話は私はともかくとして、その２点について、もう一度見解をお聞きしたい。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ついでですから、ちょっと私がお答えをやっていきたいと思

います。まあ質問の趣旨と私どものじゃ説明したのが少しすれ違ったと、まあ今伺えばそういうことだと思います。

古くからあるホーム・ヘルパーさんというのは、６名おります。これは正職員として福祉事務所の指図によって、いわゆる在宅ケアをしておられます。主として老人、あるいは障害者ということだと思っております。ですから、この分野をなお拡大すればいいわけですが、これはもう正職員という形で、拡大することは、人員上限度がありますから、それらを補充する意味でも、この有料在宅ケアという方式は意味を大きく持つものだと思っております。

それから看護婦派遣事業、これは家庭で寝た切りの方がおられて、これまた家族の方に寝た切りの方の介護を教えたり、また訓練をしてあげたいと、こういう役目だというふうに、聞いております。いずれもこれは無料であります。それから派遣事業ということで、介護者派遣事業ということで、看護婦なり、家政婦なりを送っておられる。これは既存の制度によって、別段老人ということにかかわらず、求めがあれば、出ていかれると、こういう性質のことだと思いますから、在宅老人の方のまた該当する部分もあっていいわけでありまして、これはかなり高い経費にはなっておりますけど、これはいわゆる無料でやる範囲の一事業であります。無料は、無料の該当者は無料で行うということは、これはもうすでに制度として存在いたしますから、無料に該当しない方に有料で行うというのが、このたびの在宅ケアの発想であり、スタートである、このように御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　このような細かい話を市長と話しをやり合うのも、ちょっとあれなんですけど、私は市長からは物の考え方をお聞きすりゃいいと思っているんですね。したがって、今食事サービスがスタートしました。これから家事コースがスタートします。ちょっとおくれて介護サービスがスタートします。で、物の考え方はこれ有料で、ＰＲをいたします。そのサービスに相当するものは、お金を払えないで困っている人が望めば、それも公費で基本的に、じゃ見ていきましょう。実際にそのかなりの部分はすでに公費で見ています。したがって、有料サービスの拡大された部分は、公費のサービスも少し拡大していきましょう。こういう基本的な考え方に立っておられるかどうか。そこをお聞きをいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その部分もこれからの工夫の中で、埋めていかなければなりませんが、現状は無料と有料とかなりはっきりしている。こういうふうに考えております。無料を拡大することはなかなか困難でございますから、やっぱりある程度有料も取り入れていこうというのが、このボランティアでない一つのまた、別の意味のボランティア事業である、このように考えておるわけでありまして、無料を拡大するということは生活保護でありますとか、特別な事例じゃないと、もうこれ以上拡大は難しいんじゃないかというのが、有料を開発している理由であるというふうに、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　わかりました。私、あの、市長、まあ確かにお金のかかるのがふえていくからというお考えになっているかもしれませんけれども、基本的に質問の中で私が話しましたように、これ高齢化社会の在宅福祉サービスというもののメニューが行政指導でできた場合に、私は原則的にはどのような立場にあろうともその望めば、そのサービスが受けられる、いうふうに、基本的に考えるべきだというふうに考えてます。そこで、お金がかかり過ぎるか、過ぎないかというのは、私はいろいろ実態面もあるでしょうし、工夫もできるんではないか。市長から今のお話のように、公費で負担している部分についてどういう制度があって、どういう対象者でというのがあって、それからはずれた人というのは、私はあまり明確でないので、よく言えないんですけども、そういう公費で見る部分というのと、それから負担してもらう部分というのが、同じサービスを受ける場合に、個人にとってみれば差が出てくると思いますけれども、今年金も充実してますし、それから生活保護もかなりできてますから、例えば、例えばですよ生活保護世帯、あるいはそれに準ずる人は300円とか、月負担、時間負担は300円とか、いろいろな工夫があっても私はいいのではないか。要するにサービスを受けられる人というのは、望めばメニューをすべて受けられる、こういう形にしていくべきではないかということを、ここでは要望しておきたいと思います。まあ時間が――始めてから、あるいはこれから始まってから、日が浅いですから、そういうふうにはならないと思いますけども、私は武蔵野の福祉公社を聞いたときに、有料サービスというのがあります。それから公費で負担する部分というのがあります。それで公費で負担する部分はどうもおくれがちなので、できるだけその有料サービスのメニューに近づけるように、市としても努力をしております。こういうような話でございました。したがって、食事サービスを始めるんであれば、要するにお金の払えない、ある所得以下の人については、まあ片っ方が400円の負担をするんであれば、200円払ってもらって、同じ弁当を届けるというよ

うなことをやっているというふうに、聞いておりました。私はやっぱり市民が一番初めにあって、この高齢化社会のこのお年寄りがあって、お年寄りにどういうことをやるか、そこはそれぞれの財政負担能力に応じて、個人負担というものはある程度の差が出てくるというのは、私は有料福祉サービスを取り入れるゆえんであろうと思うですけども、サービスそのものは変わらない方がいいんじゃないかというふうに考えております。

それであと今一つ、市長の最後のお言葉の中で、専門家の助言もいただきたいと、こういうお話がありました。私は、専門家の助言のお話も結構なんでしょうけど、これは今までも持論で言っているんですけども、市役所の中にも、そのお年寄りの介護を一生懸命やったという人はかなりいると思うんですよね。ですから専門家の意見というのも重要でしょうけども、庁内でかなりお年寄りの介護に関心を持たれているような人はいると思うんですよね。そういったような人たちが、まあ集まって、やはりこういったサービスを今後どう展開するかということを話し合うというのも一つだし、午前中に奥住議員さんの方から、例えば自己申告制度があって、そのとおりに配置されているのかという意味の話がありましたけども、こういった高齢化社会に向かってと、自己申告を受け付けるときには、高齢化社会に向かって、こういう施策をこれから市がやろうとしておりますと、ですからこういったところに希望する者はありませんかというような注釈をつけてでもですね、いろんな自分の単に自己申告すりゃ、何か漠然とそういうことにならないと思いますけど、これから目指す重点施策をやってみる人はいませんかというようなイメージあれば、必ずいい人材が出てくると思います。ぜひそういった意味で、庁内に多くの人材がいると、私もそう確信しております。したがって、ぜひそういう人たちの知恵で、進めてもらいたいという感じがいたします。

福祉部長にお願いするんですけども、やっぱりもう一回この庁内で、特に担当部署では、なぜ有料の在宅福祉サービスをここで導入しなけりゃいけないんだということを、ひとつ推進するグループでぜひ討議してもらって、できればまとめて小論文にでもして出してもらいたい、いうふうに思います。で、これからはこういった福祉サービス、こういった福祉サービス、したがってこういったサービスが必要なんですと、そのときに公費の負担でやるべきものと、あるいは有料福祉サービスとのは、こういうところで分けるんですよ、いうようなこと。それから、ただ中には、こういった有料のボランティア――有料ボランティアというんですか、有料、お金をもらってヘルプするのは、気にいらねぇと、だから私は純然たるボランティアでいきますという人が市内にもいるかもしれない。そうしたら、そういうような人たちには、どういうところを受け持ってもら

うんですよ、というようなことがはっきりした方が、私はいいんではないかと。いつも市長からは、方眼紙の升の中に字を書くような、何かかたっ苦しいことは言うなと言われてますけども、やっぱり初めのときには、ある程度しっかりとした準備というのが必要だと思うんです。だから広報を見れば家事サービスと看護サービスと家事コース、介護コースというのがあって、いかにもすぐ一緒に始まるように見えるわけですけども、きょうお聞きすれば、家事サービスだけがスタートして、できれば掃除，買い物、食事づくりというようなことを希望者が出てくれば、この年度内、ことしじゅうからも発足させる、こういうお話のようでございます。で、準備が整わなければやらないという方式もあるかもしれませんけど、市長が言われたようにやってみるということもいいことなんですけど、やっぱり基本をしっかりした上でやってみるというのはいいことだというふうに思いますので、ぜひそういう面をお願いをしたいと思います。

それから最後についでに意見を言わしていただくわけですけど、今回の一般質問を通じまして、私も、かなり議員の皆さん方の発言を、それに対する市側の答弁で感じたことがあります。ここに12月12日の朝日新聞の「天声人語」に会計検査院が各省庁や公団の一部を調べただけで、210億円のむだ遣いが見つかったことに関連して、会計検査院の辻院長が「今の役人の頭に節約や効率という言葉はない」さらに辻さんは「役人には規則通りという頭はあっても」という話をしているんですね。例えばもう少し変わった方法があるかというような発想が、意識がない。あるいはもう少し安くあげられないかという話はない。こう言ってます。私は、日野市の職員の皆さん方の意識はもっと高いというところにあると思いますけども、ぜひ努力をしていただきたいと思うわけです。今回のやり取りの中を感じていて、一つ感じていることは、議員のいろんな質問なり提言に対して、それができないと言ったという場合に、市側の機構だとか、そういったものが前面に出過ぎちゃっているような感じがするんですね。むしろ何と言うんですか、答弁を聞いてますと、市民の人に何か市はしてあげているんだという意識があって、あとは内部の問題があって、できないよというような話し方がかなり多いわけです。（「公民館、公民館」と呼ぶ者あり）したがって、私は公民館の問題にしても、学童クラブの定員の問題にしても、やっぱり市民が望むことは、やってやろうじゃないか、それが先になくて、できないよというのが先にある気がするんですね。そういうところを、やっぱりやってやろうじゃないかというふうに、ぜひ発想を展開してほしいと、こういうように思います。したがって、小山良悟さんが――いない人ばっかりのあれ出しますけど、小山良悟さんが、「面倒な仕事というのはどうも先に送られちゃう」、こういう

ような話があるわけですけど、面倒なあるいは困難なという仕事についてもですが、やっぱり市民が望んでいるなということについては、ぜひそれを片づけるということを特に感じましたので、要望をしておきたいと思います。（「いい発言だ」と呼ぶ者あり）特にこの有料の在宅福祉サービスということについては、私も勉強不足という感を免れないわけですけど、ぜひ市側の方もいろんな市で実施をしておりますし、市長が老人福祉の体系化というのを今開発しつつあるというお話でございましたけど、すでにいろいろな市でこの種のサービスが有料で始められているわけですから、まあ開発しつつあるというのも当たらないことじゃないと思いますけど、全く前人未踏の新雪の上を行くわけではありませんので、そういった意味では、いろいろ勉強を深めていただきたいということを、ちょっと口が――何か市側の攻撃みたいに終わっちゃったんですけども、御容赦いただきたい、以上で終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって16の１、高齢化社会を先見した有料在宅福祉サービスの充実をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時20分　散会

12月15日　火曜日　（第７日）

昭和６２年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第38号）

12月15日　火曜日　（第７日）

出席議員　（28名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
５番	山口達夫　君	６番	天野輝男　君
７番	福島盛之助　君	８番	福島敏雄　君
９番	中谷好幸　君	10番	小俣昭光　君
11番	川嶋　博　君	12番	馬場繁夫　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良吾　君
15番	馬場弘融　君	17番	旗野行雄　君
18番	一ノ瀬　隆　君	19番	板垣正男　君
20番	鈴木美奈子　君	21番	中山基昭　君
22番	秦　正一　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	26番	市川資信　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（２名）

16番	高橋徳次　君	23番	黒川重憲　君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　村上紀子君

議事日程

昭和62年12月15日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問
（緊急質問）
追加日程第1　朝鮮籍女子高生への暴力行為の再発を許さないために

本日の会議に付した事件
日程第1及び追加日程第1

午前10時9分　開議

○副議長（中山基昭君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

本日、議長所用のため、かわりましてその任務を務めてまいります。よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

朝鮮籍女子高生への暴力行為の再発を許さないためにの件につき、一ノ瀬　隆君から緊急質問の通告があります。所定の賛成者がありますので、この際、緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　御異議ないものと認めます。

よって、一ノ瀬　隆君の緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに決しました。

一ノ瀬　隆君の発言を許します。

〔18番議員登壇〕

○18番（一ノ瀬　隆君）　おはようございます。貴重な時間に緊急質問の機会を当てはめていただきましたことを感謝いたします。早速質問いたします。

去る12日の朝日新聞の夕刊に「チョゴリ姿にいじめ続出」の大きな記事がありました。それより先、同じ12日の朝刊の朝日新聞によりますと、「11日の午前6時15分ごろ、日野市日野本町四丁目で、民族衣装のチョゴリを着て登校中の、日野市に住む東京朝鮮中高級学校高等部3年A子さん（18）が、後ろから来た男に突然、ひもで首を強く絞められ、首に2週間のけがをした。日野署は、障害または殺人未遂事件として捜査している。」とあります。この女子高生は1週間前には「このスパイやろう」などと暴言を浴びせられているとも伝えています。

「チョゴリ姿にいじめ続出」の夕刊の記事には日野市のことが大きく取り上げられており、さらに大韓航空機行方不明以降、愛知や神奈川など各地で似たようないやがらせ事件が続発していることを報じています。

被害に遭ったのはいずれも民族衣装で、制服でもある、チマ・チョゴリ姿の女子中高生だということです。暴力などとともに、朝鮮人死ね、お前もスパイかなどの言葉が浴びせられていて、学生や父母の間に不安が高まっているというものです。

この記事は、これらの被害として今月2日の愛知朝鮮中高級学校の高校2年生の例、翌3日の同じく愛知県の中学3年女子学生の例、5日の神奈川県で神奈川朝鮮中高級学

校高校１年生の例が報道されています。同じ朝日新聞によりますと、これらの事件に関して、神奈川大教授で朝鮮近現代史研究家の梶村秀樹さんは、こう言っています。「大韓機事件の真相が定かではない中で、全く事件とは無関係の女子学生に無差別的に暴力をふるうとは、とんでもないことだ。事件に北の共和国がからんでいると思わせるような情報や、それをあたかも事実のように伝えた報道で、一部の日本人の心の底流に根強く存在していた攻撃的な民族差別意識が呼び起こされたのではないか。」と言っています。

また、社会精神医学者で筑波大学社会医学系教授の小田晋さんは、「会社にしろ学校、家庭にしろ、日本ではあらゆる局面で、弱いものいじめが行われるが、まさに今回も、欲求不満の解消の手だてとして、少数集団がスケープゴートにされたのだと思う。いずれにせよ、日本人の最もいやな部分がいやな形で出てしまった。」と言っています。

以上のような、数多い朝鮮女子学生の被害の中でも、11日の日野での場合は特出しています。強く首を絞められ、殺人未遂として捜査されているからです。他の例と違って、殺人を目的としたかもしれないというところが、大きな事件だと感じるところです。

この事件は、日野市政に直接関係するものではありません。しかし日野市民、私はこの方も日野市に住んでいるれっきとした日野市民だと思っていますが、日野市民が日野市の中でこんな被害に遭ったということは、市政に関係ないからといって、市として黙っているわけにはいかないと思います。黙っていることはいけないことだと思います。市としても、このような民族的偏見と差別を許すことはできない。そしてこの種の暴力の再発を防ぐことに、最大限の努力をしなければならないと思います。

そこで質問をいたします。そのための、市長としての意思を市民の前に表明してほしい。そのための、市としての何らかの方策を考えているか、検討する考えはあるかを、市長にお尋ねしたいと思います。市民の前に表明してほしいと言いましたが、被害のあった日野市の市長として、日本国民の前に表明してほしいと思います。

以上、質問いたします。

○副議長（中山基昭君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市内の先日の出来事として、今、緊急質問に取り上げられた新聞報道を、私も強い関心を持って知ったところであります。日野市という、我々の自治体が市民の安全確保のためにいろいろな行政展開をしているわけでありますし、その市民が特に外国籍であったり、何か背景の社会情勢の立場におられる、このような方々に対して、普遍的に人権を正しく守れるようにすべての努力をするということは、

大切なことだと思っております。人権問題として、なるべく効果のある手だてを考えたい、このように、今、考えておるところです。

そして自治体の責任者としての意思表明を行ってそれを公にする、こういう要望もいただいております。あるいは民族的偏見や差別がありとすれるならば、そのことを人権の問題として、責任のある市の方策を立てたい、このように考えております。

昨日は情報に対応いたしまして、警察の情報あるいは人権委員さんに対する要請、そして今後の日野市民の名誉にかかわるような悪質な事件が発生してはならない、このことに強い関心を持って臨みたい、こう考えております。今のところ、そういうことでございます。

○副議長（中山基昭君）　一ノ瀬　隆君。

○18番（一ノ瀬　隆君）　実はこの場所でもって、市長から先ほど言いましたように、日野市民に対して、日本国民に対して、この事件に対してこう考える、こうすべきだということをはっきりと、堂々と述べてほしかったのでありますけれども、それは今のお話だと今後さらに考えていくように感じましたので、ぜひはっきりと、大きく表明していただきたいことを要望したいと思います。

外国人、特に朝鮮国籍の日野市民のために、日野市は先進的な役割を果たしてきたと思います。指紋押捺拒否の問題もしかり、朝鮮人学校に行っている人の保護者に対しての助成、そして在日朝鮮人を市の職員に採用するという市長発言など、日野市から他市へと、その状況が発展していると聞いています。これらの他市を圧倒した施策に、自信を持ってこの問題にも当たっていただきたいと思います。

民族的偏見と差別を糾弾し、このような暴力の再発を絶対に許さないために、最大限の努力をお願いいたしまして、この緊急質問を終わらしていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中山基昭君）　これをもって、緊急質問を終わります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問17の１、急速に進む高齢化社会への対応について問うの通告質問者、山口達夫君の質問を許します。

〔５番議員登壇〕

○５番（山口達夫君）　議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、急速に進む高齢化社会への対応について問うと題しまして、質問をいたします。

21世紀はあと13年で始まります。さまざまな社会的、経済的な変化が予想される中で、

昨今特に高齢化、高度情報化、国際化等が緊要なテーマとして論じられております。今議会では、一般会計の補正予算案の中で、高幡地区に市が特別養護老人ホーム建設を計画していることが明らかになり、その基本設計費を計上しております。そこでこの機会に、高齢化社会への対応について基本的な見解と、各部局の幅広い対応をお尋ねしたいと思います。

日本人の平均寿命は年々延びておりまして、今年男性が75.23歳、女性が80.93歳と厚生省が発表しました。これを経済的な面から見てみますと、年金開始年齢が60歳ですので男性で15年、女性で21年間年金生活に入ることになるわけです。また、年金支給開始時であります60歳以上の人たちを、20歳から59歳までの生産人口が支える比率は現在3.8人に１人、それが21世紀には2.5人に１人になると言われております。人生80年への真剣な対応を怠りますと、まさに福祉費の重圧が社会の大問題になる可能性があるわけです。

私は昨日の一般質問の中で、福島敏雄議員と市長とのやり取りを聞いておりました。質問が私と重複するところがございますので、大変興味深く聞いておったわけですけれども、ふと次の言葉を思い出しました。それは長野県にある、患者本位の病院として話題となった篠の井病院の新村明院長の言葉です。ベッド数が310ベッド、職員361人のこの病院は、職員全員一丸となった徹底的な患者本位体制、つまり病院の都合を徹底的に排して、患者の側に立った病院運営、そういう体制の確立を目指し、黒字経営をしていることは、御存じの方も多いと思います。

論点がずれてきますので、具体的な経営の問題については、ありよう等については省略しますが、なぜこのようなすばらしい経営ができているのかという問いに対して、院長は、一言で言えば偉大なる平凡と答えております。つまり、何か特別なことをやっているからよい病院なのではない。病院として本来やるべきこと、やらなければならないことをすべてきちんと実践していることがよい病院なのだと、こう話しておるわけです。

私は、この言葉に触れたとき、市政も同じではないのかなと直感いたしました。偉大なる平凡、何か特別なことをやっているからよい行政なのではない、行政として本来やるべきこと、やらなければならないことをすべてきちんと実践していることがよい行政なのだと、こんなふうに置きかえることができるのではないでしょうか。

ここには一つの単純明快な、透徹した経営哲学があると思うわけです。幸い21世紀までのこの十数年、まだ3.8人で１人の老人を見るという状態ですので、社会的な活力は十分旺盛と言われています。この機会を最大限に生かして、問題に正面から取り組んで

曲がり角を曲がらなければいけないのではないでしょうか。これらを踏まえて、具体的な質問に入ります。

最初に、サービス提供主体の点ですが、特別養護老人ホーム、在宅福祉サービスは、高齢化社会への対応の中で、老人福祉行政の柱であると思います。老人福祉行政においては、民間によっても同一レベルの、そして受益者にとって同負担でのサービスが可能であるならば、少なくともその柔軟な対応力と財政上の観点から、民間の活力を積極的に導入すべきと私は考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

次に、これは昨日もまた福島議員との一般質問の中でいろいろと論議が交わされたところですが、福祉の有料化の点ですが、老人福祉行政について、受益者たる市民から費用を負担してもらうべきか否かについての、基本的な見解を伺います。

中野区では昨年９月に福祉審議会を発足させたと聞いております。区の財政負担をふやさずに福祉サービスを充実させる施策体系を63年秋をめどに提言してもらう、そのように聞いております。すなわち、福祉は無料という長い慣行となっていたこの原則は、21世紀の高齢化社会にあっては逆に例外となるのかどうかであります。

この問題は大変大きな問題として、当然全庁的な検討が行われなければ難しいと思います。今までにどのようなことを検討なされ、また市長はどのようなお考えを定められたのか、昨日の質問と重複する点がございますが、市長の御回答を求めます。

第３に、高齢者の生活基盤の点です。昨年春に行われた東京都の高齢化社会に関する世論調査結果によりますと、仕事をしたい人というアンケートの結果、72.3％の人が回答を寄せているようです。それは働くことが刺激になるからだという50.5％と、生活費のためという43.3％の人によって回答が寄せられたそうです。先ほど申し上げました年金の需給以後において、どのような生計モデルを市ではお考えになり、そしてそれをどのようにして支えたらよいのかについて、行政が携わるべき部分を御検討しておられるようでしたら、それをお答えいただきたいと思います。

第４に、生きがいの創造の点です。昨日、生涯学習について馬場繁夫議員より公民館との関係でるる御質問がございました。私は、不十分な答弁であったなという感を免れないわけですが、もう一度生涯学習、あるいは生きがいという点からどのようにお考えなのかを質問いたします。

日野市基本計画、策定の方向15ページにおいては、大学との連携を保ち、市民大学を創設する方向にあるように書かれておりますが、もし具体的な部分がお決まりでしたらお教えいただきたい。

以上、よろしくお願いします。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　高齢化社会に向けての、我々行政の果たすべき役割等についての御質問がございました。

まず第１点の、今後の高齢化社会における高齢者に対する福祉サービスの提供主体について、御質問がございました。これについては、私どもは必ずしもすべてを行政でやるべきだというぐあいには考えておりません。もちろん行政が受け持つべき部分、これはかなりの部分があると思います。例えば国によってはナショナルミニマムの部分を受け持ち、または市の行政においてはシビルミニマムの部分は受け持つ、こういうような形でやはり受け持つべき基本的な生活部分、あるいは生活基盤的な部分はやはりシビルミニマムとしての行政の役割ではないだろうかと思っております。

その中で、特に基本的な問題といたしましては衣食住の問題、要するに人権の基本的な部分については行政が基本的に受け持つべきではないだろうか、こういうぐあいに考えております。

それで特に最近の高齢化の中で、老人の生活全体の中での所得保障の問題、生活の所得の問題、これについてはやはり年金の占める位置が大変大きい、これは社会保障の観点で、基本的には国が受け持つべきであろうと思いますし、また住宅の問題、この問題についても昭和40年までくらいには、かなり公共住宅等も建設されましたし、その後の持ち家制度の展開によりまして、高齢者の家に対する執着と言いますか、それについてはかなり大きいものがあるように思います。またこの住宅を持たれている70歳以上の比率はかなり高いと聞いております。しかしながらそれの住宅の保障されていない部分についての住宅の保障の問題は、今後の大きな課題ではないだろうかと考えているところでございます。

また処遇につきましても、基本的に生活が家族によって支えられている間はよろしゅうございますけれども、ひとり暮らし者が機能低下等によりまして職が損なわれる、あるいはなかなか本人での自立的な問題が自立的に処理ができないという場合には、行政として何らかの手を差し延べる必要がある、こういうぐあいに考えているところでございます。

今後老人がふえる中で、老人のあるべき姿、これについては基本的に老人が自立していく、これをやはり基本的に考えていく、自立できるような条件をどうつくっていくかということが行政の役割ではないだろうかと考えております。自立と申しましても、腰

の立たない老人を杖でたたいて立たせるということではございませんで、結局ただ手は差し延べていくということで、行政が自立を支えていくと、こういう形で、私どもは行政の役割は自立的な老人をいかに支えていくか、そこに基本的な視点を置いて行政は展開していくべきだろうと思っているところでございます。

いろいろと老人の、今までは愛される老人、あるいは敬愛される老人ということでの老人像が描かれてまいりましたけれども、やはりしっかりと社会的に一定の連帯を持って生活していく老人の姿を、今後理想的に求めていくべきであろうというぐあいに考えているところでございます。

その中で、行政だけでいろいろな問題を処理するということはなかなか難しゅうございますし、財源的な意味でも一定の制約がございます。そこで我々といたしましては、市民または民間の協力を得ながらいろいろな事業を展開していくことも、今後の大きな課題であろうと考えております。

特にボランティア、具体的には日野の場合には日社協にボランティアセンターがございますけれども、そういう方々の、市民の積極的な社会参加、その中での協力を得るという問題、また福祉の面での福祉法人、あるいは民間の積極的な企業の御援助等も得ながら、今後ともやはりいろいろな仕事は展開できればしていく。特に社会福祉法人等の力量というのは、最近高齢者の問題についてはいろいろと蓄積されたものもあるように伺いますので、そういう方の、そういう民間の力等も十分に活用していくということを考えていかなきゃならないだろうと思っております。

日野市といたしましては、社会福祉法人といたしまして福祉事業団を設置しておりますし、これはいろいろ御批判もあると思いますけれども、あくまで所属すべきところは民間的な部分で活動してもらう、こういうことでございます。市の受け皿として、受託組織という形で東京都は考えているようでございますけれども、社会福祉法人でございますが、これらの活用も今後も十分にしながら、また民間の協力を得ながら、高齢者社会に向けてのいろいろな施策は補完していくということが必要だろうと思っております。

また有料、無料の問題で御質問がございましたけれども、基本的に私どもは今まで福祉は無料という考えの前に立っております。しかしながら、現実に年金あるいは一定の所得保障がされることを前提にいたしまして考えた場合には、一定のコストは負担していただくということも、今後考えていくべきではないだろうか。今後の問題といたしましては年金制度、あるいは所得保障の問題の今後の発展の中で、有料の問題というのは福祉の中で十分に取り入れて考えていくべきではないかというぐあいに考えております。

また３点目の年金受給後の老人のモデルについての御質問がございましたけれども、確かに現在の60歳の定年後の老人、特に75歳前後の御老人、これはヤングオールドと言っておりますけれども、ヤングオールド部分の老人の活力はかなり高まっておりますし、それぞれやはりいろいろな社会的な貢献をしていただける期間でもございますので、そういう方々の社会的な参加あるいは労働等によって、社会の富を築いていただくことは、大変重要なことだろうと思います。

大体年金が60歳からあるいは65歳からいただけるということでございますけれども、この年金によって取得される部分というのは、総生計費の中で大体６割程度じゃないだろうか。あとの４割は何らかの労働によって所得を得ておられる、こういう状況ではないかと思います。したがって、働ける間は働くということは一つの生きがいになっているということとあわせまして、生活を支える一つの糧として、労働の問題というのはかなり重要な問題じゃないだろうかと思います。ですから老人の中での今後の施策では就労の問題、この問題は大きな課題であろう。就労をどのように支えていくかということが、私どもとしては重要な課題だと思います。

また働けなくなった後の社会的な援助、ソーシャルサービスについては、行政なりあるいはその他の民間的な援助をして差し上げて、何とか自立的な生活ができる間はできるだけしていただく、こういう配慮をしていく必要があるのじゃないだろうかと思います。

その他、４点目については、私の方からお答えするよりは教育の方がよろしいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（中山基昭君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　市民大学の創設のことに関係しての御質問でございますが、現在、社会教育あるいは公民館を中心にして、市民生活の必要から求められる内容のもの、あるいは市民、そういったものを含めていろいろな講座類を開催をしております。一般的に言うと、カルチャーセンター的な内容の事業というのが中心になるかと思いますが、そのほかに御老人を対象にした寿大学というような事業も行ってきているわけですが、こうした事業というのは今後もますます必要になってくると思いますけれども、そこにとどまらず、やはり全体として高齢化をしていく中では、これは皆さん既に御承知のとおり、５歳年齢別の人口階層のピラミッドをつくってみますと、最近はいわゆる釣り鐘型になってきている。ということは、一番働き盛りの40代前後が人口構成の中では一番大きなウエートを占めている。これは21世紀に入りますと、大体その人たちが60

歳以上の高齢にみんなになってくる、そういうことを示しているわけでございますので、単に現在の例えば65歳以上の高齢者だけを対象にして、生涯教育なら生涯教育ということを考えていたのでは、やはり不十分だろうというふうに考えております。

ですから、現在一番社会的に中心的な働き手となっている部分を含めて、全体としての生涯教育という問題をやはり考えていくために、現在の体制をさらに一歩進めて、体系化も進め、さらに総合化も進めた形で考えていくのが一つ市民大学、あるいはコミュニティカレッジという内容になってくるのではないかというすうに思っております。

具体的な内容については、今後詰めていかなければならないというふうに思っておりますが、そういったものが必要になってくるのは、一つは社会的には人口の高齢化が全体として進んでいく中で、民間企業の場合でも定年延長という問題もあるいは問題になってくるでしょう。そういった場合に、企業内の再教育ということも起こってくるでしょうし、それから中高年齢層の転職だとか再就職のための技術教育とか、あるいは定年後の社会参加のための教育、こういったことも当然大きな問題になってくるわけでございます。

現在の産業構造というのは、非常に第三次産業の従事者が増加をしてきている。東京では特に経済のサービス化、ソフト化、情報化というのが非常に進んでいると言われているわけです。都民の従業者の３分の２は第三次産業に従事をしているというふうに言われているわけです。その第三次産業の労働というのは、内容とか形態、労働時間帯、極めて多様になっている。そういうふうに都民の就業形態が大変複雑化をしているわけでございます。

そういったような要求にこたえていくために、やはり生涯教育というのが非常に大きくクローズアップされてきているのだろうというふうに思うわけでございます。ですから、こうした状況下で考えていくには、従来の枠を超える新しい発想のもとに計画を考えていかなければならないということで、市民大学というのは一つの目標として掲げてあるわけでございますが、まだこれを実行するためのいろいろな手段、準備については、今後十分に詰めて、遠くない将来、そういったものに実行に移れるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大体理念的なことが答えられたと思っておりますが、昨日の質問に対しまして、高齢化社会に向かう老人福祉行政の体系、これがいずれ正面の課題

に対します対応手段として、体系的に考えておく必要がある。そのことに今、日野市老人福祉協議会、審議会と同じような趣旨ですが、設問をして、答申をしていただこう、こういうことを行っておると申しました。それが出でくるのを待っているというよりも、我々も進んでまた行政の体系について当然考えなければなりません。

健康老人に対する生きがいないしは健康増進の手段、社会参加、これが８割くらいを占めれば一番いい割合になることではなかろうか。それから不幸にして生活機能に支障が出た、あるいは衣食住に対して満たされていない状況がある、あるいは寝たきりになってしまって人手の介護を必要とする、もっと別の進み方では痴呆性という状況の中で、なかなかお守りが難しい状況もある。いろいろなケースが存在するわけでありますから、基本的にはやはり人権尊重の立場、あるいは生命を尊重する立場、こういうことで考えることであると思っております。

今やっておりますことを昨日も一応お答えをしたわけですが、例えば日野市社会福祉審議会、日社協ではいわゆる基本的な地域福祉として、ボランティア活動の分野を幅広く担当していただく、これはもちろん無償が条件ということになるわけでありますが、多少有償、有料の部分も含んでおかないと、無償の方針にのみ依存していては用を満たさないということもあろうということで、在宅福祉ケアの発想を今、進めつつあります。

軽費老人ホーム、あるいは特別養護老人ホーム、これらも必要な施設として、施設化の課題に取り組む必要があると思っております。それらを正面にそれぞれ対応できる、そういう行政の組織をつくり上げる。国の担当される部分、あるいは都道府県が広域的に受け持たれる部分、とりわけ市町村が自分たちの地域社会の問題として、市民と一緒になって取り組む部分、こういうそれぞれの分担が成り立つ、このように考えられます。

今、それらをまた有効に、継続的に行うためには個人負担の問題、あるいは行政の中のまた財政の問題、こういうことも適切にと言いましょうか、一方には困窮状態には無償の原則、それからある程度有償で、需要と供給の関係を地域社会で成り立つようにつくり上げていくということもむしろ重要な課題だ、とこのように考えるわけであります。

福祉公社という、いわゆる第三セクター的なやり方もありますけれども、我々はもっと切実に、福祉事業団という姿で、行政が相当の部分の責任を先頭に立って受け持ちながら、しかも地域のいろいろな善意や理解を参加していただける、そういう仕組みがいわゆる在宅ケアという関係で必要だという考え方を持っております。

そういう高齢化社会におきましての老人福祉のニード、それにまた真正面から対応できます行政の組織、こういうことを真剣に考えるべき時代でもありますし、現実の課題

として取り組んでおるということであります。とりわけ御指摘の中の経費負担、財政の問題は、長期に安定させるためには重要でありますので、そういう分野にもなお自分の能力で負担ができる、あるいは行政に余り頼らなくてもやれる、それが一番よろしいわけでありますけれども、そういかない部分が行政対応、取り組みになっていく、こう思っております。

日野市では、比較的早く理念的な老人憲章ということを定めまして、その考えを貫くものはこれからの高齢化社会にも十分理念たり得るというふうに思っております。なお一方にいわゆる就業の関係、所得を得る手段、こういうことには高齢者事業団をもっと組織化、発展を図りまして、そして自主的な経営にも取り組める、こういうことがまた一方にはそれが地域社会に貢献していただける、こういう分野にも大きく力を注ぐべきだ、このように考えております。

高齢者事業団につきましては、生活・保健センターの中の生活センター部分に事務所を置くということ、福祉というよりもこれからは勤労対策の一つ、就労対策の一つという位置づけに発展をする必要があると思っております。高速道路のいわゆる旧庁舎に近い、生活保健センターに近いところですが、今、高速道路の下を借りまして高齢者事業団センターといえる、作業ができたり何か仕事がいろいろと発展できる、こういう建物を建てようというふうに認可の申請を行い、およそめどが立った、こういう状況でございます。

いろいろ質問にもっと答えなければならぬところもあるかもしれませんが、かなり模索的な部分もないわけではありません。新しい社会に対応する未知の分野でもございますので、いろいろな意味でもっともっと勉強して、時代にこたえられる、こういう努力をする必要があると考えております。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　最初の第１点のサービス提供の主体の件なんですけれども、どうも福祉部長のお話もよくわからないというか、総論はわかるのですが、具体的なことは全然わからない。私は民間で同一レベルの、同負担のサービスが行われるのだったら、それを積極的に活用すべきではないかと聞いたわけです。しかしお話しになった結果というのは極めて総論的なところで、その結論は出していただていないわけです。これは結論がないわけですか。

○副議長（中山基昭君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御質問の趣旨は、同じサービス提供であればむしろ民間の

方がいいのじゃないか、こういうことかもしれませんが、私どもは必ずしもすべて民間でお願いをするということがいいとは考えておりません。市が、行政が受け持つべき部分、これについては行政がきちんとやはり対応していくということも必要であろうと思います。

民間のエネルギーという形でお考えになっておられる部分というのは、社会福祉法人何がし、こういうような部分だろうと思いますけれども、このような部分はあくまで公共的な団体として位置づけられておりますし、私どもはあくまで公共的な形で、そういう方の御協力ということを決して断るわけでもございませんけれども、基本的にやはり行政の果たすべき役割は、先ほど申し上げたシビルミニマム的なところではやはりきちんと対応すべきであろうというぐあいに考えております。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　もう少し具体的にお聞きしますが、実はこの問題は特別養護老人ホームの高幡地区での建設ということに絡んで、私、質問をさせていただいているわけですけれども、一般会計の補正予算の関係で厚生委員会で後ほど御議論になると、委員の方々の英知が結集されるわけですので、そこの部分に踏み込むわけではないのですけれども、市長、先ほど福祉事業団、福祉公社じゃなくてもっと行政が責任持って、自分の能力で頑張るのだというような御発言ございましたけれども、やはり全部日野市ができるのであれば、高齢化社会への対応をどうするかというようなことがしきりに問題になるわけないわけです。

それでいろいろな市で、それぞれその財政との関係を非常に悩まれて、アイデアを練っている。どういう政策をとろうかということで、非常に皆さん御苦労なさっている。それは単に市長一人の頭ではとても処理できるほどの生やさしいものではない。各部局をそれこそ動員して考えなければならないということで、私はこの特養ホームを出したということは、その背後に各部局での真剣な討論があったはずだと思ってお聞きしているわけなんですけれども、具体的なお話がほとんど出てこないので、あるいはこれは何の議論もなしに出たのかな、そんな疑いすら抱かざるを得ないわけです。

幾つかの例を、それでは申し上げます。

例えば基金を創設するやり方で福祉に対応する方法はどうだろうかというふうに検討している市がございます。またあるいはこれは在宅の関係で、日野市でも今、検討しているキップの問題、そのほかに特別養護老人ホームに関しては直接市が手を出してやるということが本当に大丈夫かについて、かなり多くの市が心配をしている。

それで私、東京都へ行っていろいろと聞いてまいりましたけれども、これは福祉部長にちょっとお聞きしたいのですが、今、特別養護老人ホームというのは東京都の中でどれくらいあるのでしょうか。そしてその中で市が、あるいは東京都、区が直接経営にタッチしている、公社という形をとるにしましても、そういう例が幾つございますでしょうか。そして今後倍増するというようなお話も聞いておりますけれども、その倍増の中に、また去年十幾つの特養老人ホームが認可されましたけれども、その中に幾つ、市が直接絡んでいるものがありますか。――それでは後ほどお答えをいただくこととしまして……（「責めろ、責めろ」「答えられないのじゃ休憩だよ」と呼ぶ者あり）

○副議長（中山基昭君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　現在、私どもの手元にある資料でお答えをするわけです。ちょっと都内の特別養護老人ホームの数について、計算しませんとわかりませんですが、かなりの数があるように思います。ちょっと正確には存じておりませんので、後ほどこの資料によりまして御報告したいと思います。

それから先ほどの御質問の中で、昨年十幾つの特別養護老人ホームが設置された中での、市の直営的な施設はどうかということでございますけれども、それについても私は東京都から直接聞いておりませんのでわかりませんが、方向としては最近直営的な区営とか、そういうのが若干出てきておる。あるいはこの前ちょっとこの議会で御報告しましたが、台東区では福祉事業団運営による特別養護老人ホームができてきている、このような方向で、今まで東京都は比較的特別養護老人ホームの設置については、全国レベルではおくれていた部分でございます。特に関西部分、これについてはかなり先行しておりまして、かなり公立があるというぐあいに聞いておりますが、東京都については今後公立も若干ふえてくるのじゃないだろうか、こういうふうに思います。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　この件については、正確な資料をまた後ほどいただきたいわけですが、我々はこれは大変大きな、10億という予算がかかっているものを、ここで基本計画、基本設計に入ってしまいますと、もう戻ることはできないのですよ。ですから、戻れないものを出発しようというときに、10億のものを始めようというのに何の概要も示さずに、文書もなしに我々に検討を求める、これでは私たち十分な議論ができないわけです。

そこでこのサービス主体についてお聞きしたのは、少なくとも同じレベルの特別養護老人ホームであれば、特に福祉事業団だからよい、民間の社会福祉法人だから悪いとい

うことはないというぐあいに思うわけです。市の場合であればどんどんお金をかけられるという部分があるいはあるので、経営を無視することができる部分があるので、それはよりよいものができるかもしれないけれども、少なくとも法に適合したものについては、社会福祉法人で十分対応できるわけです。

そこで私はまず、そういったものでできないかどうかについてどの程度検討しているか、それが大事だと思うのです。それでサービス主体についてのお話を聞いても非常にあいまいもことした御返答しかないので、これをもし社会福祉法人でやるとした場合、一体どういうところから手をつけたらいいのだろうか、こう考えるのが行政として当然の方向ではないかと思うのです。

そこでお伺いしますが、せんだっての質問でも私、少ししたのですけれども、仮に今ここに坪50万の相続税評価額の土地があるとして、それを3000坪、１町歩、これだけ持っていますと、相続課税額というのは、おおよそですが、大体15億円になるわけです。それで５億円以上については税率は75％なんです。そうすると、５億円を超えた10億円については７億5000万が税金なんですよ。そうすると、せっかくある財産であっても、今の相続税制度の中ですと、かなりの部分を税金という形で社会に戻すというか、そういう体系になっているわけです。

そこで考えられるのは、また多くの他の市の特養老人ホームで経営者になっている方が、やはりこういうことも一つ考えてなっている方も多いわけですね。ですから、今こういった考え方から可能性が出てくるのは、市街化調整区域を持っている方の中で、特別養護老人ホームをやる方はいないかどうかなんですよ。それで市街化調整区域は都市計画法の29条でしたか、社会福祉施設として別に開発行為の許可が要らないわけです。ですから非常に仕事もやりやすい面がある。また国とか都が一緒になりますと、これも当然開発行為は要りませんので、一緒になって何かの施設を合わせれば、かなり大きな仕事もできるわけです。だからとりあえず行政としてまず目をつけるのは、今、特別養護老人ホームをやりたいという人が市長のところに来たかどうかじゃなくて、こういったようなことを前提にして、市長がそういう人に働きかけることなんです。

なぜならば、特別養護老人ホームというのは非常に難しい。経営が果たして成り立つかどうかの問題、今言ったように寄附行為で何億円の財産を出さなければならない、その問題、それからその後の経営権の問題、非常に難しい。だから最初から特養のことをよく知っている人というのは非常にまれなわけです。そこで市の方がどうしてもやりたい特別養護老人ホーム、これは市民の非常に大きな要望もあります。やるとしたら１年

でも２年でも早く手がけて、そういう人を探し出す努力が要るのじゃないでしょうか。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう考え方も、八王子のような広い調整区域、あるいは丘陵地、まだ未開発の地域を持っているところでは、八王子というよりももっとずっと遠方ならばあるかもしれません。日野市内に現実に調整区域なり何なりの未利用地の持ち主で、そういう事業が考えられたという情報も持ちませんし、場所としてもない、そういう結論であります。日野市内にぜひ欲しい。そのためには日野市が持っておる利用のできる場所を使うというのが、到達できる最善、第一番目の課題だ、とここ二、三年、いろいろの施策の結論として到達をした、そういうことであります。

今、なるべくならば民営の形の社会法人の人格を持つ機関にということは結構だと思いますから、私はやはり一つの現実の状況をいっときも早く打ち出すためには、日野市として一番可能な手段、行政の力でやれるところをまず切り開いて、その経営についてはこれからの課題としていろいろ知恵を絞りたい、いわゆる公設民営というふうに説明をしているのはそういうことであります。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　今、市長は２年ほど前から検討されて決断したというお話でしたのでお伺いしますが、日野市基本計画、施策の方向で、それでは特養の件はどうなっているのかというのを見ます。これは第１章の２ページに書いてある。このように書いてあるわけです。

特別養護老人ホーム設置促進、家庭での云々、その設置方法、運営方法については検討を進め、設置の促進を図ります。こう書いてあるわけです。しかしこれだけ読みますと、これを日野市が今年度の予算で出すということ、２年前に検討していたら、私はこういう言葉にはならないと思うのです。市民がこれだけ渇望しているものを市長がおやりになるというときに、こういう表現は絶対出てこない。

もし２年前からやっておられるとしますと、私一つ疑問に感じるのですけれども、２年前からやっておられて、みずからひとつもさそいかけはしていないという、これまでの御答弁、いろいろお話を聞いてみますと、自分のところに来た情報は調べた、こういうお話以上には御答弁ないわけですね。ですから、どうやれば民営でできるかということの工夫というのは、余りなさっていないのじゃないだろうか。私は特別養護老人ホームは運営費で、つくった後もかなり大きな、市に負担が出てくる。これから先下水道もある、区画整理もあるということで、大変大きな財政需要を抱えている中で、できるこ

とならば、民営でできるものは民営でしておいた方が、市にとってもいろいろとプラスが多いわけですね。ですからそのことは十分に御検討なさっていると思うのですけれども、どうもお話を聞いていると、その辺のところがしっくり出てこないのです。

それでは、２年前から検討されているということで福祉部長にお聞きしますが、この特別養護老人ホームをお建てになると、先だっての質問ではお答えいただけませんでしたけれども、２年前からということでお聞きしますが、どのくらいの運営費がかかり、日野市が負担する運営費はどのくらいなんでしょうか。ケアセンターも含めてお答えください。

○副議長（中山基昭君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　運営費の御質問がございましたのですが、運営費につきましては、現在どのような建物をつくるかという検討をしておりまして、運営費についての検討はまだいたしておりませんので、ちょっとお答えいたしかねます。（「何を言っているのだ、何を」「怒れ、怒れ、ちゃんと怒れよ」「全く思いつきじゃないかこれは」「やめだ、やめだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　お答えがどれもこれも不十分なので、私はここで休憩をして答弁を求めたいと思うのですが、議長にちょっとお諮りをお願いいたします。

（「そうだ、おれたちは不規則だけれども、発言者はちゃんとやってくださいよ」と呼ぶ者あり）

○副議長（中山基昭君）　不規則発言を少し慎んでください。福祉部長、再答弁。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、ちょっと私どもの方で今、精細に計算をしている段階でございますので、細かい数字が申し上げられないのが実情でございますけれども、概略この前私の方でお答えをした、本会議でお答えをしたのは、ランニングコストで特養部分が約4600万くらいの持ち出しになるのじゃないか。これはあくまで概算でございますけれども、総額１億8000万のうちの約４分の１くらいが、市町村立の場合には市町村の負担になる、こういうことでございますので、その部分についてはやはり市の負担になるのじゃないだろうかと思います。

それからその他、私ども今、概算計算中でございますけれども、サービスセンターの方の経費は大体5000万程度以内だろう。そのうちの約４分の１ということで、約1200万くらいは自己負担、若干それについてはまだ検討中でございますので、サービスセンターの中身について、今後詳細に決まればこのランニングコストは計算できるわけですけれども、現状ではやはり概略、モデルになっておりますサービスを実施するということですとそのくらい、そういうぐあいに考えておりますので、総枠、大体私どもは5500万くらいの負担が生ずるものだろう、こういうぐあいに考えているところでございます。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　例えば、我々市民が自分の家をつくるときのことを考えますと、家をつくってからどれだけその後経費がかかるかわからないで家をつくる人はいないわけですよ。やはり市民の貴重な血税を使うわけですから、当然そこまですべて整えた上で提案するのが私は常識だと思うのです。出しておきながら、そこはまだ計算中だというのは一体、計算というのは議会始まってからもうかなりたっているわけですから、ということは、個別的にどういう機械、器具を入れるのか、じゅうたんはどういう形にするか、どういう色にするのか、そういったような形、基本設計ですからそこまではいかないでしょうけれども、基本設計を委託する側では、その前に腹づもりがなければおかしいわけですね。全部ぽんと渡してしまって、いいものをつくってくださいよ、こんな無責任なものはないですよ。なぜなら、基本設計を受ける側は商売なんですから。より大きなもの、よりいいものを提供するわけです。ですからその前に、我々とすればこれだけのものを、こういうことをやりたいのだ、これだけのものを欲しいのだ、しかしこのくらいの予算にしたいのだという腹づもりがなければおかしいわけですよ。その腹づもりで基本設計を出すから、基本設計の金額が決まってくるわけでしょう。この800何がしという基本設計の費用というのはどこから出てきたのですか。

それでは、お伺いします。

○副議長（中山基昭君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　今回の補正予算にお願いをしておりますのは、総体の工事の中で設計費を概算、算出いたしますけれども、その基本になりますのは大体私どもとしては最大限2500から3000くらいではないだろうか、こういうことで考えておりますので、その最大限のところで計算した数値をもとにいたしまして積算した工事費に、一定の率を掛けたものが800万ということでの計算でございましたので、848万7000円の設計費ということでございます。

今後、明確な設計図ができた段階で恐らく工事費の積算は明確になるであろうというぐあいに考えております。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　私は、議会の場というのはやはり私たちそれによって決めれば

もう動き出すわけですから、非常に慎重に検討させていただきたい、こう思うわけですけれども、今のお話ですと、やみくもに出てきているという感が否めないのです。

私はこれだけしつこく言いますのは、先ほど来申し上げますように、また各議員がいろいろな形で御質疑ございましたように、これから先にかかる財政の硬直化への道というのは、私はかなりそういう方向の可能性が高いと見ているのです。この後の問題で財政の関係はお聞きしますけれども、今、区画整理の事業の繰出金が特別会計で、一般会計から出ているのが14億8930万8000円、これは61年度の決算額、下水道の事業の繰出金が11億2098万3000円、これで両方で26億のお金が繰り出されているわけです、61年度決算で。これがこれからどこまで続くかというと、これは１年、２年でとどまるものじゃないわけです。ますますますます大きくなるしかないわけです。なぜならば今、下水道事業は11.8％しかできていない。これを60％までの目標にどんどん進めるとしましたら、20年と考えてみたって、こんな金額で済むわけないわけです。だから真剣にこの財政の問題、考えなきゃいけないのだと私は思うのですよ。

そのときに当たって、市民が要望しているということだけで、そういう形で計画をぶつけてくるのでは、検討が不足しているのじゃないか。どうしてもこの検討については全庁的な検討と、さらにいろいろな議員を入れるとか、あるいは市民を入れるとかいった全市的な検討もあわせてやらなければ、この形ではとても心配でいけないですね。

今までお聞きした中で、どうも聞いていてもぴしっと来るものが何もない。私は市長が一生懸命市民の要望に対応するために御努力をしていることは認めますけれども、どうもいまひとつ、市長一人で考えてやっているのかな、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）私は、その感を非常に強くするわけです。

聞いても聞いても結論が出ませんから、先に進まなくて弱っちゃうのですけれどもね。それでは特別養護老人ホームの件につきましては、今後また継続的にお聞きしなければいけないと思うのですけれども、時が迫っているのです。今議会で出て、今議会で予算をやらなければならない、それで今、質問しても何だかよくわからない。私たちはどうしたらいいのだろうか、こういうふうになっちゃうわけですね。やはり私たちは議会の中で300億というとてつもない大きな予算の審議をしているわけです。しかし私たちはやはり市民の立場になれば、１万、２万の感覚でこれを論議しなければいけないのじゃないかと思うのです。市民にとって、１万円の問題が非常に大きな問題があるから、この福祉の件につきましても有料か無料かというのが大きな問題になるわけです。一方で、1000万とか１億とかいうお金が論議もなしに出るとしたら、私たちは市民に対してどういうぐあいに説明ができますか。

総論的な言葉は非常によくわかるのですが、具体的に細かい煮詰めは一人では絶対できない。総論はトップが考えることかもしれない。それだから、総論はきれいにできていると思うのです。だけれども、それを具体的に階段をおろしていって、現実の地べたにまで階段をおろすためには、非常に多くの人たちの検討が加わらなければおりないわけです。だから突然理念があって、突然地べたがある。間が何もない。これでは、実際に始まってもいろいろな問題が生ずるのではないか。

一つ一つの点について十分に検討するとしましたら、今言った特養ホームだけのことじゃなくて、そこに接続する道路と、さらにこの間我が会派の高橋　徹議員も質問しましたけれども、二番橋との関係はどうなるのだろうか、あの周りの生活環境との関係はどうなるのだろうか、いろいろなことがまだ明らかにされていないわけです。やはりそういった面で、私は再度御提案申し上げるわけですけれども、ぜひとも検討委員会をつくられて、検討委員会で検討した上で提案をされることを御提案します。

福祉の有料化の問題点について、続いてお伺いします。

先ほど基本的には福祉は無料だ、所得保障があれば経費は出してもらう、こういう考え方だというお話が出ました。私はこれは従来からの福祉の考え方だな、こう思うわけですけれども、これでいきますと、福祉というのは生活困窮者に対して行政が手を差し延べる、その範囲に本来はとどまっているのだろうな、こう思うわけです。今やろうとすることは、そうではなくて、家族関係がだんだん変わってきましてひとり暮らし老人、お金もある、住まいもある、だけど周りに面倒を見てくれる人が少ない、あるいは老夫婦で片一方の御主人なり奥さんなりが寝たきりになってきたと、こういうぐあいに昔とは違って家族関係が変わってきた、だから行政もそれに応じてサービスをしていかなければならない。こうなりますと、所得が少ない者に対しての手当てという考え方では対応し切れないだろう。だとすれば、いっそのこと、どちらが多いのだろうかという発想をしなければいけないのじゃないか。

もし有料でもそのサービスを望む人の方が多いのであれば、原則有料を打ち出すことによって、行政が積極的にそれに取り組む必要があるのじゃないか。そしてそのときに、より効率的な方法をするためにはどうするか、これも一人の頭ではとても考え切れることではない。多くの方の知恵を、検討を必要とするのではないかと思うのです。

私は、各市の対応を見ていますと、本当に心が熱くなるのです。やはり財政の問題を十分念頭に置きながら、いかにして市民に幸福と安らぎを与えようかと努力をしている

姿が、新聞報道の中で如実にあらわれている。ですから、今までと違って、考え方に変化を持つべきではないかなというのが私の質問の要旨だったわけですけれども、相も変わらないお答えだったものですので、少し具体的に質問をいたします。

これは総理府の調査のようですが、50代、60代においては――これは面接ですか、意識調査をしたわけですけれども、いろいろな答えがあるわけです。自分や配偶者が寝たきりになること、これは68％不安だ。夫や妻に先立たれること、31％の人が不安を感じている。経済的な基盤がしっかりしていないこと、21.5％不安だ。このように不安のいろいろな結果があるのですが、その半面、現在の生活に満足している人は88.3％を数えるわけです。つまり50代、60代の多くの方々は、ほぼ90％に近い方々は生活基盤が安定しているということです。そして間もなく老後を迎えようとしたときに、この方々についてのサービスということになると、これはもう有料化を考えるのが当然だろう。つまり例外と原則が、残った11％の方に対しての例外を原則とするのではなくて、88％を真正面から原則ととらえる必要があるのではないか、いかがでしょうか。

○副議長（中山基昭君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　いろいろと統計の問題の見方等もあるかと思いますけれども、私どもも老人の現状を満足、この数字がかなり高いということも承知しております。しかしながら、最近中産意識に陰りということで、若干やはりいろいろな形での不安の増加と言いますか、要するにその辺のところに減少傾向がだんだんでてきている、こういうようなことも、新聞報道等では拝見するわけでございます。

現実に私どもが有料のサービスを展開しているデータをいろいろ見ますと、例えば武蔵野福祉公社の場合には60％くらいが所得が100万円以下の対象者、そういう方が利用しているということで、これは武蔵野市の場合には８万円のお手当を毎月住宅を担保にいたしまして出すとか、いろいろな形でやっておりますし、また月に１万円の会費を納めれば、月に１回の訪問を受けることができる、これは不安解消に役立っているということで、大変利用されているようでございます。いろいろなことがあるようでございますけれども、かなり所得が低いという実態も聞いております。

したがって、老人の実態を私どもは日野の場合に今後十分にデータ等によってつかんでいく必要があると考えているわけですけれども、かなり老人の所得実態というのは広がりを持っている。要するに、低所得者も多いかわりには、比較的所得の多い方も多い。これは35年なり40年の勤労の結果、いろいろな形の広がりが出てくる、こういうことだろうと思いますけれども、要するにかなり広範囲な所得分布が見られるというぐあいに

聞いておりますし、その方々を対象にした老人福祉というのは、いろいろな、多様な形の展開を必要とするのじゃないだろうか。低所得者には低所得者、あるいは所得のある方には所得のある方の対応、こういうことで今後考えていく部分じゃないだろうかというぐあいに考えております。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　私は、私の個人的な考えなんですけれども、福祉というのを例外的な現象から、より新しい世紀に向かって対応する問題として考えるならば、原則を有料化にしてより幅広い対応をとる、しかもそれが本当に行政が直接やるべきなのか、あるいは別の手段をとるべきなのかも含めて検討する、そういうことに踏み込んでいかなければいけない、かように考えます。ぜひその点について、今後とも御検討いただくことを御要望します。

先ほど生活基盤の問題につきまして、市長の方から高齢者事業団の生活センターの中に事務所を設けるということと、高速道路の下に作業センターみたいなものをつくるというお話、ございました。そういう中でなるべく高齢者事業団を今後とも発展させていきたい、こういう御意向だと思いますが、大変結構なことだと思います。

そこで今、老人のこういう働く場というのがどのくらい確保されているのかな、こう思いますと、会社の方は余り使いたがっていないようですね、このアンケートとか調査とか見ますと。老人の方はまだまだ私は働ける、こう思っているのですけれども、会社の方は御遠慮願うという傾向が非常に強くなっている。となりますと、これを単純にただ放置していたのでは解決がつかないのじゃないか。

そうしますと、私はこれは市の方でどうしても雇用拡大、就労機会を見つけ出すために、企業とタイアップするなり、懇談会を持つなり、そういう形での、本当にひざを交えた議論が必要なんじゃないか、お願いするところはお願いする態度が必要なんじゃないかな、こう思うわけです。

そこで、たびたび例に出ます武蔵野市の方を見てみますと、やはり企業との間でその辺のところを検討に入っているわけです。ですから単に待っているという姿勢ではなくて、それを取り組む。これは産業経済課とか生活課とか、いろいろなところが絡まないとできないことだと思うのです。ですからやはり全庁的な問題であろうと思うのです。高齢化社会に対しての対応を一福祉だけで、あるいは教育だけでとらえようとするところにそもそもやはり不十分なところがある。もっともっと全庁的にとらえなければいけないのじゃないか。

ぜひこの問題も、私、ときどきこの一般質問の中で、大学との提携はどうしたのか、あるいは企業とはどうなんだということを御質問させていただいておりますけれども、その後いろいろな報告を見ても、余り顕著には出てきていないわけです。日野市にはこれだけすばらしい東京都立科学技術大学もありますし、そこには実践女子大学もある、明星大学もある、近くには帝京大学、中央大学と、すばらしい大学がたくさんある中で、もっともっと市の当局の方がその辺の意見交換をする必要があるのじゃないか、重ねて要望いたします。

例えば生活基盤の問題で考えますと、このたび建築基準法が改正になったと聞いております。３階建ての木造ができる。木造で３階建てと言いますと多少安くできるわけですね。なぜ３階建てにしようというふうに法律が変わっていったか、これは２世代住宅を確保するため、つまり土地が非常に高くなってきたために、新たに土地を求めてそこで核家族で家を設けるのはなかなか難しくなってきた。だから近いところに住んでいるんだったら、おじいさん、おばあさんと一緒に住もうよ、そのかわりやはり家族としてのプライバシーが守れるように２階建てをさらに３階建てにしよう、こういうことだと思うのです。

ですからここでこの関係にお聞きしたいのですけれども、担当の部局にお聞きしたいのですが、このような方向にあるとしますと、容積率の改善の問題とか建ぺい率の問題とかが当然出てこなければいけない。高齢化社会に対して、一方で緑を保全しなければならないという要求と、一方で２世代住宅をつくらなければいけないという要求とがかみ合った中で、これに基本的にはどう対応しようとするのか、この辺のところをお聞きしたい。都市計画ですか。

○副議長（中山基昭君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　ただいまの木造建築における３階建ての許可の問題でございますけれども、今、議員さんからも御質問がございましたように、建築基準法が改正になりまして、いわゆる住宅地の木造建築で３階建てが可能になったということでございます。

この件につきましては、まだ手続といたしましては都条例の制定ができませんと実施できないということで、現在東京都がその準備をしているということでございます。この３階建ての問題が出てまいりますと、いわゆる容積率の問題が出るわけでございます。一方では住宅環境の保全ということで、環境を守る立場から日陰の問題が出てくるわけでございます。両者相反する問題でございますので、社会経済情勢をよく踏まえまして、

今後検討いたしたいというふうに考えております。

○副議長（中山基昭君）　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　今後の検討ということですので、ひとつぜひお願いしたいわけですけれども、今、部長の方からも答弁ございましたけれども、私たち建設委員会に入っておりますと、この間の陳情請願の件では３階建てを２階建てにしよう、こういう請願もあったわけです。この場合は利潤と言いますか、そこにお住まいになるという場合じゃなかったものですから、非常に対立が鮮明になっていたわけですけれども、もしこれがそこに２世代住宅をつくるので、自分で３階建てにしようということになりますと、かなりまた混乱してくるだろうと思うのです。

その意味で、21世紀に向かっての高齢化社会なんだから、これに対してどうするのか、やはりあらかじめ市としての検討を加えておく必要があるだろう、こう思うわけです。ぜひ、鋭意御検討いただくことを御要望します。

最後に生きがいの問題について、社会的に連帯していく老人の姿というような点から、寿大学とかいろいろなお話ございました。私は老人クラブというものを非常に期待しているわけなんですけれども、やはり70、80になりまして、老人クラブに行って踊りをしたり、碁、将棋をやったり、生花をやったり、あるいは習い事をやったり、ここはまさにコミュニティの場であると同時に、生涯教育の場であり、生きがいの場だなという感を強くするわけです。

それで私、さて、日野市が老人クラブにどのくらいの補助を出していたのかなということで、昔の資料もちょっと見てみたのです。そうしますと、老人クラブの補助金ですけれども、もう８年にさかのぼりますか、昭和54年度に総額で1100万、補助金を出しているわけです。このころはまだクラブ数も39と、今より３つ少ないわけです。現在はというと1400万くらいでほとんど変わっていない。これは８年たっていますから、むしろ物価の上昇率等入れますとあるいは少ないのかな、クラブ数もふえたということを見ますとね。

私はやはり老人クラブを、直接お金を出して補助するのがいいかどうかはわかりません。これはやはり検討の余地があろうかと思います。しかし老人クラブを非常に大事なものと思って、お金でないとすれば何をしたらいいのかな、例えば場所の提供についてはどうなんだろうか。いろいろな点で検討しなければいけないのだろう。

そこで、この老人クラブについてはどのような御検討を今までになさり、今後はどうなさる予定かをお聞きしたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　　先ほど市長からもございましたけれども、健康な老人に対する施策、これは非常に重要な部分を占めるものだと思います。約９割くらいの御老人は健康というぐあいに私どもは考えておりますけれども、そのような方の活動する場の一つとして、老人クラブは大変貴重な存在だろうと思います。

これについて国も一定の補助金を出しておりますし、市もできるだけ老人会については援助をするようにしております。財政的な援助というよりは、むしろいろいろな催し事については御協力をするとか、あるいは場所の提供もできるだけするというような形を、すでにやっております。事務局等も、各単位クラブごとにはやはり自主的にやっていただくわけですが、そのまとめる際のお仕事を日老連という形でやっておられますが、それはできるだけ市の職員も協力する形で、事務局運営等はお手伝いするとか、あるいは総体のまとめについては御協力するとか、いろいろな形で促進の方向でやっていただく。それからまた御助言もするという形で、社会参加ということもうたっておられますので、そういうような点についてもできるだけ御援助していく、このような形で、積極的な援助を今後とも考えていきたいと思っております。

○副議長（中山基昭君）　　山口達夫君。

○５番（山口達夫君）　　ぜひそのような方向で結構でございますが、先ほど申し上げましたように、日野の市内にはすばらしい大学もたくさんありますし、また非常にいろいろな研さんを積まれた人材も豊富でございますので、そういう方々を講師に招くとか、積極的に老人クラブに対しての助成なり、システムなりを今後とも考えていただきたい、かように要望しまして、この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　　これをもって、17の１、急速に進む高齢化社会への対応について問うの質問を終わります。

次に17の２、日野市の中長期財政計画は何時作成するのかについて問うの通告質問者、山口達夫君より取り下げの申し出がありましたので、これを取り下げといたします。

会議の休憩についてお諮りいたします。

議事の都合により、暫時休憩をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩をいたします。

午前11時52分　休憩

午後１時13分　再開

○副議長（中山基昭君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の１、清掃労働者の福利についての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔28番議員登壇〕

○28番（名古屋史郎君）　　それでは、清掃労働者の福利についてと題しまして、質問をいたします。

市の職員の市民サービスといいますか、仕事のしがいといいますか、そういうものを十分に保障してやるということは、市民生活を快適に送らせてやるために大変重要だと思います。一般質問という形の中で、市民生活の向上をねらうという立場での御質問は大変多いわけで、市の職員に対する問題提起という形は昨今大変厳しいものがあります。私も、厳しくなくてもよろしいということではないのですけれども、市民サービスを向上させるためには、市の職員が働きがいを持てるようなことにしてやるということが理事者の仕事でもあるし、また我々議会人がそういう気持ちを持たなくちゃならないというふうに私は思うわけです。

そこでまず総務部長に伺いたいと思いますが、給与の問題はそれぞれの場所でかなり議論をされております。給与のことは別として、私はいわゆる給与に入るのでしょうけれども、手当と言いますか、福利厚生と言いますか、そういう面が現状どんなふうになっているのか、他市と比べるとか、あるいは若干市内民間などと比べるとか、そういう形の中で、どんなふうな現状であるかということを、まず総務部長に伺いたいと思います。

それで、伺ってからのまた再質問という形になりますが、現状で福利厚生という面では全きを得ているのかどうか。一般職員に対して、市の職員に対して、伺いたいと思います。

さらに表題のように、清掃部長にも伺いたいと思いますが、清掃に従事する労働者、いわゆるクリーンセンターを中心とする職場で働いている人の福利厚生面はどんなふうになっているのか。特段すばらしい施策がこういうふうにありますよというようなことでもありましたら、ぜひ伺いたいと思います。

まず総務部長、清掃部長から一般的に現状と言いますか、それについて伺いたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　それでは１点目の御回答をいたします。

市の職員の手当、あるいは福利厚生の現状ということでございますが、それが民間と比較してどうかということでございますが、手当につきましては、条例では33項目ございます。そしてその中でのいろいろの金額のアップ、あるいは既に使われていないというようなこともありまして、この見直しはしておりますが、それではほかとの比較、あるいは26市との比較ではどうかということでございます。それらについては、大体日野市も他市に準じたものを持っております。

例えば住居手当だとかそうしたものについても決して劣らないものでございますし、その点ではほかの市に比べて非常に見劣りするというようなことはないものでございます。しかしそれ以外の条例にあります、そのほかのことでの今後の手当の検討となりますと、こういう時勢でございます、行革の中でございますから、やはりそれは見直しをしながら少なくして、そしてそれなりに合った手当にしていかなきゃいけないということで、これにつきましてはこの前も御質問ございましたけれど、33項目の見直しということで、既に市の案としては大きく分けまして、もっと少ない意味の統合する場合もありますけれど、少なくした案を、今、組合の方に提示しているという状況でございます。

それから福利厚生の現状でございますが、これは各市それぞれの力と言いますか、ものを持っておりますので、例えば日野市が東京都と比べた場合に職員の福利厚生はどうなのか、あるいは国家公務員と比べた場合にどうなのかとなってまいりますと、非常にそこに差異が生じます。そして、差異があるということはむしろ国家公務員や都の職員とは財政的にも非常に違う問題も生じておりますので、国家公務員を例にとりますれば、全国的な保養所だとか休養施設だとか、そういうものを持っておりますが、私どもではそれほどの力が単独ではないという中で、その単独の一つの方法をカバーするという意味合いでは共済組合がございますが、これに依存しましてのいろいろの共済事業で全国的な旅館のあっせんだとか、あるいはリゾートゾーンとかいいまして、そして休暇を利用しての宿泊施設の利用だとか、そういうものは全国的なものでの共済関係での利用で賄っているということでございます。

しかして日野市だけのものを見ますと、これは御存じのように日野市の職員互助会がございます。その職員互助会の中での大きな福利厚生の事業といたしましては、いろいろ計画を練りまして、それぞれのものをやっておりますが、何せ単独でありますので、それほど大きなものは今のところ出ておりませんが、ただ何年来、これらの事業につきましての実施をして、それが継続されてきているという状況でございます。

予算関係から見ますと、教養普及部と言いまして、これは職員の囲碁、将棋大会から

始まりまして教養講座、あるいは文化グループに対する補助金とかいうようなものでございます。それから保健体育といたしましては夏季施設の利用、バスツアー、ゴルフ大会の補助、あるいは各市の大会がございます。野球大会に始まり、いろいろのバレーボール大会、そうしたものへの参加に基づく補助というようなことを、この互助会を通しましてやっているというのが現状でございます。さらに福利厚生のものとしましては観劇会、映画鑑賞会、それからあと研修旅行の補助というようなことで、現在、進めてきております。

それでさらにこれらの今年度の事業として、新しく今年度互助会の運営事業としてやっております中に、先ほど申し上げました教養講座、これはまた１月に実施いたしますけれども、講演会を予定しております。それからナイター観戦をことしは実施した。それから保養施設を利用した開業医の家族の補助を行っております。

それからもう一つ、市民会館が60年からスタートをしました。これを利用しました職員の互助会との結びつきにおきまして、市民会館で行われます事業に対しまして、それらの観劇等を、補助の対象にしていくというようなことで、新しくは今言った三つが今年度の事業としては、今までの事業のほかに取り上げてきたというような現状でございます。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君）　クリーンセンターに働く清掃者の福利厚生、それから諸手当はどうなっているかという御質問にお答えいたします。

現在、クリーンセンターに働いております職員は市の職員が58人、それから日野環境保全が48名、それから日野衛生公社27名、合計133名がクリーンセンターで働いております。

また手当の方でございますけれども、市の職員でございますけれども、一般的な他の職員と同様でございますけれども、特に特殊勤務手当ということで、清掃手当が出ております。

ちょっと申し上げますと、じんかい焼却作業に日額500円、それから夜勤の者に１回につき2000円、それからし尿処理に従事する職員に日額400円、それから管理的業務に従事する職員が月額4000円となっております。それから委託の業種でございます日野環境保全、日野衛生公社、これらにつきましても日常の住宅手当、扶養手当等のほかに作業手当、乗務手当、通勤手当もそうですけれども、支給されております。

特にこの中では給食関係の補助を出しているところがございます。給食手当というような形で支出しているところもございます。それから福利厚生関係でございますけれども、クリーンセンターに勤務する市の職員の福利厚生は、先ほど総務部長の方から回答ございましたとおり、市の共済、互助会を通して他の職場と同様に実施をされております。

なお、ほかの委託事業者関係ございますけれども、これらは雇用者のそれぞれの責任において福利厚生は行っているところでございます。細かいことを申し上げますと、この両者とも親睦旅行だとか冠婚葬祭事業、ボーリング大会、釣り大会とか、こういったものを開催してございます。

なお、施設の中の厚生施設といたしましては、風呂場は当然ございますけれども、市の職員としては休憩室、畳の２部屋ございます。それから業者の方にはそれぞれの風呂場の提供、そういったものもございます。それと、このセンターの中には自動販売機、たばこだとか飲み物等、合計６台の自動販売機を設置している、このような状況でございます。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　大変ありがとうございました。総務部長、清掃部長のお二人の答弁でわかることは、いわゆる普通に言ってよそ並みには福利厚生面の手当てをしている、特段変わったあれはない、そんなふうに受け取りました。

ごみやし尿など清掃の仕事というのは、本来市が責任を持って行わなければならない仕事だ、市民生活を快適に過ごさせるためには、大変大事な仕事であることは言うまでもないわけです。処理場もクリーンセンターと名づけられておりますが、市民もクリーンを大変に望んでいるわけで、家の中に汚れたものは置いておきたくない、ボックスに捨ててしまえばごみ処理は終わりという感じで、しかもそのごみボックスの置き場をめぐっては、近くにあってほしい、しかし自分の家の前には欲しくない、こういったようにいろいろ言われますけれども、排出されたものというのは俗に言う不快なもの、特にその仕事に従事する者は、率直に言って人の好まぬ仕事、こういうことになると思います。

そういう形を特勤手当という形で支払われているから、何の不自然もないと言ってしまえばそれまでのことですけれども、まして職業に貴賤はないのだという言葉どおり受け取ればそのとおりのことなんですけれども、率直に言って、危険だとかあるいは不快

だということを100％除いてやることができれば職業に貴賤なしという、人が好まぬ仕事というのもなくなるわけです。しかしそれは理想を言っていることであって、実際には危険、そして不快な仕事であることは、だれも認めるところだと思います。

そういう意味で、私は一般的に福利厚生面ではこういうふうなことが行われていますという御報告と別に、こういう職場に働いている人というものについて、何か平等を欠くのじゃないか、何か手を打てないものか、そういう立場で伺っているわけであります。

まして処理場は、残念ながら町の外れにあって、大変通勤にも不便な場所です。そういうところで人の好まぬ仕事に営々として働いて、実際にその実績も大変上げていただいているわけで、市民生活が安穏に暮らせている一つであると思います。

今、総務部長、清掃部長からお話があったように、市の職員が約60名、受託の業者が75名、さらに三多摩興業のように許可業者、あるいは駒沢産業その他いろいろ出入りをしているわけですけれども、百四、五十名の人たちによって清掃業務が行われているわけです。先ほど申し上げましたように、クリーンセンターという名前の場所で働いているわけで、あの場所はクリーンじゃないわけです。クリーンにするための処理場の名前がクリーンセンターというので、クリーンセンターの施設そのものはクリーンじゃないわけですよね。相当な臭気、それから危険度、いわゆる不快な職場であることはだれも否定できないと思います。

そういうところで、私は先ほどから申し上げているように、今の世の中の風潮からして、市の職員を優遇せよということを申し上げているのじゃなくて、本庁に働く人、それからああいう環境のところで働いている人、そこに差別というと大げさですけれども、格差があっちゃいけないのじゃないか、こういう点を申し上げたいわけです。

どなたかの質問にありましたように、1400名くらいですか、職員総数の中でいわゆる出先と称する水道部60名、清掃部60名、図書館40名、病院180名、公民館５名、支所30名、児童館、学童クラブなど220名、合計約600名が先ほどの総務部長の話の中では平等な互助会の給付、あるいはそれぞれの職場についての手当、福利厚生面での手当てがされているわけです。互助会という話がありましたが、市の交付金が大体1500万、職員みずから４％以内の拠出金が約1100万あるいは1200万、多いときで1400万、こういう形で運営されている。この給付は全く平等なわけです。平等でないという点が、私は労働条件の中の不快、危険ということがある上に、互助会が直接運営しているのじゃないと思いますが、職員食堂の利用という問題があるのだと思います。

職員食堂は大変よく利用されておるようです。330円、チケットを買えば300円という

形で、大変利用されています。お隣の三菱銀行日野市役所支店にも独自の食堂があるのだそうです。その職員もよく来ているらしいです。大変安いからでしょうね。実践女子大の生徒はもちろん、運送業者、タクシーの運転手さん、子供さん連れのお母さんたち、大変よく利用されています。

それで１階のロビー、職員食堂を含めて、私も長い間、各市役所を見てまいりましたが、大変ユニークな利用というか、大変よく利用されて、非常にいいムードだと思います。市役所へ行ったらお昼を食べて帰ってこようという常連というのもいるくらいだそうです。大変安いです。ラーメンの大盛りで230円です。定食330円ですから、市価の半額以下で本庁の職員は食べられるわけです。出先、特に清掃の現場に働く人は食べられないわけです。食べられないで、その差が、普通の職場のようにいわゆる人事交流がフリーに、円滑というか、よく行われる場所であるならこういうことは申しませんけれども、大変交流の少ない場所です。10年、15年という人はざらです。20年に及ぼうとしている人もいます。

これは細かい話ですけれども、定食を例にとってみますと、１食で200円か300円違うわけです。あそこは500円以下の弁当は取れないそうですから、ないそうですから。そうしますと、オーバーに言えば、サンドイッチ、アイスクリーム、コーヒーももちろん飲めません、食べられません。めん類、お好みも取れません。そういう中で、１食二、三百円ということになると、一カ月にすると五、六千円ですから年間にすると数万、10年間にすると数十万違ってくるわけです。オーバーに計算すれば180万違うわけです、20年間勤めていると。定食のところだけ例にとっても。これは何か格差というか、差別じゃないかなというふうに思います。

人事交流が毎年行われる、職員の異動があります、そういう中で自由に交流されるという形があればこういうことを申し上げないのですけれども、この議論をすると、いやいや、本庁の職員は駐車料金を自分で払っている、清掃の人たちは駐車料金を払っていない、だから平均なんだ、こういう議論があるのだそうです。しかしそれは交通費の支給というのは、御承知のように最低のルートでの最低の交通機関、車でない交通機関の計算しかだれでも職員は支給されていないわけです。そういうこと。それから清掃の場合、あるいはほかの職場もそうでしょうけれども、たまたま駐車場があったという、駐車場というか、駐車するスペースがあったというだけのことで、本庁にはないわけですね。

ですから、本来的に福利厚生ということから言えば、本庁の職員にもいわゆる駐車場

を確保してやるということがあったって、それは悪いことではないと思います。しかしこのことは言うべくしてなかなか大変なことで、それこそ他市にも例はないのじゃないかと思いますので、特に駐車料金が云々ということと、職員食堂も利用できないような状況にあるということと一緒に論ずるということは、大変無理があるというふうに思います。

先ほどから繰り返し申し上げますように、不快で危険な職場で働いている人に報いる方法というのはないのか、いろいろ探してみましたら、ありました。日野市清掃従事者褒章規程というのがありました。10年以上働いた人は褒め、めでてあげます、褒章ですね、表彰じゃない、清掃従事者。これが61年に改正されまして、なぜか市の広報に広告をして、その栄誉をたたえましょうというのがなくなりまして、市長みずからが出向いて、そして親しくその業績をたたえるという方法をとっておられるという話であります。大変感激をいたしました。たった一つ、これだけです。先ほどから平等というか、格差という形で、恵まれていると言いますか、特別扱いにされている点はこれだけです。あとはいろいろな面で格差を持っています。

そこで、総務部長、先ほど一般的にお答えになりましたけれども、八王子、調布、昭島、三鷹、武蔵野、それぞれの市ではこの清掃労働者に対して食堂を設置したり、現金で個人に支給したり、あるいは出先のその職場に手当てしたりしている例があります。６市ですか、７市で。これは市独自がそういう設置をしているところもあります。あるいは互助組合が現金支給という形、あるいは共済組合が経営といったような、いろいろな種類があるようです。そういった職場の人に手当てをしているようです。

総務部長に伺いたいのは、一般的にはよそ並みに普通にやっているとおっしゃいますが、私は格差というか、オーバーに言えば差別という形、今、他市の例で申し上げたように、出先の職場というか、あるいは個人という形に何か手当てができないものかということです。日野独自でそういうことをできないか、またやる気はあるかないかということです。これを伺いたいと思います。

先ほど申し上げたように、褒章条例だけしかないという形で、市の職員60名は、大体異動のない職場で、不快な職場で働いているわけで、この者に特段、それじゃ互助会を利用してとか、あるいは市独自でぽんと食堂の一つもつくろう、こういうそれがあっても、職員に厳しくという皆さん方からも、それはむだ遣いだという批判は、私は上がらないのじゃないかと思います。そこで、市独自で何か考える方向が出せるかどうかということについて、総務部長に伺いたいと思います。

それからさっき清掃部長からお答えがありました。よく働いてくれている、他市並みの、普通の福利厚生のそれは行われている。新しくできたクリーンセンターの事務所は三十数畳の休養室がある、市の職員にはあるわけですね。畳の香りも新しい、あるわけです。それで環境保全衛生公社の休息室を見ますと、両方合わせて、畳数にして数畳しかないのです。委託業者はそれの受託の業者の方で適当に、いろいろ親善旅行も普通にやっているようだということですけれども、私はここでの差別、格差というものもなくせないものかな。それは委託費は１円でも安い方がいい、民間は働けるだけ働かせるべきだという議論とはちょっと違ってくると思いますけれども、同じ仕事なんです。本来市がやらなくちゃいけない仕事を、委託という形でやってもらっているわけで、さっき言った施策などを受託業者に及ぼしてあげることはできないかということです。それもむだ遣いだといった批判は、私は上がらないのじゃないかと思いますが、どうでしょうか。検討してもらえることであるかどうか、伺いたいと思います。

以上、総務部長一括でも結構ですし、清掃部長から別々にお答えいただいても結構です。よろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　一番目の市独自の考え方ということで、清掃を取り上げられましての食堂の不快あるいは危険度のある環境に置かれております職員の対策というものをもう少し欲しいということでございます。ほかの市の例を引かれましてのことでございます。

私どもの方も互助会といたしまして、そうしたものにつきましての検討というものも今後していかなければいけないと思いますし、それからまた八王子あるいは昭島、今７つ挙げました三鷹とか、そういう各市の状況を踏まえながら、ここでは施設もあります。それからまたあるいは現金というようなお話もちょっと出ておりましたので、それらの検討も今後互助会の運営委員会の中で、検討させてもらいたいと思います。

このお話は、清掃部から出た理事の方から３カ月くらい前、ちょっとあったこともあります。ただしそこでは話だけのものでありまして、今、名古屋議員さんが提言されたような具体的なものではありませんでした。今後、これを検討していきたいと思っております。

２点目の受託業者の委託の問題については、清掃部長から。

○副議長（中山基昭君）　清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君）　ただいま議員さんの方から御指摘がありましたとおり休憩

室におきましても、クリーンセンター、新しく焼却炉ができまして、お蔭さまでできたわけでございますけれども、この管理棟の中で約30畳の休憩室を確保することができました。これは前になかったものでございますけれども、ここで確保ができたわけでございます。

それから委託関係の業者の関係でございますけれども、現状ではちょっとスペース的に確保は難しいかと思います。福利厚生事業につきましては、委託料の中で当然見ているわけでございますので、これからもいろいろな面で検討してみたいと、このように考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　総務部長のお答えについて、若干要望申し上げておきたいと思います。

先ほど、最初の御答弁で東京都や国などのように力がないとおっしゃいました。確かにそうだと思います。しかし私が申し上げていることは、力の問題じゃないと思います。後で市長にも伺いたいと思いますが、市長の英断で、決断でやれることだと、またそれを非難する人は議会の中でお一人もいらっしゃらないだろうし、市民からも非難は当たらないのじゃないかと思いますが、力の問題じゃないと思いますので、ぜひ検討委員会を設置されるのも結構だし、英断で即実施されるのも結構だと思います。よろしくお願いしたいと思います。

それから委託料の範囲で委託してあることだからその先のものは考えるな、確かにそのとおりです。委託料は１円でも安い方が、そして仕事は立派にやってもらった方がいいことは、先般私、決算委員会のとき申し上げたとおりです。しかし先ほどから何回も繰り返し申し上げているように、同じ仕事を同じ場所でやっている者に、市の施策を及ぼしてあげても、これは別に非難されないと思います。

現状、聞くところによりますと、例えば30畳の休養室が下請けの人たちに、利用どころかのぞきもできないような、やはりそこには秩序と言えば秩序でしょうけれども、何か冷たいものが流れているように聞きました。そういうふうに見ました。やはりそれじゃ、同じクリーンセンターという中で働いていて、こちらは職員ですよ、そのそばにも寄りつけないというような雰囲気でなくて、飯は一緒に食おうよ、ただし互助会費お互いに払うのだから、これだけのものは負担してもらうよという形が行われても、これは非難されることじゃないと思いますので、ぜひこれも清掃部長の意見を市長にでもじゃんじゃ

ん上申して、検討委員会つくるのも結構、英断で、あしたからやるのも結構だと思いますので、ぜひ、鋭意努力いただきたいと思います。

以上、るるくどいように申し上げましたが、市長に伺いたいと思います。今まで申し上げた市の職員の、清掃に働く者の福利という点で何か考えることはないか、また先ほど申し上げた例など、総務部長のお答えのように、前向きに検討していただくお気持ちはないかということです。それとさらに受託業者にもそれを及ぼして、それ相応の負担をしてあげて、本人たちにももちろん負担させるということでありますけれども、実施できないかどうか、伺います。

それで受託業者について言えば、委託費がすべてでありまして、その委託費の中で経営がされているわけです。本来的に庁舎の清掃だとか樹木の伐採だとか、そういう受託業者とは意味が違うと思うのです、清掃受託業者というのは。本来市の仕事なんですから。直営が本来だという理論もあります。これは余り歓迎されないことだと思います。

そこで受託業者の労働者の中の一番の不安は、やはり雇用の安定ということのようです。そういう中で、この福利厚生の市の施策を及ぼすということのほかに、清掃公社、あるいはクリーン公社というのですか、そういうことで、いわゆる身分の安定というものを願うのが悲願のようなものであるというふうにも聞きました。こういう点についても、先ほどの質問に加えて、市長の方から市の清掃委託についての職員の、労働者の救済というか、安定というか、そういうことについての市長の考え方を伺いたいと思います。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体行政の固有の事務の基礎的な分野に、清掃事業があるわけであります。清掃行政とも申しております。そして日野市の場合は、清掃部という部が組織に位置づいていますし、内部からの発想によってクリーンセンターという名称も用いておるわけであります。そして清掃業務を、清掃に従事する人たちの仕事を、特に安全、労働、衛生、あるいは休養ということでなるべく改善をして、特殊業務、あるいは特殊作業という意識を外からも内からも払拭する、これが私は清掃業務をあずかります現場の、あるいは外で収集に働く人たちの、基本的な行政の態度でなければならない、こう思っております。

そのような施策を次々と進めてまいりまして、今日は清掃現場もすっかり近代化をし、収集あるいはクリーンセンター内の作業においても臭気対策、あるいは危険、不快ということに対しましては、かなり改善をいたしました。近頃行っても特別においもない、そのような感じもするわけでありまして、煙突焼却なりあるいは終末放流などで公害を外に出さないということと同様に、清掃の作業におきましても、特別に手当を支給しなければならない理由を徹底的になくすということが、まず基本だと思っております。その上の福利厚生等が考えられるべきものだ、こう思っておりまして、そういう意味での収集車のまさに危険とそれから非衛生そのものであった状態も、車の改造を行ってまで、状況の改善を進めてまいりまして、ある程度成功したというふうにも言えると思っております。これは現場で働いてくださっている従業員の方自身からも、その評価を聞いておるところであります。またそれを改めるために検討会をつくって、その検討会の委員にも従業員の方が入ってもらったということもよかったと思っております。

あと挙げると、まだ個々の点全部解決済みだということではないと思っておりますが、福利厚生につきましても十分配慮をする、そういう考え方は持っておるわけであります。

それから市の職員と委託先、つまり環境保全あるいは衛生公社、ここの従業員もいるわけでありますので、そこの関係に生活上の差別があっては、これはまたいけないと思っております。

特に休養の場所等につきましては、これは差別的に現状があならば、できるだけの改善は図らなければならない、こう思います。食事でありますとか、多少本庁との差がある、こうおっしゃっておられますが、それはないとは申しませんが、どういう改善の方法が可能であるか、これはその程度の員数で食堂を開くということはちょっと無理かなという感じもいたしております。清掃部の中で、ひとつ検討をさせるようにいたしたい、こう考えます。

それから現状、委託という形でかなり安定した清掃行政が行える状態になっておりますので、その委託という状態は極力尊重し、内容を改善するということで、一層安定的な関係が保てるようにいたしたい。これは基本的な考えであります。

その際に、いわゆる業者という言葉はなるべく用いまいということを内部にも言っておるわけでありますが、つまり全くそのことのみに契約を受けてもらっている相手でありますから、もっと近代化するならば衛生公社でありますとか、清掃公社でありますとか、そういう公社的な考え方も出てきてよろしいとは思っております。その際には市も出資をし、一定の形で法人格的なものも整備して行うということになろうかと思いますが、現状はまだそういうところまで進んでおるということではありません。しかし特定の委託を受けてもらっておる機関とは言いませんが、業者的な扱いでなくて、市の組織

の中の外回りもまた密接な関係ということで考えていきたいというふうに思います。

将来のことはまた基本的に検討する必要があると思っておりますが、今日はどこでも清掃業務は委託の形でなるべく安定をした、しかも問題のない形をとるのが適当な分野だ、こういうふうに考えます。

そういう考えの中で、改善すべき点は積極的に改善をし、特に従業員に対しましては、いわゆる先ほど外からも内からも、こう言いましたが、差別感やあるいは劣等感、こういうことがあるのが一番あってはならないことでありますので、そういう意識の改善、また意識の改善のための基本的条件、これらを近代的に取り扱っていこう、こういう考え方が当面の、清掃労働者のみならず、清掃関係の行政一般に仕事をします公務員あるいは準公務員、そういう考えで臨みたいと思っております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　ありがとうございました。

最初お答えになったクリーンセンター内はもうにおいもなくなってきて、職員からも喜ばれている、改善されている状況というのは私も認めます。おっしゃる、劣等感というか、差別感というものを内外から払拭するということで、これは働く人、それから外の人という内外という意味だと思いますが、やはり100％に近い改善というか、条件にならなければ、依然としてあると思います。

ニューヨークの市長の次に給与の高いのは清掃労働者だという話を聞きました。そのニューヨークの市長の給与というのは、日本の市長の給与の比ではないのじゃないかなと思うのですけれども、話としては給与面で尊重されているという話のようです。別にニューヨークに行って見てきたわけじゃないですけれども、そういう話です。

私は内外からいわゆる安全、労働、衛生、給与、そういった面を改善していって、そして条件をなくしていくということで解決を図りたいという理想のそれはわかりますけれども、全くにおいがしない、全く危険も感じないという職場にするというのは、かなり大変なことだと思います。その間、これまでの御苦労もあるわけですから、お答えの中にあったように、食堂とまでは言わなくても、他市の例などを申し上げました。清掃部内で検討してくださるということですから、私は次善の策というのもとれるのじゃないかと思います。

それから公社化というか、業者という名前をなるべく使いたくないというほど尊重したいという形の中では、私はそれこそ業者の方からの声、働く者の方からの声というの

はなかなかこれまでの歴史からしても上がってこないのじゃないか、態度として、非常に小さくなっているのじゃないかと思います。やはり市の方から出資して云々ということであるとすれば、市からも働きかけてやらないと、業者という立場では大変弱いのじゃないかという感じがいたします。

いずれにしても、るる申し上げましたとおり、内部で十分検討していただいて、何らかの意味でこれらの人々に光を当てる、内外から払拭する、不快感、危険をなくすということが100％できない以上は、ぜひこういうことに御努力を願いたい、このことを切にお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（中山基昭君）　これをもって18の１、清掃労働者の福利についての質問を終わります。

一般質問を続けます。

19の１、仮称二番橋について再度問うの通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔25番議員登壇〕

○25番（谷　長一君）　通告に従って、質問をいたします。

まず最初に、仮称二番橋について再度、質問をさせていただきます。

この二番橋の問題につきましては、非常に長い経過があるわけであります。これらの経過を踏まえまして質問をいたすわけですので、ひとつよろしくお願いいたします。

人間はそもそも、生活をしていく上には自然の中に生きるということが言えるわけであります。でありますので、天災は人類にとっていわゆる一つの宿命であるということが、確実に言えるわけであります。それがゆえに、いかにそれに対しまして対処するか、その損害をいかに最小限度にとどめるかということが、有史以来の最大の社会の問題であったということは、申すまでもありません。

科学技術の進歩で、その災害を減少させ、あるいは自然の力を利用し、力は絶大であり、人力がそれを完全に支配するということは、過去、かつて今までなかったことであることは、周知のとおりであります。そこで政府は河川法という法律を公布しまして、国民を災害から守るためにいろいろと手を尽くしているわけでありますけれども、依然として災害を確実に、しかも未然に防止したということはあり得ないと言ってもいいのではないかと考えております。

そこでこの河川について申し上げますと、河川は洪水、災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、及び流水の正常な機能が維持されるように、これを総合的に管理を

することによって国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ公共の福祉を増進することを目的とするということが、この第１条にあるわけであります。

さらに、河川の管理の原則等については、河川は公共物であって、その保全と利用、その他の管理はこの目的が達成するよう適正に行わなければならない。さらに河川、流水は私権の目的となることはできないというふうになっております。

そこで、今度河川及び河川の管理、並びに施設について見まするとと、河川とは一級河川、二級河川というのがありまして、この場合は一級河川でありますので建設大臣が所管ということに相なるわけであります。

そこでこの河川の管理、施設とは一体何かということになりますと、ダム、堰、水門、護岸、これは床止めというのですか、読み方はちょっとわかりませんけれども、その他川の流水によって生ずる公利を増進し、または公害を除却し、もしくは軽減する施設を言うというふうになっております。当然、日野市のこれからかけられる橋は、この中の当該施設の一部ということになるのではないかと考えますと、当然この河川管理施設ということになりますと、当該施設を管理する者の同意を得なければならないというふうになるのではないかと考えております。それですから、この橋をつくるにつきましては建設省、いわゆる京浜事務所と非常に多くの折衝が今までなされたというふうに考えてもよろしいのではないかと考えられます。

そこで、この二番橋をつくるに当たりまして、どのような折衝が行われ、それで本年度の予算ということまでいったのか、今までの経過の説明と同時に、昭和66年度までに完成をするということに相なっている関係上、この事業計画、またはその予算総額が一体幾らになるかということを、一番最初にお伺いいたします。

○副議長（中山基昭君）　　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　　まず、この発端となりますのは浅川利用計画、こういうものが57年の５月に策定されたわけでございます。

これは東大教授の高橋さんほか17名のメンバーによりまして、浅川をいかにして利用していくか、こういうようなことでいろいろ議論を重ね、その計画案をつくったわけでございます。それに基づきまして、市の方では建設省の出先でございます京浜工事事務所、これにこの利用計画の実現方につきまして交渉をしてまいりました。

その中では、この利用計画につきましては、最初は浅川というのは全国でも有数の急流地域である、こういうような形で消極的な感じを受けたわけでございますけれども、そういうことでもなお私どもの方は利用計画の中にも位置づけてございますように二番

橋、あるいはサイクリングロード、あるいは霞堤の架橋、こういうものにつきまして個々に折衝してまいったわけでございますけれども、その折衝の過程で、本年の６月、河川整備構想というモデル市に市がなったわけでございます。それで、浅川利用計画の趣旨がその中に織り込まれ、なおまた追加になった、いろいろなまた追加になったものもあるわけでございます。

そういう経過を踏まえまして、この浅川利用計画との一体づけという形が出てきたわけでございます。私どもの方は、まず浅川利用計画の中の二番橋について、推進する意味で58年からいろいろ橋の比較設計、あるいは測量とか地質調査、こういうものを進めてまいっております。たまたま本年度につきましては、当初予算で約1000万の予算をいただきました。これにつきましては二番橋の下部の詳細設計をしていこう、それから一部地質の調査もしよう、こういうことで予算を議決していただきました。現在はそれが進行中でございます。

それからさらに、今回補正をお願いしてございます二番橋の橋台部分の地質調査、これをお願いしていきたい、こういう計画で進めておるところでございます。それでこの詳細設計が63年度の前半までかかるのではないか、こういう予定でございます。その詳細設計が終わりましたらば橋の工事に着工していきたい。これは橋台とか橋脚の工事でございますけれども、これにつきましては河川管理者でございます京浜工事事務所に、工事の施工については全面的に委託して、お願いしていきたい、かような考え方でございます。

それから年度別の計画でございますけれども、今申し上げましたように63年度につきましては上部ロの設計と下部の工事を実施していきまして、64年度、65年度につきまして、一応上部工事、これで完成させていただきたい、こういうことで、これから63、64、65年度にわたりまして橋の完成を急ぐ、こういう計画になっております。

現段階で総事業費、概算で申し上げますと、これは63年度につきましては２億3000万くらいになるだろう、それから64年度につきましては１億4200万くらい、それから65年度につきましては２億円くらいかかるだろう、そうしますと約６億くらいの工事費になろうかと推定できます。

以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　　そういうことになりますと、ただいまの答弁だと、本年につきましてはいわゆる設計費ということで下部と地質の調査ということでいき、62年度は詳

細設計、それで次は上部と下部の工事ということになり、その上部と下部の工事ということになるとこれは橋台ということで委託、いわゆる建設省が受託ということになって、64年、65年が上部の工事であるというふうに考え、さらに予算面につきましては63年が２億3000万、64年が１億4200万、65年が２億、トータルで約６億ということになるようでありますけれども、さてここにおきまして、今度は第２問としましてお伺いするわけであります。

この設計というところで、詳細設計が62年でありますので、この設計というのはいわゆる浅川の整備促進協議会、または親水計画というのがあったと思うのです。そのときに設計費99万と、調査費が40万くらいでしたか、46万でしたか、ということで予算が使われたわけです。そうなると、いわゆるこの親水計画のときにつくられる橋というのは、印刷された図面を見ますると、設計図を見ますると非常に立派なものが設計、描かれているわけです。

そうなると、やはりこの二番橋についての設計というのも、景観の上から言っても、やはり親水計画ということを考えて恐らく設計されるものであると考えておりますけれども、その設計等、でき上がったときの景観というのは、図面から推理いたしまして、一体どのような橋になるかということをお教え願いたい。

○副議長（中山基昭君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　まず親水性の関係と、それから橋の設計に当たりまして、今親水性のあれをどういうふうに留意されてやっているか、こういう御質問かと思います。

これにつきましては、橋のかかる位置から右岸につきましては高幡不動の山がありますし、また五重塔もありますし、その他の建物があるわけでございます。それから左岸につきましては、区画整理で町並みが整備されていく、こういう形の立地条件にございます。ですから、それらのやはり景観を十分取り入れていきたいと考えております。

それから橋につきましては、いわゆるデザイナーという職業の人があるようでございますけれども、それらのデザインも、橋のデザインにつきまして、いろいろ専門家の意見等も拝聴しまして、景観にマッチしたような橋をつくっていきたい、かように考えております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　ただいまの部長の答弁を見ますると、非常に立派な橋がかかるというふうなことが想像できるわけです。橋はいずれも後世に残るものであるし、また小さいときから橋というのをどなたもが思い出す。小学校に通う、中学に通うにしても、橋を渡らないで通学をした人というのは、まず少ないのではないかと思うのです。

そのような観点に立って考えてみると、橋だけは、思い出になるような橋をつくっていただきたいというふうに私は思うわけであります。

そこで市長にお伺いしたいのですけれども、河川については災害の防止だけではなくて、河川が適正に、先ほども申しましたように利用され、すべての機能が生かされる、総合的に管理されることによって初めて河川法の第１条にあるように、公共の福祉の増進が得られるということでありますので、私はこの河川というのを考えてみますると、どうしても天然記念物ではないかと思うわけです。

我が国の歴史というものを振り返ってみますると、実に川のなすわざというのが大きく国民の心理に影響を与えている、いわゆる文化等の正しい理解には欠かすことのできないものであると、私は考えているわけです。恐らく市長も同様な認識を持っていらっしゃると思うわけでありますので、その認識を持って、保存と今度は活用を行うというふうになれば、もちろん文化財的な意味もここに持ってくるというふうになるのではないかと考えております。

そのような観点に立って考えると同時に、さらに私たちの心をなごめてくれる動物、植物の貴重なる生息地、生殖地、または休息の場所であり、さらには植物等が繁茂し、生殖をしている場所でもあるわけです。そのようなことを考えてみますると、どうしても橋というものはそれらを考え、いわゆる加味して、総合的に設計を考えるということが非常に大切ではないかと考えております。

確かに、部長の答弁の中にもそのようなことがあったのじゃないかと私は考えておりますけれども、やはり自然は私たち市民に非常に多くのものを教えてくれるものです。いわゆる自然の恩恵を受けない国民は、日本中どこにもいないわけですから、それらを考えてやはり河川というものの一体化したものをつくっていただきたいという観点に立って、ひとつ市長に答弁をお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市民の、川が日野市の真ん中を流れている、これこそ得がたい自然環境を持っていると思っております。そうしてその川がまた別の意味では、南北の交通を阻害したりすることにもなってしまうわけでありますので、南北交通、そして人の心をつなぐ意味からも橋が大変意味がある、こう考えているうちに、今の南北

交通の大きい手段としての日野市の管理しない橋、下流から言って新井橋、高幡橋、平山橋、これは都市計画的な橋ということになるわけでありますから、これは広域に、交通上の意味を持つ橋というふうに考えていいと思っています。

その間に、たまたま南平と豊田をつなぐ一番橋という橋が三十五、六年ころだと思いますが、架橋されております。これは日野市が管理しております。そしてその橋の間に、それぞれ市が管理するような橋を、つまり今回の二番橋の発想が一つ、それから今、渡し船を夏場通わせているところは、私は当分の間はやはり渡しがいい、今回の浅川基本計画、この中でも建設省は河川の護岸工事をされる際に船着き場をつくってやる、両岸に船着き場をつくってやる、こういう設計がされております。

そういうことも含めて、南北の関係を、おっしゃるようなふるさと的な意味を加えて、また人の心に与える水や緑というものを景観的に、心理的に大切な要素として位置づけることができる、それがたまたま二番橋に歩道橋、つまり歩く人だけの橋ということに限った方がいいという、そういう結論でございます。だから都市計画的な広域交通の橋というよりも、南北の心をつなぐ市民の日常生活に役立つ、そして橋を渡るということは確かに学校の往復などに、人生の上でも大きな潤いを与える、そういう要素だというふうに思いまして、むしろかたくなということもあるかもしれませんが、歩道橋がいいのではないかという考え方でございます。それに加えて、当初は4メーターあればいいと考えておりましたけれども、やっぱり対面交通ということもありまして、6メーター程度が適切であるということの建設省の意見もありました。

そういうことによって、今、日野市の発想した架橋事業が河川管理者の側のいろいろな協力というよりも、むしろ積極的な浅川計画の位置づけによって進みつつある、このような状況でございます。金がかかって、少しいかがかという面も思われるわけでありますが、せっかくの架橋の機会でもございますから、画竜点睛の意味も含めて、今、御指摘のような総合的な景観設計、そういうことを意識した橋になれば幸いである、こういう考え方で進めております。つまり川の水と橋の一体化、そのまた背景をなしますところの日野市の観光資源であります高幡不動の五重塔とか緑の山とか、遠方には多摩の連山、富士山、こういう広い景観をより豊かにする、こういうことにぜひなるような、そういう橋であってほしい、このように考えておるところでございます。

また御意見をいただくことも多いと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　市長の答弁を聞いて、ほっとするところでございますけれども、

確かにこの南北日野市民の心をつなぐ重要な橋なんです。その橋は歩道で6メーターであり、さらには総合的な景観を意識した橋にするということになると、実に申し分ない橋だと私は考えます。ぜひその線に沿って橋をかけていただきたいということをお願いするわけであります。

そこで私は、この橋をかけるに当たって、いわゆる日本書紀の巻の第2の神代の下の巻のところにあるのをひとつ読み上げて、市長、よく心にとめておいていただきたいということをお願いいたします。「汝がこれまで治めてきた現世の政治は、私の子孫にとってかわろう。そして汝の霊が安らかに眠るための宮を、次のような立派なものとして建造しよう。すなわち千尋にも及ぶ楮の綱でしっかりと結び、柱は高く、また、板は広く厚くしよう……。ときには海に出てあそべるように、高橋や浮橋、天の鳥船をも造り与えよう。天の安河にも打橋を架けよう。」

ひとつよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、この仮称二番橋についての再度の質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって19の1、仮称二番橋について再度問うの質問を終わります。

一般質問19の2、小・中学校保健の充実の通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

○25番（谷　長一君）　それでは、小・中学校保健の充実ということで、質問をさせていただきます。

この問題につきましても、これは再度、その2ということになるわけであります。これにつきましては通告にもあるように、いわゆる医師会並びに校長会より、医師一人当たりの診察数を100人以下として、丁寧に検診をするようにとの要望が、私は教育委員会または市長に出されているのではないかということを知りましたので、この際それに関して質問をさせていただくわけであります。

この小中学校の学校保健の充実ということにつきましては、これは身体検査を単にするというだけではなくて、学校保健の基本ということからいかなければいけないということになるのではないかと考えております。そうなると、この学校保健の基本ということになると、まず第一に申し上げることができるのは、義務教育ということであります。それと同時に、生徒の健康が適当であるかどうかということも考えねばならないわけであります。そうなると、当然、学校で身体検査をするというふうになるのではないかということが言えるわけであります。

そこで生徒を校医が診断しまして、いわゆる義務教育にたえられるような生徒、また

は児童が義務教育を受けるということになるのではないかと考えております。これは非常に単純ではありますけれども、この健康管理というのは、これは確かに学校にいたときには、保健という面についての責任はあるかもわかりませんけれども、やはり健康管理についての確実なる保護というのは家庭にあるということが、私は言えるのではないかと考えております。

その点につきまして、学校は一体、よく先生が児童または生徒の体に対して非常に深く立ち入る場合もあるわけですね。確かに立ち入る気持ちはわかります。がしかし、余計なことをやるのだというふうに、保護者にとってみれば考えられる面もなきにしもあらずということを忘れてはならないのではないかと、私は考えております。

そこでこの医師会または校長会より出された要望書というのは、一体その内容はどのようなものであるかということを、まずお尋ねしたいということであります。

○副議長（中山基昭君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　現在の学校保健をやっていく時点の中で、特に中学校児童生徒数等が極めて人数的にも多い、また思春期の時期の子供たちの身体検査というようなこともありまして、非常に時間的にも時間が長期にわたるというようなことから、医師会の方としては何とか一人当たりの医師の診察する生徒数を、ある程度人数を限定していただけないか、このような要望を聞いております。

○副議長（中山基昭君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　そうしますと、ただ要望書というような形で出されたのではなくて、口頭で要望がなされたという程度であるのでしょうか。そのあたりはどのようにお考えなのかどうか、お尋ねいたします。

○副議長（中山基昭君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　私の方に医師会の方から申し入れてまいりました時点では、口頭で申し入れてまいりましたけれど、あるいは担当課の方に要望書というものを別途提出してあるのかもしれませんが、その辺の状況につきましては、まだ私の手元には、要望書という形では受け取っておりません。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野医師会を代表される方から、学校医のことにつきまして、数が多いので非常に省略をされた形で扱われている、そのためには医師会の医者を動員をして、応援体制をつくって学童健診に手落ちのないようにしたいから、そういうことの要望書を、一定の根拠のある説明を加えて、もたらされております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　教育委員長の答弁によりますと、時間的にも長時間にわたる、診察時間内で多くの生徒を見なければならないからというようなことであります。

また、市長はそれらについては要望は受け取って、確かにその面についてのある程度の認識はしているようですけれども、昭和62年小学校、中学校というのを見ると、小学校が20で——こんなことは私が言わなくてもわかると思うのです。トータルすると28なんです。それでいわゆる20校、338学級あるわけですよね。それで医者が何人でやるかということになれば、すぐわかると思うのですよ。

それで児童ということですから、小児科の医者ということに多分なるのじゃないかと思いますけれども、これは内科の方も応援するというふうになると思います。しかしそのあたりにつきまして、前にも私が前回のとき申し述べましたように、非常に聴診や何かをしておっても、多くの児童生徒を聴診しますと、耳ががんがんしてきてわからなくなってしまうのです。どうしても数を少なくしなきゃいけないということを前に申し述べましたら、検討するというふうにおっしゃられたわけです。

一体、検討ということになると、どのような検討がなされたということになるわけでありますけれども、考えるとか検討するというようなことは、非常に難しいことではないかと思うのです。ただ言葉で検討しますということで終わってしまう場合と、非常に精査をして、それでまたは精査をし、さらには検討委員会等つくって検討するというのも、検討ということになるのじゃないかと思うのですね。それですから、いわゆる考えると言っても、一人で考えるのか、検討委員会をつくって考えるのかということも言えるわけであります。

そういうことを考えてみると、やはり前回申し上げてあるわけですから、相当の協議がなされていなければならないと思うわけでありますけれども、今の答弁から類推しますと、そういうことは余りなされていないのじゃないかと考えております。

そこで私は、どうしてそういうことを申し上げるかと言いますと、ずっと前の議会のときも、私は脊柱の、背骨の側湾症について述べたことがあるわけです。そのようなことを考えると、やはりごくありふれたものではなくて、数は少ないのですけれども、ごくありふれたということになると、貧血症の子供というのは非常に多いわけです。そうなると、ちょっと見たくらいではよくわからないわけです。やはり身体検査ですから、診るといったって、前にもやはり申したように見る、観る、診るといって、いろいろあ

るわけですよ。本当に見学をするとか、よくのぞきの覗るは違うのですよね。また観察するの観るも違うというふうに、本当に多様なところもあるわけですから、そのあたりをよくお考えになりまして、特殊な疾患等もあるわけですから、注意をするということになると、当然医者の数をふやすか、児童数を、または生徒数を減らすか、どっちしか考えられないわけです。

そういうふうなことを考えてみると、やはり生徒の中には伝染性疾患というような方も恐らくいないということは言えないのじゃないかと思うのです。これはいないとかないとかと言ったって、まさか日本にエイズが来るなんということを、10年前に考えた人はいないと思うのです。それが去年あたりから騒がれたというのが、現実の問題であります。やはり予防というのはいかにこれを未然に防ぐかということが、私は非常に大切ではないかという観点に立って、小学校、中学校の学校保健の充実ということをお願いするわけであります。

やはり学校の身体検査等は、その学校、学校によって校長、いわゆる学校管理者が違うわけですから、相違があっていいけれども、やはり教育委員会があるわけですから、私は統一されたものでなければならないというふうに考えているわけです。そのあたりにつきまして、教育長のお考えをもう一回伺いたいのです。お願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　戦後の教育の大きな特徴の一つとして、学校保健法に基づく学校保健の充実というものが、戦前と比べますと比較にならないほど充実してきている。例えばどこの学校にも保健室を設置する。あるいはそこには専門の養護教諭を配置しておく。それからなお、各学校ごとに保健委員会というものを構成して、学校長を中心に校医さん、薬剤師さん、あるいは保健主任、養護教諭、そういう方々によって保健委員会を設置して、常に児童生徒の健康管理というものに対して対応していく、そういうようなもろもろの面から、学校保健というものが極めて重視されてきているということは、今日では各学校ともに共通している、そういうようにとらえております。

確かに先生方が、定期健康診断あるいは就学時健康診断その他健康診断の際に、お医者さんが一人の児童生徒に対しまして、より詳しい診察ができる時間あるいは条件、そういうものができることは望ましいわけでございますし、これらの点につきましては今後とも医師会あるいは学校当局等とも十分連携をとって、より充実したものにしていきたい、こう考えております。

○副議長（中山基昭君）　　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　　ただいま教育長の答弁を聞きまして、戦後の学校保健法は保健法がありますので非常に充実したということであります。これはどなたも認めているところであります。ただいまの答弁の中、特に私は詳しい診察ができるようにするということが望ましいということでありますので、児童数の、医者一人あたりの数を減らして、やはり医師をもっとふやしてやってもらうということが私は大切ではないかと思うのです。

これは本当に簡単に申し上げましたけれども、やはりそういうふうにやると予算が伴うわけですわけです。それですから大変なんですよ。ただ簡単にそのようにやると言ってもできるものではないというふうに私は考えていますけれども、ぜひその面につきましては努力をして、していただきたいということをお願いいたします。

そこで、先ほど戦後の学校保健ということで教育長が今、申されましたけれども、私は前に、これは読売新聞だと思ったのですけれども、「だれのための教育委員会か」というようなことは、恐らく教育長もお読みになったと思うのです。

「長いあいだ『お上』のものだった教育行政は、戦後『親の教育責任を中心にして、その意向をくみいれながら身近な地域でこなしていく』仕組みに大きく変わった。そのにない手が地方の教育委員会である」ということが書かれているわけです。恐らく教育に携わる人は、この読売新聞をとっていれば、見られたのじゃないかと思うわけです。ほかの新聞は、これはよくわかりません。

そのような観点に立って考えると、やはり地方分権ということでありますので、教育委員会をうまく現実なものにして動かして、運用してもらうというのが教育長の責務ではないかと思いますので、特にその点につきまして留意をお願いしまして、私の質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　　これをもって19の２、小・中学校保健の充実の質問を終わります。

続きまして一般質問19の３、幼児保健なぜ１歳６カ月健診をしないのか（52年法制化されている）の通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

○25番（谷　長一君）　　これにつきましては、もうくどくど申し上げることはなくて、まず最初にいわゆる法制化されている１歳６カ月児の健診をどうしてしないのかということを、くどいことはここに言えばありますけれども、言いません。ストレートにお聞きします。

○副議長（中山基昭君）　　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　１歳６カ月児の健康審査、これにつきましては昭和52年から発足しまして、現在ではほとんどすべての市町村で実施をされております。三多摩26市の中におきましても、25市が実施をいたしました。実施をしていないのは日野市だけでございます。しかしこの実施をしていないわけは、歴史的な経過がございますので、その辺から御説明をしてまいりたいと思います。

日野市では、ほかの市に先駆けまして、昭和46年から誕生日の健診を行っております。誕生から12カ月たったところで健診をしているわけでございます。この12カ月の誕生日健診というのは、26市の中でも日野市だけが行ってきた、歴史的な事実がございます。46年からこの施策を日野市独自のものとして始めてきたわけでございますが、その後御質問の中にもございましたように、56年から１歳６カ月児の健診が厚生省の通達でやるようにという通達がございます。この通達に基づきまして、各市で１歳６カ月児の健診が始まりまして、現在、25市が行っている、こういう状態でございます。

日野市につきましても、厚生省の通達があったときに、それまでやってまいりました独自の誕生日健診を１歳６カ月児健診に移してはどうか、こういう検討がなされたと思いますけれども、恐らくそのときは健診をする場が不足をしているとか、あるいは医師会の意向、あるいは職員体制の問題、そういうものの中でちょっとブレーキがかかるようなものが出まして、その選択を、誕生日健診を続けるのだ、こういう方向でやってきたのじゃないかと思います。

乳幼児の健診を御説明いたしますと、まず新生児訪問指導というのがございまして、これは出生してから３カ月までの間にまず訪問をして、指導がなされます。その後４カ月健診と申しまして、生後３カ月から４カ月児を対象にいたしまして健診事業が行われる。さらに６カ月児健診、９カ月児健診、そして誕生日健診、その後は３歳児健診まで、大分時間がございます。

厚生省は、こういった乳児期の健診、２、３回地域の実情に応じて行う乳児期の健診と３歳児健診までの時間的な経過が長過ぎる、こういうところに着眼をいたしまして、その中間の地点で適正な時期に健診をする必要がある、こういうことで厚生省内部の研究班が、幼児健診の適正な時期について研究を重ねてきたわけでございます。

その結果、健診をやる以上、疾病とか発達のおくれ、育児上の問題点などの発見がしやすい時期、この時期はいつかということで研究を進めてきたわけですけれども、１歳６カ月が一番よかろう、こういう結論になったわけでございます。

その理由を幾つか整理をいたしてみますと身体面での疾病、例えば心臓病のような病

気は、乳児期に既に発見されているはずですが、１歳６カ月ではむしろ乳児期には気づかれなかったような軽度のものも発見できやすい、こういうことも理由の一つであります。

それから小児科とほかの科との境界領域の問題として弱視、それから斜視、難聴、こういったような病気と申しますか、こういう傾向は１歳６カ月までの時点で発見するのが一番よろしい、これも理由の一つであります。それから育児環境の問題、特に親子関係について問題があるなら、この１歳６カ月までの間に気づいてやりたい。

それからもう一つは歯科関係の疾患でございます。離乳食をとるようになりまして、歯が生えそろって、１歳６カ月以降に齲歯が大変急増する、この時点からその予防にかかわる保健指導を始めておく必要がある、こういった幾つかの理由から、１歳６カ月健診が必要である、こういう結論に達しまして、国でも補助金をつけて、この健診を奨励したわけでございます。来年４月からは、生活保健センターがすべり出します。そうしますと、この1.6歳児の健診も自前の、借り物でない健診の場ができるわけでございます。その場を使いまして、有効にやっていかなければなりません。

したがいまして、私ども担当の部課といたしましては、ことしの５月に１歳６カ月児健康審査実施準備会、こういう会を要綱で設置をいたしまして、構成メンバーは日野市医師会を代表する医師の方お２人、日野歯科医会を代表する歯科の先生お２人、それから健康課長、健康係長、中心になる保健婦と生活環境部長の４人が行政側から参加をいたしまして、座長は生活環境部長が務めまして、５月から夏休み期間中を含めまして５回ほど、この準備検討会を持ちました。

その結果、結論を申し上げますと、従来の誕生日健診、この制度をなるべく今後も続けてほしい、こういう医師会側からの回答でございました。私どもは誕生日健診はやめて、それを後ろに６カ月ずらして１歳６カ月児健診にスライドさせる、そういう基本方針で望んだのでございますけれども、医師会側は誕生日健診は各医院に直接出向いて個別健診ですから、医師の方々はいながらにして健診ができる。しかし1.6歳児健診になりますと、これは集団方式にかわりますので、毎週当番でもってその会場に出向かなければならない。医師会の先生方も非常に高齢化が進んでいて、外へ出るのが大変おっくうだ、そういうような理由から、協力が大変難しいような状態になってきたわけでございます。

しかしながら、私どもは何とかしてこの１歳児健診、誕生日健診を他市並みに１歳６カ月児健診に持っていきたい、そうすればデータなどの比較もできるし、という利点も

ございますので、何とかこれを１歳６カ月に持っていくべく交渉したのですけれども、医師会側の協力は依然としていただけないような状態でありました。

しかしながら、歯科医会の方は非常に協力的な、積極的な面を見せていただきまして、１歳６カ月健診に全面的に協力をする、そのためには研修会なども持って、初めての試みなので、歯科医会全体の研修の場もつくりたい、こういう積極的な発言もございました。

そこで、１歳児健診を１歳６カ月児健診に切りかえることは、今までの個別健診を集団健診に切りかえることになりますので、大変大きな変化であります。この激変を１カ年間緩和をしましょう、63年度に限っては従来どおり誕生日健診をやっていただきます。しかしながら、63年度はもう既に完全な形ではありませんけれども、歯科医会の方の協力もいただいておりますので、１歳６カ月児健診が不完全な形ながらすべり出すわけです。したがいまして、64年からは内科についても今までの誕生日健診をやめて、１歳６カ月健診に切りかえます。こういうことでもって、折衷案のような形で結論が出たわけでございます。

したがいまして、１歳６カ月児健診をなぜやらないかという御質問ですけれども、誕生日健診を独自にやってきたという歴史的な背景、それからそれを１歳６カ月児健診に切りかえるについては、医師会側からの必ずしも十分な協力が得にくい、そういう事情があって、63年度については不完全な１歳６カ月児健診、ただし64年度以降は、内科も含めた完全な１歳６カ月児健診に移行する、こういう結論を持っているところです。

○副議長（中山基昭君）　　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　　これは確かにただいまの部長の答弁を聞いていますと、歴史的経過があったということではありますけれども、やはりこのような一つの通達がなされるということは非常に重大な、いわゆる誕生日健診もさることながら、これがよいと国が法律で定めたわけですよね。この乳幼児健診というのを見ると、昭和22年ですか、児童福祉法が制定されて、昭和23年度から乳幼児の健診というのは系統的に行われるようになったわけであります。

それで、これはどうしてかと申しますと、いわゆる終戦後は非常に困難であり、しかも社会は混乱していたわけでありますので、乳幼児の栄養は非常に悪くて、身体の発育状態が特に重要視される時代であり、また心身両面の障害者というのを早く発見しなきゃいけないということが叫ばれるようになりまして、それでこのような健診というのが行われるようになってきているわけです。

そこで昭和36年、さらには昭和40年には母子保健法がつくられる。さらに今度44年には都道府県の知事が、これは政令市ですね、それからいわゆる政令市においては妊婦健康審査及び乳幼児の検査の委託等についてということで、厚生省の次官通達というのが出されているわけです。

そのようなこともありまして、保健所以外の機関に委託を行って、乳幼児の検査を２回以内、一般健診ということで実施するということになっているわけです。それで特にそのような中において１年という独自の健診が行われたということは、ただいまの説明でよくわかりました。

がしかし、先ほども昭和52年ということをおっしゃっておりましたけれども、昭和52年に法制化ということになりまして、１歳６カ月の時点で健康検査を実施するというふうになったということです。その目的というのは、この１歳６カ月時点において健康審査を実施することにより運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅延等、障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するにも、生活習慣の樹立、虫歯の予防、幼児の栄養その他育児に関する指導を行い、もって健康の保持及び増進を図ることを目的とする、ということが趣旨であって、この通達がなされたわけであります。

このようなことを考えてみると、確かに昨年検討委員会等が設けられて、８名の委員が鋭意検討なされたということは非常に御苦労であったけれども、やはり厚生省が、国が法制化いたしました1.6カ月健診というのを、私はやってもらいたいということであります。

なんとなれば、そこで一つお伺いしたいのですけれども、この誕生日健診につきましては一体国の補助が受けられているのかどうか、ということであります。その点について、お伺いいたします。

○副議長（中山基昭君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　現在やっております日野市独自の誕生日健診につきましては、補助金はございません。これを1.6カ月児健診にスライドをさせますと、年間、私ども人口規模で申し上げますと、60万ないし70万の補助金が来ることになっております。

○副議長（中山基昭君）　　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　　ただいまの部長の答弁だと、補助金はないということであります。これを日野市の人口等からいきまして、1.6カ月にすると60万から70万という補助

金が出るという見通しだということであります。

そこで、この問題もさることながら、来年４月１日から生活保健センターが今度開所するわけでありますけれども、先ほど部長がおっしゃいました12カ月の場合は個別健診ということであり、今度は１歳と６カ月という健診になると会場でやるというようになると思いますけれども、そのあたりにつきまして市長、今度は市長なんですけれども、いわゆる生活保健センターができるのですから、それは多少の反対等はあっても歯科医師会は賛成しているのだということですから、これを市長が医師会にひとつやってくれよ、法制化されているのだから、ということを言えないでしょうか、お伺いします。

○副議長（中山基昭君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　そのつもりでおります。

○副議長（中山基昭君）　　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　　市長がそのつもりでいるということでありますので、やはり法律で定められた乳幼児の健診ということでありますので、ぜひじゃなくて、必ず私は生活保健センターも来年からオープンするわけですから、その場所を使いまして、していただきたいということを、強くお願いいたします。それからまだあるんです。それはいいです。（笑声）

それでは、以上をもちまして、質問を終わります。（拍手）

○副議長（中山基昭君）　　これをもって19の３、幼児保健なぜ１歳６カ月健診をしないのか（52年法制化されている）の質問を終わります。

会議の休憩について、お諮りいたします。

議事の都合により、暫時休憩をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩をいたします。

午後３時15分　休憩

午後４時５分　再開

○副議長（中山基昭君）　　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問20の１、市長はごまかしに終始してはいないか、違法な給与制度「通し号俸制」の是正問題の通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔24番議員登壇〕

○24番（古賀俊昭君）　　それでは森田市長に対し、一般質問を行います。

今定例会に森田市長は市職員の給与体系の一部変更、つまり現在の違法な通し号俸制から一部に職務給を取り入れた準通し号俸制へ切りかえるための条例改正案を提案をしております。職務の内容に関係なく、勤続年数が同じなら部長、課長、係長さんも一般職員の方の別もなく同じ本給という、この前近代的な給与体系である通し号俸制は、今からちょうど14年前の12月議会に森田喜美男市長より議会に提案されたものであります。

この通し号俸制は職務給を定めた地方公務員法24条の規定に違反するばかりでなく、職員の勤務意欲を奪う文字どおり諸悪の中心点として、議会を初め心ある職員から再三再四指摘され続けてきたことは、昭和58年６月議会の今議会での決議、または昭和60年２月の管理職の皆さん有志による市長に対する申し入れ、さらには昭和61年４月の日野市行財政調査会の最終答申などからしても、まぎれもない事実であります。

この通し号俸制は、御承知のとおり、森田市長が市長に初当選をした年、昭和48年の12月議会に、職員組合の要求を全面的に受け入れて議会に提案され、そして議会の可決を得て、翌年昭和49年１月１日から実施されたものであります。当時、森田市長はこの通し号俸制の提案理由にいかなる理由を挙げて審議に望んだのか、審議の経過がいかようなものであったのか、ここで振り返ってみたいと思います。

昭和48年の12月議会の会議録を見てみます。12月18日火曜日、７日目の本会議に、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正の件が、議案第105号として提案をされております。従来の給料表から体系を大幅に改める議案の提案でありますので、かなり多くの説明を詳細にわたって述べている箇所があるかなと思いましたが、市長の提案理由は、極めて簡単であります。

記録によれば、このようになっております。昭和49年１月１日から事務簡素化のため、現行６表の給料表を新給料表２表に統合し、時代に即した給料形態に改めます。これが提案の理由であります。これ以上は、市長からは一切述べられておりません。そしてこの議案は、若干の質疑が行われた後、総務委員会に付託をされております。当時の市議会議長は伊藤定議員であります。伊藤議長の、最後の議案の提案理由の質疑に終結を告げ、最後にこの議案を総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんかということで、総務委員会付託が決定をしております。

そして12月議会の８日目、12月26日水曜日に総務委員長から報告がされております。当時の総務委員長は西沢保議員であります。この委員長報告では、通し号俸制に関する報告部分はございません。ベアの分と、条例改正の中に含まれておりました住宅手当、扶養手当等の内容を簡単に触れただけであります。そして最後に、委員会といたしまし

ては、慎重審議の結果、原案を可決すべきものと決断を見ましたので、全会一致で採択でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。これで委員長報告は終わっております。

この後剣持佐吉議員が質疑を行い、それでほかに御意見はありませんかという伊藤議長の議場に対するさらに意見を求める、また質疑を求める言葉で、委員長報告を決するに御異議ありませんかという言葉で終わっております。そして最後に、伊藤議長は、御異議ないものと認めます。よって議案第105号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。このようになっております。

つまり当時、昭和48年12月議会では、この通し号俸制に対する突っ込んだ議論というのは、ほとんど本会議ではなされておりません。原案どおり可決ということで、全会一致、市議会は認めているわけであります。

こういう経過の中で、この通し号俸制は翌年の１月１日からスタートをいたしました。しかし地方自治法などで給与また退職金を初めとして、勤務時間、有給休暇などの職員に関する労働条件の基本的な事項は、議会が議決する条例でもって定めることになっております。自治体の行政経費の中で職員の皆さんの人件費は大きな比重を占め、その原資であるお金は納税者市民の税金であるだけに、議会の果たす役割はなおのこと重かつ大であります。

さきの９月議会で、違法な一斉３短昇給の議案が出されました。議会は良識を持ってこれを本来否決すべきでありましたが、残念なことに私どもの反対にもかかわらず、この３短の議案は可決をされてしまいました。しかし会議録にはこの議案に反対をした人がいた、またその不当性を指摘をした人がいたということがきちんと残るわけであります。後々、このことがまた改めて議論をされる際には、こういったものが公式の資料として後の人の目に触れるわけでありますので、議会の浄化作用、また監視機能といった問題が、事地方行革の波が高まる中で、指摘される声が高まっておりまして、そういったことを考えると、やはり議会という場できちんとした対応をしておくことがぜひとも必要であると思うわけであります。

そしてこの通し号俸制のスタートが切られたわけでありますが、この通し号俸制を主張した職員組合、また全国でもこの給与制度の採用を強く運動の主眼に掲げた自治労等の活動もあったと思いますが、この日野市におきまして、長期、多年にわたって続いた通し号俸制の背景にあるもの、つまり賛成論者の論拠とはどういうものであるのか、理

論とまでは言えるほどのしろものではないと私は思いますが、ここで一考してみたいと思います。

昨年、職員組合が発行した組合のビラ102号にこう書かれております。「通し号俸制は、『賃金は生活給であり、生活が保障されるものでなければならない』という考え方に基づいて賃金格差・身分差別撤廃の闘いの末勝ちとってきたものです。」という内容であります。つまり通し号俸制というのは生活給であるということであります。

それでは、いわゆる働く人たちの賃金の適正な決定をするための基準、また方法、そういったことについては、一般的にはどのように行われ、理解されているかということが対比されて考えなければならないと思うわけであります。

私は、以前、市職員組合の部屋に入れてもらったことがあります。職員組合の壁には、今もかけられているかどうかわかりませんが、レーニンの写真が、肖像画か何かわかりませんが、かけてありました。つまりマルクス・レーニン主義というところの、いわゆる社会主義、共産主義を説いた理論的な裏づけを、そうした社会体制を支持する人たちに与えている人物の絵が掲げられているわけであります。

こういった人たちが生活給であるというからには、社会主義や共産主義の理論を説いた人たちがどのような考え方を持っているかということを、やはり調べてみなければなりません。私は以前、本会議場で社会主義と共産主義の違いというものを簡単に述べてみました。

「ゴータ綱領批判」という書物の中に掲げてありますし、日本共産党の綱領の中にも、最後の部分に出てまいります。つまり社会主義と共産主義の違いというのは、社会主義は、わかりやすく言えば、おのおのは能力に応じて働き、労働に応じて取るというのが社会主義であります。では共産主義は、おのおのは能力に応じて働き、必要に応じて取るというのが共産主義の定義になっております。つまり社会主義は共産主義の第１段階であるというふうに規定してありますので、最終的には、すべての人は能力に応じて働けば必要なものは何でも得られるというのが、彼らの目指す理想社会ということになるわけであります。

それでは、この先ほどの組合のビラに書かれていた賃金は生活給であるという発想は、どちらに該当するかということであります。これは後に述べました、それぞれは能力に応じて働き、必要に応じて生産物を受け取る、つまり取るという考え方に非常に近いものがあります。つまり職員組合の主張するところの賃金の決定の基準というのは、この辺にあるのではないかということが考えられます。

それでは、具体的に労働組合や官公労等の組合や、また共産党などが主張する賃金の決め方というものはどういうものなのかということを、簡単に触れてみたいと思います。

高額の退職金、また給与といった問題がかなりやかましく議論をされるようになったころ、ある新聞に自治労の幹部のインタビューが出でおりました。その幹部はどこかの職員組合の書記長か何かの職にある人だったと思いますが、市長もいわゆる一般職員も社会に同じように貢献をしているのだ、だから同じ賃金、退職金も同じであるべきだというような、一見平等をにおわせるような回答をしていたことを覚えております。果たしてこれは正しいのかどうかということが、指摘されなければなりません。

共産主義というのは、御承知のように労働時間の長さで価値を決めようとする労働価値説をとっております。その価値が不当に搾取をされている、つまり剰余の価値論というものがあり、この搾取されているものについて、自分たちはそれを取り戻す権利があるという考え方に立っていると思われます。

これによれば、例えば労働者が１日に８時間分働いたとして、賃金を２時間分もらったとします。残りの６時間は、いわゆる共産主義者の場合にはピンハネをされた、つまり資本家の財布に取られてしまったというふうに、搾取という言葉でこの残りの労働時間の分を理論づけているようであります。そして現在の受け取っている給料や退職金以上のものが当然もらえるということで、違法なストライキを繰り返したり、またさまざまな賃上げの闘争を組んでいるわけであります。

それでは、例えば部長や、市長でもいいのですが、一般職員の方との間にあるいわゆる経営者的立場の人と、一般職員、労働者の労働に対する所得というものにはどういう違いがあるかということが問題になってまいります。つまり経済学では経営者と労働者の所得の差というものを、いわゆる熟練した労働者とそうでない未熟練の労働者の所得の差と同質のものだと考えるわけであります。その働きが社会に対してどれだけの貢献をしているのか、効用を持っているのか、また責任の重さはどうなっているかということで決まってくるというのが、私どもが普通に考える労働者と一般の方の、労働者と経営者との所得の違いというものの理解の仕方であります。

それでは、具体的に賃金というものがどのようにして決まるのかということを、もう少し詳しく考えたいと思います。

例えば民間の企業であれば、賃金を生産性との関連においてとらえます。つまり生産性の向上率を上回って賃上げがもし行われたとしますと、企業全体としましては生産物の、いわゆる商品の価格を引き上げざるを得なくなるのであります。それが社会全体で

行われたとすれば、全般的に、つまり経済全体の物価上昇ということを結果的にもたらすことになってしまいます。そうすれば、労働組合側はそれを上回る賃上げを今度は要求するようになる。こうして物価と賃金の追いかけっこが始まり、経済状態は不安になります。したがって、実際の社会においては、民間の会社等では賃金の額、これは給与と置きかえてもいいと思いますが、原則として労働者の生活に幾らお金がかかるかという観点で賃金を決めるのではなく、全体のもうけは、つまり売り上げ、利益は幾らだったかということを、まずはじき出すわけであります。そのうち人件費に回すのは幾らかということを次に決めるという方法をとっているというふうに、私どもは理解をしております。

つまり企業ではその組織または企業体で生み出した新しい価値というものから、つまり売り上げから、例えば税金を払う、銀行へ利子を払う、土地や会社の建物の賃借料を払う、いろいろな積立金を払う、株主への配当を行う、こういう経費をまず必要経費として優先的に支払いを行うわけであります。そしてその後に一般の労働者の賃金、または福利厚生に関する費用や給与などが労使の話し合いで決められることになるわけであります。この方法は生産性基準原理という名前で呼ばれておりますが、こういう内容を含んだものが日本の一般の民間企業では行われているわけであります。つまり、給料等の値上げや賃上げ率というのは、生産性の上昇率の範囲内に抑えるということであります。そして売り上げ全体、またそれぞれ個人の労働者の賃金のバランスというものを考えていっているわけであります。こういう前提が一つ考えられます。

先ほど申しましたように、１日８時間働いて、例えば賃金は自分たちは２時間分しかもらっていないというような考え方を共産主義、または社会主義の立場に立つ人はとっていると思うわけでありますが、果たしてそういう考え方が正しいかどうかという問題であります。実際にはそのようなことは決してないわけであります。

なぜか、マルクスはこの理論には一つの大きな前提を置いております。しかしその前提が間違っているというのは、周知の事実であります。例えば、２時間分が2500円の賃金とすれば、1日の労働８時間で１万円の新しい価値を生み出しているということになるわけであります。しかし、価値とは決して一つの生産要素、つまり労働者だけで生み出すものではありません。いろいろな立場の人、またいろいろなセクションの人たちが総合的に労働力を提供をして、新しい価値を生んでいくわけであります。もしこれを計算しようとするならば、労働者の生産要素以外のものを別に孤立をさせて、限りなくゼロに近い形で計算をしなくては、労働者の純粋な価値というものは出てこないわけであ

ります。

こういうお互いが助け合い、また協力し合う、そうした組織内の関係によって価値というものは生み出されるわけであります。つまり，労働者だけで何時間分幾らという計算は、理論上は出てこないわけであります。私たちの家庭で例えるならば、父親と母親がいる、子供がいる、そして一つの家庭というものがある。しかしそれぞれの働き、価値というものを何分の一かということで計算することは不可能であります。

そういうことで、労働者だけが生み出せる新しい価値を計算できない以上、そのうちの例えば２時間分が賃金という剰余価値理論を振りかざす、ほかの６時間が搾取されたという考え方はまさに架空の理論であり、ばかげた理論であるということを指摘せざるを得ないわけであります。こうしたことが背景にあるように思われます。

私は森田市長が共産主義者なのか社会主義者なのかわかりませんが、しかしこうした組合のビラに書かれているような、生活給であるという考え方に立った通し号俸制を、組合の要求に従って出したという根底には、こういったお考えもあるのではないかと思いますが、一般に理解されている賃金の正しい、適正な決定の方法とは甚だ異なったものであるということを、市長、おわかりかどうかわかりませんが、御理解をいただきたいと思うわけであります。

そこで、こうしたことを踏まえながら、ここで給与制度が一部でも変更される可能性が出てまいりましたので、具体的に市長に質問をしてまいりたいと思います。

市長は、９月議会で12月議会に職務給を提案すると明言をいたしました。今回提案をされた給与条例改正案は、職務給とは名ばかりで、わずかに課長補佐の等級を新設し、部長から課長補佐までに管理職手当を一部本俸に算入して適正化を図ったのみで、課長以下については手つかず、放置されたままになっております。

そこで、仮に今回の給与条例改正案が可決したとしても、依然として違法な給与体系、不完全通し号俸制として残るわけでありますが、市長は今後抜本的な是正をいつまでに行うつもりなのか、お答えをいただきたいと思います。

２番目に、今回ストレートに職務給に移行できなかった理由は何かということであります。つまり係長以下にはなぜ職務給に切りかえができなかったか、また一般行政職と単純労務職との給料表の分離ができなかったのはなぜか、こういった点についてもお尋ねをいたします。

３番目に、昭和60年11月に策定をされた給与改定計画、いわゆる是正計画では、昭和62年度までに給与是正が完了することになっているわけであります。しかしながら、結

果これが未達成に終わってしまうわけで、この点についての市長の所見を伺いたいと思います。

質問の最後は、今回の提案に至る過程で、職員の意見、意思、こういったものについてはどのような方法で確認をし、提案という形にこぎつけたのか、職員の皆さんに対する説明等はどのような形で行われたかについて、お尋ねをいたします。

以上、４点、よろしくお願いいたします。

○副議長（中山基昭君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは４点につきまして、総務部長の方からお答えさせていただきます。

１点目の職務給、課長補佐までの表でございますが、これにつきましては、この前提案いたしましたときにもお話しいたしましたのですが、最初の私どもの市の方の考え方といたしましては係長というところまでの表で提案いたしました。そしてそれらについてのやりとりがありました。ぎりぎりまで、12月のこの議会の提案を上程するのが11月、議案締め切りが11月30日で、議案発送がその日でございました。それには間に合わなかったのです、そこまでの努力をしたのですが、なおかつ強い組合からの抵抗もありまして、そして係長職までができなかったというのが経過でございます。

それから２番目のストレートに移行できなかったということでございますが、ここには御承知のように係長職117名おりますが、そのうち非組合員もございます。あるいは組合員もございます。そうした中でのやりとり、これらにつきましての組合内部の葛藤もあったと聞いております。

そうした中で、私どもさらに係長職までということで、これは一貫した考え方で押してまいりました。そして実際にやったのですが、議案上程ということが、９月議会で、既に12月には何が何でも出さなければいけないという絶対絶命に追い込まれておりますので、そうしたことを踏まえまして、遅くなって追加議案という形でございますが、ここに提案したということでございます。

そしてさらに、今、御質問のありました分離につきましては、古賀議員さんも前の、今までの議会でも提案をされましたし、それからまた私どもは何回か東京都、上部の方の関係でお話ししてありますが、今るる御説明いただきましたように、49年からスタートしまして、12年間この通し号俸というものが行われてきた経過でございます。そうした中での問題で、これを職務給に移行するということは、行政改革で60年に私どもが是正計画を出した時点でも指摘も受けましたのですが、ともかくとりあえず管理職を一つ

の目安にして切り込む――切り込むということは語弊がありますけれど、そうしたことをやってもらいたいというような指導がございました。これに向かって私どもは、その当時は係長職も管理職の一部として扱っておりましたので、そうした中での係長まで含めたものでの対応でやってまいりました。そういうことでやってきたのですが、分離できなかったということです。

それから３番目の、今申し上げました行政改革に基づく62年度までに完成ということでございますが、これらにつきましては何回か今までの東京都の経過、そうしたものでも東京都の方に説明をしてもらっていますし、そして日野はいつやるのだというような強いおしかりも受けまして、そして具体的に一つの給料表というものも提示されました。それはやはり管理職を一つのものとしての考え方が出されたわけです。これでいいということではありませんが、それらを踏まえ、こういうふうな一つのまとめ方ができたということでございます。

それから４番目の職員の意思はどういうふうに、この職務給につきましての、今回提案しましたものについての確認ということでございますが、この職務給につきましては、11月の17日に部課長会を開催いたしまして、このような職務給を投げかけたということについての説明をしたところでございます。そして組合の方は私どもの方のそれを了とはしませんが、一つの市側の提案として受けとめまして、そしてそれについてのディスカッション、討議をされてきたということでございます。一般の職員については、所属長からの説明があったというふうに、そのようなことで、今回、時間は短かったのですが職務給の説明、あるいは内容についての説明、そうしたものを討議をお願いしてきたところでございます。

以上で、またありましたら、お願いします。

○副議長（中山基昭君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　経過は大体今、お話、部長の方からありました。いろいろ仄聞すれば、私どもも大体わかっているわけです。

私が最初にお聞きしたのは、今回の給与改正条例案では、まだ不完全通し号俸制として残るわけですね。ですから、今後、抜本的な是正をやるつもりがあるか、やるとすればいつまでにやる考えなのか、この点をお答えをいただきたいと思います。

それは３番目に質問をしました市長の言ういわゆる給与改定計画、これは62年度までにすべて職務給に切りかえられる、またそのほか給料表の分離もやる、最低年齢別保障もやる、こういうふうになっているわけです。しかしこれが62年度中の達成はまず絶望

と言っていいわけですね。今回これで終わってしまえば、まだ不完全通し号俸として、日野市の給与制度は、給与是正団体の中でまだ指摘をされる形で残っていくと思うわけです。その点についてはどうなのか、この点、お尋ねをいたします。

今回は抜本的な、いわゆる根本的に適正化したわけじゃない、改めたわけじゃないということで、いつを期限としてそれに取り組むのかという点をお尋ねをいたしたいと思います。それから計画どおりできなかった点については、市長はどう考えているか。この点、お答えがありませんでしたので、お聞きをいたします。

それから私も、決算委員会等で何回かお話をしました。福島敏雄議員からも先般、話がありましたが、市立病院の助産婦や看護婦さんについても絶えることなく広報で募集が行われている。しかしこれが一般現業職の例えば看護助手の人と、また資格や技術等を持たない一般の職員の人たちと同じ給料表で要するに処理がされている、対応されているということで、こういった点をやはり改めなければ、立派な助産婦さんや看護婦さんというのは定着しないのではないかという指摘を、再三行ってきているわけです。こういったいわゆる資格とか技術を持った職員についての給料表の分離は、今後検討するのかどうか、この点、お尋ねをいたします。それから最低年齢別保障の件についても、この機会にどう対応されるつもりなのか、お尋ねをしておきます。

それからついでに再質問しておきますが、職員組合が出している「市職ニュース」、12月の７日に出されました第19号、この中に「給与体系変更、当局と合意（来年５月より実施）」、こういう記述があります。ここで給与体系を変更することを職員組合としては認めるということを言っているわけですが、そのためには条件がある、その条件を当局がのんだから合意したのだという内容なんです。

その一つは何かと申しますと、現業、非現業は分離をしない、それから二つ目は係長職は分離しない、３番目は管理職の本俸の引き上げ額と管理職手当の削減額を同額にし、現行以上の賃金格差にしない、こういう３点が当局との間で合意されたということが出ております。

ここで気になりますのは、１番目と２番目、現業、非現業は分離をしないという点と、係長職は分離をしないというこの合意については、今回だけの、今回の条例改正、一部職務給の提案に当たっての１回限りの合意なのか、それとも将来にわたって拘束力を持つというふうに、両者で確認をされているのかどうか。これは非常に最初に私が質問した点と関係をしてくると思います。これを今後将来に向けて、組合と当局の間で守っていくということになれば、もう抜本改正はやらないということに、意味するところはな

るわけです。

この点、この合意とは今回限りのものなのか、将来とも両者を拘束するものなのか、この点について再質問をいたします。

○副議長（中山基昭君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　最初の１点でございますが、抜本的な改正を今後やる意思ということでございますが、今ここに提案いたしましたのは、管理職までの職務給でございます。そして第２段階としては、その後に考えております。しかし全面的に１回でできる、２回でできるということは、やはり相手のあってのことでございますので、今申し上げましたように、私どもが60年の行政改革から取り組みまして、この話を持ち出して、ここに３年有余の経過をとっております。そうした中でのやりとりがありますので、その点をひとつ御配慮を願っておきたいと思います。ただ、逐次段階的に組合とお話しをしていきたいという考えを持っております。話をしていきたいということ。

それから２番目の計画どおりにいかなかった点については、今、市長にお答えということでございますが、これは確かに一つの案として、私どもは是正、改定計画、そうしたものを持ちまして行政改革に踏み込んだわけです。踏み込んでやってまいりました。その中で何回か私もここで申し上げましたけれども、非常に何項目かの項目をやってまいりました。そして一つ一つ、遅々としてでありますが、組合の理解を得ながら進んできたということは言えると思います。そうした中で、この点だけを取り上げてできなかったということ、これも一段階ということでひとつ御承認願いたいと思います。

それから次の医療職関係でございますが、これも過日の提案のときにちょっとお話しいたしましたのですが、看護婦の募集、そうしたものが非常に、募集してもすぐいなくなる、あるいは足りないというような状態でございます。そこにはやはりいろいろの面もあろうかと思いますが、給与体系そのものの問題もあるというようなことも、私も認識をしております。そうした中で組合に、これにつきましてはひとつ係長職もございますが、今早急にやるのはこちらの方ではないかというようなことで、まだ具体的な案は投げかけてはおりませんが、相談に乗ってくれるよう、今、努力をしておるところでございます。

それから最低年齢別保障でございますが、これも初任給の１号俸下位ということでのスタートを切りまして、今後これらの体系というものをまたやっていきたいと思っておりますが、体系化していきたいということでございます。

それから給与体系の中での現業、非現業の分離、あるいは係長職、こうした条件が組

合と何か結ばれたのではないかということでございますが、これはこの職務給130号を出すに当たりましてのところまでのことでございます。ただ、これから以後、これで１回限りということではありません。先ほども申し上げましたように、段階的に何回でも話をしながら１歩１歩前進していきたい、また改正していきたいという気持ちでおります。今のところ、これだけで終わるというような協定とか、そういうものは結んではおりません。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　段階的にこれから職務給、きちんとしたものになるように努力していく、やっていきたいというお話なんですけれども、その期限とかいつごろまでにという希望も、全く述べられないわけですね。通し号俸制を一部でも是正する、給与体系を適正化するのに14年かかったわけです。しかもそれが半分改めるのに14年、第２段階考えている、これからも取り組むというお話なんですが、全く見通しはないのかどうか。

それから市長は、こういうみずからおつくりになった給与改定計画が達成されない、つまり未達成で終わってしまうということについての所見を、私、求めたのですが、その点についてはお考えがない。その点、もうこれで事足れりとしているように見受けられるわけですが、将来に向けてさらに取り組むということになれば、かなりのエネルギーが必要になってくると思います。議会が議員提案で出せないということもないわけなんですが、やはり労使間の合意があって出されることが望ましい。しかしいつまでも手をこまねいて、放置するということもまたできないだろうと思います。市長の、今後に向けた取り組みの姿勢を伺っておきたいと思います。

それから給料表の分離ということが、次はどれを目玉にやっていくかということで、できればあと１回くらいできちんとしたものをつくってしまった方が私はいいと思うのですが、一般行政職、それから現業の職員の方との給料表を分けるというようなことについてはどうなのか。それから最初給料表が６表あったわけですね。これが２表に変えられたということで、以前は教育職の給料表もあったわけですが、何か市長は時代の流れに合わせるとか、簡略にしたいという理由で、これを全部お蔵に入れてしまったというわけです。

これをまずやっていきたいという内容について、市長の方でお考えがあれば、その点もあわせてお聞きをしておきたいと思います。

○副議長（中山基昭君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　給与体系の決定につきましては、いろいろその時代、時代の流れというべきものがあったと思っております。したがいまして、言われるところの48年で通し号俸制をとった時代は、まさに公務員には生活給という給与の当て方が体系的に適切である、こういう時の流れがあって、日野市がそれを率先したというわけでもありません。多摩地区の有力市、13市がそういう給与体系をとった、こういう時代の中の変化でありました。

その後、経済界が、いろいろな試練を経て、公務員といえども職務給を当てるべきである、こういう新しい価値観と言いましょうか、考え方の変化が生まれてまいった。これがたまたま行政改革でありますとか、いろいろな中で論議が進み、それのためのまた実施が進められておる、こういうさなかだ、こう思っております。確かに生活給という考え方もこたえる、つまり信頼を得るということで多少欠ける点があった、このように思います。

人間の弱い点でありますが、一番大切なのは絶えず努力をし、緊張をし、自分の責任に真っしぐらに進むということがどこの場所にも求められる。その原則に立って、生活給は守られ、維持されるべきものであった感じがいたしております。それは私の個人的な感じでありますから、言いわけの理由にするものではありません。そして、古賀議員さんの立場としては常に終始職務給の立場に立って、それが正しいという論理の中で活動をされてきておりますし、それに対しましても、我々も大いに反省する点もありまして、即、職務給を取り入れるという努力を進めてまいっております。

いわゆる行政改革で、国あるいは都を通じて給与の適正化を求められておるわけであります。当市としては既に指導項目を９つの中の８つにこれで――８つ目というのはまだ中間的なものでありますが、８つ目まで到達した、これだけ努力をしている市は、私は決して言われるところの怠慢であるとか、ごまかしであるということではないということだけは、はっきり申し上げておきたいと思っております。

そして提案のときに申し上げましたとおり、職務給の導入を図るため、このように表現をしておるわけであります。したがって、これは第１歩であるということも、説明の中でお話をいたしました。今回、少なくとも係長職まで給料表の改定をいたしたい、こういうことを非常に努力をしたわけでありますが、係長職は、職員組合の言い方をすれば、つまり組合員の該当者である、したがって完全に合意を必要とする事項である、こういう主張でありまして、つまり間に合わなかった、こういう提案に間に合わなかった、

したがって合意、今問われているところの合意の何か約束があるかということでありますが、合意ができないという結果の状態でありまして、約束などというものでは全くありません。

それで、現在は職務給の導入に１歩進んだということでありまして、逐次、どういう言葉を使われましたか、言われるところの職務給の形に進めていく、こういう考え方であります。その上でなお現業、非現業の給与表を分けるというところが一番の山になる問題かと思ってはおりますけれども、職務給というのはそういう性格のものでありますから、そのための努力をするというふうに、苦渋の中で総務部長が申し述べておるとおりであります。なるべくならば目標年次を定めたいわけでありますけれども、まだそこまでいってはおりませんが、引き続き職務給のあるべき姿に進めていきたい、このように交渉を進める考えでございます。

６表あったのを２表にした、今度の改定で将来何表になるか、余り複雑な姿にしない、あるべき姿ということを今申し上げているわけでありますが、補佐職という、課長補佐というのが１枚加わりますので、そのあたりの順序は決めていきたいと思います。

ただ看護婦と、わずか数名残っております看護助手というのを分けるということは現状いかがなものか、単純労務職とそれから現業、非現業という言い方もあるわけでありますが、行政職とそれから労務職、これはやはりいずれは分けなければならない職務給の姿だ、このように思っております。年次をいつということは……

○副議長（中山基昭君）　　答弁中ですけれども、ちょっとお待ちください。

時間の延長について、お諮りいたします。

議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中山基昭君）　　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

答弁を続けてください。

○市長（森田喜美男君）　　地方公務員の給与体系の姿として、組合論理と、それから今、私がお答えをしている論理はかなり距離があります。しかし我々の原則といたしましては時流に沿い、あるいは納税者に理解されるということがいつでも一番正しい、とるべき態度だと思っておりますので、市民の御意向を伺いながら、公務員として行政の仕事に気持ちよく奉仕できる状態をつくり出す、こういうことが最終的な目標になろう、こ

のように思っております。

以上です。

○副議長（中山基昭君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　年限、目標年次というのはお示しにならなかったのですが、そのための努力はするということでの答弁はございました。

市長はきのう、その前からの一般質問にいろいろ答弁しておられるのを、私ずっと聞いておりますと、言いわけと言いますか、非常に答弁はお上手だし、お茶を濁すと言いますか、ていよくいなすということは非常にたけておられるわけです。今までも、私、記憶しておりますのは、例えば下水道事業がなぜ日野の場合おくれたかというやりとりになると、日野は用水路が発達してあったから、そのためにおくれたというような言い方を一度されたことがある。それから循環バス等で、道路整備が進まないために暗礁に乗り上げるということになると、土地所有者、いわゆる地主等の協力を得られないというようなことをよくおっしゃる。

それから総合体育館や野球場、それから社会教育施設、いろいろなものがまだ日野の場合にはそろっていない、できていないという指摘に対しては、学校建設に、人口急増に合わせて追われてきたのだというようなことで、これもうまく逃げを打つ。現実は、同じような対応をみな自治体というのは迫られて、その中でいかにそういった諸問題を克服して、一定の行政効果を市民の要望に従って上げていくかということで、みんな努力をしているわけです。

ですから、ただ日野の場合はこうだったからそれができなかったのだということでは、市の職員の皆さんに対しても非常に悪影響を及ぼすところが大きいと思うのです。何か一生懸命やるということがばかばかしくなってくる、そういう一つの空気というものが、日野市役所の場合にはよく指摘をされてきたわけです。

この給与制度というものも、そういった中で先ほど私は諸悪の根源のような言い方をしましたが、いろいろ問題は早くから指摘をされてきていた。しかも市長みずからが策定をした、つくった改定計画では、今年度にはもう全部終わっていなければいけない、しかし現時点でも努力は積み重ねてきた、確かに一歩進んだということは言えると思いますが、そのことに対する反省というのはあっていいというふうに、私は思います。

民間で考えられない給与制度というものを、約15年にわたって続けてきたわけです。市長も、ここでやっと多くの職員とか、市民の良識の声に抗し切れず、違法な給与体系の一部を手直しするために、重い腰を上げたわけです。今の答弁で納得できる、いろいろな状況から理解できる面もありますが、しかしゴールはまだまだはるか遠いという感じを禁じ得ません。

給与というのは、本来勤務というものに対する報酬で決定されるというのが原則でありますから、この通し号俸制というものが、今申し上げましたように行政の能率向上とか、それから勤務意欲の増大というものに大きく障害になってきた、つまり市長の組合とか、一部のはね上がった組合のリーダーとのなれ合い、そういった問題、また優柔不断、そういうものが真面目な職員のやる気、能力、こういうものをだめにしてきたということを、反省してもらわなければならないと思うわけです。力を発揮する場を奪ってきたということも私は言えると思いますので、十分なる猛省を促しておきたいと思うわけであります。

私たちは、市役所というものを選択することができないのですね。第１市役所、第２市役所というのがあって、この市役所には私の納めた税金というものが生かされて使われていないようだ、だから今回は別の市役所に変えようというわけにいかないわけです。そういう話じゃないわけです。ですから、今回の一部の職務給の導入ということについて、私どもは失望するわけです。計画どおりいっていないし、約束が果たされていない。しかし市役所を変えるわけにはいかないのですから、絶望するわけにはいかないのです。職員とかそれから議会、市民もこの点については十分理解があると思いますので、市長もひとつやる気を、今、若干示していただいたような気はいたしますので、ひとつ奮起をしていただくことをここでお願いをして、この質問を終わりにいたします。

○副議長（中山基昭君）　これをもって20の１、市長はごまかしに終始してはいないか、違法な給与制度「通し号俸制」の是正問題の質問を終わります。

続きまして、一般質問20の２、都市計画税の税率見直しの動向についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○24番（古賀俊昭君）　この一般質問につきましては、昨日川嶋　博議員が簡明な質問をおやりになったわけです。それに対して微に入り、細にわたった十分な答弁がありまして、よく市の現在の考え方、そういったものは私なりに理解したつもりなんですが、ここでもう一度、町田市では都市計画税の税率の引き下げというものが提案をされ、また都議会でも先般都市計画税の引き下げについて、本会議でいろいろやりとりがあり、資産税評価替えにあわせて何らかの条例改正案というものを、来年の２月の議会に準備したいという答弁が、鈴木知事の方からあったということでございます。

これを受けて、もう一度、簡単で結構ですので、市長並びに担当の方の意見、意向と

いうものを、ここで確かめておきたいと思います。

前例のない土地の値上がりという中で、この問題、さきの９月議会からも一般質問で何人もの議員が取り上げてやっているわけです。ただ今回の評価替え、つまり次回の評価替えは、いわゆる基準年度の前々の年までの３年間、つまり昭和58年の７月から昭和61年の７月までの地価上昇率を基本に考えるわけでありますので、今回の評価替えに当たっては、最近のいわゆる異常と呼ばれている高騰による直接の公示価格への反映、影響というものはない、大体平均で12.1％程度だという回答が、昨日なされておりました。

そこで各地方議会、26市でも改正案が出されたり、都議会でも準備されたりしておりますが、こういった動きについて、市の方はどういう考えをお持ちかということを、まず一つお尋ねをいたします。

それから先日、新聞でも報道されましたが、私ども自由民主党の東京都連、青年部と青年局の合同定期大会が12月の５日、自民党本部で行われました。この場で緊急の決議というものが出されまして、この土地問題について、決議をしたわけであります。この内容をここで急ぎ読んでみますので、このことに対する見解はどのようなものをお持ちか、大体今まで言われてきていることを多く含んでおりますので、御回答を得られれば幸いであります。

その緊急決議の内容を、読んでみます。

東京の今日の土地問題、特に地価の急騰による相続税、固定資産税、都市計画税問題の解決は、最も緊急にして重要な政治課題と考える。とりわけ来年度に評価替　えをひかえ、地価の高騰著しい都民を、固定資産税、都市計画税の負担増から救済　する為の施策は、急がなければならない。

現行法制の下、限られた時間の中で都民の期待に応える道は、今や都市計画税の税率引き下げしかないと考える。

そこでマイタウン東京構想との整合性をはじめ、あらゆる検討を重ねた結果、地方税法第349条の３の２、（住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例）すな　わち、200平方メートル以下の小規模宅地の課税は、課税標準価格の４分の１、200　平方メートルを超える宅地については２分の１、との規定を都市計画税に導入することが、現時点では最も効果的であると確信するに至った。

我々は、都民の負託に応える為、東京都および国にたいし力強く働きかけをし実現へ向け、力強い運動を展開する。

右決議する。

昭和62年12月５日

第22回自由民主党東京都連青年部・青年局合同定期大会

というものであります。

この大会には、馬場弘融議員もそれから高橋　徹議員も参加をしておられました。都議会でやりとりのあった内容も含んでいると思いますが、都市計画税の税率の見直しが声高に叫ばれている現下、どのようなお考えを市当局においてお持ちか、お尋ねをいたします。

○副議長（中山基昭君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは、御質問に対してお答えいたします。

まず都市計画税の税率見直しの動向についてという中で、都及び各地の動向と日野市の考え方というふうな御質問だと思います。

62年の12月８日の都議会で、都市計画税の減税に関する質問に対して、知事は、ちょっと読み上げますけれども、「私は、都民の固定資産税・都市計画税負担の実態を深く認識する立場から、まず、異常な地価高騰が63年度の評価替に反映しないよう、国に要望するとともに、鋭意協議を重ねてきたところである」としながら、まず一つ目として「『よりなだらかな負担調整措置の新設』等税制改正の動向、」を国に対して要望。二つ目として、「年末には判明する評価替え全体の状況、等についても十分見極めたうえ、都市計画税の負担の軽減について、早期に具体的な方策を明らかにし、次の定例都議会でご審議を賜る所存である。」、こういうふうな答弁をしています。

これらの答弁内容を見ますと、特に関心が高く、都市計画税の軽減については都下自治体の現行税率が、東京都と同様の100分の0.3を用いているところがございます。ちなみに当市の場合を見ますと、61年度決算の調定額に税率割を落としました単純な試算ですが、税率を例えば今、幾つかの市で新聞紙上に載ってございますように、0.25％にした場合、約２億3400万の減となります。これを0.2にした場合、約４億6900万の減収というふうなことになります。

そういうことで、市で、現在、都市基盤の建設を行う当市にとっては、目的税であります都市計画税の貴重な財源でありますので、東京都、それから近隣の動向を十分見極めまして、東京都のその際の対応をしていきたいというふうに考えてございます。

私の方からは以上でございます。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地価の異常高騰に端を発して、固定資産税の見直し年次に当

たる、その二つの税に関する関心が非常に高まってきたところであります。

一見いたしますと、固定資産税の見直しということが３年に１回ではありますが、この異常価格が即時反映をするのではないか、そういうふうに考えられるのがごく常識的、あるいはあり得ることというふうにも思うわけでありますけれども、そのことは一応回避できる、しかしその次の３年後にはまさにその状況がもろにかぶってくる。

そこで政治の場でありますとか、そのためのいろいろな憂慮が検討され、対応が進められておる、このように理解をいたしております。今お読みになられた議論の決議でしょうか、これもそういう認識の上に立たれたものと思っております。自治体の裁量権限に直接近い距離にありますのが、たまたま目的税でありますところの都市計画税である、それに対して軽減措置を図れ、あるいは図ろう、こういう状況が今回の都知事の表明であり、あるいは都下の自治体でもそのような議会の場での表明あるいは意見等が、新聞紙上に見るところでございます。税収が東京都は非常に上がっていると聞いております。ですから東京都が何か措置をされる、これは可能だというふうには思うわけでありますが、さて我々の自治体でそういう大きな減税措置がそのときにとれるかどうか、極めて慎重を要する問題だと考えざるを得ません。

そこで、多分東京都がそういう減税措置をなさるのならば、自治体も連動せざるを得ないかもしれません。それに対します財源の裏づけは、やはり都も当然考えられるはずである、そういうふうに思いたいわけでありますから、したがってその状態を十分見守らなければならない、これが今の我々の態度だというふうにまた申し上げざるを得ない、こういうふうに先日もお答えをいたしました。

基本的にはまだそういうことでございまして、直ちに現在の0.3を0.25にするとか、0.2にするとか、こういう具体的なことはむしろ今後の動向に、東京都の態度によって決めたい、このように思うわけでございます。今のところはとてもできるわざではない、こんなふうにお答えをせざるを得ません。

○副議長（中山基昭君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　はい、わかりました。次の都議会が開かれたときに、知事は何らかの引き上げ案を提案をしたいという表明をしておりますので、23区が都市計画税の税率をいじるか、どういう方法をとるのか、この点は微妙なわけですが、それを受けて26市、三鷹、武蔵野を除いて何らかのやはり、市民のいろいろな声もあります、それにこたえる政策選択をせざるをえないと思うわけでありますので、十分な準備とか、研究を怠りなくやっていただきたいと思います。

聞くところによれば、今、市長のお話のように、財源の穴埋めには何かがまた考えられるというようなことも聞いております。ぜひ、万怠りなくそうした対応をとっておいていただきたいと思います。

以上で終わります。

○副議長（中山基昭君）　これをもって20の２、都市計画税の税率見直しの動向についての質問を終わります。

なお、古賀俊昭議員の質問の持ち時間は５時36分までです。どうぞ質問者、答弁者も要領よくお願いしたいと思います。

一般質問を続けます。20の３、市長の「広報ひの」編集に対する認識について（広報を使っての天皇批判など）の通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○24番（古賀俊昭君）　私は、ここで森田市長と例えば憲法論争とか、天皇制問題等について議論をする気は毛頭ないのです。ただ通告の質問の内容にもありますように、広報という、市民に向けて日野市が発行する公の印刷物で、非常に偏った、政治的な偏向とも言える内容の記事を再三にわたって掲載をするというのは、非常に大きな問題だろうと思います。

11月の15日の「憲法講座の記録」というのが、７面を使って全ページ出されているわけです。その前に、11月の１日号にも「憲法講座の記録」ということで第１回目が出ているわけですが、この11月の15日の記事について、いろいろ見方はあると思いますが、中央大学の法学部の教授、清水　睦という人が憲法講座で話をした内容を詳細に伝えているわけです。その講演内容をすべて広報に記載をしたということだと思います。

その中に「政治的権限を持たない天皇」ということで、お読みになった方もたくさんいらっしゃると思いますが、ちょっとどういう内容かということを大急ぎで、ここで読んでみたいと思います。

「国民主権と天皇の制度は矛盾しないものなのかが、次の問題になります。天皇の地位は世襲制です。また天皇は広い意味で国家公務員です。国家公務員でありながら、世襲制の存在は、天皇以外にありません。憲法第15条に『公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である』とあります。これはすべての公務員人事に建前上貫かれるべき原則です。ところが、天皇にはそういう建前が及ばないわけです。民主政治は、国民の意思で政治が行われなければなりません。国民の意思とは無関係な公務員が存在することは、民主政治に不十分な点があるということにもなります。ですから、天皇の制度と国民主権は、厳格に考えると相いれないものになります。」、こう書かれ

ております。

それから最後に、「だから天皇の制度は、封建的な制度だと思います。君主制は中世の遺物だと思います。」、そういう書き方もあります。「結論的には、天皇の制度は日本国憲法上、厳格に国民主権を考えれば矛盾するが、その矛盾を最小限度に抑えるよう、憲法上の工夫がなされているということです。」

いろいろな考え方があるということを申し上げました。市長は、こういう広報の編集方針について、公の市が発行する印刷物である以上、中立、公正な編集というものを私は心がけるべきだと思うわけでありますが、そうしたお考えはこうした記事をお読みになって全くお考えにならないのかどうか、その点、お尋ねをいたします。

それからこの講演者は、はっきり言えば天皇の制度の、そういったものを一切認めないという立場の人であるわけです。（「共産党員か」と呼ぶ者あり）そう断定することはできないというお考えもあるかもわかりませんが、日本共産党は綱領の中ではっきりと天皇制の廃止、これを民主勢力の先頭に立って闘ってきたということで、はっきり天皇制は認めないということを表明しているわけです。廃止する、つまり宮本顕治さんかだれかわかりませんが、もし政権を取れば、天皇家は残るかもわからないけれども、天皇制というものは認めないということですから、廃止されるということになるわけです。

そうした主張を持った人の講演というものを、これだけだらだらと載せる必要があるのか。つまり憲法第１条では、この講演者の言っているとおり、天皇の地位というものがきちんと国民の総意に基づくということで、象徴天皇制が第１章に据えられているわけです。この憲法の第１条とか第１章の規定を、市長は憲法を市政に生かすということをかねがね表明をしておりますが、どのように、これをじゃ生かしていきたいというようなお考えなのか、広報の編集方針と、その点についてお尋ねをいたします。

○副議長（中山基昭君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　編集方針ということで問われておりますので、私からお答えをいたしますが、広報は、日野市民と行政とのパイプ役を果たすなるべくわかりいい記事にして、そうして内容をなるべく豊かにする、あるいは市民からの意見等も掲載できるようにするということで、努力をしております。

ことしは増ページを考えまして、４ページ立ての、つまり15日号になるわけでありますが、毎月の15日号に４ページ、もう１枚ふやそうということを、４カ月ほどやることになっております。できれば今後毎月２回の広報をすべて８ページ立てに１段階進めたい、こういう考え方を持っております。

たまたま増ページをしました、なるべくいろいろな講演等を、市民の忙しくて直接御参加できない方々にもお伝えをしたいと思って、今回は憲法講座をなるべく毎回、毎回と言っても６回でありますが、こういう形で掲載をしようということが進められております。昨年は一橋の杉原教授にお願いをしたわけでありますが、これは別に講演者の了解を得て出版にしたい、書物にしたい、こういうことにいたしております。

それで今回の質問に対しまして、以上が編集の方針と言いますか、なるべく内容豊かに、そして市民との強いパイプになるように、そういう考え方であります。

たまたま今回の質問に11月１日、それから11月15日、この２回にわたって掲載いたしました「憲法講座の記録」、そして１日号は「その１」として「憲法と私たちの生活のかかわり」、そして戦前と戦後、そういう内容で講座の話が進められております。それから11月15日号、２回目でありますが「日本国憲法を支える柱」、「①、国民主権について」、そして国民主権についてということで「国民主権と天皇の関係」というふうな内容になっております。

私はこれを読んでみまして、古賀さんの日ごろ鋭敏な憲法感覚に何ら抵触するものはあり得ない、こんなふうに思っておりまして、そういうふうにまた学者の講座の内容を政治表明だというふうに指摘されることは全く当たっていない、このように感じております。極めて学者的な立場で、中庸を得たわかりいいお話だ、このように受けとめております。

○副議長（中山基昭君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　私は、市長にお聞きしたのは、憲法第１条には天皇の象徴としての地位が書かれております。前文の後、憲法の最初には第１章に天皇の制度の規定があるわけです。憲法を市政に生かそうというお考えと、こうした内容を広報に掲載すること、これは矛盾するんじゃないかということが一つ言いたいわけです。

それから市長はかねがね憲法を市政に生かそうというならば、憲法第１条はどういう形で生かしたいというふうにお考えになっているか、その点、はっきり、簡単にお答えください。

○副議長（中山基昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日ごろ申し上げておりますすのは、私の寄って立つ思想、信条は、まさに日本国憲法でございます。憲法を生かそうという趣旨は、まさに憲法の趣旨を地方自治の場においても正しく守る一面、あるいは発展させる一面、そういうことでございます。

○副議長（中山基昭君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　私は、市長と議論するつもりはないということを申し上げました。どういう学者を連れてくるかは、市長の裁量によるものだということは、私もわかります。しかし現在の国民の素直な感情、市民の気持ち、こういったものをおわかりならば、天皇の制度は封建的な制度だとか、君主制は中世の遺物だという表現、考え方の学者というのは、市民の共感とか理解を得られる学説と言えない、お粗末なものだと私は思うのです。つまり国民感情、国民意識にはそぐわない甚だ、著しく乖離した内容だと私は思います。ぜひ、こういった点、指摘する声が、かなり私は聞いております。

さらに、これは旗野行雄議員も前におっしゃいましたが、以前の日野市広報、６月１日号ではやはり憲法の記念行事で、北方領土が返ってこないのは、アメリカが米軍基地を沖縄に置いているからだというような、とんでもない基調報告というのを広報に載せていました。これは「赤旗」じゃないのですよ、日野市広報は。その点、厳格に日野市広報というものを、編集というものを今後行っていただきたいと思います。

以前、今、外務大臣をされています宇野宗佑代議士が、こういう話をされたことを聞きました。以前、中曽根前総理がイランに行ったときに、当時はイランはまだ王政でした。イランと同じく日本も王政ですということを発言したということで、国会で野党が大騒ぎをした、日本が王政であるとはとんでもないというわけで騒いだのですが、国家の体制というのは共和国とそれから君主制の２つしかないのです。日本は共和制でないということは、もうはっきりしてます。ですから、我が国の場合には、天皇陛下は憲法上は象徴ときちんと書かれている。だから日本の場合には主権在民という、特筆大書すべき君主制であるということが言えるわけです。ですから国民主権というものを念頭に置いて象徴天皇制というものをやはり理解していかなくちゃいけない。これが日本独特の国柄であるわけです。そういうものを頭から否定するようなものを、野党の感覚というのはそういうものだと思いますけれども、日野市も持っているということを、私、感じました。特に市長がそういうお考えであるということは、非常に、私、日野市民にとって不幸だと思います。ともかく目を覆いたくなるような内容の憲法記念行事の記事については、今後、毎年繰り返されておりますので、厳に慎んでいただいて、多くの市民が納得する紙面の内容に刷新していただくことを市長に申し入れをして、この質問を終わります。

○副議長（中山基昭君）　　これをもって20の３、市長の「広報ひの」編集に対する認識について（広報を使っての天皇批判など）の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集を願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後５時35分　散会

12月16日　水曜日　（第８日）

昭和６２年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第39号）

12月16日　水曜日　（第８日）

出席議員　（30名）

１番	奥住　日出男　君	２番	宮沢　清子　君
３番	高橋　　徹　君	４番	土方　尚功　君
５番	山口　達夫　君	６番	天野　輝男　君
７番	福島　盛之助　君	８番	福島　敏雄　君
９番	中谷　好幸　君	10番	小俣　昭光　君
11番	川嶋　　博　君	12番	馬場　繁夫　君
13番	夏井　明男　君	14番	小山　良吾　君
15番	馬場　弘融　君	16番	高橋　徳次　君
17番	旗野　行雄　君	18番	一ノ瀬　　隆　君
19番	板垣　正男　君	20番	鈴木　美奈子　君
21番	中山　基昭　君	22番	秦　　正一　君
23番	黒川　重憲　君	24番	古賀　俊昭　君
25番	谷　　長一　君	26番	市川　資信　君
27番	石坂　勝雄　君	28番	名古屋　史郎　君
29番	竹ノ上　武俊　君	30番	米沢　照男　君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

昭和62年12月16日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

（議案上程）

日程第2　議案　第133号　日野市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（請願上程）

日程第3　請願第62－49号　日野市日野本町七丁目5番地の23、日野市中央公民館における保育室設置に関する請願

日程第4　請願第62－50号　市営多摩平・旭が丘テニスコートの人工芝及びナイター設置促進に関する請願

日程第5　請願第62－51号　入院ベッドの確保に関する請願

日程第6　請願第62－52号　民族的偏見と差別にもとづく暴力行為の糾弾に関する陳情

本日の会議に付した事件
日程第1から第6まで

午前11時５分　開議

○議長（黒川重憲君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問21の１、日野本町整備計画を有効に活用せよ（市長期計画案とも関連して）の通告質問者、馬場弘融君。

〔15番議員登壇〕

○15番（馬場弘融君）　　議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

その前に、今議会の冒頭の市長の所信表明、所信といいますか、行政報告並びに今議会上程をされております各議案をじっくり拝見いたしますと、森田市長、いよいよ次なる戦いに向けて第１歩を踏み出したかな、というふうな感じを強く持っておりまして、私どもとしても、しかるべき態勢をつくらなければいかんな、という感が強いわけでございます。

これまで私は、森田市長の行政に対して重箱の隅をつつく、というと表現が少し悪いかもしれませんけれども、なるべく悪いところをみつけ、そこを追及するというふうな質問が多かったかと思うのでありますが、議員として６年ほどたちますと、確かに現市政を批判することはいい、それでは、おまえは一体何ができるのか、というふうな面での批判を仰ぐことが出てくるわけでございます。そういう点で、きょうの質問は、たまたま私どもが居住をいたします、市長に言わせますと多摩川沿いの地域、というところの今後をどうしていくか、現市政を批判をするだけではなくて、どのようにつくっていくのかというふうな立場から、前向きな形での質問にしていきたいというふうに考えているところでございます。

11月１日号の広報「ひの」第１面、「まちをつくる市長室から」という、例によって市長の顔写真入りのコーナーといいますか、コラムでございますが、この中に、まさに今私が申し上げました「多摩川沿い地域に都市計画時代」こういう表題で文章が出ているわけでございます。

その冒頭に、市長はこういうことを言っている。「日野の発祥地、多摩川沿いの地域が本市の都市計画の上で脚光を浴びる時代へ突き進んでいます。」この突き進んでいます、というふうな強い表現を、市長は使っておられるわけであります。

私も、この地域に住んでおりまして、こういった形で森田市長が我が地域の大幅な環

境改善へ向けての第１歩を踏み出してくれたということについては、素直に喜びたいと思いますし、できるだけ一緒に、いい環境をつくるべく動いていきたいというふうに思うわけであります。ただ、この広報の記事を読みまして、あるいはこの記事の下に、多摩川沿い都市計画構想という図面が出ているわけでありますが、これを見まして、ちょっと気になることがございました。

それは、本来記事の土台をなすべき、皆さんもお持ちでしょうけれども、「日野本町北地区整備計画策定調査報告書」こういうものがあるわけですけれども、このことが、この文章の中には全く触れてないんですね。こういうことが土台にあった後に、特に東町地域といいますか、そういうものが、これから、いよいよ根本的な基盤整備にかかっていくんですよ、ということが出ているわけですけれども、土台部分が全く欠けているわけであります。

この調査報告書のポイントは、一応三つあるわけですね。一つは日野の駅の周辺の地域、もう一つは、留保地をどうするかということ、それから、もう一つが東町の地域、と大きく分けて、この３つの地域のことを、かなり具体的なパイロットプランというふうな形のものをつくっているわけであります。ところが、東町の地域だけがこの中でピックアップされまして載せられている。他の日野駅周辺とか、あるいは留保地、森町地区、この辺については大分先送りになるのかな、というふうな感じを持つわけであります。

この広報の取り上げ方を見まして、実は、私はこの報告書をもとにして、自治会の役員さんとか主だった方々に、それとなく、こういったものを市がつくりましたよ、いずれこういう形でまちづくりが根本的に進んでいくんですよ、というふうなお話を申し上げていたところだったわけでございますが、広報に出たのは、この東町地域だけだったんですね。そんな関係で、一体、じゃあ、ほかのこの接点のところといいますか、これは一体どういうふうな扱いをされるんでしょうね、というふうな不安を訴える方もいらした。

さらに留保地につきましては、この広報の記事、図面によりますと、完全に東町地域の区画整理の中に入っているんですね。この調査報告書におきましては、全く別個です。この留保地については、当初市長がおっしゃっておりました根本的な発想の転換といいますか、そういうふうな形で、ただ単に公園とかスポーツ施設だけではなくて、高層住宅をその中に入れるということによって財政負担を軽くする、そういうお考えがあったはずでありますけれども、それがいつの間にか、この広報では雲散霧消といいますか、形が変わってきているわけですね。もちろん私も、あそこの地域、留保地に高層住宅を

つくるということについては、どう考えても賛成しかねるということは、これまでもたびたび申し上げてきたところでございますけれども、それにしても、せっかくつくられたこの整備計画、そういうものに基づく一つの動きがあって、動いた後に市民の反応、そういうものを伺ってシフトしていく、そういった行政が本来とられるべきである、というふうに感じるところでございます。

これには、400万円の費用がかかっているわけですね。せっかくつくったものでございますので、ぜひ有効に使ってもらいたい。このような感じをするわけでございます。

それで、市長もこの報告書の一番最初の扉といいますか、「初めに」という言葉の中で、あくまでもこれは一つのモデル案なんですよ、というふうなことを言っているんですね。ですから、このとおりにやるというんじゃないんだから、モデル案として提示をする場、たたき台として市民の皆さんに御議論をいただく場の一つの素材として、これを使ってもらいたい、というふうに感じるわけでございます。

そこで質問に入る前に、じゃあ一体どうして、この日野本町北地区整備計画策定調査報告書なるものがつくられたのか、というと、いきさつを市長も十分御承知だと思いますけれども、ちょっと振り返ってみたいと思うんです。

ポイントごとに申し上げますが、まず、東町の地域、これは昭和57年ごろ、ようやく立日橋、あるいは2･2･10というものの工事が具体化をいたしまして、東町自治会ではアンケート調査をしているんですね。その中で、下水道がなくて困っている、雨水の排水が悪くて非常に困る、道路が狭い上に少ない、悪い、こういうことをほとんどの住民が訴えていて、2･2･10号線、あるいは立日橋等がつくられる際には、ぜひ東町地域全般の環境整備もあわせてやってもらいたい、こういう要望が市にも出されているはずでございます。そして、これらの意見をもとにいたしまして、対策委員会も地域でつくられているわけであります。

恐らく市長に対する要望書の中には、東町地域の面的整備が可能ならば、ぜひそのプランを示してもらいたい、こういった要望が出されているはずでございます。これが、まず第１の大きな要因だと思います。

次に森町の地域、この地域も日野の駅の周辺でありながら袋小路になっているところが非常に多い。道路も狭い、少ない。公園等の公共施設が全くない、ということで、これは、もっともっと以前から環境改善への要望が市、あるいは議会に対して強く出されていた地域でございます。昭和57年12月には、市街地整備促進についての請願というものが、この地域の住民から出されておりまして、ぜひ単なる道路拡幅とかということで

はなくて総合的な開発行為といいますか、そういうふうな形で積極的に市の方でも動いてもらいたい、といった内容であったと思います。

ちなみに、この請願は、昭和58年の６月に議会で採択をされ、既に市長部局の方にも送付をされているわけであります。これが２つ目の要因だと思います。

３つ目は、日野駅の改良の問題であります。これは、特にずっと以前から強い要望が出ておりました、例のガード下の歩道の拡幅につきましては、既に話がまとまりまして工事にかかる段階になっているわけでございますが、この辺の経過は、前回交通対策特別委員長の福島議員から、るる報告があったとおりでございます。しかし、それ以外にも駅舎の根本的な建て替え、あるいは改良を求める声が非常に強いわけでございまして、本年６月には、およそ7,600人、といった多数の署名を集めた、駅の南側の方にも改札口をつくってもらいたいという請願が議会に提出をされておりまして、多分これは現在建設委員会で継続審査中ではないかと思います。これらの駅舎改良への声も一つの大きな要因だと思います。

そして、今申し上げました東町地域、森町周辺、日野の駅舎、これらのばらばらな要素を一つにまとめるきっかけとなったのが、留保地、仲田の留保地の使い方に対する市長の、私に言わせればアドバルーン的な新しい提案ではなかったかなというふうに思います。

61年３月の議会の、市長の行政報告の中で、これまでの発想を根本的に変えて財政負担を軽減するために、住宅都市整備公団等とも協力をしてかなりの数の公団住宅を誘致をする。その見返りとして本来市が求めているプールつきの体育館といいますか、そういうものをつくっていただくという形は、いかがなもんでしょうね、という、こういう提案があった。これらの提案に対しては、私ももちろん、ちょっと待ってくださいよ、急にそういった高層住宅というふうなことを持ち出していいんですか、もっとじっくり検討した方がいいんじゃないですか、ということを申し上げました。

私だけではなくて、中山議員、夏井議員、福島議員、天野議員、古賀議員、こういった方々からも、もっともっと検討しなさい、やはり地域の住民は、あの留保地は公園、あるいはスポーツ施設として使うべきである、こういう声が、どうも圧倒的に強いですよ、というふうな発言が多く出ていたかなというふうに、私も記憶しております。

私も、昭和61年６月の第２回定例会の一般質問の中で、この問題を取り上げまして、各界代表の人の意見を聞いたけれども、ごく一部の例外を除いては、概ねあの場所は、公園あるいはスポーツ施設として使ってもらいたいんだという声が強いですよ、という

ことを申し上げ、もし、あの地域のことを考えるならば都市基盤の整備が遅れている周辺の地域も一緒にトータルに考えて、一つのプランをつくられたらどうですか、そうしませんと、あの地域だけに立派な住環境の高層住宅ができるというふうなことになりますと、周りの住民から大反対が持ち上がるでしょう、というふうなことを申し上げたことがございます。

これら多くの議員の発言等を受けまして、昭和61年の９月の議会ですね、第３回定例会に、この整備計画の策定についての予算が、補正予算でございますが、出たわけですね。日野市が100万円を負担をする。300万円は住宅都市整備公団が負担をしてもらうというふうな形でパイロットプランをつくろうじゃないか、と。完成をしたのが62年、ことしの３月であります。たしか私どもには、６月に配付をされたかなというふうに記憶をしております。この中で、確かに東町地域だけは非常に地元の対応も早く、行政側の対応も早くて、既に戸別の具体的な話し合いが始まっているわけですね。

ですから、一番初めに申し上げましたけれども、市長の広報の文章も東町地域だけを抜き出して書いたものであろう、というふうに思うわけでございますが、また繰り返しになりますけれども、決してこれは、東町地域だけの問題を取り上げたものではないわけですね。日野駅から東町に至るあの辺一体の、日野本町の北側の地区全体をどうしようか、というふうなプランでございますので、ぜひそれを有効に使ってもらう意味でも東町だけを切り離してああいう形で広報に取り上げるのではなくて、まずこういうものがありましたよ、その中で、今、東町地域は地元の住民の意向もあって、まず一歩進めましたよ、というふうな形の広報でありたかったな、というふうに感じる次第であります。

「鉄は熱いうちに打て」というふうな言葉がございます。こういった報告書も１年たち２年たちますと、だんだんお蔵入りといいますか、そんなのがあったかなというふうなことにもなりかねません。

私は、これまでもよく市長にも申し上げているんですけれども、このような報告書、計画書というものが非常に多く、ばらばらにつくられているわけですね。一部有効に使われているものがありますけれども、ほとんどのものが、せっかくつくられた報告書はどこかへ行ってしまって、全く違ったような形のものになってきているというのが非常に多く見られるわけですね。先般も奥住日出男議員が、行財政調査会の答申があまり有効に使われてないじゃないか、せっかくつくられた答申というものを、もっともっと有効につかったらどうかというふうな御発言もあったかと思いますけれども、そのような

意味合いも踏まえまして、この調査報告書をぜひぜひ、もっと前向きに使ってもらいたいという意味で質問に入りたいと思います。質問は６点に分かれます。

第１点目は、この11月１日号の広報における扱いの不十分さといいますか、そういったものを踏まえまして、この日野本町北地区整備計画策定調査報告書、この内容を今後どのように活用していくつもりなのか、特に市の長期計画施策の方向案というものが、今私どもに示されておりますけれども、この長期計画の案とも関連をいたしまして、まず第１点目は、大づかみにお伺いをいたしたいと思います。

次に具体的に、今報告書の中では、先ほど来申し上げておりますように３つのパイロットプランがありますけれども、私は、これを４つに分けてみたいと思います。一つは東町、２つが留保地、３つが森町地区、４つが駅そのものであります。この４つに分けまして、そのうち２点目として、既に具体化しつつある東町、あるいは今朝ケ島地区の進展の状況ですね、現在どうなっていて、今後どのような段取りで進んでいく予定なのか、特に下水とか雨水の排水対策を踏まえまして教えていただきたいと思います。これが２点目。

それから３点目は、仲田の留保地の扱い方なんですね。先ほども申し上げましたけれども、市長が61年３月議会のときに打ち上げたアドバルーン、高層住宅をつくってもらった見返りとしてプールつきの体育館を、というものが、だんだん後戻りしつつあるような感じがするわけですね。これは、私にとっては非常にいいと思っているんですけれども、この留保地の扱い方について、これは特に市長に伺いたいんです。現在の気持ちですね。当初、発想の転換を言われたころの気持ちが、まだ続いているのか、あるいは多くの議員のいろんな発言を聞いた中で、だんだん軌道修正をされて本来の留保地の利用方法に戻ってきているのか、その辺の市長の率直なお気持ちを聞きたいというふうに思います。これが３点目。

４点目です。森町周辺地区ですね、これについては、実は、もう前回の議会でも、あるいはこの夏にも、私は担当者にも申し上げたし、この場でも申し上げたんですが、これをもとにして、説明会とは言いません、一つのこういうプランをつくってみましたけれども、皆さんでよく話し合ってみてくださいね、というふうな場を、まず初めには、例えば自治会の会長さんとか商店会の三役さんとか、そういうところで持つ。さらには担当する地域の住民の方々に説明をする、そういう場を設ける必要があろうかと思うんですけれども、そういった計画が今俎上に上っているのかどうか、それをお伺いをしたいと思います。

第５点目は、日野駅そのものの改良の促進についてであります。この調査報告書を見ますと、日野駅の問題については、いわゆる中・長期計画として今の駅の構内を突っ切るような形で、歩道ですね、自由通路、地下自由通路をつくったらどうだろうか。その自由通路をまずつくらせて、その次に駅ビルに行くのがいいんじゃないか、とこういうふうな案ができているわけですね。

たまたま、今回、甲州街道に面する部分の歩道が拡幅をされますけれども、どうも最近の日野駅の乗降客を見ますと、恐らく乗り降り両方足しますけれども、４万5,000人ぐらい、日になっているのではないかなというような気がするんです。大分ふえているはずです。市内の各駅の中で、恐らく日野駅は豊田の駅よりも、もちろん乗降客としては現在少ないけれども、だんだんふえている駅だと思うんです。そういう点でＪＲにかわりまして、恐らく今後経営体としてのＪＲは、住民の強い要望があって、しかも不便を感じるような声が強ければ、積極的に駅の改良、あるいは改造に対応するのではないかというふうな気がするので、単に中期計画、長期計画として置いておくのではなくて、早速その自由通路をつくったり、あるいは駅ビル化を促進したりというふうな行動を起こすべきではないか、というふうな気がするわけですけれども、この日野駅の改造、駅ビル化、自由通路化、こういったものについての市長の、特にお考えを伺いたいというふうに思います。

６点目、６点目は、今計画書の中で具体的にプランとして挙げられていないけれども、地域の中に入っているところですね。具体的に申しますと、一つは市民の森スポーツ公園の南側、日野一中のグランドの東側の地区ですね。この地区は、先ほど申し上げました多摩川沿い都市計画構想、この広報に載っている東町地域の区画整理をやってみたいというところにも入っていないんですね。ですが、地元では、道路がちょっと少ないですから、１本現在ある宿裏の道路からスポーツ公園に向けて、道路を通してもらいたいんだというふうな声があるわけです。本来こういった道路は、地元の方々が全部負担をして、セットバックをして無償でやっていただければ一番いいんでしょうけれども、なかなかそうもいかない面もありそうなので、買収方式等で、こういうところは道路をつくっていくことができないだろうか、ということでございます。これが、６点目の一つです。

それから、その次に、そのほかの市街地、私どもの居住します中町ですとか、金子橋ですとか下町、こういった地域もまだ吸い込み槽を使ったり、そういうところも結構残っておりますし、道路が狭いところも裏の方にはあるわけです。このプランに、具体的な

パイロットプランに入っていない、そういった旧宿場の地区をどのように今後やっていくのかということについての考え方を伺いたいと思います。

以上、大きく分けまして6点について質問をいたします。あとは、お答えに応じまして再質問をさせていただきます。お願いします。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問に対しましての大綱的な考え方について、御理解をいただいておきたいと思っております。

たまたま、11月号広報で多摩川沿い地域の、本来の日野の発祥地、地域に対し、区画整理時代が突き進んでいる、突進してきた、こういう意図で、一つの状況といいますか、事情をお伝えをした次第がございました。それは、その前に行いました日野本町北地区整備計画報告書、パイロットプランと言われているものがベースにあるということは、紙面の関係上、そういう言い方にはいたしておりませんが、ベースになっているということは、間違いないわけであります。

なお、そのベースに加えて、その後、東町の、つまり2・2・11の東側の地域、また同じく2・2・11路線の線路から西の方の地域、こういうことも加えまして、日野市全体から見ますと、まず多摩川の沿岸の区域、とこういうとらえ方で状況報告をした、こういうことであります。つまり、そのパイロットプランのベースに、なお東の方と西の方を加えた、これは相互関連がありますので、やはりそういう形で考える、つまり我々の頭がそれだけ実態に理解が進んだ、とこのような気持ちでございます。

そうして、たまたま立日橋から2・2・10のことが、これまで主要な課題であったわけでありますが、桑園跡地、いわゆる仲田緑地を南方半分以上を目的といたしました今日の市民の森スポーツ公園、つまり陸上競技のできるグランドを持った公園ということで国の理解もあって、今日公園ができ上がっております。

留保地のことが、非常に今度は切実なことになってまいりまして、管理当局からも、日野がほしければ早くというふうな御意向も伝えられましたし、それから、かねて望ましい都市像ができるまでというのが保留の理由になっておりますので、それらの姿を描きたい、こういうふうに考えてまいりました。その姿を描く際に、既に留保地の北側の部分は、市民の森スポーツ公園に関連して体育館をつくる予定地であるということが、これまでの日野市の計画になっております。続いて、留保地を確保し体育館を実現したい。その際に経費のことを考えますと、なかなか土地を買い、2年間の間で、国から求められる2年間の間で目的の設備を達成するということは困難である。そういうことから、市が受け取る面積を体育館が必要とする範囲にして、他の部分は住宅化することによって、財政的な負担を半分以下に抑える方法があるんではなかろうか、というふうな考え方が生まれてまいりました。そのことを議会に、また報告をして御批判を仰いだということもありました。

一般論として、確かにまとまった土地を、一方には高層住宅化するということは、その財政計画からいいますと筋道がなりたつわけでありますが、遠い将来計画から考えますと、そういう形で最後の可能性を決定づけてしまうことがどうか、とこれが、多分いろいろな意見の反映があったと思っております。

前後するかもしれませんが、その留保地の都市整備公団に参加をしてもらって、そうして開発を進めようという一つの考え方が、今、初めにあります、いわゆるパイロットプランの導火線にもなった、こういうことであります。

住宅都市整備公団が、この計画に参加をしてくるというのは、自分たちの事業化し得るものが相当量あるということとあわせて、また私が、かねがね多少伝えておりました日野駅の改造は、駅舎を高層化することによって――高層化というのは、中層は商業でありますとか、そういう使い方、その上に住宅部分をつくる、そういう一つの経営勘定で、この駅舎の改造を日野市は多くの負担を持たない形で行うことができる。とりわけ一番便利のいい駅の近くですから、駅舎の改造はそういう考え方で進め、あわせて森町地域の再開発も関連した形で可能化する、こういう発想でございます。

つまり、駅の近いところに、ある程度の住宅をふやして、そして地域の活性化とあわせ余り市の負担を支出しない形で一つの地域をつくろう、こういう一石二鳥といいますか、考え方を、私は可能性があるというふうに見ております。その意味で住宅公団を引っ張り込んだ、ということにもなるわけでありますが、今、住宅公団は、どこに自分たちの期するところの事業がなりたつだろうか、ということで、我々の考えます構想とちょっと縁が薄くなる傾向もございます。

そういうことで、縁が切れたわけではありませんが、この構想、いわゆるパイロットプランは大きなベースにはなる、そういうことで考えたいと思っております。

それから住宅をつくるのは、なるべく日陰の及ばない地域がいいわけですから、都市計画的に川沿いの、つまり堤防沿いの地域は高層ができてもよろしいんではないか、あるいは線路に近いところならいいんではないか、こういう考えもなりたつわけでありまして、そのまた、大きな別の意味といたしましては、日野の発祥地の本来の甲州街道、この地域がもっともっと商業的にも活性化する必要がある、あるいは地域的にも立派な

公園、あるいはグランドもできておるところでありますし、モノレールの駅もできることでありますから――立川とつなぐと、立川に購買力を取られるというような消極的な考えではなくて、立川からも消費者を引っ張り込むというような考えがあってよろしいんじゃないかというふうに思うわけであります。手法をそういう考えで進めますならば、私は甲州街道地域の、やっぱり日野市の発祥地であるという復元化は可能である、こんなふうにも思うわけであります。

特に2・2・11都市計画路線は、これは現実の課題になってまいりますし、今までは2・2・10でモノレールを受けられるというふうに考えておりましたけれども、このカーブの部分などで新しい2・2・11の、またそれの分岐が必要であるというようなことにもなりまして、今日の土地事情からいって、あるいは2・2・10の買収事情からいって、用地買収じゃとても道路の確保は困難だろう。そこで、やはりこれからの都市整備は本格的なことになるわけでありますけれども、区画整理方式に依存することが一番結果がいい、目的を達成するのに周辺の環境もあわせて整備ができる、ということで、つまり区画整理方式を取り入れようというのが東の部分の新しい考え方であります。

その際に、羽田ヒューム管が入るか入らないか、これが一番決定をする決め手にもなる、また入らないで行っても成果が不十分だということで意向を当たってみましたところ積極的に、しばらく時間はかかりましたが、積極的に都市計画の中に入れてほしい、とこういう意向が伝えられまして、これならなお意味が大きいというので、初め2・2・10以東のことを考えたわけでありますけれども、それになお加えて、留保地を加える、つまり30ヘクタールプラス６ヘクタールという考え方が生まれたわけであります。これはベース、いわゆるパイロットプランにはなかったことなんですが、それも入れよう、なお、その中央線以西の2・2・11部分、これも下水道、多摩川幹線のためには、ぜひ早期着工が必要でありますので、東町地域の都営住宅、今朝ケ島のこととあわせて、やはり、これは都営住宅とも係わりが非常に深い。特に2・2・11の西方に当たります地域は、これは今のところ区画整理的な考え方は、線路に近い部分の、つまり薬王寺、あの界隈では、たまたま組合施行でという話がございまして、ぜひ、それが進みますことを願っておるわけであります。ちょっと今のところ、指導者のお亡くなりになったというのがあって、ちょっと緩んでおりますが、その考え方をなるべく早く盛り上げてもらおうという考え方を持っております。

そういたしますと西の部分は、特に2・2・11は、これは多少振り返って考えますと、市施行でやるものか、都施行でやるのか、これは絶対都施行でやってもらわなければならないということでお願いをした、また今日の市民の森スポーツ公園の部分のどこに、道路用地はどこに譲渡するか、ということが決められた際に、都施行でということを特に頼んだ効果もありまして、都にそれが譲渡された、つまり都がやるということに決まったということが大きな成果ではあった、とこのように言えるわけであります。

その都施行を、2・2・11は都施行でありますから、どうしても早く取り組んでいただく、そのためには、また東京都の内部の都営住宅との関連が生じますので、住宅局と建設局が内部調整をしていただいて、そうして必要な家屋移転等については、若干の都営住宅用地もそれに充てる、そういうことをまず決めてもらわなければなりません。そうしないと、2・2・11路線の上に移転をしなければならない家屋が相当数ございますので、42軒というふうに聞いておりますが、建設局が施行していただくためには、その住宅の行き場をつくらなければならない。これは、もちろん市も最大限の努力をしなければなりませんが、そういうことを基本的に今日取り組んでいただくように働きかける必要があるというふうなこともありまして、そして結局2・2・11号路線を一番中心とする、そういう都市計画が、この地域に必要だ、こういうふうな考え方の推移と発展でございます。

そういうことを考えますと、いよいよ多摩川沿いの地域に都市計画の時代が来た、こういうことになるわけでございます。なお、地元にそういう情報をお伝えをし、ある程度の判断なり御意見なりをいただくということのきっかけをつくりたいという希望が、広報上の記事としての発表だったということであります。あと、たくさん――ですからパイロットプラン、復元ではなくてパイロットプランの発展だ、というふうに御理解をしておいていただきたいと思います。

なお、これには駅舎の改造、あるいはある程度の住宅構想ということをあわせて、地域の発展に貢献する一つの案ではなかろうか、このように考え、それの具体化を前進させたい、こういうことでございます。

あと、そういうことだったら、また再質問においてお答えをさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　市長が、ただいま御答弁申し上げましたけれども、一部細かい問題につきまして、私の方からお答えを申し上げます。

まず、日野本町の北地区整備計画策定報告書でございますけれども、この報告書の中でとらえている地域の都市整備部としての課題を、大まかに分析をしまして申し上げますと、まず、都市計画道路の問題でございます。これは市長のお話の中にもございましたけれども、2・2・11の問題、それから2・2・1の問題、この2・2・1といいますのは甲州街道

のことでございます。こういった都市計画道路を整備しなきゃいけないということでございます。

特に都市計画道路につきましては、モノレールの導入空間としての確保もございますし、それから公共下水道の汚水管でございますけれども、多摩川中央幹線というのがございます。これは、浅川処理場から発しまして東光寺に至る幹線でございますが、4,200メーターございます。これが2・2・11号路線に入るということでございます。

それから、さらに道路の件で申し上げますと、生活道路としての整備でございます。御承知のように東町、それからいわゆる日野本町にかけましては、従来の道路ということで非常に生活上支障が来ている、そういう状況でございます。こういったものの解決を図らなければいけない、ということでございます。

２点目は排水でございます。これは、汚水計画につきましては、今若干申し上げましたけれども、2・2・11号線の多摩川中央幹線の問題、それから、さらには区画街路に汚水管を入れるわけでございますので、これらの道路整備の問題があるわけでございます。

それから雨水につきましては、神明上の都市下水路が、ここでようやく見通しがついてきているわけでございますけれども、この排水の区域は、2・2・10号線の西側も含んでいるわけでございます。この点につきましては、第７点でございましたけれども、いわゆる日野本町の雨水の排水につきましては、将来になりますけれども、神明上の都市下水路につなぐよう整備をしていく、ということになるわけでございます。

それから、モノレールの関係でございますけれども、これは、都市計画道路をつくりまして、2・2・11にモノレールの導入空間を確保するということでございます。これは、東京都の計画によりますと昭和65年着工、それから完成は、72年ということでございます。これらも意識しながらまちづくりに取り組まなきゃいけない、そういう要素になるわけでございます。

それから、話もだぶりますけれども、都営住宅の関係でございます。この本町北地区につきましては、今朝ケ島の都営住宅もございますので、現状の中で建て替えということになりますと、将来のまちづくりに大きな影響がございますので、総体的なまちづくりをした中で都営住宅の建設を認めていただく。さらには、一部、市の都市整備関係の用地への活用とか、そういうものも、ひとつ考慮してまいる必要があるということでございます。

それから最後は、日野駅及び日野駅周辺の森町の再開発といいますか、再整備の問題、こういったものがこの地域に、いわゆる整備課題として、今存在をするということでご

ざいます。

それで、御質問の第１点目の、この報告書の基本計画へのアプローチでございますけれども、これは、基本計画を策定するときに論議をされているわけでございますけれども、既に日野市で調査等行えているものにつきましては、最大限検討し尊重する、そういう形で基本計画をつくるということでございますので、事業化の見通し等については基本計画に入れていくということでございます。

それから、東町の区画整理の問題でございますが、これは現在、おおよその区域でございますが、36ヘクタールを考えております。区域といたしましては甲州街道、それから多摩川、2・2・10につきましては、いわゆる西側の部分については、西の南ですね、これは2・2・10、それから仲田の公園のところで申し上げますと、留保地の南側の2・2・11号線、それから西側につきましては、四ツ谷区画整理の境、そういうことで現在考えているということでございます。

この件につきましては、日野市の執行体制とか、あるいは財政の問題もございまして、施行者をどこにするかということでいろいろ検討をしてきております。現在、まだ結論は出ませんけれども、区画整理をやるという方針は、市は定めておりますけれども、その施行者について、今調整をしているというところでございます。ただ、さっき申し上げましたようにモノレールの関連でありますとか、あるいは公共下水道の推進を考えますと、事業主体の調整ということで時間をとるわけにもいきませんので、今回の補正の中にもお願いをしておりますけれども、一部調査費を計上し、予算の執行にむだにならないような、そういうことも配慮いたしまして、一部、市がその準備に入っているということでございます。

今後の計画といたしましては、Ａ調、Ｂ調等を行いまして区域を正確に定め、それから地元へのアプローチを行う。その上で街路計画等を定めまして、さらに地元への説明を行っていく、そういうことになるわけでございます。まだ東町の課題といたしましては、かなり大きな問題もございますので、明らかになった時点でさらに申し上げるということで、現時点では、この程度で御理解を賜りたいというふうに考えております。

それから森町地域への、この本報告書の説明会ということでございますが、私ども森町地区につきましては、今から４年前でございますけれども、森町の一部有志が何とか現在の町を整備できないかということで、市の方に話もございまして数回話し合いをしております。その中で手法として考えられることを幾つか申し上げ、いろんな意見を聞いております。その後に、この調査報告ということになったわけでございますので、私

ども今まで、この調査報告だけの報告ということでは、森町地域の方から見ますと、まだ何にも市の方は進んでいないのではないかというような、そういう感じを受けるのではないかということで、あえて今年度につきましての説明会は、しなかったわけでございます。いま少し町整備のあり方、いわゆる手法等も都市整備部内で検討いたしまして、来年度には地域の説明会といいますか、話し合いをしてみたいというふうに考えております。

それから排水関係につきましては、さっき申し上げましたとおり、将来神明上の都市下水路で処理をしていくということで御理解を賜りたいと思います。

私の方からは以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　御質問にお答えしたいと思います。

まず東町地区の生活道路の関係でございますけれども、これにつきましては、日野本町の六丁目地内につきましては、地元の要望を踏まえまして測量をしてございます。これは地形測量、あるいは用地測量、こういうものを測量いたしまして、その地元の要望の中で、この中に東西に２路線、それから南北に１路線の市道があるわけでございますけれども、これらについての拡幅の要望が非常に強いわけでございます。

そういう中で来年度といたしましては、南北に走ります宮子３号線、これについて地主等とも交渉して拡幅の工事に着手していきたい、とかような考え方でございます。

それから、もう一点の東仲田の７号線でございます、この御質問の路線につきましては。これは、平均の幅員が約２メーターでございまして、延長が85メートルということで関係地主さんが６名いらっしゃるわけでございます。60年には、この道路につきまして両側の地主さんから寄付の申し入れがございました。それで私どもの方は、早速61年度に測量をいたしまして実施して、具体的に各地主さんの方に案をお示しして、こういうことですよ、ということでお示ししたわけでございますけれども、その時点で、どうしても１名の方が了解していただけない、こういう事態になったわけでございます。

これは、発足がそもそも寄付という形で動いておりますので、もう少し時間をいただいて何とか話し合っていきたい、とかように考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　市長が大分細かくといいますか、丁寧なといいますか、御答弁をいただきまして、もう少し具体的なことを、少しやりたかったんですが、果たして時

間があるかどうか。

順番に行きますね。第１点目の大づかみなところですが、まず日野市基本計画施策の方向案ですね。要するに長期計画です。これでの扱い方なんですが、例えば、今、一番初めに具体化している東町地域の問題が全く書かれていませんね、この中には。そうだと思うんですよ。その一方で、先ほど来、私、申し上げておりますけれども、この整備計画に載っている中の日野駅については、かなり具体的に本市の表玄関として、というふうなこともあるし、日野本町北地区整備計画に基づき、というふうなこともあって、この施策の方向案については、むしろ東町地域よりも駅だとか、駅周辺の方がさきに進むんじゃないかなというふうな感じが、私どもするわけです。

そういう点で、今のお話ですと具体化しそうなものは今後基本計画の中に入れていくのだ、というふうな、都市整備部長のお話にもございましたが、ぜひこの東町地域というのは、やはり、ひとつ入れておく必要があるだろうというふうな感じを持ちました。

それから下水道の関係なんですが、私ども、この辺の地域、日野本町地区、あるいは栄町、新町地区というのが日野市の公共下水道の計画の中で、あるいは一番最後の下水道完成地域になるのではないかなということを、非常に心配をするわけです。

たまたま、私、今、日野市公共下水道計画の図面を持っていますが、この図面をよく見ますと幹線が幾つかあるんですね。今問題になっているのは、多摩川中央幹線、それからもう一つ、豊田地区には浅川中央幹線というピンク色の幹線がありまして、さらに旧七生地区といいますか、多摩川右岸浅川流域下水道、浅川幹線というのがありまして、この幹線だけは色が違うんですね。格が上なんですよね。この図面で言えば茶色の少し太めの幹線になっているわけです。格上の幹線なんです。

私ちょっと思うんですが、多摩川中央幹線、今答弁にもございました、市長のお話にもございました2･2･11に面する幹線です。多摩川中央幹線というものも、この１ランクアップした幹線にする、というふうなことはできないのか、もしできるとすれば財政負担の面でも、かなりの違いが出てくるでしょうし、時期的な面でも早く進め得るのではないかなというふうな気が、もちろん素人判断でございますけれども、するわけでありますが、その辺の可能性があるかどうか、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

多摩川中央幹線の格上げの問題でございます。御承知のように日野市の公共下水道につきましては、南多摩、浅川、秋川、３つの流域に分かれまして、それぞれの処理場に

流入をするということになっております。

それで、この事業の施行でございますけれども、流域下水道でございますので、処理場及び流域幹線については東京都が施行する、いわゆる施行管理をする。そのほかの幹線につきましては地元自治体が建設をし管理をする、そういうことになっております。現在、日野市内の処理場及び流域幹線といいますのは、浅川処理場が新井地域にできます。それから、流域幹線として浅川を横断しまして、川崎街道及び北野街道を西に行く、で、八王子地域に入っていくということでございます。

この流域幹線の一つの原則といいますのは、２市以上の汚水を受ける。その幹線については、流域幹線として東京都が建設、管理をしよう、そういうことになっているわけでございます。ただいま御質問の多摩川中央幹線については、その原則からはずれるということで市施行の幹線になっていたということでございます。

そのほかに中央幹線につきましては、浅川左岸に都市計画道路2・2・11号線に沿いまして、西の方に続く中央幹線がございます。今後、都市下水道の汚水の幹線を建設する中で、現在未認可の地域が、この浅川中央幹線であり多摩川中央幹線の区域でございます。面積にいたしまして、約805ヘクタールです。それだけあるわけでございます。

62年度を起点にいたしまして、昭和76年、15年間でやる場合にどこが隘路になるかということになるわけでございます。御承知のように多摩川中央幹線につきましては、今議論されております東町の2・2・11号線の区域、それから万願寺第二区域の2・2・11号線、

この区間でございます。これを万願寺につきましては市施行、それから東町については、今検討しているところでございますけれども、いずれにしても区画整理方式を持ちましてつないでいこう、ということでございます。この上流を見ますと東町及び万願寺第２の区画整理が順調に進みますれば、いわゆる中央線までは順調につながってくるということになるわけでございます。中央線から栄町、これが幹線の延長で、約1,500メーターあるわけでございます。これをさっきも市長が申し上げましたように、できる限り都道として東京都に整備をしてもらって、この道路敷に中央幹線を埋設をしていく、今、そういう構想を持っております。

2・2・11号線の建設については、市として最大の、いわゆる東京都へのアプローチをしなきゃいけない、ということではありますけれども、都の取り組みの様子も見きわめた中で、私どもが今考えておりますのは、浅川の、いわゆる未認可区域の事業認可につきましては、昭和65年前後に目鼻をつけたいというふうに考えております。

そういう中で、今御提案のありました多摩川中央幹線の格上げの問題でございます。

私ども、この中央幹線の格上げの問題については、メリットといたしましては財政負担の問題でございます。簡単に申し上げまして、東京都が流域幹線としてやってもらえれば、東京都は国から２分の１、東京都が４分の１、それから地元負担４分の１ということになるわけでございます。市が負担をいたしますと、２分の１は市が負担をしなきゃならないということに、単純に言いますと、なるわけでございます。そういう財政上の問題のメリットは、非常に大きいわけでございます。

それから、いわゆる新町、東町地域、それから神明、本町も一部含むわけでございますけれども――大坂上ですね。このスピードの問題については、一番大きなところは万願寺第二、及び東町の区画整理のいかんにかかるということだろう、というふうに理解をしております。現時点で、この中央幹線、浅川及び多摩川につきまして、明言することはできませんけれども、市として取り組む大きな課題である、というふうに考えている次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　よくわかりました。ただ、重ねて申し上げておきますが、やはりＪＲの中央線を越えるというのが非常に難しい事業でもあるし、大変な作業だと思うんですね。そういう点を踏まえて、確かに隘路はいろいろあると思うんですが、ぜひそこの多摩川中央幹線のレベルアップという問題も、ぜひ頭に入れて、今後進めていただきたいというふうに思います。

それから東町の件ですが、羽田ヒューム管も一応その中に入れてもらって結構だというふうなお話でございました。大変よかったと思います。そうすることによって、かなり南北の道路をつくる、生活道路をつくる上に、うまく協力が得られるのではないかなというふうな感じがいたします。大変よかったと思います。

それで、ちょっとひとつ、細かいところでございますが、お伺いをしたいんですが、多摩川の堤防沿いの側道といいますか――は、現在、四ツ谷下区画整理が終わったところについては、大体ＪＲ中央線のガードから仲田小の北側ぐらいまで、ずっと通っているわけですね。そこで止まっています。あの辺は、すっと、区画整理をすることによって、側道が日野橋あたりまで、ずっと行くような形で考えていいのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、東町の区画整理につきましては、これから本格的

にA調、B調を行っていくわけでございます。その中で幹線道路でありますとか、あるいは区画街路の設定をしていくということになるわけでございます。そういう状況の中で明言することはできませんけれども、ごく区画整理の常識からすれば、できるだけその堤防沿いに沿った道路をつくる、ということになるんではないか、というふうに考えております。

ただ、さっき申し上げましたように家屋の移転でありますとか、その東側の道路の接続をどうするか、そういう問題は残っているということをお含みをいただきたい、というふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

それから留保地の問題ですが、この策定調査報告書においては留保地は単独で扱われて、このような高層住宅が大部分を占めるような案になっているわけですが、どうもこれは、私の感触でございますが、市長のお話等を伺っていますと、これからは、やっぱり少し戻ってきたな、という感じがいたしまして、大変喜ばしいことだと思います。東町地域の区画整理の中に入る、留保地を入れるというふうなお考えということは、それなりにもう少し幅広く、あの地域が考えられて、先般も板垣議員の質問でも、50メートルプールをつくってほしい、というような要望すら出ているような状況でございますので、これはお答えを求めませんけれども、ぜひ、一番当初、日野市が持っていた案、体育館ないしは緑、森、スポーツ公園、そういった形のものが多くとれるような形で、この留保地は使ってもらいたい。

今の市長の答弁を聞いていれば、多分そのような方向性に、だんだんもとに戻るといいますか、そういう感じがするわけでございますので、ぜひ、そのようにやっていただきたいというふうに思います。ぜひ、高層住宅というふうなことだけはおやめをいただきたい。重ねて申し上げておきます。

それから森町地区ですね。これについては、今年度はいろんな事情から説明会のようなものは、なかったけれども、来年度には、やってみたい、ということでございます。これは、説明会というような言い方は、ちょっとおかしいかもしれないけれども、ともかく、市はこういうプランを持っているぞ、というふうな場ですね。提示をする場として、ぜひ来年は、やっていただきたい、というふうに思います。

それから、次の日野の駅舎の問題ですが、これ、実は高層住宅――駅ビルが、上の方は住宅になるんだ、というふうなお話もありました。どうも住宅というのは、どうかなという気がいたしますが、いずれにしても駅ビルをつくってもらいたいというふうな、何か市民運動ができつつあるやに聞いております。ＪＲでもそういった方々に対して、これまでの国鉄当時の応対とは違った応対をしているように聞いております。そういうことで、市が音頭をとって住民運動を盛り上げるというような形になれば、先ほど申し上げたような自由通路兼駅ビルというふうな形のものが、以外と早く対応できるのではないかな、という気がするわけです。

そういう点で、従来からも議論されておりますけれども、宇津木台の住宅が、だんだん住民が張りつきますと、かなり多くの方が今以上に日野駅に出てくる。そういうことを考えれば、とても今の駅のままでは、やり切れないだろう、あふれるだろう、というふうなことが早急に予想されるわけですから、そういう点も踏まえて、単に中・長期計画としての駅ビルだとか自由通路というのではなくて、一番近い短期計画として、もはや入れるべき段階に来ているというふうな感じがいたします。

そこで、１つ、ちょっと例を申し上げたいんですが、よく私は、秋川市の例を引くんですが、またこれも秋川なんです。秋川で、市長も御承知と思います。五日市線に西秋留という駅があったんですね。国鉄時代は西秋留でした。今度、秋川駅というふうになったんです。もとの西秋留駅がどういう状況であったかということは、もう、いまさら説明するまでもないんですが、本当に田舎の駅といいますか、片方だけに出口があって本当にわずかな駅前の広場があって、桜の木だか、いろんな木が植えてあるというふうな、車も３台ぐらいしかとまれないんじゃないかというふうな、そういう駅であったんですね。それが、この３月に立派な、駅ビルとは言いません、駅舎をつくって、しかもあそこは平面に線路がありますから、上をオーバーブリッジのような形で市道としての歩道をつくったんですね。そういうことによって、住民の南北の交通の不便も解消したし、立派な秋川の玄関口になるんですけれども、でき上がったというようなことなんですが、それについて――とても、この秋川のやり方というのは感心したんですが、この計画が具体化する段階で国の、要するに建設省から、係長クラスを市の部長待遇で呼んでいるわけですよね。

具体的に言いますと、約、駅舎の部分も、市が大分負担してつくっているようなんですが、市道部分だけは３億200万ぐらいかかっているんですよね、つくるのに。そのうち、国が臨時交付金というふうな形で１億1,000万出してくれているわけです。恐らく、今申し上げた、国から派遣されてきた部長待遇の職員というのは、この辺のとりまとめをするために派遣をされてきて、もう既に今は、国の方に戻っているそうです。

つまり、こういう行政の仕方をすれば、日野市の今言った自由通路ですね、まさに同じ考え方です。一方はオーバーブリッジですけれども、一方は地下ですが、考え方としては全く同じなんで、以外と早く進む可能性があるということです。こういう近隣の市のいい例というものは、ぜひ、ぜひ参考にされて、確かに財政は大変かもしれないけれども、努力をすれば、こういったことができるわけですから、今も村山参与もいらっしゃいますけれども、それはそれとして、こういう形も考えてやれば、以外と進むのではないか、というふうに感じるわけでございますが、再度問いますが、今申し上げた秋川市の例なんかも含めて、日野の駅舎の改良、自由通路をつくる、駅ビル化を図る、早急にＪＲに働きかける、これについて、再度市側のお考えを確認をしたいと思います。

特に、これは市長にお願いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　既に御承知のとおり、いろいろな方法で国鉄時代から引き続き、今日のＪＲ会社に対してもアプローチをいたしております。

なお、このＪＲ側から企画力のある職員を割いて自治体に派遣をするということもある、ということを聞いていますので、この件につきましても早くから申し込んでいるところでございます。西豊田駅のこともありますし、鉄道との関係は、今度のまちづくりに非常に重要でございますので、あらゆる考慮を払いながらやっていきたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　全く、今市長がおっしゃったとおりなんですね。この日野駅を一つの起爆剤にして、今おっしゃられた西豊田駅ですか、この辺も可能性があるかどうかわかりませんが、何らかの具体的なものが出てくると思うんですね。

そういう点で、ぜひ、今後の日野の駅を利用する方が、ますますふえるだろう、今の駅では大変なことになるぞ、そのときになって大騒ぎをしても遅いぞ、ということを重ねて申し上げておきます。ぜひ積極的な対応を、これもお願いしたいと思います。

いろいろ申し上げてまいりましたけれども、この日野本町北地区の整備計画、こういったものを一つの起爆剤として、全く何もなかったものが、一つの具体的な資料、報告書というものがつくられ、それをうまく利用していけば、いろんな方向にまちづくりの新しい面が出てくると思うんですね。これは、私どもは、たまたま今回は日野本町北地区というものを問題にしました。まだまだ、例えば南平とか、いろいろあちこちにあるわけですね、もう少し基盤整備を進めなければいけないところがあります。こういう形で

一つの材料を有効に使っていけば、それがうまくいけば、ほかの地区の日野市内の基盤整備のためにも、大きな一つのモデルケースになるだろう、というふうな気がいたしております。

そういう意味で、ぜひこういった調査報告書というものは有効に使っていただいて、うまく進めていただいて、ほかの地区でも同じようなことがスムースに、住民の協力をいただいてできるような、そういう行政を進めていただきたいというふうに、強く申し上げる次第でございます。

いずれにいたしましても、最近、世界情勢もいろんな問題で大きく変わりつつあるわけでございますが、日野市も森田市政の中で、なかなかうまく進んでこなかった都市基盤の整備が、ここへ来てようやく大きな車輪が動き出したかな、というふうな感じを持っておりますので、どうかいい方向に車輪を進めていただいて、15万8,000日野市民にとって、いい行政であるぞ、ということがますます言われるように、そういった市政運営を今後とも、ぜひ積極的に進めていただきたいということを重ねてお願いを申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって21の１、日野本町整備計画を有効に活用せよ（市長期計画案とも関連して）の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時27分　休憩

午後１時32分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問22の１、市内特養ホームと在宅老人介護事業及びボランティア活動についての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

〔16番議員登壇〕

○16番（高橋徳次君）　それでは通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。

市内の特養ホームと在宅老人の介護事業とボランティア活動について、質問をさせていただきます。日野市内に特養ホームを設立していただきたい、という質問を多くの議員の方から出されております。また、私も昭和59年の第２回の定例会に始まって、これ

で5回目になっております。また、その他、多くの議員の方から、いろいろとこの間、この件については、その質問がなされております。その都度、その返答はと申しますと、いつものとおり検討中ということで流れております。

そうして、その用地にしましても調整区域ないしは、また市営住宅の建て替えに伴う空き地の利用、とその都度、その答弁が紆余曲折しておりました。今回、その場所が高幡の864番地の4の市有地というふうに内定している旨の、突然の発表がなされました。つくるということに関しては、非常に結構なことで、私を初め多くの議員の皆さんもこれに反対ということでは、決してないと思います。しかし、この特養ホームということは、非常に内容的にも複雑ですし、またその運営も多方面にわたっております。

そういったことで、この特養ホーム設立に向かって、まず、その場所が内定したということで1歩進まれたということは、本当に同慶の至りでございますけれども――もう皆さん御存じのとおり、今、日本は高齢化社会へと進んでおります。また、この日野にとっても決して例外ではございません。

せんだっての読売新聞ですか、この世論調査によりますと、50歳ないし60歳という実年層ですか、これはまだ、働き盛りを自認されている世代でございます。こういった方が、趣味やスポーツには積極的に取り組んでおりますけれども、しかし、その将来に対する考え方は、という問いに対しては、やはり寝たきりになること、これが一番不安であるという返答が返っております。

総理府が調べた実年に関する世論調査によりましても、87%の人が、現在の生活には満足しているけれども、やはり、将来心配になるのは――寝たきりになるということに対しては、一番の関心を持っているようです。自分や、その配偶者が寝たきりになったりすることに対する不安、これを抱いている方が、実にその実年層にも7割近くいるということで、核家族化が進んでいく中で、老年を目の前にした実年層の心細さというものが浮き彫りになっております。

それゆえに高齢層になりますと、その反動とでも申しましょうか、やはり一番気になること、これは自分自身の健康ということが、圧倒的に多数の方が気にかけていられます。こういったことが、家族とのつながりや安定した収入ですね、とりもなおさず、その人間関係ですか、いや、お金よりも自分の健康が本当に大切である、ということが現実に浮き彫りにされております。老人保健法の改正の制度、強化された老人保健、設備の整備や運営に関する基準が確立され、また入院治療までの必要はないが、リハビリや介護を必要とするお年寄りを対象とする老人病院の医療機能と、老人ホームの福祉機能

とをあわせた施設、こうした施設をとみに待ち望んでいるということは、年をとられた方の御本人、またその家族の方の今後ますます、この切望は痛切なものになっていくと思います。そのようなときに、今回特養ホームの建設が発表されたことは、本当に結構なことだと思います。

そこで、まず市長に伺いたいと思うんですけれども、今回の特養ホームは、寝たきり老人の方ですか、このような入所施設、その中にリハビリや、また地域ケア等も取り入れた複合施設ということのようですけれども、これには、やはり日野市内の医師会や保健所、または日社協、事業団等との話し合い、調整、また今後の協力等が当然必要になってくると思います。また、これを進める上では、庁内での話し合いが十分行われなければならないと思います。

そういったことで、この9月の定例会ですか、それまではその場所すら確定しておりませんでしたけれども、この12月、急遽高幡という場所が明らかになってまいりました。それは、非常に結構なことなんですけれど、その理由を、どうして急に決まったかということを伺いたいと思います。

それと、また同時に、その用地についても今までは市営住宅だとか高幡だとか、緑地地帯だとか、調整区域だとか、というふうに変転しておりましたけれども、いずれにしても非常に大変なことだと思うんですね、この特養ホームをつくること、それから運営していくことが。そういった非常に重要なことなので、もちろん庁内でも十分、私は検討されたのかと思っておりましたけれど、どうも窓口の方では、余り御存じなかったような気がいたします。

そういったことで、今回――これは非常に結構なことなのですから、どうぞ前向きにお願いしたいと思うんですけれど、どうして急にこういうふうに内定されたのか、またその間、庁内の調整、それから外部との調整、話し合い、そういったことについてあったのかどうか、その点、ちょっと市長にお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　特養老人ホームの必要が問われて、もう数年どう取り組むべきか、ということを真剣に考えてまいりました。法人格を持った社会福祉法人が、日野市内にみずから用地を得て、そうして所定の手続きを経ておやりになられる、このことが期待の第1でありました。また、そのような市民団体といいますか、動きもなかったわけではありません。それから、その際に候補に挙がって、相談の形で候補に挙げられるのが御指摘のとおりの調整区域でありましたり、あるいは都有地と民有地を合わせて

使うような意見とか、いろいろあったわけでありますが、いずれも結論として実現不可能、こういう結論に到達したというふうに、これまでお答えをいたしております。

しからば、どうするか。そうなりますと、公設民営でひとつ考えようではないか、公設が予定できるのは、高幡に長らく寝かせてある用地であるその場所には、一応は高幡福祉センターが所在いたしますし、地形的に、あるいはその道路もそうですが、排水等に問題があるということが、これまでなかなか決めがたい事情になっておりました。ようやく去年あたり、その排水装置も、一応あそこにあります市営住宅数十戸の浄化槽という形で試験的な施設をつくりました。そうなりますと、今の福祉センターを複合化することによって、その同じ場所を使うことをもし可能と考えるならば、用地の問題は、市の持っている土地ということで克服できるんではないか、ということを前後、前後というか行きつ戻りつしながら検討してまいりました。

その結果が、今回予算化をして、そうして議会の賛同を得たい、こういう提案になっておるわけでありまして、窮すれば通ずるということの一つの事例でもある、こう思っております。

この福祉法人が、日野市の外で幾つか依頼しているところもあるわけでありますが、地元の、特にまた今後のあるべき姿としては、地域でなるべくケアができる、そういう一環のまた施設として位置づけるということが大切だと思いますので、そのような考え方に至ったということでございます。

なお、１カ所では事足りない、したがって今までも尾を引いておりますとおり、市営住宅の老朽したものを建て替える際に多少立体化することによって、その地積を生み出す、そこに老人ホームを位置づける、そのことの可能性についても専門に、専門にというよりも、時間を置いてかなりのことを検討いたしました結果、不可能ではない、こういうことに到達できております。したがって、じゃあ市営住宅の場所が幾つもあるということではありませんが、当面、特養老人ホームに対します見通しは、完全ではありませんけれど、半ば程度は見通せることができた、こんなふうに考えております。

なお、今後、市内に自分でやろうという地主さんでもあらわれていただければ、篤志家として大変ありがたいことでもありますが、ちょっとこれは、見込めないだろうというのが今の結論でございまして、繰り返して言いますと、やはり公設民営の方式をとるというのが当面の唯一の可能な方法だ、というふうに到達をした、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　それでは、もう一度伺いますけれども、今ちょっとお答えの中になかったような気がするんですけれども、市長、なぜここで、急に高幡へつくろうという気持ちになられたのか、あるいは前々から、そういう構想を持っておられたのか、その点、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　潜在的にはございましたし、それを表に出したのは今回だ、こういうことでございまして、思いつきだとか何とか言われることは、当たらない、こう思っております。

○議長（黒川重憲君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　これは先ほども申し上げたとおり、所内の人も知らなかったし、私自身も本当に６月質問したときには、老人ホームどこへどういってしまうのか、というふうなあれでしたが、突如こういうふうに、急にあらわれたものですから私自身もびっくりしています。

つくるんだからいいじゃないか、という声がありますので、じゃあ、つくるんだから間違いなくつくっていただく、また、この場所は問題ないんだと思いますね、そういった意味で。ですから、また今度は違ったところを考えるんだということではなくて、十分これは話し合っていただいて、その場所へ一日も早く、今のお年寄りのために設立してやっていただきたいと思います。いずれは、我々も御厄介にならなきゃならない場所なので、ひとつ、ぜひお願いいたします。

そういった意味で、当然それを建てるとなると、いろんな関係が出てまいります。その一環として、恐らく準備のためだろうと思うんですけれど、在宅老人の介護事業ですか、こういったことも打ち出されてまいりました。しかし、私、ちょっと、この点あれなんですけれど、恐らくこれは、要するに今回建てられる特養ホームの中の運営の方の一環として行われるんだろうと思うんですけれど、これは、せんだっての市長の説明にもちょっとありまして、もう始めているということで、本当のいままでのボランティアとは、また別な、ある程度専門的な知識が必要であるということのようですけれど。

本人、介護を受ける本人ですか、これから600円いただいて、市の方から200円補助する、ということのようなんですけれども、仮にも600円という金額を御本人からいただくということになりますと、そこに当然責任問題が出てくると思います。今日の世の中、とにかく一般の開業医でさえ、その責任を問われているときですね。これは、なまはんかなあれで、この介護制度へ応募されている方が四、五十人いらっしゃるということの

ようなんですけれども、先般の市長の説明のような程度で、果たして大丈夫なものかどうか、その点、非常に心配されるんです。万一、間違いが起こった場合に、その責任はどこへ行くのか、これは、当然市へ来ると思いますね。

そういったことで、その介護事業ですか、そして、また、この介護制度に応募された方が、ほとんど何かボランティアの延長というような考え方で応募されているというようなことがあるのではないかな、という気がするんですけれど、どの程度まで徹底して――せんだって、ちょっと説明がありましたけれども、どの程度教育していくのか、それで、また責任が生じた場合にこれをどうするのか、その点、お伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御質問の在宅老人ケアサービス事業につきましては、特別養護老人ホームと直接的には関係のない形で、制度として発足させる、こういうことでございます。

したがいまして、この在宅老人ケア事業につきましては、民間団体としての位置づけで民間的な形でやっていく、こういうことで有料のケアサービスをやっていく、とこういうことでございます。御質問の、いろいろなことをやるのに不安はないか、ということでございますけれども、この前にも本会議で御説明を申し上げたように思いますが、当面は、家事援助を中心にしてやっていきたい。現在、既に12月11日から研修を行っております。これに参加しておられる方、これは、全体で65名の方が応募されましたけれども、現在45名の方が、ずっと継続的に研修を受けておられます。この中には看護婦の資格とか、いろんな資格を持った方もおいでになりますし、そういう方も含めて、現在５回の研修を実施しているところでございますので、この中でできることを、できるだけ早めにやっていきたい、こういうぐあいに考えているところでございます。

当面は、家事援助を中心にしてやっていきますけれども、御要望があれば、やはりそれなりの対応をしなければならないだろうと思います。そこで、一定の研修は、さらに機会を得て実施したい、というぐあいに考えております。その中身は、さらに、突っ込んだ形でやっていきたい、というぐあいに考えております。

そして、経費でございますけれども、現在ボランティアでやっています日社協の制度とは、全く別でございますので、有償でやっていくことでございますので、それなりの責任もございますし、また、それなりの、やはりやっていく主体である福祉事業団も一定の責任を持たなければなりません。これは個別的な福祉サービス、こういうことでございますので、かなり個別の御事情に対応したサービスを展開する、こういうことでございますので、コーディネーターを置きまして、個人の事情を十分に調査して、それに必要なサービスのできる人を振り向けていく、こういうぐあいになる、というぐあいに考えております。

サービスを受ける方は、１時間について600円払っていただく。そして、市の方で行政的な補助をしまして、200円を足した金をそれに働いてきた方に、1時間800円でお払いする、こういう制度として実施をしていきたい。これは、あくまで福祉的な事業でございますので、利潤的な考え方は一切抜きにした形で、しかも地域の一定の人間関係をこれからつくっていくという、これからの高齢化社会に向けて、地域の中での相互の市民間の、あるいは福祉事業団との関係では、相互の人間関係を豊富にしていく。そこで、一定のボランティア的な思想も必要かと思いますけれども、しかし内容は、あくまで有料でやっていく、これが、今の高齢化社会に向けての多様な対応を求められた一つの方策だというぐあいに考えて実施するものでございます。

○議長（黒川重憲君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　特養ホーム建設、また、この介護事業ですか、これにしましても本当の緒についたというだけで、問題はこれからになってくると思うんですけれど、くどいようですけれど、市長には一日も早く設立へ向かって、庁内でよく話し合われて設立をお願いしたいと思います。

また、その介護事業ですけれど、これは、先ほども申し上げたとおり責任問題のあれも、当然また将来、出てくるケースもあると思います。その点、間違いないように、十分教育の中で生かしていただいて、立派な老人の介護ができますようにお願いしたいと思います。何と申しましても、とにかく、これ、各家庭のプライバシーへ入っていきますので、その点も十分加味していただきたいと思います。

設立するに当たっては、いずれにしましても、とにかく市独自だけでは、どうにもならないし、地域の医師会だとか、当然、先ほども申し上げたとおりボランティアも絡んでくると思います。また社協も絡むし、ということで、庁内初め、それらの方々とよく連絡をとって、立派な特養ホーム、また介護事業の実現をお願いして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって22の１、市内特養ホームと在宅老人介護事業及びボランティア活動についての質問を終わります。

一般質問22の２、地価高騰が市の公共用地取得及び同事業に及ぼす影響についての通

告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

○16番（高橋徳次君）　それでは２番目に、通告にしたがいまして、地価高騰が市の公共用地取得及びその事業に及ぼす影響についてを質問をさせていただきます。

これは、初日の日に福島議員から細かく質問がございましたので、大ざっぱに質問させていただきたいと思います。

最近、市民というよりも国民全体の最大の関心時ですね、これは何と申しても今日の地価の異常な値上がりにあると思います。国会の方においても、土地対策が内政面の最重要課題として盛んに論じられています。このたびの地価の上昇は、東京都内でも平均73%にも上るアップ率である。これが諸税の負担の増大やマイホームの取得難等、そういった実生活の面にまで波及してきております。

今後、この地価の抑制策としては、地価規制区域の指定による土地取引の制限や、国有地の払い下げの中止、ないしは抑制、中央官庁の地方への分散等々、いろいろ論議なされておりますが、今回、この都心に始まった高騰は、都心にとどまらず都下にも影響し、これが地方の大都市へも波及していって全国的な問題となって、今、騒がれているわけでございますけれど、その原因はと申しますと、これは、もう皆さん御存じのとおり不動産業者の方の買いあさりや、土地ころがしや、長年の土地政策の立ち遅れもあることは、確かにございます。

また、余りにも東京都心部へ、経済、情報等が集中してしまったということもございますし、また金融機関関係の過剰な融資ですか、これらも指摘されています。政府はこのことに対して、抑制のために緊急の土地対策要綱ですか、これを閣議決定しておりますけれども、今回の地価の高騰は、今までの値上がりのような一部の地主の方、また不動産業者の方という特定な方に限った問題ではなく、一般の庶民の方にまでその影響を及ぼしている。相続税の問題、固定資産税の問題、マイホームの取得難というようなことでございます。

この日野市も、今までは非常に財政的に恵まれた市として、これは自他ともに自認してきております。その日野市でございますけれども、都市形態の基本とも言うべき都市基盤の整備ですね。これは、先ほどの馬場議員からも一般質問がございましたとおり、日野市の現状を見ますと三多摩の26市の中でも非常に遅れている。まして下水道に至っては、尻から一番目か二番目というような現状になっております。前にも申し上げたとおり、下水道の整備されてない都市は、都市とは言えない。また、これを整備しない限りは、幾らロ角泡を飛ばして「緑と清流」と叫んでみたところで、これは結局、空念仏に終わってしまいます。しかし、日野も、近年ようやくこれらを整備すべく、その緒につきましたけれど、その緒についた矢先の今回の地価の高騰でございます。

こういった中で、一方、市民の方の市民要望としては、スポーツ広場をつくってほしい、また緑地帯は保全しなきゃならない、また公園はつくってほしい、というふうな要望も多く出されております。これは、先日総務部長からの答弁もございましたけれども、用地取得は、今後非常に難しい、沈静化を期待している、というふうなことでございましたけれども、だからといって、この区画整理や下水道ですね、この都市基盤整備、また市民要望、ただ高いからといって、それで無視して落ち着くまで待つ、だけれども、これは高値安定してしまったら、またそれまでの問題でございます。区画整理は、これから――先ほども話に出ましたけれども、万願寺、高幡、東西平山、また本町、東町、まだまだその他にもしなければなかないところがいっぱいございます。

そういった中で、どうしても必要になってくるのは、事業用地の事前確保がどうしても必要になってくると思います。また、これを整備しないことには下水道事業にも影響を及ぼしてくると思います。

こういった意味で、今議会でも、いろいろな議員の方から指摘されておりますけれども、この地価の高騰が、今後区画整理なり、また下水道なり、また市民要望を満たしていく上にどのように影響するか、またそれに対してどう対処するのか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず土地の、いわゆる高騰によるところの公共事業への影響ということでございますが、これは都市整備部関係だけでなく、市全体の用地を取得して建設するような、そういった公共事業には、すべて影響するということは事実でございます。現在、東京都におきましても都市計画道路を初めといたしまして、用地取得には苦慮しているという状況でございます。日野市も、今議員さんのおっしゃっておりますように、現在の地価高騰といいますのは日野市の行政に大きな影響を受ける、というふうに考えております。

それでは、今後日野市はどうするか、ということになるわけでございますが、一つには、今までのように土地所有者の御理解を得まして用地買収をする、ということが１点でございます。それから、用地買収に際して代替地等の問題も出てくるわけでございます。今までは、代替地は民間の所有者から協力をいただきまして、あっせん等をしておりました。これからは、なかなかその代替地の提供も、今までのような形でスムースに

はいかないというふうに考えているわけでございます。

そうしますと、残される手といたしましては、先般の本議会での質疑の中でも申したわけでございますけれども、現在、国及び東京都が持っております土地の活用でありますとか、あるいは市内の区画整理をした中に、新都市建設公社が所有している用地もございます。それから、市の土地開発公社が先行取得した用地もございます。それから私有地といたしまして、普通財産として所有しているものもございます。

さらには、現在、市が進めております区画整理事業、あるいは組合施行で行うところの区画整理事業の中での保留地、これを今後の、いわゆる公共施設整備の用地に一部活用すべきだろうというふうに考えているわけでございます。まだ、具体的に細かいところまで詰めておりませんけれども、今後そういった方向で取り組んでいきたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　今、部長の説明を聞いておりますと、いろいろ、それぞれ用地は確保してあるということのようでございますし、また今後していく、ということですけれども、いずれにしても、前にも申し上げましたとおり日野市ですか、これは非常に区画整理も遅れれば、もちろん道路整備も遅れているということ、そういった中で、今後この事業用公共用地ですか、これの必要は、ますます高くなってくると思います。そういったことで、どうか大変でしょうけれども、前向きに確保していただいて支障のないようにお願いしたいと思います。これで、この質問は終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって一般質問22の２、地価高騰が市の公共用地取得及び同事業に及ぼす影響についての質問を終わります。

一般質問22の３、西平山区画整理事業の事前説明会の問題点と今後についての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

○16番（高橋徳次君）　それでは、西平山区画整理事業の事前説明会の問題点と今後について、質問させていただきます。

この西平山の区画整理ですか、この質問も過去数回行ってきております。この西平山というところは、もう皆さん御存じのように、日野市の西のチベットとして長い間呼ばれております。今現在も、そういう状態でおります。この地域に限らず日野市には、こういったところがかなりございます。

この西平山の区画整理でございますけれども、この地は、かつて前にも申し上げたとおり、何回も話が起きては流れ、また流れては起き、ということの繰り返しで来ました。

しかし、今回ようやく市の施行によるこの地域の区画整理が、ようやく重い腰が上がってきたんですけれども、それで10月の27、28日ですか、この２日間にわたって約2,000名近い権利者を対象とした説明会が、滝合小学校で行われました。

そこでお伺いしたいのは、まず、この区画整理の事前説明の大まかな内容と問題点をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

西平山地区の区画整理事業の説明会の内容ということでございますが、開催の期日は10月の27日、ないし28日の２日間に分けて行いました。会場は、滝合小学校の体育館でございます。区域といたしましては、中央線から南、それから東は2・2・6、南が浅川ということで、一部住宅供給公社周辺の区域を除く、ということで、91ヘクタールの権利者ということでございます。

説明会の内容といたしましては、今までＡ調査、Ｂ調査をやってまいりまして――Ｂ調査の一部でございますけれども、やってまいりまして、ある程度の91ヘクタールの都市整備の課題の整備ができましたので、それを説明いたしまして協力の要請をした、ということでございます。

御承知のように、この西平山地区の都市整備の課題といいますのは、これは、順序は別に早いから優先ということではございませんけれども、幾つかございまして、一つは都市計画道路の関係でございます。これは、現在決定しております1・3・1ほか２本の都市計画道路と、さらに１本追加する件でございます。それから公園、西平山駅、それから小学校１校を設けるということで、説明を行いました。

２日間の説明会の内容を集約いたしますと、いわゆる反対というような意向の意見はございません。かなり具体的に、区画整理した場合には自分の家がどうなるか、というような、そういう意見が非常に多かったということでございます。具体的な問題になりますと、今後、区画整理の設計をいたしまして、今申し上げました都市基盤整備の区画整理の根幹になりますところの道路、公園、その他公共施設のほかに街路計画もきちんといたしまして、63年の後半になりますけれども、再度、説明会を開く、そういうことでございます。

細かい問題は、63年度後半の説明会でお答えをするということで行ったわけでございます。全体的には、非常に空気としてよろしかったということでございます。

○議長（黒川重憲君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　これは、本当に第１回目の説明会なので、聞かれる方もその内容を余り把握されていなかったと思います。来年の10月ですか、第２回目をやられるということのようなんですけれど、ここでちょっと聞いておきたいことがあるんですけれども、今、都市計画道路は３本ばかりある、それから新規に、また二、三本つくるということでございますけれども、この先日の図面を見ますと、建設省では、将来長沼橋をかけかえたいというふうに言っております。これは前にも申し上げたんですけれども、この図面の中を見ますと、これに結びつく道路が、まだこの図面には載ってないようなんですけれども、恐らくこれへ長沼橋をかけかえた場合には、現在のあんな狭い橋ではなくて最低６メーター以上の幅になると思いますけれども、これと結びつける道路を考えていかれるのかどうか。

それから、もう一つは、これは西平山四丁目の中ですけれども、行政区域としては、八王子の行政区域になるんですね。端の方に、建設省が一昨年あたりでしたか、ずっとあの中央線の鉄橋の下から築堤してまいりました。ですから、これは当然堤防の内側の方は、廃河川敷になると思うんですけれども、ここに、かなり余裕地があるわけですね。この辺もどうされるか、また、この駅用地ですか、これは、果たしてここの場所で、私どもが考えても地形的に、またその他の面からも見て、この場所が最適であると考えるんですけれど、この場所が余りにも豊田と、ちょっと近いような気がするんですけれど、その点、果たしてそれでいいものかどうか、。

それで、前回とっぴもないことを聞いたと思われるかもしれませんけれども、橋上駅ですか、もしそれがだめなら浅川の上から駅をつくってしまえ、という形になるんですけれども、これは前回、全国に橋上駅の例がないということでございましたけれども、これは、たしか兵庫県の、この前、風で飛ばされた余部ですか、あの周辺に橋上駅があるような気がするんですね。そういった点で、区画整理の中にそういったものを加味していけるかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず、第１点目の長沼橋への接続でございますが、現在日野市内で、いわゆる幹線道路としての位置づけをしておりますのは、橋で申し上げますと新井橋、それから高幡橋、それから平山橋でございます。その間につくる橋は、都市計画道路というよりは生活道路に近い位置づけをしております。この滝合橋につきましては、この上流に将来、大きな橋といたしましては、いわゆる東京八王子線、日野で言えば1・3・1号線の八王子との

接続の、いわゆる北野への大きな橋ができるわけでございます。その中間の橋でございますので、都市計画道路として位置づけは、現在もしておりませんし、現在も長沼橋は考えていないということでございます。

しかしながら、京王線の長沼駅もございまして、日野方面からこの駅を利用したり、あるいは車の通行等もあるわけでございますので都市計画街路とはいたしませんけれども、通常の道路で接続するように考えている。細かい点については、今後八王子市と、それから建設省とも協議しながらこの位置は定める、ということになるわけでございます。

それから、２点目の西平山四丁目の行政界、いわゆる八王子の市域の取り扱いでございますが、この区画整理は、日野市施行でございます。他の行政区域を含めるということは不可能と聞いております。したがって、日野市内の区画整理をいたしまして、八王子市域につきましては、八王子市で通常の道路整備を行ってもらうということになろうかと思います。

それから、３点目の適用地の問題でございますが、確かに10月の末の説明会の図面では、かなり大ざっぱにマーキングをしてございます。これは、現時点で、技術的にもいろんな将来の駅の管理運営からいきまして、場所が指定できないわけでございます。したがって大ざっぱなマーキングをしたということで、今後これらの問題を詰めようということで、今回の補正予算に駅の調査費を、予算計上のお願いをしたということでございます。この調査をいたしますと、駅の位置、構造、それから、あと駅勢圏の問題、そういったものが明らかになってくるということでございます。この調査報告を踏まえて区画整理に反映をしていくということになるわけでございます。

それから浅川の橋上駅の問題でございますが、私の方もいま少し調査をしてみたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　どうもありがとうございました。

駅用地にしましても、また、この橋の問題、公園の問題、今、すぐどうのこうのということではございませんけれども、とにかく長沼橋を建設省では、かけかえたいという意向を持っている以上は、これらを基本にして、この取りつけ道路も考えていただきたいと思います。

それと、例の西平山四丁目の通称中込自治会の中ですか、これは確かに行政的には八

王子なんですけれども、区画整理と同時に八王子の方へ交渉して、この場所を借りて、またそこへ公園なり何なりをつくるということも考えられるんではないかと思いますけれども、橋上駅の方に関しては、今後また調べてみるということなので、一応調べてみていただきたいと思います。

それで、駅のことなんですけれど、もう皆さん御存じのとおり、横浜線に新しい片倉と、もう１カ所、古淵という駅ができるように聞いております。この古淵にしても片倉にしても、区画整理とあわせてやっていかれるようですね。それで、相模原の古淵ですか、これもやはり、土地の区画整理事業の中に取り込んでやっていって、この経過を見ますと昭和46年の２月に相模原市より国鉄に新駅設置についての陳情、それから50年の５月に新駅設置について国鉄が承認した、それから、58年の11月に国鉄より相模原市長へ区画整理事業の決定及び都市計画道路の決定、変更についての同意、それから、61年の１月に区画整理の組合が認可になった、それと61年の３月、自治大臣より地方財政再建特別措置法による寄付金等の支出が承認された、それで、61年の７月に横浜線町田、淵野辺の間に仮称古淵駅の契約が締結された、という経過をたどっているようで、ぜひ、この仮称西豊田駅ですか、これも区画整理と本当に同時進行させていただいて、ぜひ実現させていただきたい、とこのように考えています。

いずれにしても、ちょっと今、現状を見ますと、気の遠くなるような先の長い話に受けとめられるんですけれども、これを一日も早く実現するよう協力していただきたいと思います。

そういったことで、ただ、区画整理にしても駅にしても、かなりの年月を費やすと思います。前回も申し上げましたとおり、その間、この地域の方は非常に不便な思いをしております。そういったことで生活関係の整備ですか、これはぜひ、この区画整理と除外してやっていただきたいというふうに思うんですけれど、何かといいますと区画整理ということで逃げられてしまうんですけれど、そういうことではなしに、10年も15年も我慢しろというのは、余りにも酷じゃないかと思うんですけれども、住民としては最小限の要望を出してくると思いますので、この辺をよく考えられて、一応区画整理の中であっても生活に必要な環境整備は、ぜひ促進していただきたい、このように要望して、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって22の３、西平山区画整理事業の事前説明会の問題点と今後についての質問を終わります。

一般質問23の１、故郷と愛される町づくりを推進するためには地域住民の声を大切に

聞くことから始めようの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔６番議員　登壇〕

○６番（天野輝男君）　議長のお許しを得ましたので、通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

故郷と愛される町づくりを推進するためには、地域住民の声を大切に聞くことから始めよう、日野市基本計画が策定された今日、先駆者や先輩諸先生方が築いてくださった汗と努力をむだにすることなく、基本計画の中に生かすことが大切であります。

日野市の都市計画区域は、昭和33年２月に立川市都市計画区域の中に含まれており、また七生村は、八王子市都市計画区域の中に含まれておりました。日野と七生村が合併するに当たって、昭和36年８月に日野市都市計画区域に指定されました。立川市と八王子市に挟まれて独自で都市計画を進めていくことになりましたこのあたりに先輩方の御苦労を感じております。

その後、多摩丘陵の自然は乱開発により造成され、水田や畑地は、団地や分譲住宅により急激にふえて、小中学校、幼稚園、公共施設等のあと追い行政の施策に追われてきました。少なくとも、この時期より将来の町づくりを実施していたら、と悔やまれることであります。

私は、そこで故郷市として愛される、喜ばれる日野市を推進するためには、どのように今日では作業を進めていくべきかということを痛切に考えているわけであります。市民要望の高い問題等を取り上げて解決していくには、短期間で解決しなくてはなりません。そのためには、当然専門家の知識を必要としております。それにもまして私は、地域にお困りになっている方々の協力なくしては、この再開発等はできない、と私は思うわけであります。

そこで、私は、大阪市長の書かれました論文をちょっと読みました。その中で「都市基盤づくりに新しい知恵を」という題で書いてありました。この中の一部分、私がよかったなという部分を参考にしていただきたいと思います。それは「人や企業が集まる生活の中には、都市として、まず道路、公園、住宅、交通網、下水道等、都市基盤整備として公共の施設が整備され、十分にその機能が発揮できる必要がある」大阪においては、これまで幾多の先駆者や各市民層の英知と英断により堂々と町づくりが続けられてきた。大阪湾をつくったその当時においては、市の予算の20倍の予算を計上したということが言われております。また、世界にも誇り得る御堂筋の町づくりについては、精神的に立派になし遂げられたということであります。敗戦復興とともに、区画整理の手法を市街

地の２倍近くにも及ぶ区画整理事業を進め、下水道に至っては、ほぼ全域に普及させたということであります。

私は、町づくりの基本は英知と英断が何よりも必要であるということを、このところから学んだわけであります。私は、21世紀に向かっての日野市の発展のために、どれだけの予算が計上されるか予想もつかない中で、森田市長には老体にムチ打って今任期中がんばっていただきたい、このように思っております。今回の一般質問は、秋川処理区、浅川処理区の可動が始まりますと、地域差がますます広がっていきますこの下水道汚水事業を、どのように推進すべきであるか質問させていただきます。

日本における下水道の普及率は、昭和60年末で36％と３人に１人は下水道の恩恵に預かっております。東京、大阪大都市では80％に達しております。仙台、千葉といった人口50万から100万の準都市では25％という、大都市ないしはそれに準ずる都市で普及率を引き上げております。ちなみに、函館、岐阜、人口30万か50万規模の都市では42％であります。盛岡、鎌倉、人口を10万人から30万人規模の144都市では38％、と全国平均レベルを維持しておるわけであります。日野市でも、普通は、この中に入らなければならないと私は思うわけであります。

銚子等、人口５万から10万以下の都市では24％、熱海等人口５万以下の都市では５％にしか満たない。

今後の日本国内の下水道の推進は、大都市の普及率を高めることよりも５万人以下の都市の普及率を高めなければならない。

５万未満の都市になると2828市町村中、事業実施都市が538と19％、さらに供用開始数となると169と６％に過ぎません。

ある千葉県の町長さんは、この下水道をつくったらいかがですか、と言われたときに、我々は、とてもそのようなことはできません、無理だ、とお答えになっておるわけであります。そして、その中で一番の理由は、財政が乏しいということであります。そして人材が育ってないということが明らかにされているわけであります。下水道の着手すらできない、この日野市の今日までの下水の普及率は11％、多摩平のみであります。日野市の下水道事業には、財政が豊かにありながらもこのように遅れてしまった、ここに、私は大変残念に思うわけであります。

そして私は、今後この下水をするに当たって、市長の意思と態度が重要な位置を占めてくるのではないかということを感じているわけであります。そして、日野市の下水道事業が少しずつではありますが、推進されておる中で、南多摩処理区、秋川処理区、浅

川処理区が可動になりますと、急激に日野市においても下水道事業が、市民の要望として高まってくることが明らかであります。

今後、日野市全域に下水道を推進するためには、どのくらいの予算が計上されるか、質問させていただきます。第１点の質問です。そして、この事業には何年間ぐらいかかるのか、ということを質問させていただきます。

また、この下水道を進めるに当たっては、私は国道、都道のことが一番問題になってくるわけであります。先日の行政報告の質問の中でも、この質問に触れておきました。私が第２回の定例会で市長に質問したときに、市長は、平山地域の下水道については、この大和田の方から浅川、秋川処理区の方につなげていくということを検討しておるということを言っておりました。また一部を浅川河川敷を通して北野にある下水管に接続するということも考えているということを言っておりましたけれども、私は、このような事業変更した場合においては、莫大な費用がかかるのではないか、と思っておるわけであります。そして、市長がまだこのようなことをお考えになっていらっしゃるかどうかを質問させていただきます。

私は、そこで都道と国道の整備こそが、日野市内の下水道の普及率に重大な役割を持ってくると考えておりますが、この私の考えが間違っておったら指摘していただきたいと思います。私は、都市計画事業が進む中で日野市の下水道事業が、一番の市民の要望であり、また地域差が出てくるということで、恐らく市民の声が高まってくる問題であるなということを日頃感じておるもんですから、この質問をさせていただきました。

また都市計画が進む中で、日野市の町づくりは今日まで徐々に発展をしてきました。しかしながら、東京都心部の土地高騰により、日野市内でも土地が大幅な値上がりをして、日野駅周辺、また各駅周辺の再開発にも、地域住民の協力や頭脳や、知識を惜しまず提供するとともに、地域住民が安心して協力できるような選択を与えることが必要である、と考えております。

日野駅前におきましては道路が狭く、家の建て替えすらできないのが現状であり、このような地域であるがために不安を持ち、かつて、数年前より再開発のために日野市からも協力をいただいてきましたが、成功できませんでした。その理由の一つとして代替地、土地の利用面で賛同が得られなかったからです。私は、本町北地区整備基本計画調査報告書を重要視しております。そのためにも、今後は調査報告を有効に生かしていく作業が必要である、と考えます。

そこで、今日では区画整理事業が完了いたしますと、保留地を競売して売却してきま

したが、今後は、この保留地を再開発の代替地等に充てて地域住民の希望を取り入れてあげる、という柔軟な姿勢が必要であると思いますが、市長より御答弁をお願いいたします。

また、市内各駅周辺の散乱しております放置自転車につきましては、市当局の解決の方法も大変な作業である、と苦慮しております。そこで、駐車場の件では300メートル以内に離れている駐車場は、無料であることの理由から、市民の要望は、無料の駐車場をつくっていただきたいとの請願もあるようです。しかしながら、豊田駅東側に山王下公園の水路にふたをして駐車場をつくるという件では、地域住民が納得をできずに駐車場反対の請願を提出されております。私は、市の行政側の説明不足があり、このところは、10年前山王下公園をつくるに当たり、暗渠でありましたが、側溝にかえて緑と清流を取り戻したいとの説明のもとにつくったと聞いております。日野市の考え方に一貫性がないとのことで反対していることを、私に相談に持ち帰られたわけであります。

そして、私は、この駐車場の問題についても、豊田周辺をまず見てから、日野駅周辺を見せていただきました。そして、市内の駅周辺の駐車場の状況を調べてみました。この問題は、今後、交通量の増加とともに歩行者の安全の確保と環境の破壊にもつながる重大な問題であると感じております。そこで、このような質問をさせていただきます。自転車の駐車する場所は、今後、有料の場所を考える必要があるのではないか、ということが私の質問であります。

そこで、三多摩における市または公社が行っている有料駐車場は、何件あるかを調べていただきました。有料駐車場は110件であります。無料は265件。三多摩には公社がなく財団法人自転車駐車場整備センターと市との共同して建設された自転車置き場が多くあります。この方法は、建設費の一部を市が負担し、その後の管理運営を同法人が行っております。三多摩各市が有料自転車駐車場を建設する場合には、多く採用している方法であります。公的有料駐車場として市が経営しているのが13カ所、財団法人が関係しているのが26カ所ございます。そして駐車場料金を定めております。その高さ、低さはありますけれども、そして、その管理は、この駐車場を持っておる管理人がその管理に当たっているということであります。

私は、このような方法で日野市の放置自転車も解決しない限り、私は、今後危険防止とか、また地域歩行者等の歩行に当たってもじゃまになるような状態でありましたら、やはり問題が起きてくるのではないか、ということを感じております。そして、今後この駐車場については、300メートル以内のものについては有料駐車場ということが言わ

れておりますが、それ以外の場合であっても、もう駅周辺にはそんなに——豊田駅を見て回ってもわかるように土地はないわけであります。駐車場にするような、空いている土地はありません。

そういう面で私は、この有料駐車場で利益が上がるようなことを考えるならば、そういう空いている方ですね、利益の上がる方法を考えるならば、やってくださる人がいると思うんですが、もし、そのような考え方がありましたら教えていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず、第１点目の下水道の関係でございますが、事業費はどのくらいかかるのかということでございます。これは、現時点で工事費だけの金額でございますけれども、497億円でございます。このほかに、いわゆる今までの地方債の元利償還とか、これから事業をやっていく上での地方債の元利償還、こういったものがこのほかに含まれる。またさらには、この事業を執行するところの下水道課の職員の人件費、こういったものが別にかかるわけでございます。したがって、総体的には、さらにこの事業費がふくらむわけでございます。

事業年度でございますけれども、62年度を起点にいたしまして現在考えておりますのは、15年計画でございます。最終年度は、昭和76年度に置いているということでございます。

それから、２点目の道路の変更ということなんですが、下水道との関連か、その辺はよく聞き取れなかったんですが、下水道におきましては、第１といたしまして、いわゆる多摩川中央幹線につきましては2・2・11、それから浅川中央幹線につきましては1・3・1号線をまず通すというのが前提でございます。

ただし、この事業年度と下水道の事業年度とどう整合させるか、ということになるわけでございます。今、議員さんがおっしゃっているように、下水道は、もう早急にやらなければいけないということになりますと、道路事業のために下水道の今後の計画を引っ張るということは、まず不可能だろうというふうに考えております。

そういたしますと、全体計画の中で、先般申し上げましたけれども、昭和65年前後にこの未認可地域の問題の解決をしなければいけない、方向づけをしなきゃいけないというふうに考えているということでございます。道路の変更等については、現時点では全

く考えておりません。

それから、留保地を森町地域の、いわゆる都市改造といいますか、再開発の代替地として使えないか、ということでございますが、それ以前の問題といたしまして、森町地域をどういう手法で整備をするか、ということになるわけでございます。現在考えておりますのは、いわゆる日野駅再開発法に基づくところの再開発、それから、あと一つ考えられますのは、いわゆる都市型の区画整理、いわゆる都市計画法に基づくところの都市型の区画整理、これは住宅密集地の地域を区画整理をやるということでございます。今までも日野市が取り組んできております区画整理とは、若干内容も異にするわけでございます。やり方にいたしましては、市の財政負担もかなり大きなものになるわけでございます。

こういった手法なり財政上の問題を詰めていく中で、いわゆる先行取得を必要とするのか、しないのか。必要とする場合にはどうするかということになるのではないか、というふうに考えております。

したがって、この留保地の、いわゆる代替地といいますか、事業用地につきましては現時点では、別個に考えてもいいんではないか、そのように考えております。

○議長（黒川重憲君）　　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　　では、放置自転車の関係につきましての御質問にお答えしたいと思います。

まず放置自転車でございますけれども、私どもでは、ことしの10月に実態調査をいたしました。豊田駅と日野駅につきましても実態調査をしたわけでございますけれども、豊田につきましては、適正収容台数に対しまして、乗り入れ台数の点で660台ぐらい不足している、とこういう数字が出ております。それから日野駅につきましては、約350台ぐらい不足するだろう、こういう数字が出てまいりました。

これらをやっぱり解消していこうということで、駅周辺の自転車の駐車場を探しているわけでございますけれども、今、御質問の中にもございましたように、付近には民地等もございません。そういう意味で、まず公有地、これをやはりこの駐車場にしていきたい、こういう考え方の中で山王前の公園の水路上に駐車場をつくっていこう、こういう計画を立てたわけでございます。

これにつきましては、計画の時点で、たしか、ことしの８月ごろだったと思いますけれども、地元の自治会長さん等にお話をしまして、自治会長さんの方から各世帯の方に回覧が回った、とこういうことで、その後、回覧の中で反対者の方が出てきた、こういう実態でございます。これにつきましては、まだこれから、この設置につきましては、地元の自治会ともよく御相談を申し上げまして、本年着工方に向かっていきたい、かように考えているところでございます。

それから、駅の近くに民地があった場合には有料の駐車場をつくるべきだ、こういう考えもございます。私どもの方も、それにつきましては、豊田北口、あるいは南平、この辺につきまして、やはりこういう駅に近いところに空き地がございますので、地主さんとも今、交渉を進めているところでございます。豊田の北口につきましては、１カ所360平米ぐらいの用地が借りられる予定でございます。これにつきましても、やはりこの駅から、条例の趣旨からいきますと、やはり300メートル以内でございますので有料の駐車場になろう、こういう考え方でございます。

それから、南平につきましても私有地がございますので、その辺の転用をして解消していこう、こういう考え方でございます。

なお、日野駅につきましても現在その周辺には、今、公有地はないわけでございますので、付近の民地等にも借用方を申し入れまして、そういう違反の駐車のないような形で、まず受け入れ態勢を整えていこう、こういう考え方でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　私、市長に幾つか質問しているんですけれども。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　地価高騰のために公共事業が大変やりにくくなる、最初のころのどなたかの質問に対して、この地価の異常高騰は自治体、あるいは住民にとっても百害としては考えられるけれども、果たして一利なるものがあるだろうか、こういうふうにお答えをいたしました。なるべく地価高騰を直接被害として受けないためには、またいろいろな工夫を凝らさなければなりません。区画整理手法による都市整備のやり方、今、日野駅前等の森町あたりを対象といたします再整備、これについても、その区画整理保留地を移転場所に使ったか、こういう御趣旨だったと思いますが、なるべく地域で、この問題は解決する必要がある。公共事業として、どうしても取得しなければならないものは、区画整理保留地も大いに活用しなければなりませんが、これにも限度があります。

また一方に、これまでの考え方では保留地は、なるべく市民の住宅用にも回せるような配慮をもって進めていきたい。少数ではありましたが、そのようにも多少やってまい

りました。こういう事柄から含めて、今、部長が答えましたとおり、直接によその区画整理保留地を、ある地域の土地の取得のみのために使うということは、ちょっとやっぱり無理だ、そこで工夫をする必要がある、その範囲で工夫をする必要がある、というのが立体化の換地でありましたり、そういう方式だと思っております。

それから下水道につきまして、いろいろ御心配をいつもいただくわけでありますが、1・3・1が具体的に、今区画整理事業に入っているもの、あるいは、これから入るものとして見通しが立ちましたので、秋川幹線、高幡街道を使う、これは窮する場合は、ということで、確かに検討してみたいというふうに申し上げたことがありましたが、やはり1・3・1、この本来の路線をなるべく早く実現をして、そこに埋設をする、これを第一義として考え、どうしても、ある年次までに到達できないという部分については、別のルートも考える、これが、本格的といいましょうか、本来の考え方である。これを第１の眼目として追求をしていきたい、こう考えております。

御質問は、その２点だったと思っております

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　では、再質問させていただきます。

下水道の処理場ができますと、当然、本管は東京都でつくりますから都道に入ってまいります。私は、そういう面で、この下水道と道路とを切り離すべきだという、そういう趣旨がわからないんですね、とても。日野市で負担する、要するに市道の場合には、当然市道に入ってきます、市の管が。そういう中で私は、本管がなくて、どうして市道からの接合ができるのか、ということを聞きたいわけです。だから私は、あくまでも幹線道路に、まず、太いパイプが入っているわけですから、それに接続することが先決ではないか、ということを言っているわけであります。

そういう面で、私は、このあたり、道路と下水道と切り離して考える、これがちょっと私、わからないんです。そのあたりを私にわかるように説明してください。

それと、先ほど部長の方から説明がありました。要するに総工費は、工事費は497億円、これはいいと思いますが、やはり、これ15年で計画して実施した場合には、これは恐らく相当の起債分と利子を計上しなければならんと思うんですね。それで、私は20年で大体考えていたんです。これは、下水道基本計画による建設費について、60年度は、大体413億円だったわけですよね。この中で、やはり20年間で大体、要するに一般会計から20年として負担額は、要するに9,200万円もあるわけです。そして、この起債費の毎年の事業費の中に、やはり21億円ぐらいのものが入ってくるわけですよね。

だから、そのあたりは、私の計算が、ちょっと間違っているのかどうかわかりませんが、一応、年間どのくらいずつの、要するに個人に対して起債分の利息は払うわけですから、それで建物の分の利息分は、当然払うわけですから、これは幾らずつか、ちょっと教えていただきたいんです。

その２点をちょっと教えていただきます。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず、第１点目の御質問でございますけれども、日野市の公共下水道の基本計画でございますけれども、これは雨水と汚水になっているということでございます。それで、現在は、日野市は汚水に重点を置きまして、今事業を進めているということでございます。

この汚水の本管の敷設でございますけれども、これは先ほども、ちょっと申し上げましたが、流域幹線は東京都がつくり、日野市内の流域幹線は川崎街道及び北野街道に敷設をするということで、これは都道でございます。この都道の下に東京都が敷設をするということになります。それから、残るところの浅川及び秋川の、いわゆる市の施行の部分でございますけれども、これは、国道及び都道、市道、こういった道路に市の公共下水道管を敷設をするということでございます。いわゆる道路の管理者と、それからその地下に埋設するところの汚水の建設事業者、及び管理者というのは、全く別でございます。そういう意味で申し上げたわけでございます。

それから、２点目の事業費の問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように497億円ということでございますが、この財源といたしましては、国及び都の補助金、それから地方債、それから一般会計からの繰入で賄うということになるわけでございます。その場合に、将来にわたるところの元利償還金が毎年度どのくらいになるのか、あるいは一般会計からの繰出しがどうか、という御質問ではないかと思います。

62年度で、これは当初予算でございますけれども、元利償還金が１億7,200万円でございます。それが昭和70年にまいりますと、14億8,600万円でございます。さらに76年にまいりますと25億8,000万円、こういった金額の元利償還が生じてくるということでございます。

それでは、一般会計の繰出しがどうなるかということでございますが、全体の、いわゆる使用料との収入とか、その他勘案いたしまして、工事建設費、それから管理運営費等も全部含めまして、一般会計からどのくらい負担が必要かということになりますと、

昭和62年度では、これは当初予算でございますけれども、３億7,200万円でございました。昭和70年度では19億1,000万円、最終年度の76年度では27億8,000万円ということになるわけでございます。これは、あくまでも昭和62年度のベースで申し上げておりますので、今後、事業費及び人件費、その他、経費の増加が見込めるわけでございますので、この数字は、さらに大きくなるということでございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　今の説明で、大体わかったんですけれども、要するに私が先ほどから申し上げておるのは、やはり浅川処理区、秋川処理区ができた場合には地域差が出てきてしまう、そのためには、確かにこの幹線に入ってくるのは、東京都でつくるということは、これはわかるわけですね、だけれども、これがつながらなければ幾ら指をくわえたって、この私たちが住んでいる場所は、つながらないわけですよね。だからそういう面で、これを少しでも早く、この地域差がないようにするにはどうしたらいいかということを考えていただく必要がある、と私は思うわけです。

そういうことで、ちょっと回りくどいような質問だったわけですが、しているわけであります。それには、やはり、この幹線道路の中に早く東京都の本管を通していただけるような運動をする必要がある、と私は思っているわけであります。

そういう面で、私は、このような質問をしたわけでありますが、今後、確かに私たちのところには全く入ってないわけですから、そういう面で、こういうところの、実際この下水道の事業を進めさせるには、やはり幹線道路の中の、その本管が一番問題なわけであります。そこをいかにしたら一日も早くできるかということが、私は、日野市民の要望ではないかと思うわけであります。

そういう面で、この本管を通すのは確かに日野市じゃないです。日野市じゃないですけれども、これができなければ地域差が出てくるわけですから、そういう面で、この本管が一日も早くできるように努力していただけるかどうか、このあたりを市長からお聞きしたいんですけれども。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど、馬場議員さんにもお答えしたわけでありますが、天野議員さんの地域に公共下水の管を普及させるには、その前提として2・2・11という都市計画道路を、ずっと中央線の線路の西の方に計画があるわけですから、これは都道でありますから、これを早く事業化してもらうことが大前提になる、そのことを説明したわけでありました。その道路敷に、また多摩川幹線を入れていくということが可能になるわけでありますから、そのことをお答えをしたわけであります。

つまり、2・2・11路線を都市計画道路との施行を、一日も早く進めてもらおう、こういうことを進めております、というふうに申し上げたわけであります。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　わかりました。そうしますと市長は、じゃあ、あそこが、要するに線路の向こうが2・2・11の道路ができるように、国なり都なりに働きかけているということでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そうでございます。そのためには、東光寺の地域には、いわゆる神鋼跡地に都営住宅計画がある、そのこととあわせて見通しをつけておきませんと、下水道、下水道といったって本管を敷設する道路が整備されることが前提になるわけでありますから、そのことを東京都に住宅局に行き建設局に行って、東京都の内部調整を経て、もし道路上に移転をしてもらわなければならない家があるわけですから、その行き先は都営住宅に予定されている部分を、少々は割愛してください、こういうことをお願いをしているということでありまして、先を見た、極めて必要な予定を今日うっておる、こういうふうに御理解をいただければ幸いだと思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　それでは、再質問しますけれども、それでは調査費は、いつごろまでつくんですか。そのことを、じゃあ、いつごろまでつくと市長は、お思いになるんですか。道路の2・2・11号の調査費です。調査費がつかなきゃ予算がつくわけないでしょうに。まず、調査費がついて、そのもとに初めて事業決定するわけですから、だから調査費がつかないで、つくといったって、いつになるかわからないじゃないですか。だから、その調査費は、いつおつきになるんですか、と私はお聞きしたいわけです。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

2・2・11号線につきましては、道路管理者を東京都ということでお願いをしているわけでございます。したがって調査費につきましては、都が事業化を進めようということになりますれば、東京都が計上するということになるわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　だから私、しつこいようですけれども、東京都が実際この調査費をつけるにしろ、しかしながら日野市で、もう働かない限り、日野市で一番このあた

りが今後、この日野の立日橋等が来た場合に、一番被害を被るのは日野市なわけですよね。そういう面で、日野市でもっとこれを、調査費をつけるために働きかけるのが、私、筋じゃないかと思うんですけれども、これは都の問題だから都がやるべきだということは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うわけですけれども。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど、これもまた説明したところですが、いわゆる2・2・10、立日橋の通りです。立日橋の通りは、モノレールを昭和72年には通さなければならないという、既に都知事の公約があります。我々は、それに協力をして、そして72年にはモノレールの南の半分が、多摩センター駅まで開通できるようにいたしたい。つまりこれは、東京都の都道であります。都道は、またその気でやっていただかなければならないわけでありまして、今回、東町に区画整理事業を施行しよう、そして道路用地を開いていこう、というふうに計画を進めております、東京都にも、またそのことをお伝えをいたしまして、このコースも早く実現化するために、日野市は区画整理事業を思い立っておりました。地域でも賛成をいただけるという見通しがございました。

したがいまして、都営住宅のこととあわせて、この事業に腰を上げてください、そうしないと72年には、日野市は一生懸命になっても、なかなか見通しが立ちませんから、この事業を今着手すれば、十分見通しはございます。そのことをお願いしたということで、よそに頼んでいるばかりじゃありません。日野市でも東京都に、しっかりとした、貸し借り関係というんじゃないんですけれども、お互いが協力をしましょう、ということになるわけであります。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　市長が、そう居直るなら、私だって言いたいことはあるわけですよ。実際、私自身も地域の代表として、私もあの道は、日野市の将来にかかってきているということは、よくわかるわけであります。そういう面で市長が動いてないということを聞いておるから、私自身は、この問題について真剣に取り組んできているわけであります。そして私は、先日そういう面で国の方へ行ったわけであります。そして、初めて、この問題も取り上げてくださるという形になったわけであります。市長がそんなに居直るのは、大変おかしいと思うわけであります。

そして、実際この問題も、それでは、それだけお困りになっているなら考えましょう、という形になって、それでは下から突き上げてください、という形になったわけです。下の方から盛り上げて、この問題をやりましょう、という形になったわけであります。

そういう面で私は、市長が、もし、こういう問題に真剣に取り組んでいただけるなら私も協力したいと思っているわけであります。

そういう面で私は、先ほども日野駅の周辺の問題について、ちょっと触れましたけれども、この問題だって、要するに今までの既成事実でこういう都市計画、この再開発については、こういう形でなきゃできない、というほかはできないんですよ。だから、私はそういう方々の意見を聞くと、やはりほかに移りたいという方がいるわけです。だから、そういう面では将来的に、あそこの地盤は商業地域になるということが、この整備計画の中では、うたってあるわけですから、やはり用地を確保しておくならば、そこのところをまた処分したって、この問題は、その森町地域に住んでいる方々の不安を取り除くことができるわけです。だから、そういう面で私は言っておるんです。もし、あそこの場所が、もし解決したいと思う市長の気持ちがありますならば、私の意見も少しは取り入れていただきまして、そして、私は取り入れていただけるなら話し合いに応じていきたい、と思っているわけであります。

私は、そういう面で、この日野市の予算を見て、下水道の工事費、これは莫大なお金がかかるということは、予算がかかるということは、わかっているわけであります。そして私は、今後これを全部消化し実施した場合には、恐らく日野市の予算は、ほとんど余裕がなくなってくるんじゃないかなということを一番心配しているわけであります。ことし、この日野市における職員給与、退職金、また起債分、今後は市立病院の建て替え、国民健康保険におけるところの補助、これを入れますと100億を超えちゃうんですね。106億ぐらいいっちゃうんですね。もう少し行くかわかりません、今。

そういう中でこういう都市計画事業、このような問題を取り組んでいくには、もう先が見えてきているわけであります。ここに私は、一番日野市の財源で、このまま、あるいは市の町づくりができるかどうかということを一番私は心配しているわけであります。

そして市長は、この間、老人ホームを日野市独自でつくるというような見解を出しました。市長は、実際この日野市の地主の方に当たったかしれませんけれども、実際、この老人ホームの用地を提供してくれないから、やむを得なくて日野市の用地につくるんだ、ということであります。これは、発想は確かによろしいかもわかりませんけれども、今後、日野市の予算を考えてみたら、そんな余裕は考えられないんだと私は思うのであります。まして、この特別養護老人ホーム等については、全額といっていいほど、都また国の補助金で、大体85％ぐらいはできるわけです。そして、15％日野市で補助してあげれば、一つ、老人ホームは建つんです。そして、この老人ホームの職員の給料は、全

部都で払ってくれるわけですよ。そういう面からいいまして、私は、この箱ものは、たしか10億ぐらいからできるんだろうと思うんですね。しかしながら、これを一つつくれば大体、恐らくどんなに安く見積もったって、職員の給与は、大体5,000万近くは行くと思うんですね。それを市長は４つつくる、とまた言っているんですから、２億の金は飛んでしまうんですよ。そんな余裕はどこにあるんですか、と私は言いたいわけであります。

私自身は、この老人ホームをつくるということについては反対をしていません。自分もつくるつもりでいるわけですから、反対なんかしておりませんよ。そういう面で、私自身が実際日野市に土地があれば、私は提供してあげますよ、本当の話。ただ日野市にないから、八王子の方だったら、うちのおやじの土地が実際あります。あそこに、私は実際つくろうとしているんです。

だから、日野市長が、もし日野市民に、土地を提供してくださる人がおりませんか、と言うなら、私は、市長がこの問題に一生懸命取り組んでやっているということを認める人がいるなら、私は一人ぐらいは、協力してくださる人がいる、と思っているわけであります。

そういう面で、私は、この老人ホームについては実際反対する理由は、何もありませんけれども、私は、日野市の財源を将来、私たちの子孫が、この日野の町を担ったときに、本当に借金だらけだったなんていったら、こんなかわいそうなことはない、と思うわけであります。

そういう面で私は、この下水道の事業を通して、やはり、この日野市の財源をどうしたら高めることができるか、そして、少しでも余裕を持って私たちの次の世代に渡すことができるか、ということが、一番の私は課題である、と思うわけであります。そして私は、そういう面でこの下水道の計画についても、このままでいったら、私は恐らくそう簡単にはできない、15年か25年かかってもできない、と考えるわけでありますけれども、そういう面で、私たちのふるさととして人たちに愛され、また喜んでもらえるという町をつくるには、やはり地域の住民の声をよく聞きながら、そして進めていくことが必要であると思うわけであります。

そういう面で、私自身お年寄りを持っておりますし、こういう面で本当に今後どうしたらいいか、ということは、本当に私自身にとっても悩みの、また一番頭を悩ましている事実でありますが、しかしながら、先ほど申し上げましたように、この下水道の事業を実施するに当たって、やはり私は、まず、この日野市においては、この間も申し上げ

ましたように、市の機構改革をして、そして少しでも財政を生み出していく方法を考えなきゃならないと思っておるわけであります。

そういう面で、この老人ホームについては、私は反対する理由は何もありませんけれども、もし、この日野市に土地を提供しましょうという方がいらっしゃいましたら、その人に協力してくださるかどうか、市長の見解でも結構です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　財政に対します――将来の財政運営に対しまして、その財源、それから事業との関係におきまして御心配をなさることは、もう全く我々も同感でございます。いかに財政運営を正しく進める形で、しかも市民要望に応え立派な町づくりをするということは、これはお互いの念願でございます。

したがいまして、いろいろおっしゃるところに何ら別の意見はないわけでございますが、やっていることをやってない、と言われると、やっぱりやっているというふうに説明をしなきゃならんわけでありまして、そのことを別段、開き直ったということは全くございません。いろいろ御意見をいただきながら、これからも地域の方々のいろいろな御相談の上で愛される町づくりに、ともに邁進をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　日野の駅前の再開発につきましては、そういう面で用地をある程度確保してあげることによって、安心をすると思うわけですよね。だから、そういう面で私は、どうにかそういう形で、もし用地をそういう場所に――競売して売るよりも、そういう次の事業に移行することができるという考え方は、別に私は、間違った考え方じゃないと思うんですよね。そういう考え方で話し合う機会を設けるならば、恐らく話も、うまく進むだろうということを申し上げたかったわけであります。

そういう面で、私自身もやはり日野市のことは、心配しておるわけです。そして、そういうために、実際、出てきているわけであります。そして、市長に文句ばかり言っているわけじゃないわけです。市長に協力ということよりも、やはり日野市民が困っていることを解決しなければならない。こういう問題については、やはり全力で解決するように努力していきたい、こういうように考えているわけであります。そういう面で、今後日野市が少しでもよくなるために、私自身努力してまいります。来年は、森町地域で話し合い等設けていただきたいと思っております。

そういう面で、ぜひ、市長、今私が申し上げましたようなことを十分お汲み取り願い

まして、我々が住んでおります町の再開発に力を貸していただければ幸いに思います。

以上で終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって23の１、故郷と愛される町づくりを推進するためには地域住民の声を大切に聞くことから始めようの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時33分　休憩

午後４時47分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより議案第133号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第133号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、一般職の職員の給与を改定するため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

これは、国の給与改定が行われた中で、職員組合と交渉した結果、合意をみましたので改正するものであります。

なお、実施時期につきましては、昭和62年４月１日にしたいと存じます。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは御説明申し上げます。

議案第133号でございます。日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。今、提案理由で御説明いたしましたように、昭和62年度の給与改定に基づく給料表、それから住居手当の改正でございます。

２ページ、３ページをお開き願います。第８条の３、第２項中の7,500円を8,500、それから２万2,500円を２万5,500円、これは住居手当でございます。２万2,500円につきましては医療職の方でございます。

それから、別表第１及び別表第２表を次のように改めるということで、３ページ、４ページにあります給料表でございます。このような改正を行います。

それから、５ページでございます。付則でございますが、提案にもありましたようにこの給与の改定は、昭和62年４月１日にさかのぼりまして適用するものでございます。

あと資料で、参考資料におきましては、給料表の新旧の額に対します各号給の引き上げ額の差が出ております。

以上、雑駁でございますが、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　今回のベースアップの議案が追加されまして、全員協議会で先ほど、詳しい内容の説明があったわけです。その中でもやりとりがございましたが、住居手当の件についてお尋ねをいたしたいと思います。

昭和59年の第１回定例会で、この給与の改正条例が出されまして、このときに住居手当5,500円から5,800円、300円プラスして改定されたわけであります。このときに、私、本会議場で、他市では住宅手当、住居手当については、同じ世帯で職員として市役所でお二人、つまり御主人と奥さん、共働きで勤務しておられるような場合には、若干でも差をつける傾向に他市がある、ということから、日野市についてはどうかということで、その検討をお願いし、当局もそのお約束をされたわけであります。今回は同額ということで、引き続き今までの形を踏襲をしていくということになるわけです。

同じように――また過去にさかのぼって恐縮ですが、昭和60年の第１回定例会にも給与条例の改正案が提案されました折りに、この住居手当のことについて、私、同様の質問をいたしました。このときは、いわゆる６カ月昇給延伸が条例に盛り込まれたということで、かなり複雑な、また交渉、経過、そういうものがあって出された条例ということで、多少そういうやりとりがありましたが、ここでも私は、同じことをお聞きをいたしました。

つまり１年前の本会議、つまり59年の第１回定例会で、共働き、おしどりとして市役

所でお働きになっている職員の場合には検討する、というお話だったということで、その結果はどうかということをお聞きをしたわけです。

60年の３月議会でも前例に倣っての提案でございました。このときは5,800円から1,200円プラスをされて、7,000円に引き上げられたときであります。このときも引き続き職員組合と交渉していきたい。さらに東京都や国では、どのような扱いをしているか、他市についても調査をして、はっきり取り組むというお話は、なかったようには思いますが、引き続きの交渉を約束されたわけです。

今回提案されておりますのは、今申し上げましたように、一切、差はつけないということでありますが、その後、職員組合との話し合いの中で、この件については具体的にどのような提示が行われて、また組合の方は、いかなる回答といいますか、態度を明らかにしてきたのか、さかのぼれば昭和59年の話に、このことは行き着くわけであります。かなり年数もたっておりますので、いろいろ御努力はされていると思いますが、一つの区切りでもありますので、この場でお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えをいたします。

59年、あるいは60年の今のお話でございますが、これとは別に、ちょっとそのころの上司からのあれは聞いてなかったんですが、私どもは、やはり給与改定をやっておりまして、ちょっと我々自身にも中での問題が、これは、というような問題がありました。そうした中で、正式には投げかけておりませんですが、今後これを検討していきたいというようなことで組合の方に御協力をやっていきたいと思っております。

正式には、それはしませんでしたが、内部では、ほかの市の状況、そうしたものを踏まえると今御指摘のありましたように国、あるいは都は、やはりそうしたものを差をつけておりますので、それに倣えということではありませんけれども、それぞれ事情の違う中でありますけれども、やはり、おかしいんじゃないかというようなことで、ほかの市の状況も今取り寄せて、そして今後、これを検討していきたいというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　これから取り組んでいくというお話でございますが、昭和60年の第１回定例会のときは、今はもういらっしゃいませんが、赤松助役が大変お元気で助役席で、「住宅手当については、御意見厳しい改正方向につきましては、お説のとおり受けとめ厳しく対処していくという考え方には変わりございません」というような回答

も２年前になされているわけですね。赤松助役がおられなくなったから、この話は帳消しになるということじゃないわけです。具体的に昭和59年の時点、それから昭和60年の時点での、いわゆるおしどり職員として働いておられる方の数は、何組いらっしゃるかということをそれぞれお聞きをいたしました。現在はどのくらいいらっしゃるかということを、ひとつお尋ねをいたします。

それから、26市の状況についても調べるという御回答が既に何年か前にあったわけですので、若干でも、いわゆる共働きで市役所にお二人でお勤めになっている方の場合、差を全くつけてないという市が、日野市を含めてどういう市があるのか、ということをお聞きをいたします。

それから、今後の対応については今お話がございましたが、住居手当の持つ意味合いについては、先ほど、いろいろお話がありましたが、やはり本筋は、あくまで純粋に住宅手当というものの性格を、やはり曲げずに支給されるべきものという考え方を基本に据えていただくのが、私、大切だろうと思いますので、そのことは申し添えておきたいと思います。

今、お聞きした点について、御回答をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　第１点の、現在共働きの方が何人か、ということでございますが、現在把握しておりますのは78組でございます。

それから、同じ統一した住居手当を支給している市が、日野市を含めまして４市でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　先ほど全協の席で、私お聞きしたときと市の数が、ちょっと引き算が行われたようなんですが、具体的に日野市以外にどういう市があるかということで、その点をお聞きをいたします。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　職員課長が６市ということで、後で自分でも間違ったというようなことであれしております。今、申し上げます。４市でございます。青梅市でございますが、6,300円、一律でございます。これは、まだ給与改定の前でございます。それから昭島市が7,400円一律、同じです。それから小平市が6,400円、それから日野市が7,500円で、この４市でございます。

その他は、多少なりとも差を、300円なり200円なりつけてあります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　それでは、この26市の中でお２人市役所にお勤めの場合には、一方の方の場合には支給しないという市は、あるのかないのか、そういう市がもしあればどこか、ということを念のためお聞きをしておきます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　今、手元に持っております限りにおきましては、世帯主その他でそれぞれ差をつけて支給しておりますので、ここに出ております狛江市が同一世帯以外は支給せず、ということでなっております。これ以外は何らかの形で金額を下げてなっております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　26市の中では、狛江市はお２人お勤めの場合には、一方のみという制度でやっているということでございます。私は、この点、昭和59年３月から取り組むという一定の方向を明らかにされたわけですので、何らかの手直しをやはり具体的に、もう着手する時期に来ているだろうと思うんですね。

先ほどの全協の席で、国の制度、東京都のやり方、御説明がございました。私は東京都の方法というのが、ひとつ標準といいますか、考え方としては、ある程度妥当なものではなかろうか、という印象を受けたわけです。他市の状況、26市中４市だけが、同じようにお２人市役所にいらっしゃっても住居手当については支給する、ということをとっているようですが、流れとしては、もう少数派になりつつあるわけでありますので、東京都、また他市の例等を参考にしていただいて、来年は、私がこの質問をしなくてもいいように、ひとつ前進的な対処をお願いをしておきたいと思います。

それから、福祉部長にちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、私、昭和60年の第１回定例会でこの給与条例が議論をされましたときに、上程の折りに、先般来、話題になっております社会福祉事業団がいよいよスタートをするということで、そこの施設、事業団にお勤めの職員の方については、給与条例をそのまま、日野市の条例を適用するということではなくて、新しくスタートする時期に職務給を導入をして、採用をして、そうした給与体系のもとでスタートした方がいいのではないか、ということで質問をいたしました。

そのとき、いろんな資料を引用されて事業団の職員の処遇ということで、その事業団が属する福祉事業団が所在する市の自治体の給与制度に倣うというようなことをお話に

なったわけですね。ただ、そのことには、福祉部長もよく御存じだと思いますが、但し書きがありまして、ちゃんと、単純な年功的処遇を行うのではなく、職務に応じた給与の支給等、適切な配慮を加えるものとする、ということで、厚生省の通達も、いわゆる不適正な給与体系の適用ということは行わないように、ということをきちんと出しているわけです。

しかし、不幸にして今日まで通し号俸制で、社会福祉事業団の場合には、職員の方の対応、給与制度はこれに倣ってきたわけですね。私、先般森田市長に、３短一斉昇給は福祉事業団の職員についてはあるのではないか、ということでお聞きしましたところ、そういうことはあり得ない、ない、ということをはっきりとおっしゃったんですが、もう一度確認をいたしますが、この給与条例がここで改正をされますと、これは即福祉事業団の職員に対しても、同じように適用を受けて、この給与体系に倣った給与等の処遇が行われるわけですね。３カ月の一斉昇給は、福祉事業団の職員の場合には今までも今後もあり得ないのか、絶対にそういうことはないのかどうか、その点、お尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御指摘のように、福祉事業団の職員は市の職員に準ずる、こういうことで現在の処遇をしております。

そして、３カ月短縮につきましては、内部的な検討を現在しておりますが、いろいろな考え方もございまして、入所時に既に６カ月延伸が行われていたという状況の中でありましたので、その辺のところが今後の検討課題となろうかと思いますけれども、現実にそれは、職員として入園した職員が、その後に延伸されたということでは、市長の言うようにございませんので、その辺のところは今後の検討を要するところだと思っております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　話が違ってきたわけですね。３短はあり得ないという市長の答弁、福祉部長は検討をする、市長は、この点どういうふうに今お考えですか。議会を欺いてはいけないんです。市長が断言をされたわけです。福祉事業団の職員については６カ月昇給延伸を行っていないんだから、３短昇給などあり得ない、とはっきり、つい先日この場で言いました。福祉部長は、それと全く相反する答弁をここで、今やっているわけですが、市は、基本的にどういうお考えなのか、どうでしょう。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　福祉部長が今答えているのは、相反するというわけではありません。市に準ずるという一つの原則といいましょうか、これも、また現実の問題であります。

それで私の考えでは、６カ月延伸を該当させなかったものに３短の適用するということも、これも矛盾だ、こういう判断でおります。そこで、今、検討と申しておりますのは、我々の目指す給料表は東京都の制度に準じたい、こういう考えを今までどおり持ち続けていますので、また間もなくそういうふうにさせなければなりませんので、今、新しい給料表をつくろう、つくるべきではないか、ということを検討しておる、こういうことであります。新しいというのは、つまり福祉事業団、日社協が既にそういう方針をとっております。周辺、周辺というよりも外郭の団体は、新しく発足する際に、独自のというわけにはいきませんが、準じた中で目指すところの給料表になるべく合致させたい、こういう考え方でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　市長は私がお聞きしたことに迂回をして、肝心の点は一切、今お答えにならなかったわけです。これからのことは、これからのことでいいんです。私は、過去のことについてお聞きをしているわけです。過去行われた日野市の職員の皆さんに対する６カ月昇給延伸を修復をするということで、この間、つい９月です。一斉３カ月昇給を東京都や国が、違法だからやってはいけない、ということを振り切って実施したわけです。これを同じ給与制度の中で給与を受けている福祉事業団の職員の方について適用するのか、ということを、つい何日か前にお聞きをした折りには、あり得ない、と、はっきりおっしゃったんです。もう、あり得ないとはなぜおっしゃれないのかどうか、はっきりお答えになってください。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えをいたします。

この議会で、市長はお答えになっております。というのは、３カ月短縮をお願いいたしましたのは、当時の６カ月延伸者の該当者でございます。そうした者に対しまする修復といいますか、そういうもので３カ月。これは昇給の問題でございます。そうしたことをやりました。

しかし、事業団というのは外郭でございますので、それは、その後の６カ月延伸後に入所されたかしりませんけれども、そうしたものでございますけれども、適用外、と私は解釈しております。ですから市長の言われたとおり、それが正しいと思います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　将来のことは、私は一切お聞きしておりません。今後、東京都に倣うとか、そういうことはいいんです。私がお聞きしたことだけにお答えいただきたいと思うんです。福祉部長がさっきおっしゃった回答と、今総務部長と市長の答弁は違うんですね。福祉部長は、何か勘違いしておられるんじゃないでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　私の方は、事業団の中での検討を申し上げているわけでございますけれども、違う点と申しますのは、判断の基準の違いということだと思います。要するに６カ月延伸をしなかったものに３カ月短縮はあり得ない、こういうことでございますので、それでは全くそのとおりだと思います。私どもが今検討しておりますのは、ベースの問題として基準が入った時点で低いという状態からスタートした、これについてどうかという検討をしているということでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　いろいろ手立てを講ずれば、今、福祉部長が意図されていることは可能になるかもしれません。しかし、給与体系というものは市に倣う、というふうになっているわけですね、福祉事業団というのは。ですから、今、日野市の給与体系と福祉事業団の給与体系は違ってきているという認識で、それを直すことを検討しているということですか。どうでしょう。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御指摘のとおりです。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　直せば、３カ月一斉昇給短縮したことになるわけです。福祉部長と総務部長のおっしゃっていることは、違ってくるわけですね。統一した市の考え方はどうなのか、市長、どうでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、検討中ということでありまして、私も新しい給料表をつくって、そうして、例えば日社協は、そういうことになっているはずでありますから、そういう考え方を導入しよう、そういうことを指示いたしております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　私は、３カ月一斉短縮昇給というものは、行うべきではないということを再三申し上げてまいりました。で、必ずしも福祉事業団の職員の方の給与体

系は、日野市と全く同じでなくてはならない、ということはないわけです。それは、最初に私が申し上げましたように、厚生省の方からの通知でも、そのことを福祉部長が今まで何度もおっしゃったわけです。福祉事業団の職員の処遇（給与、退職金等）は、事業団を設立した地方公共団体の職員に準ずるものとすること、但し、ということで但し書きを、私、先ほど読みました。つまり職務給でやりなさいということが書いてあるわけです。

だから、もし当該地方公共団体が、わたりや通し号俸をやっていれば、それを採用してはいけませんよ、という、これは通知なんです。しかし日野の場合はこれを無視をして、日野の給与体系をそのまま当てはめているわけですね。ですから日野の、ここで言うベアが行われ、しかも今後、何らかの形で3カ月短縮して昇給したものが、この給与表には、もう既にあらわれているわけですから、これに倣って福祉事業団の職員の方の給与を支払うということは3短をやったことになるんですよ。そういうことは、あり得ないということがおっしゃれるのかどうか、はっきり答えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　それらのことも検討の中に入れて新しい給料表をつくろう、そういうことを今指示をしておるというふうに申し上げております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　この件は、私が最初にこの本会議で、ついこの間、市長に、補正予算の審議の際にお聞きしたときに、きっぱりと3短の昇給などあり得ない、ということを胸を張って、お前は何を勘違いしているんだ、と言わんばかりにお答えになったんです。

ところが、いろいろその後、市長のところにも話がいっているかもわからないし、私はわかりませんが、もうニュアンスが完全に違ってきている。つまり福祉事業団の職員の方については、やはり別の給与表ができるならできてもいい、しかし、3短を市がやったからといって、それに倣ったものを含ませて給与表をつくるということは、絶対いけないんですよ。それは、3短をやったことになるわけです。だから、検討の中にそれを含めるということ、と私はとっていいんですか。とっても構わないんですか。どうですか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　古賀議員さんの質問でございますが、昇給と給与ベースとは違います。それで、今、私は聞いておりまして、私どもでやったのは3短でございます。これは、この給与表を改正するとか、そういうものではないんです。

それで、今検討されているというようなお話ですけれども、されているというのは、これは給与ベースのことを検討されているんじゃないか、その点の違いだと思います。3短というものは、これは私は市の職員1,442人しか対象にしておりませんので、事業団は別ですから、私は、あり得ないというふうに感じます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　総務部長のおっしゃる意味は、よくわかります。福祉部長が今検討されている、という検討は、何かきっかけがあったと思うんですね。申し入れとか働きかけ、何かあって検討をお始めになったのかどうか、もしあったとすれば、その働きかけの内容と、その相手方はどういう方なのか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　私どもは、市に準ずる、こういう観点で検討をしたわけですけれども、結局その給料表全体の検討、こういうことに現状なっておりますので、その辺のところは、市長の言うとおりでございます。

したがって、今後とも検討すべきであるということで考えておりますのは、総体の給与体系を見直す、こういう点での検討を現在しています。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　私は今後、こういう3短を市がやった、これに福祉事業団の職員についても倣うべきだという働きかけが、かなり市に対して行われているんじゃないかと思います。

そこで、そうした――市が違法なことをやったんですから、それをさらに拡大するようなことは厳に慎んでいただきたいということを申し入れておきますが、今、福祉部長がおっしゃった、また市長のお話でも、この市の持っている給料表とは別に福祉事業団の職員の方だけの給与体系というものをつくることを検討しておられるというふうに受けとれるんですが、そうした準備を今なさっているかどうか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　そのとおりでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　それは、私が最初に読み上げました社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について、という昭和46年の通達に基づいておやりになっていることだと思います。つまり独自の、社会福祉事業団独自の、市の職員の方とはまた違った給料表

の作成だということだと思いますが、その給料表は原則、いわゆる職務給の内容を含んだものかどうなのか、どのようなものをお考えになって、今おやりになっているかどうかですね。いかがですか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それについては、まだ十分な、そこの職務給導入、あるいはその他についての検討までは、いたしておりませんけれども、要するに別なものを検討する、こういう形で現在検討中である、ということでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　一斉３短の件は、最後に今私が申し上げたとおり、市長も総務部長も、それから福祉部長も、何日か前の市長答弁とは明らかに異なる回答をなさっているわけです。そういうことは、非常に議会に対してお話になる内容としては、甚だお粗末なことだと思うんです。きちんとした対応をお願いしておきたいと思います。

それから、今、福祉部長のお話では、福祉事業団の給料表、つまり給与の制度については、日野市の職員の方とは別に考えるんだというお話ですが、それが、どういうところからその必要性が生まれてきたか、ということですね。つまり地方公共団体、事業団を設立をした団体の職員に準ずるんですよ、準じて行いなさい、という一つの基準があるわけですね。日野市の場合には、今、通し号俸から来年の５月には、一部、半分だけ職務給を取り入れるということで、徐々に職務給的色彩を帯びつつあるわけですね。

ですから、この日野市の給与体系に倣っても、これから将来にわたって不都合が生じるということは、さほど考えられないと思うんですが、そういう状況の中で、何かそういう指導が、東京都や国の方からあったのかどうか、何をきっかけに、それでは独自の給料表、または給与体系というものが必要になってきたのか、その背景を御説明いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　次官通達等によっての、いろいろな準ずるということがございますけれども、準ずる内容というのは、いろいろあるわけでございますので、そういう点で一定の別の給与表を、ということで検討しているということでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　日野市の給料表は、これから、今までバツだったんですけれども、今度は三角になりつつあるわけですね。やがてはマルにしたいということを市長も、きのうも早い段階に職務給に切り換えていきたいんだということをおっしゃったわけです。

だから、この設立をされている日野市の給与体系に準ずるという当初の考え方どおりおやりになっても、不都合が生じていくということは考えられないんですよね。なぜ、ここで独自の給与体系を考える必要があるのか、そういう制度をここでつくり上げていく必要が生じたのか、という理由がちょっとわからないんですよ。いわゆる上部の団体からの指導なのか、つまり東京都や厚生省からの指導があるのかどうか、日野市独自の判断なのか、または全く別の力による働きかけがあるのかどうか、どうして、そういう必要が生じるんですか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　いろいろとお答えしているわけでございますけれども、準ずる内容という幅の中で現在検討しているということでございますので、そこの必要性云々につきましては、別個の法人格を持っておりますので、そこの職員でございますので一定の給料表を持っても別に不思議はないわけでございますので、そういう形で検討を現在しているということでございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　私が昭和60年に、別途の給料表を持ったらどうですか、と言ったときには、この厚生省の通達をもとに日野市の制度に倣えばいいんだ、準ずるように言われている、そういうものを日野市も守ってやっていくんだと昭和60年の時点では独自の給与表、給与体系、制度を持つということは、福祉部長は、そういう必要はないとお話なさったわけです。本会議でおっしゃっているんです。ここに議事録があります。

今回はなぜ、運営をしてきて、福祉事業団の職員の方に対しては、やはり別の給与制度を独自に持つべきだという、こういう理由からその結論に至った、だから検討するんだ、という何か理由があるはずですね。ただ検討します、ということじゃ、昭和60年から昭和62年までの間が埋まらないじゃないですか。市長から何か言われているんですか。どうですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私が言っております。それは、だんだんとこれから職員もふえるでありましょうし、法人格として立派に発展できる根拠を明確にしておかなければなりません。また、参考の場所としては先ほども言っておりますが、日野市福祉協議会、日社協というところにも職員がおるわけでありまして、これらとなるべく列を並べたい、並べておくべきだろう、こう考えて、今、新しい給与表をつくったら、ということを特

に副理事長に頼んでおる、こういう次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　ということは、私が今申し上げていることは、なぜそういう必要性が生じたのか、ということを私はお聞きしているわけですよ。（「職員がふえるということを今言ったじゃないですか」と呼ぶ者あり）いや、職員がふえるということだけじゃわからないですね、ただ数がふえるということだけでは。何人から、じゃあ今までの数では全く問題なかったかということですね。適用を受ける方は、一人一人が同じものを受けるわけですよ。ある一定の数から別の制度が適用されるとか、別の給料表が採用されるということじゃないわけでしょう。１人でも100人でも同じですよ。職員がふえるということだけじゃ私わからないですね。どういう給与体系を、じゃあ考えていらっしゃるわけですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何回も今まで言ってあります。つまり、これからいろいろな事業を始めると、そちらの職員もかなりふえることになりますから、したがって既存の団体としては、日社協というのがありますから、御存じでしょ、日社協がありますから、そことなるべく並べる、そういうものをつくるべきだというのが、私の新しい発想であります。

したがって指示をしておる、こういうことです。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　それでは、日社協が今とっている職員の方に対する給与等の支給の根拠になる制度ですね、それと同じようなものにするということなんですか。日社協は、今、独自の制度というものを持っているわけですか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　日社協の職員は、一応東京都の給与表に準じた形で給与表をつけております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　同じ社会福祉事業を行うということにおいては、共通点があります。しかし、行っている、実施している事業や仕事の内容というのはそれぞれ違うわけですね。いろんな設立の経過もあると思いますが、日社協の場合には、今、福祉部長のお話では東京都の給与制度を授用しているというお話です。

ということであれば、東京都の給与制度をそのまま、この社会福祉事業団にも今後適

用するような形で、内容の変更を行っていきたい、ということになってくると思うんですね。そういうお考えなんですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　最初に、そのことを申し上げております。日野市の目指す日野市職員の給与もなるべくそれに近づけよう、とこういうことですから、もう外で、外郭団体には早手回しにやっておく方がいい、とこういうのが物の順序じゃございませんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　市長が、なかなか智恵があるな、と。つまり、ついこの間は３短はあり得ないということをはっきりおっしゃって、叱られたんだと思うんですね。そこで、やはり給与制度を、体系を独自に福祉事業団に持たせるということで、この３短の内容を含んだ給与表というものの作成を考えておられるんじゃないか、というふうにとらざるを得ないんですよ。日野市の給料表がこれからだんだん、お叱りを受けるような形じゃ、これからなくなっていくわけですから、従来どおり日野市のこの給料体系に倣うということで、私は、そんなにむきになって新たに何かつくります、というようなことをおっしゃる必要はないと思うんですけれども、そういう肝心なことは、やらずに、幾ら市長が理事長だとは言え、ちょっと定款等には、どう書かれているのかどうかしりませんが、日野市の給与制度をそのまま持っていけば、別に何もそこで検討して時間を費やしたり、それからいろんな議論を重ねたりする必要は、全くないわけです。もうでき上がりつつあるものがあるわけですから。

私、これ以上、回答は結構ですけれども、先般回答されたことと、ここで私がお聞きをしなければ、この問題はいつの間にか処理されるような可能性もあったと思うんですね。市長があれだけ、はっきりと言ったんで、あんなことはあり得ないだろうというふうに市民は取ります。しかし、背景はそうではないということがはっきりしたことだけでも私は、よかったのではないかというふうに思っております

ぜひ、ほかの職員の方もお聞きだと思いますが、給与体系というのは、非常に職員の処遇の中心をなすものですから、ある特定の力とか意見とか、そういうものに左右されて、これが変わるということは厳に慎まなければならないと思うわけです。きちんとした対応を、市長もひとつ思い直してとっていただくようにお願いをしておきます。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　昇給の基準についてお伺いしたいんですが、この昇給の基準

の第４条の中に、職員の勤務成績、これが特に良好であった場合にはランクを上げて昇給する、というような、こういう項があるわけですね。号給を１ランク、２ランク上に行くよということなんですが、それには、いろんな基準があると思うんです。どんな項目があるかわかりませんけれども、その中の一つに職員の勤務評定というのがございます。この勤務評定を見ますと、一般職員用の中に「規律」という項があるんですね。この規律の中に「上司の命令や定められた規則などに快く従った」という項があるわけです。

過去１年間、いろんなことがあったわけですけれども、つい最近も、期末手当のああいう違法ストが行われた、ああいう職員に対して、この勤務評定がどう行われたのか、この規則でいきますと、この勤務評定の経過は公開しないということになっていますから、公開はしてもらえないんでしょうけれども、上司として何らかの、何かあるんでしょう。ああいうことをやったから、したがって、あれがどういうふうに反映されてくるのか、といいますのは、昇給があれば降給もあるはずですから、ああいう方はどうなるのかな、という、ちょっと心配がありますので、参考までにお聞きをしたいということ、それが１点。

それから、上司の命令や定められた規則に快く従ったということで、もう１点。

この庁舎ですね、これは、だれのものなのか、市のものなのか、あるいは一部、組合のものなのか、その辺の見解を聞きたいんですが。実は、皆さん御存じのように、そこの正門のところを入ってきますと、ちょうど組合の外側に三宅島の例の米軍機の「訓練基地建設反対」という大きな看板が出ています。果たして、あの部分だけは庁舎管理規定の上でどうなっているのか、あれは組合のものだから関係ないよ、と言われるのかどうか、もし、あれも管理規定に該当するのであれば、この中に、管理規定の中に――総務部長が総括管理者ですね。で、許可を必要とする行為というのがあるんです。この中で、第11条の（２）項に「広告宣伝物を配付し、または掲示する行為、こういう場合には総務部庶務課長の許可を必要とする」ということがあります。

果たして、ただいま申し上げた点が、この勤務評定の中でどう評価されて、上司のあれに従ってやったのかどうか、これが、今回のこういうベア等にどう反映されてくるのか、この２点について、お伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　　勤務評定でございますが、これは、毎年９月に実施しております。そして、今、内容に触れました上司の云々ということでございますが、これら

につきましての評定、評価というものについては、評定者として課長が行いまして、そして、さらに調整者として部長が行って、それはやっておるわけでございます。一人の目で見るのでなく、極端に言いますと課長の管理職が見た目と、それから部長の見た目とは全然違った場合の評価があるわけです。そうしたことで、この勤務評定をやっております。

そして、御質問のストを構えた場合の評価ということでございますが、これらにつきましては、この給与改定では、ここではしておりませんが、期末勤勉手当のところで、これは、先ほどもお話がありましたように良好な成績で、ということで、その期間やった場合に出るわけでございます。その中での対応の仕方としましては、各部長さんに、これはやはり、それぞれの部をお持ちになっておりますので、そこでの評価の仕方、あるいはそうしたものがいるかどうか、そうしたものの報告は受けております。そうした中でやっております。

それから、もう１点の三宅島の件でございますが、実は、これは11月の19日だと思いますが、翌日でした。夜だったそうですけれども、翌日、私もお昼ごろ気がつきまして、すぐに副委員長を呼びまして、委員長がおりませんので副委員長を呼びまして、その場でもって取れということを指示するとともに、すぐにそこで文書でもって、これを撤去せよ、ということで、御質問の11条でございますが、それでなくて管理規定の６条で撤去命令を出してあります。さらに、それが――団体交渉が、そうした中でもありましたんですけれども、今月の２日か４日だと思います。もう一度、庶務課長の権限におきまして文書で申し入れをしたという事実があります。それが、どういうふうに生かされて昇格、あるいは降格、そうしたものになるのかということでございますが、それらについての今までのやり方としては、そこまでは、まだしておりません。

そうしたことも十分考慮しながら、今後やっていかなきゃいけないんじゃないかと思っております

以上です。

○議長（黒川重憲君）　　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　　勤務評定の件は、ベアじゃなくて期末手当に何か運用されるというような御回答でございますけれども、少なくとも、この勤務評定の項を見ますと、どうもそうは受けとれない。期末手当というのは、年間の一時金でございます。あれは、一時金というのは永久に出るものじゃないんですね。一般的に言わせるとボーナスですから、あれは。一時金ですから、ことしが終われば、もう来年は関係ないというような

ことの性格なってしまうような恐れがあるわけですね。少なくとも上司の――公務員ですから、いろんな含み規則はありますけれども、もっと厳しく対処をしていただきたい。

具体的に、部長から何人か聞いた、あるいは課長から報告を受けているということですけれども、ああいう方は一般的に、皆さんと同じように昇給されるんですかね。ばーんなんて飛ぶことは、ないでしょうけれども、落ちるということはないんですか。それが１点。

それから、ただいま撤去命令を出した、と。この撤去命令になると、または排出することができる、というのがあるんですね、撤去命令の中に。文書で撤去命令を出した、ところが、まだ掲げてあるわけですよ、今日現在。排出をしてもらえないですか。排出する考えはないのか、以上、御回答願います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　１点目の件でございますが、私は期末手当と言いましたが、期末勤勉といっておりまして、失礼しました。勤勉でございます。その２つをあわせましての考え方でしゃべりましたので、その中での対応の仕方でそういうふうなことをやりました。しかし、現実には、そうしたものはなかったということで、それを厳しくしたということはありません。

それから、もう１点の垂れ幕でございますが、それについては、２度そうしたことをしたわけでございますが、なお、撤去したということについては過去にもありますけれども、ビラを撤去しました。そうしましたら、ついておりまして、そして貼っていくというようなイタチごっこの件もございました。そうしたこともやりましたんですが、今回は、さらにそれを２度やったということでございます。今後もまた、それでやって呼びまして、やっていきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　前段の質問の御答弁で、特に降格、あるいは考課を下げたというようなことはない、一般職と全く同じように昇給されているということですね。今まで総務部長、あるいは市長から、古賀議員初め多くの方が、ああいう違法ストについて、いろいろと質問されている。そのときには、甚だ遺憾である、ということを言うんですね。口では遺憾である、と。もっと厳しくやったらどうですか。市民のことを考えていただきたいと思うんです。もっと、びしっとやるべきだと思うんですよ。ああいう今の看板の取りはずしの、イタチごっこといいますけれども、結果的にはあれが癒着というんですか、何かそんな感じになっている。改善が全然ない。要求するなら要求するでいいんですよ。引くところは引くという、こういう姿勢をぜひ教育していただきたいというふうに要望します。もう時間がないですから、それはもういいです。

それから、その看板の撤去、これは、市民があそこへ来るでしょう。すぐ目につくんですよ。一般市民があれを見てどう感じるか、あんまりいいもんじゃないですね、あれは。前回の９月の議会でもって、意見書は一応採決されましたけれども、ああいうものをやっぱり掲げて、撤去しなさいという文書で注意をしたのならば即撤去させるような、そういう姿勢をぜひとっていただきたいというふうに思います。

前段はいいですけれども、後段の件で、何か市長、御見解があったらお聞かせいただきたいんですが。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　庁舎は、これは大切な日野市の公有財産でございます。これを大事に使う、私物化しない、ということは、極めて原則として大切なことだと思っております。

組合の運動も、これはいろいろ内部討議をして行っている面もあろうと思っておりますが、原則は、極力守らせる、というふうに対応しておるわけでございます。御指摘の点も極力公私混交を行わせない、行わないということで進めたいと思っております。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　今、奥住議員から指摘されたことは、いわゆる革新政党、共産党や社会党に所属する議員は、半ばああいうものが掲げられることに心地よさを感じるかもわからないです。自分たちが主張している内容と気を一にするわけですね。しかし、政治的ないろいろな考え方は、それぞれ市民は持っている。しかも、庁舎管理規則にも、きちんと許可を得なければ掲示物はかけられない、ということがはっきりしているわけですよ。

もう少し真剣に受けとめて、いつまでに撤去するということぐらい言ったらどうですか。撤去しなさい。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公私混交のないように指導いたします、というふうにお答えいたしております。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　撤去命令、それから警告をしておきながら、それが今日の、私

も先ほど見ました。こういうことをまた市長は認めているんだな、と思いながら玄関の前を通ったんですよ。市長の今の考え方、答弁では、この先いつまであるかわかりませんね、あの看板。もっと毅然とした態度を示したらどうですか。

政党や議員、また個人も、いろんな考え方がある、それは持って自由なんですよ。しかし、公共の建物、市民の建物ですよ、これは。それを一方的な、政治的な主張を、スローガンを掲げて、しかもそれを市役所の玄関口に掲げるなんていう行為は、絶対だれが見ても許せないはずです。いつまでに撤去するか、はっきりここで言ってください。もし逆だったら、どうするんだ。常識的に考えろ。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　できるだけ早く撤去するようにいたします。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　同じことを市長から言ってもらいたい。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　同様でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　結構です。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　条例の内容そのものではございませんが、先ほどの全協の質疑と、この本会議場での質疑等を聞いておりまして、私、一体全協はどういう意味があるのかなということを感じたんですね。

それは、全協のときの説明では例の住居手当の問題で、るる議論があったわけです。日野市以外で共働きの夫婦といいますか、そういうものに日野市と同じような形の一律の手当を支給しているのは何市であるか、という質問があって、６市ですよ、というお答えがあった。そのまま我々は、この本会議場に来ているんですね。それを信用して来ているわけですよ。ですから、私ども、できるだけ全協の場で質疑が行われたものであ

れば質疑は差し控えたい、そのための全協だと思うんですね。ところが、冒頭の古賀議員の質問に対して実は４市でした、という全く違った答えが返ってきているんですね。私、これでは全協を開く意味が全くないと思うんです。

全協というものが、どういう意味で開かれているのか、ということを十分御認識をいただいて、今後こういった即決の議案が出る際の全協におきましては、よく調べて間違いがないような御説明をいただきたいと思います。

以上、意見として申し上げました。

○議長（黒川重憲君）　次の方に十分引き継いでおきたいと思います。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第133号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより請願第62－49号、日野市日野本町七丁目５番地の23、日野市中央公民館における保育室設置に関する請願、請願第62－50号、市営多摩平・旭が丘テニスコートの人工芝及びナイター設置促進に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第62－49号、請願第62－50号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において文教委員会に付託をいたします。

これより請願第62－51号、入院ベッドの確保に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第62－51号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託をいたします。

これより請願第62－52号、民族的偏見と差別にもとずく暴力行為の糾弾に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第62－52号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長におい

て総務委員会に付託をいたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

あすから始まります常任委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。議員の皆さまには日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は、12月22日、火曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後５時52分　散会

12月22日　火曜日　（第９日）

昭和６２年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第40号）

12月22日　火曜日　（第９日）

出席議員　（30名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
５番	山口達夫　君	６番	天野輝男　君
７番	福島盛之助　君	８番	福島敏雄　君
９番	中谷好幸　君	10番	小俣昭光　君
11番	川嶋　博　君	12番	馬場繁夫　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良吾　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	簗野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	26番	市川資信　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

昭和62年12月22日（火）
午前10時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第1　議案　第84号　日野市営住宅管理審議会条例の制定について
日程第2　議案　第110号　日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3　議案　第111号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4　議案　第130号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5　議案　第131号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（総務・文教・厚生・建設）
日程第6　議案　第113号　昭和62年度日野市一般会計補正予算について（第3号）
（厚生委員会）
日程第7　議案　第116号　昭和62年度日野市総合病院事業特別会計補正予算について（第2号）
日程第8　議案　第117号　昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第2号）
（建設委員会）
日程第9　議案　第112号　日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10　議案　第114号　昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第3号）
日程第11　議案　第115号　昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第4号）
日程第12　議案　第118号　昭和62年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第1号）
日程第13　議案　第119号　市道路線の廃止について
日程第14　議案　第120号　市道路線の認定について
日程第15　議案　第121号　不動産の取得について
日程第16　議案　第122号　農業共済無事戻金の交付について
（請願審査報告）　（総務委員会）
日程第17　請願　第62－12号　委託業務の前払金に関する陳情
日程第18　請願　第62－37号　「空き家割増し家賃制度」導入反対の意見書を求める請願
日程第19　請願　第62－40号　議員定数削減に関する請願
日程第20　請願　第62－41号　議員定数削減に関する請願
日程第21　請願　第62－44号　議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願

日程第　22　請願 第 62－45 号　議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願

日程第　23　請願 第 62－46 号　議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願

日程第　24　請願 第 62－52 号　民族的偏見と差別にもとづく暴力行為の糾弾に関する陳情
（文教委員会）

日程第　25　請願 第 62－33 号　義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情

日程第　26　請願 第 62－39 号　義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情
（厚生委員会）

日程第　27　請願 第 62－11 号　原子力発電所の運転をただちにとめ、核のゴミ捨て計画をとりやめることを求める請願
（取り下げ）　（総務委員会）

日程第　28　請願 第 62－35 号　三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練基地（ＮＬＰ）建設計画に反対する意見書採択に関する陳情
（文教委員会）

日程第　29　請願 第 61－ 9 号　東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する請願
（継続審査）　（文教委員会）

日程第　30　請願 第 62－ 6 号　公立中学校英語の授業時間増に関する陳情

日程第　31　請願 第 62－14 号　ソフトボール専用グランドの建設についての陳情

日程第　32　請願 第 62－32 号　第三幼稚園における２年保育４歳児の増員に関する請願

日程第　33　請願 第 62－49 号　日野市日野本町七丁目５番地の23、日野市中央公民館における保育室設置に関する請願

日程第　34　請願 第 62－50 号　市営多摩平・旭が丘テニスコートの人工芝及びナイター設置促進に関する請願
（厚生委員会）

日程第　35　請願 第 61－14 号　「修築資金融資制度」の改善・拡充、「市民住宅相談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・拡充に対する請願

日程第　36　請願 第 62－ 5 号　神明地区センター早期建設を願う請願

日程第　37　請願 第 62－16 号　東光寺東地区センター建設に関する請願

日程第　38　請願 第 62－19 号　東町地区公害に関する請願

日程第　39　請願 第 62－24 号　犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願

日程第　40　請願 第 62－30 号　老人入院見舞金制の制定と実施に関する請願

日程第　41　請願 第 62－31 号　新町地区センター設置に関する請願

日程第　42　請願 第 62－34 号　０歳児の特例保育の実施に関する請願

日程第　43　請願 第 62－43 号　日野市南部地域への総合医療機関の設置を求める請願

日程第　44　請願 第 62－47 号　日野市三沢 742 番地みどり坂住宅地域に地区センターを建設して下さいの請願

日程第　45　請願 第 62－48 号　食品安全条例（仮称）の制定を求める請願

日程第　46　請願 第 62－51 号　入院ベッドの確保に関する請願
（建設委員会）

日程第　47　請願 第 61－ 6 号　市道新井第29号線の暗きょ排水施設に関する請願

日程第　48　請願 第 62－ 3 号　「国民の食料を守り、農業再建に関する意見書」提出についての陳情

日程第　49　請願 第 62－27 号　私道の公道移管と公図作成に関する請願

日程第　50　請願 第 62－29 号　多摩平六丁目32番地の８、９に建設予定のマンション建設阻止に関する請願

日程第　51　請願 第 62－36 号　米の市場解放反対、農畜産物の輸入自由化阻止の意見書採択に関する陳情

日程第　52　請願 第 62－42 号　山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情

（継続審査議決）

日程第　53　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　54　　スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　55　　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　56　　廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第　57　請願 第 62－53 号　　法務局の増員に関する要請についての陳情

（議案上程）

日程第　58　議員提出議案第14号　　借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書

日程第　59　議員提出議案第15号　　第10次道路整備５箇年計画の道路財源確保の意見書

日程第　60　議員提出議案第16号　　国民健康保険制度に関する意見書

日程第　61　議員提出議案第17号　　学校事務職員等の給与費国庫負担制度除外に反対する意見書

日程第　62　議員提出議案第18号　　「空き家割増し家賃制度」導入反対を求める意見書

日程第　63　議員提出議案第19号　　民族的偏見と差別にもとづく暴力行為の糾弾に関する決議

本日の会議に付した事件

日程第１から第６まで

午後４時42分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時44分　休憩

午後11時３分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を12月23日まで、１日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、12月23日まで１日間延長することに決しました。

お諮りいたします。12月23日の会議は、議事の都合により特に午前０時に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって12月23日の開議時間は午前

0時に繰り上げることに決定いたしました。

これより議案第84号、日野市営住宅管理審議会条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第110号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君）　総務委員会に付託をされました議案第110号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本改正は、仲田緑地4.3ヘクタールの取得事業が、本年度をもって完了するため、仲田緑地用地特別会計を廃止するという改正であります。この会計は、国庫補助金が４カ年分割となり、会計の明確化を図るため、去る昭和59年度から本年度まで設置をされ、この４年間の総額は26億4,000万円となっており、そのうち国庫補助金は１億円でございました。

質疑といたしましては、今後の留保地取得への方向性、あるいは資金の効果的運用といった面からも、この会計を残す必要はないのか、が問われましたが、一般的な用地取得には、土地開発基金や土地開発公社がある上に、留保地についてはここ一、二年は見通しが立っていない、さらに、都の指導もあることなどから、ここで終了したい、との説明がございました。

特に意見もなく、採決の結果、本改正につきましては全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第110号、日野市特別会計条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第111号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君）　議案第111号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本改正は、去る９月22日に交付された地方税法の改正に伴うものであります。改正条文は非常に多く、込み入っておりますけれども、改正のポイントを絞って申し上げますと、４点になります。

１．個人住民税が減税になるということ。例えば、配偶者特別控除の創設、税率区分を13段階から17段階に下げ、税率の上限を抑える、などであります。

２．土地の分離譲渡課税が変更をされたということ。これは、短期譲渡を10年から５年以内とした。さらに、２年以下については、超短期譲渡とするなど、悪質な土地転がしを抑制するための改正であります。

３．たばこ消費税については、税率のアップと日切れ条文の延長をするもの。

４．税法改正に伴い、条文の内容整備をするもの。

大づかみに申し上げますと、以上４点が改正点でございます。

質疑といたしましては、今回の改正による減税額は、およそどのくらいか。約５億1,500万円ぐらいかと思う。

個人住民税の減税だとは言うけれども、最低税率は0.5％上がっており、必ずしも全市民が減税になるというものではないと思うが、どうか。確かに課税所得100万円未満の人の中には、増税の場合もあり得る。

それでは、増税になる人は、どのくらいの人数になるのか。人数的な把握は、現状で

は難しい。平均値を取れば大まかな数字であるが、年収600万ないし700万円で、課税所得370万円の方は、約8,000円ほどの減税となる。逆に、課税所得95万円までの人には、500円から1,000円の増税もあり得る。

本改正は、いわゆるマル優の廃止に関連しての、埋め合わせ的な減税であるか。そのとおりである。

以上のような質疑の後、要望として、改正税率による７段階が、それぞれどのくらいの人数になるのか、早急に資料を求めたい、という発言がございました。

意見としては、１．減税とは言いながら、低所得層には増税となる改正なので、反対である。

２．法改正に伴う条例改正であり、多額の減税を伴っているので賛成である。

との二つの意見が出されたところでございます。

採決の結果、賛成多数をもちまして、本改正は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　議案第111号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について、一言、意見を述べておきます。

今回の市税条例の一部改正は、第109国会におきまして、自民党単独の賛成多数をもって可決をした、地方税法改正に伴うものであります。中曽根自民党内閣の公約違反であるマル優廃止を前提とした、税制改革法の一つであることは、周知のとおりであります。市民税個人分の税率構造を、現行の最低税率を0.5％引き上げる。一方、最高税率は２％も引き下げ、累進制を緩和をし、低所得者層には減税どころか、逆に相変わらず重い税負担が押しつけられる、そういう内容のものであります。

国の法律改正に伴う条例改正ということで、地方自治体の裁量の余地はない、そういう議案の性格を持ったものでありますけれども、国民を裏切ったマル優廃止を前提とした地方税法の改正、それに伴う地方税制、市税条例の一部改正に対しましては、共産党市議団として、断じて同調するわけにはいかない、断固反対である、という立場を表明しておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これよりこれより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって議案第111号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第130号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君）　議案第130号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、差しかえがあった議案でございまして、一部、職務給導入を図る改正でございます。改正の要点は、給料表(1)において、１．これまでの５等級を６等級にふやす。

２．そのうち、部長職にあたる１等級、課長職にあたる２等級、新たに設けられた課長補佐職にあたる３等級までを、職務給化する。

３．これらの財源は、主に管理職手当の減額により充当をする。

というものでございます。

質疑といたしましては、今後の係長職以下への導入に際して、財源をどうするか。係長職については、係長手当の減額により多少の財源を取り得るが、それ以下の場合には、新たな財源が必要である。

新給料表の恩恵を受ける課長補佐以上の職員の年収は、どう変化するのか。年間給与はアップするのか。

期末勤勉手当を算出する際、管理職手当が20％算入されている現状では、金額が少し上がり過ぎるので、実施に当たっては算入割合を下げる予定である。いずれにせよ、年収はやや上がる程度かと思う。

今回の職務給は不完全だが、係長職以下への導入の方向性と、その達成日はいつごろになるか。あるべき職務給の目標を持って進めたい。その中には、係長職への導入はもとより、主任制度の創設、行政職を１表、２表に分ける。技能・労務職への対応、看護職などへの対応も入っている。ただ、組合との交渉もあって、いつまでに達成できるとは言いがたい。

役職にはついていないけれども、高度の仕事内容を持つ職員を、一体どのように評価されるのか。職務給の制度上、役職者とそうでない人の間には、どうしても差がついてしまう。しかし、今後、役職につけない職員もふえてくると思うので、現業職など個々の対応の中で、仕事内容が評価されるような形を考えていきたい。

昇給選抜制度を検討する必要はないか。係長職以上については、可能性がある。

以上のような質疑が行われました後、要望として、通し号俸制から職務給制度への移行については、職員の勤労意欲を失わせることなく実施をしてほしい、という発言がございました。

意見としては、1として、自由市民会議の谷委員より、今回の職務給は不十分であり、不満である。あるべき職務給制度へ速やかに移行するように、特に附帯意見をつけたい。その上で原案に賛成である、との意見が出されまして、他の委員からもほぼ同様の意見が述べられました。

なお、附帯意見の内容は、お手元の議案書の中に、配付をされていると思いますけれども、念のために申し上げておきます。

議案第130号、附帯意見、今回の―ここ、ちょっとミスプリがございますね。庶務給ではなくて、職務給でございます―今回の職務給は、第1段階である。今後、係長職等への導入をはじめ、すべての職員にわたるあるべき職務給制度へ可及的すみやかに到達するよう市長以下、一丸となって努力されることを強く要望する。

こういうものでございます。

これらを踏まえ、採決の結果、本改正案は、附帯意見をつけた上で、全員異議なく可決すべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　大変もっともな附帯意見がつけられたと思います。その点での、委員会での賛成された委員の方の御努力、見識に敬意を表したいと思います。

今回、多年、市民の、日野市の職員の給与制度、特に通し号俸制については納得、支持が全く得られない形で、森田市政が始まって以来、今日まで十数年にわたって続いてきたわけでありますが、ここでやっと、一部、1等級から3等級までの職務給が導入されたということで、微々たる前進ではありますが、給与の制度が、体系において、純粋な通し号俸制から、不完全通し号俸制に変わったという点は、注目をしていいと思います。

ただ、今回の給与の体系の変更に当たって、実施時期についてでありますが、来年の

5月1日からということになっております。これは、いろいろ考えられるわけでありますが、実施時期がこの日に設定されていることについては、委員会でどのような議論がなされたのか、その点、お尋ねをいたします。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（馬場弘融君）　実施時期の問題でございますが、これは委員会の中で、質疑として行われましたのは、お答えとしては、ラスパイレス指数の算定が、毎年4月1日を基準として行われておる、そういう関係が一番大きく、5月にずらした、というふうなことが、一番大きな理由ではなかったか、と思います。

それ以上ありましたかどうか、あとは、詳しいところは担当者に伺っていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　今、委員長の方から、大体その理由については、こうではなかろうか、という御報告がございました。もう一度、その点、執行部の方において、確かな答弁をいただいて、委員長の報告で正しいとは思いますが、間違いなければ、そのとおりだということで、この点、確認をしていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

63年5月1日という実施時期でございますが、今、委員長が御報告いたしましたように、主としての理由は、ラスパイレス指数でございます。それに基づきましての、今までのラスパイレスという経過、そうしたものを踏まえまして、今回、4月1日がラスパイレスの基準であります。そうしたものと、それから一般行政職との国、都との比較、そうしたものをさらに是正していかなければいけない、という指導のもとにありますので、日野市が、その指導のもとに、このような日にちを配慮した次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　日野市は、現在、給与是正団体に指定をされているわけであります。これは、給与体系が、まず不適正であるということで、通し号俸制についての是正が求められている、という点と、もう1点は、給与水準が高水準にあるということでの、その点の是正を求められている、ということであります。

ラスパイレス指数が、昭和61年の4月1日現在で111.5という水準、私ども承知をしているわけでありますが、今なお、この水準についても、是正団体としての指定を受け、解除されていない現状にあるわけです。

今回、来年の５月１日から実施を行うということで、ラス指数の基準日に当たる日を避けたということで、その辺、苦肉の策だということは、わかるわけでありますが、引き続き給与水準の見直し、是正についても、取り組んでいただきたいと思うわけであります。

さらに、先ほど、馬場委員長の方の報告の中にもございましたが、今後の対応として、附帯決議が議会の意思として、執行部並びに理事者に真摯に受けとめられて、一日も早くきちんとした、職員の皆さんが納得できる給与体系が確立されることが、望まれるわけでありますが、具体的に、委員会審議の中で、職務給の残り、係長職以下の体系の変更、つまり是正、それから給料表の分離、そういったことについては、おおむねどの辺を目指す、というような答弁があったのか。あいまいであったのか。議会の議決が尊重されることで、かなり執行部側としても怠慢は許されない状況に、もう来ていると思うわけでありますが、委員会の中でのお話を、もう少しつぶさにお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（馬場弘融君）　あいまいであったのか、具体的であったのかが、非常に難しい御質問でございますが、先ほども簡単には触れたわけでございますが、今後は係長職へも導入をしていきたい、という方向性の一つとして、現在の１等級、２等級、３等級の次の４等級のランクが、いずれ入るようなパーセンテージが既に用意をされている。つまり、３、２、１、０ではなくて、４、３、２があって、１が飛んで０になっている、とこういうふうな、一つ、いずれは係長職がそこに入るであろうというランクが、既にセッティングをされておる。今回、そのセッティングが間に合わなかったといいますか、合意ができなかった、という点が一つあります。

それ以外に、主任制度をこれから活用していきたい、ということも発言の中に、答弁の中にございました。

さらに、これも先ほどの繰り返しになりますが、行政職を第１表、第２表と、こういう形に分けるということも、検討していかなければいけないでしょう。技能・労務職についても、ほぼ同じような対応、医療職、看護職についても、違った表をつくるということも、自分たちの考えの中には入っているんだ、とこういった御答弁がございましたけれども、では、それをいつまでに、何をどうするかという点では、全くなかったかというふうに、私は聞いております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　日野市は、先ほど申しましたように、給与の是正団体に指定をされ、第２次まで、１次、２次にわたって、不適正な給与体系、また、高給与水準ということで、指導を受け続けている現状にあるわけであります。ここで、たとえ一部職務給が導入されたとはいえ、引き続き、是正へ向けての取り組みが求められているわけでありまして、今回、附帯意見としてつけられました、この委員会としての要望が、議会の意思として、市長にもその重みを認識をしていただき、一日も早い職務給の完全な導入が行われるよう、強く求めていきたいと思います。

特に、日野市みずからが策定をした、第２次指導団体に指定をされた折に作成をいたしました、いわゆる是正計画、改定計画によりますと、既に昭和62年度、今年度中には、行政職と技能・労務職の給料表を分離する、ということがうたわれております。また、最低年齢保障の廃止、それから、完全な職務給の導入ということが、きちんと市の計画には、入っていたわけであります。

ところが、これらの日野市に課せられた宿題は、現在も放置され、なおざりになっているという事実を、私どもは十分認識をし、さらに今回の一部職務給導入、つまり不完全な通し号俸制に移行をしたという、この時点から、是正計画どおりの市側の一日も早い職務給導入に向けての、熱意ある取り組みを求めてまいりたい、と思います。

消極的ではございますが、あえて、そうしたわずかな一歩を踏み出したという点で、給与制度の条例の改正については、あえて反対はしないものでありますが、どうか、市長みずからが生みの親となってつくり出した、この通し号俸制、長年にわたって市職員のやる気を失い、そして、その残した禍根は、ぬぐい去ることはできないわけであります。

そうした反省と、また、市長自身のみずからを省みる真摯なお気持ちに、ひとつ期待をして、速やかな職務給導入を重ねてお願いをして、私の意見といたします。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第130号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第131号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君）　議案第131号、全く同じ条例の中の一部でございます。日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本改正は、33種類の、いわゆる特殊勤務手当のうち、年末年始勤務手当の額を、5,000円のものは7,000円に、6,000円のものは8,000円に、それぞれ2,000円ずつアップするものであります。この改正は、昭和56年10月以来の改正である、と伺いました。

なお、年末年始勤務の実態、及び他市の金額などを参考に、審議を進めました。昭和61年度の実績を見ますと、延べ503人が勤務し、総額260万円ほどが支払われております。改正されますと、延べ人数がそのままと仮定をすれば、約100万円の増となり、総額360万円ほどの支給総額になる、と予想をされます。

質疑といたしましては、時間外勤務手当、休日勤務手当との関連はどうなっているか。この手当は一つまり年末年始勤務手当でありますが一は、時間外勤務手当、休日勤務手当とは全く別枠であり、支給は上積みをされるものである。時間外勤務手当、休日勤務手当は、時間割りで金額を定めているけれども、年末年始勤務手当については、3時間以上ということで、日額の支給方式になっている。

これは、時間割り支給にはならないものか、という問いに対しましては、33種類の特殊勤務手当すべてを見直す際に、他市の例等を参考にして検討していきたい、等が問われたところでございます。

特に意見もなく、採決の結果、本改正につきましては全員異議なく可決すべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　これも意見として、簡単に述べておきたいと思いますが、再三

申し上げておりますように、特殊勤務手当につきましては、日野市に、現在33の種類があるわけであります。この特殊勤務手当の見直しについても、是正計画の中で、給与是正計画の中で、市は取り組むということを、約束をしているわけであります。

今回、年末年始のこの手当だけをつまみ食いをして改め、時期的にそういう時期かもわかりませんが、全体の見直しをやはり行うということは、今、市もその必要性は認めているわけでありますので、真に必要な手当、また、不要な手当はなくす。そして、改定すべきものは改定をしていく。そうした作業を、これからも着実に進めていただいて、改善、そして見直しの作業を続行していただきたいと思います。

以上、意見を申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第131号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第113号、昭和62年度日野市一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件については4常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君）　議案第113号、昭和62年度日野市一般会計補正予算（第3号）のうち歳入全般、歳出のうち議会費、総務費、公債費、それと第2表、債務負担行為、及び第3表、地方債補正につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正は、歳入面では、個人市民税や繰越金の増など、合わせて2億3,409万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ320億8,334万8,000円とするものであります。なお、前年度繰越金は、今回の補正によって、全額繰り入れが完了しております。

第2表、債務負担行為補正におきましては、仮称ふるさと博物館新築にかかる限度額

が、5,161万2,000円増額され、総額６億1,153万円となり、さらに第３表、地方債補正におきましては、当初、単年度事業に見込んでいた、仮称南平丘陵公園用地事業が、２カ年にわたる事業となったために、限度額が約半減し、４億4,350万円となっております。

質疑の主なものを申し上げます。固定資産税の減額の理由は何か。地目の変更によるものが多いが、これは課税の基準日と、調定額の決定時点にずれがあって、どうしても予測に頼らざるを得ない面がある。この見きわめの難しさから、プラス、マイナスが出てしまうものである。

土地の調定件数の推移は、どのくらいになっているか。昭和61年度では、約６万2,000筆。昭和62年度におきましては、約６万3,000筆と、約1,000筆がふえている。特に、最近やや増加ぎみである。

電気税の収入について、法人、つまり大口と個人の場合の割合は、どのぐらいであるか。なかなかとらえにくいけれども、約３分の１ぐらいが大口というところかと思う。

個人市民税の伸びた理由は何か。人口増、年間約2,200人ほどの人口増もあって、均等割りは予測よりも少し伸びた。一方、所得割りは、マイナスを予測をしていたけれども、意外に落ちなかったからである。これは、分離譲渡課税の多さにもよる。

新規の起債額と繰り上げ償還の関連はどうか。起債の決定時点は早く、しかも後で断ることはできない。そこで、期末に資金的余裕ができれば、繰り上げ償還という形にならざるを得ない。

その他、公会堂費の関連などが問われたところでございます。

要望としては、公債費が少しずつ増加をしており、繰り上げ償還と新規起債との関連に留意してほしい、との発言がございました。

特に意見もなく、採決の結果、補正内容には全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（板垣正男君）　御報告いたします。

今回の教育関係の補正額でございますが、補正総額に対しまして、4,023万5,000円、

17％の割合でございます。

御提案の際に説明のございました、各目関係の詳細にわたる説明がございました。初め、小学校費の中の教育振興費、報償費、126万1,000円余りが減額されております。水泳記録会の中止に関係するものでございまして、ことしはプール使用がほとんどなかった、ということに伴うものでございます。

20の扶助費、減額500万円、これは、当初、見込んだ人数よりも若干下回ったものでございまして、確定数による、減額されたものでございます。

中学校費に入りまして、学校管理費、工事請負費の820万円、計上されてございます。営繕関係でございますが、これは一中の浸水対策の工事であります。御承知のように、一中の雨水排水の浸水がございまして、緊急を要するということで、補正されたものでございます。周辺の水路の水位が上がりまして、校内にたまりました雨水が排水されないことから起きてくる水害だ、ということでございます。

その対策として、２メーター角の吸い込み槽を、構内の一番低いところに埋めまして、吸い込みを行う。一定の水量に達しますと、ポンプの作動によって校外の用水に排水する、こういうものでございます。給食室の入り口のドアの改善、調理室のかさ上げ等も、同時に行うものでございます。

次に、社会教育関係でございますが、文化財保護費、これはふるさと博物館の工事の振興に伴う関係の補正予算でございます。

あとは、特に申し上げるほどのことは、質疑はありませんでした。

慎重審議の結果、全員異議なしと認め、原案を可決すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第113号、昭和62年度日野市一般会計補正予算第３号、歳出のうち民生費、衛生費、労働費につきまして、委員会におけます審査の経過並びに結果について、申し上げます。

今回の補正額は、民生費3,926万4,000円、衛生費714万8,000円、労働費が31万円でご

ざいます。

まず、民生費では、福祉タクシーの補助が、非常に利用率が、61年度62％の利用率ということで、予算が当初、組んでございましたが、不足しておりますので180万5,000円組まれております。

次に、老人福祉施設費といたしまして、高幡の特養老人ホームの設計が848万7,000円。これは、高幡の市有地に建てる老人ホームでございます。

次に、健康管理費の中では、１歳６カ月児の健診の検査、準備のために、63年度から一部やるということで、48万円の予算が組まれました。

また、日野市生活・保健センター開設に伴う引っ越しの費用が88万円。そしてさらには、休日準夜診療所解体で、340万の予算が組まれております。

質疑の主なものといたしましては、特に、高幡の特養老人ホーム建設について、主にございまして、その中身といたしましては、財政負担をどうするのか。

あるいはまた、運営については、どのように考えているのか。

３番目には、道路や、あるいはまた、環境整備、そして、そこに入るまでの進入路についてはどうするのか。

４番目には、排水については、用水組合と話がされているのか。

５番目には、地元には事前に話がされているのか。

そして、６番目には、今、何人老人ホーム等に措置され、何人待機者がいるのか。

そして、７番目には、庁内でのプロジェクトチームはどのようにされているか、など質疑が出されました。

これにつきまして、理事者側の答弁では、財政の方は、国と都と約３億、そして残りが市の負担となるということで、約10億以内でできるのではないか、ということでございました。

また、運営につきましては、公立民営でやりたい、こういうことでございました。

３番目の、道路につきはましては、将来、北東部分に二番橋ができ、道路をつなげる計画もあるので、建物の北側に６メートルの道路部分を残して建設する。そのとき、スーパー堤防などもつける考えが、明らかにされました。

さらには、排水については、用水組合と話をしていく。そして、地元についても十分話し合っていく、ということが報告されました。

そして、措置されている人、今、特養老人ホームには105名、そして養護老人ホームには45名、そして措置を待っている人が、特養ホームでは29名、養護では10名というこ

とで、この人数は非常に流動的である、ということが報告されております。

さらには、庁内でのプロジェクトチームにつきましては、62年の２月ころよりチームをつくり、そして合議制のもとで福祉部や、あるいはまた総務部、建設部などで、担当の課長などと一緒にこのことを進めてきた、ということがございました。

しかし、当日、結論が出ず、本日、午前９時30分より、市長の出席要請も委員の中からございましたので、市長にも出席していただきまして、市長からの見解なども報告していただきました。そして、その中で、さらにまた出された問題といたしましては、進入路の問題では、道路、大型の車が通るので、そのような対応はどうするか、ということが出されました。それにつきましては、交通安全のための委員をつけるので、安全を図っていきたい。

そして、スーパー堤防につきましては、建設省の方とも十分話し合って進めていく、このような報告もされました。

そして、最後で、意見といたしましては、各委員の方からは、調布のように民間の人も入れて、これからの事業を運営を進めていった方がよい。あるいはまた、地元の人に早くから意見、説明をして、理解が得られるようにした方がいい。また、一般会計からの持ち出し分を多くすることのないように、運営については第三者に任せるべきだ、という意見もございました。

そして、きょうの意見の中では、運営については、福祉事業団については反対であり、第三者を入れてやっていただきたい。

そしてまた、進入路の問題では、建設省との関係があるので、基本設計に入る前に、このことを十分話し合いを進め、結論が出るまで、基本設計をやることについては、やらないようにという、こういう御意見もございました。

そしてまた、もう一つの意見としては、進入路、あるいはまた不安な面もありますので、議会の責任においても、ぜひ、こういう問題を解決した上で予算を執行するように、あるいはまた、高齢者社会を迎える中で、市の積極的な、この特養老人ホームをつくることを評価し、今、家族が、遠いところに老人ホームがあるために、入ってもお見舞いにも行けない、こういう中で、日野市が建てることには大変評価するという、こういう御意見もございました。

そして、最後に皆様の御意見を伺いましたところ、附帯意見が出されました。この附帯意見につきましては、読み上げさせていただきますが、一つは、運営は純粋な第三者機関にゆだねること。

二つ目には、調査検討委員会を設置し、その結論などが出るまで、予算執行しないこと。

3．建設省との協議をし、スーパー堤防の件などを解決した上で、予算執行をすること。

この三つのことで附帯意見が出されましたので、このことにつきまして、皆さんの御意見を伺ったわけです。そして、この附帯意見をつけるかどうか、お諮りいたしましたところ、賛成多数で、つけるべきだと決した次第でございます。

なお、附帯意見をつけることに反対を表明した委員もおりましたことを、つけ加えておきます。

予算につきましては、賛成多数で原案を可決すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　ただいまの委員長の報告の中で、62年２月ですか、に、庁内でのプロジェクトチームをつくって取り組んできた、という報告がございましたが、そのプロジェクトチームで積み上げてきた成果といいますか、そういったものの資料の提出があったかどうか。

それから、どのような形でプロジェクトチームが、今回の高幡の特養老人ホームの設計に方向づけといいますか、してきたのか。どういう形で意見集約をしてきたか、その内容を報告いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　お答えいたします。資料の提出は、ございませんでした。

合議制の問題では、プロジェクトチームをつくったことについては、ことしの２月から、市長の方から、土地をまず確保するようにということを言われまして、それから土地を探して現在まできているということで、具体的に何回、どこで、どういうことをという、そこまで詳しいことは、委員会の中ではお聞きしておりません。

以上でございますので、もし、そういうことが必要でございましたら、担当の方からお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　土地を探すように云々というふうなことを、ということは、プロジェクトチーム云々という役割の中では、一つの分野だと思いますけれども、全体像

が、プロジェクトチームの検討してきた内容というか、そういったところが全く理解できないんですよ。ですから、その内容について、関係部長から御報告いただければありがたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御質問のありましたプロジェクトについて、御説明申し上げますと、今年度の、62年の当初に市長からは、特別養護老人ホームの設置を大きな課題として取り組むように、という指示がありました。これについては、庁議でそのような指示がございまして、まず、先決である土地の確保の問題をまず解決すべし、ということでございます。

そこで、福祉部として直接取り組むということが、なかなか難しい状況でございますから、担当の総務部、あるいは中心となるべき企画、実施部隊である福祉、それからまた、建設部にも土地の構造等の意見を持っていただく、ということで、それぞれの立場で参加していただきまして、何カ所かの土地を選定をし、それぞれ市長とも協議をして、検討してまいりましたけれども、それぞれの土地が、提供される土地が非常に条件がよくないとか、あるいは、なかなか地主さんの関係で不調に終わる、とこういうようなことがありまして、結果として、土地の決定ができずに11月に至った、とこういう状況がございます。これについて御説明を申し上げた次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　伺っておりますと、用地の選定というか、探すということだけが、なにかプロジェクトチームの役割みたいに受けとめられるんですが、そうしますと、本来的な意味の、プロジェクトチームがなすべき意味といいますか、あるべき特養老人ホームの姿、経営主体とか、経営規模とか、そういったもろもろの基本となる、そういう考え方の検討はなくて、とにかく市長のそういう命令だから、用地探しをということで、用地探しの検討だけ一生懸命やってきた、というふうに受けとめられるんです。そうしますと、委員長報告の中で、プロジェクトチームをつくって対応してきたというのは、ちょっと実態とはかけ離れた報告じゃなかろうか。

それから、プロジェクトチームを組んだという意味が、全くなされていない、体をなしていないんじゃないか、というふうに思うわけです。いや、そうじゃないんだ、というんなら、やっぱりそういうふうなものの仕様なり、具体的なものの、積み上げてきたものというものを、発表していただきたいんですがね。それができるか、できないかだけ、確認したいと思います。（「紙１枚の資料もなくて、何をやってきたんだ」と呼ぶ

者あり）

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　特に、現在、資料という形では持っておりませんけれども、数カ所の土地の選定を行いました。これについては事実でございますし、また、それの中で、福祉部としては、東京都とのいろいろな情報の交換をする、要するに特別養護老人ホームに関する東京都の見解等についても伺っておる、とこういうようなことを、その間にいたしました。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　今度の特養ホームの計画というか、が、非常にずさんであったということが、この質問で浮き彫りにされた、というふうに思うわけですが、また一方では、しかし、我々は、特養ホームを要望される市民ニーズにも、また耳を傾けなきゃいけませんし、そういう期待にもこたえなきゃならないわけですので、その辺のところの、何というか、立場から、考え方から、私どもも今度の問題について、かなりの苦慮をさせられたわけでありますけれども、これ以上質問しても、計画的な、建設的な内容の答弁はいただけそうもありませんので、その実態を一応改めて認識したというか、いう形になりましたけれども、今後は、ひとつ、このような形での取り組みでは、非常に市民に対しても無責任な行政姿勢ではないか、というふうに懸念いたしますんで、このような事業計画には、必ず私ども、またこういうふうな質問が出るわけでありますから、私どもの質問にたえられるような形での対応を、常に取り組んでおいてもらいたい、ということを要望して、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前０時より開議いたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後11時59分　延会

12月23日　水曜日　（第10日）

昭和６２年
第４回定例会　日野市議会会議録　（第41号）

12月23日　水曜日　（第10日）

出席議員　（30名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
5番	山口達夫君	6番	天野輝男君
7番	福島盛之助君	8番	福島敏雄君
9番	中谷好幸君	10番	小俣昭光君
11番	川嶋　博君	12番	馬場繁夫君
13番	夏井明男君	14番	小山良吾君
15番	馬場弘融君	16番	高橋徳次君
17番	簗野行雄君	18番	一ノ瀬　隆君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	中山基昭君	22番	秦　正一君
23番	黒川重憲君	24番	古賀俊昭君
25番	谷　長一君	26番	市川資信君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	山崎彰君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	橋本栄萬君	病院事務長	岩沢代吉君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	田中正美君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

昭和62年12月23日（水）
午前0時開議

（議案審査報告）　（総務・文教・厚生・建設）

日程第1　議案　第113号　昭和62年度日野市一般会計補正予算について（第3号）

（厚生委員会）

日程第2　議案　第116号　昭和62年度日野市立総合病院事業特別会計補正予算について（第2号）

日程第3　議案　第117号　昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第2号）

（建設委員会）

日程第4　議案　第112号　日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5　議案　第114号　昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第3号）

日程第6　議案　第115号　昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第4号）

日程第7　議案　第118号　昭和62年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第1号）

日程第8　議案　第119号　市道路線の廃止について

日程第9　議案　第120号　市道路線の認定について

日程第10　議案　第121号　不動産の取得について

日程第11　議案　第122号　農業共済無事戻金の交付について

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第12　請願　第62－12号　委託業務の前払金に関する陳情

日程第13　請願　第62－37号　「空き家割増し家賃制度」導入反対の意見書を求める請願

日程第14　請願　第62－40号　議員定数削減に関する請願

日程第15　請願　第62－41号　議員定数削減に関する請願

日程第16　請願　第62－44号　議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願

日程第17　請願　第62－45号　議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願

日程第18　請願　第62－46号　議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願

日程第19　請願　第62－52号　民族的偏見と差別にもとづく暴力行為の糾弾に関する陳情

（文教委員会）

日程第20　請願　第62－33号　義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情

日程第21　請願　第62－39号　義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外され

た費用の復元を求める陳情
（厚生委員会）

日程第　22　請願 第 62－11 号　原子力発電所の運転をただちにとめ、核のゴミ捨て計画をとりやめることを求める請願
（取り下げ）
（総務委員会）

日程第　23　請願 第 62－35 号　三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練基地（ＮＬＰ）建設計画に反対する意見書採択に関する陳情
（文教委員会）

日程第　24　請願 第 61－ 9 号　東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する請願
（継続審査）
（文教委員会）

日程第　25　請願 第 62－ 6 号　公立中学校英語の授業時間増に関する陳情

日程第　26　請願 第 62－14 号　ソフトボール専用グランドの建設についての陳情

日程第　27　請願 第 62－32 号　第三幼稚園における２年保育４歳児の増員に関する請願

日程第　28　請願 第 62－49 号　日野市日野本町七丁目５番地の23、日野市中央公民館における保育室設置に関する請願

日程第　29　請願 第 62－50 号　市営多摩平・旭が丘テニスコートの人工芝及びナイター設置促進に関する請願
（厚生委員会）

日程第　30　請願 第 61－14 号　「修築資金融資制度」の改善・拡充、「市民住宅相談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・拡充に対する請願

日程第　31　請願 第 62－ 5 号　神明地区センター早期建設を願う請願

日程第　32　請願 第 62－16 号　東光寺東地区センター建設に関する請願

日程第　33　請願 第 62－19 号　東町地区公害に関する請願

日程第　34　請願 第 62－24 号　犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願

日程第　35　請願 第 62－30 号　老人入院見舞金制の制定と実施に関する請願

日程第　36　請願 第 62－31 号　新町地区センター設置に関する請願

日程第　37　請願 第 62－34 号　０歳児の特例保育の実施に関する請願

日程第　38　請願 第 62－43 号　日野市南部地域への総合医療機関の設置を求める請願

日程第　39　請願 第 62－47 号　日野市三沢 742 番地みどり坂住宅地域に地区センターを建設して下さいの請願

日程第　40　請願 第 62－48 号　食品安全条例（仮称）の制定を求める請願

日程第　41　請願 第 62－51 号　入院ベッドの確保に関する請願
（建設委員会）

日程第　42　請願 第 61－ 6 号　市道新井第29号線の暗きょ排水施設に関する請願

日程第　43　請願 第 62－ 3 号　「国民の食料を守り、農業再建に関する意見書」提出についての陳情

日程第　44　請願 第 62－27 号　私道の公道移管と公図作成に関する請願

日程第　45　請願 第 62－29 号　多摩平六丁目32番地の８、９に建設予定のマンション建設阻止に関する請願

日程第　46　請願 第 62－36 号　米の市場解放反対、農畜産物の輸入自由化阻止の意見書採択に関する陳情

日程第　47　請願 第 62－42 号　山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情

（継続審査議決）

日程第　48　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　49　スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　50　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　51　廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第　52　請願 第 62－53 号　法務局の増員に関する要請についての陳情

（議案上程）

日程第　53　議員提出議案第14号　借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改

正」に反対する意見書

日程第　54　議員提出議案第15号　第10次道路整備５箇年計画の道路財源確保の意見書

日程第　55　議員提出議案第16号　国民健康保険制度に関する意見書

日程第　56　議員提出議案第17号　学校事務職員等の給与費国庫負担制度除外に反対する意見書

日程第　57　議員提出議案第18号　「空き家割増し家賃制度」導入反対を求める意見書

日程第　58　議員提出議案第19号　民族的偏見と差別にもとづく暴力行為の糾弾に関する決議

本日の会議に付した事件

日程第１から第58まで

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまのただいまの出席議員30名であります。

議案第113号の質疑を続けます。中谷好幸君。

○９番（中谷良好幸君）　高幡の老人ホームの基本設計費に関連して、委員長に質問したいと思います。

日野市議会会議規則第123条によりますと、表決には条件をつけることができない、こういう規定があります。

ところで、ここに出された附帯決議でございますけれども、中身を見ますと、例えば、その結論が出るまで予算を執行しないこととか、あるいは、スーパー堤防の件など解決した上で予算執行することなど、こういうふうな附帯意見になっているわけであります。もしも、この附帯意見が、法的に予算執行を拘束するというものであるならば、市議会会議規則に反するわけでございます。

したがって、私は、この附帯意見というものには、法律的には何ら拘束力がないもの、意見の表明であっても、法律的には予算執行、拘束力を持たない、というふうに思うわけでありますけれども、こうした点について、委員会で質疑はございましたでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　お答えいたします。ございました。それで、議会事務局長の方から答弁いたしましたので、このところでも、議会事務局長から答弁していただきます。

○議長（黒川重憲君）　議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤智春君）　ただいまの御質問に、お答え申し上げたいと思います。

ただいま、議員のおっしゃいましたように、表決につきましては、単純な可否の表明でなければならないわけでございまして、条件を付することはできないということは、今おっしゃいましたとおりでございます。

それで、今回の附帯意見でございますけれども、附帯決議につきましては、委員会または本会議におきまして、原案に対してつけた議会の意思、ということでございまして、したがいまして、これは条件ではない、ということでございます。あくまでも議会の要望ということになりまして、従来から議会の慣例として行われている、ということがございます。（「拘束力はない。執行権の侵害」と呼ぶ者あり）

法律的に有効であるか、無効か、というような性質のものではない、というようなこ

とになっております。あくまでも条件ではなく、議会の意思として、事実上の希望意見を述べる、ということに解釈しておりますので、このように、ひとつ御了承いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　はい、わかりました。高幡の老人ホームについて、もう一つ質問させていただきたいと思います。

私、先日、老人クラブのある役員の方から、高幡老人ホームについては、非常に切実な問題であるので、こういう問題については、保守、革新なく、ぜひとも早く、一刻も早くつくっていただきたい、こういうふうな意見を伺いました。（「何年も前から言っているんだぞ」「ほかの議員だって、みんな同じだよ」と呼ぶ者あり）聞いてください。

この際、ぜひ議会におきましても、私たち老人が置かれている実態について、特に寝たきりのお年寄りを抱えた御家族の危機的な状況について、ぜひ議会でも明らかにしてほしい、と（「計画書を出せ、計画書を」と呼ぶ者あり）こういうふうな意見も、伺ったわけでございます。こうした点について、委員会の中で、御質疑がございましたでしょうか。

聞くところによると、来年４月にはアゼリヤ会ができるということで、そんなに急ぐ必要もない、というふうなお話もあったわけですけれども、しかし、私、待機者はともかくとして、潜在的に、もし近くに老人ホームがあるならば、ぜひ入れてほしい、早くつくってほしい、こういうふうな切実な実態にあると思うんです。こういうふうな点について、質疑されたところを、ありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　お答えいたします。老人の実態そのものについての質疑は、ございませんでしたけれども、先ほど委員長報告の中に述べましたように、措置されている人が何人いるか、あるいはまた、待機している人が何人いるかという、そういうことでお年寄りの実態が明らかにされましたし、また、人数が流動的であるということにも、今後のお年寄りの皆さんの実態が出てくる、というふうに判断をいたしました。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　私、先日、ある老夫婦を訪ねました。御主人が寝たきりになられていて、奥さんが看病されている。ベッドのそばまで連れていかれて、いろいろ御意見を伺ったわけです。こういうふうにおっしゃっています。

体が続く限りは、どうしても私が見てあげたい。しかし、私も足も弱ってきた。もしものことがあったときに、できれば近くに、遠いところにやるのは絶対に耐えられない、近いところで見てやりたい、こういうふうなことをおっしゃっておられました。

私は、老人ホームに待機者が数として出ている、というふうなお話でしたけれども、しかし、もし近くに、そういうふうな老人ホームができるならば入れてほしい、という人は、その何倍にもなっているんではないか、というふうに思うんです。ですから、ぜひ、こういう点も踏まえて、間違いなく、また一刻も早く老人ホームをつくっていただきたい、このことをお願いしたいと思います。（「そんなことは当たり前なんだよ。それで、どうしようか、ということなんだよ」と呼ぶ者あり）

もう一つは、御議論の中で、民間に委託しろ、純粋な民間機関に任せろ、というふうな議論がかなり出された、というふうに聞いているわけですけれども、今の特養ホームを取り巻く状況を考えるならば、私は、民営を強調することではなくて、公的な責任をはっきりさせる、このことが非常に重大になっているんではないか、とこういうふうに思っています。

あの松寿園の火災では、17名のお年寄りが亡くなり、25名のけが人を出した、というふうに聞いています。いろいろ検討すると、人員の配置の問題ですね、東京都の指導によれば、夜間は２人当直、そして少なくとも１フロア１人の職員を配置するように、指導基準になっている。この指導基準さえ問題があるわけですけれども、松寿園では２フロアに１人の宿直員しかいなかった、というふうな実態。もしも、東京都の指導どおりにやるならば、民間の経営体自身が、その財源を明示しなけりゃいけないんだ。そういうことが、とても今できるような経営状態でないということで、こういうふうな実態が広く、広範にある。

また、スプリンクラーの問題にしても、その財源は経営体に任せられている。その後、いろいろな問題が起きまして、公的責任をはっきりさせなくちゃいけないということで、幾つかの自治体が補助金をつけているわけですけれども、そういうふうな民間の老人ホームの実態があったということが、大きく社会的にも明らかにされたわけですね。

私、根本的な問題というのは、老人の人権、命、暮らし、これを守るということについては、公的な責任があるんだ。（「だから、しっかり計画を立ててやれと言っているんだよ」と呼ぶ者あり）今、本当に老人は、人権が守られているのか。また、暮らしや命が守られているのか。ここを出発点にして、しっかりと法的な責任を果たした老人ホー

ムをつくらなければならないんじゃないか、ということを思うわけです。

この点についても、ぜひ、よろしくということを要望いたしまして、私の質問を終わらせてもらいます。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　高幡特養老人ホームの設計費が848万7,000円計上されておるわけでありますけれども、設計費が計上されるということになりますと、建設省が発表しておりますスーパー堤防というのは、前のときにも話が出ましたけれども、どのような構造の堤防なのか。その点につきまして、今までに相当協議がなされていると、私は思いますけれども、一体、その堤防なるものが、今申しましたように、どのような構造であるかということと、堤防の長さ、または工期等について、審議がなされたかどうか、お伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　お答えいたします。

スーパー堤防のことにつきましては、いろいろ議論が出されましたけれども、長さとか、工期とか、その点についてはまだ具体的になっておりませんが、スーパー堤防というのは、普通こういうふうに（三角）なっておりますけれども、それを真っ直ぐに（台形）持ってくるのだそうでございます。

そして、土、砂を持ってきて底を埋めるということでございますので、その土は建設省が浅川のしゅんせつの土を持ってきて、無料でそこに運ぶということです。そして擁壁の部分が2,300万、市の方で持ち出すという、そういうことでございますので、長さとか工期とかということは、これから、こととしじゅうに市の方で建設省の方に行きまして、詰めたお話をなさるという、こういうことが答弁としてございました。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　そうしますと、ただいまの委員長の説明だと、前に議会のときに建設部長が発表された域の中である、と私は考えているわけです。

そこで、設計という段階になっていれば、相当な内容に踏み込まれているのではないか、と思いますけれども、そのような程度で、果たして設計費というとこまで予算を計上し、これを補正する―計上するということは、非常に、私は、時期が尚早ではないかというようなことで、このような附帯意見が付されたのではないか、と思うのでありますけれども、一体、市長の説明によりますと、公設民営ということになっておるわけで

あります。

しかし、附帯意見等を見ますると、第三者機関にゆだねるということや、または調査・検討委員会を設置して、その結論が出るまで予算を執行するなということや、ただいま申した建設省との協議をし、スーパー堤防の件などが解決してから予算を執行しろ、というふうになっておりますけれども、それらの点につきまして、どのようになっておるか。これは附帯意見がつけられたから、これを検討するのか、それらのことを予期して、この設計費が組まれたかどうか、その点につきまして、わかりましたら教えていただきたい。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　お答えいたします。この設計費の予算について、擁壁部分の2,300万というものは含まれていない、というふうに判断いたします。別のものでございます。

附帯意見をつけられるまでの間に、種々いろんな質疑がございましたので、担当の方から、このことにつきましては、お答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　スーパー堤防に関連しましての御質問ですが、お答えしたいと思います。

これにつきましては、附帯意見も、ここでちょうだいしているわけでございます。私どもも、これにつきましては、建設省との協議を進めていきたい、とかように考えております。

ただ、これにつきましては、私どもの方も原案を持っていきまして、それで建設省との協議に入るということでございますので、その辺の時期、その辺につきましても、細部につきましては、なお協議していきたい、とかように考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　これから進めていく、ということになっておりますけれども、いずれにしましても、設計費というのは、ここに計上されておる。原案をもって協議したいというけれども、もう既に原案はできておるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　スーパー堤防のことにつきましては、今、建設省と、

これからお話し合いを進めるところです。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　私は、原案がもう既にできているのかどうか、ということをお伺いいたしているわけです。原案ができておりましたら、その原案の内容等を教えていただきたい、こういうことなんです。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　原案というものが何の原案なのか、私にはちょっと理解できませんので、そのことをお尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　スーパー堤防の、その原案です。

そうしたりまた、いわゆる特養のホームができるわけですから、堤防の一部影響を受ける場所があるわけですね。それですから、それらを含めての原案、ということであります。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　それにつきましては、担当の方にお聞きいただきたいと思います。私どものところでは、原案についてはお尋ねしてありません。

そして、そのことについては、建設省の方にことしじゅうに行く、ということだけの報告がございました。そして、詰めた話をしていく、という答弁がございました。

（「ことしじゅうって、本当にことし行けるの」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　きのう厚生委員会に午前中、呼ばれまして、私もその質問を受けたわけであります。

お答えいたしましたのは、浅川の堤防各所に、できればスーパー堤防というふうな構想がある。あるいは、ある部分については実施したい。ある部分というのは、既に協議ができておりますのは、滝合小学校のあたりの部分であります。これは、建設省側の一つの希望ということは、あるようでございますけれども、これは総論的なものでございまして、今、特養ホームを建てようという部分につきまして、特別、設計ができているということではございません。

したがいまして、我々の事業を前提として、それに場所として、あるいは工期として、合わせていただく可能な方法は、これはやっていただいてもよろしいか、とこう思っております。

しかし、担当者がどういうふうに説明をしたか、ちょっとそのあたりが、まだ明らかにしておりませんが、きょうにでも行って、我々の計画をきちんと説明をし、それに合わせていただく可能な範囲の計画をお願いをする、こういうことでございまして、これが大前提になって、既に計画があるとか、そういうことではない、というふうに申し上げておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　今年度中に、この建設に際して、建設省と協議をするということであり、また、原案なるものは明確に、ただいまの答弁だと、わからないのでありますので、これ以上聞いても仕方がありませんので、附帯意見等を尊重して、立派な特養ホームをつくる、ということを私はお願いをして、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　ちょっとお尋ねしますが、高幡の特養ホームは50床というふうにお聞きしていますけれども、実際に日野の市民の方が使える枠というのは、何十床なのか。その点を、１点お尋ねをしておきたいと思います。

２点目は、要するに造成、スーパー堤防をつくるということで、費用の持ち出しについての工事費ですか、擁壁についてはという、金額の提示がありましたけれども、それ以上、金額が出ることはない、というふうに理解していいのかどうか。南平の高校のときにも、大変なお金を使いましたので、さあ始まった、これもお金が要ります、あれも要りますということで、とんでもない金額が出てくるということは、ありませんか。その辺が非常に心配ですので、確認の意味でお聞きしたいと思います。

以上、２点です。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　お答えいたします。この特養老人ホームは、大部分は日野市民のために使われるということを、市長の方からお答えが出ております。

以上でございます。

そして、2,300万円の擁壁部分については、これがもっと多く出るのか、出ないのか、ということについての確認はされておりませんので、担当の方からお答えをさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　これにつきましては、一応の概算の設計、とこういうことで御理解いただきたいと思います。なるべくこの範囲でおさめていきたい、と考えます。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　これからかかってくる下水道料金についても、非常に、我々は悩みながら対応しているわけです。要するに、１円でも負担をかける以上は、納得いただくような形にしたいということで、心労を尽くしてやってきているわけです。

ですから、特養ホームをつくりたいということは、毎回毎回、いろんな議員の方から、高齢化社会に向けて、絶対つくらなきゃいけないということは、本当にグローバルな意思で、今に始まったことではないことは、重々皆さん承知の上なわけです。ただ、それについては、やはり市民の方の税金で、それこそ血のにじむようなお金をいただいて、それでやるわけですから、やはりその辺の配慮というのは、非常に私は大事だろう、というふうに思うわけです。

それで、先ほどお尋ねしたのは、いいものができるんだからということで、要するにざるみたいな形でやられたんでは、非常に困るわけです。その辺のことを重々、どういうふうにお考えになっているのか。

特に、今のお話ですと、大部分は日野の市民の方が使える、というお話ですけれども、実際に国の方からの補助とか、そういうふうなことになってくれば、50床で具体的にこういうふうな建物で、こうなってくれば、日野の市民として、どれだけの枠組みがあるかということは、これは出てくる話で、大部分が使えます、という話では、私はいけないと思うんです。

先ほどの話じゃないですけれども、何も日野の市民の方だけがよければいい、ということは、私、申し上げたくありませんけれども、一つのベッドがなくて、それで対応が非常に難しい、ということが非常にあるわけですから、その中の、50床の中の幾つ使えるかということは、明確な数として、私は、今、御答弁できる話だと思うんです。無理な話では、決してないと思います。

ですから、その辺については明確にしていただきたい。委員会で話がなければ、ここで明確に話をしていただきたい。非常に重大な関心事ですから。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　お答えいたします。数については明確にしておりませんので、担当の方からお答えさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　まず、50床をどのような形で活用するか、ということでございますけれども、これにつきましては、日野でつくります施設でございますので、日

野の市民を入れるという形で、東京都との話し合いが進んでおります。

したがって、当面、50床を専有する対象がいれば、当然、日野市民が100％入る、とこういうことで考えております。（「委員長報告と違うじゃないの。大部分と言ってるんだよ、委員長は」と呼ぶ者あり）

それの中で、実際にこういう施設につきましては、各市町村とも、非常に困っている方も、おいでになるわけです。日野も、やはり、例えば立川に頼むとか、あるいは八王子に頼むとか、あるいは国分寺に頼む、というようなこともございますし、また、他市でも、それなりに困っている方を抱えて、すぐに入れなきゃならない、とこういうこともあると思います。したがって、その辺のところは、相互に有無相通ずるというところも、実際には生ずるわけです。

ですから、100％日野で使う、ということを前提にいたしますけれども、実態としては、困窮度の問題として、お預かりする場合もできてくるかもしれませんけれども、しかし、それはセクトな形で、地域の施設として、空いても、他市の困った方を一切お断りするということに、なかなかいかないというのが、こういう特別養護老人ホームという、広域的な施設の一つの持っている性格だろうと思うんです。

そういうことで、地域につくるという以上は、日野市民を対象にした施設として、あくまでそういう形を中心にしてやっていく、ということで考えています。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　よくわからないんですが、わからないというのは、私も一般質問をさせていただいたときに、何回かアゼリヤ会の方ができるので、そのベッド数、日野の分ですか、その分を確保できる。それについては建設費等も、日野市の分担として、これだけの予算を計上してしているんだ、というふうに私は聞いておりますから、アゼリヤ会という特養ホームをつくるときの、その建設費の見返りとしてベッド数はこれだけ確保するんだ、というふうに理解しているわけです。

至誠老人ホームにつきましても、各市がいろいろ協力して、その中で日野市の分としてベッド数が幾つ、というふうに、私は何回か聞いてきているわけです。今の福祉部長のお話ですと、確かに特養ホームの基準になる方の状況で、ベッドが空いているのに日野の市内の方以外は入れませんよ、ということは言えない。それは、確かにおっしゃるとおり、わかるんです。

ですから、そうしますと、例えばアゼリヤ会の方の形で、来年ほとんどの方が入れるということを、私、答弁で聞いていますが、でき上がったときに、それが２年、３年後

に来るわけですが、実際に50床のベッドの中で、日野の方が、先ほどの中谷さんの話じゃありませんけれど、近くにいる方が入れる。それで、あと30ぐらい残った、ということになりますと、それは30残しておくのはもったいない。要するに、東京都の中で見れば、特養に入りたくても入れない、という方がいっぱいいるわけです。東京都の方でも、どうぞ特養を建ててくださいというんだけれども、声が上がってこない。そのぐらい、東京都全体の中から見れば、そのような状況があるわけですから、何も日野さん、それだけ抱えている分があったら、何も出し惜しみしないでどんどん入れてくれ、ということで、都あたりから来れば「ようございますよ」という形に、私は、運営上、そういう話になってくれば、なってくると思うんです。

ですから、今までの従来のお話ですと、50床できますよ、ということになって、日野市の方で多くのお金を出して、それでやっていくんです、というふうにＰＲしますと、では日野の住んでいる市民の方たちは、それじゃ、それだけの枠があるからもう入れるんだな、というふうに思うのが、これ、普通だろうと思うんです。ですから、そこのところの詰めは、やはり正確に報告をしておいていただきたい。

そうしないと、私たちが持っているイメージが、大分違ったイメージとして出てきますから、そこをもう少し、制度的にはなっていると思いますよね、実際に。その辺、もう少し正確に話をしていただけませんか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　既に区立、あるいはそれぞれの自治体が、独自の財源でつくっているところがございます。

そこで、実態として申し上げますと、例えば、ある区でつくった場合に、80床なら80床、それが全部埋まっていない、ということはあり得るわけです。これは、区民がまだそこまでニーズが高まっていない、ということですね。

結局、どこでどう解釈するかということは、結局は措置費の問題がありますのでね。80人に対応する職員を配置しておいて、実際には50人しか入らなかった、ということになりますと、措置費そのものが入ってきませんから、実際には区の出血になるわけですね。それを覚悟して１年か２年我慢すれば、満床になるということです。

したがって、率直な話申し上げまして、つばさ学園でもやはりそういう問題が起きておりまして、そういう形で、もうほとんど満員になりましたですけれど、そういう形で、日野市民を優先して入れている、とこういうことでございますので、それは実態として可能である、ということに考えております。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、建設委員会の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（古賀俊昭君）　それでは、建設委員会に付託をされました、昭和62年度一般会計補正予算第３号のうち、歳出の中の農業費、商工費、土木費について、建設委員会における審査の経過とその結果を御報告申し上げます。

農業費の内容でございますが、東京都優良集団農地保全育成事業、東京都の補助事業でありますが、0.4ヘクタールの適用を認める決定がなされたことによる、60万円の補助金の追加のほか、人件費の増額で、計448万円の追加補正であります。

商工費につきましては、500万円の追加でございます。内容は、豊田駅南口商店会の装飾街路灯設置費補助金でございます。

次に、土木費につきましては、道路改修、また仮称二番橋架橋のための地質調査、国土利用計画法関連の人件費等、さらに公園管理費や、雑木林の萌芽更新のための炭焼窯の設置、市営住宅の管理費などの追加補正であります。

土地区画整理事業特別会計への繰越金と、仮称南平丘陵公園用地購入費の減額によりまして、２億8,798万7,000円を減額補正するものでございます。

質疑の主なものといたしましては、国土利用計画法関係の経費は、すべて都が負担をするのか、また、市営住宅の修繕費は、家賃で採算が取れないのではないか、また、炭焼窯で、１回にどのくらいの炭ができるのか、また、設置位置はどこか、等の質問が出されました。

国土利用計画法関連の件でございますが、東京都の算定により、必要な経費は東京都が負担をする、とのことでございます。

また、市営住宅の修繕費でありますが、公営住宅法により運営されるのであって、赤字が仮に出ても、制度上やむを得ない、との答弁でございました。

炭焼窯の件でありますが、１回で大体７俵から８俵の炭が焼ける。固定をして設置をする場所は、東光寺の緑地である、ということであります。

意見等については、特段表明はなかったわけでありますが、本議案は、全会一致で可決すべきものと決定をした次第であります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　先ほどの厚生委員長の報告の中の、高幡特養老人ホームについてなんでありますが、この建設についてでありますけれども、共産党の議員が、先ほどこれについて質問しておりましたけれども、その論陣を聞いておりますと、共産党のみが、この建設に賛成するかのごとく、印象を与えるような、展開をしているわけでありますけれども、この特養老人ホームについての建設について、反対している議員は、30名の中で、１人もいないはずであります。私自身も、５年ぐらい前ですか、に特養老人ホームの建設を主張して、訴えております。そういう、共通のまず認識をしなければならない。

ただ、今回の事業計画が、先ほどの質問でも浮き彫りにされたように、あるいは付託される前の本会議場での質疑の中でも、浮き彫りにされておりますけれども、余りにもずさんな事業計画だ。そういうずさんな事業計画に対して、市民の期待にこたえるような、しっかりしたものができるのか、という心配があるわけであります。こういったことを懸念するがゆえに、私どもがこういう附帯意見というものをつけたんだ、ということを、はっきりここで表明しておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　厚生委員会に付託されました民生費の委託料、仮称高幡特養老人ホーム建設費について、一言意見をつけたいと思います。

高齢化社会が進んでいる現在の中で、特に特養老人ホームに待機者が29人いるという、こういう実態の中で、今度の予算は、まさに市民要望に沿った予算として、高く評価するものであります。

また、多くの特養老人ホームが、特に都内の特養老人ホームが、実際には行政区からかなり離れたところに設置されている。こういうことから、家族の人が実際にお見舞いに行くということに対しても、１カ月に一度行くのにも大変だといわれております。

そういう中で、今回、日野市で、市内に特養老人ホームを設置する、しかも、この特養老人ホームの中に、地域のデイケアセンターも設置するなど、まさに市民要望に沿った、そして地域の一体となった特養老人ホームとして建設される、そういうことで進められる。まさに市民要望を受け入れた、大きく取り入れたものとなっていると、高く評

価するものであります。

この予算に対して、附帯意見がつけられようとしておりますが、これについては、千葉恒三郎さんの会議規則によりますと「この附帯決議は単なる議会の希望」こういうように述べております。「議会が、付帯決議、要望決議、或いは希望条項を付して原案可決ということをよくやるが、これらの決議と、いわゆる条件との関係が往々に問題になる。―それらの要望決議、或いは付帯決議が、その中に含まれる条項が満たされた場合に議決の効力が発生する又は議決の効力は消滅するという意味合いで行なわれたものであるとすれば、それはやはりここにいう条件であって、違法と言わざるを得ない。しかし、条件というような決議を議決をしたとしても、それは議会としての希望意見に過ぎないと解される」―こういうように述べております。

今度の附帯意見、まさにこの３点、運営は純粋な第三者機関にゆだねること、２番としては、調査・検討委員会を設置し、その結論が出るまでは予算を執行しないこと、３としては、建設省との協議をして、スーパー堤防の件など解決した上で、予算を執行すること、このような意見となっております。まさに執行権の手を縛るものとも受け取れる内容であります。

これが、そういうようなことになりますと、まさに不法状態といわれるものであります。よって、これは単なる意見として受け取っていただき、特に、今行われます特養老人ホームを、市民の要望を積極的に受け入れる立場から、積極的にこの施策を前進させていただきますことを要望して、意見といたします。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第113号、昭和62年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第116号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）、議案第117号、昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　議案第116号、市立総合病院事業会計補正予算第２号について、厚生委員会の審議の経過並びに結果について申し上げます。

今回の補正予定額は、収益的収入及び支出に、3,875万7,000円を追加し、収益的収支及び資本的収支の予定額を、26億3,661万9,000円とするものでございます。

質疑は、注射針の管理について、どのようにされているか、そういうことでございました。

それにつきまして、答弁としては、今、使い捨てがほとんどで、製品も消毒されており、処分は、まとめて梱包して危険物として出している、ということでございました。

慎重審議を行い、採決に入りましたが、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第117号、受託水道事業特別会計補正予算第２号についてでございます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれに1,050万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億7,285万8,000円とするものでございます。

これにつきましても、質疑の中では、漏水をさせない対策をどのようにとっているか、漏水したときの連絡、及びそれを受けてから現地に駆けつけるまでどれくらいの時間がかかるのか、という質疑がされました。

４月から９月まで144件の道路内の修理が行われ、予算が足りなくなったので、今回、追加するということでございました。

また、家庭におかれても、冬に向かうので、広報などで知らせている、という答弁がございました。

また、漏水の連絡については、警備員に連絡が行けば、夜間委託しているので水道部に連絡し、委託工事店から現地に行く、ということでございました。

慎重審議を行い、採決に入り、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第116号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第２号）、議案第117号、昭和62年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第112号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（古賀俊昭君）　それでは、ただいま議題となりました議案第112号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、建設委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本条例の改正理由につきましては、本会議上程の折にも述べられましたとおり、下水道条例の管理運営と、財政の健全維持のために、昭和63年度を初年度とする３カ年の財政計画に基づいて、下水道使用料を値上げをし、約１億1,780万円の増収を図ろうとするもの、との説明でありました。

去る12月18日開催の建設委員会では、さまざまの角度から、この議案についての質疑が活発に行われましたが、委員会としての結論を求めるまでには至らず、再度、昨日午前９時半より委員会を開き、慎重に審査を重ねてきたところであります。

２回にわたる審査の中で、主な質疑を御紹介申し上げますと、多摩平処理場の地域は30年前から下水道ができているが、ここの負担がこれからふえることになるし、また、八王子市よりも高くなり、稲城市、多摩市よりも安くなる使用料のアンバランスについてはどうなのか、という問題の指摘がございました。

さらに、百草団地、日本信販などのいわゆるコミプラは、南多摩の管につながれるわけでありますが、多摩市の百草団地などとの料金の格差については、どのように考えるか。

さらに、下水道会計は、本来どうあるべきが正しいのか、経費を切り詰めることのできる委託料については検討を加えたのか、とか、前回の値上げは２年前であり、頻繁に公共料金を値上げをすることについては、どう考えるか、等、活発な質疑が行われたところであります。

これらの点につきましては、市の担当者より次のような答弁がございました。

多摩平の負担増と他市とのアンバランスにつきましては、流域下水道を１本と考え、積算をせざるを得ない点、また、下水道事業を次々と施行している過渡期でもあり、各市単独で決めるものである以上、避けられない、とのことでありました。

下水道事業の特別会計につきましては、公営企業法等により企業会計でやること、とされているが、維持管理費分は、使用料をベースに置いて、論理的には東京都の料金を確保する水準が考えられる、との回答でございます。

委託料の件につきましては、今まで、できるだけ効率的にやってきたつもりであるが、今後も使用料の徴収や市の敷設管の清掃は委託料でやっていく、とのことでございました。

頻繁な料金、使用料値上げではないか、との指摘につきましては、事務的には２年ないし４年のサイクルで考えており、財政計画と照らし合わせてのことであるので、なにとぞ理解を得たい、との答弁でありました。

そのほか、本日にも及びますさまざまな議論が行われましたが、大体、以上申し上げた点に尽きる議論でありましたので、詳細は省略をさせていただきます。

本日、最終的に各委員の意見を求めました。つまり、賛否の意見を問いました。それぞれ各委員全員から意見の表明がございましたが、今後、下水道普及を図る上からも、市に有利な起債、補助金等を得なければならず、やむを得ないのではないか、という御意見もございました。

また、市自身が、例えば３カ月の職員昇給の短縮等、市みずからが起債制限を受けるようなこともやっているにもかかわらず、起債の点等を挙げるのは不自然である。しかしながら、健全な財政を今後、確立をしていくためには、この程度の料金の改定は必要と認めざるを得ない、との御意見もございました。

また、公共料金の値上げについては、原則反対であるが、今回は消極的に賛成をする。

また、起債や補助金の増額について、東京都や国に対して要望をしていくべきだ、との意見の表明もありました。

また、２年で改定を行う、つまり料金の値上げを行うのは、短いような気がするが、料金体系をここで原則的に確立をしていくためには、さらに住民の納得、理解が得られるような努力、工夫を、市自身がやってもらいたい。

また、機構改革や、市みずからが住民に負担を安易に求めることなく、みずからも努力をしてもらいたい、そういう意見もございました。

また、ランニングコストについては、受益者が負担をするという原則がある以上、財

源確保についても、今後、市が努力を行い、今回は、この程度の値上げであれば認めてもいいのではないか、こういう意見が、大体、皆さん消極的な賛成という御意見に集約されるようでありますが、賛否の意見がございました。

以上、皆さんの意見を踏まえ、本建設委員会では、全員異議なく本議案を可決すべきものと決定をした次第であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第112号、日野市下水道条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第114号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）、議案第115号、昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第４号）、議案第118号、昭和62年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（古賀俊昭君）　それでは、まず、議案第114号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）について、建設委員会の審査結果を御報告申し上げます。

内容は、歳入歳出に２億2,780万円をそれぞれ追加をし、歳入歳出予算の総額を33億6,962万4,000円とするものと、あわせて、ＮＴＴ株式の売却収入活用による地方債補正でございます。

歳入では、万願寺と豊田南区画整理事業の、国と都の補助金の増額、それから国、東京都の補助金が増額したことに伴う、市債の増による一般会計繰入金の減額でございます。

歳出では、仮称西豊田駅設置に向けての基礎調査費、万願寺第二地区区画整理事業業

務として、一部アセスを実施するための経費、東町地区区画整理業務として、まず現地調査を行うための費用、さらに万願寺と豊田南区画整理事業の、事業費の追加が内容となっております。

主な質疑について申し上げますと、市長は無理を承知で土地区画整理事業を進めている、と議会で発言をしているが、その意味するところは何か。

また、仮称西豊田駅設置について、今後の方向と予算規模等についての質問が出されました。

これに対しては、まず、新駅の設置について申し上げます。区画整理事業の中で、最初から考えていかないと不可能であるとの判断から、区画整理とあわせて、駅の位置や規模などについて検討していきたい、との見解が示されました。

予算につきましては、いまだ見当がつかないが、駅施設のみで約10億円前後になるのではないか、とのことであります。

それでは、最初の市長発言の真意についてでありますが、都市整備部長より、はっきりはわからないが、また、推測するのは難しいが、まず一つは地価上昇の問題、二つ目には財政上の問題、３番目に、執行体制の問題が考えられるのではないか、との答弁がございました。この件は、以上であります。

また、豊田南区画整理事業区域では、事業完了まで家に手を加えることができないなど、権利制約を大きく受けている現状にあるので、市民に対して、いつまでに、どのように区画整理事業が進展をしていくのか、もっと詳しく当該地区の市民に対して説明をしてもらいたい、との強い意見が出されました。

以上、建設委員会で慎重に本件を審査いたしました結果、採決を行い、全会一致原案を可決すべきものと決定をした次第であります。

続いて、議案第115号、昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第４号）についてでございます。内容は、歳入歳出それぞれに２億7,024万9,000円を追加をし、歳入歳出予算総額を41億3,287万2,000円とするもので、現在、工事中の南多摩処理区、浅川処理区、秋川処理区の管渠埋設工事に伴う、枝管や道路舗装復旧などの附帯工事、それに平山苑４ヘクタールが、地形の関係で、日野市分の管に接続することができず、八王子部分へ接続されることにより、日野市が負担をする、公共下水道八王子市建設負担金などがございます。

また、当初、昭和62年度で整備が完了する予定でありました、八王子処理場周辺環境整備の負担金を、執行のおくれから昭和65年まで延長をする、債務負担の変更も含まれております。

本件、慎重に審査をいたしました結果、これも全会一致で可決すべきものと決定をした次第でございます。

３件目、議案第118号、日野市農業共済事業特別会計補正予算第１号につきまして、御報告を申し上げます。

本議案は、農作物共済勘定と、園芸施設共済勘定についての補正でございます。農作物共済勘定では、農作物の無事戻金の交付と、麦の共済金支払いに伴って行うものでございます。園芸施設共済勘定につきましては、無事戻金を交付するための補正であります。

この件については、格別な質疑、意見等は述べられませんでした。全会一致、可決すべきものと決した次第でございます。

以上３件、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第114号、昭和62年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第３号）、議案第115号、昭和62年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第４号）、議案第118号、昭和62年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第119号、市道路線の廃止、議案第120号、市道路線の認定、議案第121号、不動産の取得、議案第122号、農業共済無事戻金の交付の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（古賀俊昭君）　それでは、議案第119号、市道路線の廃止についてであ

ります。

本件は、落川にございます御岳１号線及び２号線につきまして、このあと、120号で御報告申し上げます落川32号線の道路区域に編入をするため、廃止を行うものであります。現地視察を行いまして、全員異議なく可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第120号、市道路線の認定についてであります。今、119号で申し上げました落川32号線を、道路廃止に伴い、新たに道路の拡幅整備完了のために、ここで、落川32号線を道路認定するものであります。西平山五丁目にございます西平山１号線、これは下水道計画、秋川中央幹線に伴う道路新設のために、ここで新たに道路認定を行うものでございます。

川辺堀之内76号線につきましては、道路拡幅整備のために、ここで今回、市道路線として認定を行うものであります。この件については、質疑がございました。

市道を認定した場合、管理台帳はいつつくるのか、また、市道認定の実益は、税金対策と考えてもよいのか、についての質問でございます。管理台帳の件につきましては、いわゆる起終点を決定し、供用開始後に道路台帳をつくる、との回答でございました。

また、市道路線の認定するメリットにつきましては、用地取得の手段として、収用法の適用を受けるためとの説明でございます。

以上、議案第120号について御報告を申し上げましたが、本件についても現地視察を行い、全会一致で可決をしたところでございます。

次に、議案第121号でございます。不動産の取得であります。これは、南平高校用地の残地を、南平緑地用地として、日野市土地開発公社より取得をするものでございます。地積は、２万3,583.15平方メートル。価格は、６億2,642万4,608円となっております。この用地取得の議案についても、委員会当日、現地視察を行ったところでございます。

採決の結果は、全員異議なく可決すべきものと決定をしております。

最後に、議案第122号、農業共済無事戻金の交付についてでございます。これは、本会議上程の折にも説明がありましたとおり、昭和59年度から昭和61年度の３年の間、農作物共済加入者で被害が全くなく、過去２年間、無事戻金が支払われなかった加入者に対して、支払い合計共済掛金の２分の１を限度として交付を行うものであります。

また、被害が発生したことにより、共済金、無事戻金が支払われた人に対しては、その合計金額が共済掛金合計金額の２分の１に達しない場合は、その満たなかった額を無事戻金として交付するものでございます。対象農家は、201戸でございます。交付金額は、27万6,351円となっております。

特段、質疑はございませんでした。全会一致、可決すべきものと決定をした次第でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。中山基昭君。

○21番（中山基昭君）　ただいま、委員長の方から報告のありました議案の120号の、市道西平山１号線の認定についてであります。土地の所有者等の協力をいただく中、新しい道路ができるということにつきましては、ぜひ促進への努力をお願いしてまいりたい、というふうに思うわけですが、この路線は、これからの用地の確保等によって、新設が予定をされるわけであります。

したがって、認定に当たっては、机上の計画、こういうものを認定をしたということになるんだろう、というふうに思っております。そういう点からは、これからの実際の用地の確保、買収等の中で、いろいろの条件等も出てくるんだろう、というふうなことも想定をされます。

その場合に、今、認定をしようとするものが変更になる、あるいは、変えなきゃならない、というふうなときが生じたときには、どのような対応がなされるのか。この点について、委員会での審議がどうであったろうか、ということが一つです。

さらには、もう一つは、路線の認定の条件といたしましては、公益上、特に必要とし、管理上も支障がないものだ、とこういうような規定等もございます。したがって、路線の付近から、都道なり、あるいは既存の市道に系統的に連動するんだ、とこういうようなことも決められておるわけです。

したがいまして、新しい路線が、旭が丘の四丁目の既存の市道から、新しくできる道路を通じて、補助12号線の踏切まで連動するんだ、とこういうふうに理解をしておるわけですけれども、大変、急斜面や丘陵等あるわけですね。したがって、本当に支障がなく、生活道路として供用ができるような道路になるのかどうか、という点を、あわせて、ひとつ、お聞きをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　建設委員長。

○建設委員長（古賀俊昭君）　２点の御質問がございました。

いわゆる最初の御質問は、さまざまな、認定はしたけれども、その後、買収等に当たって、いろいろ事情により、道路の整備事業に支障を来す場合があるのではないか、という御指摘だと思いますが、私ども現地視察を行いました時点では、担当課長等から、既

に権利者等に対しては十分なる説明が行われている、とのお話を聞いております。仮に、そうした事態が発生した場合には、という仮定の議論は、委員会で行わなかったわけでありますが、図面等も示され、かなり急な傾斜になっておりますので、どういう方法で行うか、との説明は受けました。１点目の件については、そういうことでございます。

路線認定に当たっての、いわゆる条件がいろいろある、ということでありますが、本件の委員会審査におきましては、西平山１号線について、特段そうした危惧と申しますか、将来、予想される困難な点についての議論等は、ございませんでした。

ただ、今回の認定することの理由として、先ほど申し上げましたように、下水道計画のことが一つある、ということでございます。

また、用地の収用を容易にするために、この路線認定をあらかじめ、現状はもちろん存在しない道路でありますが、認定を行うことによって、事業を円滑に進めていきたい、との説明は受けております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。中山基昭君。

○21番（中山基昭君）　ただいまの質問にも関連をするわけですけれども、特に西平山１号線の新設道路につきましては、大変、技術上、難しい部分もあろうかと思います。しかし、期待をされる道路でございますから、ぜひ市民生活、あるいは公益上も、支障がなく、市道として十分活用ができるような道路にしていただきたい、とこういうことを、ひとつ申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第119号、市道路線の廃止、議案第120号、市道路線の認定、議案第121号、不動産の取得、議案第122号、農業共済無事戻金の交付の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１時14分　休憩

午前２時８分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第62－12号、委託業務の前払金に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君）　請願第62－12号、委託業務の前払金に関する陳情につきまして、総務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本陳情の請願者は、新宿区山吹町11－１、社団法人、東京都測量業協会会長、平　兼武さんであります。

陳情の趣旨は、測量委託業務にも、300万円以上で工期60日以上にわたるような場合には、前払金制度、あるいは、中間払金制度を採用してほしい、というものでございます。

当委員会では、本年の３月13日に付託をされて以来、去る12月17日の委員会まで、延べ８回の委員会におきまして、慎重審査を進めてまいりました。土木及び建設工事には、前払金、中間払金の制度が採用されているけれども、それは金額の高さなどの理由から、地元業者の要望が強かったためであり、他市でもほとんど同様の扱いとなっている。

しかし、測量業務の場合、それほど高額になるものはないし、市内の中小測量業者にとっては、事務の複雑さや、補償の問題など、むしろメリットがないのではないか、こういった説明もございました。地元にある登録業者３社に、現状の問い合わせをしてみたわけでございますが、余り必要性を感じていないような回答がございましたし、新宿区の請願者へ事情説明に来てくれないか、との委員会の要請に対しても、積極的な対応がございませんでした。

これら現状を踏まえまして、今議会までは継続審議とされておりましたけれども、今回の委員会におきましては、請願者からの新たな対応も全くない、ということなどから、不採択の意向で結論を出すべし、との意見が多く出されたところでございます。

採決の結果、本陳情は、賛成少数をもちまして、不採択とすべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって請願第62－12号、委託業務の前払金に関する陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第62－37号、「空き家割増し家賃制度」導入反対の意見書を求める請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君）　　請願第62－37号、「空き家割増し家賃制度」導入反対の意見書を求める請願について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本請願は、去る９月17日に委員会に付託をされておりますが、請願者は、日野市東平山１－７－９、平山住宅９号棟１階、自治会事務所内、平山住宅自治会長、押兼三善さんほか884名であります。

請願の要旨は、都の住宅供給公社が来年度から導入しようとしている空き家割増し家賃制度は、住民の交流を阻害し、不平等を押しつける内容なので、制度の導入に反対する意見書を送付してほしい、というものでございます。

委員会では、これまで３回にわたって審査を進めてまいりました。住宅供給公社や、住宅都市整備公団などの現在の考え方はどうなっているのか、請願の趣旨はわかるけれども、ある程度の格差はやむを得ないのではないか、請願文の内容が激し過ぎないか、などの議論がありましたが、今回の委員会では、導入予定が来年度からということなので、この辺で結論を出すべし、という考えが大勢を占めました。

意見としては、１．請願文には、現状にそぐわない表現、激し過ぎる表現があるけれど、入居者に大幅な負担増を求めるのも問題である。意見書の内容を穏やかな表現に直すということで、採択したい。

２．入居時点が違えば、家賃が違うのは当たり前である。悪名高いとか、不当、一方的とか、きつすぎる表現が多い。しかし、気持ちはよくわかるので、意見書では、内容

を弱めることで採択に賛成する、など、ほぼ同様の意見が出されました。

採決の結果、意見書についての内容を和らげるということで、本請願は全員異議なく採択すべきものと決した次第でございます。

なお、後ほど、この請願採択に基づきます意見書が上程をされることになっております。あわせて、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって請願第62－37号、「空き家割増し家賃制度」導入反対の意見書を求める請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第62－40号、議員定数削減に関する請願、請願第62－41号、議員定数削減に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君）　　請願第62－40号、及び第62－41号、いずれも件名は、議員定数削減に関する請願でございますが、一括して、総務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

２件とも、去る９月18日に当委員会に付託をされております。請願者は、62－40号の方が、日野市日野本町２－18－12、天野仙之助さんほか143名。62－41号の方が、日野本町２－７－６、猪鼻洋助さんほか217名であります。

両請願とも全く同じ文章で、その趣旨は、行財政改革のため、市議会議員は率先して経費節減の模範を示すべきである。議会は、本来の機能を発揮し得る資質を持つ少数精鋭の議員によって構成されるべきであって、そのためにも、定数を30名から26名に早急に削減してほしい、こういう内容でございます。

当委員会では、関連がございますので、次に議題となります３件の請願とも一括をい

たしまして、２回の委員会にわたりまして、慎重に審査を進めてまいりました。資料により、近隣各市の例、最近の削減の状況等を調べ、日野町時代からの現在までの日野市の定数の推移を伺ってきたところでございます。

審議は、質疑というよりも、請願文の矛盾した表現をめぐっての議論、あるいは、議員定数のあり方、日野市の現在の定数などについて、委員相互の活発な討論を中心に進められました。

その中で、市民の関心も高く、もっと議会内部の議論を深めるべきではないか、との発言もございましたが、今回の委員会の大勢は、既に定数の問題についての本質的な議論も、委員会の中で行われたことなので、早く結論を出すべきである、との方向になったわけでございます。

こうした審議経過を踏まえ、意見を求めましたが、意見としては、１．請願文には表現矛盾がある上に、現在の議会の役割を否定するかの内容を含んでいる。部分的には、よい表現もあり、民意としての請願なので素直に受け取りたいが、何か純粋でないものを感じる。むしろ紹介議員の力で、請願を出し直してほしいくらいである。この請願のままでは、とても取り上げる気にはならない。よって、不採択を主張する。

２．全国市議会旬報を見ても、ほとんどの市が削減をしている。日野も10名削減をしているけれど、八王子や、町田、府中と比べれば、議員１人当たりの市民数から見て、もっと少なくてもよい。請願文については、市民の自主的なものなので、あれこれ言うべきではない。議会の批判をしているものとは思えない。職員の定数、職員の給与面への、厳しい議会からの要求もある上、地方議会の最近の流れからいっても、一刻も早く定数を減らし、自己努力をする必要がある。よって、採択をすべきである。

３．もっと議会内部の議論を深めるべきで、まだ結論を出すには早い。議員みずから定数問題を考える場が必要かと思う。現状では、賛否を言える段階ではない。

４．歳出に占める議会費の割合、議員１人当たりの経費を他市と比較しても、決して現状は高いものではない。これから予想される下水道などの大事業を思えば、チェック機能を持つ議員が、少なければよい、という考えにはなるまい。かといって、市民の要望を一概に否定できないので、現状では態度を保留したい。

５．文章のちぐはぐさが目立つ。行革の意味を取り違えている。現在の議会を冒瀆するかの表現もあって、紹介議員のあり方も問題ではないか。既に法定数より10名減員をしており、多摩26市の中で、人口割りをすれば、決して多い方ではない。しかも、人口も年間2,000人以上ふえてきている現状がある。よって削減には反対であり、当然、採

択とすべきである。

など、非常に多岐にわたっての意見が、出されたわけでございます。

引き続き挙手による採決に移りましたが、本２件の請願は、賛成少数をもって不採択と決した次第であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　ただいま委員長報告によりますと、請願、62－40号、62－41号の請願の審査の内容にもありましたように、請願者の願意は、私は尊重すべきではなかろうか、と思いますが、議員の、我々の議員としての身分の問題に触れる重大な問題でありますので、もっと当日野市議会として、特別委員会等を設けて、もっと慎重にして可否を決するべきではなかろうか、とこういう観点に立って、私、自由市民会議の１人として、この可否に対しては加わらない、もっと慎重にすべきだ、という観点から、退席したいと思います。

〔27番議員退席〕

○議長（黒川重憲君）　簾野行雄君。

○17番（簾野行雄君）　私も、石坂議員と全く同意見でありますので、同じ態度をとりたいと思います。これで退場させていただきます。

〔17番議員退席〕（「16番も同じです」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　私も、今、前段で質問があったのと同意見を持っておりますので、退席させていただきます。

〔４番議員退席〕

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○26番（市川資信君）　先ほど、自由市民会議の会長の申されたとおりで、その意に賛意して、私もこの席を退席させていただきます。

〔26番議員退席、その他退席する者あり〕

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　私も、定数削減に関する請願につき、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

各市町村で行政改革が進められている中で、日野市にありましても、行財政の立て直

しが急務であります。日野市では、基盤整備を初め都市計画事業が大幅におくれており、計画実施することが急務であり、また、高齢者対策の進む中で、市長の議会を軽視する態度は、明らかであります。今後、日野市の財政は、法人市税の伸び率が認められず、財政を圧迫することは明らかであります。日野市の財源を有効に、しかも的確に利用することが必要であります。

本議会で提出された特別養護老人ホームの基本設計費につきましても、市長は十二分に市議会、または市民の学識経験者による大型プロジェクトチーム等を、能力を十分に生かし、財政を生かすような方法がとられておりません。特別養護老人ホーム設置促進特別助成金、助成、50名の建設費は、建設費補助金は３億7,434万4,000円であります。基本金額３億1,383万1,000円の国の補助金は、１億5,691万5,000円であり、当然、日野市においては、都の補助金を受けることができないわけであります。そして、建設費、高幡特別養護老人ホームの総建設費は８億8,000万と聞いており、市の一般財政の負担は、７億4,000万円にも及ぶ、負担することになっております。

また、建物は、建設後、運営費が１億8,539万円かかり、これを都から負担金がもらえないということで、一般財源から4,672万4,000円が計上されるわけであります。このような多額の金額が一般財源から負担されることが明らかであり、私はまちづくりが進む中で、大幅な財源が必要としている都市計画事業については、議会を軽視することなく、慎重に審議していただくとともに、これらの都市計画事業が長期構想の中で明らかにするとともに、市長が今後、四つの特老を考える、というようなことを言っておるけれども、そのようなことは考えてほしくない。そして、日野の市民のサービスというものは、やはり財政が問題であります。（「今は、議員を減らそう、ということなんだよ」と呼ぶ者あり）だから、黙って聞いていろ。これから言うんだ。

だから私は、市長が14年間、市長の座についていたということが、私は議会を軽視しているということを、私は感じているわけであります。そういう面で、私は、議会が、日野市議会が、まず襟を正すという意味において、議員の削減を私は要望―議員の定数削減に関する請願を賛成するものであります。

○議長（黒川重憲君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　それぞれの地方公共団体が置かれている立場というのは、さまざまでありますし、その自治体にふさわしい議員定数は、いかなる数かというのは、議論が分かれることだとは、私も承知いたしておりますが、今回、市民の方から提出されました請願62－40号、議員定数削減に関する請願、及び62－41号、議員定数削減に関する請願、これらの請願が、委員会において不採択と決せられたことは、甚だ遺憾のきわみであります。紹介議員の１人として、本請願不採択に反対する意見を述べてみたいと思います。

御承知のように、行政改革の声が高まる中で、実際に実効ある行革の成果を上げていくためには、市民の、住民の理解や協力を得なければならないわけであります。そうしたときに、議会みずからが率先をして痛みをこらえ、定数削減を実行していくということは、きわめて大きな意義があるわけであります。

そうした背景から、私は、現在の、確かに減員をしている日野市の定数ではありますが、ここでさらに議員定数の削減を一つの方向として打ち出し、日野市の議員定数は果たして何名が適切であるか、ということを検討していくことは、市民のニーズに沿ったものであると思いますし、そうした主張というものが、市議会で退けられるということは、なかなか常識では判断を超えた、私は結論だというふうに考えるわけであります。

特に、日野市は大きな行政課題を掲げております。公共事業、環境整備、都市基盤の整備等、これから多くの事業に取り組んでいかなければならないときに、やはり議会みずからが一定の範を示す、そして市民の協力を得ていく、ということからすれば、ここで議員定数削減に関する請願を一挙に葬り去るというのは、かなり軽率な結論ではなかったか、と思うわけであります。

ちなみに、第２次臨時行政調査会の答申の中で、地方議会に触れた箇所がありますので、ここで紹介をさせていただきたいと思います。

―地方議会は、住民によって選ばれた議員で構成される議事機関であって、住民の意思を地方公共団体の行政に反映する機能を有しており、地方自治に果たすべき役割は極めて大きなものがある。このような性格を有する地方議会は、国会が国における行政改革の実行に重大な責任を有するのと同じく、地方行政の減量化、効率化に重大な責任を有するものであることにかんがみ、経費の節減、運営の効率化等を期する観点から、自発的に次のような方策が講じられることを期待する。地方議会の議員定数については、現在、かなりの地方公共団体が、その自主的判断によって減数条例を制定し、議員定数を減少させており、この努力は正当に評価されるべきであるが、なお一層の簡素化が図られるべきである。また、これと関連して、地方議会の議員の法定定数については、各地方公共団体における減数条例の制定状況を勘案し、地方自治の本旨と議会の機能を留意しつつ、その見直しを検討する。―こういう臨調の答申があるわけであります。

つまり、臨時行政調査会は、国民大方の、大勢の意向や、また、考え方というものを

もとに、さまざまな行革に関する答申の中に盛り込んだものを提言してきているわけでありまして、地方議会に関するこの記述を見ましても、地方議会の定数削減というものが、大きなやはり国民の声、市民の意向であるということは、否定し得ない、と思うわけであります。

よく、反対意見の中で、議員が削減されれば少数意見が切り捨てられる、というような表現が見られます。議員定数削減の条例等が議論される場合には、必ずこの議論が繰り返し行われているようであります。

しかしながら、考えてみますと、現在の議員定数の法定数がいかなる経過でつくられたか、ということを見てみますと、地方議員の法定数の制度は、昭和22年の地方自治法制定が、もとになっております。戦前におきましては、地方議員の定数については、明治24年の府県制、及び明治21年の市制及び町村制以来、ほぼ同様の法定数がとられてきました。つまり、明治時代の議員数というものが、基盤になっているわけであります。つまり、戦前の法定数等を見てみますと、戦後、日野市等は該当しないかもわかりませんが、定数においては、１割ないし２割少ない法定数を、戦前は定めていたわけであります。

こうした経過をさらに追ってみますと、昭和26年の９月22日の地方行政調査会会議の行政事務再配分に関する第２次勧告では、法定数を現行のおおむね２分の１とする提言が行われました。政府は、昭和27年に、これらの勧告を勘案して、戦前の議員定数並びに法定数を引き下げる改正を含む地方自治法の改正案を、国会に提出したわけでありますが、これは実現を見ませんでした。昭和22年の11月の自治法の改正によって、議員定数を条例で減少することができる、という改正にとどまってしまったわけであります。

このように、現在の議員定数というものが、かなり前の時代、つまり古い時代に社会の状況、社会構造、また、さまざまな議員または市民、議会、行政、こういったセクションを結ぶ機能等が、十分に整備されないときに求められた数字であるということが、おわかりいただけると思うわけであります。

先ほど申しましたように、議員の数が少なくなれば少数意見が切り捨てられる、つまり行政に反映をされない、という意見は、どうしても納得することができないわけであります。

よく考えてみますと、市長の市民相談等もあるわけでありますし、各種の世論調査、また、議会に対する要望書の提出、請願、陳情の活動、議会の傍聴、きょうもお見えになっておりますが、こうした多彩な、さまざまな形態を通して、各地のコミュニティー

活動も活発化しておりますし、我々は市民の少数意見というものも、十分に市政に反映するシステムを、既に持っているわけであります。我々は、それらの市民の意見を重要な判断材料として、議会活動を行っているわけでありまして、果たして何人が適正な数かということを求めることは、今、ただちには困難かもわかりませんが、一定の定数の削減に努力をするということで、さらに市政の活性化、また、市が今日行っていかなければなにない、さまざまな仕事を、さらに効率よく完成させていくためには、議会がやはりそうした対応をとることが、今日、最も肝要ではなかろうか、と思うわけであります。

以上の理由によりまして、この請願第62－40号、及び41号の議員定数削減に関する請願の不採択には、反対をするものであります。後ほど、また議員定数に関する請願も、委員長報告が行われると思いますので、その折にもまた改めて意見も申し上げたいと思いますが、ただいまの委員長報告の請願不採択には、以上の理由により反対をするものであります。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　ただいまの議員定数削減に関する委員長報告に、反対ということでございますので、この請願に賛成という立場において、意見を申し述べさせていただきます。

地方自治法第91条に、議員の定数、これは人口の段階によって定められる、ということがあります。

また、議員の定数、これは地方自治法の本旨にのっとって、地方公共団体の議員に任されている、ということが言えるわけでございます。そこで、法定数は超えることはできませんけれども、議員の皆様方の努力によりまして、減少させることは可能である、ということが言えるわけでございます。

日野市におきましても、森田市長がいつも申しておる、自前の行政改革を強力に推し進めていくには、今後、市職員に対しても、非常に大きな負担、無理等も要求しなければならない。一方、市民サービスの低下は、絶対に避けなければならない、ということが申されるわけでございます。そこで、議員、職員、一体となって行政改革を強力に推進するには、どうしても議員みずからが模範を示さなければなるまいと、私は考えております。

昨日の新聞等を見ますると、民間、これは調査機関、これは主に金融機関でございますけれども、63年度の経済見通しが発表されました。これによりますと、今後のところ

は、個人消費や企業設備投資を中心として、内需も引き続き良好でありますけれども、外需におきましては非常に冷え込む、ということが心配されるわけでございます。

これらを考えますと、どうしても63年後半から64年度にかけては、景気の陰りが心配される、というふうになっております。

また、アメリカの経済の不安から、対外証券投資が減少をする、１ドル110円代の円高、ドル安等も予想される、ということになりますと、非常にこれらの影響、すなわち海外経済不安というのは、投げかけられてくるわけであります。これらの要素が重なりまして、これから非常に不安を投げかけ、我々は、特に企業等の法人税の収入が減少するということと同時に、長い目で見ると、ベア等はありますけれども、行われますけれども、個人の所得というのにも影響が出てくるのではないか、ということが、確実に言えるわけであります。

そこで、国内の景気というのは、日本の場合は輸出依存型でございます。企業が円高の進行で、ただいま申しましたように、海外、現地生産や、国内向けに一段と顕著な内需拡大を進めておりますけれども、国内産業の減退は、やはり雇用の不安等を醸し出す大きな原因にもなるわけでございます。

一方、地価高騰のあおりで、住宅産業も、貸家建築から落ち込みが予想されまして、また、経済等に及ぼす影響も大きくなり、一方、家電等を見まするに、円高、ドル安ということも考えますと、非常に家電の製品等が安価で輸入されて、秋葉原やなにかへ行きますと、もう既に出回っておりまして、国内販売競争というのが、さらに激化するというようなことも、言えるわけでございます。

そのようになると、円高の進行というのが、国内経済に及ぼすということは、悪影響である、ということになることは、私が申すまでもなくわかるわけでございます。円高の進行が、春から夏にかけては、これは来年でございますけれども、120円代の平均値から予測してみまするに、110円代というドル安が進むということも予測される、ということになるわけです。

どうしてかと申しますと、これはアメリカ経済の原則、株の再暴落があれば、景気というのは、恐らく自然に、これはだれが考えてみましても同じように、後退をする。後退ということは、全体観の上に立ってみれば、すなわち景気の後退、というふうになるわけであります。

また、アメリカのＩＭＦですか、これらを見ても、アメリカの財政、赤字を削減する、というようなこともあわせ考えてみまするに、２年間に760億ドルを少なくする、ということでありますけれども、一方においては、アメリカだって非常に苦しいということで、また増税、230億というのが行われるわけであります。

このようなことを考えてみまするに、どう考えましても、日野市におきましても、その影響というのは、多くの方々が、国際化の中の日野市、ということも言われておりますので、よく、景気の及ぼす影響というのは、日野市の財政にどう影響するかということは、わかるわけでございます。

また、規模が小さい上の対外的な利払いの増加というのも、また貿易の収支の上からも、また出てくる。こうなると、それは何かと申し上げますと、赤字の膨張ということになります。

それから、きょうのテレビ等を見ましても、日本の経済の収支は、黒字だといっても、62年度よりも63年度は黒字は縮小をするということは、テレビでも申しておりました。しかし、アメリカの輸入の伸び（「テレビと関係ないぞ」と呼ぶ者あり）関係があるんです、黙って聞いてください。―高どまりするとなると、貿易収支の対外不均衡の改善というのは、なかなか見込めない、ということが言えるわけでございます。

どうしてかと申し上げますと、前に議員研修で行きました時に、三菱銀行の調査役の方が申しておりましたように、ビデオ等におきましては、アメリカではつくっていないということが、言っておりますから、自然に日本からアメリカへ行かなければならない。それは、今、申しましたように、貿易の収支の黒字は縮小するけれども、改善の見通しというのは、私は見込みがないんじゃないか、と思うのであります。

また、アメリカ、それからＥＣ―欧州共同体、アジア、アセアン等の、そうなるとますます風当たりというのは、強くなる。将来も、依然として、こうなるとドル高、円安の傾向をたどらざるを得ない、というふうになるのであります。

そこで、日野市を見れば、教育、医療、福祉、都市計画、下水道、公園など、スポーツ施設等をさらに発展させ、向上させていかなければならない。また、多くの諸事業も山積しているわけでございます。そうなると、財政負担というのは、ますます増大する。

また、一方、皆さんがいつも申されておるように、高齢化が、平均寿命の伸びで急速に進行する。これは、避けてとおることができない財政負担、ということになるのでございます。これらの諸条件を考えてみまするに、どうしても私は、この際、議員定数を26名に削減すべきである、ということを考えまして、紹介議員になった次第であります。

私は、定数削減に賛成する立場から、ただいま意見を申し述べたわけでございます。

以上を申して、終わります。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は不採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって請願第62－40号、議員定数削減に関する請願、請願第62－41号、議員定数削減に関する請願の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第62－44号、議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願、請願第62－45号、議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願、請願第62－46号、議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君）　請願第62－44号、62－45号、62－46号、いずれも件名は、議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願、でございますが、３件一括をいたしまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

３件とも、去る10月２日、当委員会に付託をされております。請願者は、62－44号が、日野市旭が丘５－10－28、新日本婦人の会、日野支部代表、大高房子さん。62－45号が、日野市百草999、百草団地262－206、宮井慎一さんほか９名。62－46号が、日野市日野台４－26－15、健生会医療労働組合日野支部、八戸　剛さんであります。

３件とも全く同じ文章の請願で、その要旨は、最近、経費節減などを理由にして、議員定数を削減しようとする動きがあるけれども、住民自治を守り、住民の意思を市政に十分反映させるためには、憲法及び法律に基づく公正な議員定数を確保してほしい、というものであります。

先ほども申し上げましたように、委員会では、内容の関連性を踏まえ、さきの２件の請願と一括をして審査をいたしました。先ほどの繰り返しに多少なりますけれども、審議は、質疑というよりも、定数のあり方などをめぐって、委員相互の討論を中心に進められた次第でございます。

本３件の請願についても、やはり文章の問題が出されました。つまり、法定数の40名に近づけよ、という意味の請願なのか、現行定数30名でよい、という請願なのか不明である。最近の地方議会における定数削減への方向をどう見ているのか、よくわからない、などの議論があったところでありますが、今回の委員会では、結論を出す方向となりまして、意見を求めました。

意見としては、おおむね、さきの請願審議の裏返しとなりますけれども、１．定数のあり方についての議論も十分深まったし、請願の趣旨は、現在の30名ぐらいが適当だ、という意味だと考えるので、採択すべきである。

２．既に10名削減している現状を維持してほしい、という趣旨だと思うので、採択すべきである。

３．議員数、議会費、いずれもどのくらいが適当なのか、まだよくわかっていない。十分な議論とは思えないので、態度を留保したい。

４．地方自治体のコスト削減が求められる中、市民の強い声もあるので、さらに定数を減らすべきだと思う。よって、不採択としたい。

などが、意見として述べられました。

引き続いて挙手採決の結果、本３件の請願は、賛成多数をもちまして、採択すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　先ほどの２件の請願についての意見表明の折に、最近の議員定数をめぐる動きとともに、法定数の根拠となっております地方自治法が制定された経緯と、その内容も簡単に触れたわけでありますが、私は、臨調が先ほど答申の中に書かれている、地方議会に関するところを読ませていただきましたが、これとは別に、自治省が昭和60年１月22日に、各地方自治体に向けて、地方行革大綱の策定を求める通達を出しております。その中に、最終の項目でありますが、地方公共団体に対して、地方議会の議員数の減少についても、自主的な検討を進めるようにとする要請が、書かれているわけであります。そのように、社会的な背景が一つある、ということが言えると思います。

そうしたことで、先ほどの私の意見と、重複は避けたいと思いますが、ただいまの委員長から報告がございました、請願第62－44、62－45、それから62－46、議員定数削減

に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願の採択には、反対の意思を、意向を表明したいと思います。

長くなることは避けたいと思いますが、先ほど申しましたように、地方公共団体が、これからさまざまな時代の需要といいますか、市民の要望が多様化する中で、事業を着実に進めていく場合には、まず、行政改革を自治体みずからが進める。そのためには、財源を十分確保していく。そうした徹底的な行政改革が必要であるということは、大方の皆さんの理解を得られるところだろうと思います。

しかし、それには、市の行政の監視機関である議会みずからが、まず範を示す必要がある、と思うわけであります。つまり、適正な議員定数の削減を行うという理由は、ここに見出せるわけであります。それでこそ市民の共感とか理解が、初めて得られるのではないかと思います。

先ほどの議論の折に申し上げました、法定数の根拠となっております地方自治法で、法定数は、日野の場合には40人だ、というようなことがよく、この請願にも書かれているわけでありますが、地方自治ということを真剣に考えるならば、国の法律で何名という規定があるから、という観点からの議員定数の視点ではなく、日野市における議員定数は、みずからの議会の意思によって決めていく。つまり、日野という自治体においては、果たして何名が適切であるのか。また、時代背景等を考えて、削減するとすれば何名程度が妥当なのか。やはりそうした考え方に立つのが、私は妥当ではないか、と思うわけであります。自治法にこう書いてあるから、ということだけでは、地方自治を語る場合、地方自治の本旨にも、反することにもなりかねないわけでありまして、自主的なやはり対応というものをやっていくべきだろう、と思います。

最後に、地方議会の、議員定数の削減に反対する学者の方が、こういう意見を「ジュリスト」という雑誌に書いております。御参考のために、披瀝をさせていただいて、私の意見としたいと思います。

「地方議会の見直しと改革」というところで、会議をする場合の理想的な人数は７人、マジカルナンバー７と、括弧書きがしてあります。それで、それにプラスマイナス１人がよいといわれている。これを、地方議会の委員会に適用してみると、議員は必ず一つの委員会の委員にしかなれないから、市議会では４委員会として、仮に理想とする７人で委員会を構成すると、計28人云々―こういう、これは議員定数削減に反対する立場の学者の意見でもありますが、日野市議会にこれを援用してみますと、28人という数でも、効率的な議会の運営、会議の遂行が可能だ、ということを、定数削減反対論者みずから

認めているということも、言えるわけであります。

こういった点を考え、また、他市の状況等も十分知らなければなりませんし、委員会でもお調べになったようでありますが、一つ、東京ではありませんが、大阪の四条畷市の例を、最後に皆様に申し上げたいと思います。

四条畷市議会は、現在、法定数36人でありますが、20人の定員としております。20人の定員の減数条例をさらに改正をして、法定数の半数である18人に減員を行っているわけであります。

このように、それぞれの市議会が自主的に適正な議員の数を考え、そして市民の皆さんの要望等に沿っていく、こうした姿勢は忘れてはならない、と私は強く思うわけであります。

今回の請願62－44号ほか２件につきましては、この請願が求めているところの内容というものは、私のただいま主張しました点とは、全く相反するものであります。よって、今後、議員定数削減に関する議論が、さらに発展的に進められまして、この削減を求める請願は、先ほど不採択にはなりましたが、こうした議論が契機となって、日野市政の中でも、市議会における議員定数というものが、果たして現在の数のままでいいのかどうか、そういった議論が活発になることを期待をし、定数削減の声が議会に反映することを望むわけであります。

重ねて申し上げますが、以上のような理由により、62－44号、62－45号、62－46号につきましては、採択に反対をするものであります。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　　請願第62－44号、それから62－45号、62－46号、議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願に、反対の立場から意見を申し上げます。

この請願の要旨を見ますると、住民の意思を十分、市政に反映させるためにも、できる限り地方自治法で定められた定数の議席を確保することが必要である、という点を見ますと、地方自治法で定められた定数というのは、ここに言う、私は、40名ではないかと思うのであります。

しかし、日本婦人の会、日野支部代表が、これは出しておりますけれども、そうなると、この請願は、30名を40名にしろ、40名が必要なんだ、ということが言えるわけであります。日野市の人口は、今、約15万8,000であります。地方自治法で定められた議員の定数ということになると、15万以上20万未満の都市は、地方自治体は、40名というこ

とになっているわけです。それですから、地方自治法で定められた定数の議席を確保することが必要です、ということになったておりますと、40名である。ただいま申しましたように、30名を40名ということでありますから、10名の増員ということになるわけでございます。

このような観点に立ちますと、私は、とんでもない、という請願であるということが申されるわけでございます。

また、地方財政危機打開の道に沿った財源の確保こそ必要である。この中で、議員歳費の適正化を図ったり、市財政全体を通じての無駄な経費の節減を図ることは当然である、といっておりますけれども、このようなことを、その前後を見ますと、何を言っているんだか、これはわからないんです。一体これは、もう審議に値する―定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願、私は、とんでもないと思うんです。

しかし、節約の名で市民自治を守り、市民本位の市政を確立するために必要な議員の定数について、諸問題を持ち出すなどは筋違いも甚だしい、と前のことを言っておりますけれども、私は、筋違いどころか、議員定数を26名にすることこそ地方自治の本旨ではないか、と考えております。

例えば、八王子市の現行の議員定数を見ますると、40名であります。人口43万3,000人であります。議員１人当たりの人口は、約１万846人と、総務部の方から出された「市議会議員定数調べ」というのを見ますると、なっておるわけであります。

また、府中等を見ましても、法定定数は44人であるけれども、30人であり、市民、議員１人当たりの人口ということになりますと、6,781人。

また、町田等を見ましても、議員定数は法定が48人、現行定数は40人であります。人口が33万5,000ですから、議員１人当たりの人口が8,395人、とこのようになっているわけでございます。

ちなみに日野市を見ますると、15万8,000ですから、議員１人当たりの人口は5,294人というふうに、この調査書を見ると、なっているわけでございます。

しかも、議員定数というのは、非常に戦後の混乱期に制定されたものであり、地方自治の本旨ということになると、当然このような平和な社会生活を営んでおるときに、議員定数の削減こそ―議員定数の削減を図るということが、市民本位の市政を推進するために必要なものではないか、と私は考えております。

そのような観点に立ちまして、議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める私どもの請願の趣旨を賢察してください、ということになっておりますけれども、私

は、どうしても62－46、それから45……（「逆さに言うからだよ」と呼ぶ者あり）44ですね。これは、逆さにわざと言っているんです。

それですから、これには絶対に賛成することはできない、という立場に立って、ただいま意見を申し上げました。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　議員定数削減の立場から、意見が述べられました。私は、議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願、これを採択した立場から、一言意見を述べておきたいと思います。

日野市議会は、御承知のように、地方自治法第91条の規定によりまして、議員定数は40名でなければなりません。しかし、２項の「前項の議員の定数は、条例で特にこれを減少することができる」こういう規定に基づいて、定数を10名も減少させて、既に18年が経過をしているわけであります。

私が26年前、議員になった当時の人口は、４万8,498人でありました。議員定数は、現在と同じ30名でありました。１議員当たり1,616人の人口でありました。今日は、12月１日現在で、15万8,441人。１議員当たり5,281名となっております。住民の意思を行政に反映させていく、議員としての本来的な責務を遂行していく上で、数字的には３倍以上もの負担増加となっている。条件が一層困難になっているということが、この数字を見ても明らかであると思います。

地方議会は、憲法で定められた、民主主義と地方自治の根本的な原則によって、また、それに基づく地方自治法によって、その地位と役割が明確に規定されております。そして、地方議会は、憲法第93条に基づいて、住民の直接選挙によって選ばれ、住民の意思を代表する議事機関として、位置づけが明らかにされております。

したがって、地方議会が住民の代表として、予算や条例などの重要施策を決定する権限を持ち、市長を初めとする執行機関の施策の執行を監視をし、批判をする、こうした重要な役割や機能が十分発揮できるよう、その体制を確立するために、法律によって議員定数が定められているわけであります。

日野市議会は、さきに触れましたように、法定定数の40名を、あえて減少条例を設けて10名も削減しているわけであります。その上、さらに削減しようという、この請願は、正気のさたではない、としか私には言いようがありません。６名の紹介議員を除く圧倒的多数の議員は、良識ある市民の信託にこたえて、その意思を市政に反映させるために、議員としての責務を全うするために、不十分ながらも、それぞれの立場から、全力を尽

くして日夜奮闘している、と確信をいたしております。このことは、お互いに確認できることではないか、と思っております。

請願要旨では、議員定数削減の先ほどの請願要旨では、教育、福祉の発展、向上を目指す事業を推進するためには、経費の削減、むだ遣いを一日も早く解消しなければならない。そのためには、市議会議員みずからが姿勢を正し、模範を示さなければならないと強調しているわけであります。みずからの日々の議会活動、議員活動を振り返って、一日も早く解消しなければならない、むだ遣いといわれるような活動上の弱点が存在しているのかどうか、正さなければならない姿勢とは何を指しているのか、私には全く理解できないところであります。

議会は、地方自治体の極めて重要な柱をなすものであります。みずからの重責と役割を真向から否定をし、みずからの活動をむだ遣い呼ばわりをして、何ら恥じることがない紹介議員こそ、みずから範を垂れて辞職すべきではないでしょうか。６名の紹介議員の顔ぶれを見ますと、前回の選挙では、いずれも高位当選を果たした議員ばかりであります。５人か10人定数を減らしても、みずからは落選する心配はないであろう、こういうおごりを感じているのは、私だけでしょうか。

そして、さらには、みずからの重大な責務や、地方議会の役割を否定してまで、有権者の歓心を買おうとする姿は、情けないというよりも、むしろ惨めだとしか言いようがありません。

さらに、請願要旨では、議員本来の機能を発揮し得る資質を持つ少数精鋭議員によって構成される必要がある、と締めくくっています。議員の定数を30から26に削減すれば、少数精鋭として、より地域住民の声を行政に反映することができる、議会としての本来的な責務を一層果たすことができるようになる、と本気で考えているとしたら、まさにナンセンスと言わなければなりません。議員の数を少なくすれば議員の質が向上するという、直接的な因果関係はありません。したがって、少数精鋭論は、納得し得る何らの根拠も見出すことはできません。

議員定数を削減した場合、次のような幾つかのマイナス影響が、明らかであります。

第１は、地域の住民の声を市政に反映させていく上で、一層、議会の機能を発揮しにくくなる、この点が、１点指摘できます。

第２には、少数会派の議員の議会の進出がますます困難になる、という点も指摘しなければなりません。

第３には、現職有利、新人の進出が極めて困難になる、このことも明らかであります。

第４には、議員の負担がますます過重になるということから、議員の質の低下が避けられない、こういう点も、指摘しておかなければなりません。

最後に、自治省の中島行政課長が「定数削減論に思う」という評論を、ある雑誌に発表しておりますけれども、ここでは、このように強調しております。

―幾ら財政が苦しくても、また、経費支出の効率性が叫ばれても、議員の定数問題を論ずるのは、最後の最後でなければならないし、第一、それよりまず先に手をつけなければならない改革問題は、山積をしている。今、議論すべきことは、地方議員の定数削減問題ではなく、いかにして地方議員に本来の役割を果たさせるか、でなければならないと考えている。―こう強調をいたしております。

るる申し述べましたけれども、以上、簡単に意見を述べまして、請願第62－44、45、46号、議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願を採択をする、そういう立場から意見を申し述べました。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は採択であります。本３件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手少数であります。よって請願第62－44号、議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願、請願第62－45号、議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願、請願第62－46号、議員定数削減に反対し、公正な議員定数の確保を求める請願の件は不採択と決しました。

これより請願第62－52号、民族的偏見と差別にもとずく暴力行為の糾弾に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君）　請願第62－52号の、民族的偏見と差別にもとずく暴力行為の糾弾に関する陳情につきまして、総務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本陳情は、去る12月16日、当委員会に付託をされたもので、請願者は、日野市程久保650、高幡台団地47－401、日野・外国籍住民の市民権を考える会、妹尾喜和さんの請願

であります。

要旨は、去る12月11日、日野市内で、市内在住の朝鮮籍女子校生が暴漢に襲われた事件は、大韓航空機事件を契機として、全国的に頻発している民族的偏見と差別に基づく卑劣な暴力行為である。よって、日野市議会として、このような民族的偏見と差別に基づく暴力行為を糾弾するとともに、この種の事件の再発を絶対許さない旨の決議をしてほしい、こういった内容でございます。

質疑としては、この件での緊急質問に対し、市長も早速対応するかの発言があったけれども、その後どうなっているか、が問われ、市としては、朝鮮学校等へ通学している市内居住者の現状の調査をしている。既に警察が関与しているが、人権擁護の立場に立って、法務局とも協力をして対応したい。広報ひのへの掲載もあり得る。いずれにせよ、具体的な対応はこれからというところである、等の答弁がございました。

意見としては、請願の文章に問題があるけれども、趣旨はよくわかる。要するに、議会の決議をしてほしいということであるから、採択をすべきである、という意見が出され、他の委員もほぼ同じ意見である旨の発言がございました。

採決の結果、本陳情は全員異議なく採択すべきものと決した次第であります。

なお、陳情採択に伴い、決議が後ほど上程をされることになっておりますので、あわせてよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第62－52号、民族的偏見と差別にもとずく暴力行為の糾弾に関する陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第62－33号、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情、請願第62－39号、義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（板垣正男君）　御報告いたします。文教委員会に付託されました請願の第62－33号、９月の11日に受け付けたものでございます。義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情、日野市平山３－34－９、藤井悦子さんほか１名の陳情でございます。

もう１件は、請願第62－39号、義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情であります。日野地区協議議長、遠田　弘さんでございます。これは、ことしの９月16日に受け付けたものでございます。

内容は、同趣旨のものでございますが、現行の学校事務職員制度は、戦後、紆余曲折を経ながら、1953年の義務教育国庫負担法の施行後、学校運営に必要な制度として定着してきました。そして、義務教育国庫負担法にもとづく事務職員、そして栄養士の国庫負担人件費２分の１の補助制度が、この数年来、削除される方向で検討されている、というふうに伝えられてまいってきたわけでございます。

これまで、これら事務職員、栄養士に関係いたしまして、85年度には旅費と教材費、86年度には共済恩給費が２分の１補助から３分の１補助に削減され、87年度、今年度には、共済長期給付を２分の１から３分の１へ削減してきている、という経過をたどってまいってきているわけでございます。

この陳情書を当委員会で審議をする中で、教育委員会で掌握している現在の国の検討方向はどのようになっているか、というようなことについて、質疑を行いました。

教育長の説明によりますと、文部省と大蔵省が、現在、折衝を続けているそうでありますが、大蔵省の言い分ですと、事務職員、栄養士の人件費は、都道府県が持つのが妥当ではないか、という考え、また一方、文部省は、義務教育の一端として、どうしても国庫負担によって半額賄うという現行制度を維持することが重要だ、という考えの食い違いなどがあるそうでございます。文部省は、全精根を傾けて、現行維持制度を主張して、大蔵省側と、現在、折衝を行っている、ということでございます。

当委員会では、これらの審査を踏まえ、二つの陳情を採択と決定したわけでございます。

なお、後ほど意見書を提案させていただく予定になっておりますので、そのこともあわせて、よろしく御審議をいただきたいと思うわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第62－33号、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情、請願第62－39号、義務教育費国庫負担制度の堅持と削減・除外された費用の復元を求める陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第62－11号、原子力発電所の運転をただちにとめ、核のゴミ捨て計画をとりやめることを求める請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。請願62－11号、受け付けは昭和62年３月４日でございます。件名は、原子力発電所の運転をただちにとめ、核のゴミ捨て計画をとりやめることを求める請願でございます。請願者代表の住所とお名前は、日野市旭が丘５－12－20、橋本文子さんほか3,059名でございます。

要旨といたしましては、1986年４月26日のソ連のチェルノブイリ原発事故、これによって広範な人々が被害を受け、日本にも、現在33基の原発があり、運転、操業がされておりますが、もし１基に事故が起きただけでも、日本じゅうが放射能に汚染されかねない。そういう中で、事故がなくても、イギリスでの原発の近くの村では、原発は正常に操業されているにもかかわらず、小児がんの発生率が異常に高いということも聞いており、また、日本でも、原発が集中している若狭湾付近でも、奇形の牛が生まれている。そして、原発は、日々、放射性の核廃棄物を生み出し、これが北海道や青森、また、太平洋の海に捨てられようとしている。

こういう中で、肉や、またお乳を私たち人間がとり、そして放射能に汚染された海、そこで住む魚を食べている私たちが、生まれてくる子供たち、そして、日々、暮らしている子供たちを思うと、子供を育てていくことに、大変不安を隠し切れない。そういう中で、核兵器廃絶都市宣言を行っている日野市で、核兵器、核のない町、平和に暮らせる世の中を求めていかなければならない。そして、私どもの日野市議会において、このことを理解の上、政府や関係機関に意見書を出していただきたい、ということです。

意見書の中身といたしましては、すべての原子力発電所、及び核燃料サイクル施設の運転を直ちにとめ、建設を中止し、計画を撤回すること、二つ目には、放射性廃棄物を海底や地中に投棄する一切の計画を撤回すること、この二つでございます。

私ども当委員会といたしましても、この請願審査には、６回にわたり審査を行ってまいりました。委員の皆様より、原発に関する資料の要求、請求なども、何回かの委員会にわたり行われまして、新聞の切り抜き、あるいはまた、原子力安全白書などが、皆さんのお手元に配付されまして、それをもとにして審議を行いました。

意見といたしましては、そういう中で、直ちに運転を中止することは無理である。また、安全性の確保ならよいけれども、原子力発電をなくすることはできない。また、これは日野市だけに出ているけれども、国や都や、他市にも働きかける必要があるのではないか。あるいいはまた、既存の原発施設は、安全の総点検をすべきである。そして、危険があればとめること。そして、国民の立場で調査、研究をするように。こういう意見などが出されました。

採決の結果、賛成少数で不採択と決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　委員長にお尋ねをいたします。

その前に、厚生委員会の諸氏が、この請願審査に当たって、大変に御苦労をされたことに、心から敬意を表したいと思います。しかし、紹介議員の立場から、不採択と聞いては、まことに残念でありまして、若干、委員長に対して伺いたいと思います。

まず、単純に、なぜ不採択になったのかということが、ちょっと今の御説明では、よくわかりません。請願の願意は全く認められない、というのが理由なのか。確かに、結果を聞けばすべてがわかる、と言ってしまえばそれだけのことですけれども、もう少し審議の経過、内容について、願意は全く認められないという方向で終始したために、採決すべきだという意見がたびたび出て、そして結論的に不採択、とこういうことになったのかどうか、その辺をまず伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　お答えいたします。

請願代表の皆さんのお気持ちもわかるけれども、今これを直ちにとめることは、今の

エネルギー政策の中では無理ではないか、そういう意見がございまして、そして、これは、ただ一地方自治体だけでなくて、国の方にも働きかけていく必要があるのではないか、こういう意見が終始ございました。

○議長（黒川重憲君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　今の委員長の御答弁ですと、願意は根本的に認めないわけではない。しかし、それでは、願意そのものの根本は認めないわけではないという、請願の趣旨ですね、これの、どこがどうだという議論がなされたのか、その辺を具体的に、わかりやすく御説明願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　お答えいたします。

請願の題にもありますように、「ただちにやめ」というところが、中に入っております。直ちにやめた場合には、その後をどうするのかという、これは、とめられないという、そういうところでございます。

○議長（黒川重憲君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　すべてとか、あるいは直ちにということでは、とても願意に沿うことはできない、ということであったにしても、他の委員会ではよくやることですが、請願代表者に請願の取り下げ、あるいは訂正、そういったことを、正副委員長にお任せする形で働きかけることが、よくあります。そういう努力は、委員会としてされたのか、そういう意見は、また出なかったのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　非公式で、私がお話をするということで、お話ししたことがございます。

○議長（黒川重憲君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　非公式ということは、全くこの際、論外のことだろうと思います。

願意は全く認めない、ということではないということであれば、少しでも認めようという努力が、私にはちょっと感じられないわけですが、ここで、一つさらに伺いたいのは、これも異例のことのようですが、請願者から請願以外に、請願の審査を促進というか、そういう意図から、要望書というか、そんなものが出されているはずだと思いますが、これもちょっと異例のことだと思いますが、そのことについての論議、この辺について、どんなふうにされたか、伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　お答えいたします。

11月13日に、日野の市議会で受け付けまして、11月17日の委員会のときに、私、委員長のところに届けられました要望書を、各委員の皆様に配付いたしました。そして、このことについても、中身は、専門家を呼んでいただきたい、ということです。参考人として、原子力発電所を推進する学者、原子力発電所に反対する学者をお呼びして、日野の厚生委員会の中で勉強していただきたい、ということだと思いますが、意見を私どもが参考にして審議していただきたい、という趣旨だと思います。そういうことで、出されまして、私も委員長として、このことを皆様に一応お諮りいたしました。

そういう中で、委員の方から、講師を呼ぶにはお金が必要です、講師料が。その講師料について、どうなのか、ということがございましたので、私は、この要望書が来た後に、すぐ事務局の方と打ち合わせいたしまして、厚生委員会に講師料があるのかどうか、お尋ねいたしましたら、講師料がそんなに高くなければ用意してある、ということでございましたので、そのことを委員のところにお返しいたしまして、お呼びしたらどうか、ということもお諮りいたしましたけれども、意見の一致を見ないで、そして結論を出した方がいい、ということになったわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　そうしますと、お呼びすることを、一応お諮りしたけれども、前段の、お金は大丈夫なのか、という心配の方が主で、呼ぶべきかどうかという本質的な議論は、なにかされていないように感じますが、そういう理解ではいけないんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（鈴木美奈子君）　このことにつきましても、皆さん１人ひとり御意見申し上げました。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　ただいま委員長に伺った範囲では、すべての請願に対して日野市議会がとっている慣例といいますか、ことから、かなりかけ離れた、例えば、請願の願意を少しでも取り上げてやろうという努力、これは他の委員会ではよくやることですが、それもされていない。それから、要望書ということについても、十分な討議もさ

れていない。

こういうことで、まことに異例の取り扱いをしているということで、紹介議員としては、大変不満であります。先ほど申し上げましたように、請願の審査、その他、出た結論がすべてだと言ってしまえば、そういうことですけれども、余りにも他の請願との扱いと、かけ離れた取り扱いがされている、とそういう点で大変不満であり、この請願の不採択ということに対して、反対をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　採択をする立場から、一言、意見を申し上げます。

原子力政策の基本は、原子力の軍事利用を阻止して、研究開発の民主的、総合的発展を図り、安全有効な平和利用を進めることであります。今日の原子エネルギーの研究開発は、まだ始まったばかりであり、特に軍事的利用のゆがみは、アメリカにおいては典型的にあらわれております。

日本の場合は、燃料や技術の面で、完全に対米依存であり、自主的立場が極めて弱く、また、大企業を優先させ、安全性が驚くほど軽視されており、次の具体的な意見を述べます。

第１は、総合的な審議会の設置であります。安全性と経済性、原子力発電の将来の展望と可能性などを含め、原子力開発計画の多面的な検討を行う、この審議会は、いわゆる開発推進派だけでなく、日本学術会議などの学者、研究者を含め、原子力問題の研究に当たっている専門家に広く参加を求め、この分野で国民の英知を結集できる公正な総合的な審議をつくるべきであります。

第２点目は、原子力安全委員会の設置であります。国民に信頼される科学的で厳密な原子炉の安全審査体制を確立するために、現在の原子力委員会の機能と体制を抜本的に改め、単なる諮問機関でなく、日本の原子力研究、開発全般にわたっての安全審査を、責任持って指導、監督できる機能と、行政権限を持つ原子力安全委員会を設置すべきであります。

第３点は、原子力発電計画を全面的に見直す立場から、原子力発電所の新増設については、大型原子力発電所の新増設計画は、炉を掘ったり、放射性廃棄物の処理、処分、核燃料の再処理などについての安全性が確立するまで、中止すべきであります。既設原発の全面的な安全総点検については、既設の原子力発電所と関連施設は、国と企業の責任で、原子力防災を含め、全面的な厳しい安全点検を実施し、結果を公表させ、不安が

認められたものについては、その度合いに応じて永久停止、回収から、出力低下などの緊急安全処置をとられるべきであります。労働者の安全対策の確立については、原子力発電所と関連原子力施設に働く労働者を、放射線被曝から守るために、労働環境の改善、被曝線量の大幅軽減と合わせて、被曝を避ける、修理、点検方法や、作業システムの採用など、根本的な対策の確立を図るなどが必要であります。

以上、意見を付しまして、採択をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって請願第62－11号、原子力発電所の運転をただちにとめ、核のゴミ捨て計画をとりやめることを求める請願の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第62－35号、三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練基地（ＮＬＰ）建設計画に反対する意見書採択に関する陳情の件を議題といたします。

本件については請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、総務委員長より報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（馬場弘融君）　請願62－35号でございます。三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練基地（ＮＬＰ）建設計画に反対する意見書採択に関する陳情の、取り下げの件につきまして、御報告を申し上げます。

本請願は、去る９月17日に当委員会に付託をされて以来、２回にわたって審査を行ってまいりましたが、第３回定例会最終日、10月２日に、この陳情を先取りするような形で、全く同じ趣旨の議員提出の意見書が可決をされまして、既に関係機関に送付をされているわけであります。

当委員会では、請願代表者に、既に願意が達成されているので、陳情の取り下げ方を要請をいたしておりましたけれども、去る12月７日、代表者の、中野区東中野１－56－５、秋山秀男さんから、請願取り下げ願いが提出をされました。

当委員会では、協議の結果、全員異議なく請願取り下げを了承いたした次第でございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　ただいまの委員長の報告のとおりこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第62－35号、三宅島への米空母艦載機夜間離着陸訓練基地（ＮＬＰ）建設計画に反対する意見書採択に関する陳情の件は、取り下げることに決しました。

これより請願第61－９号、東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する請願の件を議題といたします。

本件については請願より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、文教委員長より報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（板垣正男君）　御報告いたします。請願第61－９号、昨年の９月５日に受け付けたものでございます。９月議会以来、文教委員会で審査を行ってまいりました。この内容は、東京都立商科短期大学商学科二部の、都心部への移転統合を取りやめ、現状どおり昭島校舎へ存置していただきますように、ということで、東京都に意見書を提出していただきたい、とこういう要旨でございます。

東京都では、昭和57年の10月に「東京都長期計画懇談会」という報告書を出しまして、この中に、都立商科短期大学の夜間部は、校舎の移転統合を検討する、という内容を含めてございました。それを受けてという形になっておりますが、昨年の６月、「東京都長期計画懇談会中間のまとめ」というのが発表されておりまして、この中にも、同趣旨の内容が盛り込まれておったわけでございます。いわゆる第２次の長期計画懇談会の中間まとめでございました。

そうしたことなどの動きを踏まえての、請願の提出だったようでございますが、この長期計画懇談会の報告書が10月に提出されまして、10月の報告書の中には、夜間部の統廃合についての記述は、全部削除されておりまして、対象から除く、という考えになった経過がございました。

教育委員会を通じまして、直接、学校当局などにも再三問い合わせをする中で、移転統合の計画は全く考えていない、ということなどの回答も得ておりましたので、その旨、筆頭紹介議員を通じまして、請願者に、取り下げ等についての打診を行ってきたところでございます。

請願の提出者より、11月21日、議長あてに請願取り下げ願いが出されております。所

定の手続を経ておりますので、文教委員会でもそのことを確認した次第でございます。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　ただいまの委員長の報告のとおりこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第61－９号、東京都立商科短期大学商学科二部の昭島校舎存置に関する請願の件は取り下げることに決しました。

これより請願第62－６号、公立中学校英語の授業時間増に関する陳情、請願第62－14号、ソフトボール専用グランドの建設についての陳情、請願第62－32号、第三幼稚園における２年保育４歳児の増員に関する請願、請願第62－49号、日野市日野本町七丁目５番地の23、日野市中央公民館における保育室設置に関する請願、請願第62－50号、市営多摩平・旭が丘テニスコートの人工芝及びナイター設置促進に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本５件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第61－14号、「修築資金融資制度」の改善・拡充、「市民住宅相談窓口」の住民への宣伝の強化、制度内容の改善・拡充に関する請願、請願第62－５号、神明地区センター早期建設を願う請願、請願第62－16号、東光寺東地区センター建設に関する請願、請願第62－19号、東町地区公害に関する請願、請願第62－24号、犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手

術に対する補助に関する請願、請願第62－30号、老人入院見舞金制の制定と実施に関する請願、請願第62－31号、新町地区センター設置に関する請願、請願第62－34号、０歳児の特例保育の実施に関する請願、請願第62－43号、日野市南部地域への総合医療機関の設置を求める請願、請願第62－47号、日野市三沢742番地みどり坂住宅地域に地区センターを建設してくださいの請願、請願第62－48号、食品安全条例の制定を求める請願、請願第62－51号、入院ベッドの確保に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本12件については厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第61－６号、市道新井第29号線の暗きょ排水施設に関する請願、請願第62－３号、「国民の食料を守り、農業再建に関する意見書」提出についての陳情、請願第62－27号、私道の公道移管と公図作成に関する請願、請願第62－29号、多摩平六丁目32番地の８、９に建設予定のマンション建設阻止に関する請願、請願第62－36号、米の市場開放反対、農畜産物の輸入自由化阻止の意見書採択に関する陳情、請願第62－42号、山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本６件については建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第48、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第49、スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・公園対策特別委員長よりスポーツ・公園に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第50、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第51、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より廃棄物に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第62－53号、法務局の増員に関する要請についての陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第62－53号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第62－53号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議員提出議案第14号、借地・借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　本件は、去る12月８日の本会議におきまして採択されました、請願第62－７号、及び62－９号に伴う意見書でございます。

案文は、お手元に配付をいたしました資料のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第14号、借地・

借家人の権利を弱める「借地・借家法の改正」に反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第15号、第10次道路整備５箇年計画の道路財源確保の意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　議員提出議案第15号は、第10次の道路整備５箇年計画の道路財源確保の意見書でございます。

意見書の要旨は、お手元にあるとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　議員提出議案第15号、第10次道路整備５箇年計画の道路財源確保の意見書に対する意見を、一言述べておきます。

この意見書は、道路整備促進期成同盟会全国協議会の会長から要請を受けた森田市長が、市議会に働きかけてきたことから、提出の運びとなった意見書案であります。この第10次道路整備５箇年計画は、昭和63年から67年度の間、総額53兆円の事業費をもって高規格幹線道路整備に10兆円を超える巨額な投資が予定されております。この計画に対する全国各地の９月議会での動向を見てみますと、第10次道路整備計画の投資規模の、確保を要求する、その決議を求めるキャンペーンが、建設省、自民党建設族といわれる人々の指導のもとに、このほど大々的に繰り広げられてまいりました。

建設省関東地方建設局が10月30日に発表した、東京圏の道路整備５カ年計画によりますと、対象地域は、都心から40キロないし50キロ圏につくる、首都圏中央連絡自動車道、いわゆる圏央道の内側に計画を立てております。自動車専用道路の整備に力点を置いて、５カ年間に東京外郭環状道路など総延長115キロを完成させよう、とするものであります。その事業費は３兆974億円といわれております。

高速道路は、言うまでもなく、自動車の専用道路であります。それに伴う騒音や振動、大気汚染や低周波公害など、地域の住環境に重大な影響をもたらすものになります。とりわけ、東京周辺をめぐる首都圏中央連絡道、いわゆる圏央道が東京に残された、貴重な高尾山の自然を破壊するのを初め、公害問題が避けることのできない、極めて重大、かつ深刻な問題であるにもかかわらず、計画の再検討もしないまま、強硬されようとし

ているのが現状であります。

多くの住民の要求にこたえた積極面と、逆のマイナス影響の側面と、両側面があることを指摘しないわけにはまいりません。

以上、一言意見を述べて、反対の立場を表明しておきます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第15号、第10次道路整備５箇年計画の道路財源確保の意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第16号、国民健康保険制度に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　国民健康保険制度に関する意見書でございます。この意見書は、全国市議長会、また全国町村議長会等でも、意見書の提出などで運動されておりますが、そのことと同じ趣旨のものでございます。

案文は、お手元に配付したとおりでございますので、採択に向けて御協力をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第16号、国民健康保険制度に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第17号、学校事務職員等の給与費国庫負担制度除外に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　この意見書案につきましては、文教委員会に付託されました、二つの陳情書の採択に基づいて提出されるものでございます。

案文については、お手元に配付されたとおりでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第17号、学校事務職員等の給与費国庫負担制度除外に反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第18号、「空き家割増し家賃制度」導入反対を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　本件は、先ほど採択されました請願第62－37号に伴う意見書であります。

案文につきましては、お手元に配付をいたしました資料のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第18号、「空き家割増し家賃制度」導入反対を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第19号、民族的偏見と差別にもとづく暴力行為の糾弾に関する決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　この件も、先ほど採択をされました請願62－52号に伴う決議でございます。

案文につきましては、お手元に配付をいたしました資料のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第19号、民族的偏見と差別にもとづく暴力行為の糾弾に関する決議の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和62年第４回日野市議会定例会を閉会いたします。

午前４時13分　閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長	黒	川	重	憲
署名議員	市	川	資	信
署名議員	石	坂	勝	雄